日野市議会会議録

平成３年第２回定例会

第９号～第17号

６月11日　開会

６月27日　閉会

日　野　市　議　会

日野市立図書館 ☎81-7354
1595583

平成３年　第２回定例会日程

６月１１日	（火曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告
６月１２日	（水曜日）	議案上程
６月１３日	（木曜日）	一般質問
６月１４日	（金曜日）	一般質問
６月１７日	（月曜日）	一般質問
６月１８日	（火曜日）	一般質問
６月１９日	（水曜日）	一般質問
６月２０日	（木曜日）	一般質問、議案上程
６月２７日	（木曜日）	審査報告、議案上程

1595583

平成３年
第２回定例会　日野市議会会議録目次

○６月11日　火曜日（第１日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会期の決定 …… 5
行政報告 …… 6
諸般の報告 …… 71
散会 …… 71

○６月12日　水曜日（第２日）

出席議員 …… 73
欠席議員 …… 73
出席説明員 …… 74
議事日程 …… 74
開議 …… 77

（議案上程）

議案　第36号　日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について …… 77
議案　第37号　平成２年度日野市一般会計補正予算（第６号）の専決処分の報告承認について …… 83
議案　第38号　平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認について …… 86
議案　第39号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 88

議 案　第 40 号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 88
議 案　第 41 号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 88
議 案　第 42 号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 88
議 案　第 43 号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 88
議 案　第 44 号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 88
議 案　第 45 号　日野市農地課税審議会条例の一部を改正する条例の制定について …… 88
議 案　第 46 号　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 94
議 案　第 47 号　平成３年度日野市一般会計補正予算（第１号） …… 95
議 案　第 48 号　平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号） …… 97
議 案　第 49 号　日野都市計画道路３・４・14号線築造工事請負契約の締結について …… 101
議 案　第 50 号　南平用水路（10－３号）改修工事請負契約の締結について …… 104
議 案　第 51 号　日野市立平山中学校食堂棟建築工事請負契約の締結について …… 105
議 案　第 52 号　日野市立大成荘改築工事請負契約の締結について …… 107
議 案　第 85 号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の訂正について …… 115
議 案　第 29 号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の訂正について …… 117
議 案　第 30 号　日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の訂正について …… 118

（報　告）
報 告　第 2 号　平成２年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について …… 118
報 告　第 3 号　平成３年度日野市土地開発公社事業計画の報告について …… 120
報 告　第 4 号　平成３年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について …… 123
報 告　第 5 号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 124
散　　会 …… 129

○６月13日　木曜日（第３日）
出 席 議 員 …… 131
欠 席 議 員 …… 131
出 席 説 明 員 …… 132
議 事 日 程 …… 132
開　　議 …… 133
（一般質問）
一ノ瀬　隆議員
１．ネーミングの促進を …… 133
高橋　徹議員
１．老人への家庭奉仕員（ホームヘルパー）の人材バンク制度を確立せよ … 147
奥住日出男議員
１．ＪＲ中央線、日野駅ホームの改善について問う …… 153
小川友一議員
１．高齢化社会を迎えるに当たり行政の責任と対応について …… 160
２．地域開発事業に関連し行政の執行体制について再度問う …… 167
内田　勲議員
１．小・中学校に於けるコンピュータ導入について …… 176
２．市立総合病院の対応は患者の立場に立って …… 184
散　　会 …… 188

○６月14日　　金曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 189
欠　席　議　員 …… 189
出　席　説　明　員 …… 190
議　事　日　程 …… 190
開　　議 …… 191
（一般質問）
沢田研二議員
１．市民にも見える・分かる・訴える環境保護行政及びゴミ対策行政を …… 191
（議事進行）
下水道工事における陥没事故について …… 208
（一般質問）
名古屋史郎議員
１．多摩平支所廃止案を見直せ …… 211
米沢照男議員
１．地方自治法の改悪について市長の見解を問う …… 225
２．地域医療計画の見直しと病院建設について問う …… 232
３．建築公害に係る紛争と市の役割について …… 236
福島盛之助議員
１．地域の問題について …… 242
散　　会 …… 252

○６月17日　　月曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 253
欠　席　議　員 …… 253
出　席　説　明　員 …… 254
議　事　日　程 …… 254
開　　議 …… 255
（一般質問）
執印真知子議員
１．日野市の食品安全行政を進めよ――食品安全研究グループの研究成果を市政に生かせ―― …… 255
竹ノ上武俊議員
１．２番目の老人ホーム建設について問う …… 271
２．緑と清流のまち日野市で、農地を残す努力を …… 281
宮沢清子議員
１．駐車場案内システムの設置を（多摩動物公園通りをはじめ川崎街道等の混雑緩和のために） …… 291
２．市立地区センターの「くみとりトイレ」を「水洗トイレ」に改造を（三沢・程久保・第二武蔵野台地区センター等々） …… 302
田原　茂議員
１．その後の西平山区画整理事業は住民本位を貫いているか …… 308
２．母子・父子家庭にもっと行政の温かい手を！ …… 318
３．市営葬儀を実施せよ！ …… 318
土方尚功議員
１．各事業推進に向けての行政対応について問う …… 323
散　　会 …… 329

○６月18日　　火曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 331
欠　席　議　員 …… 331
出　席　説　明　員 …… 332
議　事　日　程 …… 332
開　　議 …… 333
（一般質問）
谷　長一議員
１．職員の環境改善を計れ …… 333
２．農業を環境保全に役立たせよ …… 341
板垣正男議員
１．訪問看護のいっそうの充実について …… 344
２．市立第三小学校通学路の安全対策について――新町二丁目から日野台

にむかう道路（第三小学校東側） …… 361
天野輝男議員
1．市内の街づくりの進め方は長期的な展望に立て！ …… 363
佐藤洋二議員
1．戦没者追悼式は平和を祈念し終戦記念日に開催をされたい …… 380
2．市職員への障害者採用の促進について …… 387
散会 …… 393

○６月19日　水曜日（第７日）
出席議員 …… 395
欠席議員 …… 395
出席説明員 …… 396
議事日程 …… 396
開議 …… 397
（一般質問）
夏井明男議員
1．統計資料の数字について …… 397
2．日野市の水は安全かを問う …… 404
3．多摩平支所の廃止案について …… 409
4．日野台一丁目地域の緑地確保をはかれ …… 418
下村　功議員
1．車いす使用の単身者にも市営住宅を！ …… 419
2．心身障害者緊急一時保護制度の見直しを！ …… 425
市川資信議員
1．（続）高幡駅周辺の区画整理事業及び総合病院建設について再度問う … 431
古賀俊昭議員
1．職務給への是正について其の後の取り組みを問う …… 453
2．日野台一丁目の公園建設について其の後の対応を問う …… 459
3．豊田南地区土地区画整理事業について …… 462
4．より優れた防災情報センターの建設を …… 466
散会 …… 472

○６月20日　木曜日（第８日）
出席議員 …… 473
欠席議員 …… 473
出席説明員 …… 474
議事日程 …… 474
開議 …… 477
（一般質問）
高橋徳次議員
1．高齢化社会に対応するため今後の行政のまちづくりとボランティア活動の活性と活用についての考えを問う …… 477
馬場繁夫議員
1．長寿社会へ向け「福祉・医療・保健」の連携による福祉新時代を …… 484
藤林理一郎議員
1．道路整備について …… 504
鈴木美奈子議員
1．高齢者への家賃補助制度を多摩平団地など公団住宅居住者と障害者にも適用するよう検討を …… 509
（議案上程）
議案　第53号　日野市乗鞍高原安曇（あづみ）荘設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 521
議案　第54号　浅川右岸第五処理分区(3－1）工事請負契約の締結について …… 532
議案　第55号　浅川右岸第六処理分区(3－5）工事請負契約の締結について …… 533
議案　第56号　日野第一旭が丘処理分区(3－1）工事請負契約の締結について …… 534
（請願上程）
請願　第３－７号　ＪＲ線・黒川踏切の拡張に関する請願 …… 536
請願　第３－８号　黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願 …… 536
請願　第３－９号　（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願 … 536

請 願 第 3 －10 号　学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情 …… 536
請 願 第 3 －11 号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願 …… 536
請 願 第 3 －12 号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情 …… 536
請 願 第 3 －13 号　平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情 …… 536
請 願 第 3 －14 号　集会所設置に関する請願 …… 536
（付託替え）
請 願 第 2 －24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願の付託替えについて …… 537
請 願 第 2 －25 号　中ホール建設に関する請願の付託替えについて …… 537
散　　会 …… 537

○６月27日　木曜日（第９日）
出 席 議 員 …… 539
欠 席 議 員 …… 539
出 席 説 明 員 …… 540
議 事 日 程 …… 540
開　　議 …… 545
（緊急質問）
庁舎食堂の業者選定に於ける疑義について …… 545
（議案審査報告）　（総務委員会）
議 案 第 85 号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 554
議 案 第 29 号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について …… 555
議 案 第 30 号　日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 556
議 案 第 39 号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 558
議 案 第 40 号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 559
議 案 第 41 号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 559
議 案 第 42 号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 559
議 案 第 43 号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 559
議 案 第 44 号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 559
議 案 第 45 号　日野市農地課税審議会条例の一部を改正する条例の制定について …… 560
議 案 第 52 号　日野市立大成荘改築工事請負契約の締結について …… 561
（総務・厚生・建設）
議 案 第 47 号　平成３年度日野市一般会計補正予算（第１号） …… 562
（文教委員会）
議 案 第 87 号　日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 565
議 案 第 53 号　日野市乗鞍高原安曇（あづみ）荘設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 565
（厚生委員会）
議 案 第 46 号　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 572
（建設委員会）
議 案 第 48 号　平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号） …… 572
（取り下げ）
紹介議員の取り下げの件 …… 573
（請願審査報告）　（総務委員会）

請 願 第 3－14 号　集会所設置に関する請願 …… 574
（厚生委員会）
請 願 第 3－6 号　美浜原発２号機重大事故に関する陳情 …… 574
（建設委員会）
請 願 第 3－7 号　ＪＲ線・黒川踏切の拡張に関する請願 …… 581
（継続審査）　（総務委員会）
請 願 第 2－29 号　市内連絡バス（ミニバス）の路線の一部変更を求める請願 …… 581
請 願 第 2－32 号　無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願 …… 581
請 願 第 3－11 号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願 …… 581
請 願 第 3－12 号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情 …… 581
請 願 第 3－13 号　平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情 …… 581
（文教委員会）
請 願 第 3－2 号　２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願 …… 582
請 願 第 3－10 号　学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情 …… 582
（厚生委員会）
請 願 第 2－20 号　日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願 …… 582
請 願 第 2－24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願 …… 582
請 願 第 2－25 号　中ホール建設に関する請願 …… 582
請 願 第 3－8 号　黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願 …… 582
請 願 第 3－9 号　（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願 … 582
（建設委員会）
請 願 第 2－4 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 … 583
請 願 第 2－5 号　帝人高層独身寮建設反対に関する請願 …… 583
請 願 第 2－11 号　中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願 … 583
請 願 第 2－28 号　大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願 …… 583
請 願 第 2－30 号　（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願 …… 583
請 願 第 3－1 号　大坂上二丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情 …… 583
請 願 第 3－4 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願 …… 583
請 願 第 3－5 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願 …… 583
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 583
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 584
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 584
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 584
（議案上程）
議 案　第 57 号　浅川右岸第六処理分区(3－3) 工事請負契約の締結について …… 585
議 案　第 58 号　浅川右岸第六処理分区(3－4) 工事請負契約の締結について …… 586
議 案　第 59 号　浅川右岸第六処理分区(3－1) 工事請負契約の締結について …… 587
議員提出議案 第６号　長崎県雲仙・普賢岳火山噴火被災に対する住民への見舞いに関する決議 …… 588
議員提出議案 第７号　公団家賃の値上げに反対し、公団家賃改定方式の再検討を求める意見書 …… 588
午後11時58分休憩後、再開に至らず閉会 …… 589

6月11日　火曜日　（第１日）

平成３年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第９号）

6月11日　火曜日　（第１日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成3年6月11日（火）
午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　行政報告
日程第4　諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第1から第4まで

午前４時27分　開会

○議長（小山良悟君）　これより平成３年第２回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

議事に入る前に、市長より発言を行いたい旨の申し入れがありましたので、これを許します。

○市長（森田喜美男君）　報告を申し上げます。

教育長・長沢三郎君は、３月の第１回定例議会の当日、発症いたしまして、南多摩病院に入院をし、３月14日にＳ状結腸狭窄という病名の診断によりまして開腹手術を受けた経過がございます。その後、４月１日、病状は回復いたしまして退院をし、４月８日から出勤をいたしております。大病の後ではありますが、一応日常勤務には支障なく職務に勉励をしておるところでございます。

本日のこの本会議の議場に出席をいたしておりません。私の彼の病状に対します配慮によって自席で待機をする、とこういう状況でございます。本人も12月議会で受けました御指摘のことにつきましていたく反省をし、また謹慎をしているわけでありますが、大病後の状況でございますので、当分の間、お許しをいただけるならば議会を御遠慮したい、こういう状況がございますので、そのことを御報告をし、御理解をお願いをしておきたいと思っております。以上です。

○議長（小山良悟君）　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については会議規則第81条の規定により、議長において

18番　一ノ瀬　隆　君

19番　板　垣　正　男　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（箙野行雄君）　去る７日、午後２時より議会運営委員会を開催し、今回の定例会の運営等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日より27日、木曜日までの17日間と決定いたしました。

なお日程、議案等の取り扱い、一般質問等につきましては、配付されております資料

のとおりでありますので、御理解願いたいと思います。

以上、議会運営委員会の決定事項について報告を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日から６月27日まで、期日17日間と決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より、本年第２回定例市議会をお願いをいたします。

まず行政報告を行います。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、私より３件の報告を行い、他は提出資料をもってかえさせていただきます。

１、東京都市長会提出の要望事項について。

全国市長会では、国の予算編成期に合わせ、毎年、各ブロック市長会の要望事項を取りまとめ、政府に対する要請活動を行っております。平成４年度の東京都市長会提出の要望事項は、去る５月28日開催の全国市長会関東支部総会に議案として提出され、全会一致で採択されました。

お手元に配付いたしました資料のとおり、要望事項は五つの大区分、20項目に整理されて全国市長会に提出されるものであります。御理解をいただき、市議会の御支援をお願いする次第であります。

２、東京都立立川地域防災センターの開設について。

東京都が多摩地域を対象に建設を進めてきた「都立立川地域防災センター」が完成し、去る５月９日、開所式が行われました。

このセンターは、新都庁舎を本部として設置された東京都防災センターの指揮のもとに、多摩地域の防災活動に必要な次の機能を備えるとされております。１、情報収集及び連絡調整機能、２救援物資の備蓄、輸送機能、３、要員確保機能、４、一時避難場所としての機能であります。「都立立川地域防災センター」の設置は、今後、多摩地域の総合防災基地として役立つものと期待されております。

３、多摩東京移管100周年記念事業の進行について。

多摩地域は、明治26年に神奈川県から東京府に移管されて、平成５年が100周年に当たることになります。この機を生かし地域の意識高揚のため、多摩市町村と東京都で「21世紀の新しい多摩づくり」を目指し、テーマを「多摩新時代の創造」――世界に開かれた人間都市・東京の新機軸――と定め、都市基盤、都市施設等の整備と記念式典、各種のイベントから成る記念事業を展開することとして計画が進められております。現在、東京市町村自治調査会内に準備室が設置され、「基本計画」の策定作業が進められております。本市も多摩の一自治体としてこの事業に積極的に参加する考えであります。

以上の行政事項３点につき御報告して、議会の御理解をお願いするものであります。以上です。

○議長（小山良悟君）　収入役以下については、報告書のとおりですので報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　２点ばかりお聞きをしたいと思います。

１点目は、多分市長の方から冒頭御報告があるかと思っていたんですが、なかったものですから報告に値しないのかな、ということでお聞きしたいと思います。

食堂の運営についてでございます。

２月以上、庁内の食堂が閉鎖をしておるんですけれども、経過はどうなっておるのか。一部、新聞等々では承知をしておるんですけれども、多分本日の行政報告の中で御報告があるんだな、というふうに考えておりましたので、なかったものですから、その後の経過あるいは今後どうなるのか、できれば、我々の知らない裏話もひとつ御報告をいただきたい。それが１点です。

それからもう１点は、建設部になるのか企画財政になるのか社会教育部になるのかちょっとわかりませんけれども、浅川スポーツ広場の整備についてでございます。

御案内のように、今日野市内の少年野球、かなり活発に活動を展開しております。開会式等には市長も御出席をいただいて激励をちょうだいしているわけでございますけれ

ども、浅川のグラウンドが間もなく使えなくなります。したがいまして、関係者がそれにかわるものとして何とかしてほしい、という声は前々から出ておったんですが、３年度の予算の中で、整備費として5,100万ばかり計上をされているわけです。既に１万平米を国から借りて、それをできるだけ早く整地する、というふうに予算委員会の中ではお聞きしているんですが、具体的にまだ何の手もついてないようです。まだ６月の初めですからどだい無理なのかなと思いますけれども、できれば浅川が、浅川の方のグラウンドが使えなくなると同時に浅川スポーツ広場が使えれば幸いなんですが、その辺の今後の整備計画、いつごろ始めて、いつごろ終わって、いつごろ使えるのか、この辺をお聞きしたいというふうに思います。以上、２点です。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　第１点目の食堂の件につきましてお答えを申し上げます。

食堂の件につきましては、平成２年度、ジューキ食品株式会社が受託をいたしまして営業をしていたわけでございます。将来的な経済的見通しが立たない、ということで１年間で契約を打ち切ったということでございます。次の業者を選定する間、長期にわたりまして休業をする羽目になったわけでございます。来庁の皆さん初め多数の方に御迷惑をおかけいたしまして本当に申しわけないというふうに思っております。次の業者の選定につきましては鋭意努力いたしまして、現在内定しておりますのは、株式会社一冨士という会社でございますけれども、一応基本的な委託の合意がなされまして、今月の24日から営業開始をするということになっております。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　２点目の浅川スポーツグラウンド整備という問題についてお答えしたいと思います。

御承知のとおり、具体的には淡水区跡地ということになるわけでございますが、この場所につきましては、面積、約２万平方メートルでございます。よって、その半分を国の方から借りて多少の整地をしまして多目的広場に使うという目的で進んでおります。既に国との協議につきましては５月の中旬に成立しております。実際に借りる方法としては、７月の１日以降、１日から使用料等を払うわけでございますが、国の方もそういう手順がありますので、７月１日以降の借用という形でございます。よって、しかし、シーズンでございます、早いうちに何とか私の方も工事に着手したい、というような要望も国に申し上げました。よって、その理解も求めております。７月以降でなくして早い時期に着手してもよろしい、という了解をとっておりますので、よって現在、建設部

あるいは体育課との調整の中で完成をできるだけ早くシーズン中にやはり多目的広場という目的でございます、スポーツをやる方にとって秋のシーズンには遅くも間に合わせたいというような作業を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　　ありがとうございました。浅川のスポーツ広場の方はよくわかりました。今、企画財政部長の方から、秋の大会に間に合うようにということですから、ぜひそのようにお願いをしたいというふうに思います。

１点目の食堂のことでございますけれども、ただいま６月の24日から一冨士という株式会社が受託する、というふうに決まったという報告を受けまして、大変結構だなというふうに思うんですが、職員の福利厚生という面で、これほど長い間、食堂を閉鎖をしておった。いろいろ理由があったんでしょうけれども、何が一番ネックだったのか、それが今後に尾を引くのか、引かないのか、もしその辺がありましたら再度お答えをいただきたいというふうに思います。

日ごろ市長がよく職員の英知を結集して、というふうに言われます。一生懸命努力されているのはよくわかるんですけれども、食べることというのは、特に独身の職員にとっては、外で食べるということは大変食費も高いですから、苦痛ではなかったかな、とこんなふうな気がいたします。それなりの鋭意努力をされたということですから、それはよくわかりますけれども、その間、どんなふうに考えていたのか、職員の福利厚生について。いろいろ陰では、あるいは風の便りでは、うわさは入ってくるんですけれども、同じようなことをやっているとまた二の舞いを踏みかねない、こういうことが予測されるんではないかというふうに思います。今度は大丈夫だというふうに私も思いたいんですけれども、その辺の内容の話がなかったものですから、もし差しさわりがなければお聞きをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

平成２年度でございますけれども、先ほどお答えをいたしましたように、ジューキ食品株式会社が受託をしていたわけでございますけれども、その従業員の一部でございますけれども、パートの職員がいたわけでございます。このパートの職員、６名でございますけれども、この職員が継続して雇ってほしい。ぜひ市役所の食堂で続けて仕事をしたいという要望がございまして、この要望が業者の方に行き、業者といたしまして、業者のいわゆる採用基準に適合する場合であれば採用しても結構です、ということで面接

までしたわけでございます。しかしながら、業者のいわゆる基準に適合いたしませんで不採用ということになったわけでございます。そんないきさつが若干ございまして、この会社はハーベストという会社でございますけれども、今後、安定的な営業なりそういうものができないだろう、ということで契約寸前で撤退をしてしまった、ということでございます。その後にいろいろ業者選定をいたしまして、先ほどお答えいたしましたような一冨士という会社が受託をするということでございます。この会社は前に雇っておりましたパートの６名とも十分話し合いをいたしまして、この職員を採用し営業を行うということでございます。

私どももいろんな面で短期間で営業が終わらないよう永続するような指導なり援助をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　一つは、今奥住議員からお話がありました食堂の件です。

これは２カ月以上も利用がなかったということがありますが、互助会の関係から離れて一般の市民の方も使うことができるというふうな形のものであります。新聞にも詳しい話が報道もされまして、確認でちょっとお尋ねしますが、一つは、そのハーベストという食品会社との契約寸前であったということですが、その中身ですね、その契約の寸前の中身。といいますのは、既にこの会社は面接を、職員で働きたい方はどうぞ、という案内を出しまして、その面接の日にはいろんな備品類を搬入をしておりました。ですから、いつ契約が寸前であったのか、その辺の具体的なことを教えていただきたい。

普通、契約をしてからいろいろな備品類とか、そういうのは全部搬入をいたします。そういうこともない段階で備品類の準備段階に入るということはちょっく常識的に考えられません。この何社かどういうふうな選定をしてハーベストに決まったのか、その過程もあると思いますが……。

あともう一つは、ジューキ食品の関係のときのパートの臨時職員の方が面接をされたということですが、いつ面接をされたのか。実際、面接をされているのかどうか、正確に教えていただきたい。矛盾する点がありますので教えていただきたいということです。

それから株式会社一冨士の経営で、何とか６月の24日から営業開始する段取りになったということですが、この株式会社一冨士に決まる経緯、どういうふうにして決まってきたのか、その辺のお話をしていただきたいと思います。

あと２点目は、これは循環バスの新路線が日野台一丁目方向へ入っていくという路線がありまして、どこまで進んで、どういうふうな状態になっているのかの報告をいただ

きたいと思います。２点です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

契約といわゆる食堂開設の準備の搬入等の問題でございます。

まず契約でございますけれども、契約以前に会社といろいろ協議をいたしまして、市の条件も提示し、その条件を会社は了解をするという、そういうまず大筋の了解をお互いするわけでございます。それで市の意思決定についてはその当該する企業に委託をする。そういう意思決定をいたしまして会社に伝える、ということでございます。したがって、その時点から会社は一定の開設準備に入るということでございます。その過程の中で、一部汁器類の搬入をした、これは荷物の搬入ではございますけれども、こん包した汁器類を食堂に運び入れた、そういう段階でございます。

それから面接との関係でございますけれども、面接につきましては、今ここで、いつという日にちまでちょっと持っておりませんけれども、パートの職員の募集の方法といたしまして、まず一般のパート募集を会社がチラシを入れまして行いました。このチラシを入れまして一般の方の面接を一方で行う。引き続きまして従来から雇用しておりました６人のパートにつきましても面接を実施をしたということでございます。もしあれでしたら後ほどその面接の時期につきましては御報告してももちろん結構でございます。

それで契約でございますけれども、契約に際しましては、基本的な事項と、それから品目別、単価それからあと庁内への配送の問題、そういったものです。それからあと営業時間でありますとか、あるいは夜間の臨時的ないわゆるパーティー等の仕出しの問題、こういったもろもろの問題を詰めまして契約をするということでございます。契約につきましては、当時の予定では営業開始２日ぐらい前の予定をしていたということでございます。

それから、現在の一冨士が決まる経緯でございますけれども、このジューキ食品が撤退をいたしまして、どの業者に委託をするかということで庁内で選定委員会というものを設けまして５社選びまして、その５社のいろいろ内容を調査いたしまして、その中から先ほど申し上げましたハーベストを選んだ。ハーベストにつきましては、先ほど申し上げました理由で契約寸前で撤退したために、次の業者の一冨士という業者に決めた、ということでございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目のバス路線の関係についてお答えしたいと思

います。

特に日野台ということでございますのでお答えしたいと思いますが、まず当初予算の中で、予算審議の中でも御説明を申し上げました。一定の５月１日を目途に予算計上をお願いしたわけでございますが、当時の路線等につきましては、そのときにも計画しました路線の幅員の問題あるいは幾つかの――幅員が大きな問題でございますが、角切りの問題等の問題を含んで警視庁の実踏等踏まえて御報告を申し上げました。よって、その後、京王側との協議を進めまして路線の一部変更をさせていただきました。これは、やはり日野駅から豊田駅で主要道路を通るということで、余り角切り幅員に関係ない広い通りでございます。

ただ、その中には行政界が八王子市にまたがるというような問題が１点あるわけでございます。よって八王子市との協議も一応一方的な話を了解をとっております。よって現在、京王側と協定書の案につきまして協議中でございます。当然、京王サイドとしても、停留所の設置あるいはその路線を関東運輸局の認可の問題もありますが、近いうちに申請ができる状態でございます。よって、その後の作業としては警視庁の実踏、日野署の協議、そういった問題は残っておりますが、できるだけ予算もありますので、私の方は、財政負担もしてこの路線を開発するというお約束もしているわけでございます。よって早い時期にこの実現に向けて協議を積極的にしているところでございます。もうしばらくお待ち願いたい。今の状況で、見通しが非常に残念ではございますが、いつから、というふうにお答えできないのは残念でございます。できるだけ早い時期に開設したいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今の総務部長のお話は非常に問題の性格にぜひ必要なお話がすとんすとんと抜けているように思います。これは私はこの話にこだわりますのは、非常に小さな問題のようですが、本質的には非常に大きな問題を含んでいるというふうに思いますのでお尋ねするわけですが、ひとつ根本的なところでお尋ねしたいのは、ハーベストという会社がチラシをまいて、こういうふうに仕事があります、というふうにされた。で面接があった。その後、いわゆるジューキ食品関係でお勤めになった前の方の面接があったということですけれども、そうしますと、いつ一般のチラシで参加をされた方の面接があったのか。この一般にチラシを出されたときには、このパート職員の６名の方は面接をそのときチラシと一緒に面接を受けなかったのか、そういうふうになったのか、そこら辺のところをもう少し丁寧にお聞きしたいんです。

一般と同じように、皆さんと同じように面接を受けられて、それで不採用というふうな通知になったのか。一般の採用としては面接をそこで受けなかったけれども、その後にしたのか。その正確な日時として教えていただきたい。これは事の本質に非常に大切な点でありますから正確にお話をしていただきたいというふうに思います。

それから契約のことなんですけれども、非常にわからないですね。何がわからないかといえば、準備段階で備品類をこん包してあの市役所の食堂の中に搬入を開始しているということは、これは契約が成立していなければ私は出てこない行動なんですね。幾ら準備段階、確かに営業の準備段階というのは向こう側の考え方からいえばそうですけれども、これは実質的にはもう契約が成立をしているから実際に走っているんで、実際にいつに食堂として店を開きます、という日時も一般のチラシの面接の日にちと照らし合わせてみると契約が成立をしている。要するに文書で細かい、詰めについてのお話ですね、その辺についての詰めがなければ契約として認めないんだ、というふうになっているのかどうか、その辺がよくわからない。市の方としては搬入しても、これは契約が成立していないから、というふうな態度で進められているのかどうか。ほかの例でもそういうふうな扱いとしてされているのかどうか。ちょっと常識では考えられない今の論理ですから、もう少しお尋ねをしたい。

それからあともう１点、これは確認の意味ですが、ハーベストに決まったときには５社の選定の中でここにお願いをしたい。要するにここにお願いをしたい、というふうな形で決まったのか、ぜひ私の方でやらせてください、というふうに決まったのか、どういう形でそれが決まったのか。そして、今度、株式会社一冨士というところは、この５社の中にあって、ぜひうちの方でやらせてください、というふうな形になったのかどうか、そうではなくて、おたくの方でお願いをしたい、というふうな形になったのか、これは一般の普通の請負契約というんでしょうか、その辺はよくわかりませんが、どういうふうな形でこの場合は契約の中身として出てきているのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

それから日野台の新路線の循環バスの一部の件ですが、当初は５月１日からしたい、ということで準備を進めてきた。特に路線についての幅員の問題で問題が生じたので、という話は聞いてますけれども、この問題については八王子に一部かかるということでお話も了解が得られたということで、さまざまな今準備の段階の手続のお話がありましたけれども、それにしても、いつごろというふうなめどもちょっと言えないという、できるだけ早くという表現をされてましたけれども、この問題が解決をして手順等踏んで

いけば、大体逆算するといつごろというふうな、これは出てくるんではないかというふうに思いますが、その辺、言えないんでしょうか。その２点です。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

臨時職員の採用の面接でございますけれども、これはいわゆる受託会社がチラシを配付し募集をし面接をしたということでございますので、よくその日時は確認をしないとわからないわけでございますが、私が報告を聞いている範囲内では、チラシを配付し応募した職員については、その職員のみを対象にいたしましてまず第１段階の面接を行った。それからジューキ食品に勤めていた職員の、臨時職員につきましては、その後、別に面接をしたというふうに報告を受けております。今その報告の月日はちょっと持っておりませんので、後ほど調べまして御報告をいたしたいと思います。

それから契約の有効性の問題でございますけれども、いろいろ法的に突き詰めてまいりますと、いろいろ解釈があろうかと思いますけれども、実態といたしましては先ほど私が申し上げたとおりでございまして、４月の下旬に営業を開始をするということになっていたわけでございますけれども、その２日前だったと思います、２日前ぐらいだったと思いますけれども、会社の責任者が、今の状態の中で営業を行うということは非常に市の方にも迷惑をかけますし、また会社としても自信がない、ということでいわゆる営業開始の数日前であるけれども、本当に申しわけないけれども、撤退をさせてもらいたい、いわゆる契約を結べない、ということで来たわけでございます。したがって、先方の会社としては、ある意味では会社の責任において契約を結べないということでございますので、汁器類の搬入等については会社の方で全責任を持って処置をいたします、ということになったわけでございます。

それから選考の経過でございますけれども、約１年前でございますけれども、ジューキ食品を選んだときに、役所とかあるいは会社とかあるいは大学その他学校、団体、こういったところの受託をしている業者がいるか、いないか、その業者を調べまして、その業者に日野市の食堂の受託の有無について市の条件を知らせまして応募をしてもらったわけでございます。その資料を使いまして今回の業者選定を行ったということでございます。その業者が５社ございまして、その過去の資料等も十分生かし、また一部現地の視察等も行いまして業者の指名をし業者がやりたい、ということで事務が進んできたということでございます。

第１点目の面接でございますけれども、面接は４月12ないし13日ごろ行ったというこ

とでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　再質問につきましてお答えしたいと思います。

時期はいつか、ということでございます。もちろん私の方も一つの協定書として、現在京王と一つの案として協議中でございます。その中には、運行距離としては片道ちょうど4.1キロになります。運行回数は１日13往復、29人乗りの小型バスを利用するということでございます。よって、ただ停留所の設置あるいは幾つかの問題で大変協議が難航している問題があるわけでございます。私の方の市の考え方としては、遅くとも10月１日に開始してほしい、ということで協定書の案についての協議を開始しております。まだ、これが成立したということではございませんので、バス停の位置の問題、大変難しい問題が幾つか残っております。できるだけ努力してこの開始日を京王との協議で実現していきたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　　それでは１問目の方の食堂の件についてお尋ねしますけれども、そうしますと、これは総務部長はなぜこんな異常な事態になったか、ということで相当厳密に正確に調査をされているというふうに前提で私は聞いています。適当に、何でこんなに食堂が開かれなかったんだろう。その原因は何だったんだろうということを適当に調べてそのまんまの状態ではない、というふうに思いますから、かなり正確にその辺の原因は把握をされているというふうに思いますから詳しくお尋ねしますが、業者の方は、いわゆるチラシをまいて一般の方に、こういうふうな形で働いてくださいという場所で旧、今の市役所の食堂で面接をしますよ、記憶違いでなければ３月26日だったろうと思いますが、そのときに、いわゆる前に勤めていた方をそういうふうな存在があるとか、ないとかということは、これは一般にわかりません。またそういう方を優先的に雇わなければいけないかどうかということも、これはわかりません。全くよそに白紙の状態で出されたわけですから、で面接をして、いつ、いつかぐらいに店を開きたいと思いますからひとつよろしくお願いをします、ということは面接のその当時、私はそこにおりましたから、そばで面接官ということでなくて、ちょうど偶然的にそばにいたものですから非常に一部始終聞いてます。

そこへ要するに募集をされないで、前の働いていた方の、それで、そういうことを知らないで初めに面接をされた方は何名採用するなんていうことは、応募された方、面接の日時まで決めてあります、業者は。何時から何時までおいでください、ということで、

それでこう面接をされている。それで全部終わってあと数日たったら採用の御通知を申し上げます、というような話までされている。で、そこにですら面接試験、採用試験として一般の方と同じように行かれなかったというふうに私は認識をしているんですね。そうしますと、業者の方とすれば、案内のチラシを出して面接を受けて、これだけの方が予約で応募をされた。面接官として何名来られてこうだ、ぜひお願いしますなんていう話もしている。ですから、この方たちにあとは全部やっていただこうと思って実際に進んできたところが、何で我々を雇わないかという形で、今６名というのは正確かどうかわかりません。我々を雇え、というふうに言われたら業者の方としてはびっくりしますよね。それであるならば一番初めの案内の通知と同じように面接に来られたらどうですか、というのは、これは論理ですよね。そんなに大勢雇えませんから。

そこら辺の事実関係はどうなんですか。要するに業者の方としては、何名を大体大枠として決めていた。あと何名ぐらいは、あともう少し採用ができるという枠を持ってまして、それで後日の今おっしゃった４月の12日ですか、13日ということでされているのか、どういう展開になってこうなっているのか、総務部長の方には詳しい話がいっていると思うんです。私の認識が間違っていれば指摘をしていただきたいんですけれども、そこのところがちょうど一番中心的な私は部分だと思いますからお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

臨時職員の採用につきましては、いわゆる会社の方で計画を立て実施をしたわけでございます。その結果を私の方で一応聞いたということでございます。したがって一般の公募をした職員と一緒にしなかった、あるいは分離をしたとか、いろいろその辺の問題があるわけでございますけれども、その辺のやり方なり意図というものは、ちょっと私の方もつかんでおりません。

いずれにいたしましてもハーベストは従来からおりました臨時職員の雇用というのは非常に難しいということで、この問題から端を発し契約までいけなかったということでございまして、その間の事実につきましては私が申し上げたことと全く相違はないというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、総務部長の方でそこら辺までの詳しいいきさつといいますか、そういうことについては情報把握をしていないというお話ですから、これ以上話ができないと思いますけれども、もしも間違っている点があれば、率直に指摘をしていただきたい。

要するに日にちがちょっと正確ではないんですが、チラシの中を見れば、私もここにチラシを持ってきていれば、何月の何日に市の食堂で面接を行います、というふうになってますから正確にわかるわけですが、私の記憶ですと３月の26日ではなかったかと思いますけれど、そうしますと今一番問題なのは、これは読売新聞にも報道されてましたけれども、もしも我々を採用しないのであればピケを張ります。食堂の前でピケを張ります、というふうに言われた、これは読売新聞の報道であります。それで臨時職員の方のお話を聞きますと、ジューキ食品のところで、次のどこの会社がいくにしても、当然我々は採用されるということを約束をされているんだ。約束をされているんだ。我々の職場については、ここでこれからも仕事ができるという保障を我々は与えられているんだ。その履行を迫っているにすぎないんだ。だから我々の主張を理解していただきたいというのがこの方たちの主張なんですね。そうしますと、その主張が正しいとしますと、この約束というのは前のジューキ食品と今度は私的な約束事ではなくて、市の総務部もそれについては保障いたします。次の会社がかわってもあなた方の職場というものは、次の会社に対してもこういう形でお願いをしますから安心をしてください、ということがなければ私はこれは無理だろうと思うんですね。そういうふうな保障を与えられていれば、その条件を付してハーベストさんに、こういうふうな状況が市の中でありますから、ぜひこの方たちの職場としてこういう内容でお願いします、というふうに話をしていればこんな問題は起きなかった。ここの事実関係はどうなのか。それは私は正しいかとか正しくないとかという議論ではなくて、今のお話がそうだとすれば、その方たちの思い込みといっていいのか、そうではないのか、そこら辺のことをはっきりさせていただきたいというふうに思うんです。それはどういうふうに市の方では考えておられてきたのか、基本的にお話を受けたい。

あともう一つ、今総務部長の方では、状況的に正確に把握をしていないということですから問題ですが、その問題が一つですね、そうではない、という問題の展開の一つとして、そういうことは市の方としては、そこまで関与してません、そこまでお世話していませんし、そういう立場ではありません、という立場をとられるんならば一般で採用されている、採用を、通知書を受けて面接まで受けて二、三日であなたに来ていただきたいということになりますと、その場でぜひ来ていただきたいなんていう話までありました。そういう方は実は今でも待ってたんですね。長くなったんで自分は採用されない

だろう、だめだったんだろうというふうに、この面接を受けた方は全員思っている。そうしますと、我々は以前食堂で、職場で働いていたんだから今度のときも働く約束があるんだから我々を雇えと言われたときに、会社の方としては採用のその通知まで近いようなものを出していて、そういうふうな横槍、まさに横槍ですよ、入ってきて、こちらの方を雇います、こうです、ということは言えないですよね。そこいら辺が私は前の話と違って市がそこまで音頭を取るという話じゃなくて、今の話の場面で、前提で話をさせていただくと、これはこんなひどい話はない。その辺、どういうふうに理解されているのかですね。どういうふうに考えられるのか教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まずジューキ食品が雇用をしておりましたパート職員の扱いでございますけれども、これは一つはパート職員の解雇をする、ということになりますと労働基準法の適用がございまして、１カ月前にいわゆる通告をする、あるいは１カ月ない場合には最低１カ月の給与を保障をする、そういう規定があるわけでございます。これはあくまでもジューキ食品とそれからパート職員との問題でございますので、私どもはこのジューキ食品が撤退するに際しましては、この臨時職員についての法律上の問題はもちろんでございますけれども、十分問題が後に残らないようなきちんと処理をしてほしい、という文書でお願いをし、またジューキ食品はそういう形で一応の整理をしたということでございます。

これはひとつ仄聞でございますけれども、そのパート職員とジューキ食品との間で、ジューキ食品から次の業者に、ぜひ雇用をしてほしいという、お願いをしてほしい、とそういう何か約束があったかに聞いております。ですからハーベストにはジューキ食品からそういう要請がまずいったというふうに私どもは理解をしております。

それから、次の業者のハーベストでございますけれども、このハーベストにつきましては、その臨時職員の６名につきましての条件は市はつけておりません。ただ一応６名の意思として、私どもも継続して次の業者で働きたい、という意向も承知しておりますので、口頭では会社の一応基準に合えば継続採用をしてほしいという要請はしたというのは事実ございます。しかしながら、これはあくまでも採用ということになりますと、その企業の一つの基準の中でやるわけでございますので、それ以上の市の関与はできない、というふうに理解をしていたわけでございます。

この臨時職員の面接の経過なり、それからどういう理由で採用できないか、というこ

とについては、これは企業の考え方でございますので、私どもも聞くことでもございませんし、また干渉することでもない、というふうに考えまして、その内容については深く立ち入ってはいないということでございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今非常に率直なお話をいただいたんですが、市の方も労働法関係の、身分の保障ということも含めて、ジューキ食品下で働いておられた方のことについては十分その辺の配慮をしてください、ということで文書でお話し申し上げた。それに対してジューキ食品の方も答えていただいた。その中身に引き続き従来の職場として働くようにしていただきたい、ということを理解するような文書になっていたんじゃないか、というふうに受け取るんですが、そうでなければ、そうでないというお話もしていただきたいと思います。

それから今仄聞ということを非常に微妙な言い方をされましたが、次の会社から次の会社へこういう要請があるわけで、何とかできないだろうか、という話がいったやに聞いている。これは今総務部長のお話ですと、企業としてその方を採用するかどうかというのは経営にかかわってくることで、それ以上については話をすることはできない、これはもう私は当然だというふうに思うんですね。それ以上のことについては入るべきではないということを今後半の部分でお話をされましたから、その文書の中身についてもこういう方でこうだというふうな可能性、期待を含めるような文書にはなっていなかったんではないかというふうに理解しますが、もう少しその辺のところ説明していただきたいと思います。

あと、要するに本質的な問題は、要するに一般の会社としてその職員を採用するということを広く公募をして面接をして、面接時間まで指定して全部やり終えて、その後に前の会社との約束があるんだから、あんた、それを履行しなさいよ。そうでなければピケ張って我々は闘いますよ、というそういうふうな姿勢に私は現象として映ったわけです。それを市の方としては放置をしていた、放置をしていたんではないかというふうにとれるんですが、その辺どうなのか、非常に大きな問題がこれは残っています。ちょっと私はあり得ない現象だと思うんですね。むしろ、そうではないよ。あなた方については文書でそういうふうな形で身分保障、そういうことについてはできる限りの配慮をしましたよ、そういうことについては一般の募集でされるんだから、そこに募集をされてしなさいよ、というぐらいのアドバイスだろうと思うんですけれども、そこら辺が全くわからないものですからまた狂ったような状態が起きていて、面接を受けた人も今でも

通知が来ないのかな、市の食堂はまだあいてないから、これから通知が来るのかなというふうに思っています。これは事実なんですよ。それにしても遅いな。だから私はだめなのかなって、面接を受けた人は全員思っています。今でもそういうふうな状態にいます。

この問題は単にこのハーベストいう会社が契約前の段階だから、準備段階であるから、その程度の話だからそんな通知を出す必要もないということで引き払われたのかもしれませんけれども、これは待っている方は日野の市民の方ですね。いろいろ考えるでしょうけれど、その辺についてもこの追っ払う話のままで何の説明もしないで行政報告の中でも一遍の話もなかったというのはおかしい。市長もこの辺はどういうふうに考えて、どういうふうにこの現象をとらえているのかというぐらいお話があってもいい話です。それは最後に今市長に聞きます。前段については総務部長からお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず一般公募による面接者に対する回答でございますけれども、これは私どもかなり日時が経過した中で私聞いたわけでございますけれども、ハーベストが市役所食堂を受託をしない、ということを決定した後にも面接を受けられた、いわゆる応募をされた方に、こういう事情で採用できなくなった、というような話がいってないということを聞きまして、至急、会社の方からこの応募者には事実経過を説明しお断りをし、また他の方法、救済の方法があればそういう対応もするようにということで指示はしたわけでございます。その経過は承知はしております。

それから１点目のピケットの問題でございますけれども、これは庁舎内に違法行為を行うということでありますれば、当然庁舎管理規則等に基づきまして排除等をするわけでございますけれども、このピケットを張るというような、そういう話がいきましたのが４月の21日か22日だろうと思います。そんな話をこのハーベストが聞きまして、少しでもそういうような状況がある中では、いわゆる平穏な営業ができない、そういう形で決断をしたということでございます。私ども、ハーベストに対しまして、市としてできることはもちろん実施をする。そういう中で契約を締結し実施をしてほしいという要請をしたわけでございますけれども、スタートの段階でこういう状態の中でスタートをすることは、ジューキ食品の断りの理由でもありますように、会社だけの問題ではなくて、市役所あるいは利用関係者に御迷惑をかけるので契約の締結はできない、ということになったということでございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　庁内食堂がかなり長期にわたって給食ができない状況にあるということは、職員に対しましては職員の福利厚生の施設としての機能の停止、それから市民の皆さんにも、せっかく食堂を利用される場合もあるわけでありましたが、そのことが現状できないであるということにつきましては申しわけなく思っております。早く正常化を図って、そうしてより進んだ給食サービスができるように、ということを目指しておるわけであります。総務部長がお答えしておりますとおり、現状、一冨士給食会社と契約ができたということでやや愁眉を開いたという気持ちでおりました。

この間、総務部長もかなり苦労したことだろうと思っておりますが、多少我々も理解しにくい面がございまして、つまり業者が日野市の施設に対して、必ずしも信頼をしてないということでありますので、かなり深刻な問題だというふうに受け取らざるを得ない経過がございました。

つまり食数が少ない、経営的にいいますと１日に職員の福利厚生施設としての食堂機能はお昼の時間のたった１時間ですから、座席の数からいいまして300人ぐらいが恐らく限度だ。その他のサービスがそれに多少来庁された方の利用もあるわけでありますが、つまり事業として規模が小さい。私はせめて外の出先施設の職員にもちゃんと配食をできるようにして、そうして1,000食ぐらいの保障をしないとまともな食堂経営者は進んで振り向いてこないだろう、こんなふうにも内部指導をしておる状況でございます。業者が変更して、その間に多少確かにわかりにくいことが介在しておるわけであります。つまり、たまたまもとからの従業員の中にパートで働いておる臨時職員があった。その職員が組合風な結束の仕方といいましょうか、要するに雇用を多少強要した、こういうことが介在しているようでありますので、それは無理だよ、と、企業がかわれば雇用契約は解消し、退職金を払い、また失業すれば失業手当をもらって、それで就職に努力するというのが日本の労働条件の雇用関係の正規な方法だから、そういう手段にゆだねるべきである、ということは意見としては担当者にも申し伝えてきた経過がございます。

ようやく愁眉が開ける状況になっておりますので、それらの状況を整えた上で、今契約が進みつつあります一冨士食堂に期待をしたい。そしてもっと給食数も保障をして経営的にも営業が成り立つような、こういう条件づくりをして全体のサービスの向上を図っていく、これが食堂の将来に向かっての指導の姿勢でなければならない、こんなふうに考えております。以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　　４項目ほど質問をいたします。

昨年の12月議会に補正予算が提案をされました。国際平和事業補助金、ネルソン・マンデラ基金援助事業ということで50万の提案がされました。私は、この補正予算の審議の折に、国際平和事業ということでこの補助金の支出については、理解はできるけれども、しかし、市長がかねがね唱えている平和ということからすると、このネルソン・マンデラ氏が所属をしておりますアフリカ民族会議・ＡＮＣという組織は、目的のためならば武力闘争も行うという、こういう暴力政策も是認する団体であるので多少問題があるのではないかという指摘をいたしました。一切の武力を認めないという日本社会党という政党の支持も受けて市長になっていることを考えれば、多少矛盾もあるのではないかという指摘を行ったわけであります。この事業がどのような内容で行われたのか、その点をお尋ねをいたします。

これは当時の説明では、講演会か何か開かれて、その費用に充てるということでの支出という説明でありました。この内容についてお尋ねをいたします。

それから日野市の市営火葬場のことについてお尋ねをいたします。

先般５月の13日でありましたが、私の存じ上げている方がお亡くなりになって日野火葬場で荼毘に付されたということがございました。その折に市営火葬場、時折この施設に赴くことがあるわけでありますが、かねがね思っておりましたことに、公衆電話の設置のことで、やはり改善をしてもらいたいということがございましたのでお聞きをするわけです。

待合室が２部屋ありますが、一方の施設にしか電話が設置されていない。それぞれの部屋に、待合室にやはり電話はあるべきだと思うわけでありますが、それが１個であります。しかも赤電話、10円玉を用意しなければかけることのできない電話機です。今は小学校の子供でも幼稚園の子供でもカードを持って電話を利用しております。大方の方は公衆電話を利用する際、常にカードの携帯をして連絡をとるということでありますが、この市民施設である、しかもこういった葬儀の際にはいろんな連絡もあるわけでありますが、電話が１台、しかも10円硬貨を用意しなければ利用できないということでは、ちょっと施設として十分な整備がされているというようにいえないのではないかと思うわけです。この点について私は至急カードが使用可能な電話を２台、それぞれの部屋に、待合室に設置をしていただきたいと思うわけですが、この点についてのお考えをお聞きをいたします。

それから、先般市長が大好きな憲法記念行事がございました。この憲法記念行事では

いつも同じようなことを市長は基調報告か何かで述べておられると思うんですが、先般は日本の小・中学校の教科書では一切教えない憲法５原則という、共産党の主張を受け売りしてここで話をされた。そのことはいいわけですが、日本国憲法の特徴の中に、基本的人権の尊重ということがあるわけですが、このことについては市長はどのようなお考えを持っておられるか。簡単で結構ですので、議論の入り口としてお聞きをしたいと思いますのでお答えをお願いいたします。

それから日野市の広報に、憲法記念行事の記録や、また平和憲法講座という催し物の概要がいつも報告されるわけでありますが、特に今回の中東湾岸の危機、湾岸戦争に関することに触れた講師の講演の内容が出ております。これは、武力を使ったことがいいのか、悪いのかということの論点から、武力行使が最良あるいはやむを得ない対応策だった、というふうには考えない講師が招かれております。

この間、日本に訪ねてまいりましたゴルバチョフ・ソ連共産党書記長も、またアメリカのブッシュ大統領も、国連決議に基づくクウェートの解放ということにやむを得ない措置であったということで、アメリカ大統領が多国籍軍の中心となりクウェート解放に努力をした。ゴルバチョフというソ連共産党の書記長も、国会の演説の中で、これはやむを得なかった、ということをはっきりと述べております。

国内の世論もいろいろありましたが、この武力制裁は不適切であったという主張というのは、国際的にも、また国内的に見ても少数の私は意見ではないかと思うんですね。あえて市民に対して、こういうものを配付をするということはどうかな、こういった内容の講師を呼んで特定政党の受け売りのような、国際社会でも通用しない考え方を流布するのは、広報のあり方として適切ではないのではないかというふうに私は思うわけです。この点について市長の反論を伺いたい。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　それでは第１点目のネルソン・マンデラ基金援助活動講演会事業につきましてお答えをいたします。

まず相手の団体の名称でございますが、ＡＮＣ（アフリカ民族会議）東京事務所でございます。代表はジェリー・マツィーラという方でございます。事業名はネルソン・マンデラ基金援助活動講演会事業でございます。講演会の実施期日でございますが、平成３年３月16日、土曜日、午後２時から４時までででございます。場所は日野市民会館小ホールでございます。

事業の目的でございますが、簡単に申し上げますと、現在の南アフリカの状況とその

問題点、平和で人種差別のない社会をつくるための展望を日野市民の皆様に知っていただくということを目的にしております。事業の内容でございますけれども、南アフリカの子供たち、約これ30分でございますが、上映でございます。それから講演といたしましては、アパルトヘイトの現状と廃止への道と題しまして、ＡＮＣ駐日代表ジェリー・マツィーラさんが講演をしたということでございます。この講演の内容でございますけれども、４項目ございまして、アパルトヘイトの歴史、それからＡＮＣの平和提案及びイニシアチブと現在の状況、それから地域開発プロジェクトへの支援、これらにつきましてお話があったわけでございます。

この経費でございますけれども、予算書にもございますとおり50万円でございます。市の補助金が50万円で一応全額補助ということでございます。総事業費は一部この東京事務所が負担をいたしまして、総額で53万3,494円でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　第２点の火葬場におきます公衆電話の件でございます。

そのうちの第１点目の両待合室へ、ということでございますが、いわば１台の増設、これにつきましては特に最近、ＮＴＴ、民営化されましてからというものは、採算がとれるということがありませんとなかなか設置しない方向がございます。そういうようなことで私どももにおいて働きかけををした経過がございますが、進んでいない実態でございます。

第２点目のカード化につきましてでございます。今、正確な情報を持ち合わせしておりません。大変申しわけございませんが、１点目、２点目につきまして再度御要望の方向で働きかけをしてみたい、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の今生活環境部長がお答えしました市営火葬場の電話機の不備につきましては、なるべく早く改善をしなければならない、というふうに伺いました。

質問の第１点、南ア連邦の民族指導者・ネルソン・マンデラさんが、長い投獄期間の後、出獄されて世界を巡遊され、我が国にも来訪されて総理とも会見をされた。要するに支援の訴えという内容であったと思います。そうしてマンデラ基金事務所という募金の受け付けの事務所を設けて事務局員がその事務を担当をし今日も継続をしてその運動が進められておるということは御承知のとおりであります。

日野市として、いわゆる12月議会に補正予算の提案をし、その一つがチェルノブイリのいわゆる後遺症に悩む、核、原子力発電所の破壊に伴って起きました、いわゆる核後遺症ということにつきまして、世界の同情を集めておる状況もございました。そのことあわせて、このネルソン・マンデラ基金、意見について日野市民の意思として救援に応ずる、そういう微意をあらわす意味の補助金の計上をさせていただき、議会でも御賛同いただいたという経過がございます。

そのときの質問で、確かに今御指摘のとおりの御意見もあったわけであります。余り正確な、詳しいことを認識していなかったかもしれませんけれど、私は日野市民の意思としては決して不当ではない、こんなふうに考えておるということを今でも思っております。そういうことでひとつ御了解をいただいておきたいと思います。

それから質問の３番目、憲法記念行事に伴います私の基調報告並びに当日の講演をしていただきました内容についてでありますが、私の講演のことはさておきまして、基本的人権をどう考えるか、とこういうことでございまして、日本の憲法の大切な部分に基本的人権の保障という条項があるわけでございまして、そのことを最も正確に国民も知り、かつまた行政あるいは国民の憲法尊重の理念として、正しく守り、かつ運用を図るべきだという考え方でございます。

それから、当日記念講演を行っていただきましたのは、専修大学法学部教授・古川純氏であります。演題は、憲法の平和主義と国際関係、ということでありました。ちょうど昨年来、ことしの４月当時の時期まで、いわゆる湾岸問題ということで世界が震撼させられた、こういう期間でもございました。そこで、日本憲法に照らして、いわゆる憲法が約束をするといいましょうか、あるいは主張しております平和主義と国際関係についての学説的講義が行われた、とこういうことだったと思っております。内容的にはわかりよく日野市民もかなり理解をしていただけたんではなかろうか、こんなふうに思っております。

その内容に、日本国憲法の示すとおり、いわゆる軍備を、軍事的協力ではなくて他の国際協力によって、いわゆるイラクの非を反省させる、その方法が十分あったであろう、とこういう内容であったと思っております。国際警察というような観点から、多国籍軍の武力行動になったわけでありますが、やはりその結果は決していい結果ではなかった、もっと平和的な手段での努力があってしかるべきではなかったかという感じは今でも国民の印象に鮮明に残っておることだと思っております。したがって、講演内容も特に憲法の解説に矛盾はなかったんではないか、このように私は理解をしております。以上で

ございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　まず日野火葬場のテレフォンカードの使用を可能にする処置をしてもらいたいということと、それから電話機の増設について片づけておきたいと思いますが、市長の方から改善の約束の答弁がありましたので、ぜひお願いをいたします。ちなみに、生活環境部長の方から、従前、ＮＴＴとの話の中で採算のことが問題になったというお話でしたが、私もその後ＮＴＴに参りまして責任者の方とちょっとお話をしました。市から要請があれば、いつでも対応できます、ということでございましたのでお願いをいたします。

それからネルソン・マンデラの援助活動についてでありますが、市長は、間違ってなかったということで、それは別にいいんです。しかし、年度の途中で50万円の補正予算を組んでやった事業ということで、やはり事業の内容を見てみますと、ちょっと問題になるのではないかなというところを指摘をいたしますので回答してください。

一つは、全部で53万3,494円のお金が必要であったということで収支報告が出されているということでありますが、その中の大きな支出を占めておりますのは、講師謝礼、24万円なんですね。ところが、この講師はだれかということを見てみますと、何のことはない主催者というふうに私は判断をいたしております。つまり市長が何かを主催して日野市で事業をやる場合に、主催者である人の立場の方に主催者が講演料を出すということは、普通考えられないと私は思うんですね。しかも今ちょっと触れておられましたチェルノブイリの原発事故の罹災者救援事業もそうですが、この場合にも講師を２人招いて謝礼が払われております。１人、13万円、26万円が合計で支出をされているわけです。この講師の額よりもはるかに倍近い金額が主催者の方に講演料ということで払われているわけですね。この点はどのように考えたらいいのかちょっとお尋ねをしたいと思います。

通常はたとえばチェルノブイリの原発事故等の講演会があるということであれば、こういう主催している主催者ないしは事業に理解を示す方は交通費程度の負担をしていただければ結構ですよ、ということで普通は大体そういう使命感を持った方が来てくださるんじゃないかと思うんですが、チェルノブイリの場合にもやっぱり13万円出してもらわなきゃ私は行きません、という方が２人見えているわけですね。なかなか、これ当然お話をしていただくわけですから謝礼は必要だと思いますが、ちょっとこういうところにも講演料の支出、どうかなと思うわけですが、特にこのネルソン・マンデラの基金の

援助活動の講演会については、補助金の半額が講演をした講師に払われている。しかもその講師は外部から呼んだ人ではなくて主催者、この点はどう考えたらいいのかお尋ねをいたします。

それからもう１点、ネルソン・マンデラという人は武闘組織のリーダーだということで、こういう組織に対する支援は私はちょっとどういうふうに理解したらいいかということで再三お聞きをしたわけですが、あろうことか、このネルソン・マンデラの奥さん、この方はウイニー・マンデラという人ですが、この人が５月の15日の全国紙の報道によりますと、少年の誘拐、暴行事件で懲役６年の判決を最高裁で言い渡された、というふうな記事が出ております。この方はネルソン・マンデラの奥さんですから、ＡＮＣ組織と深くかかわってきた方です。やはり何か私が懸念したようなことが、やっぱりこの組織には体質としてあるのかな、という気がするんですが、市長はこの事実をどのように受けとめておられるか感想をお聞かせいただきたいと思うわけです。

ちなみに新聞報道によれば、ＡＮＣの中で女性連盟という組織があるそうですが、きょうも傍聴者に女性の方がたくさんいらっしゃいますが、秘密投票で議長を選ぶ選挙でこの奥さんも立候補したんですけれど、大敗をしている。将来、微妙な影を落としたということになっているわけですが、こういった人が周辺にいる組織や個人に対する思い入れというのはわからないじゃないんですが、やはり事業としては慎重に市民の税金を使うわけですから考えていただきたいと思うわけです。２点について回答をお願いをいたします。

ちょっとまだあとの質問事項に対する再質問もあるんですが、じゃあ先にそれを答えていただけますか、それでも結構です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは第１点目の報奨費の支払いにつきましてお答えをいたします。

御指摘ありましたように、チェルノブイリ原子力発電所事故罹災者救援講演会事業及びネルソン・マンデラ基金援助活動講演会事業、このそれぞれ事業の中で、代表の方が講演をし、その講師謝礼を受け取っている、少しおかしいんではないか、そういうことでございますが、この事業の趣旨をよく分析をしてみますと、わかりやすく申し上げますと、市が主催をして講演会を開いても全く問題ない、というふうに私ども理解をしているところでございます。そういうことからいきますと、この代表の方が講演をするということに対して、この団体が講演料を支払うということであれば、これは税法上の問

題その他法令の処理がきちんとできていればやむを得ないだろう、ということで認めたというものでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　再質問で今総務部長がお答えしたわけでありますが、ネルソン・マンデラ基金であれ、それからチェルノブイリ原発事故救援の支出であれ、もっと直接的な方法、例えば国際赤十字社を通じて送金をするとか、そういう方法のことも考えていたわけでありますが、なかなか的確な委託先が探し得なかったということもありまして、相手側の事務当局とも交渉したといいましょうか連絡をした形をとりまして、つまり一見講演講師に多額の金を払うという形でもって、つまり救援基金がその運動体として受け取ってもらって、それが届く、こういう方法をとったということでありまして、形式は講演謝礼になっておりますが、その運動体にお願いをする形で送金をした、こういうふうに受けとめております。以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長の立場からすればそういう回答になろうかと思うんですが、普通、補助事業を行う場合には主催者は、こういう事業をやりたいけれども、これだけの資金だけしか用意ができない、幾ばくなりかの市からの援助がもらいたいということで普通は組まれるわけですね。しかし、市長の言をかりれば、もともと何か基金のような、資金を渡すことが目的であるので講師謝礼に多額の補助金が使われているけれども、しかも主催者自身であるけれども、それを容認したということですね。それはそれとして市長の裁量の中に含まれるこれは事柄かもわかりませんが、そうであれば、やはりこれは個人としてカンパをしたり寄附をしたりするのとは違うわけですから、やはり最初からそれなりの予算措置をきちんと説明をして私は議会に提案をし支出を行うべきだと思うんです。今後、こういった事業の援助、支援については、私はそのように思いますので検討していただければありがたいと思います。この点については結構でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのあたりを慎重にしなければならないということを感じております。

それからもう一つ、ネルソン・マンデラ基金に伴うマンデラ夫人のその懲役６年の刑を受けられた。この記事も５月15日号の新聞によって承知をしたわけでありまして、慎重には慎重を期さなければならないという感じはもう言うまでもございませんし、複雑ないろいろな事情が介在する国情にあるんだなということもあわせて考えるわけでありまして、御指摘のとおり、この種の日野市民の意思の表明をしようとする際にも、よほど前後の事情を理解をし、また的確な手だてを取らなきゃいけないというふうに感じておるということでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長の方から、そういう御答弁があれば、私はあえてお聞きをしないつもりでした。指摘だけにとどめておきますが、このネルソン・マンデラ夫人については1988年末に、この夫人のボディーガードに誘拐された少年がいるんですね。これが死体で発見されたというような事件も過去にある。そういう人が周辺にいる人がネルソン・マンデラ氏です。こういうこともやはり新聞に出ていることですから知らなかったでは済まないことでありますので、市長の方にあえてこの点を申し上げておきます。

それからやはりこういった事業を、せっかく50万円、合計100万円出してやっている会合ですが、参加者というのは本当に、私も当日参加した方にどのくらい見えてましたか、ということをちょっと聞きました。がらがらだった。もう市長が精いっぱい動員に協力してもこういう状態。せっかく日野でそういう催し物をやるのであれば、市長もたくさん動員できる組織を持っているわけですから、せめて多くの人に呼びかけて、これじゃあ見えたアフリカ民族会議の方とかチェルノブイリの関係の日ソ協会の方も、お金だけもらったからいいということじゃないと思うんですね。がっかりされたんじゃないかと思うんです。協力をする以上はそこまでフォローをしていただきたい。あえて申し上げておきます。

次に憲法の基本的人権の尊重のことで市長に考えをちょっと基本的なことを伺いました。私も全く異論はありません。

ところが、日本人のこの基本的人権が侵害されたのではないか、ということが一つあるんです。私は昭和62年に起きた大韓航空機事件で、市長にこの事件の犯行者は一体だれだと思うか、ということをお聞きしたことがあります。市長が親しくしている日本共産党の主張は、これは北朝鮮の犯行だと言い、一方、市長を支える社会党は、大韓民国の自作自演で、社会党は、これは北朝鮮の犯行ではないと主張しておりました。森田喜美男市長は一体どちらの考え方が正しいと思うか、ということを私はお聞きをいたしました。市長は、わからない、という答えでありました。

ところが、最近は大体大方の国民は、国際的にはこの事件の概要や経過というのは皆わかっていると思うんですが、去る５月の16日の各紙が報道した記事であります。もちろん市長もお読みになっていると思いますが、犯人の金　賢姫元死刑囚の日本人教育係

を務めたとされる日本人女性・李　恩恵は、この身元は警察庁などのこれまでの捜査で、昭和53年に２人の子供を残したまま失踪している埼玉県出身の女性だと特定をして発表したということが報道されました。この件について、これは日野市民であったかどうかということは別にして、ほぼこの記事は間違いないというふうに大方の国民は私は読んでいるのではないかと思いますが、日本国憲法の保護を受けるべく国内で、生活を送っている日本人が、日本国内から拉致されるということは極めて重大な人権及び主権侵害行為だと思います。市長は、そういう事実を否定されるならばどうかわかりませんが、この件について憲法擁護者としての立場でどのようにお考えになっているか、お考えをお聞かせをいただきたい。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　憲法の基本的人権ということで認識を問われたわけでありますが、いわゆる大韓航空事件、この事件に伴って我々の想像の絶するかかわりのあるか、ないかということが大きな関心である状況がございました。最近の新聞報道のこともありますし、それからそのことを北朝鮮との外務省との公の交渉の場で問いただしたという経過もあるようであります。それに対して、新聞報道によれば、今当面の交渉に関係のない、国民の不愉快と思わせることを出すべきではないではないか、とこういうふうな応答があったようであります。だんだんと真相も解明されつつあるように思うわけでありまして、日本国民が、意思によらず拉致されるというようなことは、まさに基本的人権にかかわる問題でありますし、あわせて日本国民がまた国外に拉致されたとすれば、それは日本の主権の侵害ということにもなるわけでありますから、憲法の理念に対する、つまり国民主権の一つの国として許すことのできない事件であるということは、もうだんだんと明らかになりつつある、そんな感じがいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長は、慎重な言い回しで言われたわけですが、私も市長がそのような憲法擁護の立場からお考えを述べられるということであれば、あえてこれ以上いろいろこういう事件もあったということは申し上げるまでもない、と今思ったわけですが、何が事実であるか、何が真相であるかということは、これは極端にいえばまだわからないということも、一つの責任ある立場の人にすれば当然の発言だというふうには思います。

しかし、テロリストによって大韓航空機を空中で爆破して、しかも115名の命を奪った。この事実はだれしも否定できないわけです。いろいろ国際的なこういう難しい問題

は今後また起きるかもわかりませんが、的確な市長のやっぱり見解というものも私は時折示すのが自治体の長としても適切な行為というふうに思います。フセイン大統領やゴルバチョフや、それからアメリカの大統領に手紙を出したり、いろいろなさるわけですから、こういったことについてもぜひ重大な関心を寄せていただきたい。神隠しとか人さらいというのは昔の何か時代劇に出てくる話かと思っておりましたが、そうじゃない。しかもそれが国家の手によって行われているとすれば重大なこれはことです。大事件です。事の真相を見きわめていただきたいと思います。

次に最後の私が質問いたしました湾岸戦争に言及した日野市の広報の記事でありますが、市長は、市民に理解される内容だというふうにおっしゃっております。確かに戦争がいいという方はだれもいない。人間同士の殺し合いですから、これを正しい、認めるという方はいないわけです。しかし、大きな悪と小さな悪が存在をするとすれば、その選択を迫られるのが現実の国際政治です。イラクのクウェートに対する侵略行為に対して、経済制裁だけで、じゃあ解決をしたかということをやはり考えてみる必要があると思うんですね。市長はそういう今主張をなさっていたわけです。こういうイラクのような国家の場合は、日本と違うんですね。独裁者ですから反対派はすべて粛清をいたします。国際法も国内法もみずからが法律ですから、反対派の存在は許さない、独裁政治国家です。こういう国に対して長くもし経済制裁を加えたということになれば、国内では例えば弱い立場の人、極端なことをいえば子供や老人、こういう人たちは食糧や医療の面でかなり窮地に追い込まれる。普通ならば、普通の政治指導者であれば、経済制裁を受けて、いわゆるそういった国内問題が顕著になってくれば、クウェートからそれじゃあ引き上げましょう、ということになるかもわからない。しかし、こういう指導者の場合は違うんですね。国内の国民民衆はどんなに苦労、また塗炭の苦しみに陥っても、そのために何か妥協をするということはないと思うんですね。

第二次世界大戦でも、ヒットラーのナチスドイツに対して次々に譲歩をした結果、大きな戦争にまで発展したということをチャーチルなんかが回顧録で書いております。これも湾岸戦争の報道の際にもいろいろ報道されたことですが、そういったことを考えれば、やはりアメリカの大統領も、それからソ連の共産党書記長も、今回は武力制裁を容認をしたわけです。そういう立場で国際世論が形成される。日本も資金的にこれに協力を行ったということで、この国際世論や日本の政府の選択と全く違うものを日野市広報の中で、そういう主張する講師をあえて呼んできて市民に理解されるというのはちょっと牽強付会といいますか、強引過ぎるんじゃないかと私は思うんですけれど、市長、ど

うですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ見解は学問的にも学説的にもあり得ると思いますけれど、私の信ずるところでは、やはり日本の憲法は、武力による国際紛争の解決にはもう行わない、そうして戦争も放棄をする、武力も陸海空軍の武力を持たない、これが日本国憲法の特に９条の大きな原理だ、というふうに唱えてあるわけでありますから、日本の国情をはっきり国際世界にも説明をして、武力行動の加担は日本国憲法で禁じられてありますから、日本はそれは行いません、別の方法で国際貢献をする手段は幾らでもあります。私はそう思っております。心底そう思っております。

つまり広く世界に目を向けますと、いろいろな環境破壊もありますし、それから多数の幼児が毎日何万という単位で死亡している、あるいは食糧の不足、飢餓のために悩んでおる地方、地域がある、天災が起きているインドの何国、ちょっとど忘れしましたけれど、ああいう天災の状況もありますし、まだまだ人類の共存共栄という立場から言いますと、いろいろ政治的な理由あるいは天災的な理由あるいは国際対立の影響ということで、直接生存の脅かされておる状況もあるわけであります。これらに対して、日本の能力をもってその飢餓を、食糧を送るとかあるいは医薬品を持って出向くとか、いろいろな土木や技術力等もあるわけであります。そういうことで世界になるほど、と理解をしてもらう方法が限りなくある、というふうに私は解してよろしいんではないかと思っております。また、そのことによって武力による協力ができなくても、はるかに高い理念で理解をされ、また国際的にも敬意を持たれてくる、こういうことを私は十分可能だと思っております。日本国憲法を持つ限りその方策を探し、また日本の憲法の理念を国際的にもよく理解をしてもらって、なるほど、日本は違う、しかし、よくその理念に従って世界じゅうに寄与、貢献をしている、というふうにとっていただく方法をとるべきだというふうに考えたい私の理念でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　教会の中でやる牧師の説教ならそういうことも聞けるというふうに私は思うんですが、現実の政治の世界では、より小さな悪を選択せざるを得ない場面というのはあるわけです。やむを得ない処置として国際社会はこの国連の決定に基づく国連の警察活動を支持したと私は思うんですね。

ところが、日野の市長だけは、個人的にこう考えるということで教会の中で通用する意見をお持ちになるのは私は構わないと思うんですが、あえて自分と同じ考えの学者を

どこから探してきたのかわかりませんが、連れてきて、それをお話しさせるのはいいかもわかりません。これも市長の裁量の範囲でしょう。しかし、日野市の広報にわざわざまたそれを念入りに全文を掲載して、しかも憲法講座では、今までずっと市長の趣旨に沿ったことでしょう、我々から見ると、とても国際社会でも通用しないようなことが学者によって述べられている。これはやはり公器ですからね、広報というのは。これは赤旗じゃないんですよ。その辺のやっぱり理性を私は持っていただきたい、こんなように思うわけです。

いろんな議論はあっていいんですが、日野市広報を使って国際社会の大方が認めている方向での議論が掲載されるということなら私は問題ないと思いますけれど、ゴルバチョフもブッシュ大統領とも違うし、また日本の政府も協力をして財政支援を行った、結果的にですね。いろんな議論はあったけれども、そうやったわけです。そういう一つの流れの中で行われた国連の決議、またそれに基づく武力行使、政府の財政支援、これと全く相入れないものを広報に何ページにもわたってまた継続的に掲載するということについては私は反対であります。その点について、今後ぜひ改めていただきたいと思うわけです。

例えば、私、こういう広報に載っていることでまだ問題だと思うのは、国際社会における平和憲法の役割、ということで３月の９日に独協大学教授の山内という教授が講演をしておりますが、主に湾岸危機のことについて触れながら憲法の話をしているわけですが、その中にも、現在起きている靖国問題、日の丸、君が代問題、教科書問題などを見ると、日本がアジア諸国に対して行った侵略戦争への反省、そしてそれを二度と繰り返さないという不戦の誓いということが見えてきません、というようなことで、これは完全に政治活動ですね、政党政派の。これを広報に載せるという見識を私は好ましいことではないということで指摘をしているわけです。

参考までに申し上げておきますが、市長が先ほど名前を挙げた古川という、古川専修大学教授は、この人でも認めていることなんですが、日本は国連中心主義でいくべきだという議論をよく聞きます。しかし、国連憲章の目指す集団保障体制と日本国憲法のとろうとする平和主義は決定的な違いがあります。この人自身、こう書いております。講演をしたわけですね。これを市長はお聞きになっていると思うんです。国連憲章は武力制裁の規定があり、武装武力制裁型の集団安全保障体制であるのに対し、憲法９条は、そうではない、非武装だ、ということで、憲法を守ろうとすれば国連には本当は入れないんですね。国連中心主義でいこうとすると憲法を改めざるを得ない。もう論理的にど

うしても合わないんですよ、これ、矛盾するんです。だから永世中立国のスイスはどこの国とも戦争をしない、永世中立だということを言ってますから、国連に入ると国連軍に参加の義務があるわけです。協力しなきゃいけない。そうすると中立ということが保てない。国の、いわば国是と国連の考え方、仕組みが違うということで、スイスは国連に加盟しないんです。これなら論理的に一貫してますね。日本は国連中心主義でいくと言いながら、憲法を守ると言って、お金だけは何とか出しましょう、危ないところにはちょっと勘弁してください、ということで済まそうとしている。非常に理解しにくいわけです。こういう市長好みの学者でも、これは認めざるを得ない。せめて私はもう少しバランスのとれた講師の選択を行うべきだということを最後に申し上げたいんですが、だめですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特別な憲法解釈に立つ学者だというふうには受けとめているわけではありません。公平な憲法解釈のできる学者だというふうには考えておりますが、なお幅広い範囲で偏らないということも、これも大切でありますから、十分配慮をして今後処理していきたい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時34分　休憩

午後７時48分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　２件質問させていただきます。

１点目は米軍機の爆音についての質問でございます。

きのう、きょうと特に激しいわけですけれども、日野市上空を通過するこの米軍機の爆音が相当激しくなっております。市民の間でも不安や怒りといってもいいと思いますけれども、そういう声が方々で起こっているような状況です。きのうあたりは深夜も爆音が聞こえましたし、けさ３時半に目が覚めたという市民の方もいらっしゃいます。そして市役所に入れば防音装置ですので、ほとんど爆音が聞こえない状況です。しかし、昼飯に外に出ますともう２回ぐらい米軍機が低空できょうも通っておりました。この状況につきましては新聞紙等も報道いたしております。６月７日付では横田基地のことが

出ておりました。これは米空母ミッドウエーの艦載機、早期警戒機Ｅ２Ｃという飛行機が、横田基地でタッチ・アンド・ゴーという訓練を繰り返しているということであります。このことについて福生市は、訓練中止、ということを文書で米軍基地と外務大臣に要請をしたということであります。このＥ２Ｃについては、そのものについては横田基地周辺を飛びまして旋回をしながらタッチ・アンド・ゴーを繰り返しております。日野市にかかる部分はそれほど大きく食い込んできているというふうには思いません。しかし、今これらに関連して、その他の飛行機の発着が激しいらしくて、いろいろのことが最近起こっているようであります。

そしてまた今度は、きのう、きょう激しくなったのは厚木基地の関係ではないかというふうに思うわけでございます。厚木基地は核空母ミッドウエーのやはりＮＬＰ、タッチ・アンド・ゴー、夜間離着陸訓練、これが始まっているわけであります。この件につきましても日本共産党や平和団体はもとよりでございますが、神奈川県と大和市など基地周辺の７市がやはり飛行機の中止、飛行訓練の中止要請をしておられます。しかし、これを無視した形で10日から14日まで厚木基地でＮＬＰが行われる。これの方はＡ６イントルーダー攻撃機というのなどが中心になってやっているそうです。この同型機と思われるようなのが日野市上空も、高度は二、三千メートルぐらいの高度のように私から見受けられますが、もうしょっちゅう飛んでいるわけです。これは大変な爆音でして、私が住んでいる百草団地などでは騒音というふうに住民が判断するほどの爆音になっております。厚木基地と横田基地を直線で結びますと、ちょうど日野市はその直線の下になる地域でございます。こういう関係などで、ここの10日から大変な爆音が起こっているのではないかというふうに思うわけであります。

それで横田基地の周辺市町村基地対策連絡会、福生市など４市２町で構成されております。こういうところではいろいろと米軍基地とのやりとりがされているようですけれども、日野市がその連絡会に現在入っていない市になっていると思います。そういうことで、日野市としては、その連絡会と連絡をとってどうこうということはないかもしれませんけれども、横田基地から非常に近いところです。そして最近、米軍機の事故も大変多くなっております。こういうことから、日野市としても何らかの対応をすべきではないかというふうに考えまして質問した次第です。森田市長は、このことについても絶えず敏速に対応されております。今回も恐らく調査なり何らかの対応で既に手は打っておられるとは思いますけれど、確認の意味で質問をするわけです。

そして、ぜひ日野市においても、福生市などとは被害は違うかもしれませんけれど、

住民から不安の声も出ておりますので、しかるべき行動をぜひ早急に起こしていただいて、関係当局に訓練の中止を申し出るというふうなことが必要ではないかと思います。この点についての関係の部なり市長から御答弁いただきたいと思います。

それからもう１件は、議員や市民の皆さんすべてが関心をお持ちのことでございます。雲仙岳の災害の対策のことでございます。

これもさまざまな団体などが既に救援活動に立ち上がっております。日本共産党でも対策本部を設けまして全国的な救援運動も既に始めております。そこで、我々も都民ということもあったと思いますけれど、大島の三原山のときなど、自治体としてもいろんな相互扶助、救援というようなことがあったと思います。雲仙は遠い市ですけれども、同じ島原市にあるところの災害であるわけであります。しかも報道によりますと、大変長期化するということです。しかも１万人前後の住民が長期にわたって苦しい生活や営業、大変な状況にあるわけです。そういう意味で、一つのまちといいますか、市が丸ごと災難に遭うというような状況でありますので、これについても自治体としてお考えのこともあるかと思いますけれども、やはり何らかのことをすべき状況ではないかなと思いまして質問した次第です。

もちろん災害の救援という点では国が全力を挙げて、これは救援をするというのが最大の私は今後の方向だとは思います。しかし、市民でもそうですし、さまざまな団体も救援活動をしているときでございますので、日野市としてのお考えはどうかという点で質問をいたします。以上２点でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第１項の質問につきまして、きのう、きょう、主管課は公害防災課でありますが、状況把握に努めております。今回、８日の新聞紙上で町田市が行った抗議のこと、それから横田基地周辺６市町の行動のこと、これらのことは新聞紙上に載りました。このことにつきまして、早速日野市にその通告があったかどうか確認をしましたところ、現在までのところ通告はないということであります。これまでの例でいいますと、つまり横須賀に停泊する米軍空母、御承知のとおりのＮＬＰと言われる、いわゆる艦載機の夜間離発着訓練、これが厚木市でまず問題になり、また三宅にその施設をつくろうとして地元で反対をされ、現在は一応硫黄島で訓練をするということが現状になっております。そういう問題をはらむ、いわゆる騒音公害の飛行訓練でありますので、今までの通例、つまり横田基地に横須賀から、横須賀の艦艇から、空母から離陸した航空機が横田を対象に離発着訓練をやる。この際には防衛施設庁から関係市に通告があらかじめされるという慣例があります。でも今回、通告がないということが確認いたしましたので、状況の分析をしてみましたところ、今質問にありましたＥ２Ｃ、この機種の飛行機が横田基地で離発着訓練をしている。つまり艦載機から飛んで、多摩の町田、日野あるいは横田周辺という経路でなくて、どうも横田に一時飛来をしてきて、そこで訓練をしている、どうもそんな感じが出ます。

それで、御承知のとおりのいわゆる騒音測定機、これが常時動いておりますので、その記録も分析をいたしました。今御指摘の先日の早朝でありますとか、あるいは日中にもかなり激しいいわゆる騒音を感じるわけでありまして、ここ数日の間で数値が100ホン以上は３回ほどありました。それからあと80ホン台、これらのことが幾つかあります。これは今ここに資料を持っておりませんが、何日の何時にということも資料によって確認をとることはできます。

そこで我々の分析の範囲では、町田が厚木周辺の７市とともに行った抗議、これはつまり厚木、横須賀から厚木の飛行場に着陸訓練をしている、とこういうのが一つ。また横田は別個に、別の機種が何か訓練をしている、とこういう感じがいたします。その横田の機種が日野の上空にも飛来するんではないか、とこんな感じがしておりますが、このことにつきましてはより確認をして、なるべく早い機会に日野市としての抗議ないしは通告のなかった理由の説明、これらを求めたい、このように考えております。そのことを、きのう、きょう、公害防災課を駆使して状況把握に努めております。

それから第２番目の質問、ちょうど毎日の新聞のトップ記事に載る、いわゆる長崎県島原市雲仙岳の火山爆発の状況であります。

だんだんと土石流あるいは火砕流という状況で被害が拡大をしている。まさに避難勧告という範囲がだんだん拡大をし、また、より強い行政指導の勧告が行われておる、とこういう状況を我々は毎日紙上で刻々と状況を見つめているわけでありまして、自治体間の立場のこともございますし、同じ国内で起きている大きな自然災害の大事故でありますから、国を挙げて救援活動ないし防災ということがどの程度可能であるか、これは別個のことではありますけれど、罹災者に対する救援あるいは地元市に対する支援、このことは緊急を要する課題だというふうに考えております。

きょうも実は、けさ考えておったことでありますが、多分きょうの質問にはそのことがどなたかから問われ、日野市はどういう対応をするかということを求め、質問として問われるかもしれない、その際に、まだ自治体としての動きははっきりあらわれておりませんし、横の連絡ということもまだ具体的にはありませんが、これは平和事業という

よりも、より身近な事柄でもありますから、できるだけの救援活動には参加しなければならないだろう。次第によったら金銭を要するということであるならば、議会の御了解をいただいて予備費でも充当することによって対応いたしたい。これは国内のことでありますから、より効果、精神的なものよりも、より効果を寄せ合うわけでありますので、かなりな金額を救援に充ててしかるべきではないか、こんなふうに考えております。

このことにつきましては、また議会の承認もできればお願いをしたい、こんなことでございます。当面、以上でございます。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。第１点についてだけ要望を兼ねて発言しておきたいと思います。

市民の不安の一つは、湾岸戦争も終わったのに、なぜまたこんなに急にこういう訓練が激しくなるんだ、とこういうのも一つあるわけであります。そのことと関連しまして私の見解を一言申し上げたいと思うんです。

これは湾岸戦争が終わっても、より一層米軍は激しいこの種の訓練を行うのではないか、とこういう予測が行われております。そういう意味合いからも、市民の安全を守るために今後ますます一層自治体としてもさまざまな手だて、これをとっていくことが必要だというふうに思うわけでございます。

現在、ミッドウエーが横須賀港を母港としてこの種の訓練をやっております。しかし、今度はこのミッドウエーよりも大きい核空母のインディペンデンスというのが９月から参りまして、これが今度、横須賀港が母港になってより一層激しい訓練が予測をされるわけであります。アメリカの方針といたしましては、ソ連の最近の軍事動向を見て、アメリカはますます一層世界の警察官という役割を果たすんだ、ということを各所で宣言をしております。そしてブッシュ大統領もそういう趣旨のことを言っております。新しい世界秩序の構築、ということを言っておりまして、チェーニー米国防長官も新防衛戦略ということを言っているんですね。これに日本が最大の貢献をしようということで、またこれが海部首相がそういう趣旨の発言をしている状況にあります。

湾岸戦争のときには、どういう訓練が行われたかということの一例を私申し上げたいんです。湾岸戦争の始まる去年の８月ごろも航空騒音が激しいという苦情がいろいろとあったわけです。これが厚木基地のあたりになりますと大変だったというんですね。無通告も含めまして８月の16日から９日間、ＮＬＰをやったというんですね。そのとき大和市の測定によりますと４万872回離着陸を繰り返したというんです。そうして、もちろんこの騒音のひどさは市民生活を破壊するほどの激しいものだったわけです。大和市ではそのとき、市民から1,603件、市役所に苦情が来たというんですね。こういうようなことを繰り返しまして、これがちょうど湾岸戦争が勃発したのは８月２日だったわけです。ことしの２月の24日でしたか、２月の28日ですね、湾岸戦争は一応終結したということになったわけです。

そのときも、ですから日本はお金だけの貢献ではなくて、横田基地とか厚木基地とか沖縄から海兵隊が8,000人行くとか、そういう軍事支援を基地提供という形でやってきたわけです。今後、世界じゅうでどこででも何かこういうことが、紛争が起こった場合、米軍は直ちにそれにこたえる体制をつくろう、というのが先ほど言いました新防衛戦略であります。で日本は日米安保条約の第６条で、横田基地を初め100カ所以上の基地を提供しているわけですよね、米軍に。ここで、そのような訓練をより一層強化していこうということですので、私たちの市民生活の立場から考えても非常に今後米軍の動きは危険な動きの方向にいくということが具体的事実としてあるわけであります。

そういうことでありますので、このような背景についても市当局もよくいろいろ分析をしていただきまして、より一層のもちろん騒音測定もしていただくし、さまざまな自治体でできる政治的な対応も強めていただくようにお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　私、１点質問したいと思っていましたけれども、今同じ質問が出ましたので簡単にしたいと思いますけれども、島原市の被災者に対する救援活動についてお伺いします。

先ほど市長が答弁されましたけれども、恐らくこの質問が出るだろう、ということで考えていたということなんですが、さすがだなと思ったんですけれども、結論が出ていないということで全く話にならないんですが、日野市の市民として考えた場合に、夏に台風が来てもそれほど大きな被害もないし、ましてや火山灰を受けるというようなことも富士山あたりが爆発でもしない限り、恐らくこういうことはないんじゃないか、とこんなふうに思っている市民も多いと思うんですね。そういう関係で日野市は本当にいいところだな、とこんなふうに幸せを感じている市民も多いと思うんですけれども、その幸せを感じている分を何とか島原市に気持ちを送っていただけないだろうか、とこんなふうに思っているわけす。この件について既に検討したかどうかをお聞きしたかったんですけれども、まだ結論が出てないということですので、ぜひ検討して温かい気持ちを

送っていただきたい、こんなふうに思っております。

それから、きょうの新聞、読売新聞だと思いますけれども、夕刊に伊豆の大島市長は既にもう500万円のカンパを決めたというようなニュースが出ておりますけれども、できれば日野市としては、財政にも恵まれておりますので500万円といわず1,000万でも2,000万でも送っていただきたい、とこんなふうに思っております。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　島原市雲仙岳の火山爆発に伴って大変住民の多数が困窮の状況におられる。全く御同情にたえないところであります。当初予算、今回の補正予算にでも間に合うべき時期のころには、まだそのような認識ちょっと考えておりませんでしたが、だんだんと拡大をし避難民がふえていく状況でございますので、なるべく早い機会に他市の動向も十分連絡などをしてみたい、とこのように市長会の場等で発言をしてみたい、このように思っております。額につきましては、今どうこうということは言えませんが、できるだけ心のこもった、また救援に値する、そういう内容のことを考えるべきだというふうに思います。

大島町が早速やられたというのは、大島の町は既に三原山の爆発で全国からの温かい救援を受けられた、こういう経験から行動が速やかだったというふうに思っておりますが、我々もなるべく速やかに、なるべく内容のこもった救援活動に日野市として何か情報発進ができるようなことをしたい、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　市長のその答弁で私もいいんでないかと思いますけれども、余り他市にこだわらず、日野市独自でも考えていただいて、ぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　それでは１点だけ質問をさせていただきます。

５月の25日の東京新聞と、６月の２日の朝日新聞にも載っておったんですけれど、南平におきましてリサイクルセンターの建設ということで新聞報道がされておりまして、特に内容的にも展示販売をするリサイクルセンターということです。また古紙、牛乳パックまたアルミ缶等のリサイクルというものをあわせてやっていきたいんだ。そしてまた自転車の修理等を行いながらリサイクルしていくというような文が新聞報道をされております。この新聞によりましては土地の面積が市有地として1,500平米、また別な新聞

には1,700平米ですか、ちょっと面積的には２紙とも違っておるんですれど、具体的にこのリサイクルセンターをどういうような方向の中で、今後この南平を位置づけながら将来的に行っていくのか、もう少しこの辺について内容的にお教え願いたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えいたします。

今検討しておりますのは南平の南平小学校の東側にございます市の土地、1,116平米ですか、その土地がございます。そこに清掃部の今リサイクル展示場が市民に対して不便である、交通が不便であるという点がございます。それからまたクリーンセンター内で厚生ホールの一部を使って、シルバー人材センターに委託しまして自転車の再生事業をやって市民の皆様にお売りしているわけですけれども、御承知のとおり、厚生ホールは今年度末には流域下水道の方へ売却になります、あそこの建物の土地を一緒に売却になります。そうすると今やっている修理工場ですか、部屋ですけれども、それがなくなってしまうということもあわせまして、たまたま南平にその土地があるので、そこを利用させてもらいたい、ということで関係部局と今協議中でございます。その中にできれば家具とか家電とか、まだ利用できる物を展示し、また一方では、自転車等もそこで修繕、またそこで販売できる物をつくってもらいたいということが１点。

それから生活環境部の関係になりますけれども、牛乳パックの一時ストックヤード、それからアルミ缶またスチール缶等の資源になる物の一時置き場という形のものも併設した中で約、建物面積としては220平米ばかりの建物を建てていただいて、そこでリサイクル活動をしていきたい、ということを今関係部局と協議しながら進めさせていただいているわけでございます。概略としては以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かねて現在のふえ続けるごみの対策として、ごみ減量それから資源回収の形でこの問題に自治体として取り組まなければならないということは、これまでも申し上げたように思っております。

たまたま南平四丁目市有地ということの呼び方をとっておりますが、南平小学校の校地を確保するときに、ともに取得した日野市の普通財産として管理しておる場所があります。南平小学校の東、水路に沿った部分であります。お寺の名前は寿徳寺の北に位置する場所でありまして、面積は公簿では今部長が言った程度だと思いますが、実測すれば千六、七百ある、こんなふうに承知をしております。

普通財産として15年の長きに及んで用途を定めず今日に至っておるところがあります。将来は、例えばこの庁舎が手狭でありますから、ある現場の部局等は、むしろ分室とか分庁舎というべきものを設けるに適当な場所だというふうには考えております。当面、割合出入りも便利で、かつ迷惑が少ないというような場所なものですから、今部長がお答えしましたとおりの建物、プレハブ的建物で一応間に合う物をつくってみたい、こういうことを内部で検討し進めつつあります。

たまたま一種住専の指定地域でありますので、その手の建物は例外に属します。今建築指導当局と打ち合わせをいたしまして、そうして御指導によって公的事業だということで認可をいただく、そういうことを協議中でありまして、今回の補正には間に合いませんでした。したがって９月の補正にその必要とする経費を計上させていただきたい、こういうこともあわせ進めております。

内容といたしましては、今お話ししましたような一時リサイクルで、すぐ家具とか、あるいは多少整備した自転車もそうでありますが、そういうものの展示場をつくって消費者運動に提供したい。それから、かねて牛乳パックのこともストックできる場所を欲しいと言われておりますので、そのような施策もしたい、とこう考えております。

なお、今ガラスの、カレットのリサイクルを着手しておりますので、それらをやはり中間ストックの場所として持ちたい、こう考えているわけでありまして、今までのところ、周辺から情報はまだ出ていないかもしれませんが、特に反対を受ける場所ではないように思いますので、建築行政当局の理解をいただきながら実現を図っていきたい、こういうことが進んでおる、ということが多分新聞の関係者の取材に出たんだろう、とこのように思っております。以上です。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。もう少しお尋ねしたいんですけれど、今の答弁には現在ありますリサイクルセンターの展示場を、我々も一般質問等を通じましてリサイクルに関しての質問の中でもその展示場の整備ということは何度か取り上げさせていただいているところなんですけれど、特に現在のクリーンセンターにつきましては、交通の便からもいきましてもなかなか展示場としてはふさわしくない、また内容的にも十分整備されてない関係上、なかなか市民の方がいらしていただけないということもありまして、何か適地ということですけれど、この場所は果たしてそういうリサイクルの中の展示場という視点から見ますと、果たして全市的に見ますと利便性的にどうかなという問題もあるんですけれど、その辺は非常にバス路線もあそこはありませんし、車等もしくは自転車等の利用しませんとなかなか使用しにくい場所でありますし、面積的にも公簿上1,116平米。実績は市長の答弁によりますと約1,600ないし1,700平米だということですけれど、当面としてはそういう中で使用していきたいんだということですけれど、もう少し内容的にその辺を詰めた段階で対応できるようにしていただければなという感じがするんですね。

それで、特に今回新聞発表が随分先に出まして、今の部長の答弁でも実質的には協議中である。そして９月の時点の中で補正予算をしていく、そして実質的には、じゃあいつごろそれがまた開いていけるのか、そして市長自身の今説明の中にも、非常に公害的というか地域に迷惑をかけるのが少ないんだというような答弁もありましたようですけれど、この辺の一連のやっぱり行政がいろんな事業をする場合、また土地を利用する場合、いろんな地域対策というものを、どういうようなプロセスを経ながら対応しているか、その辺もちょっとお伺いできればなと思うんです。じゃあ、とりあえずその辺について再度また答弁をいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、庁内の関係部課を検討会のような形でいろいろ検討を詰める工夫をいたしております。一応そう大規模なことは考えられませんので、地積、用地そのものは普通財産という形で一時使用という程度の、先ほども言いましたプレハブ、何平米でしょうか、221平米という程度の規模でございまして、なお広場が相当面積ありますから、そこには工夫をして、場合によりますと今使っておりますダストボックス、オレンジあるいはグリーン、これらの新品も相当数置いて、その中にある程度の品物も入れられるような、しかもきちんと見た目も悪くないというような管理の仕方をしたいものだ、というふうに考えておりました。なお周辺にはなるべく御迷惑をかけないということがもう大原則になると思いますので、それにも配慮をし、そういう意味では割合出入りのしいい場所ではないか、こんな感じがいたしております。

それから展示場が一番市民の出入りに便利のいい、つまり目のたくさん注いでいただける場所がいいことはもちろんでありますが、当面そのような場所が現実に確保できている状況でございませんで、この場所をしばらくは使っていきたい、こういう考え方でございます。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。どうも土地の使い方が非常に余りにも多用途に使い過ぎまして、特にこの新聞報道等から推測しますと、現在クリーンセン

ターにありますリサイクルの部分をメインをこちらに持ってきて、それに付随していろんな生活関連を含んだ牛乳パック等もストックヤードを設ける、というように感じ受けますけれど、先ほど市長の答弁の中によりますと、何かボックス云々という話も出まして、その面積的にもたった1,600ないし1,700平米の場所に一般のリサイクルを展示された物を見にくる方も車でいらっしゃるだろうし、だから各種のストックヤードの関係者も来るでしょうし、この限られたスペースの中にボックスがあったり、また自転車の再生というものを見ますと、非常に土地の面積から見ますとかなり無理もあるのかなという気がするんですよ。ですからもう少しそれを具体的に庁内的に整理しまして、使い方をもう少し明確にしながら、今後問題が起きないようなやっぱり方向性を生み出すことがまず必要かなという気がするんです。その上でやはり新聞報道というのが筋かなという気がします。

実際、先にその市の方向性が明確にならないままに新聞報道され、そしてこれを見ました市民の人は非常に驚いたんですね。先ほど市長の御答弁の中に、南平の小学校のときに普通財産として土地を購入した云々という話ですけれど、地域の人たちの受けとめ方としては、あそこに将来幼稚園ができるんだ、というそういう幼稚園の土地なんだという地域住民のそういう見方というか、そういうふうに皆さんとらえてまして、まさかあそこがああいうふうに使われるとは夢にも思わない。まして、あそこの小学校に隣接する場所につきましては、非常に確かに北野街道から上に入ってくるところは比較的幅員があるんですけれど、その一歩北側に通る道路ですか、京王線と平行していく道路、またその先の経路を見ますと非常に狭隘道路である。そして小学校の通学路になっています。そこに種々の今はそれほど車は通りませんけれど、あそこのところに車がある程度入ってきますと非常に危険性も出てきます。そうしますと非常に地域的にも懸念があるんですね。

ですから、突然こういう場所に当初から予定するんであれば、最初の時点で少なくとも学校側、ＰＴＡそれから地元の自治会なり地元の人たちにもそれぞれまずお話をして、そういう中で理解を得ながら進めていくのが基本的な行政の流れじゃないかと思いますね。実際そういうことは全然やらないで、また土地の、用地の使い方すらまだまだなかなか先ほどの答弁から見ますと複雑な要因がありますし、そういう中で見切り発車していく。そうした場合、今後いろんな問題が起きてくることは間違いないわけです。現にＰＴＡの関係者また学校関係も非常に今あわてているというのが今実態なんです。

ですからもう少しその辺の行政がやることですから、当然地元の御理解それから地元

の協力というのは当然出てきますけれど、なぜその部分が先に出てこないで進めていくか、それについて非常に地元無視するというか不親切というか、それについてもう少し市長のお考えなり、今後どういうように進めていくのかまたお考えをお伺いします。

○議長（小山良悟君）　市長

○市長（森田喜美男君）　前後して情報が出たということでございまして、この点は適当でなかったなというふうにも考えております。周辺に対しましては十分理解をいただく努力をして事業に向かう、このようにしたい、とこう考えております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　当然これから行政としては、当然地元サイドですとか、また学校の通学路ですからその辺の安全対策は当然としても、もう少しここの土地のリサイクルという視点の活用の仕方をもう少し明確にしていただいて、今後いろんな禍根が残らない方向を早急に見出しながら事業を進めていただきたいと思うんです。

少し古い話になりますけれど、たしか昭和五十八、九年ごろですか、ちょうど豊田の南口の再開発ということで市の方で一つの方向性を見出して原案をつくりまして、それを地元の皆さんに発表しないで突然新聞報道したということの中で、地元の皆さんは、これは大変だ、ということですごいけんまくでいろんな問題を指摘したり、地元無視ということで大変に地域の人も立腹された経緯がありまして、現在、市が提示した再開発が宙に浮いているという実態があるわけです。

結局、今回の件も基本的には行政の同じ轍を踏んでいる。やはり一つの方向性を見出してもやっぱり地元は無視だ、とこれが今のこの場所だけではなく、いろんな行政の今進めている方針の中にも数多く地元の無視、一方的な行政が中途半端で見切り発車しているということが余りにも多いのが今現実であります。

もう少し行政マンとして、その辺をもう少ししっかりとした方向性を見出しながら、ましてリサイクルということは非常に今後ますます重要になりますから、一時的な簡単な思いつき程度の発想でやってます、と言わんばかりの方向ではなく、もう少し腰をしっかり据えつけながら、方向性を見出しながら現実の問題も対処していただくように強く市長にお願いしておきます。以上で終わります。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　それでは２点ほど伺います。

まず多摩平の消防の出張所ですか、これが西平山の区画整理の中に来るという話は前に聞きました。しかし、これは正式な話としては聞いていないと思います。

今回のこの行政報告ですか、これを見てもそれらしいものはないようなんですけれど、行政からは正式な話または正式な動きがないのに、消防署の副署長がいきなり建設の図面や建設の完成年月とか、そういったことを説明に来られました。一応、消防署の方から伺います、という話を聞いたら初めてこの話が出てきた、ということで一応私の方としてはただ話を承るだけですよ、ということで話を伺ったわけですけれど、それによるともう平成３年末ですか、４年ですとかにも出張所が完成する。それでその場所はＪＲの南側のところですか、そこへ市の土地が細長くある、そこへ来る、ということなんですけれど、これ地元の人も全然知らなかったということで、いきなり建てられる。事は消防署のことですから、周辺の住民の方はかなりショックを受けているんじゃないかなという気がするんですけれど、この辺の事情の御説明をお願いいたします。

それともう一つは、これはついせんだって自治会の補助金のことなんですけれど、この補助金の申請について、今までは払い込む先の銀行名ですか、それと口座番号ですね、それから口座の名義等を書き込めばよかったんですけれど、それが今回からはコピーをとって、通帳をコピーにとってそれをそのまんまその申請用紙へ張りつけてくれ、という方向に変わってきました。この変わった理由はどこにあるのか、その２点伺います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の多摩平消防署の移転に関連しての御質問でございます。お答えしたいと思います。

経過でございます。まず一つは、当然日野消防署との協議の始まったのが平成元年の６月でございます。これは行政同士での話し合いでございます。その後、９月の定例市議会の中には、市長から多摩平出張所の移転について東京消防庁との協議に入る、ということを行政報告で議員さんの御理解を賜った経緯があるわけでございます。その後、東京消防庁ともいろいろ協議をしてきました。かなり日野消防署を含んでの協議でございます。これは市が当時、公社として持っている地型の問題あるいは東京消防庁との条件等の中での地型の変更等を重ねましての地主との折衝でございます。そういった経過を十数回にわたっての協議を進めております。よって昨年の平成２年の12月の議会には、あそこの現状の敷地の中の遺跡調査を行うについての予算を一部お願いを申し上げました。当然この遺跡調査の確認、現地調査をやるためには、地元のこれは近隣の方々でございますが、一定の遺跡調査をやるということ、公共施設を建設するというような考え方の、大ざっぱな考え方の中で近隣の地主さんあるいは自治会の関係者に個々にあいさつに行った経緯がございます。

具体的には平成３年、新年度を終わりまして４月の９日、新年度に入りまして、４月９日、周囲の住民に対する説明会を開催した経緯があります。ことしの４月の９日に本当の第１回の周辺住民の説明会でございます。これは東京都の予算が平成３年第１回の都議会の中で、一定の予算が裏づけができたということがあるわけでございます。

よって、その裏づけができた中で、今年４月９日に市として地元に説明会をした経過でございます。まだ隣接地主さん等からはこの説明会の中でも確かに一つは迷惑施設というような考え方の中での意見はございます。東京都の予算も計上されておりますので、我々市としても、これから隣接の地主さんに対してどう説明していくかというような問題を抱えてこれから対応していきたいというふうに思っております。

ただ経過としては、細かいことは略しましたが、今までお話ししました経過の中で一定の理解を議会にはいただいているというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

私の方としましては、現在企画財政部の動きに従いまして（「自治会の補助金」と呼ぶ者あり）大変失礼しました。

自治会補助金の振り込みにつきまして銀行口座のコピーを、ということでございますが、これにつきまして今までは、それなりの書式を定めて御記入願っていた経過でございますが、実務上、番号の一部が違う、というようなことがあったりいたしたもので、担当といたしましては直接的に、何といいましょうか、正しい振込番号等把握したい、ということからコピーをお持ちいただきたい、そういうふうな取り扱いに変えたということの報告を受けている次第でございます。

少しでも間違いなく、速やかに補助金を交付する、ということの意味でなされておりますもので、ひとつ御理解のほどをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　２番目については多分、変わった理由がその辺にあるんじゃないかなという予測はしておりました。

この１番目ですけれど、現在、地元の住民ですね、まして５月中ごろでしたか、その真ん前のお宅の人が全然何も知らなかった、いきなりこういうことをされたんでは困るという強い抗議が来てます。今、自治会にも説明した、また個々に地主にも説明されたという回答でしたけれど、その本人が全然聞いておらなかった。まして消防署ですから、この辺、常に市長は要するに市民本位の行政ですか、また対話と連携の行政、というこ

とをよくおっしゃっていますけれど、その真ん前の本人の話、また近所の話を聞くと、それが全然初耳だということで私どもの方へ、とにかく議会の怠慢ではないか、ということで苦情が来ております。その辺が本当に徹底されているんでしょうか。

また先ほど来馬場議員の話の中にもありましたとおり、要するに十分に周囲の住民の理解ですか、こういったことが本当になされているのかどうか、その辺については市長の考えをちょっと伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　手順、手際に市民の十分な事前の納得を得るというところに欠けるではないか、とこういう御指摘だと思うわけでありました。

確かに事を行います場合に、最初の手順、手際が大切だということをつくづくいつも考えておるわけでありまして、いわゆる多摩平四丁目３番地、多摩平の団地ができました当時から日野市の行政施設の一画になっているわけでありますが、いわゆる消防署の多摩平出張所、それから消防署長の公舎、この施設が中にあります。今日野市全体の消防行政のことを目をめぐらしますと、消防は初動の５分間が大変物を言うということはもう言うまでもないわけでありますから、適切な本署それから出張所の配置が必要だということを常々考えておりますし、また議会の指摘もあったように思っております。

そのような状況の中から、中央線の陸橋が整いましたり、それから、かつては消防署は旧庁舎と一緒にあったわけですけれど、割合早く現在地に消防本署が移動した。現在の配置からいいますと、なるべく平山橋に近い、日野市の全体からいって西南の方角に消防機能が存在することが必要だ、ということを消防署当局からもまた指摘をされておった経過がございます。

そのようなことで徐々ではありますが、移設のことを考え、用地の確保を機会として具体化を進めてまいりました。一番地元に対して看板は出して見ていただけるようにはいたしておりましたけれど、説明会などの開催等に不十分な点があった。そのことはこれから意を尽くして御了解いただく努力をしなきゃならない、こう考えております。

本来、安全施設、防災安全施設は適正配置が必要なことは言うまでもありませんし、迷惑施設というふうにとられることも、これも多分音が出ることが一つの理由にあるだろう、その音の中には消防車が出る際に鐘を鳴らします。それからもう一つは、消防本署にはあるいは高幡の支所には救急車が配当されてありますので、救急車の出動によって音が出る、こういうことが迷惑の理由になる。こういうことは我々も早くから感じていた所でございますが、消防施設そのものはやっぱり適正配置に置くということが、私

は市内の全体の防災行政の中で大前提だろうというふうに思っております。したがいまして御迷惑をなるべく少なくする努力あるいは周辺の環境を整えて、そうして迷惑と思われる部分を少なくする、そういったことをこれから十分尽くし、かつ説明を行って、それで了解をいただきたい、とこのように考えております。

早々と情報をお伝えして、あらかじめの了解をとるというのが一番望ましいわけでありますが、ある程度物事が具体化しないと行政の活動、行動にならないという点に、多少手際のまずい点もあるし、御指摘をしていただいている理由もあろうと思っておりますので、それらを十分心がけながら納得を、納得というか御了解をいただく。全体の立場に立ってひとつある意味で広い行政に協力をしていただく、こういうことを誠心誠意尽くしてまいりたい、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　市長の言われたこともよくわかるんですけれど、ただ、どうしても私理解できないのは、行政、要するに日野の消防ですわね、そして東京、運営は都の方でやっているようなんですけれど、行政が何ら動かないうちに消防署がなぜ動き出したのか、この点がどうしても理解できないんですけれど、行政が先に動いておいてこれこれこうだからと、だから消防署もというんならわかるんですけれど、そのところがどうしても理解できないということです。

それと、確かにこれは市民の安全のためには必要な施設です。ですから、それをつくるのにはやぶさかでないんですけれど、結局１軒の家を建てるについても、近所、両隣の承諾を事前にとってからやるというのが常識です。そうでないと、できるものもできなくなるということですから、これからはそういったことのないよう事前に十分説明し理解してもらってやるのが結果的には早道じゃないかなという気がします。

それを今、消防署が先に動き出したという疑問点はさておきまして、一応その点強く要望して終わります。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　６月１日付の広報ひのには、一面で「着々進む下水道整備」ということで日野市の下水道事業について紹介をしております。来年度いよいよ浅川処理場の区域内の一部が利用開始になるということと、秋川処理場区域内のほぼ前面にわたっての使用が開始されるという紹介でもありますので、下水道の早期利用を望む市民にとって、大変期待の持てる下水道の整備状況ではないかというふうに受けとめられていると思います。

私もこの広報を読ませていただきまして、実はことしの３月の予算の審査の際にも質問を行ったのでありますけれど、その際、担当の課長だったと思うんですが、日野市の公共下水道の多摩川中央幹線の都の流域幹線に計画変更になったことはこの３月だったということでありました。それに基づきまして日野市の浅川処理場のこれまで事業化されてない箇所の事業計画を進めるために、その事業決定をとるべく準備を進めている、という話がありました。この手続を６月にするというふうに私どもは聞いておったのでありますけれど、きょう６月11日ですから既にその手続をしたのか、あるいは今月内にするのか、その辺を１点伺っておきたいと思うんです。

当然その手続をすれば、東京都建設省は年度内に認可をおろすんではないかというふうに見通せるんですが、その辺の見通しを２点目に聞かせていただきたいと思うんです。

予定どおり認可がおりて来年度予算化をして工事に着工するということになっていくんではないかと思うんですが、流域の幹線ができないと実際は使えないということもありますけれど、しかし、先行投資で日野の公共下水道を進めるということで、来年度、予算化をして、これまでおくれておりました、事業化のおくれておりました地域の工事を進めるということになっているんではないかと見通しているんですけれど、その辺のところを含めて現在どんな状況にあるか説明していただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　お答え申し上げます。

まず第１点の浅川の日野幹線でございますけれども、延長が3.３キロ、これが格上げになった部分でございます。これは平成２年の12月６日に認可になっております。これは東京流域下水道本管として東京都が認可をとっておるということでございます。それから今残っておる805ヘクタールですか、これはまだ事業認可をとっていない区域があるわけでございますけれども、この事業認可につきまして協議が大体終わりまして、６月の、今月いっぱいぐらいで各市の、関係市の意見聴取がなされるだろうという予定をいたしております。

それで、認可でございますけれども、今の予定でございますけれども、認可申請を７月５日を予定している。そうすると大体、通常の状況であれば１カ月前後で認可になるという形でございます。おのずと認可ということはこれから着工になってくるということでございます。

それから流域の方の事業関係でございますけれども、現在の幹線関係については平成７年ですべて完成をさせるという今の計画になっております。ただ、この幹線は御承知

のとおり、万願寺第二それから東町と区画整理絡みの区域が部分的にございます。この両事業の進捗の状況にある程度の左右されてくるという形になっております。今のところはそういうことでございます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　流域の幹線ができなければ、実際、処理場に利用できないわけですから、幹線が完成して、すべて利用できるということになると思うんです。しかし、その幹線ができるのは平成７年度だというわけでしょ。これも予定ですから場合によるとおくれるかもしれないというようなことも考えられるわけですね。その時期を待って日野市の公共下水道整備を進めるというんじゃなくて、先行投資で恐らくやられるんだと思うんですが、この７月５日に申請して１カ月後認可がおりたということは、例えば12月議会、９月議会でもいいんですけれど、補正予算をとってその事業に着手するということですか、それとも来年度から始めるということなんですか。早けりゃいいということもあるかもしれませんけれど、その辺のところはどういう見通しでいるのか、はっきり説明をしていただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　大変申しわけありません。805ヘクタールのこの未認可の地区でございますけれども、先ほどお話した大体８月ごろ認可を予定をいたしております。

それで、この事業の実際の着手でございますけれども、これは補助金が国の補助金等で行っていく関係で、どうしても実際の着工そのものは来年度から、ということになります。一応内容としてはそういうことでございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　それでは２点ほどお伺いをしたいと思います。

まず１点目なんですが、きょう冒頭に、市長から行政の報告書の内容が報告されました。これの仕方というか内容についてなんでございますが、これは私が経験不足というがゆえにこういう質問になるのかもしれませんが、市長から毎回重要事項として何点か報告をされます。今回も３点行われたわけでございますけれども、これももちろん大事な報告であるのかもしれませんが、どなたからも指摘がありましたように、例えば現在非常に市民の関心があるとか大事なこと、議会としても関心のあるようなこと、例えば食堂の問題であるとか、また多摩平支所の問題だとか浅川公会堂の問題等、いろいろあるわけでして、当然こういった内容についてこの行政報告の中でイの一番に報告されて

もおかしくないんではないかな、とこういうことが実は今回だけではなくて、これまで何回か本会議に出てきて、いつも感じていたところでございます。

そしてこういった項目というのは必ずこの行政報告に対しての質問の中でも必ず出てくるわけでございます。でこれは、どうせ出てくるからそのときに答えればいいという感覚なのか、あるいは認識というか、の違いなのかどうかわかりませんけれども、時間のロス的なことも考えますと特に今中心となっているような、あるいは関心の持たれているような事項については、あらかじめ市長の側からこういう問題についてはこういうふうに前進したとか、何だとか、そういうことを報告すべきではないかな、とこんなふうに思うわけです。

これはちょっと慣例慣行というものをまだ十分私自身も承知しておりませんので、そんなもんじゃないよ、ということなのかどうか、これはぜひ基本的な考え方の部分でございますので、ぜひ市長にそのあたりのことをお伺いをして、その後、関連してまた次の別な質問も具体的にさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の議会で、日野市のような形で冒頭に行政報告をするというのは例としては少ない方だと思います。たまたま私も当時議員をしていた有山市長の当時に、前回の議会から今日の議会にわたって、いわゆる行政執行として一応完結した問題を報告をする、というのが行政報告の一つの形でありまして、中間的な、まだ経過中あるいは結論ない、ということにつきましては、その結論の出る時期を待つということになるかもしれません。

そういう日野市の行政報告はむしろ議会になるべく休会中の行政経過を報告をするという形式をとっているわけでありまして、密度において欠けるとか、いろいろな御意見はあるかもしれません。しかし、行政報告はないのが当たり前ということは言ってはいけないと思っておりますけれど、あるのが当たり前という考え方で日野市は行っておるということで評価をしていただきたい、このように思っております。

形式につきまして、もし御指摘の点があれば十分検討させていただき、またお答えもして、議会との日常的な信頼関係をより確かなものにするという努力は必要だというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　今市長の方から、ほかの他市では余りやられてないということでありますけれども、これはある時点から日野市が伝統的に行われていることであって、

非常にこの行政報告自体はいいことだと思いますので、どうせそういうことをやるんであればより充実したことをやっていただきたいなというふうに思います。

特に、前回からの例えば継続事項なんかもあるわけです。そうしますと、そういうものについてはその委員会の中で報告をしたりということもあるんですけれども、やはり共通の認識を持ってこの6月なら6月議会に入っていくということは、時間的な面だとか、あるいは認識の面だとか、いろんな面で大変有効になるというふうに思うんですね。どっちみち重要事項というのは大概この中で質問として出ているわけですから、そういう状況を見て、やはり事前に特に結論まで至らないけれども、前回以降2カ月なら2カ月の間にこういうことを検討したとか、こういうふうなことを考えているんだというようなことをまず示しておかしくないんではないかな、とそんなふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の議会は、地方自治法の定めるところによって、年定例会が4回持たれております。大体それで事が足りるというのが地方自治の多分原則だろうと思っております。ですから中間の、例えば付託委員会でまだ継続審査中にあるとか、あるいは我々の行政委員会ないしは協議会等で報告されたものは資料として提出をする、とこういうことはこれまでも大体行ってきた経過がございます。これから十分他市の状況なども調べたいとは思っておりますが、なお失礼にならない範囲で申し上げたいと思っておりますのは、資料提出であって質問はないというふうのが、またよその議会の例だというふうに聞いておりますが、日野市の議会では冒頭の行政報告で、このように多くの質問をいただきお答えをするという機会をもって、非常に理解が前進ができる、このように考えておりますので、そういうものだというふうにお考えをいただければ幸いでございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　まさに私がある意味で心配をしているところなんですが、確かに報告しても何の質問もないものもありますし、また質問されたときにきちっと答えればいいんだという、それも一つの方法かもしれません。しかし、何事もやっぱり誠意を持ってやりとりするためには、聞かれたから答えるということよりは、今市民の間あるいは議会の中で大きな問題意識のあるものについてはやっぱり事前に基本的なことを示していただく方がよりスムーズにいくんではないのかな。

例えば、きょうも冒頭話題になりました食堂の問題、これはもう議員だけではなくて

職員の皆さんあるいは市民の皆さんもみんな関心を持って見守っている一つの問題意識だったと思います。これは行政報告の中で全く触れられない、というのは本当に誠意を持ってそういう問題に一生懸命努力しているのかな、総務部長以下大変な努力をされていることは重々聞いておりましたけれども、やはりその長である市長の方から、こういう問題についてはこういうことで大変迷惑をかけていると、だけど、こういうふうに対策を今進んでいるんだというようなことは先にやっていいんではないのかな、そんなような気がするんですが、慣行的に、慣例的にこうなっているんだということであれば、ぜひ今後そういうとらえ方も新しい見方と言えるかどうかわかりませんが、検討していただきたいということで、この件については要望という形にさせていただきます。

引き続いて２点目、そこで具体的な、これとも関係するんですが、具体的な質問なんですが、６月１日付の広報で、多摩平支所の本庁統合の問題が１年ぶりにまたこの紙面を使って出されてまいりました。

この中で何点かお伺いをしたいわけですけれども、一つ目は、望まれる新しい施設について調査検討してきた。これは実は１年前にも同じ表現を使っておりました。今回またそういうふうに書いております。これで、じゃあ具体的にどんな調査検討をしてきたのか。これは行政サイドだけの調査検討なのか、あるいは地域住民も含めた調査検討なのか、その辺についてもう一度お伺いをしたいというふうに思います。

それから２点目に、これ幾つか次のような構想によるものです、ということで八つほど掲げられております。その中の四つ目に、地域集会施設を新設する、というふうなことが出ております。これは具体的に、この地域集会施設というのは、どんな施設をイメージされているのかということです。関係するといいますか、地元の議員の皆さんもたくさんおいでになるんでちょっとあれなんですが、多摩平支所の行政窓口というのは、名前は多摩平ですけれども、大変広い範囲を受け持っているわけです。多摩平はもちろんですけれども、日野台、豊田、東豊田、旭が丘、西平山、さくら、富士といったような八つの区域を担当しているといいますか受け持っているわけです。ですから、こういう広い区域の中で地域集会施設ということは、言葉上だけではよくわかりませんけれども、こういう全部を含めたような地域集会施設なのか、あるいは本当に近間だけの施設なのか、その辺がちょっと不明確、不勉強な部分もありまして教えていただきたいというふうに思います。

それから３点目に、多摩平支所の統合は行政サービスの展望と行革のために云々と、そして一つの転機になる、というふうな表現も一度使われております。ここでいう行政

サービスの展望というのは、この多摩平支所を本庁統合することが行政サービスの展望というのは、どういう理解をすればいいのか、この点についてもお伺いをさせていただきたいと思います。

それから四つ目、バス運行、この対策として、バス運行の利便化については最善の努力をいたします。それからあわせて３月議会に上程をしたけれども、調査を尽くすために継続扱い、非常にうまい文章で表現をされております、まさに。じゃあ具体的に、最善を尽くした、そして具体的な案が本来であれば、先ほども１点目で指摘をさせていただいたように、共通のこの場で出されてきてもいいんではないのかな、とそういう気がするわけなんです。

以上、若干私自身の勉強不足の分もあるんですが、４点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政報告にかかわりまして、広報に掲載をした「市長室から」という私の記事に伴って質問をいただいております。

文章の中にも示しておりますとおり、ちょうど昨年６月１日号のこの欄に、ということで、初めの半分ぐらいは前回の文章をそのままなぞった形になっております。そして、これまでも議会で質問をいただいたり、あるいはお答えの形で、ある程度の経過は御承知いただいていると思っておりますが、質問の部分だけ特にお答えをいたしますと、最初のその地域集会施設、いわゆる昭和35年前後、多摩平団地が当時一町に日本住宅公団の手によって開発をされた。大きな都市基盤からつくった区画整理事業で、たしか230数ヘクタール、こういう地積だと承知しております。

そして、当時どのような協議、協定があったか私も正確には知りませんが、先輩から聞いたり、多分こうであっただろうということをつないでみますと、今のいわゆる四丁目３番地、これは住宅公団の所有地を日野市が当時の価格で買収をして獲得した。そうして最初の用途、これは多摩平団地ができるために、いわゆる支所という行政のいわゆる地域施設をつくった。それから幼稚園、保育園、これらがその時代の団地の要請によってつくられた、こういうことが年次を追って推測できるわけであります。

当時、入居された方々は、多摩平に来てみたけれど、市民施設が極めて乏しい、それから行政の質疑もありまして訴訟問題まで起こした下水道事件というのがあります。その下水道事件を一応和解をいたしましたのが、やはり有山市長であります。和解金を払い、そして特別に公園の中に集会施設をつくった。そういう経過があります。現在もそ

の集会施設、地区センターは自治会の事務所にまでなっておるという例外な使い方もあるわけでありまして、住宅公団は団地の中に何カ所か集会施設を設けて一応の用には当ててあります。しかし、少なくも千何百という団地に対して、日野市の施設というものは下水道処理場を当初公団管理であったのを日野市に譲った、とこういう経過はあります。

少しお答えの範囲が広がり過ぎた感もありますが、地域集会施設というものは、時代に沿って必要である、ということを特に地元の自治会ともこれまで協議してまいりました。別の条件では、児童館をつくって学童クラブの施設をつくる、学童クラブを設ける、あるいは規模のほどはまだ未決定でありますけれど、日野市がこれまで進めておりますいわゆる地区センター形式のそういうものは必要である。そうして公園から事務所をあるいは移さなければならない、こういう課題もないわけではありません。

消防署の移転も、つまりあの場所をいかにこれから活用していくかというところから出発しておるわけでありまして、そのことが行政サービスの大きな展望と、もう一つ、行政改革という言い方をしております。行政改革というのは、いろいろございますけれど、特に今回も職員の定数増のお願いを提案しております。つまり私は内部で、いつもいわゆる中央指導の行政改革というよりも、自治体自主的な行政改革こそ絶えず目を注いで、そうして市民要求に最も正確に、最も効果のある対応をすることが、すなわち自主的行政改革である。人員におきましても、もう過去の余り今日必要でない仕事はむしろやめてでも新しい仕事に取りつくその組織改正が必要である、こういうことも議案として提案をする条例などにもあるわけでありまして、つまり多摩平に現在９名の職員がおります。まさに市民課の窓口サービスですから大切なことは言うまでもありませんけれど、本庁に統合することによって人員もかなり浮かすことができる。

もう一つの例を言いますと、多摩平の下水道処理場というのがあります。５人の職員が従来一応管理に当たっておりましたけれど、これも相手が、つまり委託先が具体的に確認できるようになりましたので、これも業者委託を行って、その職員をより現在必要とする事業に配置転換等のことも考えて行うべきである、これが本当の行政改革である。こういうことも内部的に指導してまいっております。

そういうことが、つまり日野市の行政を最も市民要求に最優先をする体制にするということが、行政改革の一つの転換であり、また行政サービスの展望である。その転機であるというのは、つまりそういうことを行うことによって、これからの見通しが大変具体的に開けてくる、こういうことを申し上げておるつもりであります。

あとのアフターサービスといいましょうか、代替措置、これらがバス運行をもっと数多くする、それから特別の連絡便も考える、ということで、廃止に伴ってサービスの低下をなるべく少なくする意味で努力をしていきたい、こういうことを市民に御理解いただく意味での記事の掲載である、このように御理解をいただきたい、とこう考えております。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　私の方ではできるだけ簡潔にといいますか、具体的に質問すれば具体的に答えが返ってくるかなと思って、まげて質問したつもりだったんですが、基本的なことから教わっていただいたような感じがします。

それで私自身も基本的には日野市全体のことを考えたときに、本庁統合ということはむしろやるべきではないかな、とそういうふうに思っております。それは四、五年前になるかと思いますが、私は勤労者代表という立場で行政改革委員に任命されまして、その中で、いろいろ論議したときに率先して、そういった意見を提言した一人でございます。そういったことからしまして、今立場は違いますけれども、基本的にはそうあるべきではないかなと思っております。

ただし、問題なのは今のように支所廃止というのが前提にあって、その具体的な対策案がほとんど示されてないといいますか、いわゆる不便になることに対しての対策案が示されてないというところがやっぱり一番の問題だろうと思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ですから仮に今市長が強調された行政改革云々ということ、これは必要なことなんですが、であるならば、その不便になる部分だとかいろんな面を具体的に示して、その上で廃止をするという、やっぱりステップとして非常に問題ではないのかな。それが先ほどもいろんな方、消防出張所の問題だとか、あるいはリサイクルセンターの問題だとか、そういうところの進め方にも同じスタンスで取り組まれてきて、これが結果として地域なりあるいは議会の中でのトラブルの原因になっているんではないかと思うわけです。

例えば「調査検討してきた」と、で調査検討の中に住民との調査検討がどの範囲で具体的に行われているのかどうか、というようなこともやっぱり非常に大きな問題だと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）例えばこれが多摩平地域の一部だけであるとすれば、じゃあ旭が丘はどうなのか、東豊田はどうなのかという、当然利用範囲全体の問題ですから、そういったことも含めて検討されていかなければならないし、またバス運行の問題にしましても、廃止をすることによって、どの範囲までバスをどういう形で運営

するんだ、これは計画と実施が多少違ってくる部分があってもこれはしようがないとしても、それをやっぱり示していくべきではないのかなというふうに思うんです。

本来その辺のことを具体的に答えていただきたかったところなんですが、今申し上げたようなことに対して、簡単で結構でございます、もう一度市長のコメントをいただければと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　あったものをなくする、あるいは、なかった施設を持ち込んで周辺に、迷惑に対する事前の説明が必要であるということは、これはもう住民側から見ると極めて行政に対する大切なことだ、というふうにはもう言うまでもなく考えております。そこで、代替措置が不十分だという御指摘も出るかと思っておりまして、そのバスの運行につきましては、今、倍ぐらいな運行回数もふやすべきではないか、今の路線があります。そのことをバス会社とも十分協議をすべきである。あるいはわずかなことではありますが、ある期間は連絡の車両を運行しよう、これも一応当局の期間を限った了解はいただいた、こういうこともございます。

私は、来られるお客さんはすべて市の所有する車両を動員してお運びするくらいなことはやったっていいじゃないか、というふうなことを言いますけれど、なかなかこれも100％というわけにはいかないかもしれませんが、そういう努力ももちろんしなければならない、このように考えておりますことは申すまでもございません。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　この問題はまだまだ大きな問題として時間をかけた論議が必要になってくると思いますので、夜も大分遅いものですからこれ以上は質問しませんけれども、今私が幾つか事例として挙げたような問題だけではなくて、やはり何事を進めるにおいても、やっぱりステップを踏んでいかないと、せっかくのいいたとえアイデアがあったとしても、それが先にどんどん延びてしまう、あるいは実現せず仕舞で終わってしまうというようなことにもなりますので、ぜひひとつ、この問題は非常に日野市の財政的な面からしても極めて大きな問題でございますので、より綿密な計画のもとに進めていただきたいということを申し上げまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　それでは2点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点は、3月の議会でもやはりお尋ねしたことでございますけれども、消費生

活相談のことにつきまして、もう一度御確認をさせていただきたいと思っております。

もう一度おさらいをさせていただきますと、いわゆる前回の議会で私は、ある市民の方の苦情というか、電話でこのことの事実を知ったわけでございますが、いわゆるある幼児向けの英語教室の訪問による勧誘が横行しているというか、はやっている。そのようなときでありました。そのようなときに、子供には何とかこのようなものも受けさせてあげたいなという親心から、ちょっとやってみたいというようなそういうお母さんもいらっしゃったということですね。しかしながら、全くその会社の名前も知らない、そんなに有名なもちろん大企業でもないということですね。そういうような会社に不安も抱いたということでしょう。市のいわゆる消費生活相談に電話をして何らかのアドバイスというか、お話が聞けるのではないかということで電話をして聞いてみた。ところが、問答無用のもとに、そのような質問には答えられません、とこう内容も何も聞かずに、要するにそういう話の中でそういうことのいわゆる質問には答えられませんという、そういうような形で答えられた。その言い方も非常にきつい言い方だったということで、前回もお話ししたとおり、本当に首つりをするような事態になってでも相談には応じられないんですか、と言ったら、そうです、というようなことですね。冷たく言われたということで、その主婦の方も憤りながら、こんなことがあっていいのでありましょうか、ということで電話があったわけであります。

私も何か疑問があったものですから直接市の消費生活相談ですね、電話を入れて聞いてみました。担当者と係長が出て、やはりそのようなことには一切答えができないんです。それはやはりオンラインがされているそんな情報の中でも、当然のことながらいわゆる運営規定というんでしょうかね、そういうところがあってできないと、このような説明を電話で私も受けたわけであります。

しかしながら、私も納得できないということですね、何のためにじゃあオンラインやっているんだろうかというようなことがありましたから、いわゆる東京都の消費者センターに電話を入れて聞いてみた。ところが、全く違った答えが返ってきた。いわゆる東京都の消費者センターでは、そのようなことに対しては、いわゆる全面的にはもちろんその会社がいいとか、悪いとか、そのようなことはできないけれども、一般例みたいな形で、例えば納入方法が分割の場合には、いわゆる信用会社でしょうか、信販会社ですかね、そのようなところで受け持つんだから、いわゆる分割であっても安心はできませんよとか、そのような形でのいろんな形での、いわゆる説明をしております、という回答というかお話を伺ったわけですね。そのような形で、市の対応と東京都の対応は随分違って

いるなということで、この間の３月の議会で御確認を、ということでお話をさせていただいたんですね。その３月の議会の中では部長さんのお話の中で、やはりそのようないわゆる質問には一切お答えできない、という御回答だったということで、東京都の方ともう一度ちょっと協議をしていただいて調べていただきたい、ということでたしか３月の議会では終わっているという認識をしているわけでございます。

その後の東京都との打ち合わせなり東京都の意見を求めた中でのその内容というか回答を、ひとつ最終的な市の考え方というんでしょうか、東京都との話し合いの中で行った市の最終的なお考えというものをもう一度お聞かせをいただきたい。これが第１点でございます。

第２点目は、昭和53年に制定の「日野市住みよいまちづくり指導要綱」というのがあるわけですね。最近では駐車場の問題とか、それらの問題も入れて改正も行われているわけでございますけれども、この中で第４条に、どのようなものが対象になるかということで、いわゆる２項目に、集合住宅で計画戸数が８戸以上のもの、とこういうように出ているわけですね。あるいは地上３階以上の建築物。これらのものがこの指導要綱の指導の対象となる事業であるというふうな、そういうふうな規定があるわけでございます。

この規定を読んでまいりますと、いわゆる一戸住宅で軒並み例えば13軒とか14軒とか、いわゆる集合住宅というのはアパートみたいな、マンションみたいなことをいうわけですが、そのような一戸建てが例えば並んだ場合に、これを素直に読めば当然該当にならないわけですね。現実にあるわけですね。西平山の三丁目に今実は一戸建ての住宅が13戸建っております。道路沿いにもうちゃんと並んでいるんですね、建っている、というところで、この指導要綱の対象になれば、ダストボックスの設置義務であるとか、そういったものが当然この指導要綱の中での指導の対象として入ってくるわけです。ところが、一戸建ての場合には現実に13戸建っていてもそのような、いわゆるこの指導要綱の対象にならないということで、現実に今地元ではトラブルになっております。

いわゆる旧来の住民からすれば、私たちのところの使っているダストボックスには入れてもらいたくない。片や13戸、建て売りで買った方々はおれたちも税金払っているんだ。入れてもらうよ、ということでトラブルになっておりまして、この新しい、新しいというかその13戸の募集で入ってきた方々が困り果てて、それで、それを開発をした業者が渋々と市の清掃部に相談にいって、それで具体的にその業者が一時譲歩して13戸のうちの売れてないところの中間の部分の住宅の前に置こうか、というような話にも一時

なったというようなこともあったわけですが、それも立ち消えになった。当然いわゆる売れてしまえば立ち退きという形でそのダストボックスは移動しなければならないという、そういう状況、状況というか条件つきですからね、当然それも清掃部としては受け入れられないということになった由に聞いております。

そのような状況を見てみますと、非常に昭和53年制定の「住みよいまちづくり指導要綱」の中でのこの２項目の集合住宅で計画戸数が８戸以上という、この書き方の、集合住宅という文言が、いわゆるそういった一戸建ての場合には適用にならないということを考えてみると、やっぱり抜け穴というか、片手落ちというか、そういう感を私は非常に持つわけです。ですから、これについてどのように担当部局としてお考えになっているのかということを２点目としてお聞きしたいというふうに思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは第１点目、お答えいたします。

３月議会でお話を伺ったわけでございます。その後、私の答えを土台に、都の方へ問い合わせをしてまいっております。

やはり都の方といたしましても、相談の具体的な件数だとか、あるいはその相談内容またその特定事業者の信用度の評価というようなことについては回答しないということであり、これは都もその扱いをしておる、こういうことでございました。現在、メコニスというシステムにおいて投入されております情報は、今課題になっております相談の記録とあわせまして消費生活に関する文献がございます。文献については、これは公開制を踏んでおるわけでございます。

それでは、なぜ相談データについて公開しないか、こういうことは、１にプライバシー、先般もお答えしてきたわけでございますが、そのほかに、一面としてこういうこともあるわけでございます。相談データでございますので、例えば今課題になっておるその種の相談について、じゃあ一切合切その日本国じゅうのデータをおさめているかというと、そうではないわけでございます。たまたま相談として上げられたものについてデータを入れたということであり、かつその内容につきましても、事実関係の確認といいましょうか、事実、事はあったかとかというふうな確認はとっておらないということがございまして、いわばデータとして一般化する形でといいましょうか、一つの根拠として使える状況にないということがあるということを聞き及んでおるわけでございます。そんなようなことから、既にお手元にお配りしました管理規程の中で検索依頼者というものも限定されておるわけでございまして、これについては先ほども言いましたように相談情

報は公開しない、という考えによりまして検索依頼ができるものは相談業務を行っている者、これ、相談員も含むわけですが、消費者部の業務に携わっている者のみであるというふうに限定されておるわけでございます。したがいまして、他部局の者、ましてや一般都民あるいは市民は、その検索依頼をすることはできない、こういうふうな仕組みになっておるものでございます。

以上、再度都の方へ問い合わせてきた結果でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　第２点目の御質問でございます。

指導要綱の第４条、適用規模の関係でございますけれども、確かに社会情勢の変化等もございまして、現在の集合住宅で計画戸数が８戸以上というのが先ほど議員さんの御指摘のような実態が現実に今出てきているということで、この実態と合わないということで、この状況を踏まえまして、今改正すべく検討いたしております。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　最初に２点目の方ですけれども、改正に向けて努力というか検討されるということですので、ぜひこの機会に、私もたまたまそういう事例にぶつかって初めて、はたとこの要綱は矛盾なんだということで、こういう御質問をさせていただいているわけでございます。そういった意味で、これ53年に制定されておりますので、もう10年以上もたっているということで、やっとそれが今そういった矛盾があるということが私もわかったわけですけれども、やはりこういったものはそういった意味で、もっともっと現実を見ていただいて、その都度、いろんな形で不都合が恐らく今までもあったんではないかなという、そういうふうにも思うんですね。ですから、もっともっと現実を見ていただいて、その都度適宜実態に合わせた形で改正をしていただきたいなということを強く思うものでございます。

実は市民の方が漠然とそういう質問をしてきたがゆえに私もそうかなと思ったんですね。なぜ13戸も建っていてダストボックス一つ市の指導でできないのかという、それで集合住宅のいわゆるマンションとかアパートでは現実にあるじゃないかと、どこが違うんだと、そういう素朴なやっぱり市民のそのよう声を聞いて私もそういうように強く思ったような状況ですので、どうか大分早い時期に改正をお願いしたいというふうに要望しておきたいと思います。２点目はそれで結構です。

１点目の消費生活相談のいわゆる情報提供の件ですけれども、私も実は５月の31日の

日に、東京都の飯田橋にあります消費者センターに行ってまいりました。現実の担当の課長さんと係長さん及び担当者の３名の方と、いろいろと私の３月の議会のお話もさせていただきながらもろもろお話をさせていただいた上で東京都の考え方というんでしょうか、また市町村に対する指導のあり方みたいな、そんなところを私も聞いてまいりました。

その話と若干、部長の今の御答弁とちょっとやっぱり食い違うんですね。どこが食い違うのかというと、確かに原則論は部長のおっしゃるような、いわゆるプライバシーとかですね、またその会社のいい、悪いという、その点についてももちろんのこと、それは言えない、それが大原則です。だけれども、東京都で行っているのは、また私が東京都の、当時詳しい消費者センターに電話をして聞いたときに得られた状況、回答という、そういったものを踏まえて、東京都の言うのには、原則論は原則論ですけれども、実際の対応として、東京都では、いわゆる一つの具体的なＡ社とかＢ社とか、名前が出てきていても、それについてのコメントでなくして、いわゆる東京都で聞く場合に、そういう質問があった場合に再度聞いて、いわゆる契約方法やビラの配り方や勧誘の言い方あるいは料金の納入の方法、分割か一括かとか、そのような、いわゆるどういう方法でその会社がしているのかということを応対の中で聞き取りながら、どういう会社かなということを一般化していく。いわゆる普遍化するということでしょうかね、そのＡ、Ｂという会社じゃなくて、その会社がどういう分類に入るのかという角度ですね。その納入方法が分割かあるいは一括か。例えば分割であれば先ほども信用、信用会社というんでしょうか、そんなところでいわゆる途中でやめようとしても最後までその債務というのはつきまとってお金を請求されますよとか、そのような一般論としての話をさせていただいてますと――言っている意味がおわかりですかね。

いわゆるそのような形で、日野市のように問答無用でだめです、顔洗ってあさって出直しなさいみたいな、そんな言い方はしてないんですよ。まして市民に対してそんなような言い方は私は言語道断だというように強く訴えていきたいと思います。その担当の方は恐らく日野市の消費者相談センターの委託されている一人の方だと思うんだけれども、市民の方から電話があったときに、問答無用形式で、まして自殺云々なんて言われてだめですなんて言うなんていうことは、これは言語道断ですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

ですから、私の言いたいのは、原則論は確かに部長のおっしゃるとおりでしょう。しかしながら、それに対して市の行政の対応の温かさというか、それに対して何らかの助

言みたいな、何らかの手助けにならないかなみたいな、そういうところがあっていいんじゃないんですか。確かに部長の言ったとおり、ストレートにはもちろんそれはもう言えませんということは東京都は当然のことながら言っておりましたけれども、いわゆるじゃあオンラインというのは何ですかというように聞いたときに、それは行政処理の支援システムと言ってましたね。行政処理の支援システム。それはあくまでも目的は都民のそういう消費生活の全般にわたっての被害の救済が大目的です。その都民のいろんなそういう訪問販売やいろんなものの被害から守る、そのためにこれはあるんです、目的です。ですから、その目的を達成するために、そのような形で実際の対応の中で行っているんですというように、これははっきりと担当の課長が言っておりました。しかしながら、この方法が各市で行われているかどうかということは、それはある意味では市の対応に任せられる点もあるでしょうとは言っておりました。

であるならば、今後はこのような方法を日野市としてもとっていかなければ、本当の意味での市民に対するそういうもろもろのオンラインをしてきた中での意味がないんじゃないんですか。その点についてもう一度ちょっと部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お話を伺いまして、今お聞きする限りにおきましては全くそのとおりだと思います。

今回の３月議会におきます私の答弁の場におきましても、またこの事案の持ち上がりました当初からのいきさつ、これは聞いた限りでございますので、決して絶対的なものではないと思いますが、それらを踏まえてみますと、どうやら話し手の御意向と受け手の行政側の担当者なり私の受け取り方ということが、ずれがあったというふうに感じます。

３月の答弁につきましては、きょうは議事録が発行されておりますので、それを見ればわかるわけでございますが、私は、あのときはたしかＡというふうに議員さんはおっしゃられておりましたが、Ａという業者というふうな表現をとっておられますので、これは固有の業者のものという聞き方においてのお話を申し上げてきたわけでございます。当然それは原則論できておるわけでございます。また実際上の事案につきましても、先ほど申し上げましたとおり、過ぎ去ったことでございますので、それはただしようもないわけでございますが、私の立場といたしましては、当然どうあれやはり一般市民であるお客さんに対しての接遇ということについては、別途これはそごのないよう十分なる

注意を与えて指導しておるところでございます。確かにおっしゃられるとおり、相談につきましてのお答えの仕方としては、それはおっしゃられたとおり普遍化あるいは一般化といいますか、そういう形の中で、過去においてこんなような事故がありましたと、それは単に言葉として申し上げる中で、ですから、こういう点についてお気をつけいただいた方がよろしゅうございます、というようなことは通常行っているものでございます。この点については議員さんの御指摘いただいている点と一致するものだというふうに理解しております。

十分今後このような許ざるトラブルの起こらない十分接遇において指導を行っていきたい。また事務の取り扱いにつきましても十分原則を踏まえた中での対応をしていきたい、そんなふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　やっと話がかみ合ってきたかなという感じもするんですけれども、いわゆる私の言いたいのは、あくまでも原則論は原則論で当然だと思うんですけれども、それを踏まえた上で、やはり行政側のやはり本当の意味での目的ですよね、市民のそういういろんな被害から救済するという目的を忘れないで、やはりそのような対応でなくして、それはあくまでも部長さんのおっしゃるような対応であれば、そんなに問題はなかったんですよ。ところが、その３月の時点では問答無用で、そのような御質問には一切お答えできません、これで終わりです。部長のお話であれば、それから一歩踏み込んで、そういう質問にはお答えできませんけれども、一般論として契約方法や云々という、そういったものを聞かせていただければ一般論としてはお話できますよとか、それが入れば何ら問題はないんですよ。いいですか。

私が聞いたのは、一主婦というか、一主婦が聞いたのは、問答無用だった。一切そういう質問には答えられません。それで質問者がこういうふうに自殺をするような事態になってもだめなんですか、そのとおりです。こういうふうに終わったら普通は何という行政なんだろうか。血も涙もないということで、何という応対なんだろうかという、この質問の趣旨を思うよりも何という役所なんだろうという、そのような思いがしてくるんじゃないんでしょうか、普通。まして、そのような一歩踏み込んだ親切な対応も何もないわけですから、これはやっぱりどう見ても行政のやることじゃないなということを私は強く思ったゆえに３月の議会でも御質問させていただいて、このような形で東京都にも出向いて直接いろんなお話を伺ったという、そういうことでございますので、どうかそのような意味で、本当に市民の方にはその本来の目的を達するということを念頭に

置いていただいた上で、本当にそういう原則を踏まえた上でのできる限りの対応を今後していただきたいなということをお願いしてこの質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　済みません。大分時間も経過してますけれども、質問の出なかった部分で、あるいは一部重複する点はありますけれども、簡単に質問をさせていただきます。

最初に、今議会がスムーズに、市長の配慮ということの中で進行してまいりましたんで大変喜びとするところでありますけれども、そういう中で、まず１点は、教育長が、きょうはそういう市長配慮ということで自席待機という、私は先ほど自宅待機なのかなというふうに、よく聞いてた範囲では自席待機という言葉が（「その質問はだめだよ」と呼ぶ者あり）前段ですから、このことを質問にかかわるんじゃないんです。私は別の角度ですから、枕言葉で、若干。そういうことでありました。一部不審を抱いた部分もあるんですけれども、そのことには触れないで、実は教育委員長が不在でありまして、職務代理者が今ずっと置かれております。果たして大分長い期間、職務代理者ということでありますから、市長はこの点について、教育委員を本来ですと今１名欠員のところを、いつ増員する予定でいるのか。また、果たして職務代理者をいつまで置いておくのか考え方を、この点が質問の中心であります。これが１点。

それから、実はたまたま教育長という言葉が出てますからあれなんですが、実は５月30日に読売新聞に今投稿が、日野市教育長ということで司書教諭枠新設し図書館活用進めよう、ということで投稿がされました。このことの内容については私は別に質問するつもりはございません。この問題は62年の第４回定例会で板垣議員が質問をし、当日、教育長も出席はしておりましたけれども、教育次長、当時の教育次長、現助役がこれに対して回答をしております。ですから、私はこの内容は次長がしゃべったことを大変よく読まれている議事録の中から投稿したんじゃないかなというふうに思うところもありますけれども、これはあくまで推測ですから、その内容その他については結構ですけれども、市長としてはいろいろ教育長問題あるわけですけれども、この点、どのようなお考えで、要するに読まれたかなということで、これは市長の考え方といいますか、見方、そこら辺をお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど沢田議員の方で行政報告のあり方の点について質問がありました。特に食堂と支所の問題についてはそれぞれ質問もされておりますし、また一般質問で市長の与党であります名古屋議員もこれから一般質問で深く突っ込みをするようなことですから、そういう中で一つだけ沢田議員の発言の中にあった公会堂の問題で、実は私の方も議員として代表といいますか、そういう立場で２人出席をさせていただきました。実はこの問題も会派の一部にはそういう報告も若干はしたんですけれども、詳しい報告というところまでは及んでおりません。ついては資料請求的に各議員さんには、ぜひこの議会の中でいろいろ話題となった問題ですし、懇談会に特に様子を見ようという背景もあったように私は解釈もし参加もしていた部分もあります。ぜひそういった報告書を資料として出していただければ、というふうに要求をしたいと思いますし、また、これに向けて結論的には、もし報告がそういうことでいただければ結構ですし、内容的には結論といいますか、一致をした意見のあれはありませんでしたから、そのことは十分市長も承知をされていると思います。

実は地元の方から今回、まだきょう提出をされた要するに公会堂の見直し問題ということがあるわけですけれども、請願が出ております。これは、いずれにしても一般質問の最終日に上程がされてくると思いますが、そういった中で、今現時点で、それにとらわれない、要するに市長としては今後これについてはどういう考え方でいるのかなということだけ、簡単で結構すから考え方をお示しをいただきたいと思います。

それからもう１点、きょうは６月１日の広報が大変売れておりまして、市長も相当厚く持っているようですが、その中の、実は支所問題とは別として「市長の動き」ということで５月の12日の日に地域自治会総会にあいさつ、それから市民憲法記念行事、要するに生活・保健センターに出席をしたということであります。実は、この日の行動といいますか、動きの中で確認をさせていただきたいと思うんですけれども、当日はいろんな行事が重なっておりまして、クリーン作戦も展開をされておりましたし、それから観光協会の関係といいますか、ふるさと日野まつり、あるいは、かざぐるまの家の総会、それから市民の総合体育大会の開会式あるいは今申し上げた憲法行事ということでありました。

実は、その日の午前中、私は観光の方のふるさと日野まつりに出席を開会式にいたしましたところ、実はそこで主催者側の方では、市長はただいま総合体育大会の方の開会式に出席をしておりますので後ほどお見えになったらごあいさつをいただきます、というような旨のあいさつがありました。それを受けまして、実は渡辺都議が私の席の隣側におりまして、離れたところには市議会議長も出席を議会代表としていらっしゃいました。渡辺都議が、あら、今私の方は体育大会へ出てきたところ、向こうでは、ふるさと日野まつりが行われていて、市長はそちらに出席をし、後ほどあいさつをいただけると

いうようなことの要するに説明があった。こういうことで、実はいずれ市長も見えるだろうということがありました。その日はずっとお昼過ぎまで私もいましたけれども、特段にはお見えになりませんでした。そのことについては、要するに両方の同じような時間にセッティングされた会にそれぞれ別の席に行って、要するに行っていますからあいさつが今の時点ではできません、ということが主催者をしてそういう発言がありました。つまり市側から何かの事情がそういうことで説明されてない限りは、そういうあいさつはないというふうに見るのが当然だと思います。果たして実情はどうであったのか、そこら辺については一応御説明をいただければと思います。

以上、何点かになりましたけれども、簡単で結構ですからそれぞれお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の第１点は、教育委員会教育長の、教育委員長の職務代理が設置されているが、ということであります。

今、教育委員会には定員５名のところ、１名の欠員の状態にあることは御承知のとおりであります。なるべく早い機会にこれの定員に欠ける部分の補充を図らなければならないというふうに考えております。できれば今議会の会期中に提案できる運びに進めたい、このように考えておりますことをもってお答えにさせていただきます。

それから、行政報告に当面の行政課題になってある食堂の、庁内食堂の開設の推移あるいは、もう１件は支所にかかわる部分の御質問であります。

なぜこれを行わないか、という趣旨だろうと思いますが、食堂問題は現在まだ経緯中である。それから支所の問題も議会で付託委員会で審議をいただいておる、ということでありますから、先ほどの原則的なお答えで申し上げておりますとおり、結論がついたらこれはもちろん行政報告を行い、また市民にもそのことをいろいろな形で御報告をする、とこういうことにいたしておりますので、特に作為を持って行政報告から欠けたというわけではございませんが、質問を受けてお答えをするということも、この行政報告の従来の例でございますので、そういう形をとらせていただいた、こういうことであります。

それから３番目の質問の同じく６月１日付の広報の「市長の動き」という欄で、５月の12日に二つの行動を公表しております。当日は、今御質問のとおりいろいろの公式行事があったわけでありました。すべてに出席をすることが望ましいわけでありますが、特にこの日は、地域自治会の総会に云々というのは、あるいは旭が丘の私の近くの自治

会ではなかったかと、ちょっとはっきりこれから調べてみたいと思っております。

それからもう一つは、憲法記念行事、御承知のとおり随分多年にわたって市民実行委員会による市民の憲法行事がございます。この日はちょうど思い出しておりますが、メインの行事として一番最初に憲法講座を担当していただいた日野市在住、一橋大学の憲法の先生であります杉原教授の講演がございました。私はその講演をたしか１時間余だったと思っておりますが、そちらに敬意を表する意味で聴講に出向きましたので、他の行事には出席できなかった。それぞれに担当の責任者を差し向けて、かわるべきごあいさつはいたした、とこのように思っております。以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　時間がかかりそうですから１問目の教育委員の問題については

今議会中にということで欠員補充をするということですから、私の質問としたのは、いつまでそこの職務代理で置くのかということの回答が直接ではありませんけれども、統合する中に考え方が出されたというふうに理解をしますから結構ですが、２番目に市長がお答えになったのは、食堂、支所の問題については私は一切質問をいたしておりません。要するに浅川公会堂の懇談会が結論が結果的に一つにならなかったけれども、報告は市長にされただろう、そのことについて市長は今の時点ではどのようにお考えなのかという質問をいたしました。

それから５月12日の件については、公式行事、その他が詰まっていたということで結構でございますけれども、要するに私の言わんとするのは、向こうもこっちにも同じ時間のときに行けないのを、要するにそういう形をもって、要するに市民に対して当然市長は来るだろうと思っているところ、そういうように発言をしといて、要するにうそをついているわけですよ。市民を要するに愚弄をしているというふうにとらざるを得ないわけですね。そんなことがあっては本当に困るわけです。

それから、今あわせて担当者の責任者が出たということであります。しかし、市民総合体育大会には教育長、要するに今お休みをしております教育長あるいは職務代理者も出ております。しかし、こちらの観光、要するに、ふるさと日野まつりについては産業経済課長は確かにいらっしこいましたけれども、市側の責任者としてのあいさつは要するに生活環境部長なり助役なり、そういったメンバーは一切出ておりませんから、当日そこであいさつしたのは主催者側とそれから議長、議会を代表してあいさつをしました。それから一部都議の紹介あるいは我々議員も何人か出席をしておりましたけれども、紹介は受けましたけれども、市側の責任ある地位の人があいさつはなかった。こういうこ

とですから、いかに市長の現状把握がまずいかということになろうかと思います。ぜひ、この日は地域自治会とか憲法記念行事はすべて午後の行事であります。開会式があったのは午前中ですから、ちょっと認識が先のことを掘り返して聞いているような状況でありますから、今正確なものを求めませんけれども、ぜひそこら辺の認識を新たにとらえていただきたい、このようにお願いします。

それからもう１点、私の質問したのは、要するに教育長が投稿した件についてどのように市長は、要するに我々からすれば、少なくとも辞職勧告決議なりを多数をもってしたわけです。そういう期間でありながら、要するにその配給というのも出版の関係云々含めてそういったことがあった。しかし、今度はまた全国紙の部分のところにそういった形でそういった、我々からすれば一つの見方によれば謹慎をしているな、というふうに判断をする時点にこういう投稿されたということについて、市長はどのように考えていらっしゃるのかなということをお伺いしているだけですから、その点ちょっと欠けておりますから再度お願いをしたい。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公式行事になるべく手分けをしてでも、きちんとした対応をするということはかなり気を遣っておるつもりではございますが、欠ける点があったとしますれば、これは大変失礼をしたことになります。十分これからも意を配って市民に不信を持たれるようなことがあってはいけない、こう感じておりますので、そのような対処をこれからもなお入念に考えてまいります。

それから行政報告にかかわりまして、浅川公会堂の検討委員会に委員長という山口さんの会長だったでしょうか、審議経過の報告をいただいております。これは資料ですから特に諮問をして報告をいただくという性格ではございませんでしたが、求められるとすれば、その報告を議会にお配りするということは結構でございます。

それから教育長の言動にかかわりまして、本人は慎重に自己反省も行いながら任務に精励をしておるという状況でございますが、別途何かに投稿したというふうなことがどういう意図に当たるか、ちょっと私も正確には判断できませんが、資料等の点検もしておきたい、こんなふうに思っております。本人の指摘された事項につきましてのいろいろ緊張して反省をしておるということは事実であります。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　それでは特に浅川懇談会の経過というものは各議員さんはそれぞれ十分つかみたいというふうに私は推測をいたします。そういう中でぜひ資料の提出

方をお願いをしておきます。

それぞれの問題について突っ込みをといいますか、様子を伺いましたところですから、ぜひ今後、反省をいただいた部分もあるようで、そこら辺の気持ちを十分また市政の場に生かしていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般について質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後10時22分　散会

6月12日　水曜日　（第2日）

平成3年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第10号）

6月12日　水曜日　（第2日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
8番	下村　功君	9番	佐藤洋二君
10番	福島敏雄君	11番	内田　勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	福島盛之助君	15番	藤林理一郎君
16番	小山良悟君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	旗野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷　長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

7番　天野輝男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成3年6月12日（水）
午前10時開議

（議案上程）

日程第1　議案　第36号　日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について

日程第2　議案　第37号　平成2年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告承認について

日程第3　議案　第38号　平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告承認について

日程第4　議案　第39号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5　議案　第40号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6　議案　第41号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7　議案　第42号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8　議案　第43号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9　議案　第44号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案　第45号　日野市農地課税審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議案　第46号　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議案　第47号　平成3年度日野市一般会計補正予算（第1号）

日程第13　議案　第48号　平成3年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14　議案　第49号　日野都市計画道路3・4・14号線築造工事請負契約の締結について

日程第15　議案　第50号　南平用水路（10－3号）改修工事請負契約の締結について

日程第16　議案　第51号　日野市立平山中学校食堂棟建築工事請負契約の締結について

日程第17　議案　第52号　日野市立大成荘改築工事請負契約の締結について（訂正）

日程第18　議案　第85号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の訂正について

日程第19　議案　第29号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の訂

正について

日程第　20　議案　第　30　号　日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の訂正について

（報　告）

日程第　21　報告　第　2　号　平成２年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第　22　報告　第　3　号　平成３年度日野市土地開発公社事業計画の報告について

日程第　23　報告　第　4　号　平成３年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について

日程第　24　報告　第　5　号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

本日の会議に付した事件

日程第１から第24まで

午前10時13分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより議案第36号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第36号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正により日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成３年４月５日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、議案第36号、日野市市税条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

まず、今回の改正につきましては、平成３年３月30日に公布されました地方税法等、法律の改正に伴うものでございます。なお、条文につきましては、国から示されております条例準則によるものがほとんどでございます。専決処分は３年４月５日にさせていただきました。

今回の改正の主な点は、お手元の説明書にも記載してございますが、大きく分けて五つございます。一つは、住民税の減税。これは評価替えに伴いまして、住民税を減税するということでございます。それと、土地の譲渡益課税の見直しということ。それと評価替えに伴う負担調整率の改正。市街化区域農地に対する課税の適性化。それと土地保有税の見直し。この五つが柱になっているものでございます。

改正条文につきまして、主なるところを御説明申し上げます。

40ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

まず、40ページの中段にございます第24条２項、個人の市民税の非課税の範囲、この改正でございますけれども、今回の改正によりまして、均等割のみを課すべき納税者の課税最低限の引き上げを行いました。従来に増しまして４万円を加算いたしました。１世帯につき４万円を引き上げたということでございます。これは均等割でございますが、

所得割の方にもこれと同じような改正がございます。64ページの付則の第５条の５というところで、所得割の方の改正をしております。所得割の方では、従前の９万円を15万円に引き上げましたので、６万円引き上げたという改正でございます。

次に42ページ、43ページをお開きいただきたいと思います。同じく中段に、32条の３の改正、所得割の税率が変わっております。これは、前期のときにも御説明申し上げましたけれども、税率区分の累進度を緩和したという改正でございます。これが、本年度の所得割分の減税、約10億8,000万円に値する改正でございます。

次に48ページ、上の方に62条の改正がございます。これは、固定資産税の免税点、いわゆる、これは固定資産の非課税の範囲でございますが、それを拡大したということでございます。土地については15万円を30万円、家屋を８万円を20万円、償却資産を100万円から150万円と、それぞれ引き上げたという改正でございます。

続きまして52ページの中段以降に88条、軽自動車税の減免がございます。従来は、公益のために直接専用する軽自動車ということだけでございましたが、固定資産税、市民税等、他の項目についても減免の措置をしておりますので、今回は、他の税との関連で減免条件の拡大を図ったということでございます。

続きまして、58ページをお開きいただきたいと思います。131条の２以降でございますが、これは、62ページの131条の７までの改正でございますが、これは、新たに設けられたものでございます。遊休土地に対する特別土地保有税の課税というものが、新たに出てまいりました。都市計画決定されました遊休土地転換利用促進地域というものが、都市計画上、今度は設定されるわけでございますが、そこに所在する1,000平米以上の一団の土地の所有者に対しまして、遊休地でありました場合には、特別土地保有税を課するという改正でございます。課税標準は、固定資産の課税標準ではございません。時価あるいは取得価格が課税標準になります。それに100分の1.4を税率を掛けまして課税するということで、これは新たなものでございます。

次に68ページでございます。これは付則の12条の改正、宅地等に対して課する平成３年度から５年度までの各年度分の固定資産税の特例という項目でございますが、これにつきましては、今回、評価替えがございましたので、負担調整率を改正しております。70ページ、表がありますけれども、期間の延長と率の緩和を図ったということでございます。

次に、72ページでございます。一番下段に13条の３の改正がございます。これから96ページの付則13条の５まで、非常に長い項目でございますが、ここは大分改正されてお

ります。この改正は、従前の市街化区域における農地、これの課税制度を見直して改正したということでございます。御存じのとおり、昭和57年度から10年間実施してきました長期営農継続農地制度、この制度が平成３年度をもちまして廃止される。平成４年度から課税方式が変わりまして、都市計画上の生産緑地として認定されたものにつきましては、農地課税を行う。その他につきましては宅地並み課税、宅地化すべき農地として宅地並み課税を行うというふうに変わってきましたので、大部分の項目がその改正の移行の措置、そして特例をうたったものでございます。なお、農地として保全すべき農地については、これはもう農地課税でございますから問題ないわけですが、宅地化すべき農地については、課税標準をすぐに宅地までいかないで２分の１にする。固定資産税に限って２分の１で課税していくということも書いてあります。それと、宅地化すべき農地に賃貸住宅等を建てた場合には、建てた年度から３年ないし５年間について、土地家屋について減額措置を講ずるという制度。それとあと１点は、二、三年後に優良住宅を建てるために造成を始めるという計画ができまして、市長の承認を得た場合には、固定資産税並びに都市計画税の10分の９を減額するというような制度も出てまいりました。この項目に一応書いてありますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、98ページに飛んでいただきまして、中段に付則の15条の３がございます。これは、特別土地保有税、従前からの特別土地保有税の規定でございますが、法律の上では5,000平米以上の土地を取得し、あるいは保有したまま有効利用してないという場合には、特別土地保有税を課するという法律がございましたが、今回改正によりまして、61年１月１日以降取得したものについては、1,000平米以上でもいただきますというように改正されているものでございます。

次に、108ページに参ります。16条の５、これは長短期の土地の所有、それ以降118ページまででございますけれども、土地の騰貴を抑制するという見地、それと優良住宅を促進するという建前から、従前にも、土地の譲渡について特例を設けておりました。土地転がしとか、そういうものに対しては高い税率を掛ける。ただし、優良住宅を造成する場合には、税率をもとの税率に下げて課税するというような特例措置がございましたけれども、これらの適用期限を延長したり、税率をさらに改正したというような項目でございます。これが、ずっと続いております。

118ページでございますが、付則の20条に都市計画税の特例がございます。これ以降、20条以降につきましては、都市計画税に関する改正でございます。内容につきましては、固定資産税と内容的には同じものであるということでございますので、説明は省略させ

ていただきます。内容は以上でございます。

なお、議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。

28ページの中段に付則がございます。今回の改正の付則でございますけれども、１条では施行期日、２条以降につきましては、それぞれの改正条例の経過措置がうたわれております。

１条の方では、本文１号、２号と、それぞれ平成３年４月から適用する分、平成４年４月１日から施行する分、平成５年４月１日から適用する分と、３年にわたって適用が分かれております。今回の改正、そのようなことで、非常に複雑になっておりますが、そのような改正をせざるを得なかったということでございます。

経過措置につきましては、それぞれの改正条文のものでございますので、省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　今、この中に市街化区域内の農地の取り扱いについて、今度変わってくるということで、いわゆる生産緑地制度の適用を受ける農地は、今までどおり農地課税である。ただ、その選択の時期が平成４年中だということですよね、たしかそうだと思います。そうすると、４年度の当初においてはまだこれ生産緑地の適用を受けるか、あるいは宅地並み課税にするか、どっちまだ決まってないということになるかと思いますけど、当初の農地に対する区分けができていない段階で課税はどうするのか、その辺ちょっと。あるいは、この中に書いてあるのかもしれないけれども、周りくどいのでわかやすく説明してください。

○議長（小山良悟君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、農地課税の変更は平成４年度から実施ということになるわけでございます。法律はこのようにできておりますけれども、なお、生産緑地の適用にかかわる詳細の部分、あるいはただいま御質問ありました運用の詳細の部分については、まだ手元には資料が来ておりません。ただ、指導の中では、まず平成４年度はすべて宅地並み課税を行うということになると思います。それで、恐らく平成４年10月、９月か10月までに生産緑地の申請をしていただきまして、そこで決定された場合には、それ以降の税で更正する。恐らく９月、10月であれば、１期、２期分の固定資産税の納税が済んでいるわけです。したがいまして、３期、４期分については12月あるいは翌年

の２月が納期になっておりますので、その中で減額修正するということになると思います。これは、57年に長期営農継続農地の制度があったときと全く同じ時点でございますので、同じような措置がとられると、このように私は承知しております。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑ありませんか。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　１点お伺いしたいんですが、いろんな条例改定をされて、税収とかかわりあるとこないとこいろいろあるんだろうというふうに思いますが、試算的なあれで結構なんですが、今回、この改定に伴って税収にどの程度の影響が出るのか。もしわかる範囲で結構でございますが、お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、細かいちょっと数字を持っておりませんので、概算で御説明申し上げます。

この改正は、固定資産の評価替えがございましたので、まず、固定資産税と都市計画税については変わってまいります。従来の負担調整から緩和されまして、宅地では、大体0.5％の上昇率でございます。約固定資産が評価替えによって、１年に約２億円の増収になってきます。その反面、都市計画税につきましては、減税がございましたので、当初の予定より、今回、補正でお願いしておりますけれども、１億2,000万円ばかり減額になってくるということでございます。あと住民税の関係でございますけれども、非課税範囲の拡大がございました。均等割、所得割、これが約10万円程度でございます、税率にしまして。それと、今回、条例で改正せずに法律で改正しておりますのが、それぞれの控除、基礎控除、扶養控除、これら控除額の引き上げがございました。これが、約１億円ぐらい市民税としては減税になってくるはずでございます。それと、一番大きいのは、先ほど御説明申し上げましたとおり、税率区分の変更、これが約11億円、10億8,000万円から11億円の範囲ということで、住民税減税が約12億円程度、資産税の評価替えによる増収分が約２億円ということでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　質問についてはいたしませんでしたけれども、意見として一言述べたいと思います。

実は、法律の上に基づいて準則ということですから、何らこちらの上ではないわけですけれども、先ほど区分の問題でありますとか、あるいは税の上の変化といいますか、そういった質問がなされました。先ほど、市民部長のお示しの中では、かつての長期営農継続農地の取り扱いと同じということで、今後も考えられるということでありますけれども、ぜひ、事務処理の上からすれば、日野は前回の長期営農継続農地のときには、独自の方式といいますか、要するに、一度猶予をかけた状態で、つまり相手方が申請をしたんだという判断に立った処理をいたしました。ほかの市では、先ほどお示しになったように、後期、要するに1期、2期なり納めていただいて、そして3期、4期で調整をするということでなく、最初から均等に見込んだ中で対応されたんですけれども、今回、できれば、今後こういった中にもいろいろ我々もまだもう少し勉強しなければいけませんけれども、市街化区域農地あるいは生産、今までの緑地、今後における同状態と、それから遊休土地の問題等、それから土地保有税とも当然大きく絡みますから、ぜひ市民の立場に立ったような税制の適用の範囲といいますかね、そういったところで、よりよい方向を見出していただくとともに、この課税に当たっては、適正なる課税の運用を図っていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　一言意見を申し上げておきたいと思います。

私は一般質問でこれにかかわることを取り上げますので、詳しくはそこで質疑を行い、あるいは意見があれば申し述べたいと思います。

今も発言がございましたように、この税制の改正によりまして、今後、日野市にある市街化地域の農地の保存ということともさまざまなかかわりが出てまいります。そういう背景がございますので、この税制の運用に当たっては、日野市の農政あるいは日野市の農地の維持、こういうことがスムーズに行えるように連携プレーを関係方面ととっていただいて運用していただく。このことをお願いしておきたいと思います。

また、諸手続の中で農地の保存が困難になるという問題なんかもいろいろ含まれてお

ります。そういうことに当たっても、農業者に対する日野市独自の政策的な援助ということができるのであれば、そういう点についても今後、市当局がいろいろと工夫をしていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

専決処分されてしまっておりますので、以上の要望を述べておきたいと思います。詳しくは、また一般質問で申し上げたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第36号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第37号、平成2年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第37号、平成2年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は平成2年度日野市一般会計補正予算（第6号）で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成3年3月30日付で専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ3億6,506万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を427億9,624万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいま市長の方から提案されました議案第37号、平成2年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についての御承認方のお願いでございます。お手元に平成2年度の補正予算の参考資料、あわせまして、予算書（第6号）につきまして詳細に説明をさせていただきたいと思います。

御承知のとおり3月30日付をもちまして、専決処分をしたものでございます。

第１条につきましては、補正額を３億6,506万9,000円、歳入歳出の予算額を427億9,624万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。

歳入につきましては、款項の予算補正につきまして、もう例年のことでございますが、国と都の指導もあってのことでございます。決定額を予算書に合わせる、反映するというのが、一つの第一条件でございます。あわせて、その他の決定額の大きな損失の部分につきまして、歳入補正をしたものでございます。

歳出関連につきましては、歳入と合わせまして、事業完了後の差金の補正が主でございます。具体的な内容は、後ほどページを追って説明させていただきたいと思います。

なお、４ページの第２表の地方債の補正でございます。補正後の限度額につきまして、10万円を訂正をさせてもらいました。これは、起債の目的の第三中学校の給食室の食堂の新築でございます。限度額、起債の対象部分の変更によっての地方債の補正でございます。

なお、８ページ、９ページお開きいただきたいと思います。歳入部分でございますが、主だったところだけ説明を申し上げます。目の１の消費譲与税でございます。御承知のとおり、この消費譲与税につきましては、平成元年から新設されたものでございます。前年度の実績はかなり伸びていたために、その実績に基づいての計上をさせてもらいました。しかし、最終的には、補正額、起債のとおり減額というような決定を見ましたので、ここに補正をしたわけでございます。

なお、そのページを省略させていただきまして、10ページ、11ページ。目の１の利子割交付金でございます。平成２年度はちょうど３年目に当たるわけでございますが、この補正も減額でございます。一つは、東京都からの配分、貯金利子の歳入部分の配分があるわけでございます。東京都の内示通知に基づきまして一定の予算を計上しております。よって最終的には、減額ということの東京都からの通知に従っての基礎数値の補正ということでございます。

なお、12ページ、13ページ。上段部分につきましては略させてもらいますが、目の１の地方交付税でございます。特別交付税としての最終の確定を見ましたので、ここに補正をさせてもらいました。

なお、16ページ、17ページでございます。目の１の民生費の国庫負担金でございます。補正予算の参考資料、過去の６号までの補正の資料等も参考にしていただきたいと思いますが、この内容につきましては減額でございます。５節の生活保護費の負担金が１億

1,000万円強の減額ということが、大きな理由でございます。一つは対象減、医療費の支出対象が少なかった部分の歳入減でございます。

なお、18ページ、19ページでございます。目の２の衛生費の国庫補助金、１節の保健衛生費の補助金でございますが、ここに説明欄記載のとおり、新規事業としての初めての補助対象の確定でございます。

なお、22ページ、23ページ。目の１の民生費の都の負担金でございます。２節の心身障害者福祉費負担金の減額につきましては、手当対象減の理由でございます。同じように、６節の生活保護費も国庫の関連もありますので、対象減と医療費との関連でございます。

なお、24ページ、25ページ。目の１の総務費の都の補助金でございます。２節の市町村調整交付金、最終的に減額でございます。やや前年度と同じ数字でございます。これは行財政の運営割あるいは財政状況割等が歳出の根拠でございます。３節の市町村振興交付金でございます。これにつきましては、対象事業が６件でございます。それの確定に伴った額でございます。

なお、28ページ、29ページでございます。５目の土木費の都の補助金、４節の都市計画費の補助金、説明欄記載の一番下の部分でございますが、国土利用計画法の委任事務費でございます。事務量の増加に関連しての増額でございます。なお、６目の教育費の都の補助金につきましては、説明欄記載のとおり、対象人員減によっておのおの減額でございます。

なお、34ページ、35ページをお願いしたいと思います。１目の一般寄附金でございます。５号補正後、一般寄附金として、公共公益施設費として公共部分３件、公益部分２件の増収部分、寄附金としての増収部分をここにお願いするものでございます。

36ページ、37ページの上段部分の目の１の競輪、競艇事業収入でございます。３億9,684万5,000円の補正をするわけでございますが、説明欄記載のとおり、各事業につきましての事業収入増に伴うものでございます。

なお、38ページ、39ページ歳出に入らせていただきます。目の６の財産管理費でございます。説明欄記載のとおり、公共施設建設基金に６億5,000万円強、環境緑化基金の部分につきましては、先ほど公共施設費の３件分をここに歳出するものでございます。おのおの歳入歳出のバランス等を考えまして基金の積み立てでございます。

なお、42ページ、43ページをお願いしたいと思います。目の２の身体障害者福祉費でございます。20節の扶助費、上段部分２番目の身障福祉手当、都の制度の部分でござい

ます。600万円強の減額を対象人員減ということでございます。なお、５目の老人福祉費の欄でございますが、28節の繰出金でございます。後ほどお願いするわけでございますが、老人保健特別会計部分につきまして、繰り出しを2,297万1,000円するわけでございます。これにつきましては、支払基金に国・都・市と３カ所で出しているわけでございますが、歳入の関係のルールがありまして、１回立てかえるというような内容の繰り出しでございます。

なお、46ページ、47ページ。２目の扶助費でございます。説明欄の上から７番目、医療費の扶助費ということで、国庫の歳入でもちょっと説明しましたが、これが、生活保護者の大きな減額部分でございます。医療費の関係でございます。なお、２目の予防費につきましては、５号の中では集団接種部分の減額をさせていただいております。ここでは、個別式の部分の、やはり同じような内容で接種対象の受診者の減ということの理由でございます。

なお、48ページ、49ページは略させていただきます。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第37号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第６号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第38号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第38号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算第５号で、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成３年３月30日付で専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2,645万円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億8,916万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　議案第38号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

６ページ、７ページ、８ページでございます。

歳入歳出予算事項別明細書によりまして御説明いたします。

歳入でございますが、収入額の確定によりまして、支払基金交付金、国庫負担金及び都の負担金につきましては、それぞれ減額補正でございます。支出に対する交付金、負担金の額は、実際にはこの額では不足いたしますが、したがいまして、不足分につきましては、一般会計からの繰入金によりまして調整いたすところでございます。なお、これら不足分につきましては、平成３年度の過年度分として収入されることになっております。

次に、歳出でございます。10ページ、11ページでございます。

医療給付費、医療費支給費、審査支払手数料等でございますが、説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第38号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第40号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第41号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第42号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第43号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第44号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第45号、日野市農地課税審議会条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は、日野市職員のうち市長の補助職員及び教育委員会の職員定数を改めるため、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

議案第40号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、外国出張に伴う費用弁償の規定を設けるため、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第41号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、外国出張に伴う費用弁償の規定を設けるため、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第42号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、外国出張に伴う旅費の規定の新設及び旅費の額を改めるため、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第43号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、外国出張に伴う旅費の規定を設けるため、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第44号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、旅費の額を改めるため、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第45号、日野市農地課税審議会条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、地方税法の改正により、日野市農地課税審議会条例の一部を改正するものであります。

以上、７議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

今回の一部改正の目的でございますが、市民の期待の強い区画整理事業及び下水道事業を初めとする都市基盤整備事業の推進、高齢化社会を迎えるところの高齢者福祉の向上、教育文化施設の充実、市立病院における医療サービスの改善等、市民のニーズに即応した行政の計画的執行を図るため、職員62名の増員を図るものでございます。

また、従来より水道部門の職員定数が独立して定めておりましたが、今回、行政部門に統合するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明いたします。２ページをお開きいただきたいと存じます。

職員定数の総数でございますが、下段に記載のように現行定数「1,494名」に62名を追加いたしまして、「1,556名」に改めるものでございます。

詳細につきまして、新旧対照表によりまして御説明をいたします。４、５ページをお開きいただきたいと存じます。

市長の補助職員で、行政部門の職員28名の増員でございますが、都市整備部関係では、区画整理事業及び公共下水道の整備、促進を図るための15名の増員と、日野市基本計画の改定、財務会計システムの確立、固定資産税におけるところの課税客体の調査及び市税徴収率の改善に必要な職員の増員であります。また、福祉関係では、高齢者福祉対策の充実並びに学童クラブの新設に伴う増員が主なものでございます。

次に、病院部門の16名の増員でございますが、医療サービスの向上とあわせまして、助産婦、看護婦等の労働条件の改善を図るものであります。

教育委員会の職員18名の増員でございますが、まず学校教育の充実のための事務局職員の増員と幼児教育の充実を図るため、フリー教諭の配置。社会教育関係では、区画整理事業の拡大に伴い、遺跡調査の事業増大により学芸員の増員、図書館サービスの充実、公民館活動の推進及び博物館学芸員の補充に充てるものでございます。

この定数条例の改正案のとりまとめでございますが、各部ごとに部長を中心といたしまして、部内の現状と来年度におけるところの事務量を的確に把握いたしまして、内部討議を経て総務部が集約したものでございます。当然のことではございますが、職員組合との協議は経てございます。

御承知のように、地方自治法第２条には、地方自治体が行政事務を行うに際しての準拠すべき指針といたしまして、「最少の経費で最大の効果を上げる」ことを明示をしてございます。我々職員といたしましては、この指針を絶えず念頭に置きまして、行政事務に従事し市民の福祉の向上に努力をする所存でございます。

どうか現状を御理解いただき、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

続きまして、旅費関係の議案につきまして御説明を申し上げます。議案第40号から45号、通しで御説明を申し上げます。

それでは、議案第40号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

改正をお願いする点につきましては、先ほど提案理由でもございましたように、外国出張に適用するために改正をお願いをするものでございます。

また、議案第41号、日野市特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第43号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、同様の改正理由でございます。

この市議会議員及び非常勤特別職の費用弁償、教育長の旅費につきましては、従前より市長の旅費の例によると規定されております。したがいまして、議案第42号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明の中で、外国出張にかかわる事項について御説明いたしますので、それにかえさせていただきます。

それでは、議案第42号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。改正をお願いする点につきましては、先ほど提案理由でも申し上げましたように、外国出張に伴う旅費規定の新設及び旅費の額の改定をお願

いするものでございます。

それでは、新旧対照表によって御説明申し上げますので、６、７ページをお開き願います。

第６条でございますが、新たに外国出張に伴う旅費の額を規定するため、別表を「別表第１」及び「別表第２」とするものでございます。

第６条第２項でございますが、旅費の種類につきましては、一般職の職員の例によるものとし、従前の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食事料に、外国出張に伴う支度料、旅行雑費、死亡手当が新設されております。

また、旅費の額につきましては、「別表第１」及び「別表第２」に規定しております。「別表第１」は、国内出張の旅費を規定しておりますが、改正いたします点は、日当を宿泊と日帰りとに区分し、現行1,500円であります日当を、それぞれ2,000円と3,000円に改め、また宿泊料１万3,000円から１万5,000円に、食事料を1,000円から2,000円に改定するものであります。これらの改定額につきましては、国及び各市の改定状況を考慮して、改めたものでございます。

さらに、「別表第２」は外国出張の旅費の額を規定しておりますが、その額は、「国家公務員等の旅費に関する法律」に規定されている「指定職の職務にある者」の相当額とするものであります。

次に、議案第44号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。改正をお願いする点は、旅費の額の改定をお願いするもので、その額につきましては、国及び各市の改定状況を考慮し改定するものでございます。

それでは、新旧対照表によって御説明申し上げます。４及び５ページをお開き願いたいと存じます。

改定いたします部分は、日当を宿泊と日帰りとに区分し、部長相当職であります１等級から課長補佐相当級であります３等級の職員については、現行1,300円であります日当をそれぞれ1,500円と2,400円に改め、また宿泊料を１万2,000円から１万3,000円に、食事料を900円から1,700円に改定するものであります。また、係長相当職であります４等級から主事の５等級及び６等級の職員については、現行1,100円であります日当をそれぞれ1,300円、2,200円に改め、宿泊料を１万2,000円から１万3,000円に、食事料を900円から1,700円に改定するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　　それでは、議案第45号、日野市農地課税審議会条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。

改正内容でございますけれども、これは付則の改正でございます。今まで付則が１項だけでございましたけれども、今までの付則に付則１というふうに改めまして、新たに付則の２を加える。その２でございますけれども、農地課税審議会条例、この条例を平成４年３月31日限りで効力を失わせるというような規定でございます。

この理由でございますけれども、昭和51年に地方税法が改正されまして、農地課税に対しまして宅地並み課税という制度ができました。そこで、減額制度というのが取り入れられまして、そのときに農地課税審議会というのができたわけでございます。そして、昭和57年に長期営農継続農地の制度に変わりましたが、その農地課税審議会は、引き続いて職務を変えて継続して現在に至っておるということでございます。しかしながら、今回、先ほど御説明申し上げましたとおり、平成４年度から農地の課税方式が見直されてくるわけでございます。したがいまして、今度は、農地の課税等につきましては、生産緑地法に定める生産緑地として認定されたものは、即農地課税であるということでございますので、調査審議を必要としない。既にこの審議会の任務は、本年度をもって終了するということになりますので、国の方の法律も地方税法も変わっております。もう既に抹消されておりますので、このたび改正をして、今年度いっぱいの有効期限にいたしたいというものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。高橋　徹君。

○５番（高橋　徹君）　　議案第39号について、お尋ねいたします。

今回、増員62名ということなんですけども、現況の中で、各部門の仕事を遂行する中で、臨時職員さんの人数が、今どのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　大変恐縮でございますが、今、数字を持ち合わせてございませんので、後刻整理をいたしまして文書で回答いたします。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　同じく39号に関連してでございますが、今、総務部長の方から

大変詳しく口頭での説明がございました。配られた議案書の中では、極めて大きな項目で人数の推移が示されているんですが、差し支えなければ、今口頭で説明していただいたような内容を資料提供していただけないだろうかということです。恐らく、委員会で付託をされて、その中では詳しい資料なども準備されているのかもしれませんが、大変重要な案件でございますので、できましたらそういう形をとっていただきたいなと。それで、その中で、その部門という業種に何人必要だということはもちろんなんですが、その必要とする人員の理由が、新しい事業の場合だとか、あるいは今までの事業をより強化するための目的だとか、それぞれの理由が当然あるだろうというふうに思いますので、そういったことも備考欄で示していただければ、なおありがたいなと。

それから、いつもこの人員との絡みで感じるんですが、庁舎の中にいろんな業種、仕事があると思いますが、その中で、当然時代の流れとともに、今まで例えば10人いた20人いたところが、いろんな業務改善で人手の調整ができるということは、必ずどんな職場においてもあるというふうに思うんですが、そういったやりくりといいますか、そういうものを新しいその人員増の中では何人、例えば調整をして、その不足分としてこれだけ調達したいんだと、そういった一番大事な部分が説明の中にないような気がするんですが、ここで、そういう資料をお持ちかどうかわかりませんが、もしなければ、そういうことも大事な説明項目ではないかなと思いますので、こういったたぐいのことを説明されるときは、ぜひそんな点についても添えて説明していただければと思います。

もし、今質問させていただいた内容で、補足的にできるとこがありましたら、この場でお答えいただければ、なおありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　ただいま御指摘をいただきました資料につきましては、ただいま総務委員会に付託をされ、御審議をいただくということに予定されておりまして、今、その審議に必要な資料の整備をしております。もちろんでき次第、今御指摘のあったことも含めまして、資料といたしまして提出をいたしたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　　ほか御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する

条例の制定、議案第40号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第41号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第42号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第43号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第44号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第45号、日野市農地課税審議会条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第46号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第46号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、市立なかい地区広場の廃止並びに別表の文言整理のため、日野市地区広場設置条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは、議案第46号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本改正は別表に掲げますなかい地区広場につきまして、土地所有者から土地利用の御都合によりまして返還要請が出されました。したがいまして、昨年度をもちまして返還いたすと同時に、なかい地区広場を廃止したものでございます。

したがいまして、別表から本地区広場を削除することとあわせまして、同別表中の名称並びに一覧の表記につきまして、文言整理をさせていただくというものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第46号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第47号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第47号、平成３年度日野市一般会計補正予算第１号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、平成３度日野市一般会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ６億9,201万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を425億7,227万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、議案第47号、平成３年度日野市一般会計補正予算第１号でございますが、説明をさせていただきます。

御承知のとおり、平成３年度まだ事業開始数カ月でございます。１号の補正は、どうしてもやむを得ないものだけを今議会に提案をお願いするものでございますが、ただいま市長から提案しましたとおり、補正額は６億9,201万1,000円でございます。よって歳入歳出の額を425億7,227万7,000円とするものでございます。

内容につきまして、２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。

まず、款の１の市税でございます。項の６の都市計画税でございます。補正額は、ここに１億2,426万3,000円の減額をお願いするものでございますが、これは３月議会の中での都市計画税の変更に伴うものでございます。なお、基金の繰り入れ、繰り越し等を補正をしておりますが、財源すべて基金あるいは繰越金から今補正の財源にするわけでございます。なお、６の雑入につきましては、これも区画整理事業の中からの歳入でございます。

なお、歳出部分につきましては、款の８の土木費の項の４の都市計画費でございます。補正額が５億8,918万円ということで、かなり大きな額になっているわけでございますが、下水道事業に関係しての主たる補正でございます。

それでは、歳入につきまして６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

先ほど申し上げました目の１の都市計画税でございます。減額部分につきましては、税率の変更によりまして、説明欄記載のとおり土地、家屋の減額でございます。

なお、８ページ、９ページでございます。

２目の公共施設建設基金の繰入金でございます。当初予算の中で基金の繰り入れを14億円お願いしたわけでございますが、今回の補正も５億円取り崩しをするものでございます。なお、下の部分の１目の繰越金でございます。３億127万4,000円を平成２年度の繰越額から崩すものでございます。現在のこれはあくまでも決算見込みでございますが、７億9,000万円程度の平成２年度の繰り越しが予測されているわけでございます。

なお、10ページ、11ページ。５目の雑入でございます。説明欄記載のとおり、二小学童クラブの移転補償料として豊田南区画整理事業から歳入するものでございます。

なお、歳出12ページ、13ページでございます。７目の企画調整費でございます。安曇荘の完成の落成を７月半ばに予定しております。オープンが７月20日ということで考えているわけでございますが、これに伴いまして、開設記念事業として市の市報を通しましての市民に記念事業を行いたいというものでございます。内容的には、特別旅費につきましては、これは随行の職員の旅費でございます。乗鞍高原安曇荘開設記念事業バス借り上げということで、50人乗りのバスを10台ということで、10回借り上げたい。９月以降年度いっぱい、３月までを計画で土曜日、日曜日を除きまして実施していきたいという予算をお願いするものでございます。

なお、14ページ、15ページ。６目の老人福祉施設費でございます。説明欄記載のとおりでございます。９台分の駐車場の新設をしていくというものでございます。なお、６目の学童クラブ費でございます。歳入の関連もあるわけでございますが、15の工事請負費、18の備品購入費、おのおの現在の二小の学童クラブがあるわけでございますが、その場所が道路用地が高くなるということで、一時移転して、そこに戻す予算でございます。

16ページ、17ページ。３目の道路新設改良費でございます。17節の公有財産購入費でございますが、道路用地購入ということで説明欄記載してございます。オリエント周辺

の道路と合わせての道路用地の購入費でございます。なお、７目の交通安全対策費でございます。15節の工事請負費。説明欄記載のとおり、万願寺歩道橋の南側、潤徳小学校の北側、700台程度の自転車の駐車場を設置するというものでございます。なお、１目の都市計画総務費でございますが、この内容につきましては、生産緑地法の改正に伴い、説明会資料等の購入、会場費でございます。なお、５目につきましては下水道費。これは、先ほども申し上げましたが、事業実施に伴っての基準単価のアップ等の関係がありまして、下水道への繰り出しでございます。

以上、説明を終わらせてもらいますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第47号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費を総務委員会へ、歳出のうち民生費を厚生委員会へ、歳出のうち土木費を建設委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第48号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第48号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ６億8,811万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億4,120万円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　議案第48号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号について御説明申し上げます。

事項別明細書に基づきまして御説明申し上げます。

６ページ、７ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。繰入金。これは一般会計から繰り入れしていただくもので、５億8,811万8,000円をお願いするものでございます。

次、繰越金でございます。前年度の繰越金ということで、１億円計上させていただきました。

次に、８ページ、９ページでございます。

歳出でございます。管理費のうち総務費。説明欄の方で御説明申し上げます。職員人件費でございます。644万4,000円の増額でございます。これは、職員２名がふえておる関係のものでございます。次に、処理場費でございます。右側の説明欄で御説明申し上げます。職員人件費でございます。３名減になっております。これは、後ほどその内容は説明申し上げますけれども、これによりまして1,372万7,000円の減額をするというものでございます。次に、２の処理場経費でございます。13節でございますけれども、この４月から多摩平下水処理場の維持管理業務を全面委託をいたしております。その関係でここに書いてございます当初計上しておりました2,520万円を減額いたしまして、新たに3,881万1,000円計上させていただく。これ差っ引き1,361万1,000円増額させていただくものでございます。

次に、建設費でございます。公共下水道費それから都市下水路費でございますけれども、この工事費委託料が増額になっております。これは、この４月１日から土木工事請負の工事積算基準の運用が一部改正されております。これによりまして、従来は、下水道の設計が下水道工事という工種がございました。これが、今度共同溝という工種に変わってきております。これは、内容としては市街地と市街地以外の区域というふうな分け方になって、日野市の場合は共同溝という工種に変わってきた。これが、非常に経費が上がってきております。それと設計単価のアップという形で、ここに記載されておる委託料工事、おのおのの金額が増額補正するものでございます。金額を申し上げますと、委託料として6,500万円でございます。それから工事費、公共下水道の方でございますけれども、５億979万円でございます。それから、都市下水路の方で工事請負費として8,800万円の増額でございます。それから、22節の補償、補塡でございますけれども、1,900万円増額補正をお願いするものでございます。これは、現在、日野用水に沿って甲州街道と沿った形のところをやっておりますけれども、水道管の移設が、裏の道路が狭い関係でいろいろと計画どおりおさまらないということで、関係部と協議をいたしまして、

その位置を定めた結果、増額になってくるということでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ちょっとお尋ねしますが、一つは、多摩平下水処理場が全面委託になったということですが、恐らくこれは、多摩平処理場がもうなくなるという時期に来てますから、そういう意味もあるんだろうというふうに思いますが、具体的に、多摩平下水処理場が実際に稼働が終わるのはいつごろを見ているか、その辺のお話をしていただきたいということが１点です。

それから、公共下水道費の補正の５億7,000万円というお話を、今、説明をしていただいたんですが、私は当初見まして、これはかなり下水道の事業が急ピッチに進行していて、事務量の増大に伴う補正というふうに理解したんですが、今の部長のお話ですと、そうではないというふうに聞いているわけですが、もう少しわかりやすく二つ何か理由があったようですけども、もう少し詳しくお話ししていただきたいという点。そうしますと、そのお話は日野市だけの話ではなくて、他市へも共通のこととして出てくることかなというふうに理解をしたんですが、それでよろしいかどうか。

この２点お答えください。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　お答え申し上げます。

まず第１点の多摩平の処理場の切りかえの予定でございますけれども、秋川処理場が平成４年度で稼働になる。ですから、一応、今の予定でいきますと５年度の中ごろですか、には切りかえの方向になっていくのではないかというふうに考えております。

それから、単価でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、従来は下水道の積算のもとになります工事積算基準というのがあるわけでございます。この中で、下水道工事という積算の項目があるわけでございますけれども、この項目が今度は市街地と市街地以外の区域という形で分けるという形になってきてます。これに伴いまして、日野市の場合は市街地に該当するという形になっておりますので、下水道の工種というのが適用されない。共同溝という工種があります。その工種で積算をしなさいという形になってきているわけです。それで、この説明がありましたのはことしの４月の23日に説明があったということで、これに該当する市によっては、すべてある程度の単価アップは出てくるということでございます。

それといま１点が設計の単価アップでございますけれども、これは、私の方の多少調

査不十分な点もあったわけでございますけれども、御承知のとおり下水道事業の場合は、前期でもって大体設計を終わらすような方法をとっているわけでございます。ところが、前年度の場合で10月16日、年度の途中でございますけれども、単価改正がございました。この単価改正が、工種によっては非常に大きく上がっているわけです。

一例でちょっと申し上げますと、鉄筋工なんかは前年度の４月のときの単価と、それから10月の単価、これでいきますと約11％程度上がっているわけです。そうすると、下水道の場合は、前期でもって設計を終わらせておりましたので、それに対する上昇を見ておりました関係で、その見方がちょっと甘かったという点と、この二つが重なってこういう金額になったということでございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　もう一回お聞きしたいんですけど、共同溝という、わからないで聞いてて恐縮なんですけど、共同溝というふうな方式になるというお話があったんですが、もっとかみ砕いて話していただけると、要するに市街化区域と市街の外と工事のやり方が変わったというふうに言っていいのか。今までよりもっといい製品が、もっと丁寧な工事が、製品がその中に入るとか、どこが違うのか。こういうふうな方式になりましたよという従来どおりの工事の進め方なのか。そうじゃなくて、少し高度なものなのか。そこら辺、ちょっとかみ砕いて話していただきたいんですけど。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この工種の変わった主な理由の一つに、市街地というふうな位置づけをしております。この市街地という考え方は、要するに市街地の道路の中にはいろんな地下埋設物が非常に多い、工事が難しいというのが一つあるわけです。その関係で、今までの下水道工事の工種と経費率が上がっております。単純に言うと、そういう難工事であるよというふうな形で、経費率が上がったというのが一番大きな内容でございます。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第48号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時41分　休憩

午後１時13分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第49号、日野都市計画道路3･4･14号線築造工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第49号、日野都市計画道路3･4･14号線築造工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野都市計画道路3･4･14号線築造工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、２億5,647万円で飛島建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、議案第49号、日野都市計画道路3･4･14号線築造工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約金額でございますが、２億5,647万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期につきましては、契約の翌日から平成４年３月25日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都千代田区三番町２番地、飛島建設株式会社、代表取締役、飛島　章でございます。

次の２ページでございますが、入札の模様でございますが、現場説明を５月14日に行いまして、５月28日に入札を行いました。３回入札をした結果、ナンバー４にございますように飛島建設株式会社が２億4,900万円で落札をいたしました。

工事概要でございますが、３ページでございます。工事の内容でございますが、総延

長といたしまして、平面図に書いてございますように199メートルでございまして、工事の内容は、上部構造の施行でございます。この道路につきましては、この工事をもちまして竣工するというものでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ちょっとお尋ねしますが、３月の25日までに仕上げてくださいということなんですけども、ここに案内図がありまして、これを見ますと、一番橋にクランクインというんでしょうか直接には入ってこないで、変形した四差路みたいな形でできるわけですが、この工事を終わりますと、この辺の変形的な部分の問題、この辺は大丈夫なのかどうか。特に交通事故等の問題はないのかどうかということが、少し心配をされます。

それで、来年の３月にできますが、実際に供用開始というんでしょうか、実際に利用ができるようなのはいつごろから走り出すのか。その辺の見通しと、それと連動しますが、善生寺さんの方へ上がってくるところには、どうしても信号機をつけなきゃいけない部分ですが、その辺の見通しを含めてお話ししていただきたいんですが。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　ただいまの件について、お答え申し上げます。

まず、159号線のとこのすりつけの問題でございますけども、御指摘のとおり、これは今の現状からいきますと、クランク型のようなすりつけになっております。これの関係については、豊田南土地区画整理事業の中で、このすりつけ部分、一番橋までの間でございますけども、区画整理の事業の中に入っておりまして、それの方ですりつけ部分の方の解消をしていただくということになっております。

それから、善生寺の上の信号機の問題でございますけども、今現在、交通管理者の方とこの信号の設置についての協議をしている段階でございます。

それから、この供用開始という御質問でございますけども、原則的には、先ほど申しました区画整理地内のその事業を完成した後に、交通管理者の方とも供用開始をするという打ち合わせになっておりますもんで、今の段階では、いつ供用開始になるかということは、区画整理の方とも今、協議をしている段階でございますから、それが済み次第、また供用開始の日にちというのはお知らせしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今の豊田の南の区画整理の中で、この部分の解決は図るというお話ですが、そうしますと、実際にここが３月いっぱいにでき上がった後、大体大枠としては、あと１年ぐらいかかりますよという話なのか。また半年ぐらいで実際になりますよという話なのか。その辺の大枠は大体わかると思うんですが、これはできたけれども、あと３年ぐらいかかりますよという話なのか。大枠で結構ですが、お答えできればお願いしたいと思うんですが。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　先ほどお答えしました一番橋までの区間ですと、工事距離がありますもんで、とりあえずこの開通に差し支えない。要するに、隅切りの部分、これについては区画整理の方で早く、その事業をしていただくというふうな、今要請をしているところでございます。

いずれにしろ、換地の問題もあることでございますから、そのような形の中で、特別に開通を目的の中で早急に区画整理の方でも、これが対応できるようにしていただきたいという形の要請をしてありますもんですから、そう長い期間をかけないで、せっかく道路をつくったわけでございますから、それの開通を早めるという形の中で、今後も努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。下村　功君。

○８番（下村　功君）　今、夏井議員からも質問がありましたけれども、この道路が完成した場合には、今浅川沿いの都道を通っていって川辺堀之内を抜けて神明に上がってくる車、それから、二小の前を通って黒川踏切を抜けて東豊田の方から多摩平に抜ける車という車が、利便性からこの道を通る可能性があるわけです。

したがいまして、やはり地元としてというか、東豊田三丁目、堀之内踏切を利用して入ってくる車の交通量については、抜けるところが、今、該地にはありませんから、そ

の辺の交通量調査をしっかり行って、開通に当たっては、事前に交通安全対策をしっかり図ってくださるよう要望いたします。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見ありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第49号、日野都市計画道路3・4・14号線築造工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第50号、南平用水路（10－３号）改修工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第50号、南平用水路（10－３号）改修工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、南平用水路（10－３号）改修工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億6,304万9,000円で拓栄建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、議案第50号、南平用水路（10－３号）改修工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約金額でございますが、１億6,304万9,000円でございます。契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から210日間でございます。契約の相手方でございますが、東京都八王子市下柚木1505番地、拓栄建設株式会社、代表取締役、佐々木寿男でございます。

２ページでございますが、入札の経過でございます。現場説明を５月14日に行いまして、入札を５月28日に行いました。入札の結果は、ナンバー５の拓栄建設株式会社が１億5,830万円で落札をしたものでございます。

工事の概要でございますが、３ページでございます。工事箇所はこの図面にもございますように２カ所ございまして、合わせまして308.3メートルでございます。工事の内容といたしましては、プレキャスト及び現場打のボックスカルバート工でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第50号、南平用水路（10－３号）改修工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第51号、日野市立平山中学校食堂棟建築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第51号、日野市立平山中学校食堂棟建築工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立平山中学校食堂棟建築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億2,514万5,000円で株式会社、長田工務店が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、議案第51号、日野市立平山中学校食堂棟建築工

事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約金額は１億2,514万5,000円でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。工期でございますが、契約の翌日から平成４年３月17日までででございます。契約の相手方でございますが、東京都日野市多摩平五丁目５番地の５、株式会社、長田工務店、代表取締役、長田富夫でございます。

入札の経過でございますが、現場説明を５月８日に行いまして、入札を５月24日に執行いたしました。入札の結果、第３回の入札をもちまましてナンバー１の株式会社、長田工務店が落札をいたしました。

工事の概要でございますが、面積でございますが、建築面積及び延床面積は１階でございますので同じでございまして、453.43平方メートルでございます。工事の内容でございますが、構造は鉄筋コンクリートづくり、平屋建てです。施設の概要は、食堂その他でございます。

付帯の図面といたしましてついておりますが、６ページ、外観図をお開きいただきたいと思います。この建物につきましては、将来、２階が建築可能なように１階の躯体も考慮してございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　この議案が総務委員会に付託をしないということでございますので、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

今のこの議案第51号は、５月の８日現場説明、24日入札。前の50号が５月14日に現場説明、28日に入札、こういう説明がございました。で、私のお聞きしたいのはこの両方の会社名、10社の指名をされた会社の中に、この10の中に四つも同じ会社が含まれておる。確かに、一つは土木工事といいましょうか、一つは建物、上物。四つもの同じ業者が１週間隔てて、しかも入札はわずか４日しか差がない。果たして、こういうあり方が正常なのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

本件につきましては、今、御審議いただいておりますのは４件ございます。若干、工事の内容は建築と、それから土木工事ではございますけれども、この４件の指名をいたすということになりますと、重複をさせないということになりますと、40社の業者を指名をしなきゃいけないということでございます。いろいろ考慮した結果、一部の重複は

やむを得ないだろうということが一つ。それから、この４本の契約を２回に分けまして指名をし、入札を行ったということでございます。

御趣旨は十分わかりますので、今後もできる限り重複を少なくするような形では努力をいたしたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　業者にとっては、指名をされるということが、これは大変なことでございまして、指名をされなければ仕事にならないわけでございます。したがって、このわずか１週間足らずの同じような市のものに対して、10のうち四つが重複をするというのは、私はちょっと、これは行き過ぎではなかろうかと、このように思います。もっともっと業者はたくさんいるわけですから、その方たちにまんべんなく指名がされるような、そういう配慮が私は必要じゃないかなと思いますが、いま一度部長いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　趣旨としては、もちろんごもっともでございますので、今後も一層、何といいますか、広い範囲に指名が及ぶような努力をいたしたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第51号、日野市立平山中学校食堂棟建築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第52号、日野市立大成荘改築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第52号、日野市立大成荘改築工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立大成荘改築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、12億8,235万円で、オリエンタル建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　議案第52号、日野市立大成荘改築工事請負契約の締結につきまして、御説明を申し上げます。

契約金額は12億8,235万円でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。工期は、契約の翌日から平成５年３月31日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都千代田区五番町５番地、オリエンタル建設株式会社、取締役社長、原田武雄でございます。

２ページでございますが、入札の経過でございますが、現場説明を５月８日、それから、入札につきましては５月24日に行いました。入札の結果、ナンバー３のオリエンタル建設株式会社が12億4,500万円で落札をいたしました。

工事の概要でございますが、２の工事場所でございます。山梨県北巨摩郡高根町大字清里字念場原3545番地でございます。面積表でございますが、敷地面積が１万4,236.8平方メートルでございます。建築面積は1973.35平方メートル。床面積の合計でございますが、2816.08平方メートルでございます。各階の床面積につきましては、記載のとおりでございます。工事の内容でございますが、（１）といたしまして、建築工事でございます。詳細につきましては、この記載のとおりでございます。

次に４ページでございますが、（２）中段でございますが、電気設備工事。内容につきましては、記載のとおりでございます。

次は６ページでございますが、（３）給排水衛生暖房設備工事でございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

その他、配置図等、図面等につきましては、添付のとおりでございますので、説明につきましては、省略をいたします。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　２点ばかりお聞きしたいと思います。

まず１点は、宿泊人数。何人ぐらい泊まれるのか、それを１点。

もう１点は、11ページに宿泊棟の２階平面図があるんですが、ここに多目的室がございます。この多目的室の広さがどのくらいなのか。研修ができるのかどうか。その点、お願いします。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　宿泊人員の件でございますが、一般の大人の場合に100人、それから、子供、児童・生徒等を含んだときには150人までという人員でございます。

それから、多目的室の広さは、面積につきましてはちょっと数字がここでわかりませんけれども、ここを使いまして研修とか、ちょっとした小規模の体育館といいますか、そういうような使い方とか、体育館がないために、いろいろの対応ができる多目的な部屋ということになっております。面積につきましては、設計図の方でちょっと当たらなきゃわかりませんので、また後ほど調べてからお答えいたします。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　宿泊の人数はわかりました。

多目的室なんですけども、小体育館的なものだということで、研修はできるんですね。できるわけですね。何名ぐらいの研修ができるのかどうかお聞きしたいんですが。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　約100人を想定してございます。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　100人といいますと、かなり大きな研修室になると思うんですが、当然、机、いす、その他すべて整備されるということでよろしいんですか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　食堂棟の方がやはり広く、いす、机等がございまして、食事以外のときには、そちらの方も考えております。そちらの方にはいすも机もございます。それから、研修室の方につきましては、机の方は数が食堂ほどはない予定でございます。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ちょっとしつこくなりますけども、数が食堂ほどということではなくて、100人ぐらいの研修ができますということですから、それなりの机、いすは、当然完備される、整備されるというふうに理解してよろしいのかどうか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　いすの方については、その研修の使い方の中で用意を考えております。机につきましては、100人までは用意をしてございません。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　最後にしますけど、基本的な問題になってしまうんですけども、これだけのすばらしい建物をつくるわけですから、当然、いわゆる企画段階からどういうことをやろうか、どんな目的でこれを建てようかということ、当然話が出たと思うんです。現在はどこでもそうですけど、この手の保養所になりますと、当然、研修室は整備されております。子供の教育とかなにかでもって、もちろん大人も行きますけども、市民あるいはそれ以外の方も使われると思うんで、今、部長の方からの御答弁で、いすはそこそこあるけども、机の方はということですけども、少なくとも100人ぐらいの研修ができるんであれば、当然それなりの機材の整備はしておくべきであろうし、まだ２年先ですから、今からでも遅くないんで、ぜひその辺もそろえていただきたい。このように要望しておきます。

終わります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　大成荘の所管について、ちょっとお尋ねをいたしますが、今、オープンを前に安曇荘のことがいろいろ議会で取り上げてまいりましたが、安曇荘の場合には、日野市企業公社が運営に当たるということになっておりますが、保養施設として類似の性格を持ったものだと思うんですが、大成荘については、前の議会では企業公社の方に委託をする考えはないというふうなことでありました。もう一度その点、確かめておきたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

もう一つお聞きいたします。大成荘の改築に当たりましては、学校関係者の意見を尊重していくということで、今まで検討がなされたと思いますが、おおむねその検討結果、要望等にこたえたものというふうに判断をしていいのか、その点、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　まず第１点目の大成荘の所管に関することでございますが、大成荘はもともと学校寮という形で、今まで存在してきた施設でございまして、それを新たに名実ともに内容を一新をする。で、市民保養施設としても十分に機能するような形でつくりかえるということで、ここで工事にかかるわけでございますが、現在、安曇荘に関しては、企業公社に委託するということで、ここで今、準備を始めておりますので、これの動向を十分に見極めた上で、私どもとしては、先ほど企業公社の委託は考えていないというふうに、今御質問ございましたけども、その安曇荘での経営の動向を見極めた上で、それで進むことができるならば、企業公社に委託ということも含めて、大成荘の運営については考えていきたいというふうに思っています。

２点目、大成荘の設計に関しましては、各方面からもいろんな御意見をいただいている。当然、懇談会をつくっている中でも御意見をいただきましたし、学校関係者の御意見もいただいておりますので、そういった中での要望を踏まえた上で、その機能的には十分に機能が果たせるように、設備その他の面についても十分に対応していきたいというふうに考えています。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これから先のことでもありますので、今すぐに結論が出ていないということはよく理解できますが、企業公社への委託も含めて今後、検討していくということですが、それはわかりました。

それでは、所管をちょっとお尋ねしたいと思います。大成荘の今回の改築に当たっては、教育委員会が対応してきたと思うんですが、将来、完成したときには、私は所管は一本化した方がいいというふうに、安曇荘と類似施設だと思いますので、そういうふうに考えて、前の議会でも指摘をしたと思いますが、その点、市の方は今どのようにお考えになっているか、お答えをお願いいたします。

それから、学校関係者の意見を十分に取り入れて設計がなされたものというふうに思いますが、何かこれは答申のようなものが出されたのかどうか。その点、もう一度お尋ねをします。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　日野市林間施設検討委員会というこの中で、小学校の校長先生１名、中学校の校長先生１名がこのメンバーの中に入ってございまして、要望事項等を教育委員会の庶務課並びに企画課で協力して整理してまとめてあるわけですけども、その中で、学校関係で主に意見が出たものにつきましては、一つは、この宿泊施

設以外にそこにキャンプ場をつくてほしいということ。それから、３階に計画をしております天体観測につきまして、大きい天体観測のよそにあるようなものでなくて、20人、30人といった生徒が、即、そこでのぞいて見られるような、自分たちで操作できるような望遠鏡とか双眼鏡とか、そういうようなものでそろえてほしいというような、こういうような具体的な意見が出まして、そして、それらについては、今回のこの設計の中ではそのことを考えておるということでございます。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　大成荘の所管部局の問題につきまして、今、再度御質問があったわけですが、山梨県の高根町のあの地域は学校寮地区ということで、山梨県から土地をお借りをしてやっておりますんで、その周辺、各市の青少年の林間施設か、もしくは学校の寮というふうな形で、実際問題、運営をされている。つまりそういう地域であるということで、私どもとしても、ずっと教育委員会の所管ということでの児童・生徒を中心とした林間施設。ただし、実際のパンフレットでは、市民の保養施設ということで、実際には広く使っていただくような形で今までもやってきました。基本的には、学校寮地区だというようなこともございまして、従来も教育委員会の所管という形でやってきました。その点、地域の性格は変わっておりませんので、一応、当面そういう形で、従来どおりの形で当面はいきたいというふうに、現時点では考えております。

ただ、御指摘のありました点については、それはそれとして十分理解できるところでございますので、将来、その地域、例えば、県から借りておりますので、その県の考え方、その他もあれした上で、あるいは再検討する場合も出てくるかもしれませんが、当面は教育委員会の所管という形で考えていきたいというふうに思っています。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑ありませんか。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　財源的に、この12億円云々というこの本体の関係は今わかりましたんですが、今後、財源的にどういうような考え方でいるのか。要するに、補助金その他、市の起債の問題ですとか、それから今後の、例えば今聞いてますと、什器関係ですとか、いすや机そのものはこれからですから、総体的にどの程度の予算を見て、どの程度の手だてをしているのか。そこだけちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　今、この財源のことにつきましては、大変恐縮でございますが、市費の方でというふうに聞いて、私、ちょっとわかりかねるんですけれども、もう企画財政部長わかりましたら、ひとつよろしくお願いいたします。（「だれが出すんだ」「市長がポケットマネーでつくるわけじゃないんだ」「財源の裏づけは」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　余り出てこないようでしたら、これは、この場でいろいろな異議が会派から出れば、委員会付託というようなこと、議運の中ではありますけれども、早急に出ないようでしたら、こういう立場で、この財源なんていうのは、本当の基本的に市がどういう形でいくのかという根本的なことですから、委員会でどこの委員会に所属するかはまた別としても困っちゃうんです。（「否決だよな」と呼ぶ者あり）否決になりますよ、これ。

○議長（小山良悟君）　財源の件、答弁できませんか。（「根本じゃないですか、これ」「休憩」と呼ぶ者あり）助役。

○助役（砂川雄一君）　大変申しわけありません。

至急に調べて……（「休憩」と呼ぶ者あり）今の御質問についての回答をさせていただきます。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後１時54分　休憩

午後２時29分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

土方議員の答弁をお願いします。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　大変、先ほどの質問に対しまして、休憩をとらせていただきましたこと、申しわけないと思っています。先ほどの土方議員の質問についてお答えしたいと思います。

平成３年度の当初予算の中では、大成荘関係の改築に伴う予算を、平成３年度４年度の債務で13億円強の債務を起こさせていただいております。また、具体的な予算の中では、大成荘の平成３年度の予算としては6,000万円強ということの予算でございます。よって今回の入札に関連する本体工事につきましては、一部の支払いと細部に関連してのこの工事の発注をするわけでございます。その財源等の内訳につきましては、先ほど学校教育部長の方から話ありましたとおり、当面、一般財源ということでございます。

なお、市債につきましても、債務負担行為の調書の中に記載のとおりでございますが、現在の状況としては、できるだけ今年度の6,000万円あるいは債務の関連を含んで３年度４年度市債を、現在調整中でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　私も、先ほど予算書をこの場に持っておりませんでしたので、簡単な意味で財源等の内訳をお伺いしたところなんですが、今、予算書を改めて見ますと、ただいまの説明のとおりなんですけれども、私が質問した範囲のすべてが回答されたというふうには思っておりません。つまり、今、13億円強という話でしたけれども、13億8,000万円というような数字の金額があるわけですので、要するに、先ほど天体望遠鏡の話でありますとかキャンプ場の話でありますとか、総体に果たしてこれで済むものかどうか。要するに、これは４年度までですから、工事としては４年度ということは、工事で言えば、このものは５年、契約上ではそういう部分のことで、果たして５月31日までが本体工事ですから、当然それより翌年にまたがって平成５年度にも、場合によってはそういったことで、物によっての投入というようなことも予測されます。もうちょっと突っ込んだ検討を、私の方も事情を調べてもらった方がいいという判断に立ちますので、できれば、いわば今、一般財源ですべてということですから、場合によっては、もうちょっと調べてみれば、確かに予算書の上では国・都の支出金あるいは地方債、地方債そのものも全然起こさない状況で、今の段階では予算あるわけです。

もうちょっと、本会議場では突っ込みがたい部分の質問も、仮に委員会へ付託されれば、そういった面のもうちょっと詳しい点が明らかにされると思いますんで、ぜひそんなことからすれば、委員会に付託をしてもらえればというふうに思います。今の企画財政部長の回答をお伺いしたところでは、そういうふうに判断をいたしますので、ぜひそこら辺の御判断をいただければというふうに、逆に、議長さんに求めるのかどうかになりますけれども、そんな今、感覚でおります。ぜひ御検討をお願いできればと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　議事の進行について意見を申し上げます。

今、土方議員と市側のやりとりの中で、この大成荘改築工事の財源の問題が提起をされました。企画財政部長の今の答弁では、平成３年度の予算書の記載のとおり一般財源を予定しているということですが、今の答弁の中に、当面ということもおっしゃったんですね。この大きな金額を使って行われる事業が、補助対象事業になるのかならないのか。その辺のきちんとした御答弁もいただきたいと思うんです。

ということは、この本会議場で果たしてそこまで突っ込んで議論が、お互い満足、納得いくような形でできるかどうか、ちょっとわかりませんので、土方議員の主張のとおり、委員会に付託をしていただくのが至当ではないかというふうに考えます。

なお、代表者会議や今までの議会運営委員会の各会派の了解事項として、契約案件については、本会議で即決できるものは即決を行うけれども、一会派でも委員会付託を主張して、詳細な審議必要という主張があれば、議長において委員会付託を行うということが了解されておりますので、まさに今回の場合にはそれに該当する議案だというふうに判断をいたします。よって議長において、会議規則等に照らして、当該委員会に付託をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　ただいまの議事進行の委員会付託については、質疑、御意見終了後、お諮りいたします。

ほかに御質疑はございませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第52号、日野市立大成荘改築工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより日程第18、議案第85号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の訂正の件を議題といたします。

理事者から訂正理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第85号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の訂正についてお願いをいたします。

平成２年第４回市議会定例会に提案をし、御審議をいただいております本議案につきまして、付則の施行期日が実情に即さなくなったため訂正をお願いするものであります。

付則中「平成３年１月１日」とあるものを「平成３年８月１日」に訂正させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ちょっと質疑があってもいいのではないかと思いますので、お許しをいただきたいと思います。

今、市長の方から勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正の付則の部分について訂正の申し出がありましたが、「１月１日」であったものを「８月１日」に訂正ということでありますが、議案審査というのは、本来、その付託をされた提案をされた議会で結論を出すということが原則になっていると思います。しかし、それがいろんな事情から審査が入念に行われた結果、こういうことになったと思うんですが、なぜ８月１日なのか。これは９月１日ではなく７月１日でもない。今議会でどのような結論が出るかも、私わかりませんが、なぜ８月１日という日にちがここで特定されたのか。その背景があると思いますので、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

平成２年の第４回定例会におきまして、審議をお願いをいたしました。このときには、この記載のとおり翌年の平成３年１月１日施行ということになっていたわけでございます。これは、年次有給休暇の起算なりあるいは繰り越しが暦年で行っておりますので、１月１日のスタートが非常に整理しやすいということで、まず１月１日の提案をしたということでございます。その後、本年の第１回の定例市議会の審査があったわけでございますけれども、一つは、この施行期日の訂正の方法として、議会が修正する方法と、それから提案者が訂正する方法と二通りございまして、今回、私ども議会事務局当局と協議した中で、市長提案で訂正をお願いしたということでございます。

それで、御質問の８月１日でございますけれども、先ほど申し上げましたように、１月１日の切りかえとは若干違いまして、１カ月ぐらいの準備期間が必要だということで、仮定でございますけれども、今回の定例会で御承認いただきましても、７月１日施行というのは、非常に事務的に困難である。１カ月の猶予をいただきまして８月１日にしたということでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今議会で原案どおり可決されるということを予測をして８月１日に訂正をしたということのようなんですね。事の成り行きはやってみなきゃわからないわけですが、ことしの１月１日を設定した理由をおっしゃいました。休暇等は暦年で対応しているので、１月１日からの方がわかりやすいということだったと思うんですが、そうであれば、１月１日の予定が、もう半年以上経過しているわけです。ということならば、平成４年の１月１日とされた方がわかりやすいんではないかと思うんです。だれかそういう考え方には反対なさったんでしょうか。私の言っていることがおかしいでしょうか。どうですか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　議案の提案の趣旨が、当初提案したように１月１日ということで、執行後速やかに行うように、原則として考えていたわけでございます。したがって、本議案が可決成立いたしますれば、準備期間を置いて速やかに施行するのが妥当ではないかということで考えたわけでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　もう質疑はいたしませんが、あとの議案訂正にもかかわることだと思います。つまり、こういう形で訂正せざるを得ないというのは、実質的には、市長提案された議会で否決されたのと同じというふうに考えることができると思うんです。訂正を余儀なくされたということは、議会でそれを是として可決をしなかったということでありますので、本来は、このような形で提案をするというのは変則的なやり方だというふうに思います。ぜひ、その議会で何らかの形、結論がきちんと出されなくてはいけないし、それが議会の仕事ということになるわけですが、しかし、いろんな事情があってこういうことに立ち至った。

なるべく議案の作成、提案に当たっては、こういった事態が今後起きないような十分な配慮を持って議案の成案を得られるように、意見として申し上げておきます。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって日程第18、議案第85号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の訂正の件は、これを承認することに決しました。

これより日程第19、議案第29号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の訂正の件を議題といたします。

理事者から訂正理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第29号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の訂正についてお願いをいたします。

平成３年第１回市議会定例会に提案をし、御審議をいただいております本議案につきまして、付則の施行期日が実情に即さなくなったため訂正をお願いするものであります。

条例の付則に「この条例は、平成３年７月１日から施行する。」とあるものを「この条例は、交付の日から起算して３カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。」に訂正をいたしたいと考えますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって日程第19、議案第29号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の訂正の件は、これを承認することに決しました。

これより日程第20、議案第30号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の訂正の件を議題といたします。

理事者から訂正理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第30号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の訂正についてお願いをいたします。

平成３年第１回市議会定例会に提案をし、御審議をいただいております本議案につきまして、付則の施行期日が実情に即さなくなったため訂正をお願いするものであります。

付則の「この条例は、平成３年７月１日から施行する。」とあるものを「この条例は、交付の日から起算して３カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。」に訂正させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって日程第20、議案第30号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の訂正の件は、これを承認することに決しました。

これより報告第２号、平成２年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第２号、平成２年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について。

本報告は、一般会計の２事業に係る、繰越明許費の繰越額を、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　御説明を申し上げたいと思います。

お手元に報告２号として、平成２年度日野市繰越明許費繰越計算書をお配りさせていただいております。もちろん、平成３年第１回定例会補正予算の５号の中で繰越明許費をお願いをしていたわけでございます。先ほど、市長の方から自治法施行令に基づく146条２項ということで、提案をさせてもらいましたが、ここに記載のとおり、款、項、総務費、総務管理費、事業名は（仮称）浅川公会堂基本計画。もう１件は、土木費の道路橋りょう費、万願寺歩道橋新設〔（仮称）二番橋新設〕ということでございます。

おのおの繰越明許の計算書、金額とが確定しておりますので、ここに自治法に基づきまして直近の議会に報告するということで、御報告を申し上げたいと思います。

よろしくお願いしたいと思います。以上。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　この件の内容については、法律的に基づいての報告でありますから、何ら内容についての質問ということではありませんけれども、関連した中で、特にこの浅川公会堂の基本計画、このものについては、いずれ決算という形で、また報告があろうかと思いますが、中間的に、この計画については懇談会が発足したと並行して、既に発注をされて懇談会の動向を見て、並行的に進んでいくんだというようなことは承知をしておりました。しかし結果的に、余りにも今、考えますと、先行した中でこういった基本計画を発注をしたというとこに、何か市側の責任が問われてもいいんじゃないかなというふうに、私は見ているところでありますけれども、結果的に今後どういうふうな形になりますか。

昨日も市長にどうかなという質問をしたんですが、余り明確なお答えはいただけませんでした。ついては、この基本計画の委託料ですね、ここら辺について、私は繰り返しになるかもしれませんけども、本来、その方向を見定めてこういう事業に当たれば、何ら支出をしなくてもよかった。あるいはまるっきり違った方向で委託を進める。要する

に、方針が決まってから基本設計に当たれば、十分、この費用は使わなくても済んだんじゃないかというふうに思うところですが、この辺、私の解釈と市長なりの解釈と違ってくると思いますんで、ぜひそこら辺の市長の考え方をお伺いしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　（仮称）浅川公会堂の基本設計に関しましては、当初予算におきまして、我々の一定の基本的な考え方で了解をいただけるというふうに思っておりましたところ、いろいろまた、別の御意見もあって、まだ方針の結果を定めかねております。なるべく関係者が合意をいただける中で、事業を実施するのが妥当だと思っておりますので若干の時間をかけるか、あるいは本年は事業を廃止するか。このあたりをもうしばらく検討させていただきたいと考えております。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって報告第２号、平成２年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

これより報告第３号、平成３年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第３号、平成３年度日野市土地開発公社事業計画の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、平成３年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　報告３号、平成３年度日野市土地開発公社事業計画の報書につきまして御説明を申し上げます。

大変恐縮ですが、２ページをお開きをいただきたいと存じます。

まず、事業名でございますが、用地取得事業でございます。面積といたしまして、これはトータルでございますが、５万5,083平方メートルでございます。金額にいたしましては、77億4,563万5,000円でございます。この内訳でございますが、説明欄にございますように、公共用地取得。これは面積が２万3,083平方メートル。事業費につきましては、記載のとおりでございます。それから、土地区画整理事業用地取得でございます

が、面積が１万2,000平方メートルでございます。事業費は記載のとおりでございます。公拡法による先行取得用地。面積が２万平米ということでございます。そのほか、補償費が3,853万5,000円でございます。

その他の事業といたしましては、770万7,000円でございますが、説明欄にございますように、用地取得に伴うところの測量設計等の委託料でございます。

合計といたしまして、５万5,083平方メートルの用地取得をし、金額につきましては、77億5,334万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　公共施設を整備するための必要な土地、用地の取得または処分を行っていくのが、この土地開発公社の役割であるわけですが、この平成３年度の事業を遂行するに当たり、人事体制はどうなっているのかということをお尋ねをいたします。まず、理事長はどなたかお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

理事長は助役でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　先般、私が土地開発公社の人事体制のことをお聞きした折には、十分その体制が整っていなかったということを承知しておりますが、助役はいつこの土地開発公社の理事長に就任されたかお答えをいただきたい。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

ちょっと正確な日にちは覚えておりませんが、４月初めでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　平成３年度でありますので、４月初めに選任をされたということであれば、それはそれで是といたしますが、それ以前は理事長はどうだったんですか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

公社の理事でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ちょっと禅問答のようになったんですが、砂川助役が土地開発

公社の理事長に４月の初め、ことし就任をされたということはわかりました。その砂川助役が就任される前は、どなたが理事長だったんですか。理事といってもたくさんいらっしゃるんですが。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　いわゆる前期といいますか、平成２年度でございますけれども、理事長は欠員でございました。理事長の業務を常務理事の大貫が行っていたということでございます。それで、本年の４月初めに助役が理事長になったわけでございますけれども、助役になる以前は何といいますか、平理事といいますか、普通の理事を行っていたということでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　つまり、砂川助役がことしの４月に理事長に就任するまでは、理事長はいなかったということですね。

土地開発公社の定款を見るまでもなく、理事長は公社を代表して業務を総理するというふうになっています。つまり、頭が理事長であるわけです。その責任者が不在であったということが、ついこの間まで土地開発公社で続いていたわけです。今回、改めて理事長が決まったということですが、私は、やはり人事のこういった問題は、企業公社の場合にも非常にあいまいなことが一つありましたし、市の職員の方が兼務して、こういった組織を構成する場合、とかくあいまいになりがち。責任のあり方とか、それから組織の業務を遂行するに当たって、何か事があったときの責任があいまいになる可能性が強いわけです。全体を目配りをする監事という人もきちんと決まっているわけですが、監事の役割も書かれておりますが、そういった監事からの指摘もあったのかなかったのかわかりませんが、かなり不在の期間があったというふうに承知しております。この点については、何か理由があったのかどうかお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前の理事長が退職をいたしまして、その後、大貫、元市民部長から退職した職員が、常任理事ということで職務を代行してまいりました。堪能な職員でございますから、若干欠員の状態を代行していただいた。こういうことでございますが、建前上、設立当時から助役が理事長を務めるという慣例になっておりますので、その状態を復した、こういう経過でございます。人事体制は、組織として極めて重要なことでございますので、それらの人事体制に遺漏のないように、今後も注意して体制をしっかり維持させていきたいと考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今後のことは何の心配も持っておりませんが、土地開発公社と言えば、今、防災情報センターの建設が予定されております市民会館の道路をはさんで向かい側の用地、「アピア神明」という民間住宅を含めた土地の取得にも当たっているわけです。このちょうど理事長不在のときに多分、公社が手がけたと思うんですが、今もって建物の使用収益の権限が行使できない状態にあるわけです。こういった問題も土地開発公社の体質的なことが、直接かかわっているかどうかわかりませんが、決められた期日までに契約が履行されないということで、いろんな事業に支障も出てきているのではないかというふうに思うんです。新しく理事長に就任した砂川助役、この問題にどう取り組むお考えですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　この４月から土地開発公社の理事長を務めさせていただいておりますが、土地開発公社が抱えておりますいろいろ懸案事項、ただいま御指摘いただきましたような問題については、早急に解決するように公社全体としても取り組んでおりますし、その目鼻も立ってきております。いずれにしましても、今後も必要な用地の積極的な確保という問題がございますので、そういった形の中ではきちっと事務手続を行って、こういう問題が起こらないような形で、今後、事業を推進していきたいというふうに思っています。

今、御指摘の点については、もう間もなく解決をするという段取りになっているというふうに思っています。（「理事長が決まれば、ちゃんとできる。結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって報告第３号、平成３年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第４号、平成３年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第４号、平成３年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、平成３年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　報告４号、平成３年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について御説明申し上げます。

２ページをお開き願いたいと思います。

平成３年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画については、事業を大きく分けますと四つになります。その一つといたしまして、緑化推進に関する普及啓発事業でございます。説明欄にも記載されてるとおり、内容といたしますと、緑化月間の行事とか会報の発行というものでございます。

２番目といたしましては、緑化推進に関する事業の活動でございます。これについては、入学入園記念樹植栽、花とみどりの健康相談、育苗事業等、また樹名板の取りつけ等の内容でございます。

３番目につきましては、緑化推進に関する調査研究でございます。これについては、緑化マップの作製でございます。

４番目といたしましては、菊花、公園緑地等の受託事業でございます。これにつきましては、菊花、花卉植えつけ、花卉栽培苗圃、これらの事業の受託でございます。それから、炭焼きの事業の受託と公園等の除草、清掃、グリーンベルト等除草事業の受託というものの内容でございます。

一般管理費については、一般事務経費でございます。

固定資産取得費については、炭焼き小屋の設置でございます。

予備費を入れて、事業費の合計は7,115万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第４号、平成３年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第５号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第５号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の

決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　報告第５号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告につきまして、御説明を申し上げます。

報告の内容でございますが、事項名でございます。庁用車の事故による和解の締結及び損害賠償の額の決定でございます。専決処分の日でございますが、平成３年４月30日でございます。相手方は、園路智喜さんでございます。損害賠償額は５万6,753円でございます。

２ページ、専決処分書の内容でございます。

まず、内容でございますが、日野市神明一丁目13番３地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定でございます。

事故名でございますが、日野市神明一丁目13番３地先路上の事故でございます。

和解の相手方でございますが、東京都八王子市明神町四丁目１番地の９、シャンポール八王子506、園路智喜さんでございます。

事故の発生の状況でございますが、平成３年３月28日午後３時25分ごろでございます。公園緑政課の職員が庁用車を運転し、庁舎東側の駐車場内に停車しておりましたが、市のマイクロバスが駐車するに当たり支障となるため、再びこの庁用車を移動させようとして、路上に駐車中の車両と接触し、双方の車両に損傷を与えたものでございます。

損害賠償額は５万6,753円でございます。この賠償額につきましては、市有物件災害共済に加入しておりますので、この保険から補てんされるということでございます。

よろしく御承認のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　このことに直接関係があることではないんですけれども、また、きのうの行政報告でお伺いすべきではなかったかと思いましたけれども、今期議会の中で、若干触れさせていただきまして、行政側の今後の対応をお伺いしておきたいなと思いまして、お伺いさせていただきます。

実は、３月議会でもございましたように、学校管理下における旭が丘小学校児童の負傷事故に係る和解の締結の損害賠償額に関する専決処分に対しての御報告がございましたけれども、こういったものの事故の受けるというか、訴訟とか損害賠償を起こす以前

の問題として伺っておきたいなと思っております。

それは、実は程久保小学校で２月の13日のことなんですけれども、図工の授業中に、お互い児童・生徒が元気があり過ぎてというか、ちょっとしたはずみで手の腕に傷を負ったという事故でございますけれども、そのことに関しまして、教育委員会といたしましては、どのように御報告を学校側で受けられて、そして対応されていらっしゃるかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　２月に起こりましたこの事故でございますが、２人の生徒が、先生もついて図工の部屋の方に行ったときに、たまたま図工で使う小刀といいますか、ナイフを持っていて、それを水道の出るすぐそばのところで、たまたま振り回したものが、後ろをついていった子供の手首に当たりまして、これは結構深い状態といいますか、筋に届くといいますか、さわる程度ですね、傷ができたということで、このことについては、学校の方からすぐ医者の方の対応と、それから切った方の加害者といいしょうか、傷をつけた方の御父兄の方との連絡をとったりして、傷の手当てその他のことをやってきたわけでございます。で、今現在は、ほぼもとの状況に近い状態に回復してるというふうに伺っております。治って６カ月ぐらいの様子を見て、障害があるかないかということによっては、また見舞いの制度とかそういうことが起こり得るわけですけれども、ほぼ完治するというふうに伺っております。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　私も御本人にもお会いしましたし、ちょっと家庭的にいろいろと事情のある御家庭でありますし、福祉の方でもお世話になっておりますということで、おばあちゃんが保護者代理の形でお孫さんの面倒を見ながら通学をさせているような状況で、大変いろんな条件的に御本人としてみれば、いろんな形で行政にしても学校にしても手だては施してくださってるということで、それなりのことを校長先生も校長の交際費の中の一部からとか、また教員が心を込めてみんなでお金を徴収して見舞い金を出したりとか、そういったことはやっていらっしゃるんですけれども、今、お話がありましたように２週間ほど入院もされましたし、その傷の状況というのが３センチぐらいギザギザになりまして、８センチくらいあるんじゃないかなと思うんです。今のところは、子供ですから痛みをある部分では感じなければ走り回るというような状況でございますし、それから、ちょっと腕を機能的にどうかということで、やらせてみたんですけど、完全に戻ってるというか、手首が回ってるような状況ではないようなんです。今も部長

から御説明ありましたように、６カ月間の状況を見ての上でということでございますけれども、何かこう損害賠償とか訴訟とか何か起こせば、こういった形で専決処分をされて、見舞い金というんでしょうかね、それなりのことの制度の適用を受けられるというような感じを、いつもこの専決処分の報告を受ける中で感じている次第なんですけれども、今後、専決処分以前の問題として、学校の管理下という中で起きた問題に対する制度の確立というんでしょうか、何かそういったものをきちっと対応していかないといけないんではないかということを１点、感じました。

それからもう一つは、その御家庭が普通の――普通といったら、大変言葉の表現に行き違いがあってはいけませんけれども、例えば御両親がそろっていて何らかの形で扶助協会にちゃんと弁護士を立ててやればできないような問題でもないような感じがいたすところまでの大きな事故ではなかったかというふうに感じております。

それから、校長先生としては、それなりの対応をしてくださっているんですけれども、管理下の中ということと、それからもう１点、そこに子供が教室に入らなければよかったとか、それから専科の先生がたまたま休んでいて代用教員であったがゆえに行き届かない部分があったとか、そういった御説明を私も受けまして、もっとその辺のしっかりした対応は、子供というのは動き回るというか、悪い子もよい子もいろいろな成長の過程の中で一段階として、いろんな形としてあらわれるお子さんもいらっしゃると思うんです。そういったお子さんがゆえに、また監督というか気配りというんでしょうか、そういった配慮というものをやっていただけたらという思いもいたします。

この形は、こういう形でおさまってはいくんではないかと思っておりますけれども、もう少しある部分での救済制度というか、見舞い金制度というものをきちっと確立をしていって、専決処分というか、損害賠償までの形を起こさない以前の問題として、学校当局でこれから教育委員会でしょうかね、ところで対応できるようなお考え持っていらっしゃるかどうか。その点だけ、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　訴訟の問題、前回もその他、申しわけないんですけど、数々小さい事故については、子供のことであるわけなんです。それらみんな今まで見舞い金が、最低で40万円とかといろいろ出てきてるわけですけども、これらはみんな訴訟とかそういうことなく全部行っております。訴訟が出た場合には、その金額に基づいて、また裁判の結果ということになりますが、今はその以前の問題で全部、処理をされております。

それから、学校で見舞いとか経費を負担するという形に、一つは、日本体育学校健康保険法というものに基づきます私どもが掛金を掛けてます見舞いや補償の問題、それからもう一つは、学校災害補償保険法というものがありまして、その二つを使って補償をしたりしておりますが、今、議員さんがおっしゃるように、この方の場合には、ちょっと事情が違っております。法が別な方法で制度の中で、福祉部の方でいろいろお願いをしてございます。ちょっとこちらの方との関係がはっきり申し上げにくい部分もございますが、それらの必要の経費はそちらの方で一応全部を見ております。

それから、学校の責任下で起きた事故につきましては、もちろん校長先生も気も使いますし、それから私どもも、教育委員会の教育長及び教育委員会の交際費というようなこともお見舞いには考えたりは、過去しているところでございます。しかし、事故の内容によりまして、前回のように授業の最中にその先生がいるところで、授業中に瓶を落として指を損傷したというようなものにつきましては、これは学校側にある程度の責任があるというようなことの中で、金額も大きいものの補償があったわけですけども、一方、加害者的なものがありますと、これがなかなか日本体育学校健康保険法というものの中での取り扱い、その他にいろいろの問題が起こってきます。

私どもも学校の中での事故には最小限度に、もうとにかく抑えるよう先生方に校長会を初め教頭会、事故のある都度そのことを全部の学校にお話しして、十分注意するようにしているとこであります。

この事故もたまたま先生がそばにいたということで、そのナイフを振り回したときに制止できなかったか、たたき落とせなかったか、いろいろなことを検討したり反省をしているところでございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　今の御説明で理解をするところですけれども、私、家庭の事情ということよりも、また別な方がこういった事故を起こした場合の制度というか、その辺の確立をしっかりしていただきたいということでお願いをしておきたいと思います。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第5号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時25分　散会

6月13日　木曜日　（第3日）

平成3年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第11号）

6月13日　木曜日　（第3日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成3年6月13日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時11分　開議

○副議長（福島敏雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名でございます。

本日、午前中、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、ネーミングの促進をの通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（一ノ瀬　隆君）　おはようございます。私にとりまして、ちょうど70回目の定例会であります。61回目の質問ですが、3度目のトップバッターの栄に浴しました。ネーミングと言わせていただきました。市民が共通してみんなで呼び合えるような愛称をつけるのはいい。何かにつけて便利だというものは、市内には数多くあると思います。多くのものは既に命名されていて、市民に便宜を与え潤いを与えていると思いますが、まだまだ名づけてほしいものは、たくさんあると思います。市の営造物などは建設のその都度、条例によってなど命名されています。

昨年の初め、議会が改選されて以降を例にとってみますと、昨年度、1990年、8号議案で日野市立東光寺東千地区センターが命名されました。同じ昨年の12号議案で日野市立日野児童館一小分室が、32号議案で市道路線として百草6号線、西平山2号線と西平山3号線と名づけられ認定されました。

ことしになって5号議案が、日野市立三沢に西地区センターの名前を確定し、そして11号議案が提案されました。日野市青年の森あづみ荘が奥住議員の達見で修正され、のりくら高原あづみ荘とネーミングが条例でなされました。これに対して異議申し立てがなされ、3たびネーミングを行う必要があるとか、ネーミングということに話題が集まっているきょうこのごろでございます。

私がここで促進したいというネーミングとは、以上のような条例で定めるような営造物を特に考えてはおりません。条例や規則で決める必要はないが、愛称といったもの、市民の多くが一定して呼べるような名前をつけるのがいいと思うのであります。

私は、1980年、昭和55年第1回定例会の一般質問でこのことを提案しています。

山とか川とか坂とか道路など、これらのもので名前がまちまちに呼ばれているもの、明らかに間違って呼ばれているもの、そして呼びたくとも名前がないものがある。これらの名前の整理、確定、新設の必要があるように思う。この際、主要道路、沢、坂、河

川、橋あるいは緑地などの愛称を命名、もしくは従来からのものを整理確定していくよう提案したいと思う。近くの自治会に依頼するのも一つの方法であり、広報によって市民から愛称を募集するのもよいと思う、と前置きして、道路、坂、河川、橋、緑地などの愛称を整理、確定、もしくは命名する手段を講じる考えはないか、と質問しました。

これに対して、時の都市整備部長の前川恒雄さんから「主要な道路、坂、その他につきまして愛称を定めるということでございます。このことにつきましては、特に私ども今まで検討しておりませんが、今後十分検討いたしまして、できる範囲から順次できればやっていきたい、このように考えております」という回答をもらっております。

それから11年たちました。前川部長の答弁のように、その後、十分検討がなされ順次やってこられたのか、その後の経過についてお聞きしておきたいと思います。

道路について、幾つかの路線で愛称が募集され決められたことを記憶しております。「多摩平緑地通り」という標識も見かけています。愛称は市民から親しまれ日常の会話に多く出され、議場での発言の中にも頻繁に使われるようなものが望ましいわけでありますが、果たして名づけられた道路名がそうなっているかどうか疑問に思っているところです。さらに工夫して、よりわかりやすい親しみやすい道路名をつけてほしいと思うのです。地域名から取るもの、中心に位置する橋、建物などの造営物から名づけられるものなどありますが、街路樹から取って、例えば「イチョウ並木通り」とか、「東平山柳通り」とかいったものも考えられると思っております。市民からの募集が基本になるとは思いますが、ある程度、市のリードもまた必要に思います。

以上、道路について申し上げましたが、次に同じ道路ではありますが、高いところと低いところをつなぎ上り下りになっている道路、すなわち坂について申し上げます。坂に名前をつけてほしいというものです。

私は、昔からの日野といっても豊田のことぐらいしか知らないのでありますが、豊田には寺坂、ネグルミ坂と呼ばれる坂があります。今の多摩平汚水処理場あたりにヤエミ坂、山王坂がありました。豊田駅東には梶山の坂と呼ばれる坂がありました。これらは区画整理で若干移動しても、今後もぜひ生かしてほしい、と思っております。市役所通りの甲州街道から市役所の方に上がる坂の昔の細い坂は大昌寺坂と言った、と佐藤収入役から聞きました。栄町五丁目のあの坂は、大坂と呼んできたと福島副議長に教えてもらいました。もちろん甲州街道日野坂を忘れているわけではありません。谷戸坂は議場にもしばしば登場しました。神明坂と呼ばれた坂もあった、と谷議員から聞きました。谷戸坂はタキ坂とも呼ばれたそうです。多摩丘陵によってつくられた坂、これらの坂が

何と呼ばれているかは知りませんが、ぜひ市民が一致して呼び合える名称をつけてほしいと思います。

南平二丁目の真ん中、南平台団地の東側のあの大きな坂、高幡台団地に向かう坂、高幡台団地と百草団地の谷間で湯沢会館に向かう長い坂、川崎街道から三沢台小学校に向かう坂などです。平山にも幾つもの坂があります。

優雅に名づけられた坂の多い町、日野市、坂のネーミングの作業にも早急にとりかかってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、交差点について触れさせていただきます。

信号のある交差点には、信号の近くにその地名などが表示されています。この表示をそのまま○○交差点、何々交差点と呼び合うのはいいと思います。市販されている地図にもそう表現されています。国道と都道が交わる交差点には、日野台交差点、日野駅北交差点、川崎街道入口交差点、日野橋南詰交差点などがあります。川崎街道入口と表示された交差点は、日野で一番先に信号が取りつけられたところで、昔は昭和横町と呼ばれた交差点であることを福島盛之助議員から教えていただきました。都道と都道の交差点では高幡交差点、平山五丁目交差点、富士町交差点、高幡橋南交差点、高幡橋北交差点などがあります。このほか都道と市道の交差点、市道と市道、私道と私道の交差点、信号のついている交差点も多くあります。交差点のネーミングを一般化することは、口頭で地理を示すのに非常に便利だと思います。

多くの信号のある交差点はネーミングされていますが、まだ何の表示もないところも見受けます。

かつて、この議場で発言したことがありますが、この交差点のネーミングの場合、注意すべきことがあると思っています。例えば、平山五丁目交差点や多摩平五丁目交差点の場合、五丁目と三丁目と六丁目の境になる交差点なのに三丁目の角にも「五丁目」と表示され、六丁目にも「五丁目」と表示されています。こういう交差点での五丁目のネーミングは、不適切だと思います。多摩平四丁目と六丁目の境にある交差点の泉塚交差点といったネーミングは、適切であると思っているところもあります。

交差点のネーミングにも力を入れていただきたいと思います。交差点の意味はほとんどなく、横断歩道に信号がついているところがあります。これにも表示していただき○○横断歩道とのネーミングができたらいいと考えています。

国道、都道の交差点のネーミングに関しては、国、都への働きかけをお願いしたいと思います。

川のネーミングは既になされていると思います。自然の川としては、多摩川、浅川を初めとして程久保川、矢治川、湯沢川、倉沢川、黒川などがあり、また根川があります。豊田用水は昔オーナと呼んでいましたが、今は使われていないようです。区画整理によって用水も整備されるはずですが、そのネーミングは必要だと思います。

川にかけられる橋もほとんど名前がつけられていますが、まだネーミングされていない小さな橋もあると思います。

歩道橋も日野台歩道橋などネーミングされていると思います。歩道橋は広辞苑によりますと「横断歩道にかわるものとして設けた陸橋」とあります。三省堂の新明解国語辞典は、さらに詳しく「交通量の多い幹線道路を歩行者が横断できるように一定の間隔を置いて設置した陸橋。人間よりも車を優先するということでしばしば問題にされる」とあります。日野市には、このほど国語辞典を超越した歩道橋が設置されました。

さて次に、緑地のネーミングについて述べさせていただきます。

日野市公共公益施設現況図によりますと、多くの緑地が掲載されネーミングされています。日野緑地、多摩川緑地、仲田緑地、多摩平緑地、神明上緑地、東光寺緑地とネーミングされていますが、そのほとんどが第１、第２、第３などと数多く分布されています。その一つ一つに気のきいた緑地の名前をつけられないものか、と思ったところです。ぜひ、そうしてほしいと思います。これらの緑地は公共のものですが、市内にはこのほかにたくさんの緑地があると思います。民間の所有の緑地に、市民が共通して呼び合える名前をつけさせてもらえたらいいと考えました。もちろん所有者のお許しを得る必要はあります。このネーミングが緑化推進の一助となるものと思うのであります。

緑地信託条例により保全されている緑地や、緑の保護育成に関する要綱によって保存されている民間の緑も、ネーミングをすることによってその輝きを増すように思います。川向こうの新井、中島に「おいせの森」と名づけられたところがありました。昼なお暗かったこの森も今は大分明るくなってしまいましたが、子供のころを思い出したところです。

湧水、わき水についても民間の場合があると思いますが、どこどこの湧水、○○のわき水とネーミングができたらいいと考えました。多摩平ができる前、豊田駅のすぐ北側にジゾッパケと呼ばれる共同墓地がありました。今、駅北口から東豊田に向かい線路沿いに下って行った一円です。このジゾッパケが多摩平造成で二分され、一方が多摩平三丁目の火葬場南へ、一方が東豊田二丁目の若宮神社東、市営墓地の西隣に移り名なしの共同墓地になりました。これも市営墓地ではないけれども、市の力で名前をつけてあげ

たらと思っています。

ネーミングについて以上申し上げ、質問します。質問１、道路の愛称、ネーミングについてこれまでの経過をお聞かせください。質問２、道路のネーミングについてこれからどうお考えでしょうか。質問３、坂のネーミングについてどうお考えでしょうか。質問４、交差点のネーミングについてどうお考えでしょうか。質問５、川、橋のネーミングについてどうお考えでしょうか。質問６、緑地のネーミングについてどうお考えでしょうか。質問７、湧水その他のネーミングについてどうお考えでしょうか。

以上、一括お答えいただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

ネーミングに関連させて町名地番整理、町名整理に触れさせていただきます。

町名整理は、雑然としている現状を整然とするものであり、すべての人が今までの町名がいいと主張したとしら、町名地番整理は成り立ちません。必ず、いずれかに町名の変更があるということで、言うなれば従来からある地名も含めてのネーミングの作業であります。

町名整理については、私は1974年第３回定例会を最初として、その促進、早期完成を願って数多く発言してきました。いまだに完成されていないのは遺憾であります。ここでは、今後残された地域をいかに整理していく方針なのか、促進を妨げる問題点は何なのか、それを打開する手立てをどう考えているか、をただしたいと思います。

さらに、既に町名地番整理がなされている地域についての問題点について触れておきます。昨年、東豊田三丁目の一部が多摩平七丁目に新しくネーミングされる、という議決がありました。このとき私は関連して、多摩平五丁目で１番地だけが別のおかしなところにある点を指摘し、その改善を求めました。このほか町名地番整理後、大きな道路の新設などで変更した方がいいと考えられているところはないでしょうか。

ここで区画整理と町名整理の関係を指摘したいと思います。

多摩平の区画整理の区域が必ずしも道路を境界にしていないので、一つの町としての体裁に欠けていました。これは隣接した二つの区画整理、平山台区画整理と神明上区画整理によってこの欠陥を補うことができました。ところが、町名整理によっての配慮がなく残念な町になっています。ある時期に体裁の整った町にしてほしいと私は思っています。既に町名整理がなされているところへ区画整理が実施されています。豊田南区画整理と西平山区画整理です。この場合、当然町と町の境界は考えられ、一丁目、二丁目という丁目も考えられていいと思いますが、そうなっていないのでしょうか。

町名整理について質問いたします。質問１、今後、残された地域の町名整理はどのよ

うに進められるのでしょうか。問題点は何なのでしょうか。打開策はないのでしょうか。質問２、町名地番を整理した後、変更した方がいいというところはないのでしょうか。質問３、多摩平五丁目については、いかにお考えでしょうか。質問４、多摩平三丁目と六丁目は、このままで行かざるを得ないのでしょうか。質問５、町名整理後行われている区画整理は、町名――町の名前、一丁目、二丁目という丁目を全く省みずに行っているのでしょうか。

町名整理に次いでネーミングに関係づけて、市の境界の変更の検討についても触れておきます。

私は、1975年、昭和50年第２回定例会で「日野市の境界の変更の必要性について」とのタイトルで質問したことがあります。昨年の12月定例会で高橋徳次議員も当を得た質問をしておりますが、境界変更も八王子市を日野市西平山五丁目にしたり、日野市を八王子市大和田町一丁目とするネーミングであります。私が質問してから16年、境界変更に関して何かをやったか、八王子や多摩市と一度でも協議したか、高橋徳次議員が質問してから半年、八王子市と話し合ったか、今後努力するつもりはあるか。それとも永久にこのままでいいと考え、そっとしておくつもりなのかどうか。八王子市民にも大きな利益を与える西豊田駅を何としても実現させ、それと絡めてでも北野から西平山四丁目、大和田一丁目から西平山五丁目への境界変更を実施、実現すべきだと思います。

16年前には、境界変更によって整然とした日野市をつくりたい、と数多くの地点を指摘しておきましたが、今回は西平山四、五丁目のほか２点だけを指摘しておきます。その一つは、平山六丁目平山苑と八王子市長沼町の境界、もう一つは、百草、落川と多摩市一の宮との境界、これには第二関戸橋架橋にも関係するものですが、広い道路の向こう側に日野市民が数軒住まわれている現況があります。ぜひ八王子市や多摩市と話し合い、該当する市民の意向を確かめるなど施策を講ずべきだと考えます。

境界変更に関しては、1981年、第１回定例会でも質問しています。題して「多摩更生園の障害者を日野市民に迎える努力を」――これは境界変更までしませんでしたが、その直後、八王子市民であった多摩更生園の園生は、生活圏であった日野市の市民になりました。これぞ、森田革新市政の真骨頂だと思っています。境界変更を考えるとき、その市長の功績がますます光っていることを覚えます。質問といたしまして、境界変更について八王子市や多摩市と話し合うことはできないのでしょうか。

以上が、境界変更についての発言であります。

次に、日野市百科事典について質問させていただきます。

今まで申し上げましたようなネーミングの項目を含めまして日野市のあらゆる事象、事柄を網羅した日野市百科事典の編さんについて発言したいと思います。

私、1980年第１回定例会で「日野市百科事典の編さんを」と題した質問をいたしました。実は、先ほど申し上げました前川部長に答えていただきましたネーミングについての質問もこの中でのものであります。11年前のこの質問の会議録があります。これを抜粋してプレーバックしてみたいと思います。

日野市百科事典、あるいは１歩進めて日野市大百科事典なるものを編さんし、これを作成していただきたいと考え質問します。

百科事典は多くの項目があいうえお順に配列してありますが、これらを私なりに分類してみますと、まず人名、人の名、これに、人がもとになっている団体、法人、そして、これらの人が作者となって、はっきりあらわしている著作物などを一つにまとめることができます。次に地名、これには山や川などの自然環境の名前、さらに各地に点在する公的営造物、道路、橋梁の名前などが加わる。この人名、地名に象徴された二つのもの以外を一つにまとめて、その他の一般的な事象、一般的な事柄ということになります。この場合には普通名詞になると思いますが、日野市関連に限ると、日野の何々、日野市の何々ということになることが多いと思います。そのほか特定できなくても日野として特徴のある事柄、動物、植物なども加える必要があると思います。

日野市百科事典を編さんするに当たって、まず人名関連については、日野の歴史上の人物から始まって、日野のために、市民のために尽くした人はできるだけ網羅したい。市で表彰された歴代市長や市議会議員、市の主要職員など、この辞典を見ることによって大ざっぱに知ることができるようにしたらよいと思います。単なる名前の羅列ではなく、その経歴、現状などの説明を付したいところです。

次に地名についてですが、地名は日野市内の現在の町名はもちろん、今まで使用された大字、小字、その他の呼び名などあらゆるものを網羅したいと考えます。消え行く地名を惜しんで、庁舎の一、二階の壁にその名が刻まれています。これらの地名をこの辞典にその説明とともに残すことは有意義であろうと考えます。

地名のほかに梵天山とか湯沢川とかいった山や川、あるいは一番橋、矢頭橋、黒川踏切、ねぐるみ坂、川崎街道といった名前があります。このほか営造物など、それに普通名詞であらわされるその他の事項があります。

世界大百科事典と対比し、世界や日本対象から日野対象へと移行することによって編さんできると思います。

一つだけ例を挙げておきます。世界大百科事典に「農地改革」という項があります。1947年から1950年にかけて行われた日本近代化の画期的な事業であります。地主なるがゆえに生産物の過半数を彼らに巻き上げられていた惨めな小作農が、占領軍の力によって解放されたのです。

さて、この農地改革が日野市において、いや、日野町や七生村においてはどのように行われたのか、その状況を知るために我が日野市百科事典が必要なのです。農地改革、すなわち日野における農地改革の項目を見ればいいことになります。

辞典編さんに当たって、これらの項目を統一して選択し、市庁舎内各部署で分担して解説文を作成すれば職員の勉強になり、自分の仕事にも役立ち、決してマイナスにはならないと考えます。各項目ごとにカードを作成することなどで容易に編さんができると考えています。そして編纂した百科事典は必ずや日野市を愛する一般市民に役に立ち、市政に携わる職員、議員に便利に使用され、日野市の発展に大いに役立つと確信いたします。

以上が11年前の私の質問の要旨でありますが、私の提起に対し企画財政部長も教育長も「莫大な量で大変な仕事だ、準備をしていけばその可能性は出てくると思う。市を上げての取り組みにしなければならない」と答えていました。そして市長は、「結構な提言だ」と受けとめ「今後長期的な取り組みということで、一つの大きな日野市の文化事業そのものであると思っておりますので、今後の課題とさせていただきたい」と結ばれました。この質問から11年たちました。その後、日野市百科事典に対して検討はいかになされたか、ネーミングを取り上げたこの機会にお聞きし、再びこの編さんを提起するために取り上げた次第です。

11年前にも申し上げましたように、分担して本来の仕事の合間につくることもできると思いますし、資料が提供できれば委託する方法でも可能だと思います。ぜひ早い時期にこの一大文化事業を走り出してほしいと考えます。

あの質問のとき、日野市百科事典の内容を検討するのに便利だったものに、1973年版「日野市政白書」があります。これは市制10周年を記念してつくったもので、市制20周年に向けて新しいものを準備中だ、という企画財政部長の答弁がありました。それが市制30周年を間近に控えた今も、その改訂版は出ていません。百科事典があればその必要はないのですが、それまでは「市政白書」は非常に便利だと思いますので、ぜひ発刊してほしいと思います。

今回、ネーミングについていろいろ調べており日野市史を読ませていただきました。

不勉強の自分をなじりたくなるほどいろいろなことが載っていました。特に民族遍など形式をかえればそのまま日野市百科事典の一部になります。この日野市史の早い時期の完成を願うところです。

今この日野市史、私の手元には史料集が９冊、通史編が１巻と３巻の２冊、民族編１冊で、別巻市史余話を除いて12冊あります。近いうちに史料集が１冊発刊されると聞きますが、これから何が何冊発行される予定なのか全くわかりません。教えていただきたいと思います。

以上申し上げ、最後に百科事典、市政白書、日野市史について質問します。

質問１、日野市百科事典について検討されたでしょうか。質問２、日野市百科事典について、今後発刊に向けての準備をお考えでしょうか。質問３、日野市政白書はおつくりにならないのでしょうか。質問４、日野市史の今後の刊行はどう予定されているのでしょうか。

以上ですので、よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問の１点目の、７項目のネーミングについての過去の経緯と現状の考え方について、御質問に対して一括してお答えをさせていただきたいと思います。

まず道路の愛称名については、昭和60年度に市内の主要幹線の10路線を選定いたしまして、広報で市民に応募を呼びかけました。その結果、応募総数は245通で、応募の愛称名といたしまして1336件ございました。その中から愛称名といたしましてふさわしい名前を選定いたしました。応募した中の選定したものから道路の愛称名板をそれらの場所に設置をしてきた、ということでございます。その後については、道路愛称名に関する事務は行っておりません。

坂の名称については、その地域の皆さんが呼ばれ、定着している呼び名が最もふさわしいのではないかと思います。今後調査をし、標識等であらわすことも検討していきたいと思います。

交差点につきましては、交通管理者である警察と協議をし、信号、境界の地点名、標識を昭和60年から２カ年かけまして、市内の信号機のある交差点に設置が完了しております。

橋名については、市内の河川、鉄道、高速道路等に架橋されています大きい橋については、ほぼ橋名がついております。川幅の狭い用水路等については、まだ無名橋もある

のが現状でございます。

公園の緑地につきましては、多摩平団地の建設に伴いまして開設されました公園、緑地は、先ほどの御指摘のように番号制になっております。それ以降の公園につきましては、できる限り地域に密着した由緒ある名前を用いるように、今努力をしているところでございます。緑地につきましては、都市計画の緑地の変更のときにネーミングを含めた検討をしていきたい、と思っております。

用水路、湧水につきましては、平成３年度から平成４年度にかけまして、水環境基本計画の策定を行います。その中で名称等についても検討していきたいと考えております。

御質問の趣旨は、今後の重要な課題として受けとめていきたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　町名関係についてお答え申し上げます。

町名地番整理事業でございますけれども、昭和40年から始めまして現在まで、市域の約64％が完了しております。面積で言いますと1721ヘクタールとなっておるところでございます。残る地域の36％、約990ヘクタールがあるわけでございますけれども、これは日野の東部に大体位置しておるところでございます。

この地区は、浅川の以北は区画整理事業、万願寺事業と、それから東町とがあります。それで浅川の以南でございますけれども、三沢、百草、落川、高幡が残っておるわけでございます。浅川以北でございますけれども、これは万願寺の区画整理事業完了とあわせて実施していきたい、というふうに考えておるところです。それから、浅川以南につきましては既に自治会等の協議も一応始めて、ある程度進行しております。本年度、それから来年度にかけて三沢地域の一部、73ヘクタールほど実施していきたい、という計画を持っております。

なお、この町名整理を進める上で一番の問題点ということでございますけれども、どうしても、やはり町割りの区域の取り方、それから町名が一番地域の関心が強く、時間をかけて検討しておるところです。これらの解決の方法ということでございますけれども、これは十分住民との話し合いの中で意見を集約した上で決めておる、ということでございます。

それから、町名地番整理事業の終わった地域内での見直し等ということでございますけれども、基本的には公共用地等を目標に町名とか丁目を決めております。しかし、区画整理事業とあわせて実施した区域、これは地域の方々との話し合いの上で区画整理事業の区域をもって町名、丁目を置く、と定めておる地域があります。これらを、生活実態をよく調査をした上で、一応そういう場所を再度調査をしてみたい、というふうに考えております。

それから、東豊田三丁目の地域でございますけれども、これは、御承知のとおり地域が豊田三丁目のちょうど中間に日野緑地というものが走っております。それで三丁目の一部の地域は、生活そのものが多摩平の七丁目と一体として生活されておりますし、東豊田の方からは孤立した状態になっているということで変更をした、ということでございます。

それから、多摩平五丁目に一部食い込んでおるということでございますけれども、この地域の生活実態をよく調査をした上で、その地域の住民とよく話し合いの上で今後その対応をしていきたい、というふうに考えております。

それから、区画整理事業実施後の考え方でございますけれども、基本的には道路、それから水路等、公共用地を町界、それから丁目の境という形で基本的には新しく一からやりかえていく、という考えを持っております。

○副議長（福島敏雄君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　日野市百科事典の編さんにつきまして、各市の資料の収集、及び提供の事務を担当しております。図書館の立場からお答えをさせていただきたいと思います。

図書館ではこれまで、日野市を気軽に紹介するものといたしまして、「日野郷土カルタ」や日野市絵図を刊行いたしまして、市民の提供に供しているところでございます。さらには日野市史を初め市政白書、統計ひの、市政要覧、各種のガイドブック等の資料をそろえて市民の利用しやすいように整理をいたしまして、利便を図っているところでございます。

御提案のございました日野市百科事典の編さんにつきましては、市民により多くの資料を提供するということから大変貴重な御提言とは思いますが、大辞典の編さんは資料の収集範囲も膨大になりますし、それから各項目についての正確な記述も必要になりますので、相当の年月をかけた編さん期間が必要であるというふうに考えております。

さらには、激しく移り変わっております社会情勢の中で常に数を修正をしていかなければならない等、将来に向けて長期的に取り組む体制が整わないとなかなかできない大規模な事業である、というふうに考えております。

そこで図書館では、今年度の新規事業といたしまして、日野の自然や歴史等につきま

して簡単な説明を加えた「日野市ガイドブック」を刊行すべく現在作業に入っているところでございますが、これがいわば日野市のミニ辞典としてのお役に立つものとして考えているところでございます。

議員さんの御質問の御趣旨は、これから生涯学習時代に向かいまして、市民の学習活動を支援する貴重な御提言と理解しておりますので、当面は「日野市ガイドブック」を充実、発展させながら、御提案の日野市大百科事典に１歩でも近づけてまいりたい、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えが前後しまして申しわけありませんが、３点目の境界変更についての考え方でございます。

御承知のとおり、この行政区域の変更につきましては自治法の中で定められているわけでございますが、当然これを変更するに当たっては、議会の議決も必要でございます。また住民全体の福祉の中での関係もあるわけでございますが、いずれにしても具体的な質問の議員さんからもありましたとおり、八王子の場所、あるいは多摩市、両方に面する地域が多少入り組んでいる問題があるわけでございます。この問題につきましては、当然地域生活者の問題でございます。利便性あるいは共同性というような問題を考えた中での対応で、今後の課題と受けとめていきたい、というふうに思っております。

交渉するかどうか、という御質問でございますが、これは、やはり市の行政の中においての、やはり住民の不便性を十分検討した中での対応を考えていきたい、というふうに思っております。

なお、４点目の百科事典の関係でございますが、これは社会教育部長の方から教育の立場でお答えしております。私の方の企画の関係につきましては、市政白書、今、質問者の中にも市制10年のときにつくった、今後の問題をどうするか、というような御質問があるわけでございます。

白書につきましては、過去10年前、ちょうど10周年を迎えた48年に１回つくっただけでございます。その後、やはり企画、あるいは全体の中でもこの各行政、各分野の中でいろいろな事業別の集約を行っております。日野の福祉、あるいは老人福祉、その他図書館関係の予算の中でも今お話があったわけでございますが、そういう分別、あるいは各分野における概要書と申し上げましょうか、そういった事業に基づいての概要にかえていることも事実でございます。

そういったことを踏まえながら今後の白書につきましては、全体的なことを考えながら検討をさせていただきたい、というふうに思っております。

なお、最後の４点目の市史の刊行の問題でございます。既に出ている刊行としては、史料集としてちょうど11でございます。なお市史としては４巻、合計15巻が発刊されております。なお「いらこ掲載日記」の中では、16巻の発行が終わっております。今後の予定はどうなのか、ということでございます。市史の中で今後６巻、いらこ掲載日記で８巻ということで現在を予定しております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　百科事典についてまず申し上げますと、前回は企画財政部長が答えられました。今回は教育委員会の方で答えられましたが、この百科事典、前回のお答えもそうでしたけれども、市全体として取り組む必要がある。そういうことだとしたら交代したようにも感じるところでありますけれども、教育委員会でも今の答弁にありましたように、最大限その方向に向かって進んでいただきたいと同時に、市長部局の方でもぜひ一体となってその実現のために努力していただきたい、と思うところであります。

ここで市長に登場願いまして、幾つか私の申し上げた中で、特にネーミングと百科事典を中心として発言していただければ幸いであります。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　地域社会の地理的、あるいは市政的条件、それから歴史的な発展の経過、これらに伴って、名前がだんだんと市民感情によって固まっていくといいましょうか、そういう発展経過がまさに過去の歴史であった、と言ってよろしいと思います。その際に、確かに行政側が積極的に名称に関与していく、ということも大切でございますが、また一方に市民感情から出てくる偶発的な名前のつけ方というようなことも大切なことだ、というふうに考えられますので、むしろ行政側は、行政施策のおのずからの経過、あるいは基本的な言論、こういうことで、つまり条例等の名称を定める基準がおのずからある。こんな受けとめ方ができると思っております。

したがいまして、すべてのものに固有名があるということも一つの性格をあらわす意味で理由があるわけでありますが、だんだんと地域社会、地域文化、それから地域の市民生活、その発展に伴って名前がついていくといいましょうか、必要があれば、またそれに積極的につける、こういう総合的な立場で、総合的な経過でだんだん整っていくのが普通ではないか、こんなふうにも言えると思っております。

市民生活に地域社会がいかになじみを深くするか、あるいは市民の共通理解を求めるという立場から名前をある程度積極的につけていく、ということも必要な面があるように思いますので、例えば今まで道路の名称、あるいは緑地の名称、水路や泉の名称、ある程度整っているんではなかろうか、こんな感じもしないわけではありません。必要な分野につきましては、これから十分いろいろな御意見、あるいは適切な判断にあわせまして調整を図りながら進めていく、とこういうことではなかろうかと思っております。

それから、確かに日野市百科事典、そのような編さんといいますか、編集といいますか、書籍としてつくっていくということも意義のあることであることは間違いないわけでありますが、大変な労力も必要とするわけであります。したがって、長い時間をかけながら、しかも誤りのないということも大切でもありますし、それでは正確を期するといっても何を基準にするか、ということになると、かなり難しい面があるのではないかと思っております。そういう意味で市史編さん等が大変時間がかかり、また、その間、折々に今の市政の発展状況に伴った、そういう文化性のある形で整理をしていく、ということが今の現状である、というふうに御理解をしていただきたいと思います。

特に御指摘の行政境の調整ということは、市民生活にかかわりのあることでありますし、またこのことが関係市の一致した同時提案のような形になってこないと、なかなか現実の問題になってまいりません。確かに出っ張ったところ、あるいは引っ込み過ぎたところ、これらのことの整理がしたい。特に東光寺から八王子、小宮方面にかけまして下水道のこともございましたが、グランドをどのように確保していくというような際に八王子行政域が日野市に深く入り組んでいる。こういうことは、やっぱり積極的に問題提起をして調整を図っていかないと、相手方が伴ってそういうチャンスが生まれない、こういうこともあるわけでございますので、今後、大きな行政的な境界でありますとか、あるいは交通に関係します事柄等につきましてもだんだんと整理をして、協議をしながら整理をしていく、こういう姿勢は今後の市政の発展の中でかなり必要なことだ、というふうに考えております。

市史編さんのことにあわせまして、いつをもって期限とするということは、なかなか決めがたいわけでありますけれども、御提案のいろいろな課題につきまして、経過に応じながら積極的な配慮をもって取り組んでいく、ということで今後の課題とし、あるいはきょうの御質問のお答えにする、とこういう感じがしております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　ネーミング、町名地番整理、境界変更、百科事典の編さん、それぞれ取り組みの前進を願いまして私の質問を終わらせていただきます。

御静聴ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって１の１、ネーミングの促進をの質問を終わります。

一般質問２の１、老人への家庭奉仕員（ホームヘルパー）の人材バンク制度を確立せよの通告質問者、高橋　徹君の質問を許します。

〔５番議員　登壇〕

○５番（高橋　徹君）　それでは質問させていただきます。

今回、老人医療の中におけるホームヘルパー制度の人材バンクの確立、ということでありますけれども、大変、福祉といいますと分野が広いわけでありますけれども、今回その中の１点についてお伺いをしたいと思います。

まず初めに、老化がきっかけで寝たきりになる、その老化とは一体いつから始まるのでありましょうか。私たちがよく、「あら、老化現象じゃないの、」このようなことは若い方の間でもよく聞かれる言葉であります。特に今話そうとした内容や、そういうものを忘れたり、約束のものを忘れたりしましたときに、必ずといってよいほど周りからそのようなことを言われるわけであります。

人間の脳は40歳から25歳で最も重くなり、50歳以降は今度は徐々に重さが減ってくると言われております。しかし、これにはかなり個人差があって、一人ひとりその人に備わっているプログラムに従って年をとる、と聞きます。例えばスポーツ選手などは、鋭敏さが争われる競技において、これは年々若年化傾向が見られるわけでありますが、持久力を競う競技においては30歳代でも十分に通用をいたします。つまり肉体上の老化は遅い早いの違いはあっても、だれにでも必ず訪れる正常な過程であり、それは既に20歳代から始まっているわけであります。

すべての人々が避けることのできない生理的な老化は、細胞や器官など生体、体の中に次々とあらわれる変化によって多かれ少なかれ進んでまいります。目に見えて早々と老化を起こすものとしては、まず皮膚が挙げられ、あのカラスの足跡と言われる目尻の小じわ等に、女性の場合、あの小じわを見るとためいきが出ることがある、と言われているゆえんであります。また、皮膚の付属物である髪、爪なども非常に早く変化をします。ほかのところは実に若々しく、何ら老化の徴候が見られないにもかかわらず白髪が目立ってきたな、ということも私たちの年代に入ると体験することが多いわけでありま

す。そのほか視力の減退、いわゆる老眼、聴力の低下、つまり耳の奥にある内耳の神経装置の狂いから来る老化性難聴が起こり、血管や関節、臓器などのあらゆる箇所に自然に変化があらわれるわけであります。

そして、もしこれらの過程で運悪く病気にかかってしまった場合、それはさらに病的老化という形で実に痛々しくいろんな症状を伴いながら、以外と早いスピードで変化をしていきます。老人の場合、若者と違い１カ所の臓器だけが病変するというよりも、幾つかの臓器にまたがって変化を起こし、そのため幾つかの病気が併存することが多く合併症を引き起こしやすいわけです。でありますから、病気の現状や経過が一定しなかったり、なかなか治らず慢性の経過をとりやすかったりいたします。そして、さらに再発しやすかったり何らかの傷害を残す場合も少なくありません。これらは必ずしも並行して進行するわけではなく、肉体的老化だけでなく精神的老化も個人差で、やはり進みます。病気は肉体ばかりでなく、どうしても精神的な老化をさせますし、悲哀、心労などは肉体的老化を呼び起こしてまいります。

このような事柄を考えてみると、残念ながら秦の始皇帝でも探し得なかったこの不老不死の薬を現在の医学、化学でつくり得ない限り、老化はだれもが逃れられないのかもしれません。しかし、そのスピードをみずからの努力やお互いの励まし、協力によって遅らせることは、これは可能であるわけであります。

さて、ここでお伺いをしていくわけでありますけれども、さきに東京都が実施しました高齢化社会の中に関する調査で行われました。これは都内に住む20歳以上の男女1500人を対象としたものであります。50歳、自分の家族が寝たきりになったとき在宅介護を希望する方、これが50％でありました。そして、いざ世話をする立場に立ったときに人手が足りない、部屋がない、このようないろいろな問題があって、実際に介護ができにくいと思った方がさらにその中の50％、半分である。大変に深刻な問題であるわけであります。この老後について６割以上の方が、体や暮らし向きのこと、家族のことなどに大変な不安を感じているわけであります。

そして、このような中で希望する介護方法、家庭で家族の手によってしたい、これが36％、老人病院での看護18％、ホームヘルパーや保健婦訪問を受けながら、これが14％、それ以外は老人ホームやシルバー産業を利用したり、老人施設を利用したり、そのような割合であるわけですけれども、家族が寝たきりになったときも家庭での介護を希望する方が、やはり64％、それから施設での希望が25％ということは、家庭での介護が圧倒的に多いわけであります。

今、日野市におきまして家庭での介護をされている方々に、市の施策の中でホームヘルパー、ホームヘルパーさんの現在窓口として、どのような比率で家庭介護をしている方からの派遣をしていただきたい等々の希望が寄せられているか、まずお伺いをしたいと思います。

そして、あわせて、現在、日野市でのそのような環境を取りまく現況についても説明をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　高橋　徹君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

現在、日野市におけますホームヘルパー等の派遣制度でございますけれども、現在、市の職員６名による派遣、あるいは家政婦協会からの登録会員による派遣、並びに日野市福祉事業団の会員登録制による在宅老人ケアサービス事業、この三つの方法で派遣制度を実施しておるところでございます。

これらの制度につきましては、それぞれの対象ケースの内容によりまして利用者に選択をしていただき、実施しているところでございます。

御質問の現況でございますが、平成２年度の実績でございますが、市職員による派遣は64世帯、年間で約2177回、それから家政婦協会からの派遣につきましては、86名の会員によりまして108世帯、これは３時間の派遣と６時間の派遣がございます。この３時間につきましては約6,100回、６時間の派遣につきましては1224回ということでございます。

それから、もう一つの福祉事業団のケア事業につきましては供給会員、この方は143名いらっしゃいます。また、その利用を受ける需要会員と申しますか、利用会員ですね、これにつきましては150名の方が登録会員としてなっております。この活動内容につきましては、大体、月平均活動会員数は46名で60世帯、年間3700回の派遣ということになっております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　高橋　徹君。

○５番（高橋　徹君）　今伺いますと多くの市民の皆さんがホームヘルパー――このホームヘルパーというのは家庭奉仕員ということでありまして、老衰や体の障害があって適当な世話をする人がいないため、また毎日の生活上困っている65歳以上の家庭を訪問して日常生活の世話をする、というそのような言葉の規定があるわけであります。

しかし、今説明をいただきましたヘルパーさんの方は、恐らく受ける方が有料で、お

金を払って派遣をしていただいている、ということであろうかと思います。私が今回、このヘルパーさんに無料で自分が受けられないだろうか、ということで、ということは昔ですと、昔ということはないんですけれども、いろいろな、今日本は全国的に農繁期になっておりまして、田植えとかそういうときには協力をしながら一村の中で行われました。労力をお互いに交換していこう、ということであります。ということは、現在、大変に自分の健康にも優れていて、何かお手伝いをそういう部分でしてみたいな、という希望の方があるといたします。それで、今まだ1991年でありますから、いろいろな家庭の中でそういう希望をされる方は、夫婦で健在であり、そして子供さんがいられて、自分がそのような家庭介護を必要としない、そういう環境の方だと仮定いたします。そういう方が、今、ボランティア的な形で１週間のうち２日ぐらい、それを２時間でも３時間でも、これは定期的に少なくとも１年ぐらいの間、ある特定の決められた方に労力を提供いたします。しかし、また自分がそのように万が一家庭介護を――これが20年とかそういう年数を経た中で必要なときには、今度は無料で、無報酬でしているわけですから無料でそのような介護を受けることができないだろうか、という、これが今回の質問の大きなポイントであるわけであります。

いろいろな自治体の施策を見てまいりますと、なかなかホームヘルパーという仕事は保健婦さんでも看護婦さんでもないわけでありますけれども、大変にきつい仕事であります。そして、今現在の日野市での恐らくホームヘルパーさんに登録をされている方々も、この社会福祉協議会等から嘱託的に依頼を受けている、要するに正規の市の職員さんではないと思います。そうしますと、時間的な時給や、また身分の保障等について少し――今現在は世の中が大変に、仕事はどこでも得られるような状況でありますので、登録をされる方は少ない。

ある例で、ある自治体が正職員さんに、登録をされている方を全部いたしましょう、と言ったところ、ヘルパーの方は順調に集まった、ということでございます。ということは、身分が保障されて給料が公務員並みに毎年上がるようになったことが大変大きな結果ではなかったかな、というふうに報告をされているわけですけれども、そうなりますと大変に今度は財政負担が多くなるわけであります。

ある自治体では、100人のヘルパーさんを応募することによって約１億7,000万円、年間に予算的に必要になったために、応募者をそこで打ちどめということがあった、というふうに聞いているわけです。ということは、ここでは賃金の当然決まった額はきちっと払われて行われているわけでありますけれども、これはないわけであります。

そうしますと限られた方になろうかと思いますけれども、厚生省の人口問題研究所や国連の推計によりますと、日本の老年人口は10年以内に米国を抜き、21世紀になるとすぐにスウェーデンを上回り、世界一の高齢国になる、と予測をしております。そして、いずれは介護者2.5人に１人の老人を養う計算になる、とこのように予測をされているわけであります。

そうしますと、自治体でホームヘルパーさんを正規職員さん等々の形でなってきますと、この財政的なものがまた、大きく大きく必要になってくるわけであります。そして新しい新世紀を見定める中で、この保健と医療と福祉という一つの大きな連携的な枠の中で、このような一つの試案的な制度をこの日野の自治体が取り上げてみることも、私は大変に意義深いことではないかな、というふうに考えるわけであります。

そこで、市長にお伺いするわけでありますけれども、今からもし始めたとしても、そういうことが実際に一つの保健と医療と福祉が一体となって、いろいろな――役所ですといろいろな福祉の部門と、それから保健、管理の部門と、いろいろ分かれているところがありまして、いろいろ問題が出てくるわけでありますけれども、これから10年たつと新しい世紀に向けて、また日野市もいろいろな対応を市民要望の中で迫られてくることも、これは明白であります。

そういうようなことで、今からそういう準備を施策として行う用意があるかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会の到来は、まさに現実そのものであることは言うまでもありません。日野市は、比較的まだ人口構造は、国平均にはやや若いわけですが、その差もせいぜい５年、６年ということだろうと思っております。

そこで将来の高齢化社会、とりわけ今御指摘の福祉と保健医療、健康をいかに守り、それから医療給付をいかに十分に行えるか、このことはまさに重要な課題であります。厚生省がいろいろと推進10カ年計画などを打ち出されて、将来展望はやや具体化しつつありますが、まだ制度的、あるいは特に御指摘のマンパワーの面で非常に不透明である。必要はよくわかるけれども、どのように介護に当たってもらえるマンパワーを確保するか、ということにつきましては、まだまだ未知数の部分が多いわけでありまして、我々も地域社会の立場からその必要を早く感じ取って、先ほど福祉部長がお答えをしておりますような福祉事業団のケアサービス、在宅ケアサービス、あるいは助成、社会福祉事業協会のボランタリーアソシエーションシステム、このようなことを進めようとして状

況を前進させつつあります。

その際に、有償がいいか悪いかというよりも有償を取り入れないと具体的な見通しがつかない。全く無償のボランタリーシステムでは、自由な社会参加は期待できてもその具体的な人名を登録をした、そういう対応がなかなか成り立たない、ということがありまして、有償システム、これらについて、現状では御承知のとおり時給600円プラス公費200円の上乗せというようなことを行っております。しかし、このまた時給金額も、もう時代にだんだんと合わなくなっていく。むしろ、もう少し金額を高く設定をしないと関心を集めることが難しい、こういう状況もあります。

御指摘の用意があるか、ということですから、答えは用意を進めております、ということになるわけでありますが、それをもっと一層具体的にならなければいけない。その具体化の計画につきまして、これまでもお答えをしておりますとおり、日野市では、老人福祉協議会というところで専門家も委員になっていただいて、高齢者福祉体系の体系化、福祉体系を一応整えております。

そして、今言われるところの、いわゆる養護老人ホームから、これは一番制度的に一応でき上がっておる制度でありまして、その制度を最終的な背景として、その前段の手立て、特にいわゆる老人保健、あるいはリハビリ、あるいは介護、ショートステイ、これらの要素を整えていかなければならない、とこういう受けとめ方であります。

幸いに篤志家の協力によりまして、２ヘクタール余の用地がそのように使うことができる、ということになっておりますので、その面積に対して一番有効で、しかも優先する順序で施設並びに機能の内容を整えていきたい、こう考えております。

○副議長（福島敏雄君）　　高橋　徹君。

○５番（高橋　徹君）　　現況は市長の方から、いろいろ所見をいただいたわけでありますけれども、なかなかボランティア的な、本来ボランティアというのは見返りを求めてはいけないわけでありますけれども、ボランティアという言葉は適当でないのかもしれない。ただ、その労力の相互交換というのを将来における自分自身の安全的な保険といいますか、そういう安心感というものを自分自身で持っていたい。そういうような市民の要望が、これから少しずつ出てくる私は可能性があるのではないかな、というふうに思うわけであります。

よく人は、自分自身が楽しいときも嬉しいけれども、本当にその人が喜んでくれたときもそれに劣らない喜びが得られる、このように思うわけであります。これからも施策の中にそのようなことも加えていく努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって２の１、老人への家庭奉仕員（ホームヘルパー）の人材バンク制度を確立せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時41分　休憩

午後１時６分　再開

○議長（小山良悟君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の１、ＪＲ中央線、日野駅ホームの改善について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（奥住日出男君）　　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、ＪＲ中央線、日野駅ホームの改善について問う、というテーマでもって簡単に質問させていただきたいと思います。

聞くところによりますと、ＪＲ中央線、東京・高尾間の駅の中で、一日の乗降客が一番少ない駅はどこか――クイズじゃないですけれども、これが日野駅だそうでございます。ただ、お客が少ないからサービスは適当でいい、というものでもないし、またそれでは困るわけでございまして、それなりの乗客サービスはいただきたい、というふうに思っております。

サービスという面で国鉄時代と比較いたしますと、私なりの実感ではソフトの面ではかなり国鉄時代を上回ったサービスを受けているように感じます。とりわけ駅員のあいさつ等々を見ていますと、時には、こちらがくすぐったくなるようなあいさつも受けるときもあります。急に変わると何となくこちらもちょっと弱るんですけれども、いずれにしてもサービスがアップするということは、大変いいことでありまして、それなりに我々も喜んでいるんですが、ハードの面でいいますと日野駅の場合には、まだまだ改善を要する箇所が数多く見受けられます。

国鉄時代を含めて日野市としてもＪＲ側に対していろいろと要望を出され、あるいは御努力をされていることは十分承知をしているところでございますけれども、乗客が不

便を感じている、そういう点、あるいはだれが見ても劣悪な環境である、こういう点の改善には、これからも市として声を大にして堂々とＪＲ側に意見具申等をしていただきたい、またすべきである、こんなふうに思っておるところでございます。

そこで今回は、私も含め多くの方からもいろいろ要望があるわけでございますけれども、特に改善を要望したい、またすべきである、という３点について質問をさせていただきまして、市当局の御見解をお伺いしたい、このように思います。

まず１点でございます。ホームの上に風防の設置をお願いしたい。これは、風あるいは雨が強い日、さらには冬の寒い時期、だれもが感じているところでございますけれども、非常にホームの環境は劣悪でございます。体験者も多いと思いますけれども、雨が降ったり風が強い日は、階段の途中、あるいは階段の下でもって電車が入って来るのを待っている。到着して初めてホームに上がって乗るわけですけれども、乗客の中には、車両によって乗るまで傘を差している、雨の日。これも安全上、非常に危険な行為であります。

こういうことを私もしばしば目にするわけでございますけれども、多くの方が声を大にしてそういうことを言ってきた、にもかかわらず一向に改善がされない。東京から高尾の間に多くの駅があるわけですけれども、順番はあるにしても、まずそのホームの上から線路の向こうにかけて風防をつけてない駅というのは、余り見受けられない。景観も大事ですけれども、それよりも日野駅の場合にはホームの幅も非常に狭いわけですから、滑りやすいとかなにかでもって大変危険です。ぜひ風防を設置していただきたい、こういうことを要望するところでございます。

数年前に私の知っている方が金沢から見えまして、日野駅のホームの上に立って「冬の金沢より寒いのは日野駅のホームである」――こういうふうに言われるくらい寒いところです。お年寄りなんか本当にお気の毒になるぐらいに身を小さくして階段の途中で待っている。ああいうところを見ますと、やはりＪＲに対してそれなりの改善要望は出すべきではないか、こんなふうに思います。

風防設置について市としての対応、どのようにお考えになっているのか、御見解をお聞きしたい。

それから２点目は、ホームの上の屋根の延長でございます。これは、ＪＲの方の考え方はよくわかりませんけれども、基本的には電車の長さに比例して、私はホームの上に屋根がずっとついていてもいいんじゃないかな、しかしながら、どの駅を見ても、全部ホーム上に電車の長さに比例して屋根がついているところはない。必ず前と後ろが欠け

ている、という、こういうホームが多いんです。ＪＲとしても乗客がどの辺の位置でもって、どんな乗り方をしているのか、当然、日常活動の中で把握していると思いますから、それなりの改善は考えているんでしょうけれども、少なくとも風防がない現在、雨の日には、やはりそれなりの処置はやってもらわないと、やはり乗客としても非常に困るわけでございまして、何としても延長をすべきである、このように考えるわけでございます。

ちなみに日野駅の場合には、上りのホーム１番線、前一、二両目が非常に朝のラッシュ時には乗客が多いです。あそこには屋根がないんですね、前の方は。少なくともそういうところをよく見ていただいて、ぜひ改善をしていただきたい、このように思っております。これについても要望等出したいわけですけれども、市の方のお考えをお聞きしたい、というふうに思います。

それから、最後の３点目でございます。これは、ちょうど４年前の第２回の定例会でもって請願が採択されている内容と同じなんですが、中央口の改札の新設でございます。62の21号という請願でもってこれが採択をされまして、市としてはＪＲの方に十分働きかけを行っていきたいという、また、いきますという考え方を示されたわけですが、その後どのような働きかけを行ってきたのか、また、今後どのように考えているのか、この辺をお聞きしたい、というふうに思います。

御案内のように中央線のちょうど真ん中の下には、３カ所ばかり、いつでも壁をぶち抜けるようにへこみがつくってございます。当然あれをつくったときには将来的な考え方もあっての上での設計だ、というふうに理解をしております。４年前のこの請願も約8,000名近くの署名を集めて、全会一致採択をされておるわけでございますけれども、乗降客が少ないといっても、その層を見たり、あるいはどんなふうに乗客が分布されているのか、こういうことを考えれば、当然日野の場合には中央口の改札口は必要ではないだろうか、このように思うわけでございます。

サービスの面でいろいろと問題があるやに聞いておりますけれども、少なくとも、ただいま申し上げました３点については最低の要求でございます。高い料金を払って毎日通勤、通学、あるいはいろんな用事に使っているわけでございますので、それなりの改善もしていただきたい。こんなふうに思います。

以上、３点について御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　御質問の３点についてお答えしたいと思います。

既に日野駅の改良につきましては、駅周辺を含んでＪＲに対していろいろ要望してきた過去の経過があるわけでございます。最初は53年７月でございますが、日野駅の施設の全面改良を中心にした文書での要請、55年には議会の意見書、あるいは61年には、周辺の歩道整備等を含んだ陳情等を含んでＪＲに要望しております。

なお、62年には、交通対策特別委員会としてもＪＲに対しての要請行動、ごく最近では、ことしの２月でございますが、日野駅だけではなくして、仮称西豊田駅の問題、あるいは京王駅に関連する各駅の関係で、ＪＲ本社に南多摩市議会の議長会の５市としての要望等がなされております。その都度、今御指摘の３点の中でも一部あるわけでございますが、結果的にはなかなか進んでない、というのが実情でございます。

そういう前提としまして、１点目の風防設置について、ということで具体的に３点質問されております。１点目の関係についてお答えしたいと思いますが、確かに今質問者からもお話あるとおり、日野駅のホームについては大変冬場の北風の寒い場所であります。日野駅を利用する市民の方にとっては大変寒い。これは各自が体験している問題だろう、というふうに思っております。ＪＲに対して過去、風防ということではないんですが、やはり非常に風が強い、サービス面でどうか、というような口頭での要望はした経緯がございます。

しかし、ＪＲ側としては、幾つか東京・高尾間を見ての風防の設置されている場所もあるわけでございますが、その理由としては、各ホームの高架工事を行ったときにそういう設置をした、ということで、現在、中央線の中では４カ所、高円寺、阿佐ヶ谷、西荻窪、吉祥寺ということで設置されております。これは当然高架によっての工事の関連でやった、ということでございますが、やはり、この駅舎を利用する中においての非常に風が寒いという中では、今後、御指摘をされるまでもなく、我々としてもできるだけ努力してＪＲに対して要請をしていきたい、というふうに現在は考えております。

２点目の関係でございますが、ホームの屋根の延長ということでございますが、確かに今御指摘のとおりでございます。立川寄り上りのホーム、一部、ちょうど13メーター程度あるわけでございますが、ホーム延長工事をやったときの屋根がかかってないという部分があります。すべて東京・高尾間の中では、まだ４分の１程度、全面に屋根のあるところ、一部あるところ、半分あるところ、おのおのその条件があるわけでございますが、質問者のお話の中にもありましたとおり、確かに日野駅の利用者は現状５万強ではございますが、中央線の駅としては一番お客さんの利用者が少ないという駅の問題、あるいは採算の問題、そういった面からもＪＲは、なかなか難しい、というような話もしております。

しかし、お客さんは同じようにサービスする中では、というような、雨の降った中での防護設置の問題でございますので、あわせて前段の部分と要請をしていきたい、というふうに思っております。

なお３点目の中央改札口の新設の問題でございます。前段で申し上げました過去幾つかの要望、あるいは文書等をもって要請しているところでございますが、これは改札口の新設だけの問題ではございません。もろもろあるわけでございます。過去に私の方も積極的にこれは交渉に入っておりますが、一つは、大きな問題としては主として駅ビルの問題、あるいは改札口の問題等は過去にも議会の中にお話ししたとおりでございます。

なお、国鉄西鉄道管理局に対しての、当時強い要望をした経緯とあわせて、現在ＪＲ企画部が中心になっておりますので、新駅とあわせて交渉を進めております。しかし、請願等も採択されていることも実情を十分承知をしております。今後、一層の努力は必要だろうと思いますが、なかなかＪＲ側としては、優先順位があるとか、いろいろな理由をつけまして具体化されないのが状況でございます。具体的になるように一層の改良方の要請を今後していきたい、というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　再質問します。そうなりますと、３点まとめて再質問になるわけでございますけれども、ただいまの部長の御答弁だと乗客の問題、少ないという問題、それから実施してある駅は高架であるということ、さらには優先順位、これが、優先順位というのは乗客の問題かどうかわかりませんけれども、何かそのようなことで門前払いをされているような気がしてならないわけですね。

そうなりますと、じゃあどうすれば乗客の要望が聞いてもらえるのか、高架といいますけれども、日野駅なんか高架の駅同然なんですね。私も西荻のあれを見てきて、大変いいなと思うんですけれども、確かに複々線でもって高架になっているから、それで一緒にやったよ、ということなんですけれども、日野駅の場合には、そういう全くあれと同じような状況下にあります。請願が採択されたからすぐどうのこうのということは言いませんけれども、少なくとも要請をしてそれなりの効果をいただくには、じゃあ、あと何をやればいいのかな、という、ここになるわけですね。

部長を初め担当の方々が、過去何年間も御苦労をされていることは、私も重々承知をしているわけですけれども、それなりに駅もよくなりましたし、歩道橋も改良されまし

て大変喜ばれているわけです。ですから、何もやってないということは言いませんけれども、少なくとも風防をつけて風よけ、雨よけ、安心して電車を利用できるという、これは、私、最低の要求ではないかな、というふうに思うわけです。

例えばですよ、駅のホームで大きな事故があってけが人が続出したら、その内容にもよりますけれども、何らかの手を打つわけですね、当局は、ＪＲ側は……。それでは遅いわけでして、少なくともそういった安全の先取りみたいなことをやっていただかないと――お金がかかりますから、そうそうすぐはできませんけれども、ある程度、トンネルに明かりが見えるような回答ぐらいはいただきたい、とこんなふうに思うわけでございます。

１点だけ、なぜ今まで要望してきたことが実現を見ないのか、あるいはそれに向けて前進をしないのか、部長が感じる考え方があったら、それをお聞きしたい。

それと、じゃあ何をすればＪＲの方が腰を上げてくれるのか、この２点について、もう一度お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　再度の質問について、お答えしたいと思います。

ただいま２点の再質問をいただきました。確かに具体的に何をすればいいのか、あるいはどうすればＪＲに積極的に取り組んでいただけるか、ということが最終的に課題だろうと思います。

我々の今の防護柵の問題、あるいは屋根の問題等については、主には西豊田駅、あるいは日野駅の駅ビルを対象にして過去積極的な交渉を取り組んできた。その中の一つの話として取り組んだという経緯でございます。よって、やはりこの２点についても市民の利用者の立場を考えるならば、当然もっともっと積極的に行政として取り組むべきだろう。取り組むといっても交渉、あるいは頻繁にＪＲに対して行くことが一つだろう、というふうに思っております。

その中で、ＪＲ側に他の駅の状況等、実態、そういったものを説明しながら理解を求め、既に高架という問題は御指摘がありました。そういう条件を考えた中でのＪＲの理解を求めるということが第一だろう、というふうに思っております。そういう考え方の中で具体的に、いろんな手法はあろうかと思いますが、この２点を具体化するために、なお一層ＪＲと折衝し、短期間の中で――短期間の中でというよりは、やはり余り間を明けないでその問題、２点にしぼって交渉することが最善の方法だろう、というふうに私自身は思っております。

なお一層の努力を重ねていきたい、というふうに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　企画財政部長にこれ以上答弁を求めるのは酷であるし、中に入って御努力をこれからもお願いをしたい、というふうに思います。

何せ相手が市当局じゃなくてＪＲですから、別の企業ですから、ひとつ市を上げて市民の要望を実現させていただきたい、というふうに思います。

ただいまの駅ビルの問題が出たんですけれども、将来こんなふうになればいいな、という構想と、今すぐこういうことをしてほしいんだという、こういう要望と整理をしなければいかんと思うんですね。ですから、よく前に日野本町の周辺のあれをいただいたときに、日野駅の駅ビル構想も図面が書かれていました。あれは、あくまでも将来日野駅がこんなふうになれば大変いいんだけれどもな、という、こんな夢物語に近いような構想なんですね。

ただ私が言っているのはそうじゃなくて、少なくとも、本当に今困っているんです、悩んじゃっているんですよ、けがでもあったら大変ですよ、少なくとも暫定的な処置でもいいから何とか今より１歩でも２歩でも進んだ改善をしていただきたい、こういう切実なお願いなんであります。

したがいまして、駅ビル問題は、それはできるに越したことはないんですけれども、10年や20年かかったって多分できないと思います。将来、日野駅の場合には……。ですから、そうじゃなくて、やはり余り市民に失望感を与えちゃいけないですけれども、夢は夢として持っていていいんですけれども、だれが聞いても日野駅を駅ビルにと言ったって、それはちょっと無理でしょう、できるにしても相当先じゃないんですか、というふうに多分返ってくると思うんです。

ただ、風防なり、あるいは駅のホームの屋根の延長とか、あるいは中央口をじゃあ暫定的にという――中央改札口の暫定的というのはないんでしょうけれども、その程度なら何とかなるかな、というこんな感じも持たれると思うし、また実現も私は可能だと思うんです。

そういう面で部長が今御答弁いただいた内容、ぜひ重要課題の一つとして今後の施策の中に取り上げていただいて、実現に向けてさらなる御努力をお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　　これをもって３の１、ＪＲ中央線、日野駅ホームの改善について問うの質問を終わります。

一般質問４の１、高齢化社会を迎えるに当たり行政の責任と対応についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

〔４番議員　登壇〕

○４番（小川友一君）　　ここ数年前より高齢化社会という言葉をよく耳にするわけでございます。現在、我が国では高齢化社会が世界にも例がないスピードで急速に進んでいるということは、万人が認めるところでございます。いわゆる高齢化社会とは老年人口比率、すなわち全人口に占める65歳以上の人口の比率が７％を超えると、その社会は高齢化社会だと言われるそうでございます。現在、私たちの国では、昭和45年にこの７％の水準を超え、平成12年、西暦の2000年には16.4％になる、と推定をされている状況でございます。

このような傾向は、私たちのまち日野市でも同様でございます。先般の東京都が各市の予測調査をした数値を見ても、昨年平成２年には全人口16万1,320人、その年の老年人口は１万2,482名でございます。この老年人口比率を取っても7.7％になり、私たちのまち日野市も平成２年に高齢化社会に入った、と言っても過言ではないと思います。その後、平成17年には私たちの日野の町の全人口が17万7,712人、そして老年人口が２万5,721人と推定されている状況でございます。その老年人口比率は14.5％になり、高齢化社会と言われる水準７％の倍になる、と推定されている状況でございます。

そして、高齢者の多くは暮らしや住まい、健康、仕事、生きがい、さまざまな面で問題を抱えており、中でも寝たきりや痴呆性の介護や住宅等は、大きな問題となっている昨今でございます。

そのような状況の中、国や都との連携を密にしながら、それぞれの役割と責任に応じて社会福祉行政を進め、行政的な支援を仰ぎ、行政として自主的な取り組みをし、私たち市民が公平で将来に向けての不安が少しでも解消できるよう、行政努力をする必要があり、これが行政としての責任であると考えます。

また、先般、平成３年３月付で日野市地域高齢者住宅計画策定検討委員会により示された住宅計画案等は、将来に向けての行政の考え方の一つとしてこのような取り組みをしている、ということは、高く評価ができることだと思います。

そこで、その住宅を供給するための手法として、公設、いわゆる都営、市営、公団、公社、及びさまざまな方法が考えられるわけでありますが、このたび高齢者住宅計画書

の中に「民間その他より170戸を借り上げる」と記されているわけでありますが、この170戸が現実的に供給できる見通しはどのように立っているのか、まず具体的に説明をいただきたいと思います。

また民設の場合、現在では建築費に対する金利負担の軽減等の助成が行われているようでありますが、地権者に対し、今後税制面での軽減措置と何らかの方法で、民間より協力をしていただくために行政努力を考えているのかどうか、これが２点目でございます。

３点目に、今後、公設民営をあわせて550戸を供給するように計画がされているわけでありますが、この550戸で十分であると考えているのかどうか。

以上、住宅問題は３点、御回答をいただきたい。

また、昨年の５月、都内26市で最初の公立施設として特別養護老人ホーム「浅川苑」が開園したわけでありますが、今後このような施設をどの程度設置していく計画があるのか、また設置する場合、この運営方法は、この「浅川苑」のように福祉事業団に委託して運営をしていくつもりなのか、また、このような施設を開設するときに公設民営とか、民設公営等ほかの手法について、どのようなお考えを持っているのか。

以上３点、あわせて６点の御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　小川友一君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　お答えいたします。

ただいま御指摘のありましたとおり、平成２年には老人人口が7.07％、また平成３年の１月には8.2％、また平成17年には御指摘のとおり14.5％というような予測がされるところであります。そのようなことから、今後の高齢化社会に対応するためにどのようにしていったらよろしいか、という御指摘でございます。

１点目の借上方式、170戸、これにつきましては、先般、地域高齢者住宅計画を策定いたしました。その中におきまして向こう10年の一応目標として、民間等の借上げ170戸、あるいは都営住宅、公団等で、いわゆる公共的住宅の中でその他含めましてトータルで550戸を必要であろう、というような予測に立ったわけでございます。

民間住宅等の借り上げにつきましては、平成２年度の事業といたしまして、お年寄りに適した設備等を整えた市の仕様に基づく設計で、地主さんにお願いいたしまして、昨年２棟32戸を設置いたしました。また本年度も同じような方法を持ちまして、１棟18戸を予定しているところでございます。これらにつきましても、これからの需要等を見た中で10年目標といたしましては、とりあえず170戸を確保していきたい、というふうに

考えております。

それから２点目の、現在これら借上住宅の建設に当たりましては、一応東京都の制度でございますが、低利の金利でもって融資を行っております。また市におきましても、これらにつきましては一部利子補給、これらの制度を設けております。東京都の融資につきましても、東京都の融資の基本となります基準額が実勢の建築単価よりかなり下回っております。半分近いような下回り方でございます。そのために一般の金融機関からの借り入れも相当あるわけでございます。その一般金融機関からの借上分につきまして、市では５％を限度に利子補給をしているところでございます。

税制上の優遇措置ということでございますけれども、現在の段階では、税制上の優遇措置等については検討してございません。将来的には検討する時期も来るんではないかというふうに考えております。

それから、３点目の公設公営の老人向け住宅として550戸ですか、これらを今回の住宅計画で目標に掲げておりますが、幸い日野市の場合には持ち家と、それから借家ですね、これの比率は東京都の平均に対しまして、さして変化はないんでございますけれども、日野市の場合には、その貸家の部分で非常に公的住宅に依存している部分が多いわけでございます。また、大部分の公団、あるいは都営住宅の建設が、もう既に25年以上経過しているところが大部分でございます。

そういうようなことで、将来これらの建てかえ等があるわけでございますので、そういう機会をとらえて、その中に高齢者向け住宅等をつくっていきたい、というような考えでございます。この住宅戸数につきましては、とりあえず10年を目標でございます。当然、そのときそのときの情勢によってローリングをしていきたい、というふうに考えております。

それから、特養老人ホームの設置計画でございます。これにつきましては、やはり特養老人ホームの設置が一番緊急な課題だ、というふうに認識しているところでございます。

このたび東京都の方で、東京都の地域福祉推進計画が策定されております。この中で東京都といたしましては、65歳以上の人口の約1.47％に見合う定員を確保する必要がある、ということが位置づけられております。それからいたしますと、日野市にこれを当てはめますと、現在老人人口が１万3287名でございます。したがいまして、この1.47でいきますと、約200床が必要であります。また、平成17年には370床が必要ということが推測されます。したがって、これらの施設の整備は緊急な課題である、ということが言

われると思います。

それから、第２の「浅川苑」でございますけれども、これにつきましては、先ほど地主さんからの協力が得られました石田地区、この地域に第２の特養老人ホームを建設していきたいということで、現在検討に入っているところでございます。規模といたしましては大体100床、おおむね100床ということで検討しているところでございます。この特養老人ホームにつきましては「浅川苑」と同様に在宅ケアサービスセンター、あるいは介護支援センター、こういうものも併設していきたい、というふうに考えているところでございます。

また運営の方法でございますが、民設民営、あるいは公設民営、いろいろあるわけでございますけれども、恐らく民設ということは、現在の地価高騰の中ではまず困難性があるんではないか、というふうに考えております。したがいまして公設ということで、その運営につきましては今後民営がよろしいのか、あるいは公営、あるいは第三セクターでやるべきか、その辺は十分検討していきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　小川友一君。

○４番（小川友一君）　　前段の住宅の問題で、今、民間企業等も福利厚生の施設の一つとして民間からまるごと買い上げるような方法をとって、なかなか投資金額が多いということで、大変よい条件で民間にお願いしている状況なんですね。そのような状況の中で、地主さんが少しでも、要するに市に対して協力をしたい、という気持ちはあっても、採算部分を考えると、どうしても企業とかそういうふうなところへ貸すような形が多くなると思うんですね。基本的に今建築費に対する金利の軽減措置として、低金利で建築費を補助しているということは、もう前々から措置として行われていたわけでありますけれども、市が本気で住宅を確保しようというときには、地主さんに対して、もう少し優遇措置、税制面か何らかの形で優遇措置をとってあげなかったら、なかなかこれは絵に書いた餅で、なかなか住宅供給ができないと思うんです。その辺、再度――検討はしたいと言っておりますけれども、現実的にこの戸数を確保するためには、そういうふうな措置をとらなかったらできないんではないかと思うんですけれども、その辺、再度御回答いただきたいと思います。

それから「浅川苑」の問題ですけれども、今、民設公営はもう、ちょっと地価高騰の折り無理だ、というお答えでした。私の質問は、公設民営の場合に今のような福祉事業団に委託をして運営をしていくのか、というふうな質問もあわせてしたわけですけれど

も、当面その２点に対して御回答をいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　いわゆる地主さんに立てていただきまして、協力していただくわけでございますけれども、東京都としては建築費の、いわゆるその金利に対しまして２％という非常に低利な融資でございます。

それから市の方の利子補給でございますけれども、一般的には８％、あるいは8.5％という金利の中で、５％を超える部分、8.5％であれば3.5％の利子補給をするということですので、地主さんにとっては相当なメリットがある、というふうに考えられます。

それから市で借り上げると、まるごと借り上げるわけでございますから、そこに部屋が空いても、それはもう家賃はそのとおり払っていくということで、その辺も非常に堅実性があるということでございます。そんなことで、若干地主さんにもいろいろ御負担をかけるわけでございますけれども、現状この制度の中でこれから進めていけるんではないか、というふうに確信しております。

それから、養護老人ホームの運営方法でございますけれども、現在やっております公設で福祉事業団の管理運営ということでございますけれども、今後の運営につきましては公設で民営でいくのか、あるいは公設で同じように、現在と同じような方法でいくのか、これから十分検討していきたい、というふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　　小川友一君。

○４番（小川友一君）　　住宅問題に関しては、もう答えは要りませんけれども、要するに空いてないから、市でまるごと借り上げて仮に空き家があってもその分は払うんだから、というふうなお答えでした。基本的にもう少し民間のレベルの家賃の金額を調べて、民間と、市が今やっている金額のギャップを調べ直していただいて、どれだけのギャップがあるか、ということをもう一度検討してこの問題に対して取り組んでいただきたい、このように思います。今のその件は、住宅問題に関しては結構でございます。

次に、特養老人ホームの件ですけれども、公設民営で民営を民間委託をしていくかどうか、これから検討中だというお答えでございます。それでは、あえて言わせていただきたいと思います。

先般「浅川苑」の運営方法の中の経費、予算の内訳の資料要求をさせていただいて、少し見させていただきました。収入の部分に対しては国庫基準、都の加算分をあわせて大きな差はないわけであります。しかし、支出の部分を見てみますと国基準、そして都の加算分が――国基準が9,132万円、そして都の加算分が3,029万280円、あわせますと

１億2,132万9,280円ということなんですね。民間の場合ですと、この国基準と都の加算分をあわせた中で運営をしていくのが完全の民間委託の場合の人件費なんです。これを見て、今「浅川苑」で人件費がどれだけ支出されているのか、１億6,615万8,000円、ざっとその差を見ても人件費だけで4,500万、国基準と都の加算分を足しても余計に支出をしているような状況です。

また事務費、それから事業費、これをあわせてもおおよそ4,000万ほど、この国基準と都の加算分をあわせて余計に支出がされている、と思うわけであります。

仮に、今部長のお答えですと平成17年には370床を予定している、というふうな答えがあったわけですけれども、仮に今のような形で福祉事業団に委託をしていけば、当然50人の施設でこれだけの、要するに余計な支出をしているわけですね。そして、なおかつ、この「浅川苑」は福祉事業団という市の関連する事業団に委託をしているということで、公設民営とはいっても公設公営のような形で、福祉事業団へ主幹、要するに課長級の方が２名、そして係長級の方が３名、市の職員として執行し給料は市の方から払っているわけです。これは概略、１人当たり年収が600万と想定しても４名だったら2,400万ですか、そうすると、この「浅川苑」一つで約１億近い経費が無駄に支出をされているように思うわけであります。

これは、都基準の給与体系を取れば、こういうふうな支出はなされないと思うんですね。ということは、これからの特別養護老人ホームのような施設には、もう公設をして完全に民間に委託をしていく。設置が終わったならばそれ以上の支出は市からない、というふうな運営方法をとらなかったならば、これからの高齢化社会を迎えて65歳以上の高齢者が公平な福祉を得るためには、その経費を少しでも削減しながら多くの老人に対して、65歳の人に対して公平な福祉をしていくのが行政の役目ではないか、こういうふうに思うわけであります。

その辺、これから設置をしていく中で私が今述べさせていただいたようなことを勘案して、これからの施設の設置を市長はどう考えているのか、御回答をいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御質問の高齢化社会の進行ということは、もう目前の現実であります。そして、国の関係諸制度の対応もだんだんと焦点が高齢者福祉に向けられつつあることも事実であります。

したがって、将来に幾つもあるという展望であってはならない、ということは言うま

でもないことでありますが、今御指摘のとおりの日野市方式と言われる特別養護老人ホーム、公設公営に近いこの経営形式を進めると、かなり財政負担が大きいということも現実の事実になる、ということも承知しております。

いわゆる社会福祉法人、これも民設とか民営とかいう形に該当させるならば、日野市の社会福祉法人、高齢者事業団もそれに同列に置いていただく、ということこそ一番の解決すべき、また求めるべき課題だ、というふうに考えておるわけでございまして、そのことを都度東京都にもお伝えをして、だんだんとそのような処遇に変わりつつある。これもまた、一面の具体的な経過であります。

かつて、他の例を言いますならば、日野市の人口が急増して幼児に対します教育、福祉の施策に公立の幼稚園、あるいは公立の保育園を持たざるを得なくなった。それでなければ、要するに住民要求に間に合わない、こういう社会情勢も経験しております。御指摘の、いい社会福祉法人が日野市域に事業を該当できる、このような要請といいましょうか、これも一面、いろいろな情報に基づく対応をしていることもございます。

例えば、近くにあります、この間、設立40周年の記念事業が行われた立川に所在いたします「至誠老人ホーム」、このような立派な法人が日野市にも早く設立していただきたい、こういう期待もできますので、その面の努力もあわせて行う必要がある、このように考えております。

したがいまして、今、担当部長がお答えをしておりますとおり、すべてを公設公営に近い福祉事業団方式で行う、ということを言い切っておるわけではありません。福祉事業団そのものが民間の法人と遜色のない財政援助を受ける、そういう都の施策、あるいは国の施策も欲しいわけでありますし、また、すぐれた社会福祉法人を育成という言葉は少し言い過ぎになるかもしれませんが、このことが極めて必要な課題である、ということも事実であります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　今現在、「浅川苑」を含めて特養老人ホームに日野市の65歳以上の入所している方が、平成2年度で184名いるそうですね。それが、平成2年度の老年人口が大体1万3,124名でありますから、これを今入所している比率を、老年人口の比率をとってみますと、大体1.4%の方が特養老人ホームに措置を受けて入所しているということであります。単純計算でこの1.4%の比率を平成17年の老年人口に掛けてみますと、およそ480名の方が、今の比率でさえ480名の比率になるわけですね。そうしますと、先ほど平成17年には370床を予定しているということでありますから、当面、平成17年になった段階でも110名がどこにも行けない、ということになるわけです。福祉というものは、万人によいということはなかなか難しいと思うんですけれども、要するにそのような運営方法を変えることによって財政負担を軽くして、少しでも軽くしながら、ほかの、要するにその施設に入れなかった人たちにも公平な形で何らかの福祉行政をしていくのが社会福祉行政ではないか、このように思います。

私が述べさせていただいた今までの経過を踏まえて、これからの施設等は十分検討していただいた中で、少しでもよりよい社会福祉行政に努めていただきたい、このようなことをお願いして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって4の1、高齢化社会を迎えるに当たり行政の責任と対応についての質問を終わります。

一般質問4の2、地域開発事業に関連し行政の執行体制について再度問うの通告質問者、小川友一君の質問を許します。

○4番（小川友一君）　昨年2月に市政に上げていただいてから日野市のまちづくり、要するに基盤整備を初めとした開発事業に対して、余りにも計画性がないと同時に、その地域のまちづくりの基本コンセプトについて再三と質問をさせていただきます。

いわゆる執行体制の強化、並びに仮称企画室の新設等に対し、まちづくりのプランニングのセクションを設置していただきたい、ということで訴えをさせていただきました。私たちの町は、今、日本の中でもこれだけの区画整理事業を計画されている町は、ほかにはないと思います。将来に向かい、私たちの日野市のまちづくりのハードの部分とソフトの部分、そして、また関連の複合施設等の併設を考えて、これから日野の町は大きく変化をしていく大切な時期だと思います。そのようなことは、前段で再三訴えをさせていただきました。

そのような状況の中で、今、私も東町に住んでおりまして、東町の区画整理が7月には計画決定がなされて、来年度中には事業認可を取る、というふうな時期になってまいりました。この問題も再三取り上げているわけですけれども、この計画地内にある、いわゆる総合体育館の建設の予定地の国有地、企画財政部長より「今、国との折衝中である」というふうな御回答をいただいているわけでありますけれども、あえてその後の交渉の過程を説明していただきたい。

また、プランニングのセクション、いわゆる企画室の新設について、本来、一般的には開発事業を予定する場合、市長がこの町はこのようにつくりたい、という一つの意向

を持つと思うんですね。それを企画の部分で少し練り上げて、そして、それを今度は都市計に下ろして、そして都市計画から区画整理課の方でこれを、事業を進める、というのが一つの組織だと思うんです。

このような状況を見ても、今私たちのこの執行体制は、そのような体制がとられていないような気がしてならないんですけれども、先般、職員の定数の増員が提案されたわけでありますけれども、この際、総務部長が、今基盤整備を初めとした区画整理事業を完全に実行するためにこの定数増を認めていただきたい、このような説明があったわけでありますけれども、昨年12月議会で、私が、この企画室の新設をという質問に対して現の総務部長さんは「行政改革が叫ばれている昨今、今現在のところでは企画部の新設はなかなか難しい状況である。しかし、試験ではあるけれども、将来日野市のためを思えば企画の部分は大変重要なセクションではないか」――このようなお答えをいただいているわけでありますけれども、この定数増が現実的に区画整理を実行するための定数増なのか、私が今話しているような企画を、要するにプランニングのセクションも考えた中での定数増なのか、お答えをいただきたいと思います。

それと、先般、日野市の方から1991年のシティプランニングオブ日野シティ、日野市の都市計画ということで、大変素晴らしい本をいただいたわけであります。この最終のページの方に「市街地開発事業」というふうなことで日野市の全体の地図が載っております。これを見たときに、ああ、これは東町のところに色分けがないな、もう７月には都市計画決定がなされ、そしてまた来年には事業認可を取ろうとしている地域に、なんでこれ色分けがないのかな、と素朴な疑問を抱いたわけであります。この点、この資料は今現在、日野市の執行体制の中でどの部署でこれをつくり上げたのか、そしてまた、東町の地域が色分けをされてない理由はどういうわけなのか、あわせて説明をいただきたい。

以上です。

○議長（小山良悟君）　小川友一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の東町区画整理地域内の桑園跡地の問題でございます。過去、大蔵と折衝中である、というお答えはしたとおりでございます。用地につきましては、体育館予定地として１万3500平方メートルを大蔵と折衝を続けてまいりました。当然これは区画整理との関連もあるわけでございますので、一応本年２月には国有財産関東地方審議会の了解を得ております。よって１万3500平方メートルについては、今後体育館用地ということで現状の維持に確定を見たところでございます。

ただ、その関連につきましては、東町の区画整理全体の問題が都営住宅、東京都の問題、国との問題、市との問題があります。市としては、一応現在の１万3,500平方メートルの大蔵用地、その場所にということで要望をし、了解をいただきました。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　２点目の増員の内容でございますけれども、この中に企画部門が入っているのか、とこういうふうな御質問でございます。これは区画整理事業の場合は、実施する場合は市の基本構想、それから基本計画、それから実施計画があるわけでございます。これに基づいて区画整理が実施されてくる、ということになっておるわけでございます。

したがいまして、区画整理を実施する段階には関係部局、こういうものは全部調整を行っていきますので、例えばその時点で把握をされております公共、公益施設、こういうものは、この中でカウントされ、また計画されていくということでございます。したがいまして、その企画という内容でございますけれども、区画整理事業に対する計画、企画関係の職員はこの中に入っている、ということで御理解賜りたいと思います。

それから、日野市の都市計画、これは都市整備部で出しておるものでございます。そして、この中で東町が色塗りがない、ということでございますけれども、これは、ここに下の方にちょっとコメントがしてありますけれども、平成３年３月現在で都市計画として決定されておるものをここに色分けをしておる、ということでございます。ただ、今計画をされて、まだ事業に都市計画上決定されてないものが何地区かございます。これは、区画整理事業というここのコメントの中で東町なり、また日野駅周辺、こういう地区がうたわれておるということで、これらも都市計画決定された時点では、当然ここに色刷りになっている、こういうことでございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　ちょっと聞こえなかったんですけれども、要するにその定数増の中にプランニングの企画を担当するような方は入っている、というふうなあれですか、いないということですか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　大変あれですけれども、区画整理事業にかかわる、要するに調整前提のものですね、こういう一部分がこの中には入っておる。ただ、企画というとらえ方でございますけれども、基本的な内容としては日野市の基本構想、こうい

うものを受けておりますので、その中に包含されている、一部分はされているんじゃなかろうか、というふうに思っておるわけです。

○議長（小山良悟君）　　小川友一君。

○4番（小川友一君）　　前段の国有地の交渉状況でありますけれども、体育館用地としては一万3500平米、ある程度確保ができて、国との折衝はある程度できた、というふうな理解でよろしいですね。この農林省の跡地は、もう少し3.5ヘクタールぐらいあったかな、何しろ半分が無償貸付で、要するに残りの半分に対しては4分の1減ぐらいの価格で買収ができるような状況でしたね。一つの事業を進める中で公有地をたくさん持たなければ、いい区画整理事業はできないわけでしょう。それで、民間よりある程度高い公有地を取得するのは大変困難な状況だと思うんです。となると、こういうふうな一つの事業地内に東京都とか国の用地があれば、当面その用地をどういうふうに取得したり、どういうふうに利用するかによって、この区画整理事業が計画されるのが一般的には筋じゃないかと思うんですね。要するに東京都の交渉の中で区画整理を考えるんではなくて、その交渉に応じて、その区画整理を考えるのが一つの事業としては筋じゃないかと思うんです。この辺、財政部ではどう考えているのか再度お答えいただきたい。

もう1点、最後のこの地図でございます。基本的に都市計画決定がなされてないからここには色分けがしてない、というふうなことで、これは理解できるんですね。であれば、先ほど、今の事業は基本計画があって、基本構想に基づいて進めていく、これは当たり前のことですね。ある程度基本的な計画がなければできないんです。

であれば、あえてお伺いします。17番の黄色のところ、これは第三万願寺ですね、これは昭和40年の6月に都市計画決定されているんですね。それで、この地域で今説明会の話も何もないと思うんです。これは、17番、第三万願寺は今現在どんな計画があるんですか。基本計画に基づいてまちづくりをしていくということであれば、17番はどうなっているんですか。また16番はどうなっているんですか。要するに16番は新坂下。東町地域は都市計画決定なされてないから色分けはしてない、これは理解できるけれども、現実的に7月には都市計画決定をして、地域の皆さんの説明会が終わって、来年には事業認可を取る状況まで来ているわけですね。となれば、今、部長がおっしゃったような日野市の計画に基づいて、基本計画と基本構想に基づいて都市計画事業が進んでいるなんて思えないと思うんです。

その辺、もう一度、再度御回答いただきたい。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　1点目の関係につきまして再度御質問がありましたので、お答えしたいと思います。

先ほどは体育館用地にしぼって1万3,500平方メートルの見通しだけ申し上げました。全体に東町区画整理の地域内の中には、予定地としては桑園跡地として3万4,500でございます。よって、そのうち緑地として2万1,000、残りの1万3,500が体育館予定地というような状況で経過をたどっているわけでございます。よって、そのような状況の中で、もちろんそれは区画整理全体の中で国の土地、都営住宅用地もあるわけでございますが、なお民地等の買い上げ等も含めまして現在先買いをしている、というような実態でございます。

もちろん国の単価等につきましては、緑地については先ほど質問者の方からお話のありましたとおりでございますが、体育館用地の金額等については、まだ決まっておりません。今後の、これから具体的な促進とあわせまして国との交渉をやっていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　一般的に区画整理事業を、最近、都市計画決定ですね、都市計画事業をやる場合、最近でございますけれども、事業化が伴わないものについては、なかなか都市計画上、決定というのは難しいわけですね。これが本来的に都市計画決定するということは、それは事業を行うよ、というのが大前提、事業決定をしていくよ、事業に着手するよ、とこれが大前提だと思います。これが特に最近は、事業化の予定のない地域、こういう地域についてはこういう決定の仕方、というのは恐らくできないと思うんです。

ただ16番の新坂、それから17番、万願寺、ここの地区の決定をする段階では、いろいろと経緯があるわけでございまして、高速道路が通る、高速道路が通るについては完全に町が分断されてしまう。その町が分断されないためにある一定の間隔で将来的に町が分断されない方法を考えるには、どうしても都市計画で区画整理という区域を定める。その中で市街化予想図というものをつくっておるわけでございます。その市街化予想図に基づいて道路の位置の将来的に分断されない方法を考えた、というこの16、17番の経緯があるわけでございます。

したがいまして、これから事業化しようとしている地域と、基本的にその目的がまずひとつ違っております、ということで御理解を賜りたい。

それから17番、この地区でございますけれども、この地区につきましても――今、15番、第二万願寺が認可にこの５月になりましたけれども、順次並行して、それとあわせて実施していく。これは、こういう計画を持っているわけです。

それから16番につきましては、この地域、新坂の調査を実施しております。その調査を実施した中で全体で何区画かに分けまして、おのおののセクションでその整備の方針というものを一応調査はいたしております。それに基づきまして、現在、組合施行等の指導をしておるところでございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　話をしていると、何となくそれらしい話をするんで、もう前からそうだったんですけれども、現実的にそれでは第一万願寺、それで第二万願寺が５月に都市計画決定された。そうすると、この辺の一帯は、ある程度連動性を持った形で基盤整備なり開発事業をしなくちゃいけないわけですね。そうしますと、この17番、要するに第三万願寺に対しては、ある程度の計画の素案ができてなくちゃいけないわけでしょ。だけれども、現実的に今その第三万願寺の将来の計画はできているんですか。その辺、再度、答えていただきたい。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　ここで書いてある40年に都市計画決定する時点の市街化予想図というのはございます。ただし、現実には現在の町の状況等から考えまして、その当時の市街化予想図、これは全く――部分的には生きてくると思いますけれども、相当見直しをしなければいけない、というふうに思っています。

ですから、計画決定をされた時点での市街化予想図というものはございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　部分的に理解できるところはあるんですけれども、市民の人がこれを見て、多分、情報の中で――今、皆さん、いろんな情報を得ながら日野市の市民の方も住んでいると思いますね。あれ、これは東町には何も色がない、17番、私は第三万願寺の区画整理事業地内に住んでいる。そうすると東町よりも私たちの住んでいる場所の方が早い事業なのかな、とこういうふうに思う人だっていると思うんですよ。そして昭和40年ですから、もうそれから十何年でしょう。この時点で都市計画決定しているわけですから、近い将来この地域も、第一、第二と来ているんだからもうすぐじゃないか、ということで、自分たちの住まいを建てかえたり、いろんなことを計画するときに不安だと思うんです。これは、やっぱり基本的な日野市の全体の計画がないからこういうふうなことになると思うんですね。その基本計画と基本構想、そしてまたコンセプトは日野の市民憲章だ、こんなことを言っているわけでしょう。市民憲章は、それは市民憲章で当然だけれども、その町の色合いを出すためには、その部分ごとのコンセプトを策定していかなかったら、市民憲章だけが基本的なコンセプトなんていう開発事業は考えられないと思うんです。

あえて、じゃあ、もう１点だけちょっと言わせていただきたいと思うんです。高幡の区画整理事業ですね、何年にあれは計画したのか、ちょっと私、資料がないのでわからないんですけれども、基本的に駅前を開発するとき、当然駐車場の問題はどうするのかということは、計画の中に出されてもおかしくない状況ですね。私は計画書を以前見たんですけれども、あの開発事業が計画されたときには「駐車場」の「駐」の字もなかったわけです。それで、ここへ来て駐車問題に対して、いろいろ世間が騒いできた。東京都も車を何らかの施策を講じなくてはいけない、というふうな状況が出てきて、また高幡の地域の市民の方が駐車場が必要だ、というふうな要望もあって、急遽、駐車場の設置の交渉に入った経過があるように思うんです。

これは、やっぱり区画整理事業というものは、区画整理事業を実行していく部隊であるわけです。そして、それに対してまちづくりをどう考えるか、ということになって初めて、この地域にどんな複合施設を置こうかとか、この地域に、じゃあ駐車場はつくろうか、つくらないか、ということが、私が言っているプランニング、要するに基本コンセプトな部分なわけでしょう。ですから、私がこのまちづくりに対するコンセプトを明確にしていただきたい、そういうふうなセクションを置いていただきたい、ということを再三言っているわけですけれども、どうも争点が合ってないのか、私が言っていることが間違っているのか、市の人たちは私の言っていることがわかっていてもぼやかしているのか、その辺はどう理解していいのかわからないんですけれども、もう少し、これだけ大事な時期ですから、積極的にそういうふうな部分を取り組んでいただきたいんです。

それで、もう部長さんにお願いしても、これ以上私が幾ら言ってもしようがない。やっぱり市の長として、私が再三述べているような中で、そういうふうな企画室じゃなくてもいいと思うんですね。要するに都市計画室の中に管理課とか区画整理の中のプランニング室とか、何らかそれを専門にやるセクションが必要な時期だと思うんです。

最後に市長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かなりスパンの長い、いわゆる都市計画でございますから、いろいろな疑問の生まれるということも当然だ、というふうにも言えると思います。

日野市は、ぐっと過去にさかのぼってまいりますと、町村合併をし市施行を行い、いわゆる東京都が日野市都市計画、これを策定したのがちょうど38年のころかと思っております。たまたま中央道の開設のことも伴って人口がだんだん都市に集中をしてくる。それで最初の日野地域の都市計画事業は、立川都市計画と八王子都市計画に町が分断されたといいましょうか、つまり日野台台地は八王子都市計画事業に、それから低い方の地域は立川都市計画に、という形になっておりました。それから日野市都市計画は独立をした、というのが、たしか38年か40年近いころだったということです。

そういうことから、だんだんと都市計画街路が定められ、それから区画整理を行うべき地域が定められ、これらをすべて東京都の都市計画という広域の都市計画事業の中でだんだんと明らかになってきた、とこういう経過でございまして、その決定の際には、東京都都市計画審議会に日野市からも委員が数名参加をして、特別委員として決定に当たった、こういう経過はございます。

そういうことで都市計画のスタートがあったわけでありまして、その当時の都市計画が定められたころは、今日の車社会の事情ということは全く想像もできなかった、と言ってもいいぐらいな変化も確かにあるわけでありまして、道路の幅員等はもう既にその当時定められておりますので、変更の手続きを取りながら、ある程度の新しい事態に対応する計画の変更、あるいは追加ということもあり得るわけでありまして、下水道事業のごときは、その後の、いわゆる昭和五十三、四年のころに一応の原案を決めた、とこういうことでありまして、確かに大きなプランづくりをするセクションがあって、そして全体像がだんだんと固まってきたという手順ではありません。

自治体によりまして、いわゆる企画室とか、あるいは市長室とかいう形で中枢的な計画を定めて、それを組織に下ろすという仕組みも一つの機能では考えられるところでありますが、日野市の場合は昭和四十一、二年のころ、現在の企画財政部というのが組織されて、そこで全体の計画をプランをする、そういう役割を持ってまいりました。今、都市整備部長が質問にお答えをして一応のことは解説できたと思っておりますが、小川議員の考えられるまさに企業等でも近代的に大きなプランニングをやるセクションがあって、そこから指令が出されてそれぞれの組織が動く、という方式も能率的で結構かと思っておりますが、日野市の場合は、今までも今の組織でおおむね業務にそう大きい支障なくやってまいりましたし、今後も人員等の都合もありまして、共同の問題は相持ち寄って、そして連絡チームをつくりながら横断的な需要には取り組んでいる。こういう形で進めておりますので、そのことのために日野市の行政が大変停滞をしているとか、あるいは当然考えなければならないところに配慮が届いてない、ということではない、というふうに言えるかと思っております。

また御指摘の、いわゆる都市計画事業に経済開発に属する部門、これも当然考えられる必要もあるわけでありますが、その用途地域という形で商業地域を定める、あるいは住居地域を定める、こういうことでおおむねの区分けをし、商業地域、あるいは工業地域、それらに応じた地域的な発展のできる一応の基盤づくりをする、というのが具体的な都市計画の姿でありまして、経済的にその上に建設をする、例えば、高層ビル等につきましては高度制限を許容するという形で、また、そのことも行政として可能であります。

ただ、日野市という程度の自治体で経済建設をまず優先をさせて、そして、それに伴う形で都市計画づくりをしたということは、前後が反するかもしれませんが、ないわけでありまして、町ができるからそこを商業地域にする、こういう形が今商業地域を指定をしている、そういう経過でございます。これからは市街地再開発、あるいは駅前再開発というような手法も駆使して、ある程度の経済開発のできる要件を整備する。これらのことは、これまた町の発展のために必要なことだ、というふうに考えております。

全部を尽くした答えになってないかもしれませんが、以上でございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　もうお答えは要りませんけれども、都市計画の要するにプランニングは企画財政部が行っているということですね、市長の今の御回答だと。であれば、こういうふうな本は企画財政部から出されなくちゃおかしいわけです。これが都市計画部で作成をされているということは、要するに組織の体制が十分に管理できてないということじゃないかと思うんですね。これからの企画財政部の努力をひとつよろしくお願いしたいと同時に、企画室は新設はしなくても結構ですから、要するにその地域の開発の特色のあるものを区画整理課でも都市計画課でも結構ですから、今、有能な職員がいらっしゃるわけですから、ある程度それを専門にやらせてあげて、それは結果的に森田市長がこの町はこういうふうにつくった、という実績となるわけですから、しっかりした将来を見越したまちづくりに励んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。これからもこのハードの部分まちづくりに対して訴え続けていきたいと思いますので、ぜひ市長は御理解いただいて、これからのま

ちづくりをよりよいものにしていっていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって４の２、地域開発事業に関連し行政の執行体制について再度問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時37分　休憩

午後３時21分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問５の１、小・中学校に於けるコンピュータ導入についての通告質問者、内田勲君の質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（内田　勲君）　それでは通告に従いまして、小・中学校におけるコンピューター導入について一般質問をさせていただきます。

最近は、子供たちが外で遊ばずに部屋の中に閉じこもってコンピューターゲームに熱中する、こんな時代になってきておりますけれども、学校においても、あるいは企業におきましてもパソコン教室等が開かれまして、非常に職場などには日を追ってＯＡ化が進んでおります。また、ハードな面を見ても改良に改良が加えられまして、ソフトについても非常に多品種にわたりまして開発がされまして、非常に使いやすいソフトが発売されているわけでございます。価格につきましても数年前に比べ非常に安くなってきておりますし、こういった背景から現在のＯＡ化が進んでいる、とこんなふうに言っても過言ではないんではないか、というふうに思います。

しかし、このＯＡ化が進むにつれまして問題になることもあるわけでございます。それは機種の選定ではないかと思います。メーカーだとか、あるいは同じメーカーでも機種によりまして、購入価格はもちろんのこと、その使い方によって一長一短があるわけでございます。その決定につきましては非常に関係者としまして苦慮するところではないかと思います。今後、ますます拡大するであろう学校でのパソコン教室となれば、どの機種を使って勉強したかによりまして、その子供たちの将来に大きな影響を与えるんではないか、とこんなふうに考えております。以上のようなことを考えながら質問をさ

せていただきます。

まず１点目は、庁内にありますコンピューターに直結した端末機を各学校に設置する計画があるのかどうか、また、そうした計画がもしあるとすればその目的は何なのか、また、どんなデータを処理しようとしているのか、この点をお聞きしたいと思います。

それから２点目ですが、中学校でのパソコン教室用に導入するメーカーの選定につきましては、どのようにして決めているのか、またそういったものを決めるに当たりまして選定委員会のようなものがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから３点目でございますけれども、現在既に学校に用意されている機種には、どんなメーカーで何台導入しているのか、またソフトはどんなものを使っているのか、お聞きしたいと思います。

４点目ですが、今後の導入計画、あるいは予算についてお聞きしたいと思います。

以上４点、御質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、１点目の庁内と学校との関係のパソコン、あるいは関連する問題でございます。私の方からお答えしたいと思います。

現状で庁内の中での現在の考え方は、今、財務会計システムの研究中でございます。よって一番最後になろうかと思いますが、やはり学校事務につきましても、この財務会計は一つの効率化、あるいは能率化を図るためにはやるべきだろう、ということで計画は進めております。しかし、何としても今の財務会計の進行につきましては、順調に進んでおりますが、庁内の問題を解決した後、出先の関係を対応していく、という考え方で現在進めている実態でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　２点目、３点目、４点目についてお答えいたします。

中学校に導入いたしますパソコンについてのこの機種の選定についてでございますが、新しい学習指導要領が平成元年３月に告示されまして、平成元年度より移行期間に入り小学校は平成４年度から、中学校は平成５年度から全面実施ということになりました。

特に中学校の技術家庭においてコンピューターの操作内容に含む情報基礎が新領域として設定されました。また中学校におきましては、数学、理科においてもコンピューターの活用について配慮し、さらに小学校においても早い時期に導入することが望まれます。またこれらのことを活用できる教員の養成が急務であります。

平成元年の４月に日野市情報教育推進委員会を設置しまして、教育長からの諮問を行いました。この中で答申といたしましては、学校におけるコンピューターの活用について、教員のコンピューター研修について、日野市立中学校のコンピューターの導入について、コンピューターの導入及び研修計画について、コンピューター及び周辺機器の導入について、機種選定委員会の設置及び運営について、ということについての内容の答申が出されまして、平成２年の４月の17日に機種選定委員会を発足させました。

この情報教育推進委員会の答申を踏まえて、平成２年度から３年間にわたって導入するコンピューターの機種について、性能、周辺機器、ソフトウエアとその開発、教員の研修、機器の保守、体制等の観点から検討をされました。

平成２年の７月に、中学校に導入するコンピューターの機種について答申がありました。この答申の中にはハードウエア、ソフトウエア、保守体制その他についての選定結果として２社を答申するということになりまして、４社の中から絞っていきまして２社の答申が出たわけでございます。

さらにこれは、ここまでは教育委員会の学校の先生方、また機種選定に当たりましては教育委員会の事務局等あわせたもので行いましたが、さらに最終的に庁内の機種検討委員会を設置いたしまして、これは市の総務部、総務部長さんとか管財課長さんとか、そういう管財関係のメンバーをも入れた中での機種検討委員会を設置いたしました。この中では教育委員会での答申内容を十分検討するとともに、研修体制の確立、故障時の対応、庁内電算化推進計画等、先ほど企画財政部長が答えたことに関連する部分があるわけですけれども、将来の展望に立って機種の選定を行うべく庁内の機種選定委員会が検討し、答申のありました２業者につきまして見積もりを徴しまして、経済性だとかいろんなことを総合的に判断をして結論を出しました。

その前に、今現在、一般的に使われています16ビットマシンと32ビットマシンについて、どちらにするかということも含めあわせて検討をいたしました。その中で経済性、性能、将来の見通しを総合的に判断いたしまして、32ビットのネットワーク方式の富士通株式会社の、教師用と生徒用は少し違いますが、そのマシンということに市長の決裁を得て決定を見た次第でございます。

それから、現在学校等にありますパソコン、またはソフトにはどのようなものがあるか、という点でございます。

まず、教育委員会に資料室というところがございますが、ここにもパソコンを置きまして、先生の研究の場、または指導の場として使っております機械がございます。最初

にそれを御紹介申し上げますと、富士通が６台、それから日本電気が１台備えてございます。

そのほか各学校で今まで勉強をしている機種でございますが、パソコンでございますが、日野の一中に３台、二中に２台、七生中に２台、三中に３台、四中には今回21台を入れまして25台、三沢中学校には21台をいれまして23台、大坂上中学に２台、平山中学校に３台ということでございます。それぞれ21台を入れましたものにつきましては富士通でございます。それから、それ以前のものにつきましては日本電気のものが圧倒的に多く入っております。富士通につきましては、その当時につきましては16マシンについては、このうち１台か２台だと思ったんですが、ちょっとこの種類はございますが、そういうふうな状況でございました。

それから、今後の導入計画とその予算ということでございますが、この機種を決定いたしまして、前年度、平成２年度から既に導入いたしました。この機種を引き続き入れていく考えであります。

予算といたしましては、21台を教師用１台、生徒用20台を含めまして、本年度の１校の購入価格が、1,330万7,764円が三沢中でございました。四中につきましては1,523万6,439円、これは床上げの分が含まれておる、また電気工事が含まれておる、というようなことでこういうような違いがございますが、およそ教室の改良工事費が約1,000万を見込み、それからパソコンの購入代を約1,500万円をそれぞれの中学校に見込んで予算を組んでいきたい、このように考えておるところでございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

まず、１点目の端末機の件でございますけれども、財務会計用に今後開発していくということでございますけれども、この学校教育部門におきましても、例えば端末機を教育長のところに置き、さらには各学校の事務所に置けば教育長のところで、例えば、きょうの欠席している生徒がどのくらいいるとか、あるいは現在風邪で休んでいる子がどのくらいいるとか、そういった分析にも使えますし、あるいは成績につきましても、期末試験が終わった時点で各学校の平均値はどのくらい行っているのかとか、いろんな分析が手元でわかるわけですね。出入りの管理もできますので、できればそういった教育関係業務の中にも、そういった端末機を使っての管理ができるようなことをぜひやっていただきたい、ということをこの件についてはお願いしたいと思います。

それから、次のメーカーの選定でございますけれども、選定委員会を設けましてそこ

で検討し、２社に絞ったということでございますけれども、この２社に絞った背景には教育委員会の方から２機種に絞ることを指示したのか、あるいは１機種に絞り切れなくて２種になったのか、その辺を再度お聞きしたいと思います。

そして最終的に、そこからさらに１機種に絞った背景がいまひとつはっきりしないんですが、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。私は、特にどちらのメーカーがどうのこうのということは言うつもりはございませんけれども、やはり学校の現場でそういったものを使って――先生方に言わせれば今まで使っていた、あるいは個人で使っていたとか、あるいは今まで学校に数が少なくてもあった機種を同じ機種を使いたい、という希望を持つ先生は当然だと思うんですね。これは機械がいい悪いよりは、やっぱり慣れという問題が非常に大きな選定のときのファクターにもなりますので、そういった意味では、恐らくそういったところに先生の要望も強くあったんではないか、とそういうものも含めた中で最終的に２機種に絞った、というあたりの根拠をもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

それから、この選定委員会、庁内には、先ほど部長の答弁の中にもございましたけれども、選定委員会ですね、このメンバーについてどんな方がなっているのか、お聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　最初の件は御要望と承りますが、今現在入れている機種と、また庁内で使っている機種を結ぶということについては、将来、可能性は十分あると思いますので、またこの件については、いろいろと検討を進めていきたいと思います。

それから、機種選定委員会のメンバーでございますが、これは教育委員会の中の、まず学校側から８名、これは校長先生、教頭先生をも代表を入れ、その他各中学校から１名ずつ。それから教育委員会におきましては、学校教育部長、それから部内の庶務課長、学務課長、指導室長、それから指導室の課長補佐、学務課の学務係長、それから庶務課の施設の係長、学務課の学務主事担当者と東京都から派遣されています指導主事の16名というメンバーで行いました。

この２機種に選ぶということにつきましては、この検討委員会の中で、みんなの意見の中で四つの会社に指名をしたものをデモンストレーション、機種を展示していただいて、そして、その画面を見、その操作を見、いろいろの説明を聞いてその中から、最後

はやはり競争ということに残さなきゃいけないんじゃないか、ということで２社にまで絞りました。条件を同じようなことにしました。

そして一番最後は、この２種のほぼ同等に近い条件のもとに見積もりをとって、そしてその経済性、それから保守点検につきましてはどういうふうに便利なのか、ほぼ同じようですが、片方につきましては、その保守点検の会社が市内にもある。また研修もそこを使えるとか、それらのことも考慮し、金額の面におきましてもそちらの方が安かった、こういうようなことで、この経過の中で絞っていったという状況でございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　もう少しお聞きしたいと思うんですが、まず先ほどもちょっと言いましたけれども、現在、個人的に先生がパソコンを持って使っている方が大勢いると思うんですけれども、そういった先生方の意見も当然聞いていると思うんですが、この機種選定の中では、それをどのくらい反映されたのか、現在富士通を入れてみて、その辺そういった意見を出された先生方がどんなふうに考えているのか、その辺をまずお聞きしたい。

それから、実際にこのソフトを使ってみて、現在そのソフトがそのまま使えるのかどうか。恐らく検索する場合の内容によってプログラムの組みかえやなにかもやっていると思うんですけれども、一度に21台入れた場合には、恐らくそれを教えている先生方もすべてそういったプログラムまでいじれるかどうかという疑問があるんですけれども、恐らくプログラムをもしつくりかえるとしたり、一部かえるというふうなことになれば相当苦慮されているんじゃないかと思うんです。その辺について、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　一般的な機種として、先ほども申しましたようにＮＥＣの16ビットマシンが相当今まで普及していたことは事実で、各学校の先生方がその機械になじんでいたことは間違いないと思います。そういうことの中でいきますと、たしか使い慣れているという問題がございます。

しかし、そういうことも反映した中で、この機種に一応選んだ経緯がございます。しからば学校の先生がどの程度、全体の先生がこの機種になじんでいるか、またはこのパソコンが使えるか、という問題がございます。これは全体の中で５％から20％のせいぜい範囲の中、非常にまだ使いこなしている先生というのは少のうございます。これから平成５年度から授業に当たりまして、これからの期間で先生を教育することによって初めてこのパソコンの教育ができるというところが多いと思います。

そういう中でいきますと、機械を扱っている場合にはソフトに若干の相違がございますが、一たん教育して使えば、一つのものを使える先生はどれにも使える、というふうに判断をしましたし、それから、今現在、新しい機種を入れてございます。

それから、この資料室の方にパソコンのベテランの先生を嘱託として今お願いしてございまして、この先生が中心になりましてソフトの開発の関係を扱ったり、それから、今回決定しました富士通におきましても全国的に中学校でパソコンを使う、ということを予定いたしまして、今までと違いましてたくさんのソフトを用意されてございます。

それから、そのままのソフトが即使える問題、使えない問題は、どちらの社のものにしても同じものがございます。たまたま個人的に先生が、今までのＮＥＣの機械を使ってのソフトを個人でつくったものにつきましては、即そのままそのソフトは使えないということがございます。しかし、そのものがいいものである、ということであれば、教育委員会の方でその先生のソフトを権利を譲っていただいて組みかえをいたしまして使う、ということも可能でございます。

いずれにいたしましても、最新式の32ビットということで、これは今までのものに比べまして音の関係だとか、いろいろの画面の問題とか、そういうことが幅広く、しかもネットワークで使えるということで選ばせていただきました。よろしく御理解のほど、いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それでは、当然この機種を選定するに当たりましては、近隣の各市ではどんなコンピューターを使っているかも調査されたと思うんですが、この近辺では府中市が非常に進んでいる、というふうにも聞いているんですが、その辺はちょっと定かではないんですが、比較的進んでいると言われているような市では、どんな機種を使っているんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　私どもも教育長会とか、いろいろのところに顔を出したり、その他の会議の中で情報を得ているもの、またこの選定委員会の中でもいろいろ情報をつかみました。その中では、それぞれ機種がまちまちでございます。今までで一番多かったものは間違いなく日本電気のものが、一番先に開発されたということで23区の中では圧倒的に多くなっております。それから市町村、全国的にいきますと、やはりその市内に大手のメーカーがあると、そのメーカーのものを使っていると思われるものとか、富士通を使っているところ、東芝さんを使っているところ、エプソンを使っているところ、ほとんど、いろいろございます。

ただ、今までの過去の量で一番多いのは日本電気のものであることは間違いないと思います。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それでは、そろそろ最後にしたいと思うんですが、最終的に業者を決める入札の件でございますけれども、入札にはどんな業者が参加されたのか、その辺をもう少し詳しくお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それではお答えをいたします。

まず第四中学校でございますけれども、７社、業者の指名をいたしました。その内容でございますが、株式会社アイネス、その次がオプティマシステムズ株式会社、第一法規出版株式会社、富士通株式会社、富士通ＦＩＰ株式会社、株式会社富士通ビジネスシステムズ、富士電機総設株式会社、この７社でございます。

それから、三沢中学校につきましては一部ダブっておりますけれども、株式会社アイネス、株式会社大崎コンピューターエンジニアリング、富士通株式会社、富士通ＦＩＰ株式会社、株式会社富士通ビジネスシステムズ、富士電機総設株式会社、丸善株式会社ということで、要するにただいま学校教育部長が説明をしましたけれども、富士通のいわゆるＦＭＴＯＷＮＳ－ＳＦ32ビットネットワーク方式、この機種を扱っているところということでございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　７業者を指定して入札を行ったということなんですが、実際に入札の段階では、そのうち６社がすべて辞退してしまった、というふうに聞いていますけれども、その辺は事実でしょうか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　まず三沢中学校でございますけれども、三沢中学校につきましては、富士電機総設以外の業者につきましては当日棄権をしたということでございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　せっかく７社も指定して、実際に入札のときは下りてしまったということは、もう事前に、例えば品質の点、あるいは価格の点でとても太刀打ちできない、ということで下りてしまったんでしょうか。その辺、何かもしわかりましたらお

聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　その辺の内容については、私どもなかなかわかりにくいわけでございますけれども、三沢中学校につきましては教室、いわゆるコンピューターを設置します教室の建物の改造、あるいは電気設備等の改造をいたしました。したがって、三沢中学校につきましては、このコンピューターのハード、ソフトの導入ということでございます。その辺の辞退した理由につきましては、ちょっと私ども推測がつかないところでございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　そういった業者にも、せっかく市の方で指定しているわけですから参加していただかないと、本来の入札にならないわけですので、その辺を十分業者と話し合っていただいて、やっぱり適正な価格で購入できるように、やっぱり入札をしていただけるように指導をお願いしたいと思います。

最後に要望になりますけれども、前半でも言いましたように機種の選定につきましては、今後、子供たちがどの機種で勉強して――社会人になったときに一般社会の中でどの機種に出会うか、というときに非常に深いかかわりが出てくるわけでございます。そういうことも十分に検討をした上で機種だとか、あるいはソフトについては検討して、指導に当てていただきたい、とこんなふうに思います。

それから、今後、事務処理用、あるいはいろんな教育の業務の中で端末機につなげていく場合には、先生方の声も十分反映して、このコンピューターを十分活用して、少しでも子供たちの指導に行きわたるように十分に検討した上で御配慮を願いたい、こんなふうにお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって５の１、小・中学校におけるコンピューター導入についての質問を終わります。

一般質問５の２、市立総合病院の対応は患者の立場に立っての通告質問者、内田　勲君の質問を許します。

○11番（内田　勲君）　それでは引き続きまして、市立総合病院の対応は患者の立場に立ってという観点から質問をさせていただきます。

まず事務長にお伺いしたいと思います。日常、事務長がこの市立総合病院の中におられまして、これは大きな問題だな、とこんなふうに感じている点を３点ほど、日ごろ感じていることを３点ほど挙げていただきたい。

まず、この点をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　日ごろ病院におきまして感じていることを申し上げます。

率直に申し上げまして、老朽化している病院の中で非常に医局の人たちが患者のために尽くしているという姿を見受けるわけであります。そういう中におけるサービスに努めているわけでございますが、どうしても狭隘のために患者の方がいろいろいら立つという点において、いろいろと苦情もあるわけでございます。

一方、また高度医療に結びつけながらも、なかなか他の部分とのつながりもございまして、患者とのトラブルが多々あるわけでございます。

また、もう１件につきましては、やはり給食の時間がどうしても４時半か５時でございますので、これらにつきましても、やはり患者のために適時の時間に食事をさせたいというようなことを、３点ばかり気がついたことを御報告申し上げます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　この市立総合病院につきましては建てかえ問題とか、あるいは病院経営の問題等々難しい問題を抱えていると思います。私たちは、その病院の患者に対する配慮といいますか、患者及びその家族に対する思いやり、こういったものにつきましても病院については不満な点があるわけでございます。

実際に市立病院で起こった例を申し上げますので、それについて事務長のお考えをお聞きしたいと思います。

大変高齢の方が風邪と診断されまして市立病院に通っていた。どうも37度程度の微熱が続いていまして、なかなかすっきりしないということで、家族の方が「もう少し詳しく診ていただきたい。毎日微熱が続いている」と、こんなことを言ったそうですけれども、そのときの先生の対応が「その程度は熱のうちじゃないんだ、患者さんはあなただけじゃないんだ」というようなことを言ったそうです。これはまた聞きですから、どの程度の実際に強さで言ったか双方のやりとりはわかりませんけれども、そんなことがあったそうです。それで大変悔しい思いをしたということで、この家族の方は、ある知り合いに立川にあります病院を紹介していただき、そちらへ移ったそうでございます。それでよく診断をしていただきましたところ、大変な病名が出てきたそうです。その病気のために、ある部分が圧迫されて微熱が続いていたということで、現在もそちらに入院をしている状態でございます。

家族に言わせますと、あのまま、もう少しいたら恐らくもう手遅れになっていたんではないか、ということで、今でも大変悔しがっております。そんなことが一つありました。このときの対応について、どんなふうにお考えになるか……。

もう１点でございますけれども、今度は大変若い奥様の例でございますけれども、１歳半と３歳になる子供が同じように風邪を引いたということで、かかりつけの内科病院へ行ったところ、風邪ですね、ということで、二、三日様子を見ましょう、と言われて薬をいただいて帰ってきたそうです。様子を見ていましたけれども、なかなかよくならないということで、本来ですと１日あけて明後日に行く予定だったんですが、翌日、朝一番に再度病院に行ったところ、それでは市立病院を紹介しますので、そちらでよく診ていただいた方がいいんじゃないか、ということで市立病院へ行ったそうです。やはりここでも、風邪ですという診断で、また薬をもらって帰って来た。

ところがその夜、容体が急変しまして、今まで熱があったために顔が赤かったんですけれども、２人とも子供が青くなってきた。非常に呼吸も苦しそうだということで翌日早々に、まず病院に電話をしたそうです。そのときに出ました看護婦さんの応対が、あなたは明日が来院の日である、その程度は大丈夫ですから明日来てください、ということで看護婦さんに軽くあしらわれてしまった。いや、容体が大分違うんでぜひ先生にかわってください、と言っても、やはり先生にはかわってくれなかったそうです。

したがって、その奥さんは、また知り合いにお願いしまして、八王子の高尾にあります医療センターの方へ電話をしたそうでございます。そうしたところ医療センターではその奥様から容体を電話で聞いただけで、恐らく肺炎になっているんではないか、ひょっとしたらもう少し手遅れの状態かもしれない、というような雰囲気だったそうです。とにかくすぐ連れてきなさい、ということで連れて行ったところ、やはり肺炎になりかかっていまして、それから８日間入院して無事に退院をしてきました。

こんな事例があったんですけれども、これについても事務長、どんなふうに考えられるか、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　お答えいたします。

医師と患者のギャップ、あるいは看護婦と患者のギャップ、いろいろあるわけでございますが、これが一番各病院における頭の痛いところでございます。医療行為につきましては、事務長といたしましては信じるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように患者に対する対応の仕方につきましては、率直にそれが事実ならばおわびしなければならないと思います。

いずれにしましても、市立病院をあずかる院長を初め院内職員は、病院発展の最大の原動力は、何といいましても患者の立場に立ちまして患者のサービスに徹した努力に尽きるものと認識しているわけでございます。また、それを実践しているはずでございます。

ただいま御指摘されました二つの事例でございますが、本来、それが事実ならばまことに申しわけないわけでありますが、日ごろ院長を中心に患者に信頼され、また感謝される応対に努めているわけでございますけれども、せっかく診療に介護に、あるいは最高最大の努力を行いましても、先ほど申し上げましたように患者への説明不足、あるいは応接態度の不注意がかえって誤解を生み今回のような事例になったものと思います。

いずれにしましても、院長も日ごろからこうした方々に対する、市民に信頼される病院づくりに励んでおりますけれども、このことにつきましては院長を通じまして、あるいは総婦長を通じまして、こういう誤解なきような、これからの行為をしていきたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　たまたま２件の事例を申し上げましたけれども、このほかにも似たり寄ったりの声は何件か聞いたことも過去にあるんですけれども、恐らく病院側でも過去にこういった苦情は聞いているんじゃないかと思うんですね。ですから、おおよその察しはつくんじゃないかと思いますので、ぜひ、こういった点につきましては、今後もいろんな機関を通じまして改善をしていただきたい。

それから、私も個人的に感じることなんですけれども、私の経験で、過去に八王子の方にあります都立病院に、私のせがれが病気になりまして連れて行ったところ、どうも盲腸らしいんだけれども、血液を検査すると盲腸でもない。痛がっている場所はまるきり盲腸であるということで、５日ばかり入院したことがあるんですけれども、実は私の息子は非常に珍しくて、内蔵が全部右左反対なんですね。ですから盲腸の位置も反対側なんですよ。ですから、通常の人の右の盲腸の部分が痛くなるのは、全く盲腸と関係ないんですね。ですから、これはレントゲンを撮ればすぐわかることなんです。

ところが都立病院のレントゲン技師は、ぱっとレントゲンのネガを見たときに中身が全部反対になっているもんですからひっくり返しちゃったんですね。そういうことのないようにレントゲンは現像するとＲと書きますよね、右がこちらですよ、となるんです

けれども、それをこう見れば全部の内蔵が反対になっているから、盲腸がこっち側にあるからすぐわかるわけでしょう、それをわざわざひっくり返して、こちらへRと書き直したんですね。ですから、その原因も何もわからないわけですよ。それについて僕は院長にクレームをつけたことがあるんですよ。そんなばかな話はない、心臓が右にあればすぐわかる、ということで大分そのときは突っぱねられたんですよ。でも僕がかなりそこでがんばったために、やっとそのレントゲン技師を呼んでレントゲンを持って来させたんです。それでその事実がわかったんですけれども、それで、やっと、しぶしぶ頭を下げたような状況なんですね。そのくらい医師というのは、なかなか患者の言うことを素直に聞かないのが実態じゃないかなと僕は感じているんです。

ですから、今のようなはっきりした間違いがあれば、かなり強く言えるわけですけれども、そうでないとなかなか患者の言うことというのは聞いてもらえない、ということがありますんで、しかも他人から見れば大したことなくても、家族から見れば非常にその状態を見たときに焦りもあるわけです。わらをもつかむ思いですがるわけですから、そういった心情も察して、多少患者がわがままを言っても聞いてやる、というような態度が必要ではないかと思うんですね。

ぜひそういった点を改めていただきたい、ということをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって５の２、市立総合病院の対応は患者の立場に立っての質問を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後４時６分　散会

６月14日　金曜日　（第４日）

平成３年
第２回定例会　**日野市議会会議録　（第12号）**

６月14日　金曜日　（第４日）

出席議員　（29名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	簏野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷　長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

16番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成3年6月14日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時13分　開議

○副議長（福島敏雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員20名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。日程6の1、市民にも見える・分かる・訴える環境保護行政及びゴミ対策行政をの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔1番議員　登壇〕

○1番（沢田研二君）　それでは通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

テーマは、市民にも見える・分かる・訴える環境保護行政及びゴミ対策行政を、という内容でございます。

たかがごみということが言われます。しかし今や、幾つかの全国紙——これは新聞でございますが——これを見ますと、必ずと言っていいほど、毎日ごみ問題がどこかの新聞に掲載をされているというほど、大変大きな社会問題になっていることは、だれしも御承知のところでございます。このことは毎回、必ずこの市議会におきましてもどなたかが、それも何人かの人がごみ問題を一般質問に取り上げているということからいたしましても、その関心の高さが示されているんではないかというふうに思います。このことからしますと、たかがごみとは言っておられない、まさにされどごみの状況にあるんではないかと思います。今回は、一般質問26人ということで、近年で最も多くの人が質問に立ったわけでございますけれども、なぜか今回はごみ問題1人だけということでございますので、その分、声を大にして訴えていきたいというふうに思います。

ただ、私にとりましては、このごみ問題、認識といいますか、問題意識そのものは人一倍持っているつもりではございますけれども、極めて不得意科目といいますか、不得意分野でございますので、言うなれば素人感覚での指摘ということになるかと思いますが、ただ、考えようによりましては、ごみを捨てる人のほとんどは、言うなれば素人でございますので、その面では、むしろ私のような素人感覚、あるいはレベルからの指摘の方がより意義があるのかもしれません。この議会の仲間にも、自他ともにごみプロとして認める真智子さんがおられますけれども、これもそういった観点から、専門的視点、そして核心をついた指摘が行われてきているところでございます。きょうは、そういう水準ではございませんので、答弁におかれましても、ひとつ、地球に接する、あるいは

環境に接するような優しい感覚で清掃部長からの御回答をいただければというふうに思います。

質問につきましては、四つの視点から行わせていただきたいと思います。１個ずつ分けて質問させていただきますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。１個目、２個目につきましては、極めて基本的なことで、これは今や、日本じゅうがある意味で、ごみ問題は大変だ、大変だということを言うわけですけれども、では具体的に何がどう大変かということ、特に自分の身の回りのことがどうなっているかということを意外と知らずにいるケースの方が多いんではないかな、そんな観点から質問をさせていただきたいなと思っております。

今年の３月の末に、厚生白書、ごみに対しても含まれているわけでございますが、平成２年度版の白書が出されております。ここで見ますと、全国で１年間に出されるごみの量が4,839万トンだとか、国民１人当たりのごみの排出量が１日当たり1,082グラム、年間にすると約400キロにもなる、こういうことが報告をされております。ただ、こう言われてもなかなかぴんとこない部分もあるわけです。これがお金の面といいますか、財政の面で絡めますと、市町村全体の全国でごみに使われる費用が年１兆1,540億円、国民１人当たりの処理費が9,400円にもなるということでございます。しかし、こう言われても、どれだけごみを出しても、税金が取られるわけではない、ふえるわけではないという、そういう感覚の方がまだ先行しているのが現実ではないかなというふうに思います。そんなことを含めて身近な所のこの白書版との関連も含めた内容を後でお聞きをしようと思っております。

それから３個目、４個目につきましては、ごみ対策の根本的な面を触れたいというふうに思っております。

そこで、３個目でございますけれども、日野市におけるごみ対策行政の実情と問題点についてということでお伺いをしたいと思います。

これはあくまでも現在の日野市のごみ行政はどういう状況にあるかということ、それから現在の問題点は何かという観点でございますけれども、例えば、日野市は今、ボックス収集を行っているわけでございます。これは市民の皆さんから見たときに、いい面、悪い面、いろいろ評価が分かれるところもあるんではないかと思いますが、この点が現在どういう状況で、またどこに問題があるのか。それから、当然ごみは、まず個人といいますか、家庭から捨てられるところから始まるわけでございますけれども、この捨て方の現状、問題点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、捨てられたごみが収集され、そして処理をされるわけでございますけれども、この収集処理に対しての、例えば収集に対しましては、人手の問題があり、また、車を使って収集するわけで、その交通事情、あるいは安全上の問題も絡んでくるかというふうに思いますが、そのあたりも含めた現状と問題点。

それから処理状況でございますけれども、これは今現在、２基の炉があるというふうに思いますが、この辺の設備の現状、ごみ場との兼ね合い、それからクリーンセンターのスペース的な問題もあろうかと思います。この辺を含めたことを中心にして、現在のごみ行政の状況と問題点を最初に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　お答え申し上げます。

第１点目の、ごみ問題の実情と問題点という点についてお答えいたします。

一般に、捨て方の問題が当然あるわけですけれども、ごみの収集については御存じのように、各自治体において収集の仕方が多少違ってまいります。日野市では特に、そういうわけで転入される市民に、本庁とか支所において「ごみ出しは正しく出しましょう。ルールを守ってマナーよく」という、こういうチラシをお渡しして、日野市のごみ行政について理解を求めているわけでございます。また、毎年年末になりますと、このパンフレットを全世帯にお配りして、ひとつマナーよく出してほしいということを徹底させているのが現状でございます。

それから、一般的にごみ収集は、可燃ごみと不燃ごみがあるわけですけれども、御存じのように不燃ごみは、日野全域がダストボックスで設置しておりまして、また、可燃ごみにつきましては、ボックス収集と、それから袋収集というふうに二つに分けてございます。特に可燃ごみの袋収集の地域のごみの出し方は、ごみ集積所が約1,250カ所設置しているわけでございますけれども、収集日の朝８時半までに出すように、と指導してございます。ただ、たまにはこのごろ、共稼ぎ等が多くなりまして、前の晩に出したりしまして、そのために犬、猫、またカラス等の被害に遭いまして、まちを汚すということが多少見えますけれども、おおむね市民の皆さんの捨て方については、良好だと私の方は解釈してございます。

今、議員さんがおっしゃいましたように、ボックス収集の件でございますけれども、特に大体きちんと出していただいておりますけれども、一部ダストボックスからごみがあふれているとか、それからボックスの上や横に、そのまま袋が積み込まれていることがたまたま身受けられるわけでございます。こうしたボックスの中を調べてみますと、

まだ空間があるわけですね。ですから、ボックスの中へ入れるときはできるだけごみを小さくしてもらうことが一つと、それから奥の方から詰めるようにしていただければ、まだまだボックスが空間があるということで、この辺も市民の皆さんの協力をお願いしたいということでございます。特に、このごろは、不燃についても、プラスチック類のふわふわしたもので、体積ばっかり大きいものが入っていることが多うございます。そのような姿でございますので、できるだけきちんとした出し方を市民にお願いしたい、また、御指導しているところでございます。

それから、こういうごみの収集の状況を把握するために、清掃パトロール車というものを配置しまして、これは環境保全にお願いしているわけですけれども、市内を３カ所に分けまして、毎日その３カ所を１日置きにごみの状況等を視察して、またそこで不法投棄、また分別がきちんとできているか、そういうような点から、パトロールを実施しております。そういうことも、収集、捨て方をフォローしているということになってございます。

それから、収集業務についてでございますけれども、御存じのように、可燃ごみは週３回、月水金コース、火木土コースというふうになっておりまして、また不燃ごみは６月から週２回の回数で収集を実施させていただいております。それで可燃ごみについては、この収集状況は、市内を30区分しまして、コースを分けて15台の収集車により収集しているのが現状でございます。その30地域の中の７地域が、さっき申しました袋収集の地域で、あとの23区域がボックスによる収集地域となっているわけです。ボックス収集の収集車につきましては、収集効率の向上、また収集作業に携わります職員の労働安全上の配慮から、昭和61年から暫時、クレーンパッカー車という車に切りかえているのが現状でございます。

それから、クリーンセンターの場内の炉の問題でございますけれども、御指摘ありましたように、110トンが２基備えつけてあるわけでございまして、現在、平常なときは１基ずつ、１基を３カ月交代で24時間体制で焼却しております。今のところ、可燃ごみ平均しますと、１日120トンから130トンでございますので、24時間体制をすれば、クリアしてございます。ただ、年末とか正月明け、それから連休明け等については、２炉を同時に稼働するというふうにしているのが現状でございますけれども、このままごみの量がふえてまいりますれば、少なくても、私の方は平成12年あたりまでの量を推定してございますけれども、このままでいきますと、平成あと10年後には、少なくても毎日、やはり220トンを燃やしていかなきゃ、稼働していかなきゃいけないだろうと思ってお

ります。ですから、その前に炉の増設等も具体的に検討に入っていくというふうな姿になろうかと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。

現状においては、さほど問題なくスムーズにごみ行政が行われているということで、受けとめさせていただきたいと思います。了解いたしました。

それでは、２点目に入らせていただきたいと思いますが、処理費用とか経費実態といいますか、この辺の言うならば経費と能力の関係でございますけれども、それとあわせまして、今後のごみ行政の見通しについて伺いたいと思います。

今、若干見通し的な部分も触れられましたけれども、まずごみ行政にかかる全体費用の関連でございます。先ほどちょっと、厚生白書との兼ね合いでお話をしましたけれども、この日野版にそれを置きかえたときに、どういうような実態にあるのかということでございます。年間トータル費用的にどのぐらいの費用を発生しているのか、これは予算の清掃費の部門でも出ているわけでございますけれども、その部分だけではなくて、この設備というのが相当な金額になろうかと思います。四、五年前に新しく更新をされたものもあるわけでございますけれども、これは役所の場合、どういう形で扱っているのかわかりませんが、こういう設備費を償却していく場合の費用も含めてトータル費用はどのくらいかかっているのか、それから、それを今度は世帯平均なり、あるいは１人平均ということで置きかえたときに、日野市の場合にどれだけごみに費用を使っているいるのか。それからさらに、税金との兼ね合いで、税金も一般市民税的なところと、このごみ行政にかかわっている費用との比率がもし出せれば、その辺も比較をしていただきたいなというふうに思います。

それからもう１点の、今後のごみ行政の見通しでございます。これは、日野市のごみの増加見込みをどういうふうにとらえておられるのかということが１点でございます。

それから、当然ごみがふえていけば、いろんな意味での経費がかさんでいくわけでございますけれども、これがどのようなとらえ方をされているのか。これは当然、先ほども、10年以内にはパンクしそうだというような話もありましたので、その辺の設備費との兼ね合いも含めた経費がどうなっていくのか。それから、収集能力なり、あるいは処理能力が、現状は問題ないということでございますけれども、当然、人手の問題であるとか、いろんなものが絡んでくるというふうに思いますので、この辺の今後の見通しが

どうなのか。

それから、当然最後に、処理場におさめられる部分があるわけでございます。東京都あたりも、あと数年でパンクをするということで、大きな問題になっております。もちろんこれは、日野市で処理している共同管理の場所もあるわけでございますけれども、このあたりにも当然、先何年という見通しがあるわけでございますが、この辺も含めて改めて伺いたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　２点目の御質問についてお答えしたいと思います。

最初に、経費の件についてお答え申し上げます。

平成元年度の決算に基づきまして、お答えさせていただきたいと思います。平成元年には、清掃関係の経費は、11億8,500万でございます。そのうち、収集経費、これは委託してございますけれども、その11億8,500万の中の４億7,600万が収集経費に充てられております。全体の約40％が収集経費でございます。それから中間経費、いわゆるクリーンセンターにかかる、今おっしゃいました設備とか、その他もろもろのクリーンセンターの中で執行する予算が５億6,700万、48％でございます。それから日の出町にあります最終処分地の管理運営その他のために、１億4,200万日野市は負担してございます。そういうわけで、例えば、じゃあ１人当たりの経費は幾らかかるんだと申しますと、１人当たり7,319円。市民１人当たりにかかっておりますし、また、１世帯を見ますと、世帯当たり１万9,249円という金額になっているわけでございます。ごみはですからただでないということがわかるわけですけれども……。

また、沢田議員さんから市民税との関係という御質問でございますけれども、例えば平成元年度の現年度課税の調定額を対比してみますと、今申し上げました11億8,500万てございますけれども、個人市民税は、123億700万が平成元年度の現年度の調定額でございます。それと比較してみますと、清掃にかかる経費は、約9.6％、約10％でございますけれども、市民税と対比しました場合に、清掃費はかかっているということでございます。

それから、今後のごみの増加で分析してございますけれども、このままの形でいきますと、私たちの方としては、毎年全体と見て、約５％ずつ上昇していくだろうという考えのもとに、将来推計を立ててございます。ただいまリサイクル等が進めば、この５％はクリアできるという可能性もあるわけでございますけれども、今のところ毎年５％の

推移を見ながら、清掃行政の将来について今考えているところでございます。

それから、今申し上げましたように収集部門は、日野市の場合は、委託しております。ですから、先ほどの経費から見ますと、直営の経費から見ますと、大変安くなっております。東京都のこの収集経費は、１トン当たり約これ４万何がしという数字でございますから、それから見ると日野市は安いということがわかるわけです。今の社会情勢からいきますと、収集業務へ来る職員は、現実はおりません。募集を随分やっているんですけれど、そういう中からまた、ああいう収集業務は、若い人が欲しい、力仕事ですから若い人が欲しいということで、募集はしているんですけれど、その人的な面は、やっぱり不安が残ります。ただ、今請け負っている会社は、収集体制については心配要らない、人的な面だけがちょっと不安が残るというお話を聞いているところでございます。

それから、最終処分地の問題でございますけれども、できるだけごみを少なくして、谷戸沢に持っていかないということが大切なわけでございます。今の最終処分地は、平成８年の３月に終了します。第１期から第３期の埋め立てがあって、今もう３期に入ってございます。ですから、平成８年３月までには第２最終処分地を今組合の方では検討している最中でございます。大体のめどがついたということは聞いておりますけれども、今その現地を調査中だということでございます。

ちょっと落としたところがあるかもしれまんせけれど、以上お答えにかえたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

先ほどちょっと、経費の兼ね合いでもう一度確認をしたいんですが、１人当たりが7,319円。世帯当たりは、これ何人ぐらいをといいますか、１万9,000円……。平均家族が３人か４人かによって違ってくると思うんですが、若干そういう面で合わないような気がするんですけれども、ちょっとその辺のとらえ方を、もう一度教えてください。

それから、あとは今後の見通しなんですが、平成８年３月までということで、あと５年ないということでございますが、その辺ももっともっとアピールしながらごみ対策を進めていく必要があるのかなというふうに思うわけですが、その世帯の費用の面だけ再確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えいたします。

日野市の１世帯の平均は2.67人というふうになっています。３人までいかないという

ことで、2.6人だと思いましたが、それで計算しているわけでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　ありがとうございました。

私は、今回、そのタイトルに「見える・分かる・訴える」という表現をしてきましたけれども、こういう身近なところでの実態がどうなんだということは、やはりいろんな形で市民の皆さんに訴えていく必要があるんではないのか、あるいはわかりやすく知らせていく必要があるんではないかなという意味で、こういう言い方をしたんですが、1人当たりの費用だとか、あるいは税金に占める9.6％という大変高い、まさにごみはただではないんだというのがわかるような形で今後ＰＲをする機会には、そういうものも含めていってはどうかなということをお願いしておきたいと思います。

それでは、第3個目について質問させていただきたいと思いますが、3点目は、行政側から市民に訴えるべきこと、また、ごみ減量策としてのリサイクル事業をどう計画していくかということをお伺いをしたいと思います。

今までの回答の中にも、幾つか触れられてきたわけですけれども、言うなれば行政側からごみ政策、あるいはごみ減量というものを考えたときに、市民の皆さんにこういうことがわかってほしんだ、あるいは注意してほしんだというようなことが、訴えるべきことが必ずあるというふうに思います。既に触れられている部分があるわけですけれども、いずれにしましても、ごみ対策そのものは、今や行政サイドだけの問題ではなくて、市民も一体となって取り組んでいかなければ、解決できない問題だというふうに言われております。そういった面から、日ごろいろんな面で御苦労されているわけでございますので、この際、思いっ切り訴えるべきことを、かわってここで訴えていただいたらどうかな、そんな観点からこの部分を質問させていただいております。

で、当然プロの目で見たときに、いろんな形の問題意識があるというふうに思います。特にあのボックス収集、大半がボックス収集をしているわけですけれども、聞くところによりますと、分別ということを考えたときには、ボックス収集というのは非常に問題あるんだというようなことも伺っておりますので、その辺も含めて御回答いただければというふうに思います。

それから、ごみ減量策のため、関連でございますが、このごみ減量のためには、そのごみの再利用をすることが極めて大事なことというふうに思います。すなわち、リサイクル事業をどう行っていくかということだと思うんですが、ここであえて私は、リサイ

クルを事業化するという意味で、リサイクル事業というふうに言っております。ごみ対策というのは、処理能力を完全にして、対処、対策をしていけば、それでいいんではないかというふうにも言えるわけですけれども、しかし、リサイクル体制を整えることによって、ごみが資源として生かされる、生き返る、かつまた、当然、ごみそのものの減量策にもつながるという、一石二鳥になるわけでございます。そういう観点で自転車だとか、家具だとか、電化製品だとか、言うなれば粗大ごみとか、あるいは牛乳パック、カレット、缶、再生紙可能な紙等々、資源となるもの、あるいは再利用できるようなものがたくさんあるわけでございます。これらをいかにリサイクル可能な形に体制を整えるかということが大事でありまして、ストックヤードの問題だとか、回収体制づくりというのは、これは市民サイドの問題というよりは、まさしく行政サイドの問題そのものだというふうに思います。先日の行政報告に絡めた質疑の中で、馬場議員からの指摘に基づきまして答弁されました、日野市におけるリサイクルセンター構想なるものが、若干説明をされました。私が言っております、このリサイクル事業ということに極めて近い考えのように思われたわけでございます。先ほど、先日説明をされましたこのリサイクルセンター構想及びその他の施策を含めまして、リサイクルに関しての計画があれば、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　それでは、3点目の質問にお答えしたいと思います。

行政側から市民に訴えるべきことということでございます。先ほどもちょっと申しましたけれど、基本的には、排出のルールをきちんと守っていただきたい。それからまた、各家庭で減量化、リサイクルに努力していただきたいということを、基本的には申し上げたいと思います。この辺が基本になりまして、個々いろんな形で広まっていけば、おのずからリサイクルになり、またごみ減量につながっていくんだと思うわけでございます。

よく、ちょっと言われることですけれども、消費者の皆さんは、ごみになるものは買わない、また、ごみにしない、ということが言われております。じゃあ、ごみになるものは買わないというのはどういうことかといいますと、豊かな生活になった関係もございましょうけれども、不要、不急なものは買わないでもいいんじゃないかということ、それから買い物には、やっぱり買い物袋や、袋を持って、そして自分の袋で過剰包装をやめてもらうというようなことも大事なことだと思います。それからワンウェイ、使い

捨てですね、容器に入ったものは買わないことが必要なんじゃないか。それから、昔はそうだったんですけれど、土に返る、大体紙にしても鉄分にしても、最後は土にかえって、また還元されるわけです。ですから、そういう観点から、土に返るもの、ですから資源化できるものを買うべきであろう、というようなことがよく指摘されているわけでございます。

それから、ごみにしないということは、それじゃあ、物は買ったけれども、やっぱり修理できるものは修理して使うということが大切じゃないかと思います。クリーンセンターのリサイクル事業所を見ていただけばわかりますし、また、粗大ごみの収集してきたものを見てくだされればわかりますけれども、使えるものが随分あるというのが現状です。私たちが見てももったいないというものがありますから、ちょっと修理すれば使えるものがいっぱいある。それでまた、最後まで使い切ってほしい。よく古着なんかも、まだ着られるのにな、また下着にしても、着られるのにというものがありますし、また下着なんかは、いろんな形で、雑巾にしたり、ウエスにしたりして使えるものですから、やっぱり最後まで使い切ることが大切なんじゃないかというふうに思います。

それから、もう少しいろんな形でリサイクルがあってもいいんではないかと思います。いわゆるリサイクルセンターに持ってくるんじゃなくて、市民同士が不用交換会を開くとか、ガレージセールをするとか、そういうようなことで、交換会を開いたりなんかすれば、お互いにその品物が生きてくる。ごみというものじゃないちゃんとした製品、品物として存在しているわけですから、できるだけ、私のところに来ればごみになっちゃいますけれど、それ以前はごみじゃないわけですけれども、そういうことも口幅ったいようですけれども、市民の皆さんに御理解願えればなあという気持ちでおります。

それから、ボックス収集のことがいつも問題になりますけれども、よく分別、分別と言われています。日野市の場合は、４分別にしておりますけれども、さきに申しましたように、可燃にしても不燃ごみにしても、大方ボックス収集しています。これ正直に申し上げまして、分別収集をもっと手を広げていくときには、やっぱり最大の難関だと私たちは認識をしております。その中から、現実はもう定着しているわけですから、そのボックス収集の中から、どうリサイクルができ、また分別をすることが必要かということを、今、部内でも先を見越した考え方を持って検討しているわけでございます。

それでは一番いいのは、回収団体がたくさんできて、それが積極的に市内で、その団体でリサイクルしていただく、私たちが入る前にとめていただければありがたいな、ごみにならなくて済むなと思います。そうした、その上に、まだ資源化するものいっぱいあるわけですけれども、全部が全部、そこで回収できるわけはございません。そのときに初めて施設の問題が出てくるわけです。ですから、一番今私たちが、今後部内で考えていることは、不燃ごみの中の有価物をどう資源化していくかということでございます。御存じのようにアルミとか鉄類は機械選別してございますけれども、カレット類ができてないわけですね。ですから、将来に向かって、粗大施設の改善をするときには、カレットまで含めた施設改善はしていかなきゃいけないだろうと、研究に入っているところでございます。

ただ、先ほど御質問にありましたけれども、そういう施設を改造したり、また建て直すにしても、国の補助があるとしても、すべて何十億とかかる費用でございます。ですから、よく研究に研究を重ねていかなければ、一つ施設建てるにも何十億とかかりますから、部内で今、そういうプロジェクトチームをつくって、検討を始めているところでございます。何はともあれ、クリーンセンターに入る前に、何とか食いとめて、また、入ってきたものをまた資源化していきたいという考えを持っています。それには皆さんの御理解を得なきゃいけないと思っているところでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。

まさにごみというのは、捨てればごみでありますし、置けば製品といいますか、物でございます。そういう意味からしますと、このごみとして扱われる前に、いかに扱うかということを盛んに清掃部長も強調されていたわけでございますけれども、そのためには、やはりストックヤードだとか、あるいは回収体制を整えていくということが、やっぱり関連して必ずついて回ることではないかなと思います。で、こういったものは、いろんな消費者団体の皆さんが一生懸命日ごろやられているわけですけれども、そういうところだけではできないような分野が当然あるわけでして、そのところは先ほども言いましたように、行政サイドの問題そのものではないかなと思うわけです。リサイクルセンターの件については余り触れられませんでしたけれども、これは１カ所だけにあればいいということではなくて、いろんな場所にストックできるような場所を確保していくというようなことの構想がどうなっているのか、ちょっともう一度お伺いをしたいと思います。

それから、昨年の10月に東京都が、粗大ごみで10年計画ということで、23区に１カ所ずつリサイクルセンターを設置していくということが報道されております。既に数カ所

できているところもあるようでございますが、23区のこの構想と、都下の方はどういう関係になっているのか。日野市はそういった一連の計画に基づいてリサイクルセンターを計画されたのかどうか。東京都のこの内容を見ますと、２階建ての延べ床面積約200平米で、展示販売も行っていくというようなことですから、極めてこの構想に近いように思うわけですけれども、この辺の関連をもう一度お伺いをしたいと思います。

それから、いろんなものを回収できるわけでございますけれども、例えば牛乳パックの回収、日野の実態を詳しく知らないで申し上げるのも何なんですが、例えば、こういったたぐいのものは、箱状にしますと大変かさばるんですけれども、それをきちっとこう、板状といいますか、紙状にしたときには、さほどかさばらない。かといって、各家庭では相当な数が出るわけですけれども、それをきちっととっておいてといいますか、しかるべきときに出すというのも、これはなかなか、口で言うのは簡単ですが、大変なことだろうというふうに思います。これは清瀬あたりでももう既にやっていることのようなんですが、こういったものを例えば小学校だとか、中学校だとか、さらには公共施設、そういうような所に簡単な回収容器のようなものを置いといて、そしてそこに持っていけば、だれでも置けるんだ――例えばですね――そんなようなことをしていけば、もっともっと回収率が上がっていくんではないのかなというふうに思うわけです。特に、このごみ問題というのは、子供の代からごみ、あるいは資源というとらえ方を含めて教育をしていくことが必要だということも盛んに言われているわけなんですけれども、例えば中学校あたりになると難しいかもしれませんが、小学生あたりに、お母さんからきれいに水洗いされた牛乳パックを学校に持っていって、しかるべき容器に入れなさいというようなことを通じて、体験教育的にごみと資源の関係を教えていくというようなことも、一石二鳥でできることではないかなというふうに思うんですが、今申し上げた３点について再質問させていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　先ほど落として申しわけありません。

リサイクル展示場でございますけれども、日野市はたまたまセンターの中に旧管理棟である建物がそのままそっくり残りました。そういうようなことで、空きになったものですから、昭和61年の秋から、シルバー人材センターに委託しまして、初めは自転車を再生修理して市民に還元していたというのから始まりまして、電気製品、家具、使えるもので多少修理すれば市民に還元できるものをそこへ展示するという形で始めたわけです。それが年々盛んになりまして、売り上げもわりと毎年毎年伸びているのが今の現状

でございます。働いている人もふえてきまして、今現在は６人働いております。

ただ、問題は、いつも言うことでございますけれども、場所が不便であるというようなことがありまして、市内のどこかにいい場所がないかということは前々から求められていたわけでございますけれども、たまたま先日申し上げましたように、南平に市の土地があるということで、関係部局と今協議をしながら、あそこを架設のリサイクルセンターにしたらどうか。その中で、議員さんがおっしゃいましたような、市民が一番回収で困っているのは何かということは、ストックヤードですね、一時置き場の場所がない。だから市として行政側から何カ所か本当はストックヤードを回収団体のために設けるのが一番理想的でございますけれども、そこをリサイクルの展示品と、それから今おっしゃいました牛乳パックとか、アルミ缶とか、そういうものを一時積み置きしておいて、たまればそこへ業者が行って引き取るというような制度にしたらどうかということを、生活環境部、また建設部あたりと相談しながら進めているところでございます。それについては、いろいろあそこはクリアしなきゃならない問題がありますので、それをクリアしたら、ぜひとも第２のリサイクル展示場にさせていただきたいと思っているわけでございます。今のクリーンセンターの場所も、展示はいたしますけれども、もう１カ所市内にそういう展示場を設けさせてもらえば、市民の皆さんに便利になるんだろうと思っております。

それから、牛乳パックの回収の問題は、私清掃部長の方から申し上げていいのかどうか、ちょっと迷う、生活環境部関係かもしれませんけれども、バージンパルプと言われているように、実際私たちもあれで、溶かしてはがきをつくってみたりなにかしましたけれども、大変いいパルプであるということは、やってみて現実にわかりました。ただ、経費がたくさんかかります。ですから、牛乳パックは洗って開いて、そして少なくても３万枚なら３万枚集めて、それが１トンとか２トンになって初めて業者が持っていくと聞いております。ですから、さっき言ったストックヤードがどうしても必要になってくるだろうと思いますし、小中学校に危なくないものですから、できれば学教の中でそれを回収して、そして自分たちで学校では使うという形の方が、学校教育のためにはいいんじゃないかなと思ったりしているところでございます。そういうわけで、ぜひとも、リサイクル事業をもっともっと拡張していきたいというのが清掃部の考え方でございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。

この最後の牛乳パックの件は、確かに清掃部門だけの問題ではございませんので、これからごみ問題を検討されるときの一つのヒントとして御検討いただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは最後に、４点目でございますが、環境保護行政として、現在検討されている施策について伺いたいということで、これは主にごみ化の減少策にかかることでございます。環境保護という面では、ごみだけではなくて、水だとか緑、空気といいますか、大気といいますか、こういったもの、いわゆる自然保護の重要性ということは言うまでもないわけでございます。日野市の場合は、緑の確保及び清流の確保ということでは、一種のこだわりを持ってこれまで取り組んできたんではないかと思います。現在のような地球環境のことが、あるいは環境保護のことが大きな話題、あるいは関心事になっているというような、こういった背景の中で見ますと、全面的とは言いがたいわけですけれども、一面的にはこれまでの施策、評価に値するものということが言えるんではないかとも思います。

いずれにしましても、環境保護のベースは、ごみを出さない工夫ということにあるだろうと思います。これは当然各家庭の問題でもあるわけですが、一方、その上流の製造する所、販売をする所への呼びかけというものが必要ではないかと思います。これは先ほども部長の答弁の中でも触れられております。すなわち、ごみとなる、例えばパッケージだとか、包装紙なんかはなるべく使わないようにする、また、産業廃棄物なども出さないようにするというようなことを、行政サイドから働きかけをする、あるいは呼びかける、指導する、そういうこともっともっとあっていいんではないかなというふうに思うわけですが、この辺についての指導性についても、１点お伺いをしたいと思います。

それから、リサイクルを中心としたごみ対策は、グループ、あるいは団体のボランティアといいますか、好意に頼って行われているケースが非常に多いように思われます。市民運動といいますか、消費者運動という形で。これはまあ、当然、お母さん方の高い意識があってのことでございますけれども、非常にそういう分野に頼っているところが多いように思います。これはもう大変いいことであることは間違いないわけですけれども、現在のように、されどごみというような時代になってきたときに、いつまでもそこだけに頼っているということではなくて、もっともっと輪を広げた、市民全体の運動といいますか、として盛り上げていく必要があるんではないのかなというふうに思うわけです。すなわち、行政サイドがしっかりとイニシアチブをとった中での運動であっていいんで

はないかということでございます。そういった意味からしますと、現在、議会の中にも四つの特別委員会がございます。このごみ対策につきましても、名前はともかくごみ対策特別委員会といったようなものの設置もそろそろ考えていっていい時期ではないのかなというふうに思うわけですが、この辺について、できれば市長から答弁をいただきたいなと思います。

それから最後に、大気保護ということで、ごみを含めた環境保護意識を、より多くの市民の皆さんにアピールするということも含めて、電気自動車の設置といいますか、そういうものも考えていってはどうだろうかということでございます。庁用車もたくさんございますし、またごみ収集車も、先ほど言われたような数あるわけでございます。まだまだ価格的には、通常価格の２倍ないし３倍というようなことで高いわけでございますので、全部ということにはなかなかいかないと思いますが、何台かずつでも順次購入していくことによって、市民の皆さんにさらにごみ、あるいは資源ということの理解を深めてもらうためには、最大の効果を発揮する方法の一つではないかなというふうに思うわけです。こういう電気自動車、一般庁用車、ごみ収集車といったものを電気自動車にすることによって、これはまさに動く掲示板みたいなものでございます。形で見える、目に見える、そしてそのそういう行政に対して、市が熱意を持って、やる気を持って取り組んでいるんだということかわかる一つにもなるんではないかと思いますし、また、目と、そして肌でその重要性を訴えることにもなるんではないかなと思います。そういった意味で、電気自動車等の導入については検討されているのか、検討したことがあるのかどうか、あるいは、そういったことに対してどう考えるか、この点も、できれば市長から御答弁をいただきたいというふうに思います。

以上、お願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　清掃行政のことで、いろいろな視点からの質問をいただいておるわけであります。これまでもよく質問に対してお答えをしてまいりましたが、ごみと下水というのが、一番市民生活に直接身近な問題でありますし、地方自治というのは、まさにごみと下水の問題を解決する、これが自治の一つの原点になるということを日ごろ考えまして、今までそれなりの取り組みをしてまいりました。生活が向上すれば、ごみの量がふえる。これもごく当然な関係だと言えると思いますし、また大きく言えば、現在、清掃法で、いわゆる市民の排出する廃棄物の処理は、自治体固有の行政である、こういう規定の中で各自治体がいろいろと努力をし、一定のルールをつくり出してきた、

こういう経過もあるわけでありまして、日野市の清掃行政がスタートいたしましたのは、昭和30年のころ、それまでは、つまりごみというのは、農業の形で大地に還元され、肥料として大地に還元され、あるいは燃料としてお風呂のたき物になる。水は自然に放流すれば、おのずからまた使用できた。こういうのが恐らく人口の比較的希薄であった時代、縄文時代からごく最近まで通じてきた。農村でもまだそういう一番もとになる姿があるということから考えますと、かなりはっきり理解できるわけでありまして、ごみが都市問題だとよく言われます。つまり都市という、人口が集中するから、またごみの大量排出となって、そしてそれの集荷、処理、処分という段階で、いろいろと解決を求められてきた、こういう経過だというふうに思っております。

本来、経済循環純化の中の一つの部分といいましょうか、今まではいわゆる廃品回収業という業が成り立って、その業のもとにいわゆる有価物は収集されて、そうしてまた資源化ができた、こういう経済原則に沿ったリサイクルが立派に成り立っていたのが、ここ数年前までであります。そのまた経済循環によるリサイクルが不如意になってまいりましたのが、いわゆる採算に合わない、特に紙などを、生パルプを使った方が古紙を使うよりも経費が少ない、こういう経済事情によって、いわゆる廃棄物の集荷事業がほとんど成り立たなくなった。そこで、まさに困ったということであります。それを今度は市民の力をかりて、何とか解決をしていこうという選択をせざるを得なくなったというのが、今一方に環境問題であり、また大きな地球規模の資源の浪費の問題である、こういうふうに言えるものだということであります。

本来ならば、消費者が解決すべき問題か、あるいは今日の経済の高度化にある大量生産、大量消費の、その大量供給する側が、また解決の責任を持つべき立場にある。その両々相まって成り立つものではななかろうか。また、そういう本格的な清掃行政、あるいは環境行政こそ、人類を未来に伝え、また地球環境を生態系を保持する中で、将来の可能性を維持する。今のままで行ったら、多分、地球の寿命も、あるいは人類の寿命も、生態系も、将来は極めて暗い、こう反省すべき事態だろうと思うわけでありまして、自治体の可能な範囲の、また住民意識の高揚の手段で、いわゆる消費財を供給する側にもそのことをよく理解をしてもらう、また、できることは消費者も少し手数をかけて工夫をする、そのシステムをごく小規模ではありますが、地域的にシステム化を図るというのが自治体の仕事だろうと、こういうふうに考えております。

御質問の内容につきまして、行政がイニシアチブをとる部分もかなりあるわけでありますので、例えばリサイクル事業所、あるいはリサイクルセンターというシステムを開

発して、そうして市民運動とともに、消費者運動とともにこの問題の部分的解決をやっていく、こういうことが当面我々の検討課題になっております。日野市は御指摘のとおり、例えば緑と清流を取り戻そうとか、自然保護、あるいは環境保全行政にもかなり早くから取り組んでまいりまして、一つの自治体としての大きな特色を保っている。そのことが市民にはよく理解をされて、緑が多いとか、あるいはかつての、豊かであった自然の湧水等をなるべくみんなで守っていこう、こういう方向に進みつつあることも事実であります。

行政姿勢といたしまして、例えば、大気の中の窒素酸化物等を少なくする意味で、近ごろ、電気自動車が清掃行政の中で使われるというふうなことも始まりつつあります。川崎市がその先鞭をつけているということも承知しておりますが、そのまた電気そのものが、太陽エネルギーによるか、あるいは化石エネルギーによるか、核燃料によるかというようなことで、これまた問題をはらむわけであります。できれば、私どものクリーンセンターは、焼却熱によって発電しております。その電気が今のところでは、場内の稼働に必要な程度の量を賄っておる、こういうことでございますので、なお充電にまで領域を広げられるかどうか、そのようなことも検討して、確かに一つの行政の姿勢として、廃棄物で公害を起こさない、そういう自動車を使うということは、有意義なことだというふうに考えております。

この初めに申しました、ごみと下水ということで、下水に関しましては下水道を普及させることによって、一応の解決を見ることにはなるわけでありますが、しかしながらその際に、今いろいろ思考をめぐらしておりますのは、この処理水は一応自然に戻すわけでありますが、今の例えば浅川の流れというのは、下水道はまだ普及してないために、家庭排水がいろいろな形で浄化は一応されながら、それらの集まりによって、流れを保っている。それから将来は、下水道になりますと、浅川の流れまでとぎれてしまうかもしれない。その際にどう考えたらいいだろうか。処理水をもう一遍上流に戻して、そして放流するような手段、あるいは地下水、伏流水をくみ上げて、そうして川のこの流れを保つ手段、これらのことまでこれから考えていく必要があるというふうに先を見なければならない、こう思っております。ごみの問題は、これはまさに永久であります。人の生活のある限り、永久な課題でありますので、下水道の行政的解決よりも、より緻密な対応を要する、これはもう言うまでもありません。

したがいまして、意識の高揚と、いろんな形で市民にも御協力をいただき、また一つのごみに対する哲学的な考え方をお互いがしっかりと勉強して身につけることではない

か、このように考えております。言い尽くさないことが多々ございますが、御指摘に対しまして、一応お答えをいたしておきます。

○副議長（福島敏雄君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。

今、答弁の中で、例えば電気自動車の件につきましては、市長が言われたとおり、川崎あるいは横浜といった神奈川地区が中心となって、大変積極的な取り組みをされているということを伺っております。平成２年度の段階でも、全国ではもう既に800台を超えている、これは予約分も含まれているのかもしれませんが、そういったことで、全国各地で自治体としてそういう姿勢を示すというような行政も行われてきておりますので、ぜひ、日野市におきましても、検討をしていただきたいなというふうに思います。

それから、電気自動車とは違うんですが、つい先日の新聞の中でも隣の立川市が、プレスカーということで、これは缶を機械でつぶしながら収集していくようなプレスカー、これは900万円ぐらいするそうですけれども、こういったものも導入して、これもやはり目的はＰＲ用といいますか、ごみ行政に対して理解を深めてもらうというようなそういう一面から、あえてこういう900万もするような車を用意しているということでございます。いろんなところでいろんな工夫をしながらごみ行政は取り組んでいるわけでございますので、日野市におきましても、ぜひ地球環境に優しい行政を行っていくために、そしてまた、市民にはもちろんのこと、私ども議員、議会に対しても、見える、わかる、そして訴えるような見事なごみ行政を行っていただきたいということを最後にお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって６の１、市民にも見える・分かる・訴える環境保護行政及びゴミ対策行政をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと……（「議事進行」と呼ぶ者あり）市川資信君。

○26番（市川資信君）　　一般質問中でまことに恐縮でございますが、一般質問の中でこういった点がいいかどうか、私もはかりかねるんですが、実は、一昨日、高幡駅周辺、高幡不動尊の前で、陥没事故があったということを聞きました。大変な交通渋滞でして、きょうは復旧しているようでございますが、単なる陥没事故だと思っておったんですが、きのうまでは。けさ聞くところによると、事故があったというようなことを聞いております。その概略の説明を、ぜひこの機会に御報告いただきたい、かように存じますが、

いかがなものでしょう。議長の取り計らい、お願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　　じゃあ、説明をしていただきます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　流域下水道工事と、それから日野市の管理しております水道部の送水管との関係で、かなりの広範囲にさびの入った水をある時間供給したという、そういうことになったという御指摘の事故がございますので、水道部長からそのことの説明をいたします。

○副議長（福島敏雄君）　　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　　それでは、水道部の関係につきまして御報告を申し上げます。

私どもで報告受けましたのは、６月12日、きのうおとついですか、４時半ごろ、高幡不動前の都道で、流域下水道工事に伴いまして、道路が陥没し、水道の送配水管の異常が心配されたというふうなことで、12日に現場で確認を行ったわけでございますけれど、その際には、特に問題はなかったというふうなことでございます。それから、昨日、13日になりまして、朝７時前後だったと思いますけれど、水道管の、特に150ミリの管で配水しております水道水の中に、濁りが生じてきたというふうなことで、この濁り水が三沢、高幡、万願寺、新井、下田地区に及びまして発生しておりましたので、たまたま昨日も、朝から大分気温が上がっておりましたし、ちょうど朝食時間帯の時間でございましたので、給水車を出し給水をするとともに、周辺の住民の方々には、事故によって濁り水が出てるというふうな広報をいたしました。それからその後、その現場の確認をいたしましたところ、150ミリ管が折損しておりまして、それの取りかえ工事を、昨晩11時半ごろまでかけて工事を完了させ、本日朝方には、特に問題もなく、給水できる対応ができたというふうなことでございました。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　市川資信君。

○26番（市川資信君）　　ただいまお聞きしますと、下水道工事の埋設工事の陥没だということですが、陥没したときに車の突っ込む事故があったと私は、これは正式な報告ではないんですけれど、そこへ落ちたというようなことを聞いておるんです。そういう報告は今なされなかったんですけれど、そういう事故はなかったんだというふうな解釈でよろしいんですか。

○副議長（福島敏雄君）　　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　　水道部関係では、特にそういう報告は受けておりません。

○副議長（福島敏雄君）　市長、何かありますか。市長。

○市長（森田喜美男君）　昨日、水道部長から、今お答えをいたしました、陥没事故という言葉が当たっているかどうかわかりませんが、要するに、送水管をつってありますので、そのつり方が、多分こう、多少落ちているとかなんとかで、水道が濁りを出した、その範囲の報告を聞きましたが、車の事故があったと、あるいは人身事故があったということは聞いておりません。

○副議長（福島敏雄君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　ハイヤーがあそこへ突っ込んだという、まあ人身事故には至らなかったそうですけれども、そういったことをちょっと聞きましたんで、近所の人が一番私どもに心配だということは、あの下にはガス管も入ってますし、マイクロ回線、いわゆるＮＴＴの電線も入っている、それから水道管も入っている、非常に多岐にわたる埋設物があるわけで、ガス管等はどうなったのかという問い合わせが非常に夕べあたり私どもにあったわけなんですが、ガス管等については異常がないということでよろしいんですね。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もう一度、至急に調査をいたしまして、正確なお答えができるようにしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時30分　休憩

午後１時11分　開議

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入ります前に、先ほどの市川資信議員の質問に対しまして、別紙資料を出されましたので、報告をお願いしたいと思います。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　先ほどの川崎街道の陥没事故について御報告申し上げます。

この事故につきましては、当地域の皆さん方に大変御迷惑をおかけしておるわけでございますけれども、この事業は、浅川下水道、浅川幹線その５工事等にかかわるものでございます。事業の内容、それから事故の発生の状況等につきましては、ここに記載してあるとおりでございます。

なお、人身または自動車事故等はございません、ということでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　それでは、一般質問７の１、多摩平支所廃止案を見直せの通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔28番議員　登壇〕

○28番（名古屋史郎君）　それでは、多摩平支所廃止案を見直せという表題で質問させていただきます。

午前中に、「日野市行財政の調査検討について」という最終答申のそれが皆さんにお配りされているようですが、これを見て、ふとびっくりしたんですが、「多摩平支所の廃止案を見直せ」と同じような表題がついているんで、よく見たら、そうじゃなくて、「多摩平支所の見直し」と、こういう表題でありました。落ちついて見ましたら。同じ表題ではなかったようなんですが、せっかく配られたものなので、５年前出されたものがなぜここで配られたのか、説明をまず願いたいと思います。

それと、その８ページに、行政改革のあり方、この行財政調査会が言っているところのことは、これは８ページの上段ですが、「日野市の行政改革は、単に上から言われたり、ほかのことをまねしたりするものじゃなくて、真にあすの日野を憂え、あすの市民の福祉を願い、市政みずから大きな決断で実践していかなければならぬのである」。まさにそうですね。で、「ここでは、既定の予算とか、既得権とかいう従来のあり方をすべて守り拡大することは許されない」。この線に沿って、支所なんていうむだなものは切るんだ、こういうことを真正面からおっしゃって実施するならば、これはまたそれなりに批判はあっても、大きなサービスのためには、陸橋も通ったことだし、我慢してもらうんだ。そうしなきゃあすの日野はないんだ。ここに書いてあるように、真にあすの日野を憂うるためにやるんだ、この本庁統合は。で、そうも言ってないんですね。２回の広報のそれではね。非常に回りくどい。沢田議員の質問の答えのように、「行政サービスの展望」こういう言い回しで、行政サービスの展望ということは言いかえれば、小さいサービスはやめて、大きいサービスにするんだ、こういうことにもとれなくはないわけであります。

まあ、いずれにしても、ちょっと、なぜこれが配られたのか、突如として配られたものですから、その説明だけでもまず伺っておいた方がいいと思います。あすの日野を憂い、あすの市民の福祉を願うために、集会施設、温水プール、バラ色のいろいろな施設

ができるためには、年間15万6,000件の実績あるサービスは切るんだということ、簡単に言えばそういうことだろうと思う。そうじゃないんであれば、そうじゃないんだという反論を、ずばりいただきたいと思うんですが、まず、なぜこれを配られたのか、いきさつについて簡単にお答えをまず伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　きょう議席に、「日野市行財政の調査検討について」という昭和61年４月30日付で、当時２年間にわたって行財政について意見を諮問しておりました。その諮問の答申を資料としてお配りをしたということであります。この資料そのものは、当時12名の委員の方に、相当の時間と、相当のまた資料調査をしていただいて、結果として二つの答申、二つの並列答申と言うんでしょうか、そういう形で答申をいただいたわけでありまして、その資料を企画担当当局でどれぐらい部数があるかと聞いて見ましたら、もう部数わずかで、議席にお配りするだけの数がないということでありますので、その前半の並列答申の一方だけを複製いたしまして、御参考にお配りをした、こういうことでありました。ちょうど昨日の御質問に、内田議員からも、企画部局、そのことについて質問もございました。私もまあ、そのような答申をいただいていることも承知しておりますし、また、組織横断的な行政内部のプロジェクトチームをつくって、それで対応しなさいという示唆も与えていただいておる、こういう報告内容もあるわけであります。きょうの沢田議員の、清掃行政に対する一般的な質問、それらが何かこれから質問をしていただく方々にも、一応目を通していただく、つまり昨年の市議会の改選によりまして、新しい議員さんも相当数、議場にもおいでになるわけであります。何期の議員さん方にも、これまで資料は努めてお配りしているわけでありますが、新しい議員さんにも、当然、まだ生きておる我々の行政指針、これらについて御承知をしていただく、こういう意味でお配りをしたわけであります。浅川公会堂についての報告書という形での資料をということもございましたので、これも今、なるべく早く作成をしてお配りをするようにということにも、指示をいたしております。

今、名古屋議員の御質問で、その内容の一部分をおとらえになった形の意気込みについての質問と、こういうふうに受けとめたわけでありまして、私どもが日ごろ議場にも申し上げておりますとおり、地方自治は、これはそれぞれの法律、条例、また時代の変化に伴う状況を勘案しながら、市民サービスに最も適合できるこういう取り組みをしながら、しかも一方には、最少の経費で最大の効果を上げなさい、こういう自治法上のもっともな指摘もあるわけでありまして、そこで、50年代後半から60年代ごく前半のころに

かけまして、いわゆる国の臨調行革と言われる臨時調査会を設けて、そうして行政改革をやっていこう。国におきましても大変な変化がありました。国鉄のＪＲ移管、いろいろいわゆる行財政が政治課題として取り扱われてまいりました。私どもの地方自治体は、憲法の地方自治の本旨という状況から考えますと、国に指図されて、あるいは国の指導で行政改革をするということではなくて、自主的な、絶えずその時代の要請に伴って行政改革をしていく、これこそが市民に対する大切な任務だというふうに私は考えております。単なるいわゆる財界から求められる行政改革ではなくて、市民から求められる行政改革をしていってこそ、初めて自治体の行政改革に値するものである、このように考えておるものであります。したがいまして、いろんな形のスクラップ・アンド・ビルド、このことを最も正確に取り組んでいくということが、我々日野市の行政自身についても、極めて大切なことだというふうに考えております。それらの基本的な考え方をこの日野市行財政調査会の委員の方々に諮問をし、答申をいただいた、こういう資料でございます。

その内容にも、たまたま12ページに、ちょうど名古屋議員から御質問を受けます多摩平支所の見直しということが示されておりまして、つまり、多摩平支所の本庁統合という大きい課題は、日野市の行財政の調査会からもこのような御指摘をいただき、かなり長い期間の懸案になっております。そういうことを間接に御理解をいただく、こういう意味もあるわけでありまして、何が何でもとか、あるいはこれをしなければ、すべてが進まないんだなんていう、そういう意味では全くございません。職員の定員増の議案等もこれまでたびたび御審議をいただいておるわけでありますが、内部努力を行って、そして市民にサービスをなるべく落とさない。それでしかも、新しいサービスを展開をしていく、このことがいつの時代も大切な市民にお答えをする行政の立場である、こういう認識によるものであります、ということを御理解をいただきたいと、このようにも考えております。

あとはまた御質問に伴って、お答えをする順序で我々の真意を御理解をいただく、そういう努力をしていただきたい、こう考えております。

○副議長（福島敏雄君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　冒頭から市長の御答弁をいただくとは夢にも思わなかったんですが、せっかくお答えいただいたんで、さらにそのことについて伺いたいと思いますが、私は先ほどもこの支所の廃止問題を、何が何でもやるというふうに市長は突っ張っているというふうには全く申し上げてないんで、後から申し上げようと思ったんですが、私も前半、この総務委員会にかかる前までは、代替案などのことを考えて、いわゆる行

政改革のことも考えて、全く反対という立場ではございませんでした。それで、何が何でもどころか、広報に２度同じものを出したという程度で、中身もかなり同じなんですよね。で、昨年の６月は、「多摩平支所の行政窓口を利用される方には、できるだけ不便を来さないよう、十分な対応を図るとともに、今後の実施手順はあらかじめ公表して、理解と御協力を得ながら進める考えであります」、こう書いてある。ところがことしのには、「多摩平支所の本庁統合は、行政サービスの展望と行政改革のために、一つの転機になるものと確信し、格別の御理解をお願いする次第です」。要するに、手順はもう、飛ばしちゃいますと。現に飛ばしているわけですから。２回広報に出した。あと総務委員会の御審議を聞くと、ある自治会にはお話をした。で、直近の自治会にはお話ししてないとかいう話もいろいろ聞きましたけれども、要するに何がなんでもという意気込みはなくて、日野台、動く窓口、平山、次々となくしてきた経過からすると、後で申し上げようと思ってたんですが、ごみの収集方法なんかだと、毎日のことですから、大変ないろんな御意見が上がるわけですよね。

ところが、支所の利用というと、15万6,000件ではありますけれども、１人の人が４回ですか、何か税金のことで４期分払ったとすると、４回にカウントしているからそうふえるんだということですけれども、10万、15万という件数が利用されているわけですけれど、毎日ごみを出すと、その捨て方の問題というのとはちょっと違うわけですよね。ですから、従来のようにそこをクリアしてしまえば、そう不便だからって文句言ってくる人っていうのはいないという経験を市長は長年の間、しているわけですよね。だから、ここ過ぎればという考えがおありなんじゃないかというふうに私は思うわけです。ですから、後から伺いたいと思いますが、どういう検討をしているのか、それが総務委員の皆さんの御理解をもう得ているのかどうか、その辺を詳しく伺っていきたいと思いますけれども、何が何でもということで取り組んでいらっしゃるというふうに私はとらないわけですね。要するに、何とか広報にも出したし、総務委員会にも御審議中だと、こう書いてあるから、そのうち決めてくれるだろうというようなことだと思いますけれど、なかなかそういう甘い状況じゃないんじゃないかなあという気がいたします。

それでは本題に入りたいと思います。昭和56年に日野市は、ごみのボックスを全廃して袋収集にするという壮大な計画を立てました。そして、広報全ページを使って解説をいたしました。各自治会にも説明に行きました。ところが、さっき申し上げましたように、毎日のことです。で、袋が絶対いいのか、ボックスが絶対いいのかという論議を別にして、その壮大な計画を日野市は撤回したわけです。で、ボックス方式は働く人の危

険がある、いわゆる袋方式の方が危険が少ない。その逆に、ボックス方式だと余計入らない。いろいろ長短があるわけです。でも市は、56年ですから、この答申の出る前ですよね。そのころ、いわゆるボックスから袋に切りかえる所が非常にはやったわけです。そのはやりに乗って日野市も提案したんですけれども、猛然たる反対があって、このボックスの全廃案を取りやめました。そして、現在のボックスの収集方式が定着しました。このボックスの収集方式は、だんだん改善されて、より安全なといいますか、そういう方法がとられ、これが今定着して、働く者も市民も、大方の満足といいますか、文句なく進んでいるということで、市民の要求、市の対応ということが、一たん打ち出したけれども、やっぱりいろいろな市民のそれを聞いてみて、市民の言うことも聞いて、行政の方針を絶対無理に押しつけるんじゃないということで、行政サービスに力点を置いた英断であり、快挙であった、こういうふうに評価したいと思うわけです。

私がなぜこのことを今持ち出すかというと、行政改革のあり方とかどうとかという難しい議論は冒頭若干市長から話されましたんで、触れるそれではないんですけれども、表題にあるように、あるいは先ほど申し上げたように、絶対反対では私もなかったんですけれども、市の対応、それから総務委員会での答弁、それから実際の対応ですね。アンケートをとられているそうです。任意で250人の方の意見が上がっているそうですが、これもアンケートなんかはとりませんという経過で来たんですけれども、なぜかここのところでとっているんですよね。それがどうかということは、私はもう、何ていいますか、市民参加の形じゃなくて、５月だけ、任意だけど250人の人の意見をとったというのは、そんな重大な市の努力だというふうには思いません。しかし、その結果もまあ、参考に聞いてもいいなという程度であります。

で、先ほどから申し上げているように、総務委員会で今御審議中なんで、余り差し出がましい意見や論評は控えたいというふうに思うんですけれども、私も支所の直近の位置に住まわせていただいておる関係から、若干の質問をお許し願いたいというふうに思います。直近の所に住んでいるからといって、地域的なエゴといいますか、そういうことで申し上げるつもりはありません。特にきのうの沢田議員の質問で、地域の集会施設云々ということで、地域の集会施設というのは、多摩平団地の中にあるわけですから、その地域なのか、日野台、大坂上、旭が丘、東豊田、そういったあの周辺の集会施設という意味かという質問に対しても、明確な答弁がなされませんでした。それは、質問者も、通告質問者への遠慮といいますか、それもあったでしょうし、市の方は答えにくいから答えなかったということもあるのかもしれませんけれども、その辺も伺いたいわけ

なんですが、決してその、多摩平という地域エゴじゃなくて、大変な利用率というか、利用されているわけで、これを冒頭伺ったように、既定予算とか、既得権という従来のあり方をすべて守り拡大することは許されないという、この行財政調査会の言葉そのものを置きかえれば、単純な私の頭ですけれども、要するに15万件ぐらいの市民サービスはむだだと。したがって、もっとバラ色の温水プール、集会施設、これをするためには、もうあきらめてもらうんだということにとれるんですけれども、そうじゃないんならそうじゃないという反論をいただきたいんですけれども、どうもそこが、行政サービスの展望というような難しい言葉になってくると、どういうふうに理解していいのかなあというのがよくわからないわけなんで、お伺いしているわけです。

それで、また広報にほとんど同じ内容で、最後のところがちょっと違うというＰＲですね、こういう方法というのも極めて異例だと思うんですね。先ほど申し上げたように、90年の６月号の広報では、「不便を来さないように十分な対応をする」、こう言っていながら、ことしの６月号では、「こういうふうにすることは重大な転機のために必要なんだ」というふうに、ちょっと変わっているわけですよね。ですから、伺いたいのは、私はごみの出し方にしても、さっき申し上げたように、収集方式がどれが絶対かということはないと思いますけれども、したがって、ボックス方式反対というのは、当時の住民のエゴだったかもしれませんけれども、それはそれで市民の意見ということで取り入れて無理強いしなかったわけですから、この支所の廃止の問題も、さっき申し上げたように、決して請願、陳情は出てこないと思います。毎日のことじゃありませんから。それをいいことにというと、非常に穏やかじゃない言い方ですけれども、それをいいことに、となっちゃうんですけれども、強行しようということは、ボックスの例の問題と同じように、見直す必要があるんじゃないかなあ、見直しなさい、こういう考え方なわけであります。

そこで、総務委員会の審議と若干ダブるかもしれませんけれども、私の聞いている範囲では、今行政サービスというのは、小樽、旭川、出雲ですか、で、スーパーの窓口にまで市が進出して、希望のものを差し上げるというか、出すとか受けるとか、そういう時代なんだそうですね。本庁へ来なさい、こういうことじゃなくて、スーパーの窓口でも出ていこうというのが、今趨勢なんだそうですよね。そこで、情報公開という点で、該当の自治会というか、近隣の自治会とどんな接触をされて、そしてそれをどんな回答を得ているのか、ひとつ詳しく、何自治会の何という会長とどういう会談をして、どういう約束のもとに廃止をオーケーという返事をもらったんだとか、そこのところを伺いたいわけです。

それから２番目の、最初の広報に書いた唯一のいわゆる情報公開というか、ＰＲの、あるいは公約と言ってもいい、駅前窓口のことは、ことしの広報によると、郵便局で代替してもらうことに、かわってもらうことに、と平然と書いてあるわけですね。これは私、公約違反だと思うんですね。で、郵便局でいろいろ簡易にやれるようになるということは、いいことですよね。これは全市的に別に悪いことじゃない。だけど、駅のところに２人や３人の職員を置いて、完全とは言えないと思います、私も。思いますけれども、それが売り込みの文句であったわけですから、それを郵便局の窓口でかわってもらうことにしました、６番は。平然と、それですうっと過ぎちゃうというのは、これは私、さっき申し上げたように、ほかのことと違って、毎日のことじゃないから、何とかそこをクリアすれば、通ってしまうんじゃないかとたかをくくっていらっしゃるんじゃないかと思いましたが、どうでしょうか。どうして簡単にやめちゃったんですか。また、検討はできないんですか、パーフェクトじゃないにしても。そう標榜したんですから、そこをどうして追及しないで、簡単にすうっと郵便局で代替しました、以上、終わり、それでいいんですかね。その二つだけでも非常に疑問なんですよね。まず、その２点についてお答えをいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。市長。

○28番（名古屋史郎君）　企画財政部長、ひとつお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　御指名でございますので、私の方からお答えしたいと思いますが、１点目の問題でございます。

既にこの廃止問題につきましては、提案時におきまして、提案の理由は説明したとおりでございます。具体的な内容としては、市民サービスをできるだけ本庁とのつなぐ問題で、また総務委員会の中でも前回議論いただきました。その中では、代用バスの問題、これをどういう方法でやるか結論に至ってない時期でございました。関東運輸局との関係では、一定の見通しをつけて庁用車での代替措置、合わせまして今の連絡バスとの関連等の増便をするような交渉も進めているわけでございます。我々この問題につきましては、跡地利用というような大きな目標を持っているわけでございます。多摩平四丁目３番地の問題、それを前提にして多摩平消防署の移転の問題もあわせて進めております。そういう中で、地域の要望、過去の要望、現行の保育園、幼稚園、あるいはそれに対する集会所、学童クラブ、児童館等の併設をしながら、計画を進めていきたいということ

も、理由の中に、提案時に申し上げました。具体的な内容といたしましては、広範にまたがってそういうＰＲをしながら、話を進めているということで、具体的にだれだれと、どうのこうのという御質問もあったわけでございますが、そういう具体的な話は、一つは多摩平自治会の連合会の、この問題だけでなくして、ほかの問題を含んでの、多摩平の建てかえとの問題を含んで、亡くなられた自治会長さんとお話ししたことはございます。そういう経過でございます。　なお、２点目の、豊田駅前の窓口ということで、当時、計画をした経緯があるわけでございます。それには展示場の問題を含んで、これも長い時間かけて総務委員の各委員さんからの意見、いろいろの考え方が出されました。我々もそれを踏まえて検討はしたわけでございますが、一つは市の考え方としては、とりあえずあそこを一定の平家建ての現行の中で計画をして、展示スペース等そういう仮の窓口をするということで、提案をさせてもらいました。しかし、せっかくつくる駅前の活用の問題としては、こうあるべきだ、また、十分２階、３階も建つというような御意見もありました。しかし、今の現行の建物を考えますと、やはり高層にするということになりますと、かなり基礎から工事をやる問題等もありまして、また、あそこを買収した経緯としては、南口との暫定的な問題としての豊田駅前の活用ということでありました。よって、そういう中では現行豊田駅前の窓口をやめまして、その後、特定郵便局の問題がクローズアップして、14施設を４月１日から御協力をいただいたという経緯でございます。もちろん、駅前の活用につきましては、今後の課題は残っておりますが、窓口業務としてはあくまでも特定郵便局の窓口の活用でぜひお願いしたいというような考え方で現在考えております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　１番目の、当該自治会長への説明というか、お願いというか、もっとリアルにお答え願いたいんですが、取引はなかったんですか。ずばり申し上げて、取引はなかったんですか。要するに、温水プールもできますよと。それから児童館も、幼児教育センターの建てかえということも、これは幼児教育センターは、ずうっとあるのかな、なくなるんじゃないかなという気もしますけれども、それはまあ、これから決まることですから、どうこう言いませんけれども、要するに自治会長さんから、もっとリアルに伺うと、支所を統合して、あそこはなくなるんだという話は当然したんだと思うんですね。そのときに、ああ、結構です、という返事があったのか、それとも、やはり足のサービスとか、それから新しくなったら、８人を２人ぐらいにしてでも、残してください よとか、何かあったんですか、なかったんですかと、そこを伺っているんです。もう自治会長さん亡くなっちゃっていますから、ちょっと私、自治会長さんに聞くわけにいかないんで、直接あれした企画財政部長に……。

で、その地域ということですけれども、多摩平にありますけれども、いろいろ言われているように、かなり広い範囲から利用されているわけですよね。で、その亡くなられた団地の自治会長さんと若干のやりとりがあっただけで、ボックスのときのように、高幡の自治会長、どこの自治会長というふうに細かに当たられているようですが、そういうことはされてないで、あくまで二つの、２回の広報だけなのかどうか。他の自治会長と多摩平団地自治会長との生々しいやりとりの詳細を聞かないとあれなんですね。

それから、２番目の駅前窓口のことですけれども、３階建て、４階建てということで、議会の意思に反するんですか、この窓口というか、代替のそれだけは追求するということはあり得ないんですか。ちょっと素人考えであれですけれども、要するに展示場がだめになったんだから、そこは手がつけられないんだ。だけど、南口とのそういう関係もあるけれども、ああいうふうにしておくわけにもいかないということで、独自に検討したら、議会から何かクレームでもつくからやめたのか、それとも、展示場がパアになっちゃったんだから、もうやらないよ、窓口も何もないよ、そういうやけのやんぱち的な気持ちなのか、どっちなんですか。

○副議長（福島敏雄君）　再質問に対する答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目は、もう少し、具体的に、リアルにというような話でございます。私の方としては、一方的ではございますが、支所の用地等を含んで、これは多摩平全体の開発に伴っての関連もあるわけでございます。そういったものを含めまして、支所の廃止と、その駆け引き、その取引、そういった表現の仕方をされておりますが、全くそういったことはございません。そういうことでなくして、この四丁目３番地の利用は、市民全体を考えた中での過去の要望を踏まえた中で、建てかえを、集会所、あるいは他の施設等の建てかえを含んで新たに計画を進めていきたいという考え方でおりますので、全くそのときの取引とかそういう意味ではありません、ということをお答えしておきます。

２点目につきましては、なお１点目の中で、他の自治会長とのというようなお話もありますが、それに関しては、お話をしておりません。

なお、２点目の関係の展示場はがなくなったから云々ということでございます。展示場を計画したときには、平家で一定の期間の目標の中でやりました。その中に代替的な

窓口をというような考え方で進めてきました。しかし、あそこは駅前の活用でございます。今後、２階、３階というのは、基礎部分からやりませんと全くだめだという結論に至っております。これについては、ＪＲは今のところ、ＪＲの一部敷地に入りますので、その関係で全く不可能であるというふうに考えております。よって、平家建ての中でどうあるべきか、過去の総務委員会の意見等も踏まえた中で検討し、やはり建てかえというよりは、駅前広場、駅前でございますので、環境整備すべきだというふうに現状では考えております。全く他のどういったものをやるか、過去、展示場の問題もあるわけですけれども、今後の問題として考えていくつもりでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　それでは、１番目についてくどいようですけれども伺いますが、多摩平自治会長からは、あそこがなくなるについては、何か手だてをしてくださいよというお願いの一言もなかったと解釈していいわけですか。支所をなくなりますよと。なくなりますけれど、あそこにこんなものがいろいろできるんですよという説明は聞いたけれど、ばあっとなくなっちゃって、ああ、それでいいんですという返事だったのか、何もそれについては触れられなかったのか。リアルに聞きたいんですね。

それから、２番目のそれですけれども、総務委員会で審議中なので、余り伺うのも何なんですけれど、要するに３階建て云々ということはわかりますよ。基礎からいろいろしなきゃならないという。すると、その間の何というんですか、平家でそのままの状況で支所のかわりの窓口という追求というか研究、これをしちゃうと、議会とのそれとのそごが生ずるんですかというのを聞いているんですよ。要するに、南口とか３階建てとか駅広という、非常に難しい、全般のことからすれば、なかなかそれに乗っからないでしょうけれども、支所の統合のしばらくの一、二年の代替措置として、窓口を２人なら２人というのは当初あったわけですから、それだけでもというのは、無理があるんですかということを聞いているわけなんです。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の関係につきましては、何かあったのかということでございますが、もちろん、これは多摩平の自治会長さんだけでなくして、他の地域の住民の方からは、児童館、あるいは学童クラブ、そういった公共的な建物についての要請は、過去あるわけでございます。しかし、具体的にどうのこうのというような問題はありませんでした。ただ、その跡地利用の中では、私の方も今後考える問題であ

るということは申し上げました。よって、具体的なそういった内容についてはありません。

２点目の、この当初に出した支所の廃止に関連しての豊田駅前の窓口ということでございます。その当時は、確かに窓口として考えたわけでございますが、特定郵便局16局の平成３年４月１日から開設に関連し、経過があるわけでございます。それが具体化した後につきましては、全く豊田駅前の窓口については考えてないということでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　それでは、最後に市長から伺いたいと思いますが、その前に沢田議員がきのう、遠慮しながら伺って、回答がなかった部分もこの際ですから通告質問者の責任において伺いたいと思いますが、集会施設の約束というか、予算にということですが、連合自治会云々というお答えもありましたけれども、どんな集会施設が描かれているのか、まだ設計図ということにいかないと思いますけれども、要するに、その数地域の何というんですか、集会が賄えるようなことも考えているのか、支所機能がまたそこに若干復活するのか、という素朴な疑問なんですが、どんなイメージをされているのか。

それから、広報の今年度の分にありましたように、議会の配慮がされているということの中で、調査を尽くすために、継続審議の扱いとなっております。議会側の調査ももちろんですけれども、市側の調査研究努力が総務委員会後に何かありましたら、さっきのアンケートを含めてお答えいただきたいと思います。

例えば、バスがこういうふうに固まりましたとか、庁用車の利用でどんな車がどんなふうに用意されて、だれが運転するのか、そのＰＲはどういうふうにするのかというような、要するに成案を得たものがあるんですかということです、簡単に言えば。総務委員会の審議後、要するに市としてなされていることですね。総務委員会の審議待ちということなのか、それとも５月中のアンケートも含めてどんなことをどんどん進めて、実現に向けていらっしゃるのかという、そこのところを伺いたいんです。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　我々の言葉足らずもあるかもしれませんけれど、大分説明の行き届いてないことを痛感しております。たまたま昨年の６月１日とことしの先般の６月１日、「多摩平支所の本庁統合について」ということで、市民に読んでいただく記事

を書いております。そしてその前段は全く同じことを、つまりこういう手順で、こういう目的で、こういう必要で考えております、ということを昨年、箇条書きでお示しをいたしましたし、ことしも構想に基本的な変化はないんですが、この部分が少し現実的に一歩進んでおります。それがつまり、６番と７番の、一つには市内郵便局で市民課代行の事務をやっていただくことができるようになった。これは多摩平支所は、当初は多摩平にできた団地を主として、その不便をなくするために、支所を開設したという経過があるわけでありますが、その後、旭が丘、あるいは西平山とか、そういう地域までを支所の業務に位置づけることになっております。

そういう今日の多摩平支所は、単なる多摩平団地を対象とする行政事務ということではございませんし、日野台もまたその範囲に入っているわけでありまして、市内で16カ所の特定郵便局が、同じ市民課窓口業務の代行をしていただけると、こういう仕組みが開発されたということは、全国でもまだ新しいケースでありまして、今日、納税の場合も、各地に金融機関ができて、振り替えということで納税も可能になっておりますし、全市民がなるべく同じ条件で行政サービスができる、公平性があるということも大切でございます。この本庁が旧庁舎からこちらに変わりました場合は、甲州街道方面の市民の方にはかなり不便を残すことになりかねないということで、連絡バス、つまり旧庁舎に来られた方をなるべく本庁まで連絡バスで送れるということを１年間ほど継続いたしました。そういう本庁がこちらに移りましたときの例に倣って、要するに交通条件を一番よくする、交通をよくするということが代替措置の最優先の課題になる、こういう考え方を一つには持ちました。郵便局の代行をやっていただくということと、それから今連絡バスも、現在運行しているバスを増便をするということと、それからせめて１年間程度であっても、何か工夫をして、支所においでになった行政の事務を求めておいでになる方に、別の方法で本庁まで御案内をする、それが我々の考えております連絡バスの意味であります。そういうことで、ある程度の便利を悪くするという、不便を残すということに対する補いにしたい、こういう考え方でございます。

それから今御指摘の、豊田駅北口の線路沿いの市有地、これは住宅都市整備公団から日野市が受け取ったいきさつは御承知のとおりでありまして、これはむしろ、豊田駅南口との将来のアクセス道路、そのまた北側のつまり起点になるわけでありまして、豊田の南口の区画整理、あるいは駅前の再開発、このことに伴って、豊田側の方々に対する、あるいは北側の方にももちろんでありますが、南とつなぎますという意思表示、土地を持つということはそういうことになってくるわけでありますから、一番大切な将来に向

かっての用地の確保だと、このように我々も思っているわけでありまして、そこを将来、まだ何年先になるかわかりませんのでしばらくの間でも、何かもう少し駅前の環境をよくするために、展示場でもつくろうということを思い立ったわけでありまして、その当時、支所のこのこともございましたから、数名、２名ほど残す程度の事務所をつくろうかという考えも持ったわけであります。それこそまた代替措置になるかもしれませんが、郵便局のそういう窓口事務が可能になりましたことによって、もうスペースをどの程度とるかということもはっきり当時お答えのできなかったそれらの事情も考えて、本庁に来ていただくということを一つ原則にして、それで最大限の代替措置を考える、こういうことに集中をいたしました。経過はそうことでございました。

それから、支所を廃止することによって、その一番身近な多摩平団地との理解を求める説明は、した経過があると思っておりますけれど、特別に取り引きというような形の措置を協議したということはないと思っております。この間もちょっと触れました。過去のいきさつがあって、多摩平という広い範囲に地区センターもない。そういう意味で、この四丁目３番地には地区センターという市の施策をよりどころとしたその程度の集会施設はつくって差し上げるとともに、また、日野台や旭が丘周辺地域の方々も使える場所、そういうふうに考えますと、ごく規模は小さくても、一つの文化施設に値する、この程度のものは、設計上で可能な範囲を目指すということでよろしいんではないかと思っております。

それからもう一つ、社会教育センター、社会教育センターには、かつてあそこにお願いをしてありました学童クラブの教室の部分、それから老人集会所の部分、このような機能をなくしてあります。したがって、第六小学校、第五小学校を学校区とする子供たちのために、児童館はつくる必要があるだろう、新しい機能として設ける必要があるだろうということも考えた次第でございます。なかなか状況複雑で、頭の中に描きながらの説明なものですから、一番手ごろな、適当な代替措置はつくらなければならないということとあわせて、この本庁のあそこを建てかえます際には、どうしてもある程度のスペースを持っていなきゃなりません。多摩平支所の幼稚園、保育園、建物も古くなっております。そういうことも伴って、多摩平支所のもう用途が終わったというわけではありませんが、用途を転換することによって、新しい機能もつくり出す、また、交通条件を整えて、日野市全域のというふうにいずれは考えなければなりませんが、市内循環バス、交通事情をなるべく利便化を図る、こういうことが一番大切なことだと思っております。

なお、別の意味になるわけですが、日野市という程度の自治体では、私が自治ということを市民の方々に本当に、日常生活の中で我々の生活のよりどころというのが、この市役所の趣旨でありますから、これを中心に物を考えていただく、こういうことが本当の自治の本旨にかなうものではなかろうかと、こう考えておることも申し添えておきたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　総務委員会の審議後の何か成案の出ているものをというふうに伺ったわけですけれども、集会施設は幅広く全体が使えるような、狭いけれどもそういった機能を、といったようなことがお答えの中に出てきました。それ以外は、別にこういう成案が、例えば、バスのことについてはこういうふうに努力をして、こういう返答をもらって、こういう計画が立っているといったようなのは全くないわけで、何か時間待ちという感じがいたしました。

それから、このこととは直接関係ないわとおっしゃって、市役所を自治の中心にしたいというのは、行政サービスというか、支所みたいなものよりも、温水プールとか集会施設とかのためには、従来の行政サービスは切るんだという、簡単に言えばそうことになると思うんですね。で、それを我慢してください、そうすればもっと大きなサービスになるんですよと言ってるわけで、支所のいろんな、15万件ですか、年間の、そういったものは小さいあれなんですよということをずばり言ったんでは身もふたもないので、まあひとつ、行政サービスの展望とか、そういう言葉でおっしゃっているんだろうと思いますが、そのことと、市役所を自治の中心にしたいということと、何か意味が強いてあるんですか。私は、さっき申し上げたように、細かいこれまで行われてた行政サービス、さっきごみのボックスの問題を例に申し上げましたが、あれだって、絶対のいい方法というのが、今の方法なのか、袋方式なのかで、絶対というのはないと思うんですよね。

それから、市民エゴっていうんだって私は、皆無だとは言えないと思うんですよね。そういう中で、この支所機能というものがむだなんだということがどうも理解できないで、しかも何回も言うように、十二分に対応を図ると言ってるんですから、十二分じゃないじゃないですか。窓口へ来る人の不便を解消するには、十二分じゃないじゃないですか。後退じゃないですか、何と言ったって。それだったら、後退はあえて後退です、サービスの後退です、我慢してください、そういう訴え方をしてくださいよ。そうすれ

ば、やっぱり、ああ、そうか、あすの日野のためには我慢も必要なんだなあということになる。一方では、全く不便を感じさせませんよと言っていて、そして何か答申にあるから、従来の予算だとか、既得権にすべて守り拡大することは許されないということに基調を置いているという、どうも矛盾しているわけですよね。もっと大胆に市民に訴えてくださいよ、じゃあ、逆に。我慢してください、本庁へいらっしゃるくらいは我慢してください、大きなサービスなんですよ、とこういうふうに訴えてくださいよ。そんないいかげんな、不便は来たしませんよとか、どうとか言わないで、それをしないで何かこう、行政サービスの何とか言ってましたね。何ていいましたっけ、行政サービスの展望という難しい言葉ですが、そうじゃなくて、１年に１回来るか来ないかわからないようなこともあるんですから、もう我慢してください。そのときのバス、あるいは健康のために歩くということも結構じゃないですかという大胆な訴えかけをした方が、私はわかりやすいと思うんですね。それを、後退はさせませんよと言ってみたり、なかなかそこのところがぴしゃっとしないものですから、こういうことで見直せといったようなことを申し上げるようになるわけで、どうなんですか、その辺は。再度お答えがあれば伺います。なければこれをもって終わります。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　できるだけ努力するということで、きょうのところはお答えにしておきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　できるだけ努力するということは、何を努力するんですか。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もちろん、御理解をいただくということであります。

○副議長（福島敏雄君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　そうすると、御理解というのは、議会なり市民の御理解を得るために努力をするということで、時期なり内容なりの前進がかなり図られるというふうに期待をして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって７の１、多摩平支所廃止案を見直せの質問を終わります。

一般質問８の１、地方自治法の改悪について市長の見解を問うの通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　地方自治法の改悪について市長の見解を問うと題して質問を行います。

去る３月26日、参議院本会議におきまして、地方自治法の一部を改正する法律案が賛成多数をもって可決成立を見ております。そして29日に、同法施行例及び施行規定の一部を改正する政令案も閣議決定をされ、４月２日に公布をされております。地方自治法改正案は、昭和61年３月、第104回国会に提案されて以来、３度の廃案と10回の継続審査が繰り返されてきました。今国会に提案された改正案は、第118回国会に四たび提案をされ、継続審査となっていたものであります。今回の地方自治法の改正については、いわゆる改正の部分と改悪された部分と両側面があるわけでありますけれども、私のこの場での一般質問では、主としてその改悪の部分、問題点を指摘しながら、森田市長の見解をただしたいということで一般質問を行うものであります。しかるべく御答弁をいただきたいと思います。

今回の地方自治法改正の最大の問題点は、国による裁判抜き代執行を可能にする職務執行命令訴訟制度の改悪であります。これは、過去の議会で取り上げた問題でもありますけれども、御承知のように、現行の職務執行命令訴訟制度は、国の機関委任事務について都道府県知事がその実施を拒否した場合、まず主務大臣が職務執行命令を出し、それでも命令事項が行われないときに、職務執行命令の裁判、命令不履行確認の裁判を国が請求をし、その二つの裁判に勝訴をして初めて庶務大臣による代執行ができると定められていたわけであります。そして、命令不履行確認の裁判があったときは、内閣総理大臣は、その知事を罷免することができるようになっていました。

こうした制度が採用された理由について、米軍基地拡張のための土地収容問題が争われた砂川事件についての最高裁の判決は、「住民からの直接選挙で選ばれる自治体の長の地位の自主独立性と、国の委任事務を処理する地位に対する国の指揮監督権の実効性の確保との調和を図るために」採用されたものとしました。

また、判決は、地方公共団体に対する国の指揮命令については、裁判所が適法性を是認する場合に、初めて代執行権や罷免権を行使できるとし、裁判所が国の当該指揮命令の内容の適否を実質的に審査することは当然、とも述べております。

政府の原案は、これまでの制度の仕組みや建前を根本的に変えてしまおうというもので、事前の裁判を省略して、内閣総理大臣の判断と、内閣告示という行政の内部手続だけで、代執行ができるようにし、裁判も大臣が請求するのではなく、知事の側から請求するように立場が180度逆転されたものでした。こうした法案に対して、裁判抜き代執行法案だとして、国民から強い批判が起こったのは当然であります。

国会での修正案では、裁判は国から提起する、事前の二つの裁判のうち、職務執行命令の裁判は残すが、命令不履行確認の裁判を廃止するというもので、最終的にこれが改正内容となったわけであります。この改正内容は、政府原案より改善されているとはいえ、二つの裁判があることによって、一度も国による代執行を許したことがない。これまでの制度の後退であることは明らかであります。市長の見解をただしたい第１の問題は、以上の職務執行命令訴訟制度の改悪についてであります。

改正に伴う２点目の問題は、町内会、自治会など、いわゆる地縁による団体に対する市町村長の許可制度が導入された問題であります。町内会、自治会などの所有する財産については、団体名義での不動産登記ができず、多くがその代表者の個人名義で登記されている状況にあり、そのための相続等に関連して、町内会、自治会の財産が個人の所有に間違えられるなど、トラブルが生じていた状況があります。今回の改正は、こうした問題を解消するために、市町村長の認可を受けた団体については、法律上の権利、義務の主体となることを認め、団体名での登記をできるようにしたもので、あくまでも不動産等をめぐるトラブルを避ける道を開くことが目的であります。したがって、許可制度の導入が、それ以外の目的に使われることがあってはならないことは言うまでもありません。しかし、市町村長の認可を受けることになりますので、一定の行政の関与は避けられないのではないかという懸念がされております。

第１項の「認可を受けた地縁による団体は、民主的な運営のもとで、自主的に活動するものとし、構成員に対して不当な差別的取り扱いをしてはならない」という文面が条文に追加をされました。町内会、自治会に対する認可制度の導入についての市長の見解を伺っておきたいと思います。

３点目でありますが、公の施設の管理委託について、これまでは公共団体または公共的団体に限られていた公の施設の管理委託について、今回の改正では、「普通、地方公共団体が出資している法人で、政令で定めるもの」という条文を加えることによって、営利を目的とした第３セクターについても委託ができるようになりました。ここで言う政令で定めるものとは、一つとして、「自治体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している法人」、二つとして、「法人の業務の内容、自治体の出資、職員の派遣状況などから見て、適正な管理の確保に支障がないとして、自治省令で定めるもの」となっています。さらに、自治省令で定めるものとしては、自治体が資本金、基本金などの４分の１以上を出資している法人で、公の施設の管理を主な業

務とするもの、あるいはそれに類する業務を行っているもののうちで、一つとして役員の２分の１以上が当該自治体から派遣していること、二つに、職員の派遣状況などから、委託をすることが適当であるとして自治大臣が指定する法人、このいずれかに該当するものとされています。したがって、資本金等の出資が４分の１以上の法人でも、自治体から派遣されている役員が半分以上いるとか、自治大臣が適当と判断する法人にまで委託の対象が拡大されることになったわけであります。管理委託そのものは、行政の責任放棄という側面も持っています。この点について、市長の見解を伺っておきたいと思います。

以上３点について、お伺いをいたします。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、御質問に対しまして私の方から制度の内容につきましてお答えをいたしまして、この制度改正に伴うところの所感につきまして市長からお答えをいたしたいと思います。

まず、第１点の職務執行命令訴訟制度の改正でございます。この件につきましては、ただいまいろいろお話がございましたように、地方制度調査会、あるいは国会におきましていろいろ議論のあったところでございます。内容につきまして今議員さんからお話がございましたけれども、改正前の内容につきましてちょっとお話いたしますと、機関委任事務につきまして、知事、あるいは市町村長がその委任事務の執行につきまして懈惰をした場合、懈惰といいますのは、非常に専門用語でございますけれども、いわゆるりっしんべんに解という字を書く懈惰でございます。いわゆるサボタージュという意味でございます。それをしたという場合に限りまして、地方自治法におきましていろいろ改善、あるいは罷免権の行使とか、そういうものが働くようになっているということでございます。

まず、改正前の法律によりますと、このような事態が生じたときには、主務大臣または知事、知事といいますのは、大臣にかわりまして市町村長に対する行為ということでございます。まず、是正の命令を発する。この命令の期限にまでに従わなかったとき、これは146条第２項、第５項によりまして、高等裁判所に対しまして、職務執行を命ずる裁判を起こす。この裁判の結果、国の言い分が通った場合には、期限までにさらに行わなかった、実行しなかったというときには、さらに46条第６項におきまして、期限までに行わないという事実の確認の裁判を起こすということでございます。この裁判の結果、国の言い分が通った場合には、46条第７項によりまして代執行するということでございます。一方、こういう事態になったときには、罷免権、消滅裁判の請求というのは、いわゆる主務大臣、あるいは知事が起こすということになります。この裁判の結果によりまして、その組長につきまして罷免ができる、そういうことでございます。改正案につきましては、まず懈惰があった場合には、法第151条の２、第１項によりまして勧告を行う。勧告を行った上で、期限までに実行がなされない、行わないというときには、同じく条文の２項によりまして、命令を発する。この命令を発した後、期限までに行わないというときには、高等裁判所に対する職務の執行命令をする裁判を起こす。それで裁判の結果、国の言い分が通った場合には代執行を行う、そういう形でございます。要するに先ほどお話がございましたように、改正前につきましては２回の裁判所の判断がある。改正後につきましては１回の判断になった。それから改正前につきましては、罷免という声がありましたけれども、改正後につきましては、罷免というものがなくなったという内容でございます。

それから、２点目のいわゆる町内会、自治会に対する認可制度ということでございます。これは、特には社会経済的情勢の変化に伴いまして、いわゆる町内会とかあるいは自治会の持つ不動産等の相続の問題が非常に出てきているということでございます。これらの問題を解決するために、自治会、町内会に法人格を持たせ、不動産の所有を認める、いわゆる登記ができるようにするということでございます。これは、この自治会や町内会がこの不動産を法人として持つということになりますと、この法人の存続する限り所有ができるわけでございまして、今までいろいろ地域で起きていた個人名によるところのいわゆる共同的な財産の紛争が解決するという制度内容でございます。

それから、公の施設の管理委託の拡大でございますけれども、これは現行の地方自治法におきましては、使用料につきましては条例で規定をし、徴収をするということが大原則になっておりました。したがって、使用料については条例を制定した自治体、要するに日野市の場合には、日野市が条例を制定し、日野市が徴収をし、市のいわゆる歳入とするということでございます。

今回のこの改正の内容につきましては、一定の条件を付しまして、条例を定めた範囲におきましてその受託をした団体にその徴収を認める、また、その徴収した使用料をその団体のいわゆる収入として入れることができる、そういう内容でございます。いずれにいたしましても、この３点だけをとりましても、法の執行の運用といいますのを、厳密かつ正確にやらないといろんな問題も波及するということは確かでございまして、今後、十分、現在のところ、４月早々にこの改正の内容が公布されたばかりでございます

し、また、第１番目に申し上げましたその職務執行命令等の関係につきましても、これから１年以内に施行規則等の公布がなされるわけでございます。今後、内容を十分検討いたしまてし、行政に生かしていきたい、そういうふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御質問の、ことし４月２日に公布、また同一施行された地方自治法の一部改正の御質問につきまして、なかなか内容が難解でございまして、私どもも、この法律の趣旨を完全に了解できたというだけの知識を持ちかねておるところでありまして、なかなか正確な見解を持つことが難しいわけでございますが、大別いたしまして、いわゆる職務執行命令、あるいは訴訟制度というのが国と地方自治の関係で法制化されているわけでありますが、従来の制度は、裁判を行って、裁判の結果によって司法の判断が介在したわけでありますが、最近の改正によりまして、国が直接代執行を行うことができる、こういう変更があったように承知しております。今回は、なおそれを、より明確化といいましょうか、地方自治権に抵触するぐらいな、つまり国の権力を確定する、そういう内容のようにとれるわけでありまして、つまり職務執行を命ずる裁判を行い、そして代執行を可能にする、こういう改正の内容に受け取るわけでありまして、本来のこの国の制度と、それから地方自治との関係は、憲法にも明確にその権限と能力を規定されておるところでございますし、国に対して地方自治体が、行政の流れの範囲では、いろいろ意見を申し述べたりする仕組みはあるわけでございますけれど、やはり、中央集権をなるべく強化しようという動きに国政からはおのずからなってくるような感じもいたしてしおります。そのことがより司法の上で制度化されて、代執行を可能にするということが根拠づけられたということになるという解釈をするならば、本来の地方自治法権限能力に対します一つの侵害とも言える、そういう内容ではないか、こう思っております。

それから、第２項、あるいは第３項、地縁団体の権限能力の認可と、あるいはこの地方公共団体が出資をしている法人あるいは、つまり第３セクターに対しまして、このある程度の管理、条例を定めることによって、ある程度の権限がその第３セクターに委任することができるという制度でありますから、これからの地方自治体がその行政のより機動力のある発展の形として第３セクターは必要であると思っておりますので、条例に基づいてある程度の権限が保障されるということは、新しい時代に沿う一つの施策ではないか、このようにも考えられるわけでありまして、これらにつきまして、なお十分勉強し、適切な対応をすることはもちろんでありますし、次第によりましては、また地方

６団体の経路を経て国に意見を持ち上げるということにも該当させるべき内容ではないか、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　一言、二言意見を申し上げて、この質問を終わりたいと思いますが、町内会、自治会に対する認可制度の導入の問題でありますけれども、認可制度の導入は、財産管理の一つの方法を定めたものであります。この方法でなければ、財産の管理運営ができないというものではないと、私は理解をしております。

例えば川崎市では、市と町内会連合会が協力をして、財団法人を設立をし、登記は市民自治財団が行うという方法をとっておりますし、また札幌市では、財産を一たん市に寄附をして、寄附の経緯を明確にした上で、管理は町内会に一切任せる、こういう方法をとっています。いずれにせよ、どのような方法をとるかは、あくまでも団体の自主的判断にゆだねるべき問題であろうと思っております。

そして、３点目の公の施設の管理委託の問題でありますけれども、先ほど部長の答弁で、ちょっと触れていました。公の施設の料金は、使用料として条例で定めることになっております。その改定については、議会のチェックがあり、その収入も当然ながら、自治体に納められているわけでありますけれども、今度の改正によって、問題なのは、委託をされた法人が公の施設の使用料を決定する。法人による自由な料金の値上げが可能になる、こういう問題があります。岡山のセンチュリーパークチボリ、徳島の徳島海洋パーク、そして近くは東京の東京臨海副都心建設など、最近、第３セクターをめぐってのトラブルが多発をしております。こういう問題を考えますと、今度の地方自治法の一部改正に伴う幾つかの問題点が指摘されているところであります。今後、市当局としても、検討の中で適正な対応ができるように強く要望してこの質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって８の１、地方自治法の改悪について市長の見解を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時47分　休憩

午後３時18分　開議

○副議長（福島敏雄君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の２、地域医療計画の見直しと病院建設について問うの通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　地域医療計画の見直しと病院建設について質問をいたします。

厚生大臣の諮問機関である医療審議会が去る６月３日、地域のニーズに合った病床数などを定める地域医療計画の病床数算定方式の改定などを厚生大臣に答申をいたしました。この答申は、全国的には病床数は充足しているものの、地域格差は依然として激しいことから、これを是正することがねらいだと言われております。「病床算定見直し答申、地域医療の格差を是正」という見出しで、読売新聞が次のように報じております。

改定に基づく試算では、全国的には一般病床の必要数は医療の進歩などで入院が減ることから、高齢化社会の進展にもかかわらず、現行計画に比べ、微増にとどまっている。また、結核病床の必要数は、半数以下になる。答申では、地域格差是正のため、地域ごとの平均入院日数と全国平均を比較、入院日数の長いところでは、純粋に医療面からは入院の必要はないが、退院できる環境にない社会的入院も多いと見られることから、社会的入院患者の受皿の整備を前提に、必要病床数の削減にも入院日数が反映できるようにした。このほか、１．地域医療計画上、現在、老人保健施設は１床を２分の１床と数えていたが、高齢化社会の進展で、より建設を促進をするために、当面は一切算定に加えない。２．末期がん患者などが入院するホスピス病棟は、必要病床数を超えても、建設できるなどとした。これにより試算すると、必要病床数は、現行より0.5％増の約116万4,500床にとどまる。地域ブロック別では、平均入院日数の長い四国が14.1％減るのを初め、東北、北海道など、減少削減の対象となる。これに対して、近畿6.0％、東海4.9％、関東4.0％はふえ、地域によっては病院建設や増床の余地がまだある。こう報道をされております。

そこで１点、まず伺いたいと思いますが、今回の医療審議会の答申に対して、市当局はどのようにこれを受けとめているか、伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

今お話のありました６月３日の審議会の件でございますが、実は４月９日と記憶しております。私ども、この審議会絡みで都の方を訪ねまして、事情説明、従来要請をしておりました点につきましての重ねての要望行為を行った経過がございます。その際の話といたしまして、この審議会が開かれますその中身といたしましては、いわば現在は御承知のとおり、計画に基づきましての数値の変更はございませんですが、しかし、例外

規定の中で、都知事権限におきましての部分がございます。それを審議会で審議していくということがございました。その例外規定で酌み取ってもらえる範疇のものといいますと、悪性新生物、あるいは小児・周産期疾患、循環器疾患にかかる病床が一つありますし、２点目としてリハビリテーションにかかる病床、第３点としては救急医療にかかる病床、そのほか３点、合計６点ほどございますが、都といたしましても、日野市の現状というものは、十分承知をしておりまして、過去におきましても、厚生省と国に対しまして日野市の実情を強く訴えてきておるということの説明もございましたし、ならば、この審議会の中で日野市の実情の訴えをということでおったわけでございますが、今申しましたとおり、都の例外規定をはめないことには審議会にかけられないという面がございます。

日野市においてそれをするとするならば、どのようになるかということでございますが、一口に言いまして、３点目に挙がってます救急医療にかかる病床ということで一つの切り抜けという手法も考えられる。しかし、これはもし、審議会を通過いたしますと、その時点から６カ月以内に着工しなければならない一面もございます。そんなようなこと、また８月末日に、計画を提出しておりますその数値をなかなか確保するといたしましても、やはりこの救急医療用の病床として数値を置きかえたといたしましても、それが全くの言い逃れ的なものでは許されない一面もございます。そんなような諸般にかんがみまして、今後に向けて日野市と都の協議を引き続き行っていこうということで、実は４月、返ってきた結果でございます。十分その今お話しした中で、御理解いただけると思いますが、都としても日野市の実情、特に日野市のこの厳しい状況というのは十分承知しておりまして、何とか都としてもしたいという気持ちを持っておるという実情もございます。今後に向けましても、日野市としては継続的に要請を固めていきたい、そういうふうに考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

今の答弁でもちょっと部長の方から触れられていましたけれども、昨年の８月31日に東京都へ、病院開設等計画書を提出してありますけれども、この計画書の提出に対して、東京都から市に対して具体的にどういう対応といいますか、都としての具体的な動きがあったのか、ないのかですね。今のお話では、４月９日に東京都の方へ事情の説明といいますか、働きかけに行ったということがあったようですけれども、何回かの東京都と

の折衝が経過の中であったということで、この既に提出してある計画書に対しての東京都の対応といいますか、これは何かあったのか、それとも全くなかったのか、この点、１点伺っておきたいと思います。

それから、もう１点つけ加えますが、南部地域への病院建設については、御存じのような議会内での経過がこれまでにありました。しかし、南部の医療の問題、一般病床が１ベッドもないという状況の中で、多くの市民からの病院建設への強い期待は依然としてあるわけであります。困難な状況も十分踏まえての質問でありますけれども、今日の時点で、この南部地域への病院建設に向けて、当面どのような努力といいますか、対応がなされているのか、この時点で答弁できる範囲で結構ですから、お答えをいただきたいと思います。

以上、再質問をいたします。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

答弁が届きませんで申しわけございません。先ほど御説明申し上げました状況でございまして、都としては、それまでというのは、この審議会への持ち込みということを想定しておりましたところから、市に対しての反応というものがなかったわけでございます。この４月に伺って審議会へ臨むという姿勢の中での私どもの事情、改築ということもございました。そういう中で、それでは今回の審議会にはかけずに、といって、それで先ごろ提出いたしました計画書はこれで終わりということではない。これはそのまま形としては保留といいましょうか、留保といいましょうか、そういう形でとどめておきたい。したがって、今後、引き続き協議をしていきたい、そのような言葉でございました。医療計画につきましては、以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　南部病院建設に当たっての努力と対応ということでございます。

御承知のとおり、医療圏が設定されて、もう既に内容的には南多摩医療圏という状況でございます。よって、その病床数は南多摩医療圏という範囲の中で納めるならば、23床多いということでございます。しかし、日野市の実情から見れば、かなり不足しているという数字は過去申し上げたとおりでございます。先ほど質問者からもお話がありました、今回、厚生大臣の諮問機関である医療審議会から２点の内容を示されながら、この辺の見直しをすべきだという答申が６月４日、なされております。その中に読み上げ

て、議員さんからもお話がありました、一つは老人保健法に基づく１床２分の１の積算の問題、当然、これ以外にも当市とすれば、精神病院等のベッド数のカウントの仕方等の問題もあるわけでございますが、いずれにしても、この２点だけでも全国的にはかなり５％増の116万4,500床というようなベッド数が大幅に増設できるわけでございます。当然、この南多摩医療圏の設定が、平成元年２月決定しているわけでございますので、５年後ということになるわけでございます。よって、医療圏の見直し等を含んで、平成５年までには全体の医療圏のやはり南多摩医療圏という部分の内容が変わることをまず前提として、今後、病院建設、あるいは建てかえのカウントの場合にはいいんですが、新設の時点のカウントの場合には、やはり医療圏というような範囲の日野市内のそういった施設の理解を求めることに努力すべきだということで、現在対応しております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　同じことですが、市長からも一言御答弁いただければ……。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この医療圏計画につきましては、日野市として一昨年のころだったと思いますが、議会にも御報告しましたとおり、300床の増設が必要である。その配分にたまたま現在の市立総合病院の建てかえとの問題が絡むわけでありますが、それぞれの病床配分のことも御説明をしてきたとおりであります。今特に、その建てかえと増床に該当できるといいましょうか、南部地域病院につきましては、高幡区画整理事業の中で、その用地の確保を期待をしておる、こういう事情がありました。その状況に変わりはございません。ただ、当初から予定をした区画整理絡みの用地確保のことにつきまして、地元から異論があるということでありました。そこで今、今度は、逆にどの位置にすれば地元で了承してもらえるか。区画整理として集合換地をしたいということには、変更がございませんので、そのような問い方を公式の場でない形で意見を問うと、そのような努力をしつつあるというのが現状の用地確保の努力であります。

それから、日野市の場合は、特に複雑でありまして、現在の市立病院の改築ということとどのように分離するか、かかわらせるか、こういうことにおのずからなってまいります。最終の見通しがまだ成り立ち得ておりませんが、それらを適切に調整を図りながら、当局の理解を得ていきたい、こういう考えで取り組みを進める状況でございます。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に一言要望意見を申し上げて、この質問を終わりたいと思

います。

実は、あす、南部地域へ総合医療機関をつくる会の幹事会が予定をされております。これまでの経過と現状について報告を求められておりますので、きょうの一般質問で今行われた答弁を中心に、その会に反映をさせ、今後の運動に期していきたいと考えております。３月議会で既に請願に対する意見の場で述べましたけれども、この南部地域の総合医療機関をつくる会を中心に、これまで運動が足かけ４年続けられてまいりました。最初の第１回目の署名運動に１万8,139名、そして２度目は都知事に対しての陳情になりましたけれども、２回の署名運動が取り組まれ、合わせて３万2,424名の署名が集約をされ、この運動には53の自治会が参加をした運動として発展をしてきております。それだけに、大変大きな市民運動、市民要求になっております。依然としてあの南部地域には一般病床のベッド、病院が一つもないという、病院という点では、無医村の状況にある、そういう状況は今日も続いているわけであります。行政としてのあれこれの施策の中で、命と健康を守るという点では緊急な課題でもあります。市民運動と相まって、森田市長初め行政側も、引き続き、積極的な取り組みをされるように強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって８の２、地域医療計画の見直しと病院建設について問うの質問を終わります。

一般質問８の３、建築公害に係る紛争と市の役割についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　建築公害に係る紛争と市の役割について質問をいたします。

私は昨年の９月の議会で、住環境を守る運動と市の対応について、さらにことしの３月議会で、住環境保全のための住宅条例の制定について一般質問を行ってまいりました。市民の期待と要求にこたえて、よりよい住環境の保全を目指して、さらに積極的な取り組みを要望してきたところであります。今回の一般質問も、主として中高層建築物の建築に伴う当事者と周辺住民との紛争に対して、市当局がより積極的な役割を果たすよう要望して、質問を行うものであります。既に事務報告書や毎定例会に行われる行政報告でも明らかなように、ここ数年来、中高層建築物の建築件数が増加をしてきております。したがって、御承知のように、建築主と周辺住民との紛争も激増している現状にあります。建設委員会に付託をされ、審査をされてきている請願も、かつてなくふえてきております。帝人の高層独身寮の建設、仮称中尾マンションの建設、大坂上二丁目の日野マンションの建設、さらには、仮称メイツ日野台マンションの建設、東豊田のクリスタル

マンションの建設、神明四丁目のハイツの建設計画等々、こうした中高層建築物の建設計画に対する周辺住民の住環境を守る要求運動もますます増加をし、長期化せざるを得ない現状にあります。

そこで１点伺いますけれども、この一、二年の経過の中で、市当局の対応、努力は大いに多として評価したいと思いますけれども、しかし、現行の要綱に基づく行政指導には、おのずと限界があると思いますし、住民の期待要求にはなかなかこたえ切れない、そういう現状があろうかと思います。都市整備部としてこれまで、この一、二年間の間、これらの紛争に直接携わる努力をされてきたわけでありますけれども、これまでの経過を踏まえてどのような認識でおられるか。また、これまでみずから取り組んできたその紛争へのあっせんや、あるいは調定等々、努力がされてまいりましたけれども、そうした実践行動をみずから点検をしてみて、どのような評価になるんだろうか、この辺をまず、率直なところ、伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　建築公害に係る紛争と市の役割ということでございます。お答え申し上げます。

日野市の住みよいまちづくり指導要綱に基づいて、昨年、それから一昨年、平成元年、２年で指導した件数でございますけれども、平成元年度で145件、それから平成２年度で149件ございました。それで、日野市の場合の指導要綱では、対象戸数８戸以上、それから駐車場確保、これは計画戸数が100％として、敷地内に50％確保、さらに協議申請をする時点で、開発計画の近隣住民への説明を要請し、同意書の添付を義務づけるなど、地域の生活環境に十分配慮した、きめ細かな指導を行っております。したがって、指導要綱が地域住民にもたらした効果は非常に大きいと思っております。

さらに、建物に対するそういう紛争関係でございますけれども、良好な近隣関係を保持し、地域の健全な生活環境の保全及び向上を図るということから、東京都の条例で64号でございますけれども、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例」が東京都で制定されております。したがって、この条例に基づいて申し立てが行われた場合、あっせん及び調停の手段が行われるよう、もう制度化されております。また、このこういう内容の周知の方法として、この条例の中では、建築敷地に建築物のお知らせ版を設置することを義務づけております。

また、紛争の申し立てについては、建築確認事務と非常に重要な関連がございますので、建築主事を置いている23区ですね、それから八王子、町田については、東京都の条

例に準じた条例等を制定してこれに対応しておりますけれども、日野市におきましては、建築主事がおりません。東京都多摩西部指導事務所でこれらの建築確認を行っております。したがって、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争と予防と調整係る条例の適用を日野市はそのまま受けるという形になっております。今日まで、いろいろなそういう問題点があるわけでございます。近隣住民に問題点が起きた場合は、この条例の趣旨をよく説明いたしまして、あっせん及び調停の方法があることを、その都度説明を申し上げておるというのが今の実態でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

住みよいまちづくり指導要綱に基づいて、関係住民の期待と要求に沿って、積極的な対応、役割を果たしているという御答弁をいただきました。そこで一、二再質問いたしますが、平成元年で145件、平成２年で149件の申請がなされ、それに対して要綱に基づく行政指導が行われたという御答弁をいただきました。そこで、都の中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調停に係る条例に基づく対応といいますか、この２年間で約300に近い申請がされたわけですが、このうち、東京都の条例に基づく申請とあっせんや調停が行われたのは何件か、まず１点伺いたいと思います。

それから、これまで建設委員会の請願で市の都市整備部も積極的な対応をしてきたわけでありますけれども、帝人の高層独身寮、この両者の紛争といいますか、話し合い、それから大坂上二丁目の仮称日野マンションの両者の話し合い、この２点、現状、どういう状況か、簡単で結構です、伺っておきたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、第１点でございますけれども、昨年でございますけれども、西部建築指導事務所に東京都中高層建築物の建築指導に関する紛争の調停ですね、これがあったのは２件というふうに聞いております。それで、この２件のあっせんに対して、調停になったのはゼロということでございます。

それから、２点目の帝人と大坂上の両開発行為に関する現状でございますけれども、ちょっと私が今知り得ている内容では、基本的にはいい方向で、合意の方向になってきているというふうに行っております。具体的な内容につきましては、ちょっと今知り得ていませんので、後ほどお話ししたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ではその点については、後で伺うことにしまして、１点、これは部長、そして最後には市長からお答えをいただきたいと思いますが、東京都に中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例が設けられております。これと全く内容は同じで、調停委員会の委員の数が若干少ないということで、区の段階でこの条例が制定されている。例えば大田区でありますけれども、相当この種の中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に相当積極的な役割を果たしているというふうに聞いております。私が伺いたいのは、確かに指導要綱に基づいての対応、それなりにこれまで努力されているのは、私も率直に高く評価したいと思います。しかし、この既に都や、あるいは一部の区で実際に条例化して対応していることから比べると、ちょっと要綱という限界を痛感をしております。

で、具体的にお伺いしたいと思いますが、御承知のようにこの予防と調整に関する条例の目的は言うまでもありません。「良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする」ということで、以下ずっと条文があるわけですが、一つは長の責務を明確にうたっております。「紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に務めなければならない」。そして建築主、当事者の責務もうたっております。「建築を計画するに当たっては、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに」云々ということで、良好な環境の保持についての責務がきちっとうたわれております。そして、「標識の設置、説明会の開催、そして説明会のその内容を長に報告しなければならない」という報告の義務が明記されております。そしてあっせん、調停。そして調停委員会が設置をされております。東京都の条例では15名の委員が委嘱されていますけれども、区の段階では６名の委員で構成されているようであります。さらに、必要があるときには、当事者の出頭を求めるということで、この調停委員会への当事者の出頭も明記をされております。そして必要な資料、関係図書の提出を求めることができるということが明記され、さらに工事の着手の延期等の要請、その要請にこたえない場合はその旨を交渉する、ということまでうたわれております。

したがって、現状、要綱に基づく行政指導、現実に即しながら、あれこれ補充といいますか、改善を重ねながら積極的な対応をしてきたということは十分私も理解をしておりますけれども、今申し上げた、条例であれこれうたわれたこの対応は、要綱よりもちょっと一歩進んだ形での対応ができるというふうに私は理解をしております。先ほどの部長

の答弁では、これは建築確認を行っている自治体だけがこういう条例化ができるという意味合いの答弁がされましたけれども、私は、日野市でもその気で取り組めば、条例化は可能だと思いますし、要綱による行政指導をさらに一歩進めて、市民の要求や期待にこたえる行政側の積極的な取り組みができるであろうと考えております。この点について御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　先ほど申し上げましたけれども、東京都の条例でございますけれども、各区、それから現在制定しております市におきましても、大体東京都の条例とほぼ内容的には同じという形になっております。ただ、これは建築、この条例が一番よく動くという、内容的に働くというのは、やはり建築確認事務との関連が非常に大きいんではなかろうかというふうに考えておるわけです。それでただ、日野市の場合、実態としてはこれの条例の内容とほぼ同じような実質的には指導をいたしているわけでございます。紛争、これらに対しては、事業者と、それから近隣住民との話し合い、そして事前にそういうものをＰＲして、さらに同意をつけさせる、こういう処置まで行っておる関係もありますので、今の時点では指導要綱でもって対応が十分じゃなかろうかというふうに考えておるところであります。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問いたします。

条例化についての部長のお考えを今、答弁伺いました。私は、先ほどの部長の答弁にもありましたけれども、昨年の指導要綱に基づく申請といいますか、149件あった。都の中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例で申請したのはわずか２件、調停はゼロだったということです。したがって私は、この都の条例は、実際には機能していないと言っていいのではないか。今の部長の答弁では、今ある指導要綱に基づく行政指導で十分対応しているんだ。したがって、都の条例に申請を出さなくても十分機能しているといいますか、対応できているんだ、こういう意味の答弁がありました。私はこれは、当事者との理解の相違があるかと思いますけれども、東京都の調停委員会への申請ということでは、実際の経過から見て、ほとんど条例が生かされてないといいますか、対応し切れてない状況があると思います。日野でも条例に基づいて調停委員会を設置をし、そして当事者の出頭を求めるとか、関係資料、図書の提出を求める、あるいは工事の着工、着手の延期を求める等々、この条例に基づく一歩進んだ対応が可能になってくるんではないか、こういうふうに思います。この点で、ひとつ積極的に検討をしていただきたい、こう思いますけれども、これに対しての市長の答弁を求めたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市化、市街化が進行するに伴って、いろいろと建築に伴う周辺利害関係者の住民との紛争が起きるというのも、日野市も経験しているところであります。建築に関しましても、法律で定めた一定の法規があり、また、都市計画法等で用途地域、あるいは建築基準法及び地域的に明確化をした、そういう法制度が成り立っております。日野市の場合御承知のとおり、建築確認行政を行ってないわけでありまして、またそのことの行政的なよい面、悪い面も感じるわけでありまして、特に建築確認行政を行っている当局の立場になりますと、住民のいろいろな提訴、提案を規制するということは、法規にかなっておれば不可能だという決定になるわけでありまして、それでもなお、紛争にはそれぞれの理由があるわけでありますから、その理由を受けて、そしていわゆる紛争の調停、あるいはお互いの利害関係者の協議、あっせん等の場をつくるという意味で、条例の目的が成り立っておるというふうに解するわけでありまして、今、私どものいわゆる開発指導要綱、これが今までまちの秩序、あるいは事業者の責任を果たしてもらう意味で、大変な有益に機能できたということは、もう間違いのない経過でありました。その中でも、法規には法規の規制を超えて、いわゆる誘導でありますとか、あるいはその他の協議を経て、一定の指導を果たし得たという例も多々あるわけでありまして、条例もその法以上の条例をつくる権限を持つ、あるいは内容を持つ条例制定もこれも限度があるわけでありまして、行政指導ということは、我々の自治体では余り用いたくない言葉ではありますが、しかし、特定少数の当該者、またそのことが広く不特定多数の市民の有益な結果になるという意味で、権限以上の指導要綱という形の自治体の知恵が大きく今まで役立ち得たということだと思っております。

東京都の場合は、建築主事は建築主事の権限の範囲で行政に当たるわけでありますし、しかしながら、紛争そのものは、それではとても満足されない。つまり、法規にかなえばどんどん確認をおろすというんじゃ、やはり周辺からの異論はますます行政不信になってくることにもなりかねませんから、条例を設けて、そうして調停なり、それからその他のあっせんの権限、あるいは余裕をつくることに役立っている、そういうことではないかと思います。そこで、結論としてのこの調停が成功したということは余りないということになっているだろうと思うんです。

御指摘のその条例化に対する法効果の有無、一面には確かに効果があると思いますし、

一面にはしかし、法規以上の権限があるはずもないという制約も伴ってくるわけであります。お互いの人間関係でありますから、なるべく努力し合ってといいますか、理解をし合って、そうして現実は現実としてやむなきものもあるという、そういう民主的な手順こそ、また特に大切なわけでありまして、法令のみに依存をして、執行停止の仮処分だとかいろいろやってみても、なかなか勝てない今の法体系だと言わざるを得ないと思います。

したがって、今部長も答えておりますように、日野市の日野要綱がいわゆる何といいましょうか、市民の利害に大きく支えをする、こういう意味で、説得力もありますし、また、我々の行政努力もそれによって可能になってまいります。そういう観点から、その条例化の有効性、あるいは指導要綱の範囲で調停をやっていくこともできるわけでありまして、今までの一応の解決は、ほとんど調停と言っていいぐらいではないか、こんなふうにも思っております。

我々もその指導要綱の中で、だんだんと住民の合意の得られていないものにつきましては、例えば最終的な放流の規制でありますとか、あるいは近ごろは、戸数を抑えるために、駐車場の件をますます強化をする。こういうことによって、つまり事業が企業者に対して、事業が決して有利にならないという判断のところまで行うこともあるわけでありまして、これから都や区の状況もよく勉強して、この紛争の調停に関する条例の果たす意味を十分検討し、対応してまいる課題ではないか、こんなふうに感じました。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に要望して、この質問を終わりたいと思います。

先ほど部長からも答弁がありましたように、年々この市のいわゆる中高層建築物の建築の件数がふえ、それに伴っての紛争も増加する状況にあります。したがって、行政側もそれに対しての対応が求められるわけでありますけれども、さらに一層、条例化も含めて検討もし、積極的な役割を果たすよう強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって８の３、建築公害に係る紛争と市の役割についての質問を終わります。

一般質問９の１、地域の問題についての通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

〔14番議員　登壇〕

○14番（福島盛之助君）　14番、福島盛之助でございます。

それでは通告に従いまして、地域の問題と題しまして質問をさせていただきます。題名的には本当に簡単な、内容的にも単純な問題でございますことを御理解をいただきまして、お聞きをいただきたいと思います。

私、ここで言う地域とは、中央線の日野駅の西側、新町、栄町であります。この地区は、私、再三取り上げまして紹介をいたしておりますように、日野駅のホームの上からいまだに田園風景が眺められるというような、自然が残り、通勤される人、またそこに住む人たちの心を和ませて今日を迎えておる地域でございます。何分とも日野駅、徒歩で何分という距離にありますが、時代の要請と言おうか、地価の高騰、税制の改革、土地の高度利用等、市のまちづくりに沿った土地の基盤整備、必要不可欠の状況にございますので、今この時期を逃して地域のまちづくりは考えられないのではないかと思い、私は再度取り上げさせていただき、市のまちづくり構想に沿った中での開発を進めていきたい、そんな思いを込めまして質問をさせていただくわけでございます。

まず、第１点目でございますが、日野駅前広場に接する地域の整備計画があると言われておりますが、今、この新町一丁目地域、組合施行による整備計画が立案されておるようでありますが、当然、もっと早くから計画されなければならない地域でもあり、遅きに失した感じもいたしますが、面積にいたしましてどのくらいを想定しているのか、再三申し上げますようにこの地区は、国道20号線・甲州街道を挟んで駅の広場にも等しいところでもありますので、既に住宅が建て込み、大変な事業が予想されますが、現在のところの地権者の反応はどうなのか、まずお聞きをいたしたいと思います。

続きまして２点目でございますが、四ツ谷前区画整理その進行状況でございます。特に計画道路3・4・17号線の関係についてお尋ねをいたしたいと思いますが、既に関係地主、住宅地の方々を含めて、大多数の同意を得て事業認可の申請は既に都に提出してありますが、計画道路3・4・17号線の幅員の問題で認可がおくれているとの話も聞いておりますが、現在どのような状況になっておるのか、また、今後の日程等につきまして教えていただきたいと思います。

続きまして第３点目でありますが、都市計画道路3・4・8号線買収計画、現在の状況を教えていただきたいということでありますが、実は、昨年の６月26日、東光寺の地区センターで第１回の説明会があり、想像はしておりましたが、正式には初めてこの日に知ったわけでありますので、買収予定者の方々にとりましては、それは大変なショックでございまして、私のうちにも毎日のように問い合わせがございますので取り上げさせていただいたわけでありますが、この計画全体では1,000メートル弱、中央線を起点として西へ300メートルぐらいずつ年ごとに買収に入りたいとの説明があったわけでありますが、ただいま申し上げました四ツ谷前区画整理予定地は、解決済みにいたしましても、

栄町二丁目区間、約二十数世帯の家屋の移転を迫られるわけでありますが、相模湖の建設により、この地を安住の地と定めて住まっておる方、また、年老いてもうほかの土地には行きたくないという方、また、家が古くなったので住みにくくなったが、建てかえ、修繕もできずお困りになっている方、人それぞれに御苦労をしておりますので、納得のいく説明をお願いしたいわけでありますが、実は、昨年の７月24日に、栄町二丁目の二十数名の方々の署名を添えて、神鋼跡地に代替地をという要望書を提出したところ、関係部局のお骨折りがあったのか、神鋼跡地に3,500平米を確保していただいたわけでありますが、その後、都の用地課長さんが異動され、新任の課長さんではまだ日が浅くわからない部分もありますので、すぐその説明はできないというようなことでございますので、関係者は大変心配をしておりますが、この栄町二丁目付近を中心とした買収に関する日程、残地の問題、既設の道路の関係、付近一体のまちづくり構想、なるべくわかりやすく今後協力がしやすいような説明をしていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

続きまして第４点目でございますが、栄町地区に建設が予定をされております都営住宅の建設工事の日程でありますが、既に私、昨年の12月議会でお聞きをいたしておりますが、実は、この工事着工に当たり、付近住民に対しまして、４月26日と思いますが、工事関係者の説明とお願いの会があったと聞いておりますが、広く付近住民に徹底をしなかったようでありますが、どのような経路で連絡がなされたのか。また、心配されます資材運搬車両、どのような道順で運行されるのか。また、隅切りの問題は解決をしたのか。なお、工事の規模、着工から完成までの日程、完成の暁には、どのような資格の方がお住みになる御予定なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、この地域の下水道計画でありますが、先日の行政報告に対する板垣議員の質問に対しまして、未認可地区800ヘクタールは、６月末日に認可申請を出し、７月中には事業認可がおりるとのお話でございましたが、第二万願寺、東町地区の区画整理の進行状況との関連もありますが、それでは、今の状況から見て、この新町、栄町地区の下水道の工事、また完成の予想はいつごろになるのか。少し先の話になろうかと思いますが、教えていただきたいと思います。

次に、第６点目でございますが、東光寺グラウンド西側の部分約１万平米強ですが、いつも話題になっておるところでありますが、実は、今、大量の残土が運び込まれております。これは何なのか。いつも少年野球大会などに駐車場として使われているところでありますが、これでは車の進入も不可能になってしまったのではないか。また、野球

試合に支障はないにしても、子供たちの夢を壊してしまうように思われますが、お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

以上でございます。よろしく御答弁をお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、まず第１点目の日野駅前に接する地域の整備計画ということでございます。

御承知のとおりあの日野駅前、甲州街道を挟みまして、都道がございます。この都道の間、約2.9ヘクタールを現在整備を計画いたしております。それでこの状況でございますけれども、現在、地元との話し合い、説明会を行っておるわけでございますけれども、方向としては組合施行で区画整理でまちづくりをしていきたいという考え方でございます。今日まで２回ほどこのお話し合いを行っております。その結果では、権利者の方たちは一応御理解をいただいておるというふうに思っております。今後、これらの方たちを含めまして、積極的に話し合いを進めてまいりたい、事業を進める方向でいきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、２点目の四ツ谷前の状況でございます。先ほど3･4･17号線のお話もございましたけれども、御承知のとおりここのところは、平成元年11月に準備会がもう結成をされております。その後、ことしの平成３年１月16日には区域の公告をいたしまして、現在、東京都とか関係官庁と協議を行っておるわけでございます。

それで見通しでございますけれども、この８月ごろには組合の設立になるんじゃなかろうかという予定をいたしております。

それから、３点目の都市計画道路3･4･8号線の御質問でございます。この路線につきましては、中央線より以西で1,350メーターございます。それで、このうち四ツ谷前の区画整理に区域の中が200メーター、それ以外が東京都の単独買収でもって行うという予定になっておるわけでございます。先ほど議員さんの方から御質問のとおり、平成２年６月に権利者の方々に説明会を行っておる。その後、用地の測量作業、これは一応この区間は全部終わっております。それで、今年度から実際の買収関係に入っていくということでございます。

それから、個々の内容でございますけれども、全体で３区画に分けまして買収をしていくという計画でございます。それから、買収年度でございますけれども、５年までに買収を終わらせたいという計画でございます。なお、この買収にかかわる、先ほど、い

ろんな単価とか、それから未利用地の話、それから家屋の移転の補償の話、いろいろあるわけでございますけれども、こういう問題に対する説明会をこの11月ごろ予定をいたしておるそうでございます。これは東京都の方で行うわけでございます。

それから、代替地のお話でございますけれども、これは地元から要望も出ておることは承知しております。それで、東京都の方と話し合いの中で、都営住宅地の予定地の中に確保するという一応見通しはもう立っているところでございます。まだ具体的にどういう造成、どういう計画になるという具体的なものはございませんけれども、一応用地的には確保を約束されております。

それから、下水道関係でございます。確かにこの路線は、日野3・4・8号線の道路に管渠が、幹線が入ってくるわけでございます。したがいまして、中央線の以西につきましては、四ツ谷前の区画整理、それから東京都のその道路の買収状況、これらを見ながら、その状況に合わせて同時に公共下水道の敷設をしていくということになろうかと思います。したがって、現在東京都がこの流域幹線の事業認可をとった年度でございますけれども、平成７年度を一応目途という形にしております。したがって、この以前に、要するに公共下水道は平成５年ごろから着手今のところ予定をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　４点目の御質問に対しましてお答えしたいと思います。

栄町二丁目の都営住宅の建設に関係しての問題でございます。まず、これに関連して説明会はどんな方式でやったのかというような御質問でございます。これにつきましては、既に２年前でございましょうか、地元の栄町の都営住宅に関連しての協議会が設立され、当市にも届け出があります。もちろん、東京都にも同じようにその協議会のメンバーの方が届け出をしたということを聞いております。よって、東京都はその会長さんを通して１回目の説明会をやったということを伺っております。

なお、２点目の関係でございますが、２点目は建設部分でございます。多少、地元の説明会に入った時点では、当初、私の方と協議してきた内容と一部変わっておりますので、御報告を申し上げたいと思います。

まず、第１期工事の中では、３棟56戸、これは本体と外構工事含めまして３年、４年にまたがるということでございます。２期工事につきましては、４年、５年ということ

でございます。４棟100戸という内容で計画が進んでおります。最終的には156ということではございますが、なお６年以降にもう１棟だけ16戸を計画しているということで、今、東京都の方は、説明会にはそのような説明をしたということを伺っております。なお、それに関連する道路等、あるいは地元からの注文等につきましては、何点か問題があるわけでございますが、それにつきましては、東京都がもちろん、協議会あるいは地域の皆さんと話し合いを進めているということを伺っております。

概要としては、栄町二丁目の都営住宅につきましては以上でございます。

なお、６点目、最後ではございますが、東光寺グラウンドの西側の建設省用地ということでございますが、御承知のとおり、東光寺グラウンドにつきましては、現在、子供の少年野球用として占用している部分が約7,700平方メートル、残りが１万7,000平方メートルあるわけでございます。この質問だろうと思いますが、この場所につきましては、現在、建設省のもちろん用地でございますが、谷地川の左岸に建設省が現在浄化施設の建設を施行しております。よって、この工事は、谷地川をダムでせきとめて、取水した水を浄化するということで、建設省の工事が行われている。よって、その場所の砂利を今の建設省用地に積み上げて置いてあるというのが実態でございます。

工事につきましては、平成２年から４年度までかかるということで、私の方も従来、ぜひグラウンドとして占用するという中では、そういう工事が始まっておりますので、４年度までにはなかなかその残土が処理できない。よって、工事完了は４年度まで、よって５年以降につきましても、建設省としては一部の土は残して、非常用の土を備蓄所と申し上げるんでしょうか、災害に対する砂利、砂等を置くような場所にしていきたいというのが、現時点の考え方でございます。

グラウンドを使うに当たって、その時点では一応建設省の用地ではありますが、車が置ける用地は、一定の立ち会いの中で確保してあるというのが実態でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　最後の東光寺グラウンドの残土置き場の件に関連いたしまして、私の方から御答弁をさせていただきます。

まず、残土が置かれている理由につきましては、ただいま企画財政部長の方から答弁をいたしたとおりでございます。したがいまして、建設省に対しまして、占用の境界までフェンスを張るというふうな申し出があったわけでございますけれど、駐車施設がなくなりますと大変困りますので、いろいろとお願いを申し上げ、境界線から６メートル

から12メートルの区間セットバックをしていただきまして、そこに駐車場として使用できるスペースを確保したわけでございます。ちょうどたまたまこれが５月の連休明けごろ私どもに話がございまして、５月19日には少年野球の開会式が早速行われますので、大変苦慮したわけでございますが、少年野球連盟の役員の方々の御協力によりまして、整理誘導等を行っていただきまして、約30台程度の駐車ができました。この少年野球のときのことを参考にいたしまして、これからも休日等の団体利用の際には、そういうふうな整理誘導をしていただきまして、より少ない駐車スペースを有効に利用してまいりたい、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君）　福島盛之助君。

○14番（福島盛之助君）　どうもありがとうございました。

ただいま御説明をいただきました日野駅下の区画整理事業でありますが、これは御説明によりますと、組合施行ということでありますが、先日、小川議員とのやりとりもあったのですが、この地区は新坂下区画整理区域と既に基本計画書にも明記されております。ヘクタールにして77ヘクタールありますが、そのうち、私が関係をしております東光寺上、それから東光寺小学校付近は、地権者の要望によって組合施行で区画整理が進められておりますが、これらの事業からそれでは外れる部分は面積にしてどのくらいなのか。そして、今後、これをどのようにお考えになっているのか、また、これは新坂下区画整理区域に指定をしておきながら、今になってなぜ急に組合施行でこれを行うということになったのか、教えていただきたいと思います。

今、この地区は、土地の基盤整備最大の課題であり、ぜひとも完成をさせなければならない事業でありますが、四ツ谷前に今の日野駅下、東光寺上、東光寺小学校付近と、組合施行による区画整理が計画をされておりますし、計画道路の3･4･8号線の建設にかかる沿道の整備と、関係地主のこれらの事業を遂行するには、関係地主の承諾、設計、認可申請、工事着工、完成までと、大変な労力と苦労があるわけでありますが、これに対しまして、市の行政指導、また欠くことのできない部分でありますが、今、都市計画課、また区画整理課の人的における行政能力は十分発揮できる体制になっているのか。区画整理課は第１課、第２課と分担をして事業を進めておるようですが、今、この体制で十分なのか、作業のおくれは感じられないのか、お聞きをいたしたいと思います。

また、本議会に提案をされております職員定数の増、62名でありますが、その内訳はどうなのか。各部課とも少数精鋭主義で市民サービスにこれ努めておることに対しまして敬意を払いつつも、私は特に、まちづくりの基本とも言うべき土地の基盤整備推進の

立場から、最大の努力を払っていただきたい。交通渋滞も下水道事業のおくれも、皆この土地基盤整備のおくれに端を発しているからでもあります。これらの見解について、後ほど市長からもお願いをいたしたいと思います。

また、東光寺グラウンド西側の残土の件でありますが、実は、４月中旬、谷地川の右岸に大規模な工事が始まりましたので、付近住民は何が始まるのか、迷惑施設ではないかと大変気にしておられましたので、私、市役所の二、三の課へ再三お問い合わせをいたしましたところ、今のところ、何の連絡も入ってないとの返答でございましたが、５月の連休のころより、グラウンドの西側へ大量の土砂が運び込まれたわけでありますが、５月10日になって社会教育部長から、谷地川の水の浄化施設建設のための土砂である、いずれまた埋め戻すとのこと、期限は３年間との連絡をもらったわけでありますが、私は、いかに建設省といえども、沿岸200海里問題ではないが、行政界がいまだはっきりしていない私どもの地先に、何の連絡もなく大規模な工事を始めることは、いかに優秀な施設であるにせよ、真偽を問われる問題ではないか。当局では、今後のこともございますので、毅然たる態度をとっていただきたいと思います。そして、アンテナを高くして情報をつかんでいただきたいと思っております。これらに対しまして、市長の見解をひとつお聞きをいたしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　それでは、前段の御質問の方から考え方をお答えしてまいりたいと思います。

日野市都市計画、この中に区画整理を施行すべき区域ということで、御指摘の新坂下地域が七十数ヘクタールで線引きはされております。これまで御承知のとおり、数多くの区画整理事業を次々と施行してまいっておるわけでありますが、新坂下区域の場合、最終段階に順序がなっている状況がございます。数年前に、今きょうの御質問にもございました、この3･4･17号線、つまり都道ではございますが、下水道幹線のこととも合わせまして、なるべく急がなきゃならない。東京都にはかなりそのことを要請をし、また理解もしていただいて、事業化の進みつつあることは事実でございます。区画整理事業の中で、これらのことがその市街化の幹線として事業の推進を図ることも一つの手法ではございますが、状況がいろいろ複雑でございますので、比較的地域を特定ができる、こういう範囲で幾つかの区域に分けて、組合施行の区画整理事業をやっていただくということがだんだん具体化してまいっております。したがいまして、市施行に決して遜色

のない行政の責任、あるいは負担等も行うことはもう当然のことでございますので、今の進行している組合施行の方法に地元の大きな協力をいただきながら、進めていくようにお願いをしたい、こう考えております。

もう一つ今、後段として質問されております、御承知のとおりの東光寺少年野球場、本来ならもっと河川管理当局の御理解をいただきながら、グラウンドの拡張を進めて、駐車場等も含めて一定の整備をしたい、こういう考えに相違は、変更はないわけてあります。何せ、多摩川は京浜工事事務所が管理する１級河川でもございまして、そのまた管理下にある、市にそういう事前の情報がなかったということは、私どもも極めて遺憾に思っておりますが、状況を聞く限りにおきましては、まことに管理当局の不親切な対応ではなかったかというふうに言わざるを得ません。事業そのものは、つまり多摩川の流水をということになりますが、つまり谷地川の川の一番下流に浄化装置をつくって、そして多摩川の水質の保全といいましょうか、清流化を図りたい、こういうまた、近ごろ建設省が全国でところどころにやっております大きな事業でもありますので、理由は後で聞いた限りにおきましては、なるほどというふうに受けとめてはおります。

御指摘のとおり、もっと情報網をアンテナを高くして、そして早く情報をタッチし、市民にも当然の理解と説明をいただく、こういうことの必要なことは、もう申すまでもございません。今後、十分そのような対応をとっていきたい、こう考えておりますので、より具体的な説明はまた地元に対して欠けることのないようにやっていきたい、こう考えております。

○副議長（福島敏雄君）　福島盛之助君。

○14番（福島盛之助君）　再度の質問で大変申しわけございませんが、ただいま市長からいろいろと御答弁があったわけでございますが、特に3･4･8号線、栄町二丁目地区その辺につきまして、再度市長から御説明をいただきたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、あの地区は27世帯ばかり移転をしなけりゃならないと思うんですが、残地の問題であるとか、今住まってある所に赤道、それと青線などが入っているお宅があるわけです。その辺を考慮いたしまして、あの地区をただ買収して道路をつくればいいというだけではなく、その辺を、あの地区をどういうふうにこれからお考えになっているか、市長の見解をひとつお聞きいたしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。市長。

○市長（森田喜美男君）　答弁すべきところを若干落としておりました。都道が市のまた要請もあって、事業化されるに伴い、地域に買収該当地にお住まいがあるということもよく承知しております。そのお住まいを公共事業に御協力いただくには、そのまた行き先をどこに設定をするかということにつきましても、十分な今度は市民の立場に立って配慮を持たなければなりません。先ほど、いわゆる東光寺の都営住宅の建設に伴いまして、一定量の宅地の確保も都から約束を受けております。担当の課長が交代したから今までの約束が変更になるなんていうことはもう、絶対にあるはずもございませんし、またそのようなことを我々が認めることもできません。したがいまして、都の対応と、また市の対応も両々相まって宅地を買収に応じていただく。そのまた宅地の行き先をどこに設けるかということにつきましては、絶対に不安が伴わないように、はっきりとした説明を申し上げながら、確実な進め方でいきたい。これはもう行政の責任におきまして申し上げておかなければならないことだと思っております。それらにつきましても、実際の図面の上でだんだんと明らかにしていきたい、このことを特にお答えの中に強調させていただきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　福島盛之助君。

○14番（福島盛之助君）　ありがとうございました。

これは要望になろうかと思いますが、栄町一丁目21番地先に現在消防団の第２分団第２部の器具置き場がございますが、その前には変則的な交差点になっているわけで、あれ五差路みたいな格好でなっておりますが、立日橋の開通に伴いまして、この地域は交通量が大変多くなっておりまして、事故の発生が心配されるところでありますが、以前、ある事業の遂行のために関係者とここを改善するという約束ができておったともお聞きをいたしておりますが、この問題につきましてこれから調査研究をして、なるべく早い時期に住民の方の要望にこたえられるようにひとつお願いをいたしたいと思います。

今、市長から丁寧に説明をいただきましたが、この3･4･8号線の建設に伴いましては、買収予定の方々、私たちはこれからどうなるんだ、どうすればいいのかと、大変心配をしているわけでありますので、当局といたしましても、最大の努力を払い、関係当局にも働きかけまして、この事業がスムーズのうちに完成できるよう要望いたしまして、私の質問を終わりいたと思います。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって９の１、地域の問題についての質問を終わりま

す。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は６月17日月曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時59分　散会

６月17日　月曜日　（第５日）

平成３年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第13号）

６月17日　月曜日　（第５日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二　君	２番	執印真智子　君
３番	田原　茂　君	４番	小川友一　君
５番	高橋　徹　君	６番	土方尚功　君
７番	天野輝男　君	８番	下村　功　君
９番	佐藤洋二　君	10番	福島敏雄　君
11番	内田　勲　君	12番	宮沢清子　君
13番	馬場繁夫　君	14番	福島盛之助　君
15番	藤林理一郎　君	16番	小山良悟　君
17番	高橋徳次　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	奥住日出男　君	22番	夏井明男　君
23番	黒川重憲　君	24番	旗野行雄　君
25番	古賀俊昭　君	26番	市川資信　君
27番	谷　長一　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

平成3年6月17日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時10分　開議

○副議長（福島敏雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

本日午前中、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問10の1、日野市の食品安全行政を進めよ――食品安全研究グループの研究成果を市政に生かせ――の通告質問者、執印真知子君の質問を許します。

〔2番議員　登壇〕

○2番（執印真智子君）　おはようございます。それでは通告に従いまして、日野市の食品安全行政を進めよ――食品安全研究グループの研究成果を市政に生かせ――を質問させていただきます。

まず食品安全行政という言い方そのものが、一般的にまだ使われていないのかもしれません。これまで食べ物は当然のように安全で、国の管理下で何の心配もいらないものと思われ続けてまいりました。私自身も子供を育て始めるまでは、何の不安も疑いも持たず、日々の食生活を送ってまいりました。しかし最初の子に離乳食を食べさせ始めたころから、不安を感じるようになりました。

例えば卵、まず鮮度が悪いのです。いつ生まれたものか、どうやって運ばれたものかわからないのです。とても生では食べさせられません。トマトも、昔食べたトマトの香りがしません。キュウリも曲がっていず、長さも太さも同じなのです。田舎の庭で自然に育てていた野菜や放し飼いの鶏の卵と全く違うのです。お菓子類も赤、青、黄色と色が鮮やかすぎ、まるで絵の具を塗ったようです。

「この不自然さは一体何だ」と十二，三年前に感じ、子育てをしながら安心できる食べ物、つくり手の顔が見える食べ物を求めつつ、世の中を眺め回してまいりましたところ、食べ物がおかしくなったには、なったなりのわけがあったのだということがわかってまいりました。

食べ物の安全に関する大もとの法律である食品衛生法の制定が、昭和22年であり、これは敗戦直後の混乱の中、赤痢やチフスなどの食中毒の予防といった公衆衛生の向上が立法の趣旨となっていること。その後日本が経済的に急成長を遂げ、食べ物が変わってきているのに、もともとの趣旨が後追い、取り締まり的な性格なので、食べる側の素朴な不安には対応できていないことなどがわかりました。

さて、折りしも６月15日の朝日新聞の夕刊に、「輸入レモン、また農薬　百貨店など３店で検出」という記事が載っておりました。その記事によりますと「発がん性が疑われている農薬、２・４－Ｄが検出され、話題になった輸入レモンについて、輸入農産物の農薬問題を追及している市民団体、日本子孫基金が昨年に続き調査したところ、未使用のものに切りかえたはずの百貨店でも、再び検出されたことが14日明らかになった。この百貨店では連絡を受けて、同日撤去を決めた。調査は同基金が先月上旬に東京都内の百貨店、スーパー、５店舗から、輸入レモン４個と、国産２個を購入、横浜国立大環境化学研究センターに分析を依頼した。その結果、輸入レモン４個のうち３個の皮の部分から、0.20から、0.06ppmの２・４－Ｄが検出された。国産レモンからは検出されなかった。２・４－Ｄは合成植物ホルモンの一種で、ベトナム戦争で使われた枯れ葉剤の主成分の一つ、米国ではポストハーベスト、収穫後農薬として貯蔵レモンの品質悪化防止用に認められている。日本では水田除草用以外は使用が認められておらず、輸入食品の残留基準は策定中。昨年の夏、同基金が調査したところ、米国産レモンから検出、大手百貨店やスーパーが相次いで店頭から撤去する騒ぎになった。今回問題のレモンが店頭に並んでいたのは、大手スーパー、百貨店など３店舗、特にこの百貨店は、昨年の夏の騒ぎの後、２・４－Ｄ未使用として契約した品物だけ扱う方針に切り変えていた。

毎月納入業者に検査証明を求めるなど、注意を払ってきたが、目配りが効かなかったとして、14日、問題の店舗から撤去すると同時に、全店舗に確認を通知した。大手スーパーの場合は、世界保健機構の基準を下回っているので、問題はないと販売を継続していた。」ということで、朝日新聞の記事を御紹介いたしましたが、昨年の秋問題になったと同じレモンがまた輸入され、しかも検査証明を求めてきたにもかかわらず、また店頭に並んでしまうという国のチェック体制の甘さに私は不安を感じます。

レモンは主食ではありませんので、使わなければそれで済むかもしれませんが、1988年を例に挙げると、輸入品に限らず、国内産の食品でも実にさまざまな不備があることがわかります。例えば新聞の見出しから幾つか御紹介をいたします。

「チルド加工食品、新鮮でも衛生面に不安も。大腸菌汚染や、衣の厚化粧、冷凍食品の基準超す」１月22日、中日新聞。「収穫後使用の農薬、甘い米国の残留許容値、日本と数十倍も差、輸入食品の安全懸念」２月19日、日本農業新聞。「食品添加物安全宣言に疑問、総量毒性に不安、米産輸入豚肉から発がん性疑惑物質」３月４日、朝日新聞、５日、日経新聞、日本農業新聞。「牛肉豪州産は給食へ」３月13日、毎日新聞。それから「台湾産豚肉の輸入禁止、業者、発がん性物質検出で」３月19日、日経新聞。「米国

産豚肉、汚染渦中で検疫官は証明書でノーチェック、日米合意に不安」３月20日、日本農業新聞。「タイ産ブロイラーから農薬、基準超す残留量」３月29日、日経新聞。「後を断たぬ台湾産汚染豚肉、東京15％黒」４月７日、日本農業新聞。その他本当に――前半だけの記事を御紹介いたしましたけれども、病気で死んだ牛の肉が販売されていたなど、気持ちの悪い現状がたくさん報告をされています。

そんなことを言ったら食べるものがなくなるじゃないかというあきらめや、達観で、私たちの食べ物をほおっておいていいのでしょうか。思想・信条にかかわらず、みんな食べ物がなくては生きていけません。

地方自治法には、地方自治体は住民や滞在者の命、健康を守る役割があると書かれております。現状に対し、市としてどのような認識でいらっしゃるのか、地方自治体でも食品安全に関して、できるところからどんどん対応していただきたいという思いを込めて、質問をさせていただきます。

まず最初に1989年度より、商品の安全確保、並びに適正化事業ということで、食品安全研究グループが発足をしております。発足に至る経過と目的、及びこの２年間の活動内容をお教えください。

また３年目のことしはどういう内容で進めるお考えでしょうか。以上よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お尋ねのことにつきまして、申し上げますと、今、御発言のありましたとおり、事の初めというのが、昭和63年９月、市民運動といたしまして出てまいりました食品安全委員会の設置を求める請願が、この９月議会におきまして採択されたことにあるわけでございます。この採択によりまして、市としてのとらえは、やはり御発言の中にありますとおり、国の基準がございます。それによってすべてがとり行われているという大きな壁を持っております。しかし実際にそれを取り除く、あるいは一自治体としてそれを左右するということは、大変、これ行政サイドとしても大きな壁となっておるところでございます。そういうような実態の中で、それではこの問題いかにとらえていくか、特に16万市民の健康というものを考えた場合に、どうあるべきかということは、大変大きな問題でございます。やはり事の起こりであります市民運動をとらえましても、やはりこれを大きく伸ばしていかなきゃならない。そのためにはやはり最近の事例をとらえましても、国の基準を変えるというところまではまだ至らない

にいたしましても、やはりそれなりにマスコミの上で取りざたされるというような事態も、これもやはり市民運動の成果の一端であるというとらえ方でございます。そういった意味におきまして、やはり市民運動を大きく伸ばしていくということこそ、一番大事であろうということに着眼いたしまして、この食品安全グループへの業務委託、いわば食品安全に関する研究を事業委託の方法で行うとしたものでございます。

そこで研究グループの成果でございますが、多くの市民運動へ提供されたり、あるいは市民が食品安全への認識を深めるために、いわば情報提供されるといった役割を持っておると言えると思います。

そこで平成元年、第１回の安全グループとしての結果が出てきておるわけでございますが、それを個々に御紹介申し上げることは時間的に難しいことでございますので、大まか、その報告を踏まえまして、市として、私どもといたしましての成果のとらえは次のようでございます。

発足のころは放射能そのものに関しましても、あるいは知識不足で、何をどうやって手をつけてよいかということが実際の話わからないという状況にあったわけでございます。しかし研究を続けるようになりまして、食品のいろいろな問題の所在を認識するようになってきたというふうに、その報告から読み取れるものでございます。

グループの中に、その安全性の認識が高まっていったということ、この成果は大変大きなものであろうと、先ほど申し上げましたとおり、この事業委託の趣旨からいきましても、そのようにとらえておるわけでございます。

第２年度の、いわば昨年でございますが、研究成果といたしましては、研究内容は放射能汚染食品から範囲を越えまして、農薬、あるいは食品添加物への研究範囲が広がっていったということでございます。例えば照射食品のことで言いますれば、士幌農協へのその実態を見にいくということができました。そういう中で照射ジャガイモが必ずしも全国のシェアとはならないだろうということを感じて帰ってきておる、そのことも報告書で言われておるわけでございますが、大変調べれば調べるほど奥行き深い、また間口の広い課題でございます。それからこのように研究に携わるグループの方々にとりまして、その認識が大きく前進し、かつ間口を広げていっているということが言えるわけでございます。

またこれらの研究の結果としての報告書でございますが、300、作成しております。しかし２年目の報告書に至りましては、ごく短期間のうちに在庫がなくなってしまうという実態がございます。これなどはやはり市民の中に安全性に関する認識を広めるとい

う、そういう点においては、これ以上の成果はなかったんではないだろうかというふうに感じるところでございます。

御承知のとおり食品の安全の確保については、食品衛生法によりまして体系化され、国及び都道府県の権限のもとに執行し、実施されておることは、先ほども触れたところでございますが、食品安全確保のためには、いわばその生産、製造、また流通、消費に至るまでのあらゆる段階において適切な対処が必要でございます。また環境が食品に与える影響への対応を含め、これらすべてを体系的、総合的に進めていく必要があるだろうと、このような行政としてのとらえで現在おるということを申し上げたいと思います。

現在、食の安全がさまざまな形で問われておりますが、食品の安全を確保するためには、食生活、社会のありようを見直し、消費者自身が自分のこととして、行政とは別に、また市民サイドとして一人ひとりが確かな目を持つことが大切であるということは言えるわけでございます。そういう点をとらえまして、今後におきましても市は情報の提供、啓発、講座の開催を積極的に行ってまいりたい、そのように考えておるところでございます。

ちなみに今年度、予算の上でも措置をしてございますが、そういった観点から、消費者講座におきましては、食品添加物を実験におきまして、実際に目で確かめていただく。またここで平成３年７月１日から、食品衛生法が改正されますが、その中で食品添加物の表示方法が全面的に改正されます。そういったような背景の中で、着色料など、目に見えるものはまだよろしいんですが、目に移らないものにおきます表示を、ものについては表示を頼るしかないという実態もございます。そういったような点をとらえまして、その表示の読み方を学ぼうということは、第２点として挙がっております。第３点としては、食品添加物により起こりやすい病気、私たちが注意しなければならないことを学んでいこう、そういうこと。また第４点としては身近なところでできる、自分の手でできる保存食のつくり方を、とりあえずは漬物というものを題材にして、講座を持っていきたい、そういうふうな考えで取り組んでおるところでございます。今後におきましても、市民、16万市民のみならず、やはり消費者という大きな枠の中で、啓蒙を図っていきたい。そして住民運動を広げる中で、行政の担うべきところを担い、消費者の安全を、健康を守っていきたい、そういうふうなことで考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

部長さんの方から、食品安全研究グループが発足するに至る経過、それからこの２年間の活動についてお話をちょうだいしたわけですが、またそれをもとにしまして、消費者講座の中に生かしていくんだというお考えも伺ったわけです。私といたしましても、やはりこの２年間の研究成果をもとに、市内の添加物、農薬について質問させていただきまして、この食品安全研究グループの研究成果がさらに生きるようにという視点で、再質問をさせていただきます。

まず１点目といたしまして、老人給食、正しくは老人配食というのかもしれませんが、その食材について、添加物や農薬の検査は行っているでしょうか。

次に２点目といたしまして、農薬について四つお伺いをいたします。平成２年度の食品安全研究グループの報告の中では、農薬について、市内で販売されている農薬の種類ですとか、これから先、市民がどのように対応していったらいいのかというようなことが載っておりました。大変その部分が大きかったので、今回私もこの点をお伺いしてまいります。一つ、市内の公園、河川敷などでの農薬使用の実態はいかがでしょうか。二つ目、幼稚園、保育園、小学校、中学校での農薬使用の実態と、内容、使用している薬剤、使用頻度、父母や近隣住宅への連絡方法をお教えください。また児童・生徒への影響をどのようにお考えでしょうか。３、農業振興費として農薬の配布、また各家庭に向けて、ハエ、蚊の駆除剤の配布をしていますが、どんな薬品をどれくらい、どんな方法で配布しているのでしょうか。４、家庭内に入り込んだ農薬、例えばゴキブリ駆除剤、アリ防止剤という薬とわかるものから、防ダニカーペットや、抗菌靴下など、農薬が使われているとわかりにくいものまで多種多様に売り出されておりますが、注意を喚起するＰＲはなさっているでしょうか。以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

１点目の老人給食サービスの関係でございますが、老人給食サービス事業につきましては、現在立川にあります至誠老人ホームへの委託事業と、今年度から浅川苑で実施しているところでございます。至誠老人ホーム委託の平成２年度の実績でございますが、対象者が127名、これ毎日給食でございまして、年間３万1,000食を配食しているところでございます。また浅川苑におきましては、今年度５月から、年間4,000食を目標として実施しているところでございます。

給食の食材につきましては、年寄りの健康、増進という面から多種類の、まあ１食当たり最低13種類といっておりますが、この多種類と良質、あるいは低単価が欠かせない

要素でもございます。至誠老人ホームでは、魚、肉、野菜、これらにつきましては１カ月単位で見積もりを取り、契約を行い、良質のものを購入しているところでございます。

また集団給食卸売りセンターというところがあるそうでございますが、こういうところからも、安全食品表示のあるものを積極的に利用するよう心がけているところでもございます。できるだけ今後とも安全食品の購入に努めていかれるよう、市といたしましても施設等に要請してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問の公園、河川での農薬の散布についての実態という御質問でございます。お答えを申し上げます。

現在、市内の公園では使用している農薬は、害虫用の殺虫剤だけでございます。除草剤の散布については、行っておりません。

殺虫剤の散布は主に桜やプラタナス等について、公木について行っているわけでございますけど、これについては業者に委託してやっている事業でございます。アメリカシロヒトリ、モンクロシャチホコを中心にしたものでございまして、発生の時期の集中する６月と９月の月に、年２回行っております。突発的なものに限っては、害虫の発生を対象といたしまして、これについては市の直営で、殺虫剤の散布を行っております。

薬剤は主にディプテレックス、これの1,000倍液を使用しております。作業については比較的風の弱い日を選びまして、付近住民の方々には、現地でこの散布する場合にはお知らせをしているというのが実態でございます。

それから河川の方でございますけども、建設省の京浜工事事務所に確認をいたしましたところ、多摩川、浅川においては、平成元年度まで、堤防とか河川敷内に新しく芝を張ったり、また張りかえたりしたところについては、芝の根の根づきの悪いところについて、一部養生といたしまして、除草剤を散布してきたという経過があるそうでございます。平成２年度になりまして、いろいろと沿線の住民、そういうところからこの除草剤の散布についての問題が建設省の方にございまして、先ほど申したように平成２年度からは、この除草剤を使用するということをやめまして、現在は手作業によって芝等についての除草をやっているというのが実態でございます。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　３点目の御質問にお答えいたします。

小中学校、または幼稚園等におきまして、農薬の使用については樹木の消毒、それから教室内の害虫の駆除、給食調理室の害虫駆除、花壇の消毒などが学校で行われており

ます。いずれにいたしましても各学校で使う農薬は、なるべく人体に影響のない、少ない、しかも毒性の低いものを指定し、使用方法や保管については、農薬の危険防止についてという資料を配布いたしまして、取り扱いには十分気をつけているところでございます。

給食調理室の害虫駆除は夏休みに一斉に行っていますが、その他の教室内や、樹木の消毒については、学校の要望により、専門会社に委託をして行っております。また幼稚園や保育園については健康課に依頼し、健康課が委託会社に依頼を行っているところでございます。

作業をするときは安全を確認してから、例えば教室を消毒する場合には、机やいすは廊下に出して、それから生徒が持ち込んでいるものについても外に出して、細心の注意を払って実施しております。

それから薬の主なものでございますけども、今建設部長の方からも話がありました、ディプテレックスだとか、また物によりましてはスミチオン系のＳＴＢ－52のＳＶ乳剤というものだとか、その他のものもございますが、そのようなものを使用させています。

毒の安全性ということにつきましては、一応規定の中でこれの範囲ならば安全であるというふうにはございますが、使わないにこしたことはないし、また効く範囲の最小限度のものということで使うように指導してございます。今後も十分注意をさせて、使っていきたいというふうに思っております。

○副議長（福島敏雄君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　最後の農薬の関係、またハエ、蚊の駆除剤につきまして御答弁申し上げます。

まず農薬の関係でございますが、現在、農薬配布をしておるという点につきましては、水稲の関係、それからナシの関係、二通りございます。水稲の関係でございますが、これは生産安定、あとは農薬の影響を考慮いたしまして、ニカメイチュウ、別名ズイムシと言われているものでございます。これは幼虫が稲の幹を食いまして、枯死させるというものでございます。ちょうどこれが６月中旬から下旬、７月の中旬から下旬という２回発生する周期を持っておるものでございます。このニカメイチュウの防除のために、２回散布分のスミチオン剤乳剤を配布しておるというのが実態でございます。

これは各支部別作付面積によりまして、現物支給をしておるのでございまして、購入先の農協で支部長が受け取って、地区ごとに一斉防除を行っているというのが実態でございます。

次にナシの関係でございますが、これは赤星病防除ということでしておるものでございます。ナシ栽培上最も苦慮する赤星病でございますが、これは樹木のビャクシン、あるいはタマイブキ、カイズカイブキなどが中間の宿り主という状態でございます。これから胞子が越冬し、春先からナシの葉に移行するのでございまして、蔓延いたしますと落葉いたし、収穫皆無というような状況がございます。そういうようなことで配布するものでございますが、現在その薬剤につきましては、バイレトン、サニパー、ダイセント油、３種類を交互に散布する形態の中で、配布しておるということでございます。

それでこの、今申し上げました稲の関係、ナシの関係での薬剤の性質でございますが、稲の絡みのスミチオンでございます。これは殺虫剤でございまして、御存じのとおり市販されておるというたぐいのものでございます。またナシの関係につきましては、これは殺菌剤でございます。いずれも普通剤の予防剤としておるものでございまして、発生してからでは手おくれとなるための対応であることを申し添えます。

それからハエや蚊の駆除の関係でございますが、ハエ、蚊などの衛生害虫の発生する季節に向けまして、毎年５月末から７月末にかけましての期間を通して、希望する市民の方に１世帯１本の薬剤配布を実施しておるものでございます。この薬剤はザーテル乳剤、いわゆるこれは普通剤でございます。100ミリリッター入りのものでございますが、それを配布しております。これらの害虫は非常に不快感を与えるばかりでなくて、恐ろしい伝染病を媒介ということがございますものですから、伝染病などの感染予防はもとより、市民が健康で快適に暮らせるように、住みよい生活環境づくりにも役立つということで配布しておるものでございます。

それで配布に当たりましては、散布時の注意、また保管時の注意、乳剤の効能、使い方と分量等について説明を施すと同時に、持参いたしましたこのようなチラシをお渡しして、万全を期しておるところでございます。

それではどのくらいの量を配布したかと申し上げますれば、昨年度、平成２年度では5,113本、元年度では5,417本というような数量が現状でございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　　ありがとうございました。

学校の中でまかれる農薬につきまして、もう少し詳しく教えていただきたいんですが、昨年の実績で、どういう学校にどれぐらいまかれているのか。それは何曜日なのかということもわかりましたら、教えていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　昨年の樹木の消毒でございます。ディプテレックスを使った消毒でございますが、６月の26日に滝合小及び潤徳小学校、９月の21日に三沢台小学校と七小、それから９月の28日に潤徳小、中学校は１校もございませんでした。以上です。

○学校教育部長（藤本享一君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　教室の中の消毒についてはいかがでしょうか。実績を教えていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　中学校の室内の害虫の駆除の関係でございますが、これは三共消毒という会社と委託を契約をいたしまして、これにつきましては１年間を契約の期間といたしまして、私、今、ここに個々にいつといつということは用意してございません。いつといつとかあったということは、ありませんが、これは契約業者にその必要があったときに、学校の方からの連絡で消毒をしていくということでございます。また、もし後日でよければ、その資料をつくって差し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　執印真知子君。

○２番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

それではお答えをいただきましてので、こちらの提案も含めて行政のお考えを再度お伺いをしたいと思います。

まず老人給食につきましては、先ほども品物の鮮度、それから良質なもの、それから値段の安いものということで、安全食品表示のものを買っているということで、お話がございました。さらに進めていただきたいと思いますが、国民生活センターが1989年に行いました高齢者の生活に関する調査、これは東京都の八つの高齢者事業団で働く人たち、つまり現在は比較的健康に恵まれ、したがって在宅福祉サービスは受けていない人たち、約1,000人を対象にした実態調査によりますと、全体の９割が自分でおかずを買うか、買うこともあるという人で、このうち７割が困ることや不満に思うことがあると回答しています。そしてその中で一番多い不満が、食品添加物や農薬が心配ということでした。男性の49.2％、女性の62.2％が不安の意思表示をしております。そのほかにも表示の字が見にくいというような不満も持たれているそうですけれども、私たち子供を育てる親も、食品の安全については大変心配をしておりますけれども、60歳を過ぎた方も同じように不安を持っていらっしゃるということがわかりました。

現在、日野市は、先ほどもお話ししましたように安さと鮮度という意味で、良質さを求めてやっていらっしゃるようですけれども、日野の子供たちが、経済コスト優先ではなくて、食品安全の面でも、他市に比べて大変恵まれた給食をいただいているのと同じように、日野の老人給食も食品安全の面でさらに充実させていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に農薬についてお答えをちょうだいしました。河川敷については、現在、除草剤の使用をしていないということで、大変結構なことだと思います。農薬につきましては、低毒性だから大丈夫というところから、安全性についての議論というのは、いろんなところで分かれているところだと思います。「農薬毒性の辞典」というのがございまして、それによりますと、公園、学校の樹木に使用されているディプテレックスというのは、毒物及び劇物取締法に基づきまして、劇物10％以下は指定なしとなっていますので、学校が1,000倍でまいているというのは、私は専門家でありませんので、よくわかりませんが、基準値内で使っているんだろうと思いますが、残留農薬研究所というところでは、大腸菌やサルモネラ菌で、変異原性、つまり突然変異が見られるというふうに言っております。変異原性があるということは、発がん性もある可能性が高いのだそうです。

次に教室で使われているスミチオンとジクロルボスですけれども、スミチオンは、毒物及び劇物取締法に指定されていない普通物と称されるものだそうですが、普通物ということは、急性毒性が低いということで、発がん性、変異原性、催奇性などの毒性がないということではないんだそうです。手に入りやすかったり、普通物ということで、安易にまかれやすかったりするためでしょうか、環境への影響もいろいろ報告をされております。

例えば茨城県土浦市で、家屋内のダニ退治にスミチオンを散布したところ、一家全員５人が重い中毒にかかったという例があるそうです。一番下の５歳の女の子が６日後に死亡したほか、上の子供たち２人にも瞳孔の縮小、脳波異常が見られ、両親も精神症状、脳波異常、頭痛、全身のだるさが出たということです。

また大気や水系の汚染も報告されています。東京都水道局の調べでは、砧、玉川、朝霞、金町各浄水場の原水にスミチオンが検出されております。また塩素と反応して、スミチオンの数千から１万倍も毒性の強いスミオキソンが生成されているのではないかとも言われております。

また松枯れ対策で散布されたスミチオンが、沢水や河川水、海水、水道原水を汚染し、コイやシジミに蓄積されている例もあります。つまり急性毒性としては低くても、回り

回って私たちの体に帰ってくるということだと考えます。

またジクロルボスは劇物に指定され、変異原性ありとされています。横浜国立大学の研究者は、ビニールハウス内でジクロルボスを散布した場合の気中濃度の時間変化を調べて、散布１時間後、最高の値、440マイクログラム、１立方メートルに達し、24時間後に痕跡以下となったそうです。

給食室の害虫駆除には、フェニトロチオン、スミチオンですね、それからジクロルボス、ペルメトリンが使用されているそうですが、ペルメトリンは普通物ですけれども、アメリカ科学アカデミーは発がんの危険性の高い農薬として挙げているそうです。今、いろいろお伺いをいたしますと、やはり絶対安心、絶対無害と言えない農薬が子供たちの暮らす場に使われておりますので、本当は農薬を使わない方法を取っていただくのが、一番だと思います。

給食室につきましては夏休み中だということですので、残留度は低くなると思いますが、食べ物をつくる場所だけに、十分なチェックをお願いしたいと思いますし、調理員の方々の影響も考えますと、極力使わない方法を取っていただきたいと考えます。

また教室ですとか校庭の樹木の害虫駆除につきましては、私、実は市民の方から連絡をいただきまして、平日に消毒が行われているようだということなんです。それで先ほど日にちをお伺いしたわけなんですけれども、子供たちへの影響を考えましたときに、例えば土曜日の午後ですとか、日曜の朝早くですとか、風のない日でなければいけないという状況があるんだと思いますけれども、もう少しやり方を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また必要最小限にとどめるとともに、業者への安全指導というのを徹底していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

公園につきましては、公園近辺は連絡をするとのことですけれども、公園へはかなり遠くからも自転車で子供を遊ばせに連れていきます。どんな人でも、どんなところから来ても、どんな薬でいつ消毒されたのかわかるような市民へのお知らせの方法を取っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

ペンキだって、ペンキ塗り立ての表示をするのが親切というものですから、ましてや農薬ですので、徹底したお知らせ方法を考えていただきたいと思いますし、十分な調査をした上で、本当に駆除の必要があるのかどうかの判断をお願いしたいと思います。

農業振興費による農薬の配布については、緑と文化の町、日野市の考え方からすると、私は納得できないものがあります。都市長会の要望書の中にもありました都市農業の育成の面から言いましても、この際有機農業や、自然農法への移行のために、税金を使うのが本当の農業振興につながるのではないかと考えます。

食品安全研究グループの農薬グループの、平成２年度の報告書の中でも、農薬から身を守るためには、見えるところでつくられる野菜をふやすことという一つの、今年度の結論が出ておりました。12月議会でも、私も都市農業の育成についてお尋ねしましたけれども、その後都市農業の育成につきまして、何か進展がありましたらお教えください。

次に生涯教育の一つとして、食品安全に関する教育、何をどう食べたらよいかという教育を押し進めていっていただきたいと考え、お伺いをいたします。６月10日の毎日新聞に、「味がわからぬ病気が急増している」という記事が載っておりました。日大付属病院に味覚外来というのがあるのだそうですが、1976年に年間60人だった味がわからないという患者が、昨年は300人と５倍にふえたそうです。そのうち67％は、50歳以上の患者さんで、病気で服用する抗生物質などの薬害、または口腔疾患などの病気の影響だそうですが、50歳未満では食生活の影響と見られるものが一番多いのだそうです。ここ数年特に目立つのが20歳代の女性、原因は大半が偏食、偏食を続けますと、必須微量元素の亜鉛欠乏症を誘発します。症状が真っ先にあらわれるのが味覚、舌の味蕾という味を感じる細胞が破壊されまして、甘い、苦い、辛い、酸っぱいなどがわからなくなるのだそうです。ここの日大付属病院の富田先生という方は、食品添加物の影響も指摘をしております。かまぼこなどの練り製品や、アイスクリームなど加工食品のほとんどに使われておりますポリリン酸、フィチン酸などの添加物が亜鉛の吸収を阻害したり、体内の亜鉛を排出させているということです。

味覚障害は初期段階ですと治ることもあるのだそうですけれども、１年以上放置すると治りにくくなる。富田教授は、できるだけ自然にできた食べ物を食べるべきで、食事のあり方を見直す必要があると話をしております。

私はこの記事を読みまして、子供番組の合間に流れるスナック菓子ですとか、ファーストフードのコマーシャルの渦の中、またやせていることがすべてだという価値観の中で、子供たちが情報の選択能力をなくしていることも原因の一つに挙げられていると考えます。学校の副読本の中に、何をどう食べたらいいかという教育、食品の安全に関する教育を取り入れることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

最後に食品安全研究グループは、３年間73万7,000円という予算で委託をされています。現在の食品事情の中でさらにこの事業を予算的にも、内容的にも育て市民生活に生かしていくことが必要と思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答え申し上げます。

老人給食サービス事業につきましては、これからも鮮度、あるいは衛生面等十分考慮した中で、さらに今御指摘のございました農薬、あるいは添加物の入っていないものを、できるだけ利用するよう努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　食品の安全行政を進めよの関連で、この小中学校のことに対してお答えをしたいと思います。

児童・生徒に望ましい食習慣をつけさせる指導は、小中学校の特に家庭科と特別活動の中で行われています。家庭科の中では体に必要な栄養素とその働き、及びそれらの栄養素を含む食品の種類を理解させ、食品を組み合わせて取ることの必要性をとらえさせる指導を行っております。また日常よく使用される食品を用いて、調理実習を行い、望ましい食事のつくり方や、食事の仕方を体験を通してとらえさせようとしています。

さらに中学校の技術、家庭科の保育に関する学習では幼児の食生活について、幼児期の栄養の特徴を理解させ、食事が心身の発達に大きな影響を及ぼすことや、児童のために簡単な間食をつくり、市販品を購入する際の留意点等を理解させる指導等行っております。家庭における会食の意義を理解させ、計画を立てて楽しい会食ができるよう、実習も行っております。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは農業の振興ということでございますが、現在、日野の農業といたしましては、御承知のとおりここで法改正も行われたりということで、農業経営として大変苦しい状況が依然として出てきておるわけでございます。そういう中でいかにしていくかということが問われてきておりますが、今までもそれは既にいろいろな試みをしてまいったところでございます。例えば都市生活者との交歓場面の創出、あるいは安全で品質のよい生産物の供給というようなことで庭先販売、あるいは無人スタンド、直売、もぎ取り、あるいは畝売り、スーパー、消費者グループ、あるいは学校給食への契約販売といった努力を重ね、また今後も一つの日野におきます農業の行き方として、農業サイドとしては、これらをより発展させていこうという意気込みでやっておるところでございますし、市といたしましてもこれらにつきまして農業委員会を初め関係団体との意見、あるいは意向を把握しながら、適時にまた適切な方途を打ち出していくよう努めていきたいというふうに考えておるということでございます。

食品安全グループの方でも報告書に記録しておるとおり、まず自分たちの目に触れる

形の中で安全な食品をということを言っている部分がございます。この農業者の行き方、また消費者の目指す方向として、まさに一致しているものというふうに見ておるところでございます。市としましても先ほど申し上げたとおり、今後とも大いに努力を払っていきたい、そういうふうに考えております。

また御質問の順序からすると、最後になっておるところの安全グループと言いましょうか、業務委託の将来ということでございますが、もちろんことしにつきましても、昨年と同様食品における安心と不安の接点という大きなテーマの中で、自由な研究活動を行っていただこうということで、先ごろより取り組みがなされ始めたところでございます。これを踏まえ、ことしはちょうどこの事業の３年目に当たりますところから、そういう意味での一つの節目になっておりますし、先ほど御答弁申し上げたとおり、グループ側といたしましても、ここでいろいろな事実がつかめてまいっております。そういうようなことから、報告もこうあるべきという確たるものはまだ打ち出されていない面もございます。そういう点をこの３年続ける中でそろそろある方向というものが打ち出されてもまいることと思います。そういうものをとらえて、ことしは３年間をまとめた形の一つの報告書作成を行い、場合によっては必要とあらば増刷をするなりして、大々的に啓蒙を図っていこうという姿勢を組んでおるところでございます。１年度以降におきましても、やはりこの健康保持のために、この努力は重ねていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　公園についての散布のお知らせという御質問でございます。お答えを申し上げます。

御指摘の点については今後努力いたします。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　それでは市長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　我が国のここ20年、30年の経済成長の展開が、またたくさんの矛盾をつくり出したというところの一つの指摘だろうと思います。

食品衛生、あるいは環境衛生ということから御指摘があったわけでありますが、行政の指導の仕組みといたしましては、環境衛生、食品衛生は都道府県行政に属し、地域には保健所という行政機関が緻密に設置されて、その指導に当たっておるということは一

つの事実であるわけであります。そして国民の健康や、特に食品から摂取する不健康の原因、あるいは環境から生じる薬剤等の不健康な原因、これらに対しては一定の基準を設けて、許容範囲というものを定めて、指導がされておるわけでありますけど、次から次と今度は大量生産、大量消費を求める経済の仕組みから言いますと、防腐剤、あるいは商品価値を多少でも上げる添加剤、こういうもので大変不健康な状態を再生をしているというところの現実は確かにあろうと思っております。近ごろ特に発がん性物質、あるいは催奇性物質、これらが人為的にその摂取の機会がふえている、こういうことを指摘しているところだろうと思います。

したがいましてこれを政府に強く求める、憲法の25条には社会福祉、そして国民の衛生について十分配慮しなければならないということが国民の生存権を保障する意味で規定をされております。したがいましてよく「賢い消費者」という言われ方があるわけでありますが、消費をする側が事態をコントロールできる、そういう消費者運動こそ、まさにこの課題を解決する大きな原動力でなければならない、このように考えます。

自治体としてできる限度はそう高くはないかもしれませんが、市民の意識がある限り、あるいはそれらをより発展をさせるためにいろいろな手立てを講じて、経済界にも、あるいはそれぞれの生活者にも現状をなるべく正しく情報としてお知らせをする。それによってまた食品の中に、あるいは環境衛生の中に、危ない物質が入ってこないようにする、こういうことが一番大切なところだろうと思います。そのようなことを日野市としては決して十分と言えないかもしれませんが、十分気を配って、市民におこたえをすると、これが行政の責任だというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

先ほど1988年に明るみに出ただけでも、実にさまざまな食品の問題があるということをお話をいたしました。お肉の中に含まれているホルモン剤ですとか、それから基準以上の農薬、これらのものが人ごとではなくて、市長初め理事者の皆様も食べさせられているんだという自分のこととして問題をとらえて、ぜひ積極的に施策を進めていただきたいということをお願いいたします。

そしてまた現在出生率が1.53まで下がったというふうに聞いております。国、それからそれぞれの自治体では労働力の低下につながるという不安からでしょうか、育児環境の整備、育児手当の保障なども種々お考えのようですけれども、そんなことだけで出生率は上がらないだろうと私は考えております。

空気や水がきれいになり、原発や核の不安が解消され、せめて食べ物くらい安全なのが当たり前にならないと、子供を生もうとする女性はふえないだろうと常日ごろ感じておりますので、ぜひ御自分のこととしてとらえながら、日野市の積極的な対応を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって10の１、日野市の食品安全行政を進めよ――食品安全研究グループの研究成果を市政に生かせ――の質問を終わります。

一般質問11の１、２番目の老人ホーム建設について問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは議長からのお許しをいただきまして、既に通告してある質問をさせていただきたいと思います。２番目の老人ホームについては既に先日関連質問が、２人の方からございました。そういう点を省きまして、簡潔な内容で質問をしていきたいと思います。

「人間はどこで死にたいか」というテーマがあります。日本では畳の上で死にたいというのが、今までの通常の気持ちだというふうに言われております。ある機関が調査をしましたところ、生まれ育ったところ、長く住んだ土地で、家族に囲まれて死にたいという方は94％だったそうでございます。しかし現実には病院で亡くなる方が80％以上あるわけでございます。

私も既にどういうふうに死のうかということをほんの少し考えたことがあります。市議会で発言中に死ぬのが本望かなと、ふと思ったこともあります。が、まだ真剣に考えたことはないわけでございます。

婦人の友社というところから刊行された本の中に、次のような１文がありました。私はこれは非常に個人として学びたいなと思った次第です。ある人がニュージランドの在宅介護の様子を見にいらっしゃったそうでございます。そこでウェリントン郊外の農家に１人で暮らす86歳のおじいさんを訪ねました。１キロ四方に家は１軒もありません。つえをつきながら畑仕事をしているその人に、こんなところで寂しくないか尋ねますと、猫が１匹、犬が２匹、馬が１頭、みないい友達だ。それに近所の若い連中がやってきては話し込んで迷惑しているよと、にっこり笑ってウィンクしたそうです。

自分はここで生まれた。ここに住み、ここで働いた。町のために奉仕した。私はここで死ぬ。ここが私の天国に行く場所だというふうに答えたということでございます。この筆者の方は、強烈な自立、自立への執念ですと、子供のころから彼を知っている通い

のヘルパーを初め、町の人たちがみな彼の生き方を認め、助けていましたと、こういった記事であります。こういう状態になるためには、地域のさまざまな力が必要だと思います。私もできればこういう形で生涯を貫いていけたらと、個人的には思っております。しかしそうは言うものの、老人ホームの存在というのが今大変必要になってきているわけです。中には強制的に老人ホームに行かせられるお年寄りもいらっしゃるでしょう。また行かざるを得ない環境の方もいらっしゃると思います。あるいは進んでいく方もいらっしゃると思います。

私は先日、あるお年寄りから第２番目の日野市の老人ホームをつくるに当たっては、こういうものをつくっていただきたいと、市政にも反映させていただきたいというお話がございましたので、その点に絞りまして、質問をしていきたいと思うわけでございます。老人ホームの理想については、この市議会でも市長等の答弁がありました。浅川苑においても、そこでリハビリなどをして、再び社会に復帰する。自宅に帰っていくんだと、こういう理想で運営をしていきたいと、こういうことでございました。しかし実際には老人ホームに入ってから、そういう状態になるという例はほとんどないということでございます。特別養護老人ホームにあっては、なおさらであると思います。

そこで私の質問に移るわけです。できればそこで死ぬかどうかを考えることは別といたしましても、老人ホームというのは人生最期の、理想の環境の場所、こういうことが望ましいというふうに思うわけです。できれば社会とつながりながら老人ホームでも暮らしたい。それができなくても、老人ホームの中だけでも、社会的な意識を感じながら生きていけるような、そういう内容であってほしい。こういうふうに意識ある方々はお考えだというふうに思います。

歩けなくなったから老人ホームに行く、そして老人ホームの数の数え方も50床（しょう）だとか、こういう呼び方で呼ばれるような老人ホームというのは、どうしたものかというふうに、疑問を私は感じるものです。そういう中で浅川苑が努力した点は、すばらしい点もあります。それは駅から近いという場所に建設がされた。これは非常に私はすばらしいことだったと思います。それから中に福祉センター等を併設をしている。元気なお年寄りたちが、毎日のように通ってきて、さまざまなサークル活動をされております。こういう中に老人ホームがあるということも、すばらしいことだと思います。また設備についても先進的なものもございますし、職員の方も頑張っていらっしゃるだろうというふうに思うわけでございます。

しかしそれでもやはり浅川苑、いま一つ私としては不足のものを感じるわけでありま

す。そういうことでこれから第２の老人ホームをつくるに当たりまして、先ほど申し上げました方の希望、要望も含めまして、質問をいたしたいと思います。

第１点は第２の老人ホームの構想について、本議会でも答弁ございましたけれども、もう一度簡単に説明をしていただきたい。

それから第２点といたしまして、この第２の老人ホームそのものの場所で結構です。これを特別養護老人ホームだけではなく、養護老人ホームであるとか、軽費老人ホーム、まあ私は有料老人ホームというところまでは望みませんけれども、このようなさまざまな形の老人ホームを併設をする。そのことによってさまざまなお年寄りたちが交流をし、あるいは助け合いながら、その場所で人生を送っていくことができる。こういうふうな展望が出てくるのではないかというふうに思うわけであります。そういうことでひとつ今後の発展方向をどういうふうに考えていらっしゃるか、お答えをいただきたいというふうに思うんです。

そしてまた第３、第４の老人ホームの構想があるとすれば、この点についても説明をしていただきたいと思います。

先ほど私が話しましたお年寄りは、身の周りのことは自由にできて、社会的な活動もしながら、軽費老人ホームのさる場所に入所されている方でございますが、日野市にもそういう総合的な老人ホームがほしいということで、私に気持ちを託されたわけでございます。その方がほめている老人ホームの一つとして、保谷市の東京老人ホームの例を示されました。ここのホームの理想というのは、全室個室化を目指すということだそうでございます。夫婦で入所されている方も別々の部屋に住んでいる。こういう老人ホームだそうであります。テーマとしては、一人ひとりが輝いて生きていく。こういうことを理想として経営をされております。ここは昭和27年に特養老人ホームから出発をいたしまして、今総合的な老人ホームになっているわけです。230名の方が入所されまして、室数は217室ということであります。

こういうのも公立、私立、あるいは法人立、こういうことを抜きにいたしまして、中身の点で私は参考にできる点があるのではないかという気持ちも持っております。以上、２点お願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

高齢社会を迎えまして、施設福祉サービスといたしまして重大な課題になっております。これは特養老人ホームでございます。まずこの整備拡充が一番重大な課題だという

ふうに、認識しているところでございます。

東京都の地域福祉計画によりますと、老人人口の1.47%、これに見合う定員を確保する必要があるというふうに位置づけられているところでございます。今、日野市に当てはめますと、平成17年には370床、「しょう」という表現で問題かと思いますが、370床の確保が必要となっております。

２番目の特別養護老人ホームの建設についてと、その構想についてという質問でございますが、幸い昨年の12月に地主さんの協力によりまして、約２ヘクタールの土地についての高齢者の総合福祉施設ということで、建設用地を利用してもらいたいとの申し出があり、この土地の譲渡、及び貸与に関しましての合意がなされたところでございます。この土地の利用計画につきましては、現在日野市老人福祉協議会に諮問いたしまして、土地利用計画の基本的な部分でございますが、検討を進めているところでございます。９月ごろまでには答申が得られると思っております。

それからこの特養老人ホーム以外にも、いろいろ軽費老人ホーム、あるいは養護老人ホームということでございますが、現在老人ホームの施設といたしましては、五つの施設がございます。５種類ですね。特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホームと、こういう五つの施設がございます。そういうようなことで、一応土地の利用計画等が決まりましたら、十分それらについても検討を加えていきたいというふうに考えております。

それから一応今回、２番目に建てる老人ホームの構想でございますけども、概ね100床、したがいましてその中にはできれば在宅サービスセンター、あるいは介護支援センターですか、そういうものを総合的につくりまして、福祉、あるいは医療等の連携をも図っていきたいというふうに考えております。またできれば最近ふえてきております痴呆性、こういうものについても十分検討を加えて、できれば設置をしていきたいというふうにも考えておるところでございますが、いずれにいたしましても現在諮問しております老人福祉協議会におきまして、その辺のある程度の基本的な答申が得られるんではないかというふうに思っております。また施設の規模、あるいは今後の経営の内容等についてはこれから十分時間をかけて、検討を加えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

第２の老人ホームについては、100床の特別養護老人ホームというような答弁がなさ

れたわけであります。ただしかし市民に問うて、これからの構想を今練りつつあると、９月に結論が出るということでもございます。そういうことでございますので、私からは若干の要望を述べながら、最後にもし市長から答弁があればしていただきたいというふうに思います。

老人ホームには５種類ほどあるということでございました。今マスコミ等にも若干注目されているものに、ケア施設というものがございます。もちろん日野市でもケアつきの老人住宅という方向も目指しておられます。これらの中に、例えば例を挙げますとどんなものがあるか、今募集している広告などを見ますと、練馬区では光が丘パークビラというのがあります。これは１人で入居する場合に、3,500万から4,278万を納める。そして月々の管理費は９万円。そのほかに食費４万5,000円、そのほか電気・水道・ガス、社会的な活動の費用はもちろんいろいろと自己負担、医療費も自己負担ということですね。

それからケア・レジデンス水戸というのがありますが、もちろんここもケアつきなんです。これは950万円から1,700万円を入所のとき納める。そのかわり月の管理費は23万5,000円ということであります。また京都ビラというのを見ますと、入所のとき2,500万から5,380万円納める。ちょっと広い部屋を持てるわけです。月の管理料が６万5,000円から８万5,000円と、食費は４万8,000円。そのほかの生活費は自己負担ということですね、部屋の維持費とその他ですね。

それから生命保険会社がつくっているのでは、日生エデンの園というのがあるようです。これは2,650万から5,660万円を納めて、またほかのところと同じような管理・維持費というようなものが必要ということになります。これらについては、我々庶民はとうてい入ることができません。

それから不動産、企業等がやっているものもございまして、最近では入所者が足りなくて倒産をしてしまう。今申し上げましたものも、一旦納めたお金は一定の、10年前後で４分の３は企業のものになってしまって、本人には還元されない。こういうシステムでございます。もし倒産したときは、全額返済ができないことで大変なもめ事に今なっている場所もあるわけです。そういう状態になった場合は、もちろん次の老人ホームを探すという資金がなくなりますから、もう行く先がなくなるという状態になって、困っていらっしゃる方なども出てきているわけです。

そういう意味合いから私立の、特に不動産的な発想から老人ホームをつくる。幾らケアつき、１室つきというふうになりましても、見通しがないという点で、私はこういう

ものは余り歓迎をいたしません。しかし良心的な社会福祉法人などが努力をしてつくる場合は、私は民間でもそれを日野市が助けていくというのは、今も若干やっておりますけれども、いいことではないかと思うわけでございます。

また現在は浅川苑については、日野市の福祉事業団が経営をされております。これには御存じのように、50人の定数に対して、31名の職員が配置をされているわけです。そのほかに福祉事業団本部が日野市役所内にありまして、ここには６人の職員がおります。それからセンターサービスも関連では、そのほかに12名の職員がいるわけでございます。当然これは日野市の福祉事業団経営でありますので、職員の人件費も市の職員並みにしていくことが理想ということになってまいります。退職金制度もそういう方向にしていかなければいけないということになってくると思います。ですから今、一種の人員増ができない。こういう世論が一部ある中で、福祉事業団で経営をするという側面があったと思います。しかし私は正しい方向としては、やはり市直営でこういう福祉の事業はやっていくということが、本来の筋だというふうに考えているわけでございます。しかしそのどちらがいいということは、私もここで決めつける気持ちはありません。ですから今後の経営については、いろいろ社会状況を見て、市が決めていただきたいというふうに思ってはおります。

そういう中でやはりこの老人ホームとしては、現在浅川苑も行っております。さまざまなサービス事業があるわけでございます。今部長の答弁でも、この在宅ケア、あるいはそのほかの老人福祉のサービスの拠点としても、第２の老人ホームを位置づけていきたいということでありまして、この点はもっともっと充実をしたものにしていただくようにというふうに思うわけであります。

現在の浅川苑の場合は50名の定員、お医者さんは週２回、内科の方が診療を行う。また精神科が月２回診療を行うという程度のものでありますし、またそれで法律上もパスをする条件になっております。しかしこれからの場合は、やはり医療面、あるいは看護婦さんの配置、こういう点等についても十分お年寄りたちが安心できるような状況に持っていかなければいけないと思います。そういう点も思うと、先ほど私が例を挙げました、東京老人ホームのような経営形態というものは、なかなかよい結果が得られるのではないかと思いますので、参考にしていただきたいと思っているわけであります。ここは３階が養護老人ホーム、４、５階が軽費老人ホーム、これＡ型の方が入っていらっしゃるそうです。１、２階が特別養護老人ホームということで、でき上がっております。もちろん面積が広ければさまざまな組み合わせをすることが可能なわけでございます。そし

て都の補助金、国の補助金等の関係がありますので、全室個室化ということにはなかなかの苦労があったようですけれども、その方向を目指して頑張っているということです。

ですからこれからの老人ホームにありましては、そういう点を配慮して市独自の出費も私は必要な場合は結構だと思いますし、あるいは東京都や国に働きかけて、軽費老人ホーム、その他の建設であっても、全面的に国や東京都がバックアップしてくれるようなことも、要望を強めていかなければいけないというふうに思います。そのような内容で、第２の老人ホーム、あるいは第３、第４の老人ホームをつくっていただきたい、こういうふうに願うわけでございます。

もし部長からの答弁があれば、つけ加えてお願いしたいと思いますが、市長にお考えがあれば、お答えいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　お答えいたします。

第２、第３、第４の特養老人ホームの必要性は十分認識しているところでございますが、現在、特別養護老人ホームに入所申請をしていて、入れない方が、期待を持って入れない方が100名近くいらっしゃいます。そのようなことから、当面はやはり現在の浅川苑方式のような形態の特養老人ホームの設置が一番緊急課題ではないかというふうに考えております。

ただいま御指摘のありましたように、全個室化、これが一番理想でございますが、まだまだ待機者が多くなる、またこれからの高齢化社会の中ではますますふえてくるという中では、当分の間なかなか個室化というのは無理ではないかというふうに考えております。

それから特養老人ホームの、いわゆる形態でございますが、先ほど来御指摘ありましたように50床、そういうような呼び方、あるいは入所というような呼び方、これは本当に不適切ではないかというふうに考えております。私ども福祉を携わるものといたしましては、入所ではなく、今まで慣れ、住んでいたところの生活の場を、特養老人ホームへただ移すというだけであって、場所が移るというような認識を持って取り組んでいるところでございます。

そのようなことで、これから第２の特養老人ホームにつきましては、なるだけ若干のケア、医療等も入れた中で、総合的な連携の取れた特養老人ホームを建設していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、福祉部長がお答えしておりますとおり、日野市の行い得る老人ホームの建設は、そのような経過を進めることになる、このように思っております。高齢化社会の進行に伴って、もう既に産業界といいますか、いわゆる商業的なサービス提供によって、個人の選択では一定の老人生活ができるというのも数多く、マンション的方式、あるいは病院的方式、いろいろな形で案内がたくさんまいります。それらは行政の関与外のことでございますので、そちらで解決のできる状況が層が厚いということであれば、それも一つの意義があるだろうと思います。しかし――いわゆる人権を保障するという立場で、地方自治体が直接関与する。あるいは国の制度、都の施策、これらによってだんだんと老人ホームの目指す方向も明らかになりつつあるように思います。

最初にどうしても取り組まなければならないのは、行政として私は特別養護老人ホームだろうと思っております。したがいまして、第２の特養ホームということになりますと、今お答えをしておりますとおり、またこれまでも議会にも説明をいたしましたとおり、地主さんの好意によって用地が確保できておりますので、その範囲にどのような機能と施設を設けるか、このことをだんだん決めて、そして具体化を図っていくということだと思っております。

特に東京都にこれからお願いをしなければなりませんのは、いわゆる民間法人、福祉法人でありますが、民間の福祉法人と同様に自治体がつくる、いわゆる福祉法人に対しても、同様な処遇をしていただく。入所者に対しても、あるいはその経営に対しても、同様な処遇をしてもらうということが財政的に極めて必要だと思っております。極めてこれからの課題だと思っております。つまり今用地の確保、一連の設定に都では民間法人に対して15億円の予算補助をする、用地確保の補助をするということでありますが、自治体の場合はその２分の１だと言われております。それを自治体も民間法人同様に助成の制度ができれば、用地の確保には極めて明るい方向が見出せる。このことが第１のスタートだと思っております。

なおまだ処遇につきましても、従来民間法人が通例でありましたので、行政が中心になってつくる法人に対しては、かなり処遇の格差があります。この格差をひとつぜひ埋めていただきたい。そのことがまた自治体の、この事業をより具体的に達成できる一つの条件になるに違いない。このように思っております。

日野市が今、先鞭をつけたということで注目を受けておりますが、いずれの自治体もいわゆる公設民営形式の方式をとらざるを得ないようになってくると、このように思っております。

これまでとかく批判のあります老人ホームというと、山の手、あるいは交通不便、こういうところが、どうしても選ばれがちだったのを、みずからが生活をした、共に暮らせる地域社会でということになると、用地問題の解決こそ非常に重要なポイントになる、このように受けとめております。

それから保谷にできた法人立のホーム形式、特に個室が特色になっておりますが、果たして日常生活に、プライバシーはもちろん守ることが大切でありますが、個室がいいのかどうかということにはまだ両論が専門家の間にもあるようでありまして、一部個室ということが、当面取り得る方式ではなかろうかと、こう思っております。

経費の負担の仕方いろいろまだ工夫もございますし、部長も特に触れておりました「入所」ということになりますと、必ず一方には「措置」ということが行政的に伴うわけでありまして、今果たして園生と呼ぶべきか、使用者と呼ぶべきか、このあたりに一つの性格をあらわす分かれ目があるんではないかと、こう感じております。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　最後に一言気持ちを述べまして、この質問を終わりたいと思います。

私も今必要度から日野市として第１につくらねばならない、これは特別養護老人ホームであるという点ではもちろん意見は一致いたしております。しかしお年寄りの要望が多様化する中で、先ほど言いましたような軽費老人ホームとの組み合わせ、こういったことを検討していただきたいという気持ちから質問をいたしたわけでございます。特別養護老人ホームに対する東京都の補助金のあり方についても、私たち日本共産党市議団は厚生省、あるいは東京都民生局長に直接会いまして、以前から運動してまいりました。そして26市では日野市が第１号の適用、老人ホームとなってきたわけであります。今後も今市長が言われましたこの用地費に対する補助のあり方、これについては今後とも私どもも政党の立場で、大いに運動を強めていきたいというふうに思います。

それから現在の日野市の福祉事業団、これも問題点はありますけれども、先ほど言った状況の中で誕生したものです。私は高く評価できる状況にあるということは言えるのではないかと思います。福祉事業団は現在、老人給食事業、在宅老人ケア事業、これは毎月150人からの利用者があるわけです。それから浅川苑の50人の入所と、そしてサービスセンターでは、デイ・サービス、これは毎月201名とか、給食192人とか、入浴サービス13人、あるいはショート・ステイ85人、リハビリが106人というのがことし３月度の統計で出ておりますが、こういう活発な活動をされています。

また老人見舞電話、そのほかにはくちょう学園、やまばと学園、つばさ学園と、多面的な事業をしておりまして、これらすべてが市民から歓迎をされております。そういう意味では今後とも福祉事業団が業務主体となるなどという見通しはございます。しかし願わくは、先ほど発言しましたように、本来は自治体が直接やってもいい仕事ばかりだなあという気持ちは消えないわけでございます。

また最後に個室の問題です。先ほど私にお話をいただいたお年寄りから、資料をいただきました。これを見てみますと、328号室というところに奥さんが住んでおりまして、327号室にはその御主人が住んでいるんですね。２人とも元気のようですが。それで「こんにちは、おひさしぶり」と奥さんが言うと、隣の部屋から御主人が出てきて、「きょうはデイトしようか」と夫婦でお隣同士に住んでいますという写真が出ております。私も見学に行こうと思いましたけれども、単独の見学はなるべくお断りということで、お見舞いということならということでしたが、ついに――そばを通ったことは何回もありますけれども、中に入るということはできませんでした。プライバシーを大切にするというのが一つの老人ホームの、ここのまた考え方でありまして、お見舞いならということなんですね。お見舞いでいらっしゃった方のその御意見ですと、すごくすばらしい雰囲気であったというお話でございます。ですから体が大変不自由になったという方も老人ホームに入りたい。入れたいという要望はあります。しかしこれからは、私は身の周りのことができる人でも、やはり老人ホームを望む方もふえていくんじゃないかという気もするんです。私どものうちも含め、隣近所でよく夫婦で話すのは、「あなたぼけないでちょうだいよ、私は絶対面倒は見ないよ」というようなうちがいっぱいあるんですよね。そういう状況でありますので、やはり夫婦で老人ホームに入って、狭い部屋で２人差し向かいよりは、独立していくという方向も、一つ私は研究に値すると思います。日野市で特養老人ホームの建設をしながら、そういう面にもぜひさらにレベルアップといいますか、目を向けていただきまして、豊かなこの老人ホームが日野市にできるように願う次第でございます。以上で終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって11の１、２番目の老人ホーム建設について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時51分　休憩

午後１時６分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の２、緑と清流のまち日野市で、農地を残す努力をの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　議長交代をされました中で、きょうは２人の議長さんのもとで一般質問をさせていただくという光栄に浴しております。

それでは第２番目の通告をいたしました一般質問に入りたいと思います。去る４月19日、参議院の審議を得まして、新しい生産緑地法が決まりました。日本共産党が修正案を出しましたが、これを否決いたしまして、新生産緑地法となったわけでございます。

農地に対する課税ということが言われ出しましてから、長い時間を経過いたしております。こういう中で1974年、昭和49年に農地を長期にわたって継続していきたいという農家の皆さんが申し出をすれば、宅地並みの課税はしない、こういう制度が発足をいたしました。長期営農継続農地、この申し出をすれば10年間宅地並み課税はしないんだという当時の法律でございました。さらにこれが1982年から10年間延びまして、ことしに至っているわけでございます。そのときは１ヘクタール以上の農地について、長期に農業を続けるんだということが条件でございました。10年経過した後農業をやめたいときは、地方自治体等に買い取ってもらう。こういう制度であったわけでございます。

また２種の農地につきましては、0.2ヘクタール、これについては５年間を経過した段階で、買い取りを申し入れてもいい。こういうような制度でありました。今度の新生産緑地法はどういう点が変わったかということになります。この新法律によりまして、来年の４月１日からは、税制などが変わってくるわけでございます。来年の12月31日までに、新たな生産緑地法に基づいて、申請をしない場合は、宅地並みなってしまう。今まで農地であったものが、一挙に30倍前後の高い税金が掛けられてくるということになったわけであります。

今までは農家の皆さんがこれから先、10年間の見通しを立てまして、農業を続けたいという場合は、先ほどの制度で農地が確保されてきたわけでございます。ところが今回はこの基準が30年間に延びました。このためにある面から見ますと積極的に農地を維持するというふうな見方もできるわけです。農地として今度の法律で30年間申請すれば、30年間はその農地を農地として守ってやるよという法律でございます。そういう点は日

本共産党としても一部分評価をしているわけです。しかし30年というこの期間が大問題になっております。

御承知のとおり、現在の農家の方々の年齢というものが、高齢化してきている状況にございます。労働力という点で見ますと、1971年には農家人口は2,588万人ありました。25％の人口を占めていたわけでございます。それが1989年では1,898万人に減りまして、15％というところに落ちてきました。この中で60歳以上の方はどのくらいいらっしゃるか、全国平均です。27％になっております。そして地方によりましては50％以上が60歳以上だというところもたくさんあるわけでございます。

若人の構成はどうかというふうに見ますと、20歳代の農家の方は、1971年331万人おりました。現在は180万人前後に減ってきております。こういう農家の方々が、30年間先まで農業をやるということになりますと、現在60ですと90歳ということになります。90になるまで農業で働けるかどうか。そういうことで今いろいろと問題になってきているわけでございます。

逆にいえば30年間農業をやる見通し、保障のない人は、この際農地を放棄しなさい、こういうような新しい法律でもあるわけであります。また今までは一つの農地として、１ヘクタール、これは何人もの所有者が散らばっておりましても、それをあわせまして１ヘクタール以上で申告をすれば、農地というふうにみなしておりました。しかし来年からはそうではなくて、500平米ということに基準がなってまいりました。500平米ということで狭くなったことは、これも積極面ではありますけれども、そのかわり条件といたしまして、一つの団地になっていなくてはいけない。こういう条件がついたわけでございます。こういう点がまたばらばらに畑などがある人が、その両方を残したいという際に、500平米に１カ所でならなければいけないので、不都合が出てくるところもあるわけでございます。そういう農地というのも３％前後あるというふうに言われております。そのほかまた相続税の猶予期間がなくなってしまう。こういうようなことも改悪というふうに言えるのではないかと思います。

この生産緑地法、これが新しく改正された背景は何なのか、という点が重要であるというふうに思います。国会における法律提案の説明が建設大臣によって行われております。背景説明の中で建設大臣は、住宅宅地の供給、この要請にこたえなくてはいけないということを言っているわけでございます。

現在、この農地に関するさまざまな動きが出てきております。例えば「生き生き村づくり塾」というのができてまいりました。「生き生き村づくり塾」と言うんですから、

これは農村の方々がいろいろ努力して、そういう運動をして村の発展、あるいは農業を守ろうかという団体かと思いましたところ、全然その逆でございます。全国組織は「財団法人21世紀村づくり塾」ということでありますが、これは現在農地法によって守られている農地を、どんどん別の理由で、別のことに使っていく。極端に言えばリゾート開発から、これが山から里へおりてきたんだと、入ってきたんだというふうにも言われているわけでございます。この「21世紀村づくり塾」の役員のほとんど大部分が、大企業とか不動産、こういうところでございます。塾長は三菱重工業、あるいは副塾長東京海上火災、大成建設、そして理事には住宅建設企業、あるいは松下電機、日本生命、三井物産、こういったところがスカイラークの社長さんに至るまでずうっと並んでいるわけであります。

このような財界の動きがあります。また一方には確かに住宅の宅地が欲しいという動きももちろんあります。しかし現在の住宅の大問題というのは、農地を解放して宅地をつくれというところに問題があるのではない。土地の暴騰、住宅政策の貧困、こういうところにこそ問題があるわけでございます。もう一つの動きといたしましては、東京都の住宅マスタープランというのがあります。ここでは175万戸の住宅を今後東京都内にふやしたい。5,200ヘクタールの宅地供給が欲しい。このことが６月12日付の一般新聞でも報道されております。その際市街化区域内の農地がねらわれているわけでございます。こういうことを背景として、生産緑地法ができたという側面を私は重視するものでございます。

そういう中で日本共産党は、国会で修正案を提案をいたしました。その修正案の内容を簡単に申し上げたいと思います。一つは都市の農地をさらに一層重視するという立場からのものでございます。新鮮な野菜の供給源として、また都市住宅地域での緑のオープンスペースとして、あるいはまた子供たちが野菜などができる畑などを見ながら育っていく、そういう効果として、また学校給食の現地での野菜の供給、こういう点などから都市農地というのが非常に今重視されてきているわけであります。こういう立場から都市農地を残そう、そういうことで修正案を提案したわけです。そして新しい生産緑地法である500平米という基準を、300平米に切り下げたらどうだと、こういうふうな修正案にいたしました。また30年間というのは厳しすぎる。やはり10年単位で農地として続けるかどうかを、農家の人が判断していけるようにしよう。こういうものであったわけでございます。

この日本共産党の修正案と同じような考え方を、東京の農業関係者の皆さんも持って

おられました。しかし残念ながら国会におきまして、日本共産党の修正案が否決をされまして、先ほどのような新しい生産緑地法が今度誕生してしまったと、こういう状況でございます。

今農業者の皆さんに、関係先が説明会等を始めております。農協では総代の方々に対して、説明が順番に行われているようでございます。また日野市の農政推進の団体なども、7月下旬あたりに広い場所を借りて、なるべくたくさんの農業者が集まって説明が聞けるように、準備中だという話であります。今度のこの法律改正については、農業者の日野市の方々に聞きますと、説明を聞けば聞くほどわからなくなるというのが、私が聞いた感想でございます。そういう状況を踏まえまして、具体的な質問をさせていただきたいと思うわけです。

あわせまして質問の前にもう一点つけ加えておきたい点があります。それは雑木林の保存ということであります。これも参議院におきまして、日本共産党の上田耕一郎議員が政府に質問をいたしました。雑木林というのも都市にとっては今非常に貴重な存在になっている。この雑木林についても、農地並みの相続税の猶予制度、これをつくるよう申し入れているけれども、その後どうなっているか。これに対して政府の方の答弁といたしましては、建設省関係者だと思いますけれども、大蔵省との理論闘争で負けたということで、なかなか雑木林にいろいろのそういう猶予制度をすることは、今のところできないんだ。しかし政府としても雑木林を残せる手立てをいろいろ工夫したい、こういう答弁をされております。

質問の第1点といたしましては、新しい生産緑地法についての進行状況、日野市においてはどういうふうに今進んでいるかということを教えていただきたいと思います。第2番目は、農家の人が非常に今困り果てている方も多いわけでございます。日本の農業の岐路だとおっしゃっている方もおります。それから私の人生の今岐路だということで悩んでいらっしゃる方もいるわけでございます。こういう中で日野市として農家の皆さんに何らかの支援策を施すべきではないかというふうに私は思うわけでございます。まずこの法律の説明を徹底していく。わかりやすく、全農家の方に、地主さんに説明をする。2,000人近い一応土地を持った名前の方いらっしゃるんじゃないかと思いますが、そういう方々に徹底をしていくことが必要になると思います。

それから30年間は続けられないけれども、あと10年なら農業を何とか続けたいという方も、貴重な存在です。こういう方々に対して日野市が独自の何か政策的な支援ができないか。あるいはまた法を侵すことはできませんけれども、宅地並み課税をしないで、

一定期間だけでもそれに見合う資金的な補助、こういうものができないか。何らかの政策的な応援をして、日野市の農地が残るような方向に市が取り組んでいただけないか。このことを考えていらっしゃるかどうかを第2点として質問をいたします。

第3点目は、雑木林などについての保存の問題でございます。具体的に例を挙げますと、百草団地、あるいは湯沢会館の下をおりていく通りがございます。ここには既にライオンズマンションが1カ所、がけ地に完成いたしました。また今工事中がハイネスマンションがあります。この件には前回触れましたので、今回は触れません。しかしまだまだがけ地に緑が残されているわけでございます。このがけ地を保存するということについて市で努力をしていただきたい。このことについてのお考えを第3点として質問をいたしたいと思います。百草団地周辺のがけ地に限りません。日野市が緑が豊かであるというふうに見られているのは、程久保緑地があることとともに、各地のこの斜面の緑が保存されているからでございます。これが虫食い状況ですべてマンションなどになっていくという、今動きがございますが、そういうことではせっかくの日野市の緑が大変少なくなってまいります。今街づくりとしても、こういった雑木林、がけ地の緑、先ほど申し上げました農地、こういうのを保存したいという動きは立場を越えて、さまざまな方面から今重視されている時代になってまいりました。そういう点でことのほか日野市ではがけ地の緑も狭い場所も残していく。このことが私は重要だというふうに思うわけでございます。以上3点お願いします。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは私の方から第1点の生産緑地法の進行状況と、それから第3点目の緑地の保存について、御説明申し上げます。

生産緑地法につきましては、ただいま御質問の議員さんの方から大体概要がお話しされております。そこでその内容は省くといたしまして、法律の改正でございますけれども、この4月に行われております。しかしその運用する施行令が、今の予定でまいりますと9月前後になる予定になっております。しかし固定資産税等の関係から、平成4年の12月末までにこの生産緑地を都市計画で決定をするという必要が出てきております。したがってこの施行令が出る9月ごろから、広報のいろいろPR、または地権者の説明会、それから相談会等で積極的に対応していきたいというふうに考えております。それで来年の1月から3月ごろにかけて、この権利者の意向の確認、それから同意を得ていく予定でございます。それで法律の定める要するに手続き関係、都市計画上の手続き関係に入っていきたいというふうに考えておるところでございます。

またこのように農業者にとっては、非常に短期間に、重大な決断が迫られるわけでございますので、市といたしましても十分これらの説明は丁寧にやっていきたいというふうに思っておるところでございます。また先ほど議員さんの方からお話がございましたとおり、都市における農地は緑地として、またオープンスペースとして、多くの機能を持った貴重な財産でございますので、農業者の地権者の皆さん方の意向を尊重しながら、積極的に生産緑地の指定を行うことが必要であるというふうに考えておるところでございます。

それから３点目の樹林地の保存関係でございますけれども、緑地の保存は積極的に推進することは、やはりどうしても公有地化を図っていくというのが大前提になろうかと思います。そこで現在、この緑地の保存に対しては、都市計画上の緑地の指定の方法が一つあるわけです。それから緑化推進に関する条例、それから緑化信託に関する条例等で、こういう条例、法律の中で積極的に活用しているというところでございます。

また住みよい街づくり指導要綱の中でも、緑の保全を考慮しまして、要綱の一部を見直しを行っております。緑地地域を開発する場合は、面積に応じて緑地を残す割合を定めて指導しております。開発面積が3,000平米以上の場合、45％以上の緑地を残す、これは面積によってその率は違うわけでございますけども、このように一部要綱の改正を行って、現在指導しておるところでございます。（「第２点は何かありますか、生活環境部長なりで」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　それでは農政の立場からの御答弁を申し上げたいと思います。

当市の農地はほとんどが市街化区域内農地でございます。これは平成２年度では337ヘクタールございますが、そういう中でその99％に相当いたします333ヘクタールが長期営農継続農地制度の認定のもとで、農業経営が続けられてきております。今回の制度の改正は、お話ありましたとおり、平成３年限りで廃止されることとなりまして、平成４年度以降は新しく生産緑地制度の指定を受けない限り、農地課税等は存続しなくなります。

都市内の土地利用計画を定めます都市計画によって、市街化区域農地を保全する農地と、宅地化する農地とに区分されることになりましたことは、既にお話が出ておりますとおりで、農業者等はその選択を平成４年中に行うこととなっております。まさしく将来をかける正念場を迎えると言えるかと思います。生産緑地指定の要素には、１団の面積がやはり説明がございましたとおり500平米以上、向こう30年以上の農業の継続、所有者など関係権利者全員の同意、あるいは緑地機能が高いことなど挙げられております。

農業政策を担当する部局といたしまして、農業者へのまず制度の周知のための説明会の開催、それに意向調査をこの秋までに実施する中で、当市の農業者の皆さんが農地を積極的に保全して営農を続け、農業と都市が共存、調和された、言わば農業のある街づくりに参加できるようＰＲ等努めていこうと、現段階としては当面そういったところが考えられるところでございます。現時点で現有の長継への継続農地が、果たしてどれくらい移行されるのかということは見当はつきませんが、現在行われております諸施策を今後とも発展的に推進いたしまして、殊に担い手、いわば後継者の確保、最近では先ほどの執印議員さんの御質問の中でお答えいたしましたとおり、種々農業者の御努力の中で、最近では共同出荷の点では二，三割の増加が見られておるということが一つの希望として出てきております。そんなことからも後継者の確保は、あるいは可能性を持っているんではないだろうかというようなこともございまして、この担い手の確保、またこれも重複いたしますけれども、都市生活者との交歓場面をつくり出すと、安全で品質のよい生産物の供給等のため、農業委員会、あるいは関係団体の意見を対しまして、新たな施策を樹立していくなど、都市に必要な農業の存続に鋭意努めていきたい、そういうふうに考えているところでございます。御答弁にならないかもしれませんが、以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　　ありがとうございました。最後、意見などを述べまして、市長のお考えを聞かせていただきたいというふうに思っております。

第１点目の質問に関連してでございます。細かい施行令等は９月になるということで、担当の方も細かい点の質問などが農業者から出ると、まだ答えられないという点などもある状況かと思います。しかし何せ来年の４月１日には固定資産税を掛けてしまわなければいけないという日程であります。ですから農業者の方に対して相当親切な説明をいろいろとしていかなければいけないのではないかと思うわけでございます。その500平米が基準ということになっております。じゃあ500平米の真ん中に道路が通っている場合はどうなるんだとか、500平米を２人で持っている場合、１人がやる気がなくなった場合はどうなるんだとか、１平米欠けたらどうなるんだとか、さまざまなことが今後出てくると思います。そういうことについても、親身なる説明を農業者の方にしていかなければいけないし、また農地を守る上での知恵が出てくるように、また知恵を市当局と

しても出すというようなことが私は必要だというふうに思っております。ぜひこの説明は徹底をしてやっていただくということをお願いをいたしておきたいと思います。

それから第２点の行政としての支援策でございます。今、農業委員のメンバーの方や、農協関係、そういう方々も大変悩んでいらっしゃるのではないかと思うわけです。ですからまだ法律の内容があらかたのところしかわからないということで、実際の適用段階になるといろいろ質問なども出てくるんじゃないかと思われます。そういうときに、無理な点もございますけれども、今の生活環境部長が御答弁いただいたような内容の支援策という程度では、今回の新しい生産緑地法にこたえ切れないのじゃないかというふうに私は考えるわけです。

そこで日野市は宅地並み課税の撤廃、こういうことでも頑張ってまいりました。それから緑地信託条例等もつくってまいったわけでございます。何らかのこの農家を助ける方策、例えば日野市の独自の農地信託制度とかいったようなものなども研究してみることが必要ではないか。国の法律を越えることはできませんけれども、そういう形で日野市との話し合いで、農地を守っていく。何か私は早急に手立てを、知恵を出しあってつくり上げていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。そしてこれを急いでいただきたい。こういうふうに思います。当然来年４月１日は、申請をしていないところはどんどん普通の固定資産税を掛けていくということになってまいるわけでありますので、ぜひこの農家への支援策、これを急いでつくり上げていただきたい。私たちもいろいろと工夫をしてみたいというふうに思っております。この点についてもし市長何かお考えがあれば、答弁をいただきたいと思います。

それから第３点は、これも緑地信託条例等が関係するというふうに私思うわけです。例えば先ほど私が例示いたしました地域は、２種住宅専用地域になっております。これは百草団地等をつくる際の都市計画で、あの付近まで２種住専にしてしまったというふうな説明を聞いたこともございます。あるいはまた私がここで質問したとき、以前はあの地域は必ず緑として保存をしますという確約ある答弁をいただいたこともあります。またその後市が地主さんにお話をして、土地を買い取りますから緑を守りましょうという話し合いをされた努力もいろいろと聞きました。しかし既にライオンズマンションができてしまい、ハイネスマンションは工事中であります。そういう状況ですので、残された緑を緑地信託条例等で、ああいうがけ地でありますけれども、守るという方向で話し合いなどをして、これを公園緑政課であるとか、あるいは用地課、そういうところなどが、都市整備と連携プレーをして、これから積極的に公有地化するというのが、最も

近道だと思います。そういうふうにして面積の大小にかかわらず、あるいはそこの緑地の植物の植生が大事だどうだということにかかわらず、緑地であれば私は守るという方向で尽くしていただけないか、こういうふうに願っているわけでございます。

そして農地についても、こういう雑木林についても、何らかの形で都や国に意見書も上申などをしていただいて、農地を守る、雑木林を守る、そういう方向に法改正なども求めて、あらゆる形でこの日野市の自然を残していただく、こういう努力をしていただけないか、こういうふうに考えているわけです。そういうことで答弁あれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日、緑の効用が価値高く、国民に意識され、評価されるという状況が大きく背景にあります。我々の自治体におきましても、これまでいろいろな工夫をしながら、緑の保全、それから都市農業の保護、このために努力をしてまいりました。一定の効果を持ち得ているわけでありますが、当市の宅地の供給不足が地価の異常高騰をつくり出し、あるいは宅地事業に農地が支障をなしているというのが、多分今日の政府の見解ではないかというふうに思われます。

そこであの手この手と農地に対する攻勢が重ねられてきておるわけでありますが、いよいよ最後の決め手と言いましょうか、不可能を強いる形ですべて農地を吐き出させる、こういうことが現実のこの法の精神ではないかという感じがいたします。そこでどういう方法で、御指摘のような、つまり価値ある緑を守っていくかということが、また新しい価値観をつくる重要なポイントになるだろうと思っております。日野市ではいろいろこれまで経験をしております。そして原則的には残っている樹林地の緑は、すべて公有化をするという建前に立ちまして、緑地の信託条例、あるいはいろいろな契約の――行政との関与によって、法使用という努力を効果的に進めておるということが言えると思っております。

農地の場合は、まあ緑地信託の精神を、農地にも適用するという一つの方法もあるかと思います。また、市民農園を広く維持するという考え方で、積極的に農家に協力を要請する。これも一種の農地信託になるわけでありますが、入園農地として市が大きく関与して、農地を維持すると、こういう二様の方法を今考えられると思っております。

土地が私有制であるということ、それから取り引きには民法が大きく関与するということ、これらの原則もありますので、十分農家、農業者、あるいは緑地を持っておられる方々の価値判断を、なるべく都市農業の保存のために、存続のために工夫をして御協

力をいただきたい、このように考えております。

がけ地の保存ということには、これからも――つまり斜面緑地のことだと思いますが、開発をなるべく抑制をしながら、市の行政に協力をしていただく。まあ莫大な金が必要になってまいります。その莫大な金をどのように調達をし、運営をしていくか、将来ある程度の農地が集団的に宅地化される場合には、きちんとした環境の維持の、保持のできる住宅政策に該当できる機関、したがって都市整備公団でありますとか、都営住宅とも十分関連づけてするという方法もあり得ると考えております。今までもある程度まとまった土地は、そういう公的住宅政策を預かる機関に既に紹介をしたり、あるいはあっせんをしたという経過もございます。以上のようなことで、将来の都市像をしっかり守れる背景を、市民の皆さんとともに、また議会の御意見を聞きながら、大きく支援をしていきたいと考えております。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　どうもありがとうございました。

今回の新生産緑地法の制定、実施ということは、時間が迫ってまいっております。事が急がれておりますので、具体策を出すにしても、急いでもらいたい、こういうふうにお願いを私はしておきたいと思います。

そしてぜひ農地信託条例とまでいかなくても、そういう方向も研究をしていただきたい。確かに農地には農地法というのが厳然とあるわけで、農地を持っている人と、耕作をしている人を保護しているわけであります。それを市が管理していくということをどういうふうに実現していくか、難しい点があると思いますけれども、私はいろいろの専門家の方が知恵を寄せ集めれば、何らかの形で農地を守っていくということができるのではないかというふうに考えております。特に30年以上は無理だと、しかしあと10年、20年は続けたいという人たちを救う方法、これをぜひ編み出していただきたいと願うわけでございます。

そして現在333ヘクタールあるこの農地が、すべて今度都市計画の中の農地として申請がなされるように、市としても努力をしていただきたい、こういうふうに思っております。

政府の答弁によりますと、30年ということにすれば、4割ぐらいの人は農地を捨ててしまうと、こういうような見通しを持っております。これが日野市にもその割合で起こってまいりますと、日野市の農地というのは、もう本当に半減してしまうということになってしまうわけでございます。しかも高い固定資産税が掛かりますので、どうしてもこれ

は住宅というような方向に持っていく、そういうことになってまいりまして、日野市の緑の空間、こういうものが大変な激減をするということになる非常事態なわけでございますので、ぜひそこらあたりを踏まえて真剣な対応策をしていただきたいと思います。大体日本の農業に対する政策というのは、私は時代に逆行しているというふうに思っております。今、農業を保護するというのが、世界の大きな流れになっております。これはアメリカでもそうですし、イギリスでもそうですし、ドイツでもそうなわけです。ところが日本では1986年を境といたしまして、軍事費の方が農業の予算よりも多くなってしまったんです。そして農林水産予算が現在では、軍事費よりも１兆円以上少なくなってしまってきております。1990年では、２兆8,737億円に削られてしまっている。そして労働力、あるいは土地、水、こういうものも重化学重点ということでそっちの方にどんどん吸い上げられていくので、ますます日本の農業は後退をしていくということになってきております。

そして食料品の問題もそうです。外国の輸入、危険な食品の輸入、こういうことがふえております。これらのことについて、日本の政府を代表する農業の関係者の方も、いろいろと危惧をされているわけです。はっきりおっしゃっている方は、やはり日米安保条約が原因で、どうしてもこのことに思いを致さざるを得ないと、農業の政府関係の専門家もおっしゃっております。

あるいはこの日米安保条約をベースにして前川リポート、こういうことでアメリカに対して農地の放棄、食料品の輸入、こういうことを日本の政府が約束をしているという背景があるわけであります。私たち日本共産党は、ですからこういう背景、日米安保条約を廃棄する、そして日本の本当の意味での政治、あるいは農業、こういうことの独立、こういう方向も目指していくことによって、本当に農業を救う道が発見できるというふうに考えるわけでございます。

幸い最近都市農業の関係者、あるいは農村の方々もこういう点にも着目をされまして、さまざまな運動も高まってきておりますので、こういう方々と、我々都市の市民も力をあわせて、農地を守るという方向に進んでいきたいと考えているわけでございます。

市当局の農業を守るという努力を再度強くお願いをいたしまして、本日の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって11の２、緑と清流のまち日野市で、農地を残す努力をの質問を終わります。

一般質問12の１、駐車場案内システムの設置を（多摩動物公園通りをはじめ川崎街道

等の混雑緩和のために）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（宮沢清子君）　駐車場案内システムの設置を（多摩動物公園通りをはじめ川崎街道等の混雑緩和のために）について質問させていただきます。

多摩動物公園は皆さんも御存じのように、都心の上野動物園の４倍の広さ、約53万平方メートルあります、多摩丘陵の緑豊かな木立に包まれた自然公園であります。園内には人気者のコアラを初め、世界最大規模を誇る昆虫園などもあります。また上野動物園からはライオンが移ってきました。ことしも５月５日の子供の日は、33回目の開園記念日を迎えて、入場料は無料となり、１日で約４万7,200人の方が見えられ、一番のにぎわいを見せましたことは周知のとおりであります。開園前から約3,000人の人が正門前に並び、通常より45分繰り上げて、８時55分から開園をし、中に入りますと午後の４時半まで116回ライオンバスを運行されたそうです。統計によりますと、昭和63年度は、開園日数307日間で、総数１年間で144万5,340人で、１日平均4,708人の方が来園されています。また昨年の平成元年は、308日間で122万9,657人で、１日平均3,992人でありました。

交通機関としては、バスや電車を利用されるなど、また特に車を利用して見えられる方も年々ふえてきております。この車で見えられる場合の交通渋滞の問題でございますが、諸条件の厳しい環境の中で、なかなか改善が進んでいない状況であることは、理解をするところでございますが、何とか方策を講じていただきたいと思いつつ、質問をさせていただきます。

住宅地での路上駐車と、交通渋滞の激しい中で、地元の皆さんが一番心配されておりますことは、緊急車両の通行の問題でございます。住宅地は道路幅の狭い箇所が多数ございます。そこに並列駐車をしている車も見られますし、道路や歩道をふさぐケースも多く、地域住民にとっては大変迷惑をいたしているのが現状です。そこで質問の第１点目といたしまして、駐車場の案内システムについてお伺いいたします。多摩動物公園、多摩テック等の駐車場について、リアルタイムでドライバーに知らせ、空き駐車の現況をスムーズに誘導できたらと思います。幹線道路であります川崎街道、北野街道、野猿街道、甲州街道等々、主要な駅に設置されたらいかがでしょうか。

第２点目の質問といたしまして、カーラジオを通じて、ドライバーに交通情報が聞けるシステムについてお尋ねいたします。甲州街道から、また野猿街道から、北野街道等、さらには川崎街道へと通過するドライバーに工事情報、事故情報、渋滞情報などきめ細

かい交通情報をお届けして、当街道を有効利用していただくために整備されたらと考えておりますが、この点についてもいかがでしょうか。

第３点目といたしまして、民間駐車場の新設、増設に対する助成制度を新設していただきたくお伺いいたします。民間駐車場の新設や、立体化などに伴う増設に対して、建設費の一部を助成していただき、特に立体駐車場の建設促進に力をいただきたいと思います。例えば多摩動物公園の近在の駐車場に関してですが、京王帝都を初め、民間の駐車場を緑と自然との調和を図りながら、メッシュ等の２階建てにすると、現在の駐車場の２倍の駐車が確保できる思います。多摩動物公園は、東京都立のものですから、日野市として、東京都へ働きかけていただき、京王帝都や民間の経営者等も交えて、ぜひ御協議していただきたく思います。また民間の方々への助成制度を確立していただきたいと思いますが、そのお考えについてお伺いいたします。

第４点目ですが、パーキングメーターの設置についてお伺いいたします。豊田駅前に設置されておりますが、その利用状況と反響はいかがでしょうか。またその他の主要な箇所への設置はお考えになっていらっしゃいますでしょうか。この点について教えていただきたいと思います。

第５点目につきましては、信号機の設置についてお伺いいたします。川崎街道の洋菓子の不二家さん先にぜひ設置していただきたいと思います。高幡から梅ケ丘の入口、すかいらーくのところと、ヤサカ家具のところまで、さらには三沢の交差点へと信号機がついておりますが、梅ケ丘の入口からヤサカ家具のところまで間隔が大変ありますので、交通量も激しい中で歩行者が車道を横断しており、いつも私も見かける中で、どきどきし、事故が起きなければいいなあと常々考えておりますし、また地元の方たちからも、多数の声がありますので、この要望に沿って設置をしていただけたらと思います。

区画整理が進みますと、川崎街道から踏切を渡って、中島道路へと進み、新井１号線を抜ける幹線道路へと通じてまいります。車の右左折も見通しが悪く，特にバイクによる巻き込み事故等も発生しており、大変な危険を感じておりますので、ぜひ御検討していただき、早い時期に信号機の設置をお願いしたいと思います。

また三沢の交差点のことについて、要望させていただきたいと思います。西武住宅と三沢中学校、八小地域へと直進するのと、川崎街道を右左折するのと、交差点がスクランブルになっているため、車がお互いに交差するのに戸惑う場合があります。特に年配者のドライバーの方は、運転しにくいようです。そこで道路等に矢印をしていただき、敷いていただき、うまく通行できるような工夫ができないものでしょうか。この点につ

いてもお尋ねをしたいと思います。

第６点目ですが、明星大学のテニスコート等を地域へ開放していただけるよう、日野市としてお願いしていただけないでしょうか。明星大学へ通学をされている学生さんは現在１万958名いらっしゃいます。多摩動物園駅から大学までの通学路の歩道に、たくさんの方が歩行され、ときには車道を群がって歩いておりますので、地域の住民の方々は大変迷惑をしております。また路上駐車にも閉口しておるところです。ぜひ市当局としても、大学側へ申し入れをしていただき、こうしたことに対する何らかの迷惑料ではありませんけれども、地元居住者との融合を図っていただけたらと思います。そして何か地域との接点を結んでいただくためにも、大学のテニスコート等を休講のときなど利用して、地域へ開放していただけるようお取り計らいしていただけないでしょうか。お伺いをいたします。以上の点について御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは６点の質問があるわけでございますが、前段の２点について、私の方からお答えしたいと思います。

まず質問者の中にもありましたとおり、これは多摩動物公園を中心とした渋滞問題でございます。過去議会の中でも一般質問を議員さんからいただいている経過もあるわけでございますが、この交通渋滞につきましては、隣接にお住まいの方々の迷惑、あるいは緊急道路の問題等があるわけでございます。その中心的なものとしましては、やはり４月末から５月までの連休、あるいは10月、11月の休み、休日、あるいは祭日等の問題があるわけでございます。ここには多摩動物園、あるいは多摩テックに来る入場者の方が、子連れで来るというような中での大きな渋滞問題でございます。そういう中で過去の質問等も踏まえまして、ことしの１月でございます。日野市と京王帝都、多摩動物園と３者で、市内交通渋滞解消キャンペーン推進協議会ということで、１月に発足しております。これは５月の連休前の対応の仕方を中心としまして、協議しました。市の中では、企画財政部の中で企画、広報、建設部の管理課、３課でございます。

また京王サイドにおきましても、乗合バス、電車、広報と３課で、動物園で３者との協議を進めてきたわけでございます。その中心的なものとしましては、当然東京都の広報によるＰＲ、あるいは京王ニュース、市の広報、電車、バスを利用しての呼びかけをしたわけでございます。そういう経過もあって、市内交通渋滞解消キャンペーン推進協議会があるということをまず前段でお答えしておきます。よって１点目の駐車場の案内、あるいはシステムの設置についての御質問でございます。この協議会の中でも問題点を

何点か挙げまして、対応を次回の会議までという中にも一つは入れております。３者協議会の中では、中心的なものは、ポスターの掲載でございます。過去、５月連休前につきましては、京王の車内のポスター、あるいは京王沿線の駅のＰＲを兼ねたわけでございますが、これだけではなかなか解消できない、他の国鉄機関あわせての配布の検討、よってこの案内システムの設置について、今御質問者の中にもありますが、この問題も含んで協議会の中で検討をしていきたいというふうに思います。もちろんこれは駐車場の案内ということでございますので、私の方、建設部の管理課とも十分協議した上で、どう対応するかということで整理をしていきたいというふうに思っております。

２点目のカーラジオを通じてのドライバーの交通情報でございます。これにつきましては、当然動物園を中心とした道路網の状況があるわけでございますが、これは警察がこういう交通情報を流している経過はございます。ただ、まだまだ実施しているとはいえ十分ではない。臨時的な措置でございます。日野橋の渋滞の問題あわせまして、この動物園の渋滞についても流していることは流しておりますが、今後警察に対しまして、この協議会を中心になおもう少し頻繁にと申し上げましょうか、そういう中で対応をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは駐車場の整備に対する融資制度と、これは私の方で答えるのは、あくまでも都市計画上の駐車場ということでお答えをさせていただきます。

現在、都市計画で駐車場の整備基本計画、これを調査を実施しております。これは都市計画法に基づくものでございますので、商業地域、それから近隣商業地域と、その周辺で、交通がふくそうする地域ということになっております。具体的に申し上げますと、日野駅、豊田駅、高幡駅周辺でございます。これを２年から３年にかけて今実施しておるところでございます。それでこれらの地域を都市計画決定することによりますと、公共団体、それから民間もそうでございますが、融資制度は助成措置がこれによって出てくるものでございます。これらを市としても、この地域を、駐車場を積極的に誘導していきたいと考えておりますし、市としても何らかの助成、市独自のものも考えていかざるを得ないのかなあというふうに現在、そういう検討をしておるところでございます。

なお、最近建設省、それから東京都が昨年からことしにかけまして、いろんな審議会に駐車場のあり方とか、いろんな問題点について諮問をいたしております。そういう関係が、今年度恐らく相当出てくると思いますので、そういうものも考慮しながら、市の

助成、そういうものについては今後基本的に内部で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　4点と5点について、お答えをしたいと思います。

まず4点目の方は、パーキングメーターの設置の中で、豊田駅前の設置したその利用状況というふうな御質問でございます。これについては、スペースといたしますと、51台分のパーキングチケットということで設置されております。利用状況については、まだ管理者違いますもので、数字的なものについては把握しておりません。なお、今までの中ではパーキングチケットという中の利用方法の中では、違法駐車が多いというようなことは、周辺住民の方々からは聞いているというふうにお答えをしておきます。

それからこの中でほかにも設置する考え方はあるのかどうなのかというような御質問でございますけど、パーキング施設について、基本的なことをちょっとお答えをさせていただきたいと思いますけど、まずパーキング施設の種類とか、それから設置はどこでやっているのか、それから管理はどこでやっているか。それから設置できる場所はどこかというふうな点を、ちょっとお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目のパーキングの施設は、2種類ございます。一つはパーキングメーターという方法でございます。それから二つ目はパーキングのチケットということでございます。これはいずれも駐車禁止除外措置として、交通管理者、都の公安委員会が設置するものでございます。したがいまして所定の時間を超えますと、先ほどちょっと豊田の例をお答えさせていただきましたけども、時間がおくれた場合には、違法駐車として取り締まりをされるということでございます。設置に当たっては、必ず道路管理者には協議はございます。これに対しての設置にかかわる収入は、東京都に入るわけでございます。業務は東京都の公安委員会が駐車場対策事業管理局ということでございまして、そこに業務を委託するということでございます。この辺には立川に出張所がございます。

なおここに委託いたしまして、先ほどの違法駐車とかいう取り締まりも兼ねてやっているというのが実態でございます。それから設置の場所でございますけども、どういうところにできるのかというのは、まず基本的には駅の周辺で、効果的で、一定の規模以上の設置が可能な場所でございます。またなお管理がしやすい場所を選定しているということでございます。以上がパーキング施設の設置の基本的なものでございます。

それから次に御質問の5点目でございますけども、三沢の612番地先の都道のところに信号機の設置というふうな御質問でございます。これは先ほどの質問者の方から出ま

したけど、市道幹線2の7号線が都道に交差する部分でございまして、非常に現在も交通量が多いところでございます。この点については交通管理者の方に信号機設置の要請をいたします。それからその5番の中の一つで、2点目でございますけど、都道三沢の交差点のところに、誘導線を設置していただきたいという御質問でございますけども、土曜日の日も現場を見てきました。確かに御質問者の言うように、八小の方から来まして、西武団地に上がる道、ここの信号が、同時に青なら青になると、非常に交通の交差も危険というふうなものを見てきてわかっております。なお御質問者の言う誘導線というのは技術的に非常に私も難しいと思います。何ができるかと申しますと、まず信号機の時差的なものをやれば、これはできるんではなかろうかなというふうに、現場で判断いたしました。なおこの件についても交通管理者の方に、そういう状況についてお話をし、そういう改善ができるようなことを要請していきたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　　6点目の明星大学のテニスコートの開放につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

これまでも社会体育の振興のため市内の各企業は大学、高校等の体育施設を開放していただいているところでございますが、明星大学につきましては、特に学校側から自主的に開放はしていただいておりませんが近所の子供たちのソフトボールや野球等につきましては、必要なときにお借りをしているようでございます。御質問のテニスコートの開放でございますが、クラブ活動等で体育施設の中ではなかなか開放をしていただけない施設の一つでございますけど、議員さんの御質問を踏まえまして、明星大学の方に、開放につきまして打診をしてみたいと、このように考えます。

○議長（小山良悟君）　　宮沢清子議員。

○12番（宮沢清子君）　　ありがとうございました。

第1点目の駐車場の案内システムと、第2点目のカーラジオの道路情報のキャッチについてでございますけれども、多摩市で鎌倉街道を、多摩市から府中方面に通過するドライバーのために整備をされたわけなんですね。鎌倉街道を、要するに多摩市から府中方面に抜けるということで設置をされて、その情報によって混雑をしているとか、渋滞をしている等々の情報がキャッチできますと、ドライバーはまたその次のどこにどう回っていったらいいのかということで考えてまいります。そして野猿街道なり川崎街道なりに流れてくるわけですから、これは東京都の、都の関係もあると思いますが、全体的にこの道路情報がキャッチできるような方向で、近隣都市とも連携を取っていただきなが

ら、ぜひ日野市の中にも設置をされるようにして、どこをどういうふうに順次通過していったら、その流れがスムーズに行くのかというようなところまで検討していただけなければ、この渋滞の緩和ということは、解決されないんではないかというふうに感じました。

それから以前小山議長さんも道路幅の中から幅員の関係もあると思いますけれども、一般車両というか、地域の車が通過できるように、ある部分では幅を取りまして、そして車線の通過ができるように車線を引いて、こうやったらどうかというようなことも質問されていたような記憶がありますけれども、その辺なんかもできているような雰囲気も、必ずしも感じるわけじゃございませんが、その辺の御検討なんかは、どのようにされているのかちょっと教えていただきたいと思います。

私、この問題をなぜ取り上げたかと申しますと、この連休中に、小さい赤ちゃんが小児科にどうしても駆けつけなければならないという急を要する病気になりまして、そしてあちらこちらと、病院の休日診療をやっているところを知り得て、そしてそこに連れていく予定だったんですけれども、どうしても道路事情からいって、速やかな行動が取れなかったという御相談を受けました。

それからもう一つは耳鼻科に行きたいといって、午前中痛みを感じたけれども、車が緩和されるまでということで、多摩動物園が引けるまでということで、夜に駆けつけていったとか、幾つか地域の大切な問題として課題を抱えております。それと同時に一番地域住民が御心配をなさっていらっしゃることは、一つといたしましては、程久保橋の信号、T字路の信号でございますけれども、多摩動物園寄りに、高幡台団地からおりてまいりまして、あのT字路を動物園に左折する場合、それから反対側から参りまして、高幡台団地に右折をする道路と、そこが3車線、全く車で配置をされておりまして、もし火事なんかが起きたときの緊急車両の通過ができないという状況も出てきておりまして、またさらには密集した住宅地の中に、違法駐車と申しますか、駐車をしておる状況でありますので、何かが起きたときに、特に明星大学の中のあの住宅地というのは袋小路になっておりますので、大変な御心配をなさっておるという部分がありますので、ぜひ地元の居住者の声として、安心して生活権を確保していけるような方向で、このラジオの交通情報のキャッチと、それから駐車場の案内システムについては、御検討していただきたいと思います。

皆さん余裕持って目的地に行けるということが一番大切ではないかなと思うんです。そのときに、キロヘルツ1820にあわせてあれば、事前に渋滞の模様というか、情報がキャッ

チできますので、あわてることもなく、落ち着いて、また次の目的地に変えるというか、方向を変えることもできるんではないかと、いろいろと感ずるわけでございますので、ぜひこの点については前向きな御検討をお願いしたいと思います。

民間の駐車場の助成制度でございますけれど、今都市整備部長から御答弁をいただきまして、理解をするところでございますけれども、特に私は民間に対する助成制度というものを早く確立していただければと思います。検討しておるということでございますので、期待をするところでございますけれども、今、車を持っている人よりも車庫のある人の方がリッチだと、こういうふうに言われているという時代なんですね。車を買うときには必ず車庫証明を取って、確保をしているわけなんですけれども、なかなかいろんな事情で手放したりとか、会社から持ってきたりとか、いろんな形で青空駐車をするという状況も出ておりますし、またここのところ駐車料が大変上がっております。ある地域で、程久保の地域では6,000円だったのが、もうこの時期には8,000円に上がっているとかというふうに、本当に駐車料金も大変な額になっておりますので、ぜひそういった方々のためにも、即解消というわけじゃございませんけれども、制度の設置をしていただきまして、またそれに市なんかが借り受けしていただきまして、特に動物公園のところなんかは2層式にしていただいて、そして2倍の駐車場ができるような、そういった検討していただければと思いました。

私——皆さんもお感じになったというか、通られていいなあと思われたんじゃないかと思いますけれども、一つは保健センターの横に、新しくメッシュの2層式の駐車場ができておりますけれども、あれは本当に高さといい、そんなに違和感というか、あれは感じないなという雰囲気、ただ排気ガス等の問題が若干残るかと思いますけれど、あのような駐車場を、建設に当たっての、助成制度を確立していただいて、ぜひこのこともお願いをしたいと思います。

今パーキングメーターの設置について細かく御説明をいただきまして、理解をするところでございます。その中で、場所としては駅周辺で、一定の幅員があって、管理のしやすい場所に設置をするという方向であるというふうに御答弁を承ったんですけれども、このことに関しまして、私、一つ感ずるところがございまして、日野駅周辺のいなげ屋の前なんかは、パーキングメーターのチケットですか、メーターというか、設置をしていただければ、あそこのところは結構駐車違反の取り締まりが頻繁にございまして、それなりの事情があってとめられて、長くとめられる方は摘発を受けていくわけなんですけれども、お買い物とか、短時間、パーキングメーターの利用される範囲で、また使え

るような工夫もできるんじゃないかと思いますので、市内の主要なところには、そういった設置を前向きに検討していただきたいと思いますので、要望させていただきたいと思います。

５点目と６点目には、信号機の問題と交差点の時差的なものでございますけれども、これも期待もし、要望させていただきたいと思いますので、なるべく早い時期に設置をしていただけるように御検討お願いしたいと思います。

それから明星大学のテニスコートですけれども、地域への開放ということは、先ほども申し上げましたように、いろんな形で明星大学付近への路上駐車とか、特に高幡台団地の中へなんか、もうものすごい車の数が頻繁に駐車していきまして、注意をすれば、注意した方が、男子学生なんか声は大きいですし、昼間日中うちにいる家庭の主婦が、ここへ駐車してはいけないのでということで注意を促すと、かえって逆に反発をするというようなことで、今は黙認というような感じになっているわけなんですね。ですからそれをそのまま見放しておいていいということは、決してあってはならないことだと思いますけれども、何か大学との交流がある中で、自然な形で駐車をお互いが注意をしあうと、またできるようなコミュニケーションが図れたときには、いろんな形でものも申していけるのではないかというようなことも皆さん感じているようでございますので、ぜひこの点も要請していただければと思います。

団地の外周道路とか、明星大学の近在の道路には、この付近に車をとめるなという、警告を意味する明星大学の看板だけが立っているわけなんですけれど、これは有名無実であって、決して有効な適用を果たしているとは判断でき得ませんので、その点も酌んでいただきながら、路上駐車の申し入れと、大学の構内にも多少は駐車場を設けていただけるようにって、地域の自治会の方が申し入れいたしましたら、構内にはつくれないということと、学生には電車通学を啓発しているのでということのお返事だったようでございますので、そういったことも含みながらぜひ御協議していただきたいと思います。それでは１点、２点だけ御答弁お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点、２点目の再質問につきまして、お答えしたいと思います。

もちろん住宅問題につきましては御承知のとおり、この協議会の中でも３回ほどの議論を重ねております。車で来ないことが第１原則に立って、そのＰＲを、手法等を研究して、過去やってきた経過でございます。それにはできるだけ広範に呼びかけるという

ことで対応してきました。まだまだ近隣まで来た中での呼びかけ、あるいは東京都広報等につきましては別でございますが、もう少しその前から呼びかけることが、やはり動物園の渋滞、あるいは多摩テックのお知らせにつながるということではなかろうかと思います。そういう中では過去にも京王電車で来て、正門から入って、裏門の開設等につきましては、過去動物園に対して強く要望し、電車で来てくださいというＰＲをかねてやっているところでございます。現実の問題としては、多摩テック、動物園の民間の駐車場、京王等も含んで、現在1,500台以下弱というような数字の中で、連休には４万7,000 、多摩動物園だけで４万7,000の数字でございます。よって駐車場は早く満車になり、その後、待ち時間を待つ車が多いということが大きな要因であろうと思います。これを広範にまたがって、今御質問の趣旨を十分理解して、駐車場の案内システムの問題、カーラジオ等の問題は既にやっているようでございますが、なお一層広範に考えるべきだろうというふうに感じております。今後協議会の中でも、課題として取り上げて研究していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

それでは最後に市長さんの所見はいかがかと思いますので、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　最近の車社会の中で、特に南の方の動物園、あるいは多摩テック、高幡不動、これらのお客さんの見える日が、異常な車の渋滞をつくっているということを感じております。いろいろ何とか解決をする手がないかということで思い立っておりますのが今、動物園、京王電鉄、それから日野市ということで、渋滞を解消する勉強会、名前だけは解消キャンペーン推進協議会というような名前で行っておりますが、今の若い世帯と言いましょうか、子供連れで外出する場合は、むしろ車で行って、行動することが、何か一家族単位という形で好まれておるということがあるそうであります。そうして、京王電鉄は動物園駅という名前があるごとく、電車でお客さんが来れば一番、まあ経営にも有利につながるはずでありますから、徹底的なキャンペーンを張って、そして動物園には電車でいらっしゃいということをひとつ強調してくださいというふうにお伝えをしております。駐車場があるということは、かえって災いをしている、この面もないわけではありません。私は上野動物園というより、上野公園の地下には、非常に多数の車を駐車させる施設がありますので、公園の地下には比較的そういうことが可能かなと思っていましたら、これもなかなか公園法、あるいは車の駐車に対する行政関与

は簡単ではないようでありまして、大きく言えばもし駐車場を、つまり駐車させるだけの駐車場をつくるんだったら、地下でも利用するということに発想を進めていかなければならないんではないかという感じです。

そこで今当面、効果をもたらすということで、動物園の南平門を開いてくださいということを要請しております。裏門とか、北門とか言わない方がいいと思うんですが、つまりこれは電車で来てくださいということと同じ意味です。電車で、徒歩でお出でになりませんか、いいコースがありますよ、こういうことになるわけでありまして、何とかこれを動物園の協力も得て成功させたい。また推進協議会の主たるテーマは、そのあたりに置きたいと考えております。

あの地域に、京王当局にも行ってみました。駐車場をやめて、すべて電車でおいでくださいというキャンペーンはできないんですかといったら、まあ今の経営部門では、なかなかそれを良としない、こういう感じがいたしました。遠い将来には、一つのモノレールコースによって、かなり車の乗り方の事情が変わってくるかもしれませんが、京王電鉄が今頑張っておかないと、モノレールに取られてしまうということも指摘してあります。

そういう、日野市としては、動物園という歓迎すべき施設が、逆に市民に迷惑を間接的につくり出して、きらわれるというようなことがあってはならないと、これが一番日野市の対応の基本的態度でなければならないとこのように考えておりますので、いろいろ知恵を絞って工夫したいと思っております。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。市長さんの御見解というか、所見を大変理解するところでございますけれども、ぜひ交通部と交通路のバランスを取っていくということが大変都市計画の中では大事ではないかと感ずるところでございますので、今の何点かの御提案に対しましては、ぜひ前向きな御検討をお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって12の１、駐車場案内システムの設置を（多摩動物公園通りをはじめ川崎街道等の混雑緩和のために）の質問を終わります。

一般質問12の２、市立地区センターの「くみとりトイレ」を「水洗トイレ」に改造を（三沢・程久保・第二武蔵野台地区センター等々）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君）　引き続きまして、市立地区センターの「くみとりトイレ」を

「水洗トイレ」に改造を（三沢・程久保・第二武蔵野台地区センター等々）について質問をさせていただきます。

御承知のとおり市立地区センターは地域のコミュニティー施設として、日野市内に56館ございます。このうち「くみとり式トイレ」は17館もあります。程久保地区センターは昭和48年の建設で、築18年になります。また第二武蔵野台地区センターは、昭和45年の建設で、築21年たっています。さらには三沢地区センターが昭和43年に建設をされ、築23年経過しております。昭和40年台に建設されましたので、耐用年数も古く、木造建ての場合は、普通の家庭よりずうっと短くなっていると思います。無人施設のため、風通しが悪く、汚くて、使い心地も悪く、利用者にとっては、必ずしも快適なトイレでないことは実感だと思います。臭い、汚いから、きれい、清潔へ向け、公共の施設にふさわしい改築や、美化事業を行っていただきたいとの市民の皆様から多数要望されておりますので、この点についてお考えをお伺いいたします。

第１点目といたしまして、地区センターによって異なることとは思いますが、１カ所改造する場合の費用は、どのくらいかかりますでしょうか。

２、老朽化して改築のときに、施工する箇所と、下水道の供用開始に伴って行うところとあると思いますが、その点についても教えていただきたいと思います。

３、当面改造できない地域は、何カ所くらいありますでしょうか。

４、改造できない地域への新旧の格差については、何か方策としてお考えがありますでしょうか。

第２点目といたしましては、東部会館についてでございますが、市民のコミュニティー活動を促進し、あわせて文化の向上、及び健康の増進を図ることを目的として設置をされており、大変に好評であるようでございます。特に温水プールは地域の方々を初め、多くの人たちが利用されておりますことは周知のとおりでございます。利用される皆さんの声として、健康の器具の導入を図っていただけないかとの希望がございます。例えば時間や場所にとらわれず、理想的な前進運動ができるファミリーウォーカーや、ローイングエクサ、室内自転車、エアロフィットネスキューティなどの健康器を設置していただけないでしょうか。お伺いいたします。

第３点目の質問といたしまして、行政サービスの一環として市の各種施設の利用申し込み書への押印、判この簡略化についてお尋ねをいたします。市民の皆様の利便性を考慮して、市の施設の活用の際は、申し込み書に一切判こを使用しなくてもいいように、簡略化してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。またやっていらっしゃるとこ

ろがありましたら、お教え願いたいと思います。

第４点目の質問といたしましては、耳の不自由な人たちに便利なように、市民部等の窓口に、謄本などの交付の際訪れた方が、でき上がったときに利用者を呼び出す電光表示板の設置をしていただけないでしょうか。提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上の点について御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　第１点目の「水洗トイレ」化の問題でございます。まず費用ということを申されたわけでございますが、残念ながら今手元に資料もございません。またトイレの改造となりますと、それぞれ間取り、その他環境条件によりまして、費用も違ってくるかというふうに思うところでございます。したがいまして、今総体的に御答弁申し上げたいと思います。

御指摘のとおり現在当市には、地区センター56館、ございます。そのうちの39館、パーセントにいたしまして70％は水洗化ができております。17館、いわば30％に当たる部分が現在「くみとり」のものでございまして、やはり御指摘がありますとおり、「くみとり」対象のものにつきましては、昭和40年代の設置のものとなっておるところでございます。この水洗化ということにつきましては、新旧格差是正ということで、数年前から実施しております整備の一環といたしまして、実施してきているところでございますが、主管課では次の２点につきまして、対応しております。

第１点といたしましては、地区センターの老朽化に伴っての、建てかえの際に水洗化トイレにするということで、既に豊田、万願荘、日野台、川北、谷仲山というふうにやってきておるところでございます。

もう一点といたしましては、市の下水道事業の進捗にあわせての水洗化を計画しておるということでございます。これら勘案した中で、今後の地域の方々により、快適な状態で御利用いただけるよう維持管理に努めてまいりたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

次に第２点の東部会館におきます健康器具の設置ということでございます。健康器具いろいろございます。中にはあるいは医療的にどうなのかなあという疑問を持つものもございますんですが、それら十分今後研究いたしまして、検討を加えてみたいというふうに考えておるところでございます。

次に第３点目の押印の問題でございます。私ども生活環境部で所管しております施設が多々あるわけでございますが、そのうち生活・保健センター、東部会館、勤労青年会

館、市民ギャラリーの各施設につきましては、既に押印――申請書には押印の形には表示されておるわけでございますが、実際運用といたしましては、印鑑なしでサインによりましての申し込みができるような運営に切り変えておるところでございます。なお地区センターにつきましても、先週土曜日、管理者会議を開かせていただく中で、書式の変更をいたしまして、そのような扱いに切り変えつつあるというところでございます。

なおそのほか所管いたします施設につきましても、視察しながら正確に見直した中で簡略化を図っていきたい、そのように考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　４番目の質問でございます。申されますとおり、市民課の窓口には、聴覚、あるいは視覚等の障害を持った方がおいでになることが多いわけでございます。その際には、現在の方法といたしましては、体の不自由な方の専用のカウンターがございますので、そちらに御案内申し上げて、応対をするわけです。必要によっては、そこで代筆したり、筆談したりということで、申請書をお書きいただく。書類ができ上がりましたら、その場所に職員が出向いて、御案内して交付するという方法を一応原則としてとっておるわけでございます。

年間、そのような方が非常に来客が少ないということと、また障害によってはいろいろな、例えば電光掲示板ですと、耳の聞こえない方にはいいんですけど、目の見えない方はだめだとか、いろいろと方法がありますんで、今そのような形を取っております。これから、今おっしゃられましたことを十分、その必要性を検討いたしまして、また窓口はたくさんありますので、その窓口環境等も十分配慮して、検討いたしたい。このように思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

第１点目のトイレに関することなんでございますけれども、１カ所改造する場合の費用ということは、また後ほど教えていただきたいと思います。と申しますのは、日野市の水洗便所改造資金融資斡旋という条例がございまして、市民も多数利用されているんではないかと思いますけれども、この融資をあっせんを受けまして、各御家庭なり、またいろんなところで活用されて、改造されていっているということもありますので、ぜひ公共施設にふさわしい設備の充実と申しますか、そういったことを検討していただきたいと思います。

現在、標準備品として座布団だとか、机だとか、いすとか、そういったものや、扇風

機、掃除機、暖房機等とか、いろいろと設置をされているということは、認識するところではございますけれども、やはり時代にあった利用の価値というんでしょうか、市民のコミュニケーションを図る施設として、そこで生きがいと潤いのある市民の皆さんの活動、また地域の拠点にふさわしいような、そういった施設づくりの充実と申しましょうか、そういったものを図っていただきたいと思います。特に南部地域は、ここ２年ぐらいの間に下水道の供用開始に伴って、開設をされるんではないかと期待をするところでございますけれども、さらに新しくできた地区センターはとても設備もいいですし、時代にマッチしたものを建てていくわけですから、同じ日野市内で、新旧の格差のないような取り扱いと申しましょうか、そういうふうなことをぜひ検討していただいて、改造を図っていただきたいと思います。

それから市民会館のトレーニングルームの設置でございますけれども、泳ぎが上手なというか、水泳ができる人はあの25メーターを直線で泳いでいきますので、大変慣れてきますと単調に感ずるわけなんです。そしてちょっと休んだときなんかに、そのかわりとして、婦人の健康増進のために気軽に利用できるような、そういった設備が、トレーニングルームまでも行かなくとも、一つでもよいですから、前向きに設置できるような方向で検討していただければと思います。簡易的なものですと、大体二，三万くらいの費用でできるようでございますので、いろいろと部長さんの御答弁いただいた中では、理解をするところでございますけれども、やはり要望でございますので、お含みしていただいて、御検討お願いしたいと思います。

それから判この簡略化でございますけど、生活環境部のことに関しましては、理解をいたしますけれども、ちょっと一つ教えていただきたいんですが、市民会館とか、各種体育施設の利用の際は、今現在簡略化されているでしょうかどうか。その点をちょっと再質問という形でお聞きしたいと思います。

それから耳の不自由な人のために、電光表示板の設置ということに関しましては、丁寧な応対をカウンターでやっていただいているようでございますので、その点は理解をいたしますので、また一部自治体、特部なんかは、３区くらいとか、多摩地区では２市が設置をされているようでございますので、参考にされまして、また必要であれば設置の方向でということで、御検討お願いいたします。１点だけ再質問させていただきます。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　市民会館の件でございます。これは私の方の所轄でございまして、先ほど申し上げましたとおり、確かに今現在は判を頂戴する形になってお

ります。先ほどの答弁に見られるように、改良できるところはしておりますので、その辺の――現在としてはアンバランスと言いましょうか、不統一があります。早急にこれについては、見直しをして検討していきたい、そのように考えておるところでございます。御理解のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは申請書の関係でございますが、体育館につきましては、申請書に印を押す欄はございますが、印がなくとも署名で足りるようになっております。参考までに公民館につきましては、印の欄もございません。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。

それでは最後でございますけれども、市長さん、今生活環境部長が56館のうち17館で「くみとり式」があると、水洗トイレは70％も完備されて、「くみとり」は30％ですよと。数字的に申しますと、何となくこう70％と30％の比率ということを考えますと、あ、少ないのかなというふうに感ずるんですけど、やはり17館あるということは、公共の施設としての地区センターでありますし、快適で、クリーンなものに改善していただきたいと思いますけれども、その辺の御見解というか、お考えはいかがなものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　改造するのは当然だというふうに感じております。下水道が今、一応整備の普及は進んでおりますから、場所によったら、下水道の供用開始にあわせて、なるべく迅速にやるというふうに努力をしたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　大変失礼ですけれど、もう一点、例えば下水道の供用開始できない地域に関しては、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その方を先に直さなきゃならないだろうと思って、お聞きしております。

○議長（小山良悟君）　市長。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

それでは最後でございますけれども、日野市立地区センター条例の目的の欄でござい

ますけれども、「市民及び市民の各種団体の社会福祉活動を推進し、あわせて文化教養の向上等、諸活動の場として日野市立地区センターを設置し、その管理、及び運営について云々」ということで、目的が定められております。この目的にふさわしい施設の充実を望みまして、質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって12の２、市立地区センターの「くみとり式トイレ」を「水洗トイレ」に改造を（三沢・程久保・第二武蔵野台地区センター等々）の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時57分　休憩

午後３時24分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の１、その後の西平山区画整理事業は住民本位を貫いているかの通告質問者、田原　茂君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（田原　茂君）　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。その後の西平山区画整理事業は住民本位を貫いているかというタイトルでの一般質問でございます。

私は昨年の12月の議会においても、西平山区画整理事業は住民負担を極力軽減し、自然環境との調和のとれたまちづくりを望むとの一般質問をさせていただきました。その中で特に私は住民との十分なる話し合いのもとに、納得と理解に基づく住民本位の区画整理事業をしてもらいたいとの角度から、ある程度細かいところまで突っ込んでお尋ねをし、また強い要望もさせていただきました。さてきょうはそれらの点を踏まえ、その後どのように住民本位の区画整理事業をなさってきたのかを、細かい点は省き、大きい観点から幾つかお尋ねをしたいと思います。

聞くところによりますと、今月の22日から事業決定のための説明会が行われるとのことですが、いよいよ大詰めの段階に来ていることを強く実感するとともに、逆にここで関係住民との対応を誤ると、大変なことになる。せっかくここまで積み上げてきたものが、中断、もしくは事業中止にもなりかねないという、決しておどかすわけではありま

せんが、そのようなことが全くないとは言い切れない。今までの区画整理事業が、うまくいったからといって、これからの区画整理事業がそれと同じようにうまくいくという保証は何もないわけであります。そういう意味で、市側も心して住民本位ということが空念仏にならないよう、もう一度ここでその姿勢を問うということでございます。

さて第１点目にお聞きしたいのは、その後の現状と、今後の予定の中で、住民との話し合いはどのようになさってきたのか。また今後どのように住民本位という姿勢を貫こうとされているのか。具体的にお聞かせいただきたいと思います。

第２点目は、近年にない高い減歩率、28％という、この高い減歩率のために、ほとんどの住民が不信と不満を抱いているといっても過言ではありません。この高い減歩率を下げるために、市側はどのような努力をされたのか、またしようとしているのかどうか。一つの例としては国や都の補助金の増額のための努力はされたのかどうか。

また第３点目に、第２点目とも関連しますが、減歩の30％余りを占める3･3･2号線国道用地ですが、これが今の計画では、都市計画道路3･4･24号線と交わるところの少し手前から東側はいわゆる掘り割りになっており、そのため幅員も一部48メートル道路となっているわけであります。この部分を何とかトンネル方式にできないかどうか。そうすれば、その上を区画街路を走らせることによって、その部分の土地は節約できるとともに、減歩率も下げることができる。また何よりも排気ガス等の公害防止の角度から、さらに景観の保持や、また何よりも掘り割りによる南北の分断を避ける等の意味で二重、三重の大きな効果があると思いますが、この点はどうか。

４点目の最後に、西平山区画整理事業のいわゆる特殊性、特殊事情、すなわち都市計画道路をつくるために、減歩面積の54.8％を住民が提供しなければならないという、今までの区画整理事業とは全く様相を異にしている。このような区画整理事業に対しては、市側は思い切った施策を打ち出すべきであると考えます。一つには現行の減歩率、現行の減歩緩和のやり方を一律に当てはめるのではなく、いかに公共用地を生み出すために、住民側が土地を提供するかの割合でもって、パーセンテージでもって減歩緩和のやり方ができないかどうか。そうすれば不公平さはなくなると思うのですが、この考えは間違っているかどうか。具体的には現行の40坪以下はノー減歩というのを、西平山のような公共用地の確保率が大変高いところについては、50坪や60坪にノー減歩の基準を引き上げてもいいのではないか。いや、そうすべきではないのかと強く思っておりますが、この点はいかがでしょうか。とりあえずこの４点についてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは第１点から順次お答え申し上げていきたいと思います。

西平山の区画整理事業は、今日まで二十数回権利者と話し合い、それから説明会を行っておるわけでございます。そうして昨年の12月に区域と、それから区域内の都市計画道路でございますが、これらを都市計画として決定をいたしております。またその都市計画後の市の対応でございますけれども、市からの説明会というものは、行っておりません。地元の要請等でお話し合いを何回か行っておるところでございます。

それから今日までの作業でございますけれども、今までの説明会等の中で、意見、要望等がございました。こういう内容を変更が可能なものは変更を行いながら、事業計画の案を作成してきたところでございます。先ほど質問者の御指摘のとおり、今月の22日から８日間にわたりまして、この事業計画の説明会を各自治会ごとに行うことになっております。

またこの事業計画の案の説明に対しても、御意見等があろうかと思いますけども、こういうものも十分検討しながら事業計画の中に反映していきたいというふうに思っております。さらに市民の意見をよく聞くということで、臨時街づくり事務所というものを一定の期間、この地区内に設置する考えでございます。

それから２点目の減歩率が高い、国・都の補助金の増額をということでございますけれども、御指摘のとおり、この地区は公共減歩率が確かに高いわけでございます。ところがその公共減歩が高いということは、それだけ補助金等がおのずと多くなります。したがって保留地減歩が極端にこの地区は低くなっております。さらに市の負担金も地元権利者の負担を軽くするということで、前段の都市計画決定にかかわる説明会より、今回の事業計画の説明で増額をいたしております。その結果でございますけれども、ちなみに今までの説明会で減歩率が28％というふうになっておりましたけども、今回は26.9％という形で説明を申し上げる予定でございます。

また国・都の補助金の増額でございますけれども、これには一定のルールがございまして、計算されるものでございます。この中には都市計画道路を、先ほどの御質問者のとおり3･3･2号線ほか５路線ございます。これらの用地費相当分が国及び都の補助金ということになるものでございます。なおこれらの算出につきましては、鑑定評価等をもとにして決定することになっております。

それから３点目でございますけれど、都市計画道路の3･3･2号線でございますけれども、この路線につきましては区画整理事業の中ではこの工事の築造は行わないわけでございます。区画整理でやるのは、用地をあけるだけでございます。そしてこの用地を国に引き渡しまして、国が、建設省がみずからこの工事は施行する、こういう施行区分になっておる道路でございます。したがってこの構造等につきましては、現在建設省とも協議をしておりますけれども、一部が平面で、先ほど言われた、御質問者のとおり約1,000メーターが掘り割り部分という形になるものでございます。

なおこの路線のトンネルとか、そういう問題につきましては、この地区に3･3･2号線バイパス協議会等、いろんなそういう会がございますので、そういうところの要望もございますので、今後建設省と十分協議を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それからトンネルによりまして、その上になれば、その上を道路が、区画街路が使えるじゃないか、こういうことでございますけども、現在のところそのトンネルそのものがまだ協議中でございますので、現時点では何とも言いかねるということでございます。

それから街が分断されるというお話もございました。これは橋等をかけまして、できるだけ一体的な街づくりを行っていきたいというふうに考えております。なおこの環境整備でございますけれども、この40メーターの内容でございますけれども、両側に緩衝地帯という形でおのおの10メーターが計画されておる路線でございます。したがいまして、この環境につきましては十分建設省とも協議をし、周辺の環境の保全に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから４点目のこの地域に特別の措置はということでございますけれども、御承知のとおり日野市はもう早くから小宅地につきましては減歩緩和措置を行っております。130平方メートルを100％の緩和、それで順次330平方メートルまで緩和措置を行っておるわけでございます。これはもう現在完了地区はもちろん、施行中の４地区が同じような形で行っておるわけでございまして、この地区だけ特別の減歩緩和措置を取るということは、ほかとの関連もございますので、現時点ではちょっと難しいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

まず第１点目につきましては、これからのことについては臨時街づくり事務所ですか、そういったものをつくってやっていくということで、住民側の気持ちというものを本当に酌んでいただけるようなそういったものを要望するということでありますけども、今までのことをちょっと反省しますと、若干やはり私は12月の議会でもお話しした、その

ような形で、本当にあの時点でもかなり深い溝が、やはり市と住民との間にあったというふうに私は認識しておるわけですが、それにしてはちょっと市の対応が住民側の声を聞くというか、住民側に本当にひざ詰めで話し合っていくという姿勢としてはかけ離れていたのではないかということを、また強く感じるわけです。そのいい例が実は、平成3年の3月の1日の日に、地元議員を囲む集いということで、第3回目ですか、そういったものをやはり地区センターで開かれたという中で、私も出席をさせていただきましたけれども、やはりその時点でも出席している方々、住民側の方々の意見というのは、やはり市側の旧態依然とした態度の中の、住民不在のまま、都市計画決定がなされたとして、主権在民の民主主義国家で、しかも住民負担のもとに街づくりを進めるとするときに、こんな市の姿勢が許されるのかとの、そのような住民の不満や不信が一気に噴出したかのような会合であったのであります。

12月議会で取り上げ、市にも問題点を指摘し、住民側とひざ詰めでじっくり話し合っていただきたいと、このように要望をしたのが全く生かされていなかったことを、会議に出席をして、思い知らされたわけであります。率直に言って、現時点ではまだまだ住民側とのかなりの隔たりがあるように見受けられます。市側としてもいろいろと御努力はなされていることはわからないではありませんが、しかしながらこの深い溝が依然としてあることも事実ですので、この深い溝をどのようにお考えになっているのか。現時点での深い溝があるということについてのコメントを、できればもう一回ちょっとお聞かせいただければと、それが今後のまた市政にも生きてくるというふうに思いますので、現時点ではその深い溝についてはどういうふうにとらえられているのか。またなお、この溝を埋める一つの方法として、第3者機関みたいなものを設けることも一つの方法ではないかとも思うわけであります。いわゆる学識者、または都市計画の専門家などを中心に、第3者機関を設けて、調整役として機能させられないかどうかということも思いあわせて、再度この点での深い住民側との溝について、その第3者機関というのも含めてどのようにお考えか。そんな観点でもうちょっとこういう点について御説明していただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　住民との現時点でも溝があるんじゃないかということでございますけれども、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、これからは事業計画の決定にかかわる説明会が今月22日から始まるわけでございます。それで8日間が終わりましてから、さらにできるだけ皆さん方の意見を聴取したいということで、地元に

臨時の街づくり事務所をつくって、それである一定の期間、いつでも来て自由に相談できるような方法を取っていきたい。これは例えば役所の勤務時間帯とは別に、夜ある一定の時間まで開設していきたいと、それで事態に対応していきたい。いずれにせよ十分話し合いをし、進めていきたいというふうに考えております。

それから第3者機関でございますけれども、御承知のように区画整理事業は、事業が始まってまいりますと、審議会と、いわゆる地元の代表の権利者が選挙で出てまいります。そういう中で、その審議会の中で、意見を徴したり、または同意事項になったり、そういう形で事業を進めていくものでございますので、今後の事業の進めの中では、そういう方たちと十分話し合いをし、また地元の意見も酌み取っていけるんじゃなかろうかというふうに考えております。以上です。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　大体おっしゃっていることはわかるんですが、冒頭申し上げたように、本当に最終的には住民側がこの事業をするかしないかという選択の余地があるわけですので、本当に今が正念場というふうにも思いますので、どうか本当に空念仏になることなくじっくりと本腰を入れて、住民側との話し合い、理解を得るというそういう努力を、さらに進めていただきたいことを強く要望しておきたいと思います。

第2点目の減歩率を下げるという件でございますが、最終的には26.9％の方向で努力をされたということです。その点については評価をさせていただきたいと思いますけれども、やはり今までの経過を見てみますと、26.9％という話もされましたけれども、やはりこういったものも最初のうちからある程度、私は住民側に示すことができたのではないかということも、ちょっと感じる点があるんです。それは最初のころは概算だったというような話も聞いておりますし、そういった意味で市側としてはそういったような情報は自分で持っているけれども、住民側にそれを全部オープンにしないという悪しき習慣というか、悪弊というか、そういったのがあるような気がいたします。

やはりこのようなものももっと早く住民側との話し合いの中で、この辺ぐらいには最低なるとかいう話をしていただければ、ここまではこじれなかったのではないかなあということも少し感じました。こからも補助金ですか、国や都の補助金の関係につきましても、一応のルールがあるというようなお話ですけども、そういったものも踏まえながらも、やはり市の意欲というか、本当に住民の今問題となっている、この減歩率の問題については、どのようにして解決していくのかというその意欲そのものが、やはり住民側には伝わらないということも大きな要因になっているのではないかというふうに思う

わけです。ですからいろんな形でルールや、または規則とかいろんなものがあったとしても、やはり市としてはできるだけのことをやったと、もう市長を先頭に国や都にも行ったんだと、だけども結果的にはこうでしたぐらいのやはり姿勢というか、住民側に本当に市としても努力しているんだというような意欲、情熱というものをしっかりと示していく中で、住民側の理解も私は得られるのではないかと、そういった意味でまだまだ市の、そういう住民側に対する思い、意欲、情熱というものが足りないのではないかなあということを強く感じますので、その辺のところもしっかりと市長の尻をたたくような勢いでお願いしたいというふうに思います。

第３点目についてなんですが、現状では協議中というようなことでありますけども、協議中ということは、可能性もあるというふうにも受け取れますので、どうかそういった意味での住民側の強い要望も当然あるわけですので、これは先ほど申し上げたように、単なる減歩率云々という話だけでなくして、環境の問題、または分断されてしまうというような不安、そういったもろもろの問題も含んでおりますので、どうかこういった問題については、積極的にという枠を超えて何とかやるんだというような形で、努力をしていただけないかなあということを強く思います。

やはり住民側との話し合いが、ここまでこじれてきているといっても過言でありません。であるならば市側としても、何らかの譲歩はやはり示す必要があるというふうに思うんです。そういう意味では、この市の譲歩を示すには格好の材料を、実はこのトンネルの話だと私は思っているんです。そういった意味では若干の経費を市が負担するような英断を持って、何とかこのトンネル化についても、やっていっていただきたい、このように強く要望というか、させていただきたいと思います。

最後の西平山の特殊事情を考慮してという話もさせていただきました。もちろん万願寺や豊田の南口等が当然行われておりますし、それの関連も当然あることは十分承知はしているわけではございますが、やはりこの西平山という日野のチベット地域とも言われてもきましたし、そういった意味での、ずうっと取り残されてきた地域、その中でもなおかつこのように減歩面積の54％を都市計画道路用地に当てられているというようなことについては、私は何らかの配慮やまたは考慮をする必要があるのではないか。それも決して違法というか、法外な要求をしているのでなくして、やはり根拠にある話をしているわけです、不公平という意味では、この西平山地域について一番高いわけなんです。現在全体の９％の公共用地から、33％の公共用地を生み出さなけりゃならない。つまり住民で負担するわけです。そういったことを考えると、なぜこんなに住民の土地を

拠出して、ましてそれらがほとんど道路になってしまう。国道や都市計画道路になってしまう。何か道路をつくるために区画整理事業をやっているのじゃないかというふうに思われても仕方がないというふうに思うんです。そういった意味では、何らかのきちっとしたルールをもちろん設けながら、私は先ほど申し上げたのは、新たなルールをつくってはどうかということを申し上げているんです。何も即座に西平山について、何かこうお手盛りをしなさいとか、そういうような話をしているのでなくして、ここで新たなルールを設ける必要があるのではないか。今までの、先ほど話がありましたが、130平米から330平米までの、いわゆる減歩緩和の方式、いわゆる130平米というと、大体40坪ですね。40坪以下はノー減歩という、この現状ですね。これについての考え方を、一律この方式を当てはめるのでなくして、そのような公共用地を生み出す率、西平山で言えば、先ほど申し上げたように９％から、33％もふえてしまう。一番高いわけですよ、この万願寺とか、豊田南口に比べても、一番高い。無から有を生じるみたいなですね。そういったものの負担を住民がしているわけですから、それについて何らかの配慮をする意味での新しいルールをここで引く必要もあるのではないかなという考え方での、私の質問でございました。最後、その辺の何か新しいルールづくりみたいのはどうかという観点についてはどうでしょうか。それをお聞きします。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今の関連質問の中で、１、２番、３番でございますけれども、これは今後積極的に、要するに理解を得られるように対応して、地元によく説明をしていきたいというふうに思っております。情熱を持って説明に当たりたいと思います。

それから新しいこのルールの考え方でございますけれども、今日野市がやっております、施行しております地区をご覧になっていただいても、おのおののすべて特殊性があるわけでございます。豊田でまいりますと、駅前というものもございますし、また万願寺でまいりますと処理場というふうな、また同じこの３・３・２号線が通っておるわけでございます。それから高幡についても駅前広場というふうな特殊性があるわけでございます。おのおのこういう特殊性を考慮した形の一つのルールづくりというのも一つの方法かもわかりませんけども、なかなかそこの全体の整合性を図っていくというのは、こういう事業の場合、なかなか難しいんじゃなかろうかというふうに考えておるところでございます。そういうことでひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　同じ質問を市長にお願いしたいと思います。この西平山地域について、何ら考慮する必要はないのかどうか、市長のお考えをどうぞ。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　市施行の区画整理事業がだんだんと進んでまいりまして、いよいよ西平山の地域に区画整理を行わせていただくと、こういう段階に進んでおります。過去いろいろな経過がございましたが、日野市が都市化という社会情勢を受け入れて、そしてなるべく広域にわたって、将来の都市環境、あるいは基盤の整備、そうして市民生活に快適条件をなるべく多く整えるというようなことが、区画整理事業の事業内容にかかわってくると、こういうことでございまして、区域によって減歩率に若干の差があると。そして今日の土地事情の中で、特に減歩率の高いということは、大変苦痛の多いことには違いない。このことは理解をしておるところでありまして、その減歩率を何とか調整することができないかということに主管の部、課といたしましてもいろいろと苦心を払ってまいっております。公共減歩が多い場合、特にこの国道とか、都道が管理者負担金ということで用地費、並びに築造はそれぞれの機関が担当すると、こういうことになるわけでありまして、そのことはとりもなおさず今度は事業そのものの経費を生み出す保留地減歩が縮小されるといいましょうか、その辺の有利性もあるわけでありまして、今御指摘の施行者と、それから権利者方々の説明に必ずしも完全合意ということになり得ていない。こういうことが現実の状況になるわけでありますので、できるだけの説明をわかりよく申し上げて、そして総括的な御納得をいただく、こういうことが大切な手順であることはいうまでもありません。

御指摘の何か新しい工夫をということにつきましても、いろいろなサイドから、あるいは監督官庁当局、また財政負担を受ける側にも、いろいろとこれからできる努力は尽くさなければならない、このように考えております。

トンネルのことにつきまして何か御意見があるとしますならば、その他のことも工夫をしてみたいと、こう考えております。なるべく説明を懇切に行いまして御理解をいただきますとともに、可能な改良策があれば、そのことにつきましても十分配慮、検討をしていかなきゃならない、このように考えております。具体的なことを今はっきり申し上げる手立てを持っておりませんので、なおこれから十分努力をするということで、お答えを受けとめさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　ありがとうございました。

努力されるということですけども、この区画整理事業が始まったときから、恐らくそういったことをおっしゃっているのではないかというふうにも思うのですが、12月議会でも少しお話をさせていただきましたけれども、森田市長が当時居住者同盟会長として戦った平山台区画整理事業は、この種の権利闘争としては、まれに見る住民側の要求をかなり受け入れた画期的な区画整理事業として語り伝えられております。建物の大きさや、部屋数、または家族数などで、例えば家族が１人当たり数％の減歩緩和をしていくとか、そのような結果として100坪以下の既成宅地についてはほとんどノー減歩に等しいというものだったというふうにも伺っております。ちなみに森田市長のところも当時1,200坪ぐらいで、12％ほどの減歩率で済んでいるとも伺ってます。このように当時は古谷方式とも呼ばれ、森田市長を中心とする住民側も満足と納得の行く区画整理事業であったようであります。それもやはり当時の平山台という特殊性、すなわち全体の２分の１を工業団地にするという、その見返りに住民側にかなりの部分で譲歩したというものであります。私はこの西平山の区画整理事業が、この平山台の区画整理事業と二重写しに見えてきて、仕方がありません。

御自分もかつては居住者同盟の会長として戦った、現森田市長の英断を強く望む意味から、最後にもう一度市長のこのような経過を踏まえての、再度決意をお聞かせいただければと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私の過去の業績ということで、個人的なことまで議場でお話になっておるようでありますが、過小宅地の減歩緩和という方式は、全国でも一つの新しい日野方式と言えるものだと思っております。そのような区画整理事業につきましては私もかなり詳しい理論と、それから手法のことについても理解をする能力がありますので、それらにつきましても十分努力を申し上げたい、このようにお答えをしておきます。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　わかりました。

この問題は決して住民エゴや、地域エゴとかいう問題ではなくして、十分なる要求の根拠と、妥当性があるということを申し添えて、かつ事業が頓挫しないためにも、以上述べてきた線に沿って、格段の配慮をしていただきますことを強く、強く要望してこの質問を終わりとさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　　これをもって13の１、その後の西平山区画整理事業は住民本位

を貫いているかの質問を終わります。

一般質問13の２、母子父子家庭にもっと行政の温かい手を！の通告質問者、田原　茂君より取り下げの申し出がありましたので、これの取り下げを認めます。

一般質問13の３、市営葬儀を実施せよの通告質問者、田原　茂君の質問を許します。

○３番（田原　茂君）　　お葬式というと、多少お金がかかっても仕方のないもの、めったにあるわけではないのだから、多少華美になってもやむを得ないなどとよく思いがちであります。ここが業者のねらい目です。言葉は悪いですが、人の弱みにつけ込んでではありませんが、親族や遺族の気が動転して、正常な判断ができないうちに、業者の言いなりになり、すべてが終わった後に、法外な葬式費用を請求されてびっくり仰天するような場合もままあるようであります。

私も市会議員になってから何回となくお葬式に携わりましたが、そのようなケースが結構多いのに驚きました。そこで何か行政的に歯止めはかけられないのかと思ったときに、日野市は昭和53年制定の日野市市民葬儀実施要綱という、このような立派なものがあるのを発見いたしました。市会議員として、このような立派なものがあったのを、今まで知らなかったということを恥じるとともに、逆に意外とこの制度は実は余り知られていなかったのではないかとも思いました。

そこでまず初めにこの昭和53年より始まった市民葬儀の利用状況と現状を、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　御質問にお答えいたします。

今取り上げられました市民葬儀でございますが、これは昭和53年に制定したものでございます。当時第１次オイルショック後の昭和51年ごろから、人生最期の儀式であります葬儀の形式が年々華やかになっていく傾向にありました。しかしながら簡素化ということは口で言えても、またわかっていても、実際に当事者となりますと、かなり割り切れない一面というものがあるというふうに感ずるところでございます。葬儀も年々派手に行われる中で、葬儀費用も高額となりまして、市民の経済負担も大変になっております。

このような状況の中で、葬儀費用の高額につきまして、当時は市民からも多くの苦言が呈された経過もございます。市では市内の実情、また近隣市の実情等を調査いたしまして、葬儀の一般的な形式偏重傾向を改めるために、市内葬儀業者の協力で、年々派手になります葬儀の簡素化を図ろう、市民の方々に対しまして、標準的な葬儀を市民葬儀

と称しまして、それを葬祭業者と協定いたしまして、市民の経済的負担の軽減と、葬儀が形式的、華美に流れるのを押さえ、簡素で心のこもった葬儀を提供するために要綱を定めまして、53年４月１日から市民葬儀のスタートをいたしたものでございました。

日野市民で、市民葬儀の趣旨に賛同される方で、市民葬儀申請のあった方に、市民葬儀利用券に所定の料金を添えて、市民葬儀取り扱い店に申し込んでいただきます。こうした実情の中でスタート当時は11件の利用がありましたが、54年以降現在に至るまで、残念ながら利用実績はゼロでございます。

平成２年４月１日に広報におきまして、広報に掲載、ＰＲをした経過はございますが、今年度は市民葬儀のパンフレットを作成するだけになっております。この機会にあわせて再度ＰＲをしてもらいたいと、そういうふうに感じておるところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　どうもありがとうございました。

なかなか趣旨は立派で、もちろん賛同するわけですが、実際の利用状況が54年当時からほとんど、というかゼロですね。ということについては、ちょっと――なぜなんだろうというふうな単純な疑問がわいてくるわけですが、なぜこの54年以降は利用されていないということについては何か理由というか、分析というか、何か、こういう理由で利用されていなかったというような何かありましたら、お聞かせください。

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　お答えいたします。

理由ということでございますが、まず第一に挙げられますのは、御指摘のとおり宣伝不足ということでございます。この点につきまして大変申しわけないというふうに感じておるところでございます。

第２にはやはり先ほども申し上げましたとおり、多分御利用をいただく側のお考えといいましょうか、やはり死者に対する一つのはなむけと申しましょうか、そういうお気持ちが働く部分もありはしないだろうかというふうに感ずるところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　ここに私も「日野市市民葬儀実施要綱」を持ってまいりました。参考に第１条、目的というところをちょっと読んでみたいと思います。「第１条、この要綱は市民葬儀に関し、必要な事項を定めることにより、葬儀の形式的華美化を抑制し、

市民に対し、標準的で低廉、厳粛かつ丁重な葬儀を提供するとともに、市民の経済的負担を軽減することを目的とする。」このような大変立派なうたい文句があるわけですが、この当時の53年４月１日付の「広報　ひの」にも、市民葬儀スタートと、４月１日から受け付けということで、かなり大々的にアピールはされているようでございます。

このような角度でやられているにもかかわらず、利用されていないという。私が思うにはやはりこの制度そのものが、実に利用されにくい制度でないかなというふうに思いました。それはなぜかと言えば、市が指定業者の協力に期待するしかないという、そのような部分にやはり問題があるのではないか。市から補助金等一切お金は出していませんね。市から補助金を出すということ自体もおかしいわけですけども、それらをあれこれ考えてくると、現在この制度でいくと、一番高い５段式が13万円というふうになってます、ここで改正されて。発足当時は10万だったですけど、今は13万円というふうになっています。参考までに申し上げると、今生活保護の、いわゆる葬祭扶助というものは12万1,480円であります。いわゆる最低限の生活をされている、国で保障している、そのような生活保護受給者の方がもしなくなった場合に、国で保障する、その最低のラインの葬儀費用が12万1,480円ということであります。

このように考えてきますと本当に、この市民葬儀そのものは最低のラインということが言えると思うんですね。業者に言わせるとほとんどもうけはないと、よく言われております。例えば生活保護の受給者がなくなった場合に、葬儀屋に頼む、それはそれでその範囲内でやってくれるんですが、ほとんどもうけはないというふうに、いつも嘆いていました。

このようなもうけのないような仕事を業者が積極的にやってくれるかどうか。私は甚だ疑問と言わざるを得ません。そういう意味でもなかなか利用されてこなかった、そういう意味でも利用されてこなかったのかなあというふうにも、私なりに理解をしています。そこで私は市営葬儀なるものが、市でできないかどうか。またしていただきたいという意味で御提案をさせていただきたいと思います。

具体的には祭壇１式、５段式や３段式といったものをまず市が買いそろえる。それを貸し出しをするということが基本になるというふうにも思います。１式80万円ぐらいで高いものでも５段式は買えるというふうにも聞いております。それを市が低廉な料金で、無料貸し出しというわけにはいかないでしょうから、低廉な料金で、貸し出すというものであります。

実はこの市営葬儀というこのやり方は、お隣の立川市で実際に事業として行われている制度であります。ここにパンフレットがありますので、必要なところをちょっと読んでみたいと思います。業務内容ということで、霊柩車の運行――これも市でやっているんですね。自宅から火葬場、病院等から自宅等の遺体の移送、２番として、祭壇など葬儀用具一式の貸し出し等、これは飾りつけも含むわけであります。また貸し出しをするものとして祭壇一式と霊柩車、アンプ、マイク、提灯、受付机１脚、焼香机１脚と、このようになっています。それで３段式と４段式があるわけですけども、３段式で言いますと、祭壇や霊柩車、柩、柩の付属品、墓地用品、また葬祭付属品、このようなものがこの３段式などに１式当てはめて、ちなみにちょっと料金を見ますと、祭壇が2,500円、立川でやっている貸し出しの料金です。霊柩車1,700円、柩7,107円、柩の付属品が7,620円、墓地用品が3,072円、葬祭の付属品が3,205円、合計で３段式が何と２万5,204円でできるわけです。これは当然飾りつけも市の職員がやるわけですね。ちなみに４段式でいきますと、祭壇が4,500円、３段式の2,500円と比べると、2,000円の違いがあるだけです。４段式も合計で２万7,204円と、大変低廉というか、驚くほどの安い料金で行われているということに、私は非常に驚きました。

先日も実は立川市へ行って、実際に祭壇を見てきました。全く――市の職員も言ってましたけども、どれをとってもひけをとらない。他にも絶対ひけをとりませんということで、胸張って職員も言っておりましたけども、そのように大変立派なものでありました、実際に見て。また利用者も年間で多い年で170件とか、平均で130から140件というような、大変な利用者もあるわけであります。

このような、市でやるということについては、本当に葬儀屋顔負けの事業内容でやっておるんですが、立川のようにここまでやる、ここまで事業をしているというのは恐らく全国でも珍しいのではないかとは思いますけれども、もちろん立川市の歴史的な経過や、市の特殊性もあって、すぐ立川市のまねをしろとは、当然言いませんけれども、一つの大きな参考になると思うし、またぜひ参考にしていただきたいと思うわけであります。そういった意味での日野市の独自の市営葬儀といったものが、何か工夫してできないかどうか。この点について市長のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市長どう考えるかということでございますので、お答えをいたしたいと思います。

厳粛なるべき葬祭、葬儀のことでありますので、なかなか具体的な取り組みということで過去に、一応要綱で一つの基準を定めたことが必ずしも具体的には実施になってな

かったと、こういう反省も今の御指摘の中から受けとめております。

どこの市でも、例えば我が日野市でも農協が葬祭を組合員の方を対象にある程度果たしておられたと、こういう時代もございましたし、社会福祉協議会が何かそういう受け持ちを行っておるということも、自治体によってはあるわけであります。今日の社会情勢の中で、いわゆる業界というのもあるわけでありまして、日野市の場合は、火葬場は直営をし、中の作業は委託をすると、こういう形を取っておりますが、葬儀が果たして具体的にいろいろな葬祭を含めて、用意することが必要であるかどうかということには、ちょっと判断をしかねるものがあります。むしろ既に先般の議会等で御指摘もありました、市営葬祭場、ないしは市営葬祭場に近いものを経営することが、受け入れというよりも制度化することが、その問題も解決する共通の課題ではないかと、このような感じもいたしております。立川市で現にやっている事例もあるということでありますので、十分検討を尽くしてみたいと、こう考えております。

それから市営葬祭場につきましても、一定の考え方を打ち出していきたいと考えております。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　　どうもありがとうございます。

実はこの問題は、先ほど市長もちょっと述べておりましたが、昭和48年当時にも同じ問題提起がされているんですね。そこで森田市長も当時市長でありまして、市長の答弁の中に、先ほどの同じようなことを答弁されておるんですね。それで取り組むに値する問題だというように最後結論づけていらっしゃるんですね。いずれにしてもそういうような問題提起されて、市長も何かしないといかんということで、恐らくこの市民葬儀が、私は53年に制定されたのではないかなというふうに推測をするわけです。そういうふうに考えてまいりますと、この市民葬儀そのものが、今ほとんど有名無実、54年から実績ゼロですから、はっきりいって、もうそろそろ見直しをしてもいいんではないか、ということを強く感じます。ですからこの見直しをするときに、そういった他市の例も見ていただいて、具体的には貸し出し、市の職員が葬儀屋みたいなことをすることは別にしても、貸し出し業務そのものは今国立や、幾つかの市で実際にもう何市も行われているということも私も伺っておりますので。

先ほど市長の話ですと、市営斎場ですか、できたときに何か考えたいというふうに、私はニュアンスをちょっと受け取ったわけですけれども、私はむしろ逆に市営斎場が日野市にはないからこそ、要するに行政の大きな課題であるとともに、大きな市民サービスの低下を実際にこの葬祭事業についてはかなりのマイナスの部分での市民サービスの低下を招いているわけですから、私は逆に市営斎場ができるまでの間について特にこういったものを私はやっていくべきではないかと。それで市営斎場ができて初めてそれが2者両輪の如く、一層の市民サービスの提供をしていくということが、私は本来のあり方ではないのかなということを思うわけです。ちょっと市長の言ったこと、そういうことで私は取ったわけですけども。私はむしろ市営斎場がないからこそ、その間できるまでの間も含めて、今すぐでもこういったものは私は検討してスタートすべきではないかということを申し上げているわけなんですけども。ちょっとかみ合わないわけなんですが、再度市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今具体的に明確なことがお答えしにくい状況でございますので、十分検討し、またよそから方式を教えていただいて、一番喜ばれることを早く行うべきだと、このように感じております。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　　いずれにしても先ほども申し上げているように、日野市には市営斎場がないと、これは市長も何回も述べているように、これが一番大きな一つの日野市の課題なんだということを、従来から市長もおっしゃってきております。であるならば私は一つでも何かできるところから、市民のそういった法外なお葬式の費用を負担しているという実情を直視していただきたい。それはお金持ちが幾ら払おうと、そんなことは全然問題ないわけですが、私は実際に本当にお葬式が終わった後に、明日の生活を、今月の生活をどうしようかという人が実際に何軒も見ております。そういった意味で冒頭お話ししたように、このお葬式なんというものは、本当にどこまでが基準かわからないようなそういうような一つの制度ですので、どうか行政側としても一つの市民のそういった余分な生活の圧迫をするようなそういったものは1日も早く解消していただく意味で、この市営斎場もないということでの負い目を、このような形で実際私は一つ一つ具体的なものから実施に移していただきたい。このことを強く要望してこの質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　　これをもって13の3、市営葬儀を実施せよ！の質問を終わります。

一般質問14の1、各事業推進に向けての行政対応について問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔6番議員　登壇〕

○6番（土方尚功君）　議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

タイトルとしてはただいまもありましたとおり、各事業推進に向けての行政対応について問うということでございます。再三内容については、それぞれどこの分野であってもいいわけなんですけれども、そういうサイドから企画の課長が再三私のところにお見えになっておりますけれども、実はまだあしたあたりやるのかなということで私も予想していたところです。そういう中で企画課長にもまだ決まってないんだというようなお話をしてございますから、内容も回答も対応ができていないというふうにあろうかと思います。ただ総体的な意味のことで、もう十分市長の経験をされている中で、お答えがいただけるというようなことで進めてまいりたいと思います。

今議会でもいろいろ、例えば名古屋議員にして、多摩平支所の廃止の問題でありますとか、また広報の掲載に当たってのいろいろな質問、あるいはまた浅川公会堂の懇談会を経た経過等、いろいろ議題になっておりますから、そこら辺を拾って、市の姿勢ということで、1点の視点を見つけて質問を進めたいと思います。その根本というのはやはり企画調整といいますか、そういったところに重きを置いて話を進めていきたいと思いますけれども、市の行政内部では市長を中心とした庁議といいますか、当然市の方針に基づくようなものについては、部長さんを初めとして集まった中で、市の最高の協議機関というふうにとらえて、これは規則にも載っておりますから、そういった機関と、それから助役以下の部課長会議、こういったことも設けられております。そしてまた近年はそれぞれに検討委員会なり、また物によっては市民参加を得た懇談会という形で行われているわけですから、市民にとって本当に有利な形の、あるいは十分納得のいく行政が進められるということが当然であろうかと思いますけれども、どうも方向が若干違っていたりする部分、それがあるからこそ一般質問やその他行政報告の中で、質問がされるということになろうかと思います。

そんなとこに向けて、まず今回当たりも市長、大分、例えば消防の移転の問題でも、今議会の中では手順等が大切だということはつくづく考えてもいるし、説明会については不十分な点があったと、今後理解に向けて進んでいくんだというようなお答えといいますか、今後に向けてのお話もありました。また新聞報道に向けては適当でなかった、というようなことで、一つ見切り発車といいますか、そういう部分があったというようなことを暗に認めているわけです。

また私の方も本来きょうは、浅川公会堂問題を取り上げていけば、相当の時間が消化

ができるんですけれども、きょう疲れてますし、私も体調が大変すぐれない状況ありますから、このことについては一昨日ですか——別の角度でまた市の責任は追及をしていきたいと思っておりますけれども、市長の要するに繰越明許の報告の中でも、市長は一定の考え方で市民、要するに了解をいただけると思っていたところが、別の意見、要するにいろんな懇談会の中でも意見が出されて、その方針を定めかねているのだ。今後合意なり、若干廃止するかどうか検討をしていきたいという答えが、もう既に出ております。そういう中で、私の方も今後の成り行きを注目をしていくというふうにとらえておきたいと思います。

そういう中で早速の質問でまとめていきたいと思いますけれども、たまたま名古屋議員の質問の前に、日野市行財政の調査検討についての報告書といいますか、最終答申が手元にそれぞれ配られました。この行財政調査会の中で、いろんな角度から行革に取り組むとか、職員の能力といいますか、そういったものをというようなことでいろんな分野にわたってございました。特に私の今回視点として先ほど申し上げたとおり、企画調整部門といいますか、そこら辺のことで、行政改革といいますか、一部今、部分的には総務委員会にもかかっていることがありますけれども、そういった行政組織の再編成といいますか、また職員の能力といいますか、そういったところをとらえた適材適所の主義、こういった部分で、企画部門の強化ということについて市長は——これは企画財政部長ではちょっと荷が重たいかなということもありますので、直接市長にぶつけて、市長の考え方を聞いておきたいと思いますけども、今後企画調整部門の強化というものを図る考え方があるかどうか。若干突っ込んで話をしますと、いろんな行事なり、まあ例として浅川公会堂なり、そういったものを見ても、どうしても市長が一定の方向を出して、それに基づいて、各関連する部課がそれに向けての仕事の調整を図って、対市民に向けて出てくる。こういったことが逆にすれば、みんなの市民要望を企画調整あたりが諮って、そして市長の、こういうことでよろしいでしょうかという最終の決断の中に市民に向けていく。そこの手順がどうも逆だなあという感じをいろんなところで見ます。そういったことからすれば、やはり企画調整部門の分野のメンバーを相当数ふやす。それでないと今のどうも企画の状況を見ていると、どうしても個々の職員、優秀なメンバーがいるわけですけれども、一つ一つの仕事を持っちゃっていて、そういった総合的な意味の企画調整部門が、ややもすると欠けているんじゃないかなあという感じを受けますので、そういった意味での第1点目の質問であります。

それからもう一点は、市長の、その、今も言った若干はそういった部分に入るんです

が、権限の委譲といいますか、そういったところは、事務の決裁規定といいますか、そういったことである程度職員に任されて、それを見ますと、助役なんかもう相当強い権限といいますか、そういったものが諮れるわけですけれども、そういったことでどうも市長のところへ文書がほとんどが流れていって、市長が大変忙しいわけですから、決裁がなかなかもらえないという部分というようなものも聞き及んでいます。そんなことで、本来こういう方針は市長が決める。それ以下の事務的なことは、すべてもう助役以下、部長クラスでどんどん仕事が進んでいくんだ、問題があればそれは最終的には市長が自分で責任を取るから、大いに部課長初め頑張ってほしいというようなことで、積極的に一つは職員の資質の向上、あるいは能力の発揮というようなことで、権限委譲といいますか、そこら辺がもうちょっと強力に図れないかどうか。そんなことが第２点目の質問。

それから市民参加の推進というようなことの部分で３点目に入っていきたいと思いますけれども、やはり市民の意見を聞くということでは、基本の形ではいろいろ出てはきますけれども、やはり事例として大変あれですけども、公会堂問題等にしても、一部の市民の意見だけではちょっと方向が変わってきますから、やはり地域といいますか、そこら辺のもので、意見を取り上げていく機関というものを早い時点でとらえて、そして事業推進に図る、こんなことからそういった方向がもうちょっとできないかなあ。事例とすれば、先ほども土方栄世氏の土地の提供の問題、これが総合福祉施策の展開というようなことで、福祉部長が申しておりましたけれども、老人福祉協議会に利用の関係が出ている。これも考え方によればもう市民福祉ということですから、老人――それの答えからすれば、どうしても老人福祉という一面が中心に出てくるというふうに、私は判断をするわけです。そういった意味で一般市民全体からすれば、もうちょっと輪を広げた、その答申が出てから、またいろいろ検討はされると思いますけれども、ある意味からすれば、老人福祉協議会とは別にまた子供向けの関係ですとか、視点が変わって、婦人なら婦人というような視点で、いろいろな協議会あたりに、そういう同じ問題を投げかける。そして調整を図る。こういったことが一つの推進に向けてはいいんじゃないかなという視点で申し上げるわけです。

病院建設にしてもしかり、それから多摩平の廃止問題にかかわって四丁目の４・３ブロックといいますか、この整備計画についての支所の廃止だけじゃなくて、やはり裏に抱えている問題というのは、そこのところをどういうふうに考えていくのかなあというようなことがあるわけです。ぜひそんなことで、質問が急遽始めたものですからまとまっておりませんけれども、その３点程度で、市長の方からお答えがいただければありがた

いと思いますが、以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。

○市長（森田喜美男君）　御質問の政策決定のシステム、経過等につきまして、庁内の企画体制の強化が必要ではないかと、こういう御質問でございますので、そのとおりということにお答えをしたいと思っております。

企画の――調整ということは、財政全般にも影響しますし、また各組織にもかかわることでありますので、企画財政部が中心になって、そして検討過程におきましては、組織横断的な関係各部署のプロジェクトチームというふうな形の組織を設け、その意見を集約をして一定の方針を定めると、こういうことが本来的な手順でもありますし、またそれを実施しておるわけであります。そのことを――何を優先するか、そういうことも伴っておりますので、時により市長の指導も行うという方式を取っております。質問の御趣旨はそのようにお答えをしておきたいと思っております。

それから議会に何らかの行政報告、あるいは予算の計上、条例の制定、それらについて提案する場合に、とかく初めてのことは何か唐突ではないかということを指摘されるわけでありまして、我々としては決して唐突とは考えない。あるいは議会の提言等に伴って、一定の判断を経て、打ち出すというふうなのが普通でございますけど、その点ちょっと我々も日ごろの情報の伝え方がまだ不十分だということを感じております。

市民参加の手法はなるべく、日常的にいろいろな形で取るべきだというふうに感じております。形式的には懇談会でありますとか、あるいは協議会でありますとか、その一定の原則を定めた中で、委員に委嘱をしてお願いをすると、こういう形も一般的でありますし、またそれをもっと超えた地域に対して、説明会に出る。あるいは広報で市民の意見を聞く、そのような方法もすべて市民参加であろう、このように考えておりますので、より事業を変革、スムースに行うかということが、特に市民の意見を尊重する手順が必要であると、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　それぞれお答えをいただきましてありがとうございます。

すんなり「はい、そうですか」というわけにもいかない部分もあったりなんかするので、それぞれについて、今私の方の考え方なりを申し上げて質問は終わりたいと思いますけれども、政策の展開という中で、庁内の強化ということはそのとおりだというようなことで、いただきました。特に企画を中心に私の意見を申し上げたわけですけれども、職員のやる気といいますか、そういったことからすれば、極端なことを言えば今の部長

さんはすべて企画室といいますか、そういう形で企画調整に当たるぐらいにいっていただいて、これからの若い者をどんどん抜てきをして、庁内の活性化を、そのくらい極論、まあ極論じゃなくて、現実可能なような案でございますので、ぜひ検討を加えていただいて、日野市の発展に尽くしてもらいたい、このように申し上げておきたいと思います。

それから情報の提供ということで、「こうとつ」というような言葉、ちょっと私も理解がしにくくかったのですけれども、いずれにしても情報の伝え方若干というようなことで認めているわけですから、ぜひその方向、市にそのものに情報の伝え方は、それからまた議会側に向けても――我々は野党ですから、最初の段階の政策決定なり何なりは当然協議なんということももうあり得ないことですから、構わないわけですけれども、ぜひ一般的に言う与党側の中で同じことに向けて意見が分かれるなんというようなことがあってはいけないというふうに、まあ外から見る目の中で感じますので、そんな点も含めてぜひ市政、市民の本当によりよい生活の中に向けて全力を尽くしていただきたい。

それから市民参加ということで、今それぞれのプロジェクトなりを云々というようなことで十分今までやられていることについては、承知もしておるところですけれども、今回あたりにしても、委嘱そのものが、浅川公会堂の例にしても、やはり地元といいますか、その建物が建てられる地先といいますか、そういったところすらも当初は考えられていないというようなこと、つまり今回もまだこれから一般質問の最終日に請願の方は上程されますけれども、やはり地域の住民の意見を相当取り入れてほしいというようなことが、そういったことの中で全市的な施設の見直しといいますか、そういったことを図ってほしいというような趣旨で出されているわけですけれども、これはそれぞれの委員会の中に付託をされて、検討はされていくと思います。全くもってうなづけるような請願でありますので、そんなところからすれば、委嘱の仕方の問題、今お話ありましたけれども、より一層これからもそういった幅広い中で検討を加えられて、人選等にも当たっていただきたい、こんなことを強く要望いたします。

きょう先ほど当初に申し上げましたとおり、私の方もちょっと視点の調整がどこどこというようなことでとらえ切ってない、まあ企画課長にも大変御迷惑をおかけをした一般質問のタイトルの出し方だったかなと思いますけれども、今までの一般質問の中で、ある程度私の考え方は御理解いただけたと思いますし、市長も柔軟な対応の中で今後市政を展開されるというふうに認識をいたしまして、この一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって14の１、各事業推進に向けての行政対応について

問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時45分　散会

6月18日　火曜日　（第6日）

平成3年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第14号）

6月18日　火曜日　（第6日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

平成3年6月18日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時10分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、20名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問15の1、職員の環境改善を計れの通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔27番議員　登壇〕

○27番（谷　長一君）　それでは質問をします。

職員の環境改善を計れということでございます。世界で一番働く国、経済大国日本ということになりまして、その言われた期間が非常に長くなったわけでございます。国民全体の意識としては、中産階級ということで、みんなそのような気持ちを持って、真の豊かさは何かということもまた考えながら、生活をしているのが現状ではないかと思います。

これはと考えてみますると、余暇時間の不足が、豊かな国民生活実現の妨げになっているのではないかとも言われているわけでございます。人生80年は、時間にいたしますと約70万時間であります。年に2,000時間働いたと仮定しましても、40年間の労働時間というのは8万時間にならないのでございます。

そこで、労働時間以外の時間がこんなにも多いのかということに気がつくわけでございます。現に働いている人にとりましては、そのような実感というのはないというのが当然じゃないかとも考えられます。また人間は、何十年も働き続けることはできないわけでございます。日に三度の食事をとり、7時間から8時間の睡眠時間もまたとらなければならない。生活にはまた1週間のリズム、さらに季節等もあるわけでございます。1週間の勤務時間ということになりますと、休憩時間を除きまして、46時間くらいから50時間前後という範囲内で、どこでも定められているのではないかと考えております。これがタイミングを保った時間であり、また勤務時間の短縮といっところで、このタイミングといった時間を、どのように手直しをしていくかということが、いつも問題になるわけでございます。

市の職員は職務に専念する義務がありますけれども、また免除する規則、規程、その他の要綱等もあるわけです。市の職員の勤務時間、休日等に関する条例に基づきますと、これは目的、勤務時間、勤務を要しない日、正規の勤務時間、休憩時間、休息時間、休日、休暇、公民権の行使、育児の時間、育児の休暇、生理休暇、産前産後の休養、忌引、時間外勤務及び休日勤務、勤務を要しない日の振りかえ等、結婚休暇、それから臨時職

員に対する特例、附則等からなっているわけでございます。この職員の勤務時間、休息時間等に関する規程も、またあるわけでございます。

このようなことを念頭に置きながら、人間はということを、ちょっと振り返って考えなければならないということも、また現実の姿ではないかと思うわけでございます。人間はふと旅をしたくなる。または天気のいいとき、春とか秋、運動場、公園等のそばを通ったり、見たりするとスポーツをしたくなったり、またはウオーキング等もしたくなるということになるわけでございます。特に生理時、または産前産後等のときには、もっと休暇がとれればよいなと思う人も、多くいるのではないかかと、私は考えております。

その時間が自由にとれる、この時間こそ自由な時間であり、また柔軟性を持った時間、いつでも自由にとれる有給休暇等がこれに当たるのではないかと考えております。柔軟性を持った時間が、豊かな生活活動を楽しむ上でも、非常に重要なことは申すまでもございません。働く環境全体がよりよく改善され、好きなときに有給休暇がとれると、豊かさが一段と増し、生きる楽しみが実感として味わえるのではなかろうかと考えているところでございます。

そうなりますと、製造工場等では生産率が低下をし、賃金にも響くかもわかりません。また、サービス業務等につきましては、これを切り抜けることが可能ではないかと考えられます。なぜかと申しますと、サービス等はストックができないために、計画生産等はもちろんできません。勤務時間が定められても、それとは無関係に、市の窓口等に行きますと、時間を過ぎてもサービスのために拘束をされる場合もあり、勤務形態等も変化をしている場合も、見受けられるわけでございます。極端な言い方をしますれば、仕事があるときに働く、という働き方と考えてもよろしいのではないかと考えております。工場就労者等の場合は、やはり従来の働き方が都合がよいというふうになってしまうのではないかと思い、そうなりますと、結果としては従来型がよいということが言われるようになるのではないかと思います。

日野市におきましても、労働者等が非常に不足をしております関係上、外国の方が３人、４人、５人しまして、町を歩いているわけです。それで、その方のお勤めになっている工場等へ行きまして伺ってみますると、技術研修と称して縫製工場等で外国人が就業している姿も見られるわけでございます。これらを見ますると、非常に人手不足が深刻であるということも、わかるわけでございます。

そうなると、人手不足が深刻になるにつれ、今度は関心は出生率というふうに高まっていく。急速に出生率に対する関心が高まるというのも、現実の姿ではないかと思うわ

けでございます。６月、発表されました厚生省の標準出生率を見ますと、1.48人になっているわけでございます。この数字の動き次第では、今後常に労働力不足に苦しむことになる。そうなりますと社会全体の活力は低下をする、そのようなおそれも出てくるのではないかと、推測されるわけでございます。

出生率の過去を見ますと、1947年には4.54人だったのが、その数値はその後一貫して減少を続けており、1989年には1.57人まで低下したわけでございます。また、この子供人口、1950年には15歳未満の子供人口は総人口の35.4％であったのが、1991年４月１日現在の調査では、その２分の１に近い17.9％まで落ち込んでしまったと言われておるわけでございます。

現在、このような状態で、これからの先行きを推測しまると、今後すぐ上昇に転ずる見込みはほとんどないといってもよいのではないかと言われておるわけでございます。通常、人口を維持するにはどうしても出生率は2.1人を維持することが必要だと、厚生省の発表ではそのようになっているわけでございます。このままの状態でいきますと、現在の東京都の出生率は1.24人でございます。そうなると、もうそのレベルまで低下するというような、極端な数値を唱えている人も、現在あるわけでございます。

そのような状況下におきまして、労働力というのを考えてみまするると、労働力が不足するのは当然とも言えるわけでございます。そのようになりますと、社会全体の活力、それから活気等がなくなるわけです。そういっても過言ではないと言われるわけでございます。

21世紀の半ばには、３人に１人が65歳以上の老人というような高齢化社会が訪れるということに、厚生省の発表等を見るとなっております。21世紀の初頭には、そうなりますと、経済成長率も、現在４％等を保っているのが、１％台に落ち込んでしまうということも言われ、社会は活力を失い、停滞するというふうに分析されているわけでございます。高齢化社会が進みますと、国民の負担率もさらに高くなり、平成２年度では、国民所得の中で税金と保険の占める割合が、国民所得の40.4％、まあ40％、スウェーデン等を見まするると、これは1989年の数値でございますけれども、スウェーデンでは77.1％ということであり、過去から推計して、それを追って見ますと、年々増加の傾向にあるということになり、さらにまた高くなるということも言えるわけでございます。

このような中におきまして、将来の若者の勤労意欲というのも、これまた考えなければならないことは、当然でございます。そのようになりますと、若者の勤労意欲をそぐということにもなりかねない、そのようなことも国でも考えたのでしょう。政府として

もこの出生率の低下を憂えまして、その対策ということで、育児休業制度がこの前、できたわけでございます。

これは従来、企業の裁量に任されておりました休業制度を、従業員31人以上の企業は来年の４月から実施するようになるわけです。30人以下の企業の場合は、準備期間ということで、平成７年３月までに整備をするというふうに義務づけられているわけでございます。ただし、この法律には、そのようにしなくとも罰則はないというような、非常に甘いものでありますけれども、自治体等におきましても、率先これを実行しなければならないのではないかと、私は考えております。

また、具体的にこれを申しますと、１歳未満の子供を持つ男女が育児休業を申し出た場合は拒否すること、だめだということは言えなくなるわけでございます。日本の状態とよく似ているスウェーデンの場合は、子供数の少ない場合、これでは政府としても、国策としてもっと子供を生んでいただかなければならないというようなことから、子供が８歳になるまでそのような期間が与えられる。これは権利として国民に、特に与えられているわけです。それで育児休業法に基づきまして、自由に休暇がとれるようになっております。そこで1975年には両親休業法というのが実施されまして、出生率が上がってきたというふうに発表されております。この休業期間の見直しを進めれば、日本でもかなりの効果が発揮されるはずというふうに、厚生省では分析をしているようでございます。

また、よく皆さんも御存じのように、児童手当等も改正をなされたわけでございます。さらに今度は、平成４年１月から子供の支給対象もまた加わりまして、１子、２子、３子までということに引き上げられるわけでございます。このような中におきまして、子供を産めというような厚生省の声がかかっておりましても、やはり現在の女性は、子供を産む環境にないということが言えるわけでございます。

なぜかと申しますると、財産があるとかお金があるとか、ないとか、そういうある、ないの問題じゃなくて、子供を産めば、子供がどのように成長するかということはわからないわけです。問題を親がつくるわけです。そのような子供は、だれでも産みたくないと思うのです。やはり冒険が必要だということになるわけですから。自分さえよければ、次の世代なんというのは、考える人は少ないのじゃないかと思うのです。がしかし、それはまた危険だという半面もあるわけで、ブレーキをかけなければならないということも、考えられるわけです。

そういう中におきまして、どう申しましても高齢化というのが、待ったがかからない

で高齢化社会へ進行してしまう。そうなりますと、今度どうなるかということになりますと、何日か前の新聞にも出ておりましたけれども、高齢化社会への進行の中で重要度を増した介護対策について、幅広く検討を進めている労働省の特別プロジェクトチームがありまして、勤労者の家族などの介護のために休暇をとる権利を保障する介護休業法を新たに制定する構想を柱として、まとめて出したということでございます。

これは勤労者の家族が病気のような場合には、その介護に対処していくためには、仕事と介護が両立できるような条件整備が必要だということが指摘され、具体的には一般企業等でも介護休業制度の導入を求めるということになるわけでございます。

このような中におきまして、現在の市の職員、また自治体を見まするとますます人手不足も出てくるだろう。さらには一般企業等においても人手不足が今でも深刻でございますから、さらにその度を増すということは、確実になるわけでございます。

このようなことを前置きといたしまして、私は質問の本題ということになりますと、平成４年４月、育児休業法が施行されるようになる。それで業務はもちろんのこと、窓口業務等で市民サービスの低下を来さないかということが第１点でございます。その次は、職員が不足をして過酷労働にならないかというのが第２点でございます。それから産前産後、これは16週の休暇があるわけです。多産児の場合は20週の休暇が与えられているわけなんですけれども、この16週の休暇を20週にできないかということでございます。

それから育児のためにやむを得ない場合、これは育児休業、または育児休暇の後、１歳を過ぎた幼児を抱えていらっしゃる両親の方が病気等の場合、その看護のために自由に休暇をとることができないか。それも１年に休暇が20日間ありますけれども、その20日間を超過するとかしないとかを理由にしないで、有給でとれる。そうしないと、生活に多く影響を来すわけですので、そのあたりも考慮に入れて御答弁を願えれば幸いと思います。

このようなことで、以上の４点につきまして、質問をいたします。

○議長（小山良悟君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

具体的なお答えの前に、国の法律、それから市の制度につきまして、若干触れさせていただきます。育児休業等に関する法律でございますが、ただいまお話にもございましたように、平成４年４月１日から施行されることになっております。

この法律の目的でございますけれども、子供の養育する労働者の雇用の継続を促進し、

もって労働者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的として制定されたものでございます。

日野市の育児休業制度でございますけれども、昭和51年４月から、この関係法でございます義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律、この法律が整備をされました。日野市では、この法律に基づく一定の職種は教員、保母、看護婦でございます。51年からはこの３職種につきまして適用してきたのでございますけれども、昭和62年には日野市の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を改正いたしまして、全職種の女子職員にこの育児休業制度を適用したわけでございます。新たに施行されました育児休業等に関する法律は、男女の区別がありませんので、法の施行までには市の条例の整備を図っていきたいと考えております。

具体的なお答えでございますけれども、第１点目は市民サービスの低下の問題、第２点目はこの休暇等をとる上での、残る職員の労働強化の問題でございます。この休暇につきましては、いわゆる臨時職員で現在、対応をしておりまして、窓口あるいは市の一般業務についてのサービスの低下はないように努力をしているということでございます。したがって、２番目の職員が不足する中で、このような制度の運用で労働強化につながるというような憂いを御心配されているわけでございますけれども、これは臨時職員の対応の中で、解消を図っているということでございます。

それから第３点目の産前産後の休暇、16週を20週に増加をする問題でございます。この件につきましては、民間の状況でありますとか、他市の状況等を参考にいたしまして、今後十分検討し、取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから最後に、育児のため、やむを得ず看護休暇をとる場合の件でございます。これは休暇のとり方としてごく短期間、１ないし数日とる場合と、それから長期にわたって看護を要し休暇をとるということがあるわけでございます。

まず１ないし数日の看護につきましては、年次有給休暇を活用をしていただいているということでございます。長期にわたる件でございますけれども、この件につきましては、市の制度としては、看護欠勤に関する取扱要領というものを制定いたしまして、これはお子様だけではございませんで、例えば１親等の親族及び同居の２親等の親族、これらの方が負傷または疾病したために常時介護を必要としたときに取得をするというようなことでございます。この制度をもちまして、長期には対応してもらっているということでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　　今の答弁に対してちょっとお伺いしたいのですけれども、これにつきましては、第１点については51年４月から、育児休業法に基づいて一定の職種、これは３職種に適用している。その後、全職員に適用するようになり、育児休業法が実施されるまでに、市は条例でこれを整備するということでございます。

さらに２点につきましては、職員が不足しまして、過酷な労働にならないかということにつきましては、労働強化等にはならないようにし、これには臨時職員をもって対応し、市民サービスの低下は来さないようにするということでございます。

それから現在は、産前産後は条例によりますと16週でございますけれども、20週にせよということなんです。これは民間とか他市等を参考にして取り組むということでございますが、やはりこれらにつきましては、参考にして取り組むということも結構ですけれども、日野市が先鞭を切ってもやるというような姿勢を示していただきたいということを、私は特に申し上げておきます。

それから育児休業のためにやむを得ない場合に、これは病気看護でございますけれども、そのときには自由休暇を与えてもよいではないかということでございますが、現在はどのような形で処理されているかということになりますと、取扱要領に基づいて処理されているということでございますので、これはやむを得ないと思います。

３点目の、産前産後16週の休暇を20週、これはいわゆる多胎児の場合は20週なんです。ですから多胎児並みに私は休暇をあげてもいいのではないかというふうに考えるわけです。そのあたりにつきまして、市長の考えをお伺いいたします。また市長に対しましては、全体の中からも、所感等がありましたら、ひとつ答弁をお願いできれば参考になると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　国の経済政策あるいは基本的人権を守る労働法規の立場から、ゆとりの時代と言われる時代に向かって、労働行政のあり方に変化が求められてくる。その背景に、人口問題とかがあるだろうというふうに推測はできるわけでありますが、これまで経済成長を遂げたその期間は、海外の労働行政に対する先進国から見る見方ということも、一つの背景になったと言えると思うわけでありますが、働き過ぎであるというふうにみずからわかったか、あるいは外国から指摘されたか、そのあたりも時代の変化が見られるわけでありまして、この育児休業等に関する法律、いわゆる育児休業法を一つのきっかけとして、労働行政あるいは個人の人権がかなり前進するということに

なろうと思っております。

ただ、行政の立場、あるいは生産企業でも同様かもしれませんが、労働、勤務の状況に依存する部分が非常に大きいわけでありますから、何か国が週休２日制に対してとっているような、つまり人をふやすな、金は使うな、サービスは落とすなというふうな原理がそのまま適用できるはずがないというべきだろうと思っております。みんなが社会責任の立場で就業をし、そしてみんなの就業の成果が一つの国の経済なり、あるいは将来の人口構造によい影響をもたらす、そういう共同の連帯責任の立場があろうと思いますから、就業の自由ということも、憲法の保障する基本的人権の一つでもありますし、また勤労する義務もあるわけでありますから、国民皆勤労と言いますか、国民みんなが働いて、そしてみんながその成果を分かち合うということではないかと思っております。

日ごろ感じますのは、確かにわれわれの自治体行政の立場から言いますと、最低、最少の経費で最大の効果を上げよということにはなるわけでありますけれども、人の生活を保障する人件費でありますとか、あるいはサービスに必要なる人員でありますとか、こういうことを余りけちるという言葉は適当でないかもしれませんが、堂々とそれに見合う制度、基準を設けて、そしてお互いが責任を分かちながら、またお互いが思いやりの社会の中で共存する、これで将来の社会像を描いていいのではないか、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　特に私はサービスという点につきましては、この間もちょうど法務省の入管へ行ったのです。そうしましたら、いかに人が多いかということなんです。それでも人が足りないのだというわけなんです。これはなぜかと申しますと、外国人を相手にしておる関係上、どうしても日本のイメージをダウンさせたくないというので、人間尊重、いわゆる人権を尊重するのだ。それと同時にサービスの向上を図らなければいけないというので、随分職員がいるわけなんです。

やはり日野市の窓口等におきましても、これは業務もそうですけれども、人間を尊重するということは人権の尊重でございますので、さらにサービスの尊重につながるわけですから、それらの点をよく心に秘めまして、しっかりと職員は奉仕の精神を発揮して、自治体のために貢献しなければいけないのではないか。これでこそ職務に専念する市の職員であるということが言えるわけではないでしょうか。

とにかく、今の時代というのは、多くの人がぐずぐずしているわけです。なかなか本音を吐かないわけです。これは国でもそうなんです。この前もある雑誌を読みましたら、

理念で国を当てにするなというようなことも言われているわけです。特に首相が東南アジアを訪問したときの言葉や何かを見ると、なるほどなと、私も思った次第であります。

そのようなことを申し上げまして、この一般質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって15の１、職員の環境改善を計れの質問を終わります。

一般質問15の２、農業を環境保全に役立たせよの通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

○27番（谷　長一君）　人が生活するには、昔から水、それから草を追って生活をしていたわけでございます。何となれば、水、草等の周辺には、また中には、食べ物があるからでございます。動植物の自然界における生態系は、すべて水からの恩恵を受けているものであります。ですから、恩恵を受けないものはないわけでございます。水は人間の生命の生存、日常生活、農業の生産、工業生産等に欠かすことができないものでありましょう。自然環境保全こそ、人の心を豊かに潤いを持たせ、心をさらになごませてくれるすばらしい場所でもあります。また水は、降雨と蒸発の循環の繰り返しであります。緑はということになりますと、特に森林は人工による再生、これは植林等で行われているわけでございます。

今日の社会生活は、非常に複雑多岐にわたってしまい、生活や生産の場で多くの化学薬品が使われるわけでございます。その結果、生活汚水、産業排水が川に入って、水質汚濁の原因ともなっており、水の自然浄化能力はもう機能を失ってしまっておるということは、よくわかっておることと思います。

また大気中の、空気の中には廃棄物である窒素酸化物や二酸化硫化物等がまじりまして、大気が汚染されてしまっている。これが水と結合し、溶解しまして、雨となって大地に降りそそぎ、酸性雨となり、土壌が酸性化をし、重大な影響を与え、植物や農作物等を枯渇させてしまう場合もあるわけでございます。

このような悪環境の中にも緑地、特に農地の保全も、これは都市計画の中におきましても図らなければならないということになり、当然そうなりますと都市農業政策というのに対しまして、何らかの手を打たなければいけないというふうになるのではないかと考えております。

これらに関しましては、都市緑地の保全のためには公有地の促進とか、さらに土地についてはいろいろな手だてがなされているわけでございます。税の徴収の猶予制度、それから税制上の適切なる措置もとられているわけでございます。またさらに、都市農業

については長期営農継続農地は、来年度にはもう廃止されてしまうということです。また宅地化すべき農地については、宅地並み課税が実施され、宅地供給の促進を図るということになるわけでございます。そのような中において、やはり都市農業、都市農地の果たす役割も、また見落としてはいけないのではないかと考えているわけです。

特に都市近郊の農地から生産される生鮮野菜の供給、または防災のための空地の確保、環境保全等、非常に重要な多くの役割を果たすわけでございます。さらにこれを長期的にまた展望してみますと、これらの農地、農業を維持していく上には後継者の育成、継続を図らなければいけない。また土地利用制度も、しっかりと整備していかなければならないというふうになるわけでございます。

そこで、私は環境保全機能等を含めて、農地をどのように区画整理並びに開発等に、ちょっと言い方はおかしいかもわかりませんけれども、利用したらよいかを考えるということで、通告しておきました、農業を環境保全に役立たせよという立場に立って、質問するわけでございます。

そのような中で、日野市が出している「清流ニュース」等を見ますると、このような日野市にまちができるのか、さすがだなというような面もいろいろあるわけです。また、快適でゆとりのあるまちづくりとか、緑と清流を生かすまちづくり、このようなものが、皆さんにみんな配布されているわけです。これらを見ると、日野市の将来はまさに太陽と緑、水のすばらしい都市になるのではないかというふうに、私は考えております。

そのようなこともあわせお知らせしまして、この質問に入るわけです。

がしかし、区画整理等におきましては、このようなものができても、目で見たものと、実現して見るとの差というのは、非常に大きいわけです。これはなぜかと申しますと、やはり土地にはその土地に市民が住んでいるわけです。その市民の意向も、これまた非常に、区画整理を強く推進するには生かしていかなければならないというふうになるのは当然でございます。確かに基本構想等はありましても、それはあくまでも大筋であって、細部にわたりましては、市民の声を大切にしなければならないというふうになるのでありまして、非常に広々とした空間等を利用しまして、親水性のある豊かな環境を保全しながら、都市計画を進めていくといっても、なかなか難しいわけです。そのあたりにつきましては、市長初め、担当する部課等の職員の苦労というのは、よくわかるわけでございます。

そのあたりをよく考えまして、これからの都市計画、または開発等に、出されているこれを見ると、本当に緑と水との都市だと言ってもいいように思われるわけです。それ

らを生かして、どのような形でこれから整備されていくのかということでございます。

そこで、これは通告をしておきましたけれども、合理的な土地利用をするために、農業の持つ環境保全ということで水涵養、それから洪水の防止、水質浄化とか土壌の浸食防止、地盤沈下の防止とか、気候の緩和をさせる役目を、農地はしているわけです。それからまた景観の保全、さらに小さいことではあるけれども、生物相保全するということで、昆虫とか小動物、鳥類などの生物資源を保全する作用もしているわけでございますので、ひとつ大きなことでもあり、また小さなことでもあるわけです。これは混交しているわけですけれども、その点に留意しまして、質問に対して答えていただきたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは都市計画サイドの関係で、こういう農地保全をということでございますので、その点についてお答え申し上げます。

御承知のとおり、区画整理事業の目的は、環境の整った住みよいまちをつくるということでございます。したがって区画整理の設計をする上で一番大事なことと言いますと、快適な環境の創出ということにあろうかと思います。

区画整理設計の中で、直接または間接的に環境保全に対応している設計の項目、これは皆さん方も御承知のとおりの公園の設置であり、また緑地の保全、水路の整理、雨水、汚水管の設置である。さらに農地保全のための特別の街区の設置をしていくということが挙げられると思います。

そこで農地の保全でございますけれども、特にこういう区画整理をする上では、そういうものをできるだけ農地を保全する意味から、換地設計の中でこれらの対応をすることによって、なお環境保全のための農地が長く保存されるのではなかろうか、こういう考え方で区画整理等を行っているということでございます。

なお、開発行為等に対しての考え方でございますけれども、基本的には開発行為は現在のところ規模が小さいものでございますので、なかなかこういう具体的な対応というのは非常に難しいわけでございますけれども、その精神そのものは十分生かした形で指導しているというのが実態でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　この区画整理の件につきましては、環境の整った住みよいまちをつくるのだ、快適な住みよいまちがいわゆる決定基準になるわけであり、公共用地とか緑地、水辺とか下水等、さらには加えまして農地の保全、特別街区等もつくるという

ことであり、非常によいことではないかと思うわけです。

それでなぜこのようなことを申しますかと言いますと、緑と清流を生かすまちづくりで、このようなことが非常に適切に配置されているわけでございます。特にこれから、日野市では学校給食もやっているわけです。そうしますと、給食というのは確かに幾分かは有機質も使ってあるし、または低農薬ということではあるけれども、ただいま部長が申されました農地の保全等のために特別街区をつくるのだ、私はまさに、この特別街区が適切に配置されることが一番よいのではないかと思うのです。

なぜかと申しますと、やはりこれは有機農産物だ、また無農薬だと言ったって、無農薬であったり有機だけでなかなかできるものではないわけです。表示は確かに無農薬であるかもわかりませんけれども、前にたくさん農薬を使った畑であれば、一体どうなるかということになるわけでございます。

そうなると、やはり街区の中に農地があって、皆さんが見ているところでつくるのだ、その中でつくられた無農薬の野菜だとか、有機農産物だということになれば、表示も何も要らないわけです。正真正銘です。うちのわきで、朝ごはんを食べながら、昼寝をして目がさめたら何をしている、夕方までよくやっているなと、あ、こういうものを使っているのだということが、全部手にとるようにわかるのです。それですから、そのようなものが定義がどうこうだとか、あいまいだとかいうようなことは関係ないわけです。そのようなまちをつくれば、私はトラブルなんというのは起きないと思うのです。

それらを考えまして、やはり消費者の信頼を確保する意味でも、そのような都市計画の中に農地保全というのも取り入れてもらってやるということが、非常に大切ではないかということを特に申し上げまして、質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって15の２、農業を環境保全に役立たせよの質問を終わります。

一般質問16の１、訪問看護のいっそうの充実についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　通告に従いまして、一般質問を行います。

訪問看護のいっそうの充実というテーマで質問を行うわけでありますが、昭和54年、1979年だったと思うのですが、７月１日から日野市の訪問看護制度がスタートいたしました。

スタート以来、日野市の訪問看護制度の内容が極めてレベルの高いものであるという

評価などが、いろいろと私どもの耳にも入ってきていたわけでございます。東京都や厚生省の関係者も、日野市の訪問看護制度はなかなかすばらしいという旨の評価をされているという話も、伺ったわけでございます。

この訪問看護制度に携わりました、市の職員であります清水サヤ子さんが、臥床老人訪問看護の詩歌という歌をつくりまして、たしか議員にも配布されたものでございますので、皆様よく御承知のことと思います。

この中に、「金よりも心の看護を望むという臥床老人の言葉身にしむ」という歌であるとか、「５年ぶりに入浴かないし老人の、さわやかなほほに涙光れり。」さらに「再訪問請う、老人のいざり来て、涙ぐみわれの手を握りしむ」という歌などをつくっておられ、訪問看護に従事する職員の気持ちと、臥床老人の気持ちをいいあらわした歌でございます。私もこの歌を再び読み返させていただきまして、本当に臥床老人にとって、訪問看護が救いの光を見るような思いではなかったかと思うわけでございます。

訪問看護を行っている中で、当の老人はもちろん、家族の方々もこの訪問看護を本当に心の底から喜び、そしてこの次また来ていただきたい、こういう気持ちをあらわすものがございます。

例えばある家族の方はこういうふうにおっしゃっているそうであります。「ただ訪れてくださるだけでもうれしい。つまらない老人の昔の思い出話を、あくびをしないでほほえんで聞いてくださることは、何よりもいたわりになり、老人の心はなごみます。お世話をかける老人に、このように温かい心をお寄せくださること、感謝しています。」そしてまた、こういう感想を述べておられる方もおられます。

「毎日、悲しいことが多いのでノイローゼ気味になり、家の中が明るくなるような心づかいで、訪問看護を受けることによって雰囲気も変わり、このころでは何とか母の世話を続けることができるようになりました。大変なお仕事ですが、これからも老人とその家族の心の灯になっていただきたく、お願いします」というお話であります。

私はこういうものを今、読み返しいたしまして、老人の寝たきりを抱える家庭の苦労は、一体どの程度軽減されてきているのだろうかということを、思わずにはいられなかったのであります。

日野市の訪問看護制度が発足してより、もう10年以上経過してまいってきております。この間、福祉部から生活環境部に担当が変わりました。私は職員の皆さん、発足当初から今日に至るまで、同じようにこの事業に取り組んでこられたことと思います。そして発足当初、かなり評価を受けました日野の訪問看護制度が、より内容を充実させながら、

今日まで引き継がれているものと考えております。

その訪問看護は一体どういう内容であったのでありましょうか。内容を示す詳しい資料はなかなか見つからなかったのでありますけれども、先ほど歌を引用させていただきました保健婦の清水サヤ子さんがおっしゃっていることがございますので、その中から推察していきたいと思います。

当時、65歳以上の在宅寝たきり老人150名おられたそうでありますけれども、これらの人々を対象に、その実態の調査を行いました。150名のうち46.7％の方が５年から20年の間、天井の一点を見つめながら、硬直し切った体をただ横たえ、寝ておられたことがわかり、寝たきりの老人はもちろんのこと、この方々を介護されている家族の方々の苦労を思うと、胸が痛みました、こういうふうに述べておられます。

そして訪問看護事業のその一つが、社会福祉資源の活用ということで、例えば入浴サービスの利用であるとか、ショートスティの利用を積極的に家族に勧めるということなどがあったそうであります。

これは今日では当たり前のようになっておりますけれども、この訪問看護事業が発足した当初、一口に入浴サービスといっても、なかなかそれは大変なことだったというわけであります。家にお風呂があるのに、わざわざ外に行ってお風呂に入ることはないし、嫁のやる仕事だ。変な車が来ると世間体が悪い、こういうような話をされて、なかなか率直に応じてもらえなかったということ。１年がかりでようやく説得をして、入浴サービスを受けたら、涙を流して喜んでくれたというようなことなどがあったそうであります。

二つ目は、貸しおむつの委託制度が同時に発足いたしましたが、この貸しおむつの利用が家族の方、患者にも大変喜ばれた。床ずれ、じょくそう患者も減少してきたということが報告されているわけであります。

三つ目は、寝たきり老人に対しての心の看護を目指したということでございます。老人の安全、自立、安楽、健側の現状維持に努め、主治医の指示のもとで看護指導を行ってきたというわけであります。

先ほど最初に清水さんがつくられた歌を引用した際にも、金ではないのだ、心の看護をお願いしたいとおっしゃられた歌がございましたが、まさにこうした心の看護を目指した訪問看護事業の内容が、語られているわけであります。

こうして事業が進められてまいってきていたわけでありますけれども、細かい訪問看護の指導は、主治医などの指示に基づいてもっと細かく、たくさんあることだろうと思

います。過去から現在、引き継がれておりますこの事業の中で、私はどういう内容で今日行われているかということを、伺っていきたいと思います。

まず質問の第１点、訪問看護の現状と寝たきり老人などを抱えます市民、住民の実態はどういうふうになっているか、その掌握状況を教えていただきたいと思います。

二つ目は、日野市の人口の高齢化というものが、この議会でもいろいろと論議されております。既に老人人口、ことしは８％を超えたと言われておりますが、このもとで今後の訪問看護の展望をどういうふうにお考えになっておられるのか、伺っておきたいと思います。

３点目であります。訪問看護が福祉部から生活環境部に所管が変わった。老健法との関係もあるようでありますけれども、このもとで訪問看護事業の内容に変化があるのかどうか。最初にこの３点を伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　３点について、お答え申し上げたいと思います。

まず訪問看護の現状でございますが、発言者のお話のとおり、54年から訪問看護を実施しております。58年度、老人保健法が発足いたしまして、現在に至っておるわけでございますが、年間の該当者を申し上げれば、平成元年度で210名、平成２年度で228名となっております。月２回から３回の訪問を実施しておるところでございますが、これを３月末日現在の１カ月の数ということで、ちょっと掘り下げた見方をいたしてみますると、これは既に事務報告に載っている数値ではございますが、元年度におきます対象者、40歳から64歳の方は対象者８名ございまして、そのうち実施人員としては７名に及びまして、年間訪問回数142回、それから65歳以上の方については164人の対象者に対しまして、実施が88名、訪問回数にいたしまして1,470回に及ぶものでございました。

２年度におきましては、それぞれ40歳から64歳にかけては対象者４名、実施も４名でございまして、回数としては84回、65歳以上につきましては、対象者161に対しまして84人に実施いたしまして、1,313回に及ぶ訪問をいたしておるものでございます。

こういう中で、対象者並びに御家庭の変化と言いましょうか、このようなことが出ております。

まず第１点としましては、床ずれがなくなった。これは指導申し上げる中で、そういったことが大変少なくなったということでございます。

それから第２点といたしましては、とかく訪問看護を申し上げておる御家庭では、入院させたがると言いましょうか、入院させてしまうというような、かつて傾向が強かっ

たわけでございますが、訪問看護を実施する中で、だんだんに御理解を得まして、入院するとかえって歩けなくなってしまうのだというようなことがおわかりいただけまして、いわば家庭での看護がいかに大事か、重要かということを、私どもの方でも御指導申し上げますが、皆さん方の御理解をちょうだいいたしまして、その点の御理解が深まった。それが今、お話のありましたような実績か、というふうに思うところでございます。

ちなみに、訪問看護の内容でございますが、先ほど申し上げたとおり、月に２回ないし３回の訪問を実施しておりますが、その際には看護婦と保健婦が派遣されております。その看護の内容としては、大きく６点ございます。

療養に関する指導が、まず第１点ございます。これは栄養あるいは運動、生活指導などを行うという内容のものでございます。

第２点といたしまして、家庭看護等の御指導ということで、これは清潔保持あるいは床ずれ予防、体位の交換といったような事柄を内容としております。

第３点としては、家庭における機能訓練の指導でございますが、日常の動作等、専門家が指導申し上げる、こういうことでございます。

第４点としては、家庭の御支援ということで、介護者の健康管理、また患者と家族の調整といったようなことをいたしておるところでございます。

第５点目の、諸制度活用方法の指導といたしましては、入浴サービス、ディケア、訪問ヘルパー、看護婦、それから車いす、障害判定等、行っておるところでございます。

第６点としましては、主治医から指示されました事項といたしましての投薬処置、あるいは急変時の対応というようなことをいたしておるのでございます。

それから第２点目の高齢化ということでございますが、当市でも老齢人口が８％を超えました。今後ますますこれはふえる傾向にあるわけでございまして、ますます訪問看護が増加することは、言うまでもなく考えられるわけでございます。その増加に対応できるシステムを考えなければなりませんし、それには行政、保護者がしっかりした認識に立つ必要があろうというふうに考えます。内容、あり方、また職員体制等、十分今後検討してまいりたい、そういうふうに考えておるところでございます。

次に、この制度が福祉部から生活環境部に移ってどのように変わったかということでございますが、内容的には先ほど御紹介申し上げたようなことで、従前から行われていたところでございます。特に変わったと申し上げるならば、福祉部にあった時代は65歳以上の方を対象としておりましたが、生活環境部に移りまして、老人保健法に基づきまして、40歳以上が該当になったということが変わった点でございます。

昭和60年度から健康課で実施いたしましたが、専門職員の増加等によりまして、申請者に対しましては、新しく初回訪問をして、内容の充実を図ってきてはおるという実情でございます。

以上、雑駁ですが御答弁申し上げます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　１点目、２点目、３点目、説明がございましたが、先ほど部長の説明の１点目で、対象者の人数なんですが、事務報告書によりますと、ちょっと数字が違うのです。元年度210人を対象に行っていたという説明があったと思うのですが、事務報告書によりますと172名という数字になっているのです。保健事業概要というのが、元年度は179名ということで、これもまた事務報告書とも違うのですが、どういう点で三つともばらばらな数字になっているのか、ちょっとわからないのです。多少の違いはあったとしても、先ほどの説明の210名というのは、ちょっと私どもが見ている資料とは違うので、統計をとる範囲をもっと広げたのかどうか、その辺の違いをひとつお伺いしておきたいと思うのです。

それから事業を始めました54年度の資料によりますと、在宅寝たきり老人、いわゆる訪問看護の対象になりました老人が165人おられるのです。元年の対象は、保健事業の報告によると179名、事務報告によりますと172名なんです。このうち40歳から64歳までの方が８名おられますから、それを引きますと164名が65歳以上のお年寄りを対象にした事業だということになっているのです。

昭和54年当時と今日の対象になっている老人が同じ数字だというのは、私はどういうふうに解釈したらいいのかということを、ちょっと今、疑問に思っているわけです。よく解釈すれば、この10年以上の訪問看護制度によって寝たきりの方がふえない、お年寄りの方は総体的にふえても、しかし寝たきりのお年寄りはふやさないでこういう数字にとどめておく努力の結果と見るべきものなのか、それとも対象はもっといるけれども、市の方の体制がないために、このくらいが限度なんだということの数字なのか、私はこの点はやはり伺っておかなければいけないのではないかと思いますので、説明をいただきたいと思います。

それから看護の内容でありますけれども、６点くらいに要約されて、発足当初から現在まで続いているということで、これも大体わかりました。特に床ずれがなくなったというのは、患者本人はもちろんでありますけれども、家族にとっては大変なことのようです。これをなくする指導や、あるいは主治医の指示に基づいて必要な処置をするとい

うことなどの努力の結果、じょくそうがなくなる、これも訪問看護の大きな一つの成果ではないかと思うのです。

それからすぐ入院ということを考えがちなんですけれども、必ずしも入院がいいとは限らない。むしろ入院すると、すぐ歩けなくなってしまう。自宅で療養も兼ねた訪問看護の指導によって、何とか自分で体を動かすという努力も含めて、家族の介護などもあって、安定した生活が送れるということがあるということですから、これはまた大変な、一つの訪問看護の私は効果ではないかと、思うわけであります。

２点目、３点目は、大体わかりましたが、１点目の先ほどの私の疑問について、説明をしていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　御説明申し上げます。

先ほど元年度の210名、それから２年度の228名というのは、年間におきます該当者数でございまして、事務報告に計上されております数値は、３月末日現在１カ月の数ということでの数値でございまして、絞る範囲が相違しているところからの数値の違いでございます。

それから昭和54年度の対象者数165に対しまして、元年度の数値がこの事務報告によると172ということでございますが、その辺での対象者のふえがないじゃないかということでございますが、これはその間、減じた数等ございます。また新たに出てきた数値がございます。そういうようなことで、差し引き結果としての数値でございまして、その数値で抑えて事業を営んでいるということではございません。結果としてこの数値になっている、そのように御理解いただけたら幸いでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　一つは、事務報告書にも３月の数字ですよという説明はないのですね。年間の数値として記載されているわけですから、私どもはそういうふうに見るわけですよ。

それから生活環境部健康課で出しております保健事業概要等も、やはり年間の数値として出ているわけです。３月、訪問看護を行った数字でありますよという説明でもあれば別なんですが、やはりそういうことは、説明する数値と事務報告その他で報告される数値が違うというのは、ちょっとおかしいのじゃないかと思うので、前もって説明をしていただきたいと思うのです。対象者がふえるなり、あるいは事業が拡大されているということであれば、それはそれでよろしいのですから、素人の私どもが見て、わかるようにしておいていただきたいと思います。

それから昭和54年度の数値と元年度の数値がほぼ一致しているではないかということについての説明ですけれども、ふえた人もいるでしょうし、それは減った人もいるのですよ、当然ね。結果としてこういう数字になっていると言われても、ちょっとわからないのですが、もしそうだとすれば、私は訪問看護の事業が、日野市の寝たきり老人をつくらないという目標に沿って、非常に大きな役割を果たしているということじゃないかと思うのです。

昭和54年当時の老人の人口、6,982名おられたのです。これが元年度１万1,772人、4,990人、お年寄りの方、ふえているのですよ。1.7倍の老人人口があるにもかかわらず、寝たきりを対象とする老人の数というのはふえない、これが事業の大きな成果というふうに見たい気持ちもあるのですけれども、果たしてそうかということを、私は伺っているわけなんです。

事業のこうした成果を、私どもはこの十数年来、担当者初め市側の大きな努力がこうしたものをつくっていることにもなると思うわけでありますけれども、今の説明だけではちょっとまだよくわからない点がございますので、これは私ども、まだまだ研究したいと思いますけれども、部長もふえて減って、差し引き結果としてこういう数字なんだということだけじゃなくて、やはりふえない、その努力がこういう形になってあらわれているという、その中身を説明をされれば、私どもはなお納得できるということにもなるわけであります。

今後なお一層、その辺のところの分析を行っていただきたいと思います。

さて、こういう経過をたどりまして、大きな役割を果たしております日野市の訪問看護制度でありますが、私はこの制度にもう一つ、ある事業を加えるならば、もっと効果を上げることができるのではないかというふうに考えておるわけであります。

そこで今日の老人、いわゆる高齢者と言われる人たちの生活の実態はどういうふうになっているかという調査報告書がございますので、それに沿って二、三明らかにしてみたいと思います。

昨年の10月に日野市が行いました、日野市高齢者生活調査報告書というのがございまして、一般高齢者、一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者の生活調査が行われたわけであります。

森田市長もこの調査に寄せて、次のように述べております。御協力くださった方々に感謝を申し上げ、また生きた資料として、福祉関係の皆さんに活用と助言をお願いして、

ごあいさつといたしますと言っているのです。この資料は、今後の福祉関係の皆さんに活用と助言をお願いしたい、こういうふうに市長は申しております。大いにこの調査の結果を活用していただきたいということを、私も願っているものであります。

そしてこの内容を拝見させていただきますと、実にさまざまな今日のお年寄りの置かれている実態が浮き彫りにされているということが、わかるわけであります。一般高齢者、一人暮らし高齢者を対象にした調査の中で、今後望む重点施策ということで、幾つかの設問がございますが、この中で老人保健医療の充実というのが、一番高い割合を占めているのです。一般高齢者で78.9%、一人暮らし高齢者で61.3%の人が、この保健医療の充実を望んでいるということがわかってまいりました。

次に、寝たきり高齢者を抱える家族の方々に対する調査がございますが、最も苦労した時期という設問がございまして、寝たきりを抱えた家族がどういうときに一番苦労されたかという設問であります。これは患者が退院をされた直後と答えた人が28.8%、寝たきりになった直後というのが、これもやはり28.8%を占めているのです。後は寝たきりになって1カ月くらいとか、あるいは3カ月くらいとかというのは大体2.9%、5.9%等々、大体そのくらいの数字になっているのです。ですから家族が一番苦労されるのは退院をされた直後であり、寝たきりになった直後だというわけです。これは容易に私たち理解できるわけでありまして、家族の中にそうした患者が出てくるということになれば、患者に対する看護なども、いろいろととまどうことなどもあるわけですから、一番やはり苦労されるということに、こうした回答の数値が示しているものと思います。

寝たきり高齢者に対する今後の重点施策の要望という項目では、これも老人病院の建設と、訪問医療の充実を望む声が41.1%で、最も高い割合を示しております。介護者への健康対策というのが38%ですから、これに次いでいるわけでありますけれども、寝たきりの患者も、介護をされる家族やその他、いろいろ気を使っていることがおわかりだと思うわけであります。

総じて、高齢者の方々が今後に望むことは老人保健医療の充実であり、老人病院の建設、訪問医療の充実を願っているということが、こうした調査で、同じような傾向として出ているということが伺えたわけであります。

私はこの調査の中で一つだけ残念だなと思ったことがございます。それは調査の対象とされた寝たきりの高齢者の方で、6カ月未満の寝たきりの方は対象になっていないという点なんです。6カ月以上の老人を対象にされておられますけれども、6カ月未満の寝たきりの高齢者を、調査の対象にされなかったというのが、私はこの調査の一つの欠

点と申しますか、手を抜いた部分ではなかったかと思います。なかなか掌握しにくいという点などもありますから、これは難しい問題でもあるかもしれませんけれども、老人福祉手当を受給されている人たちを対象にされた調査だということですから、どうしても6カ月未満の寝たきりの方々を抜かしてしまったということになったのではないかと思います。

これは後で述べますように、さまざまな社会的な制度の適用が、寝たきりの場合、まだ6カ月以上を対象にしているということで、6カ月未満の方がその適用を受けない、こういう問題が残っている点にも結びつくものでもあると思います。これは福祉部などでも、今後十分検討していただく課題ではないかと思っております。

さて、この報告書に基づきまして、お年寄りの方々が訪問医療——医療ということに非常に強い希望を持っているということが伺えたと、私は考えたわけであります。そしてこの医療をどういうふうにして訪問看護制度の中に取り入れていくかということを、いろいろと私も関係者に話を伺うなりしてまいりました。

確かに現行の訪問看護制度も、先ほど部長から説明がありましたように、患者に対する主治医の指示に基づいていろいろ看護の手当をする、指導をするということが行われておりますが、往診が行われているかどうかということになりますと、またこれは別なのではないかと思うのです。訪問医療というのは、要するに往診のことですから、往診がちゃんと行われているかどうかということになってくると思うのです。

この往診を取り入れた訪問看護制度というものができ上がるならば、私はもっともっと多くの市民の要望にこたえることができるし、患者自身の要望にも、私は的確にこたえることができる、このように思うわけでございます。

既に訪問看護、往診を実施されている病院は、東京でも幾つかございます。そう数は多くないそうであります。全国的にも、病院のうち大体4.1%前後を実施している程度にとどまっているそうでありますから、全体から見ると、往診というのはなかなか難しいようであります。

そこで次に伺っておきたいのでありますけれども、一般的に見てで結構なんですが、現在、医師の往診というのは、日野市内の場合どの程度行われているのか。市立病院が行っていないというのは、私は前から聞いております。しかし開業医などもたくさんおられるわけでありますから、それらを含めて、一般的で結構ですが、医師の往診というのはどの程度行われているのか、伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　往診、一般的にということでございます。大変申しわけございません。私、把握してございませんので、お時間をちょうだいしたいと思っています。

○議長（小山良悟君）　　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　　なかなか往診は大変なようであります。私も実は、正確には把握はしておりません。通告にはちゃんと書いておいたのですけれども、なかなか調査がまだ行き届かなかったのかもしれません。今後ひとつ、ぜひ調査なり研究をしていただきたいと思います。

私の知り得る範囲内の医師やあるいは病院など伺った際、往診を行っている医師もございましたし、またそうでない場合もございました。全体的にどの程度の数字になるのか、正確にはわかりませんが、日本全体でも病院は大体４％前後の往診を行っている程度でありますから、これはそうしたものから推測すると、ほとんど行えない状況にあるのではないかと考えております。

私は、こうしたもとでぜひ日野市で訪問看護の中に往診、いわゆる在宅医療というものを取り入れたものにするということが、私はこれからの日野市の高齢者に対する希望にこたえる、一つの重要な医療の施策だと考えているわけであります。もちろんこれは市の職員が行うことはできません。医師の協力がなければ、できないわけであります。そこで、日野の医師会などとの協議が当然、これから求められると思うわけであります。

それでは在宅医療の必要性、往診の必要性はどういう点に意義があるのでありましょうか。

きのう、我が党議員団の竹ノ上議員が、特養老人ホームの建設問題に関連いたしまして、人はだれでも産まれたところで死にたいという希望を持っているということを言っておりました。アンケート調査を行いますと、大体90％以上そう答えたということでありますが、これは一般的には、そう願っておられる方々が多いと思います。医師もそのように述べておりまして、医師のお書きになった論文などを拝見いたしますと、こうしたことが人間の一生を終える一つの理想の形だと述べておられる方もおられます。またそれを希望する家族、本人はもちろん家族も、それを多く望んでいる。しかしさまざまな条件のもとで、それがなかなかかなえられないために、病院で亡くなられる方もおられるでしょう。特養老人ホームに入られる方もおられるでありましょう。あるいは不慮の事故で死亡する方もおられるわけであります。

人間の尊厳を保ちつつ、静かに一生を終えるという、このだれもが持っている希望を

かなえるためにも、行政がこれからの課題として在宅医療の問題を取り上げることが重要だと思うわけであります。

在宅医療には、次のようなことがあるそうでございます。一つは、患者が在宅医療を希望するということがなければなりません。二つ目には、患者を見る家族や介護人、これもいないとできませんし、また長続きしないということがあります。三つ目には、在宅医療を支持する、あるいはそれを支援する医療チームが必要だということであります。医師と看護婦、この三つがそろわなければ、在宅医療は成り立たないということは、私も十二分にうなづけるわけであります。

しかしこれも、じゃあボランテア的で、医師や看護婦の努力だけで行えるかというと、そうはいかないでありましょう。経済的な保障がきちっと成り立ってこそ初めて、それも成り立つということになるわけであります。そして在宅医療を支えるには、医療だけではなくて、現行行われているような福祉との組み合わせによって、それが初めて維持、継続されるということになっていくわけであります。住宅の改良なども必要でありましょう。介護機器、入浴サービス、ヘルパーのサービス、福祉手当、ディケアサービスやショートスティなど、在宅福祉に必要なサービスをきっちりと保障してこそ、この在宅医療が成り立つというものであります。

医師の方にいろいろと伺ったことによりますと、いわゆる訪問の診察、往診には診療報酬はもちろんありますけれども、しかし不採算になる場合が多いそうでありまして、現在の診療報酬点数だけでは、なかなか十二分な態勢をとることができないということでございました。

福祉のことを今、私は触れましたので、先ほどの調査結果に基づきまして触れた点で、市長を初め担当部においてもぜひ考えていただきたいことを、申し上げておきたいと思います。

それは寝たきりのお年寄りをつくらない、高齢者をつくらないというのが大きな保健医療の目標になっているわけでありますが、現行の老人福祉手当の支給基準が、寝たきり６カ月以上ということになっているわけであります。しかし実際の調査を行いますと、退院した直後であるとか、寝たきりの直後１カ月くらいの間が一番家族の方々が苦労される時期でもあります。そういうときに、福祉の手当を受けられないというのは、私は大きな矛盾ではないかと思うのです。本当に患者やその家族のことを考えるならば、寝たきりの直後、あるいはその前後にこそ福祉の手を差し延べて、経済的にもあるいは人的にも保障されることによって、寝たきりの高齢者をつくらないように手当てをするこ

とができるかもしれないし、最も苦労される家族の方々も大きな手助けになるのではないかと思いますので、今後、諸制度のこの寝たきり６カ月という基準を３カ月に短縮するとか、あるいは１カ月でもいいと思うのです。寝たきりの直後から、医師の診断に基づいて、それらの諸手当を対象にするということが必要ではないかと思います。これは後で、市長にも御答弁いただきたいと思います。

さて、こうして在宅医療の成り立つ条件というものがあるというふうにも考えているわけでありますが、それでは訪問看護でどんな内容のことを行うのでありましょうか。実際、往診を行っております病院で、詳しく私もそれらの事情を拝見させていただいたり、お話を伺う機会もございました。

先ほど訪問看護で部長が説明した、日野市の現行の訪問看護の内容を６点にまとめられました。これはすべて入っているものでございます。重複するかもしれませんが、簡単にその内容を申し上げてみたいと思います。

一つは、快適に療養できるような日常生活を援助するということがございます。それは食事、排泄、あるいは保清、介護用品の紹介等々も含めた日常生活を援助する。二つ目は、患者の一般状態の管理。血圧、脈拍の測定を行い、必要によっては心電図、そして顔色を伺い、顔つき、食欲はあるかどうか、こういう患者の状態を見る、そして管理する。

３点目に介護の相談や介護を指導するというものがございます。これは現在、日野市でも行われていることであります。４点目は、人間関係をいろいろ調整する、あるいは患者と家族の間でもいろいろトラブルが起きることが多いわけでありますが、この調整なども相談に乗る。５点目は、先ほどよりお話がありますように、床ずれ等の治癒、あるいは手当て、こうしたことの相談、あるいは実際、治癒の行為を行うということです。

６点目は社会資源の活用、これは主に福祉に関係することでありますけれども、いろいろな手当てを適用させるとか、あるいは入浴サービス、貸しおむつ等々を適用させる。あるいはショートスティ、ミドルスティなどを紹介するということなどがございます。７点目は医療器具の取り扱い。これは患者によっていろいろでありますから、例えば吸引を毎日、患者に適用させなければいけないというようなことがございます。それから経管栄養、管で栄養分を送るというような患者などもいるわけでありますから、こうした取り扱いなどを行うということでございます。さらに入院やあるいは退院の際の援助、その入院の時期などにも、家族の相談に乗るということがあるそうでございます。

そして９点目は、生きがい再発見のための援助を行うことであります。１年中家の中

で、体を動かすこともできない患者にとって、これほど苦痛なことはないでありましょう。車いすやその他の方法で、屋外での活動と言いますか、屋外を楽しむことなどの援助も、家族と一緒に行うということがあるそうでございます。

そして10番目に、補助器具の取り扱い。例えばベッドなども寝たきりじゃなくて、ぐっと起こせるようなベッドなど普及しておりますけれども、それらの使い方、あるいはその時期、患者の状態によって、それができるかどうかということなどの相談にも乗るということや、指導も行うということであります。

そして11番目に、在宅で死を迎えるために、その準備を行う。本人や家族が望めば、人生の終末期を自宅で迎えられるようにして、尊厳を保ちつつ、苦痛なく生を全うさせるということが、在宅医療の内容として考えられるということでございます。

ぜひ参考にしていただきたいと思います。

実は私事でありますけれども、私ももう二十数年前、父親を亡くしておりますが、その父親は３年間、寝たきりの状態になりました。全くの寝たきりが３年間でありますけれども、それ以前の寝たきりに近いような状態、人の介護を受けないと日常生活ができないような状況など含めますと、５年くらいの期間があったわけでございます。

それを見たのはすべて私の母親であり、父親の妻でもあるわけでございますが、一人でその看護を行ってまいりました。私もそういうものを目のあたりに見てまいっておるだけに、この訪問看護の制度については、ことさら関心が、従来から深かったわけでございます。

当時、訪問看護制度などありませんでした。全くの家族の介護に任せられていたわけでありますが、幸いにも近くの開業医が、家族の要請があればいつでも往診に来てくれるという好条件に恵まれていたということであります。私自身も中学生のとき発熱いたしまして、一度往診を受けて、処置をしてもらったという経験があります。自宅でこうした往診や処置を受け、そして健康を回復し、また従来どおり健康な日常生活を送れる、こういう社会こそ、私は今後さまざまな医療活動や福祉活動の一環として重要な位置を占めるのではないかと思います。

広島県の御調町では、この十数年前からいわゆる訪問看護を、医師や保健婦などと一緒にチームをつくりまして、在宅寝たきりの老人を訪問して、いわゆる在宅医療を行ってきた結果、寝たきりの患者が非常に少なくなったという事例が報告されておりますが、1980年当時、56名おりました寝たきりの患者が、1989年、わずか15人に減った、こういう記録もあるのだそうです。

これは医療関係の雑誌に載っているものですから間違いないと思うのですが、やはり手を尽くせば患者も少なくなるという、一つの実例を示しているものと思います。

こういう経過や他市の例、あるいは東京都内でも既に実施されている在宅看護に医療を加えるという、この在宅医療を日野市でもぜひとも実施していただきたいと願っているわけであります。

そこで最後の質問になりますけれども、日野市医師会あるいは市内の病院、開業医等を含めて、それらとの協議が成り立った上で、往診のできる医療をぜひ実施していただきたいということで、市側の考えを伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

他市におきましても、医師の在宅医療ということを実施しているところがございます。医師会にいたしますと、なかなか予防接種等、多繁な面がありますようですが、大変これは、おっしゃられるとおり大事なことでございますので、十分研究いたして、医師会とも話を詰めまして、今後この方向で課題を検討してみたい、そのように考えるところでございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　医師会も予防接種などがありますし、学校医等のことなどもございまして、なかなかお忙しいことだと思います。がしかし、医師はもともと患者を診るということでは、日野の医師会の皆さん方、先生方、全国の実施されている市の医師に少しも劣らないお気持ちを持っておられることと思います。

足立区では訪問看護事業実施の要綱をつくりまして、区と医師会の委託関係を結んで、この訪問医療を経済的に保障するという制度をつくっております。もう十数年来、続いている制度でございます。市長に、これまでの私の提案、質問を含めまして、今後の考えを伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の訪問看護事業、確かにもう十数年前、保健所の指導によって、また幸いに清水さんという有能な保健婦さんが日野市の職員にあったというようなことと両々相まちまして、比較的早い時期に一般的な保健指導行政の一環として出発したというふうに記憶をしております。

したがいまして、十数名のチームで、かなり内容のいい仕事をし、該当の方には喜ばれ、また一つの新しい方式を各自治体に提供した、こういう効果があったと思っており

ます。そして、今日のような高齢化社会を意識をして、その先導的役割を持つくらいの意気込みと、結果的にはそうなっておるわけでありますが、なかなか当時はまだそこまでの意識は、今日の高齢化社会に対する意識は、低かったように思っております。

そして今、現実に高齢化社会のいろいろな課題として、厚生省が打ち出しております福祉推進10カ年戦略と言いますか、いわゆるマンパワーが高齢化社会には極めて数多く必要である、その中にホームヘルパーが全国で10万人くらい必要である。日野市に換算してみますと、１億2,000万に10万というふうに単純計算をしてみますと、日野市の場合は130名から150名くらい必要だということが、数字の上で計算されるわけであります。これはホームヘルパーという形であります。

なお、訪問看護というのは看護婦資格を持つ、あるいは保健婦の資格を持つ人たちがチームをつくって、一定の在宅看護の、家庭に対する指導をしたということに意味があったと聞いております。当事者に対しましての看護サービスももちろんでありますが、家族に対して、寝たきりの方の処遇の仕方、取り扱い方、看護の仕方、これらを指導したということでありまして、その考え方は、今日も極めて意味があるということであります。

今後、対応といたしましては、それらの能力をより量的にも増やさなければなりませんし、質的にも充実をさせていくというところに、具体的な取り組みを進めていかなければならない、こういうふうに受けとめております。その有資格の看護婦さん、保健婦さんがなかなか得がたい、求めがたい、これは一般にそういう状況でございます。それを補う手段として、ホームヘルパーということが考えられる。そのホームヘルパーは、まだその処遇、資格について必ずしも決定段階にいっていない、将来、福祉士とか、そういう名称がつくられるようであります。

そういうことを我々もいろいろな情報で受けとめながら、取り組むべき基本姿勢をつくっていかなければなりませんし、また既に求めに応じて発足をしております福祉事業団の在宅ケア事業であります。これらもなかなかまだ制度的に完成し得ていないわけでありまして、いわゆる労働行政によりますところの人材派遣法にかかわってまいりますので、会員制という仕組みの一定の約束事の中で運用をしていく、こういうことを進めております。そのこともかなり日野市内で有効に役立っておるというふうにはなっておりますが、まだまだ量的に不足であります。また、質的にも十分研修をしてもらって、一定の活動基準、ケアの基準を設ける、これらにつきましてもまだ不十分であります。

御指摘のとおり、また在宅医療ということも、これは我が国古来の医療の姿でありま

して、開業医さんは訪問をして、往診をして、それがほとんどの仕事であった時代もあるわけでありますが、今日は診療所、あるいは病院指向ということになりまして、往診をしない病院や医者もあるやに聞くわけであります。制度としてはあるわけですから、求めて拒否するということは、できないことではないかというふうにも、その辺、調査をしてみたいと思っております。

在宅医療、それから在宅看護、また在宅ケア、こういう３段階の方式によって、高齢化社会の現実の対応が医療、保健の面で極めて大切であるということは言うまでもありません。また、その先頭になるべき一般的に老人病院、いわゆる老人保健施設でありますが、これらにつきましても現実の課題として、自治体自身公設をしていく、設けていく、こういうことが必要になってくると思っておりますので、それらの要素も含めて、老人福祉総合体系、これらの完成を図っていきたい、このように考えております。

現実的にはまだまだ不十分な点が多々あるわけでありますが、寝たきりということは、看護、介護がよろしければかなり予防できるようでありますから、寝たきりをゼロという一つの課題を掲げて、そのような集中的な制度、あるいは配置、能力の充実等にこれから努めていきたいと考えます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ことしの４月16日付の朝日新聞によりますと、長野県の長野市でホームヘルパーの採用のことを伝えておりますが、長野市では103人のホームヘルパーがおりまして、近く121人にふえるということでございます。これらの人たちは公務員並みの給与を保障された常勤の市社会福祉協議会の職員だということを、伝えております。これは人材確保の一つの例として報道をしたのだろうと思いますが、私どもこうしたものをこれからも研究する必要があるのじゃないかと考えております。

市長がおっしゃるように、訪問看護には福祉と医療、この二つが結びついたものでもあるわけでありますから、この両面をしっかりととらえておかなければならないわけでございます。医療の面からだけ追求するということもまた、片手落ちになるわけでございますが、そうかといって、福祉の面だけでもなかなかまだ手が届かない。やはり医療の面からもいろいろと追求するということが必要ではないかと思います。

それから私は、今回、在宅医療という点で問題を取り上げているわけでございまして、特養老人ホームであるとか、その他中間施設等々の必要性を軽視しているわけではございません。これもまた重要な課題でもあり、現在、市が進めております２番目の特養老人ホームの建設なども大いに力を入れていかなければならない、このように考えている

わけでございます。

そして医療の面の一層の充実を願って、より内容のある訪問看護制度というものがますます発展できますように、私も願っているわけでございます。市長がおっしゃいますように、寝たきりの市民をゼロにするという、こうした高い目標を持って、各分野からの取り組みというものが重要だと考えているわけでございます。

提案の最後につけ加えておきたいのですが、これまで申し上げましたように、医療と同じように、訪問看護の歯科も同じような考えで、やはり実施の検討課題にすべきではないかと思います。

杉並区では既に訪問看護の歯科を実施して、数年になるということでございます。これも実施要綱で行われているわけでありますが、区内の歯科医師会との協議が成り立ちまして、訪問歯科も実施されている例などもございます。こうした他市の、あるいは他区の例なども大いに参考にいたしまして、今後研究していただきたいと思います。

この質問に当たりまして、私は幸い足立区内の病院であるとか、杉並の区役所の担当者、市内の病院や診療所、医師、在宅の患者、家族、障害者の家族、市の職員や健康課、福祉事業団、市政図書室の関係者のいろいろと御協力や御教示をいただきまして、今回の一般質問を行わせていただきました。最後、これらの方々にお礼を申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　これをもって16の１、訪問看護のいっそうの充実についての質問を終わります。

一般質問16の２、市立第三小学校通学路の安全対策について――新町二丁目から日野台にむかう道路（第三小学校東側）――の通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　第三小学校の通学路にも指定されております幹線市道２－50号線というのがございます。この市道は起点が新町三丁目１－１番地先で、終点が新町二丁目15－11番地先ということで、720ミリ程度の市道であります。幅員が広いところで6.5メーター、狭いところで3.2メーターしかないのです。

私がこの質問でぜひとも建設部で取り組んでいただきたいのは、ちょうど中央高速道路真下に当たるところから南の方向、第三小学校に向かう区間の中がガードレールを打っている箇所がございます。深い側溝があるのです。片足入ると、ちょっとけがをするのじゃないかと思うくらい深い側溝があるために、ガードレールでガードしているのだろうと思うのです。幸い、最近事故がない箇所でもありますから、それはそれでよかったのですが、いかんせん、狭いのですね、この箇所は。乗用車が２台すれ違いますと、歩

行者が歩けない状況で、歩行者は乗用車が走り去るまで待って、そして自分の目的の方向に進む、こういう箇所であります。

なぜこういう箇所がこれまでこんなままに放置されているのだろうと、私も住民の方々からいろいろお話を伺う中で、実は考えたわけでありますが、これはもう早急に直していただかなければならない箇所ではないかと思いまして、あえて一般質問に取り上げたわけでございます。

要するに、側溝にふたをして、歩行者が通れるようにするというふうにしていただきたいという箇所であります。建設部の考えを伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答えを申し上げます。

今、御質問の場所でございますけれども、ここについては平成元年度に御指摘の部分を含めた整備事業を行うべく努力をしてきたわけでございますが、この区間で一部境界確定ができないところがあるわけでございます。その関係上で、事務がストップをしているという状態になっているわけでございます。

これについては、引き続き境界の確定ができるように、地権者の方々と交渉しているところで、今、現在ございます。これらが解決をすれば、御質問のような危険性についてのことはないように事業を実施していきたいということで、今、努力している段階でございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　第三小学校の通学路に指定されていると思うのですが、教育委員会はどのようにごらんになっているでしょうか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　御指摘のように、三小それから大阪上中学校の通学路に指定されている道路でございまして、この道路は午前７時半から９時まで、スクールゾーンとしても指定されております。今の点、ございまして、建設部にこの件について協力をお願いしてございます。

今、お話がありましたように、境界の確定ということがまだ解決できないので、その方に力を入れてから協力をしてくれるというふうに伺っている段階でございます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　速やかな取り組みができますようにお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって16の２、市立第三小学校通学路の安全対策について――新町二丁目から日野台にむかう道路（第三小学校東側）――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後０時25分　休憩

午後１時47分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日午後、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより一般質問17の１、市内の街づくりの進め方は長期的な展望に立て！の通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔７番議員　登壇〕

○７番（天野輝男君）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

市内の街づくりの進め方は長期的な展望に立て！。森田革新市政６期目、18年間のまちづくりは大きな浮き沈みがあります。先日、我が会派の小川友一議員の質問の中でも、市長より都市計画法に基づく法律の整備の答弁がありました。その内容は、昭和33年２月に日野市と七生村の合併により独自の都市計画区域を定めるに至ったという、その説明でございます。

私は、この時期よりやはり日野市の区画整理都市計画区域の将来像というものを考えるべきであったと思うのでありますが、しかしながら今からでも遅くはない。そしてこれからしっかり目標を定めていくことによって、日野市の将来は開けてくるものであると、確信をしているものであります。

都市計画法の基本理念に沿って、日野市の健全な発展と秩序ある整備を語るためには、まず市民の立場に立って、市民が納得でき、協力していただけるバランスのとれた基盤整備を目指すことが大切になってきます。本来、よい町としてモデルになっている都市を見てまいりますと、土地利用で均衡ある発展を確立し、高齢者社会に向かっての公共の福祉の充実と完成を目指しております。

日野市においても、現在ある日野基本計画の施策の見直しを検討すべきところがあると思うわけであります。特におくれております都市計画道路の促進が急務であります。

今までは日野市は都市計画道路の国道、都道につきましても、消極的な国や都に対する協力でありました。国や東京都では、このおくれを単独事業で事業決定をし、作業を進めていただいております。市民サイドから考えた場合には、国道、都道は車の単なる通過点に過ぎません。そのため、反対者も出ました。そして日野市では日野3・3・4号線、国道の予算がついておるにもかかわらず、住民の反対によって、その予算が他市に回されてしまったという経緯もあるようであります。

特に下水道の基盤整備には欠かせない重要な部分が、都道、国道の一部の中に本管として入ってくるわけであります。私はそういう面からも、地域の住民の皆さんに積極的に話し合いを進めて協力をしていただくということが必要であったと、このように思うわけであります。そして日野市民の良好な都市計画環境を形成するためには、万全な作業が必要であり、その都市計画道路も計画どおりに進めることが必要であったと、このように思うわけであります。

自来、都市計画道路の進捗状況は国道３路線、全長１万3,750メートル中1,970メートルで、整備率は14.3％に過ぎません。都道９路線の全長２万9,260メートル中7,936メートルで、整備率は27.1％であります。市道においても15路線中全長１万7,163メートル中9,942メートルで、整備率は57％になります。27路線合計しますと、６万172メートル中１万9,851メートルの整備率で、整備率は33％に過ぎません。

この中で国道、都道の進捗状況が交通渋滞の原因になっております。日野市で工夫し、努力することによって、交通渋滞の緩和ができると思うのですが、そのためには国や東京都に対しても積極的な協力を要請いたします。

そこで第１番目の質問をさせていただきます。

国道バイパス日野3・3・2号線、万願寺区画整理内の採石工場の移転が、この国道バイパスのかぎを握っているようであります。平成７年度に多摩川に橋がかかります。そうしますと、川崎街道から当然この日野バイパス3・3・2号線につながることになっております。そうしますと、大分交通渋滞が緩和ができると思うわけであります。

そして現在、東京都でこの採石工場と話し合いが進んでおるということを聞いておりますが、そのあたりの現状、現在、把握しているところで結構ですから、教えていただきたいと思います。これが第１点であります。

都道日野3・4・8号線、10号線下から西側の栄町区域の事業計画につき、具体案が出ていたら教えていただきたい。また、都道日野3・4・12号線、甲州街道南側用水より高速道路北までの道路用地確保を、日野市で単独で私はすべきだと思うのでありますが、このあたりで日野市の考え方がありましたら、教えていただきたいと思います。

また、日野市を循環する道路といたしまして、3・4・8号線の延長に高幡踏切がございます。この高幡踏切についても、地域の多くの皆さんから要望があります。いつ開通するのかという要望がありますもので、これはたしか平成４年度より開始すると聞いておりますが、これが実際、工事が始まるかどうか、このあたりを教えていただきたいと思います。

以上、四つですか、これをまずお聞きしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点の説明に入ります前に、今の都市計画道路の状況等、全般的にちょっと申し上げたいと思います。

63年に都で多摩地域の都市計画道路基本計画というものをつくっております。これを受けまして、日野市で都市計画道路基本計画というものもつくっておるわけでございます。これに基づいて、現在、日野市の都市計画道路の進捗を進めておるということでございます。

率については、ただいま議員さんの方から申し上げられたとおりでございますけれども、ちなみに現在、計画路線のほかに事業中を入れますと、日野市内では54.8％というのが、現在事業を着工している部分が入るとこうなるということでございます。

それでは順次、御質問にお答えしていきたいと思います。

まず、日野バイパス、3・3・2号線でございます。ただいまの御質問のとおり、平成７年に川崎街道までの開通をするという形で、現在、進められておるところでございます。

用地につきましては、ただいま質問がございました企業１社が万願寺の区域ではございませんけれども、北川原公園の中に計画の中と、それから処理場の区域、この都市計画3・3・2号線、三方にまたがって一部、あるわけでございます。これは今、移転の交渉中ということで、この地域の中では、残っているのは約280メートルの区間でございますけれども、この企業１社でございます。

それから万願寺の地区の中につきましては、区画整理の中で公共管理者負担金という形で行っておりますので、現在、用地のあいているのは93％という形になっております。それからさらに万願寺の区域から外れまして、川崎街道までの区間でございますけれども、この地区は今のところ用地の確保率が約30％という形になっておるところでございます。

いずれにいたしましても、この地区は平成７年の開通を目指して用地買収が行われて

いるということでございます。

それから3・3・8号線の、ちょっと聞き取れなかったのですけれども、中央線の以西ということでよろしいですか。

○7番（天野輝男君）　はい。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　以西ということでの質問でございますけれども、この地区は今年度から用地の買収に入るということでございます。一応5年までにその用地の買収を完了していきたいということでございます。用地の買収が終わりますと、おのずと工事に着工していくということでございます。

それから3・4・12号線の甲州街道から中央道までの区間の御質問でございます。これは第二万願寺という区画整理の中で対応していくということで、計画をいたしておるところでございます。ことしの5月17日に万願寺の区画整理の事業認可を得て、現在、その進捗に鋭意努めているところでございます。

それから高幡踏切でございます。高幡踏切につきましては、この地区は長年の地元の念願でもございます場所でございます。今年度、東京都において設計をいたす、それから部分的には平成4年から着工していきたいという形で、現在進められておるところでございます。

ちなみにこの踏切箇所でございますけれども、前後約450メートルくらい、この踏切の関係で道路の拡幅が必要なわけでございますけれども、ここの買収の状況でございますが、区画整理等も含めて、約70％の用地の買収率ということになっております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　天野輝男君。

○7番（天野輝男君）　どうもありがとうございました。

ただこの甲州街道バイパスを通過させるためには、今の説明でありますと、1企業がかかっておる、この話し合いについては東京都の方で進めていただいておる、そういう形なわけです。そして甲州街道バイパス部分の区画整理事業から外れている部分、30％、川崎街道までの部分の用地買収をどのような形で今後進めていくか、これは多分国の方でやってくれるという形になっておるようですが、やはり平成7年度の目標に向かって橋をかける、そういう作業の中で、こういう用地買収等がうまくいかなければ、必ず残されてしまう部分があると、私は思うものですからあえてこういう残された部分、30％の部分、特に中央線から西側、栄町部分のこの用地につきましても、ことしは用地買収して、それが平成4年度に解決したら工事に入るということなんですが、ここで一番問

題になるのは、中央線の下をくぐらなければならない。そうしますと両サイドを、それこそ2メートルになるのか3メートルになるのか知りませんけれども、相当深く下にもぐらなければ、ここは私、通れないと思うのです。

その中で、前回もこの問題で質問させていただいた経緯がありますが、この両サイドの上に駐車場が入っていけない状況になってくると、私は思うのです。このあたりもやはり考えていただかなければならないと思うわけです。そういう形の中で、こういう協力がないことには、用地買収も多少問題になってくるのじゃないかなと思いますから、あえてこういうようなことを質問させていただいておるわけであります。

そしてもう1点、高幡不動の踏切に対しても、450メートル中既に今70％終わって、あと30％部分があるわけです。こういう部分の協力をするということが、今まで協力していたかもわかりませんけれども、なお一層協力することによって、日野市の道路網が、都道、国道についても解決してくると、このように思うわけです。

このあたりで、今は国や東京都の方で手を下していただいておりますから、今後もこの道路の用地を買収し、そしてこの道路網を整備するためには、東京都や国の方にもぜひ協力していただきたいと、私はこのように思うのですが、このあたりでもう一度協力していただいて、平成7年度には少なくとも甲州街道のバイパスが川崎街道から国立の方に抜けて、通過できるようにしていただきたいと思いますもので、協力体制をいただけるかどうか、もう一度お聞きしておきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、特に国道それから都道の買収に対しまして、市の協力体制ということでございます。

この都市計画事業につきましては、特に道路関係はそうでございますが、用地の買収が一番重要な課題でございます。そこで、この都市計画道路の買収に当たりましては、当然、東京都はもちろんでございますけれども、国に対しても、市も一体となって、その説明またはそういうことを行っておるところでございます。

特に代替等につきましても、国並びに東京都の方から要請があるものについては、今の市の中で持っておる土地、区画整理区域内の土地とか、こういうものに対して積極的に代替地も出して、協力をいたしておるところでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　天野輝男君。

○7番（天野輝男君）　もう1点。

甲州街道南側用水寄り、この高速道路の下までの道路用地確保については、区画整理

事業内で行うという形だったと思いますが、その区画整理の事業を開始して、そして平成７年度までに実際、間に合うのかどうか、歩道の用地を確保できるのがどうか、このあたり、説明いただけませんか。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　現在、先ほども申し上げましたけれども、第二万願寺の事業認可がここで得られました。そこで、今後はまず６月の21日から第二万願寺についての審議会とか、その事業の実際の着手にかかわる説明会等がもう行われる計画で、今進んでおります。

それで、基本的には事業認可をとりまして、大体２年から前後で換地が決まってくる。換地が決まりますと、おのずとそういう路線をある程度重点的に事業を遂行するために建物の移転等を行うという形でおりますので、できるだけ早い期間にそういう道路ができるような方法で、これから努力していきたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　ぜひそのような形でやっていただきたいわけです。

この立日橋から来るところの3･4･12号線の延長ができますと、高速道路から南側の分については東京都の事業として進めてくださるということを聞いているわけです。そういう面で、これらのものができると、国道日野3･3･2号線が川崎街道から国立の方に向かってつながりますと、大分本町周辺の交通渋滞も緩和できると、このように思うわけです。

ぜひこの第二万願寺区画整理事業の中で、一番初め進めていただかなければならないのは、この用地確保であると私は思いますもので、このあたりを強く要望して、この種の質問は終わらせていただきます。

そして２番目の質問をさせていただきます。栄町神鋼電機の跡地に都営住宅が、現在建設中であります。昭和61年度だったと思いますが、交通対策特別委員会を通して、上屋敷の都道日野3･4･8号線の代替地は神鋼電機跡地にしていただきたい。この地域の相模湖からこっちへ来た住民の強い要望がございました。市長にもお願いした経緯があります。そして市長がみずから東京都の方へ出向いていって、この件でお話をしていただいたということを、私、聞いております。そして話は順調に進んでおるということを聞いておりましたのですが、先日、福島議員の質問の中で、担当者がかわって、この件について把握ができていないというようなことでありましたもので、私からも再度この件について、質問をさせていただきます。

神鋼電機の跡地利用で、この上屋敷の方の都道の日野3･4･8号線の代替地をこの神鋼電機跡地に確保してあるということを聞いておりますが、事実そのとおりであるかどうかを、お聞かせ願いたいと思います。また神鋼電機跡地に、都営住宅として何階建てで何戸、そして何棟、最終的にはできるのか、このあたり、わかりましたら教えていただきたいと思います。

また現在、日野市内で都営住宅が古くなってきております。そして建てかえをしなければならなくなってきておると思うのでありますが、都営住宅というものは日野市内で今後何棟できるのか、このあたり、わかる範囲内で結構ですから、教えていただきたいと思います。

そして多摩平公団住宅の中で１、２階の建物がございます。これは当然、建てかえがきております。この中に住んでいる方々から、売却してほしいというような要請もあったようであります。そしてもし可能であるならば、地域の皆さんの意思にこたえてあげたいと思いますし、またこれらの問題が売却という方法で進むのかどうか、そしてまたこのあたりの建てかえという問題が、古くなってきておりますから、当然出てきております。このあたり、わかる範囲内で結構ですから、この２点について、教えていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男）　それでは、ただいまの２点について、お答えしたいと思います。

まず１点目は、栄町の都営住宅の建設に関連しての御質問でございます。その栄町の都営住宅の予定地の中には、都道が横断するわけでございますが、それに対する近隣の住宅地の移転を含んでの、東京都に申し入れした土地が確保されているかどうかということだろうと思います。

先般もお話ししているとおり、東京都に対して神鋼電機跡地、栄町でございますが、都営住宅建設に当たって、その代替用地を一部除いて確保してあるというふうにお答えしておきます。それに関連して、栄町二丁目の建設計画、あるいは年次計画がどうなっているか、何戸、何棟、内容についてという御質問でございます。

まず栄町二丁目の建設戸数につきましては、最終的には172戸でございます。既に地元の皆さんには説明会に入っているということは、伺っております。172戸のうち、年次的な計画の中では、平成３年、４年にかけて、１期工事が行われるわけでございますが、これが56戸でございます。なお２期工事につきましては、４年、５年にまたがって、

戸数としては100戸でございます。

なお３期工事は未定でございますが、これはこの地域の中に浄化施設が、都道に面して予定されております。それが完了した上で平成６年以降、第３期工事として１棟、16戸というような計画が予定されているところでございます。よって、全体的には172戸という内容でございます。

なお、この建物の棟数というよりは、すべての建物ではございませんが、３階建てということに協議をしております。３年、４年にかけての、今回56戸の戸数につきましては３階建てだという内容でございます。

なお、今後の都営住宅の建設計画という御質問でございます。既に御承知のとおり、新たに建設を予定している、協議を進めているところが、現在お答えしました栄町二丁目の問題、もう一つは、日野の落川地域でございます。これが新設部分、今後の建てかえ部分としては、当然大阪上あるいは日野新町一丁目、具体的には姥久保都営住宅ということになるわけでございます。

なお、それ以外としては今朝ケ島の都営住宅は、既に一部を残して更地になっておりますが、この計画も含んでおります。今後長期的に展望するならば、当然南平の都営住宅等も含まれるということでございます。そういう状況の中で、具体的な協議は、現在、栄町二丁目の問題、日野の落川という状況でございます。

なお、２点目の御質問でございます。多摩平の１、２階建てというふうな質問者の方の内容でございます。売却云々というお話しでございますが、現在、多摩平の建てかえにつきましては、都市整備公団と協議に入りつつあるところでございます。ただ、１、２階を売却するというお話は、全く市の方の協議の中ではありません。全体的な計画を今後長期的に進めるということでございます。

この建てかえに当たりましては、かなり団地としては大きな団地でございます。全国的にも、規模としては日本一というような大きな規模になりますので、何年度に分けてやるかどうするか、現在はまず公団側としての内要を考えるための調査等に入りたいという程度の協議でございます。

具体的には、当然それに対する市の方の一定の計画ができた中では要望、あるいは住民の意見等も伺った中で、要請はしていきたいというふうに思っております。ただ東京都全体の中では、都営住宅の建てかえ、あるいは公団の建てかえにつきましては、一つは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法が制定されております。これは一定の基準の中で、木造の場合には何％アップの建てかえをするという、

一つの法律でございます。そういう基準をもとにして、今後建てかえが進むものというふうに思っております。もちろん公営住宅法の中でも、建てかえ事業の施行令の中で、最低1.2倍以上の建築をする、その中で３種類の内訳があるわけでございますので、木造の率が一番高く、1.7という数字になっているわけでございます。

そういう方針に従って、都営住宅あるいは都市整備公団関係のところではこの基準に従ってやるというのが、基本的な考え方でございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　どうもありがとうございました。

栄町の上屋敷の方の移転先はほぼ区画ができておる、そういう区画でよろしいかと思います。

それで栄町の都営住宅の戸数が172ですね。そしてこの中に172戸できますと、都営住宅、そして上屋敷という地域は地区センターとか自治会館もないわけです。そういう形のものですから、やはり上屋敷の方がこっちに移動して住むような形になった場合には、両方で使えるような、そういう公共の施設的なものがこの中に含まれておるのかどうか、このあたり、ちょっとわかりましたら教えていただきたいと思います。

そして多摩平の住宅整備公団のこの件でありますが、まだそんな具体的な形になっていないという形でありますが、やはりここの地域、私ども市有の土地もあったし、そういう面から見たときに、こういうところを整備することによって、日野市でももっと有効に土地を利用できる方法がとれるならば、当然日野市のためになると思いますから、あえてこれらのことを質問させていただいておるわけですが、今の説明の中だと、まだ具体的になっていないようでありますが、やはり受け皿として、日野市でこの地域の利用計画というものが出てくるならば、そのことは多少頭に入れて考えていただけるのじゃないかなというような感じがしておるのですが、このあたりいかがでしょうか。

この２点について、ちょっとまた再質問させていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男）　再質問につきまして、お答えしたいと思います。

栄町の都営住宅の新設に関連しての公共用地の関係でございます。

一つは、この栄町二丁目の敷地内に、かねてから市が土地を要望してきた部分がございます。これは面積500平方メートルでございます。なお、この500平方メートルにつきましては、都営住宅の隣接の居住者の方の連絡協議会と申し上げましょうか、そういう一定の組織ができております。既に東京都にも届け、日野市にもそういう話を伺ってお

ります。

そういう中では、やはり地元の皆さんがどういう施設を要望するか、そういった意向を、現在、打診をしております。地域の方と協議をしながら、その500平方メートルの面積に合った施設をという条件でございます。そういう形での、これは用地を市がもらったわけでございますので、建物につきましては、市が負担をしてつくるというものでございます。それ以外に、当然172戸の都営住宅の新設がなされるわけでございますので、その中には東京都が一定の集会施設と申し上げましょうか、東京都の施設として一定の公共施設を持つということになっております。以上が栄町の関係でございます。

なお、２点目の多摩平の建てかえに関連しての公共施設の問題、あるいは市の利用計画というような内容でございますが、もちろん大きな整備でございます。公団の建てかえ計画は当然進むことによって、協議が市になされると思っております。具体的には、市としても全体の調整会議あるいはお住まいの方の住民要望等も十分踏まえた中で、基本的なまちづくりをどうしていくかというような問題が、大きな課題だろうというふうに思っております。

いろいろな面で、やはり広い面積の中での緑地、あるいは公園の確保等を中心に、そういった整備を含みまして、都市整備公団にも要望していきたいというふうに思っております。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　こういう形で、栄町の神鋼電機の跡地に500平方メートルあるということであります。ここにはぜひ地域の皆さんが利用できるようなものを確保していただきたい。そして当然、公営住宅の中にも施設ができるという面につきましても、やはり地域の住民が使えるような形で、日野市からも要請するということが必要じゃないか、このように思います。

住宅整備公団のこの土地につきましては、広大な土地であります。先ほど企画部長の方から、日本一の団地であるということが言われましたけれども、それにふさわしいような、今度は建てかえですから、21世紀に向かっての施策として、やはり日野市民が使いやすくて、そしてみんなに喜んでもらえるような施設を、総体的には考えていく必要があるのではないかということを強く感じておりますもので、ぜひ日野市でも受け皿としての方法を具体的なものとしていただきたい、このように要望して、この種の質問を終わらせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　続けてください。

○７番（天野輝男君）　３番目の質問に入らせていただきます。

日野市内の公共用施設については、やはり長期的な計画設計が必要であります。そして市内の住民が公平で、しかも喜んで利用できるような施設が最も望ましいと、このように考えるわけであります。

先日、多摩平支所の廃止について、名古屋議員の方から質問がございました。私もこの場所を二、三回通って、よく観察しておりました。そうしたら、結構利用者があるわけであります。私は利用者がある以上、やはり市民サービスは低下させてはならぬ、このように思うわけであります。もしこの部分の支所を廃止して、これにかわるものをまず用意するということが、私は先決ではないかということを、感じたわけであります。

多摩平支所の周りをぐるっと回ってみますと、周囲には保育園や幼稚園、社会教育センター、また消防署の支所があるわけであります。これらに囲まれている中のこの土地の有効利用ということを考えた場合には、四つの施設を利用するしかないと思うのです。

そういう中で、もしこの多摩平支所の廃止によって、土地の利用計画があるのかどうか。そしてまた、一部市立病院の建てかえのときに、保育園、幼稚園、社会教育センター、支所、消防署のところに移転するようなことも、何かちょっとお話、市長からでしょうか、出てきたような記憶をしておるわけですが、この点について、多摩平支所の廃止によって、最も利用方法としてこういうものをつくりたいという予定があるのかどうか、このあたりをお聞きしたいと思います。

それからまた病院の問題であります。市長は、自称二眼レフ構想という形で、市立病院規模の病院二つをつくるということでありますが、現在、日本全国どこの公立病院も赤字だというような考え方は、もうやめるべきだと私は思うのです。個人の病院、医療法人の病院の経営者は必死の努力をしております。そしてその必死の努力が黒字にしておるわけであります。市長の市民公約という面から見たときに、つくりたいというその気持ちはわかるわけでありますが、やはり私は市立病院規模の病院を二つつくるということよりも、まず市民に必要であるところの病院を優先してつくるべきであると、このように思うのですが、このあたりで、よい考えがありましたら教えていただきたいと思うわけであります。

そして浅川公会堂につきましても、議会の中で多くの議員から意見や議論が出てまいりました。そして懇談会におきまして、計画案は全員の意見が一致で、協議結果の方向にとどまりました。私はこのような結果が出されたことは、日野市にとりましても、大変よいことだと思うのです。七生公会堂にしても、市民会館、生活保健センター、そし

て今日までは行政サイド主導型で進められてまいりましたこれらの施設でありますから、よい面も悪い面もあるわけであります。

今後は、これらのよい面、悪い面を反省をしながら、その地域の特性に合ったところの建物をつくるということが、一番望ましいのではないか、このように思うわけであります。今後、日野市内に公会堂をつくる計画がありますれば、やはり日野市全域につくるべきだなと、このように思うわけでありますが、このあたりで何かよい考えがありましたら、教えていただきたいと思います。

もう１点は総合体育館であります。総合体育館の件についても、積極的に要請をしておきたいと思います。

と申しますのは、市町村総合体育大会の主催地が日野市の担当になるのが三、四年先だと、私、聞いております。スポーツ選手の士気を高め、そして市民の健康増進、健康管理をするにはまたとない年であると、私は思うわけです。そして26市中、総合体育館がないのは日野市くらいでしょう。国有地の払い下げをしていただき、作業を進めても、どうにか間に合う時期にありますから、ぜひこれらのものも考えていただきたいと思うわけですが、この点について、お聞きしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　公共施設の計画という質問の中で、４点ほど質問いただきました。

まず１点目は多摩平四丁目３番地の跡地利用の計画があるのかないのかということの御質問でございます。既に何回かいろいろな方向でお話ししているとおりでございますが、四丁目３番地の場所につきましては、現行の多摩平消防署の移転問題、これも現在、進めているところでございます。

あわせまして支所の廃止、残る公共施設として多摩平保育園、幼稚園、幼児センター、この三つの施設は現行の場所に残していきたいということでございます。そのためには、やはり何としても東京消防庁の関連する消防署の移転問題をまず第１優先で進めているわけでございます。

よって、そこには公共施設として幼稚園、保育園、幼児センターを残し、それにあわせまして隣接住民の要望等を踏まえた集会所、あるいは社協センターの中に過去ありました学童クラブ等も含んでの児童館の施設、そういった内容を大ざっぱに多目的施設としての構想を持っているところでございます。現在、当然跡地を高度に利用する、あるいは効率的に利用すべき考え方を前提としての作業を進めているところでございます。

なお、２点目の病院問題でございますが、何回か各議員さんから御質問もいただいております。その都度、市長からも答弁がなされているわけでございますが、今、市立病院の建てかえにつきましては、急務を要する問題だろうというふうに、我々はとらえております。しかし、現行の場所で建てかえをするという基本的な考え方の中では、休まないでやるにはどうしたらいいかということで、いろいろ高幡の区画整理地域内の用地の問題等を含んで、お話をしているところでございます。

病院問題につきましては、できるだけ早い時期に場所を確定して考えるということが、これからの都の補助金あるいは厚生省への補助要請の一つの問題もあるわけでございます。あわせて医療圏の問題が先般もありましたが、医療圏問題が残っているということでございます。この問題を、やはりある程度クリアしませんと、この目的に沿って進んでいかないということがございます。

なお、３点目の浅川懇談会の関係でございますが、これは担当課がありますが、全体的の中では企画整理地域内での用地が求められる部分では、過去の一定の計画は話されておりますが、豊田南口の区画整理地域内での用地の確保、あるいは今後西平山地域内の用地確保等を、国道の路線に沿った用地確保を進めて、万願寺区画整理地域内との連携もとっていきたいというのが、将来的な考え方でございます。

なお、４点目でございますが、総合体育館につきましては、この本会議場の中で小川議員からも質問をいただきました。国の用地につきましては、一定の見通しをつけましたということでございます。ただ問題は、国の用地も3.4ヘクタールはありますが、東町の区画整理地域内にすべてが包括されております。よって3.4のうち、一部が体育館用地、一部が緑地として残すわけでございますので、すべての土地を国の方から一定の買収をするという考え方でございます。もちろん緑地には安い単価基準も算定の基礎があるわけでございますので、そういう状況の中で進めていきたい。

ただ体育館を早く建設して都下大会、そういった大会に間に合わせろというようなことでございますが、確かに都下大会が近々に行われる予定はあるわけでございます。しかしこの場所につきましては、東町の区画整理地域内という一つの地域内の問題がありますので、この区画整理の進行とあわせまして、できるだけ早いうちに国の方に払い下げを要求していきたいということで、この計画に沿って進めていく所存でございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　一つ一つ聞いて、再質問させていただきます。

多摩平支所の廃止に伴うところの、この地域の消防署の移転、これらの問題が出ているということであります。お話を聞いておりますと、保育園、幼稚園は残す。そしてここに社会教育センターがございます。その社会教育センターが手狭で、地域の要望があるという形の中で、何か話を聞いておりますと、社会教育センターで使うところの、利用するのか、そういうようなところの集会所とか、そういうものがちょっと口に出てまいりましたけれども、私、今の社会教育センターだけで十分、利用価値はあるのではないか、このように思うわけですが、この施設は当然、そうしますと社会教育センターで何か利用できるようなものを考えておるのかどうか、このあたりをもう一度、質問させていただきます。

それと病院問題でありますが、確かにこの地域の建てかえということは大変難しいと、私もこのように思います。それではどのようなところがいいかということになりますと、大変問題があると思うわけです。問題があると言いますのは、この地域に住んでいらっしゃる方々は、今度は市立病院の建てかえでほかに移った場合には、当然車を利用したり、または車がなければタクシーを利用したり、バスが通っていなければ、自分でお金を払ってタクシーを利用する以外ないと、このように思いますから、そういう面から見ましても、やはり多少交通の便のいいところを選んで建てかえも進めなければならないと、このように思うのです。

そして現在の規模の病院でありますと、当然、赤字の部分がまた出てきてしまうわけです。そういう中で、やはりつくるのだったら、今の市立病院程度の規模のものでなくして、もうちょっと大きい、そして専門的な医療施設を確保すべきであると、私はこのように思うわけです。

確かにベッド数の確保、こういう問題が厚生省から出されております。その中でいろいろ協議事項はあるでしょう。しかしながら日野市民のためを考えたならば、当然それらのものはお願いして、要請をして、国ができる問題であると、このように思います。やはり市立病院の方からも再三言われておりますように、建てかえするということが一番日野市の医療行政を推進する上においても大切なことでありますから、これらの問題は早急に解決できるよう、全力投球していただきたいと、このように要望しておきます。

また、浅川公会堂の件で、今、区画整理が始まっております。豊田南、それから平山地域にも考えたいと、このような意見であります。こういう形でできてまいりますと、穴があいてしまうと、私は思うのです。栄町とか新町の地域がないわけですから、やはりそういうバランスを持ったところの、公会堂についても配置が必要であると、このように思うわけです。

ぜひそういう面で、確かに区画整理事業の中であみ出されてきたその用地を利用して公会堂、また公共の施設をつくるということが、地域の皆さんの協力で、そして要請があるならばいいとしても、やはりトータル的に日野市全体の問題として、今後は考えていく必要があるのじゃないか。そして地域の特性を生かしたところの施設につくり上げていただきたい、このように私は思うわけであります。

この件についても、何か意見がございましたら、言っていただきたいと思います。

そして総合体育館の件であります。確かに3.4ヘクタールある中で、２ヘクタールは緑地として位置づけてあります。日野市で買う面積としては1.4ヘクタール残るわけであります。そして今、実際、東町地域の区画整理事業の大まかな設計図ができております。その中に、この場所に確保するというものがあるわけですから、この地域の皆さんの賛同を得られれば、総合体育館の建設用地を先に取得して進めるということも、私はそんなに難しい問題ではないと思うのです。

そういう面で、こういう都下大会とかそういう大会はもう20年に１回くらいしか回ってこないわけです。20年サイクルですね。１回、回ってくるかこないかという大会ですから、やはりこういう大会を通して主催地になる、そして市民がこぞってスポーツを競って、市民の健康増進に、スポーツに対するところの理解が得られるならば、私は青少年に対してもよい影響を十分与えるのではないかかと、このように思うわけであります。

仲田の緑地、スポーツの施設に対しては、市長の方から何か前向きの回答がございましたら、ぜひいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁をお願いします。市長。

○市長（森田喜美男君）　まちづくりは長期展望に立て、ということは全く同感でございますし、またそうなければいけないと思っております。

そこでいろいろな課題につきまして、御質問をいただきました。特に東町区画整理の中に入れてあります国有地の今後の取得とそれから用途、これにつきましては、総合体育館の予定地ということで、過去の時点から長く目指しておるわけでありますが、モノレールコースの用地確保等の問題とあわせまして、区画整理を施行すべき地域ということに決定をいたしました。その関係で、国有地でもございますが、一定の換地が終わった後で確保するという手続等、同時に進めてまいらなければなりません。

ただ、使用収益の開始ができますのは、一定の区画整理の事業が進んだ時期ということになりますので、大分先になる。したがって２年後と言われる日野市の体育事業の開

催には、ちょっと間に合いかねるということは、もう明白であります。

その次の、多摩の東京都移管100周年の事業の中には、これは１年の時期で事業が終わるというわけではありませんので、将来の大きい計画の中で位置づけていくべき、日野市の提案をすべき課題であるというふうに考えております。

それから何点か質問があったわけでありますが、多摩平支所に関しましては、用途が終わったから廃止をするという性質のものでは、全くありません。必要な施設ではありますが、なおあの箇所の土地という言い方もおかしいわけですけれども、より高度な活用と、それから行政の転機をつくっていく一つのきっかけをつくりたい、こういうことで、かねて市政の目指す方向に位置づけておるものであります。

それから病院につきましては、これはまさに改築の時期になっておるわけでありますし、病床数が少ないということで、いろいろの将来構想を描いておるわけであります。一つには建てかえ問題、またもう一つには医療圏の病床規制の問題、この二つをどのようにクリアするかということになりますと、単なる建てかえであれば、現在の病床数で建てかえをするという以外には、ないわけであります。

それらのことをあわせまして、１点集中がベストであることはそのとおりでありますが、どうしても不可能であるならば、２点に分解をして、そしてその機会を利用しながら将来像の確保をやっていきたい、こういう考えでございます。

二つの市立病院を持って、赤字経営を倍加するかというような考えでは、当然適切でないわけでありまして、たまたまどういう経営を言われますから、市が責任を持ってという意味で、これまで二眼レフ構想という言い方を、説明をしてまいっております。その一方の経営が、医療法人の経営であっても、あるいは地元医師会の経営する病院であっても、これは日野市民によりよい成果を来すということで、決めることが可能だというふうに考えております。

それから浅川公会堂につきましては、意見が一致できるところでいずれ事業化に向かうものだと、こう考えております。以上のような考え方で、まちづくりに取り組みたい、こういうことを目指しておる状況でございます。

○副議長（福島敏雄君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　ありがとうございました。

そういう面で、私も今回、今、市長から総合体育館の方から説明がありました。市長の説明は、ある程度わかるわけです。しかしながら、私は市長のやる気いかんによっては、総合体育館、できないわけないと思うのです。特例で、確かに今、説明いただいた

ような形でなければ、そういう形で進めるということが一番よろしい方法であるかもわかりません。しかしながら、実際この市民要望の高い、そして何度となく日野市の体育協会の方から請願が出てきております。

そういう面を考えるならば、私は少なくともこれらのものに向かって、全力で取り組んでいただきたい、このようにお願いしたいわけであります。

そしてこれらの問題を解決するならば、くどくなりますけれども、私は市民のスポーツの士気を高めるには、またとない機会だと思うのです。そういう中から日野市民が、そして若い子供たち、やる気を起こして、日野市の将来を担うような子供たちが育っていくならば、私はすばらしいことだと思うわけです。そういう面で、これらのことをお願いしたわけであります。

多摩平支所の件につきましても、土地を有効利用したい、そういう考え方であります。これらの有効利用について、まだ具体的なものは何も示されていないわけです。集会所とか、その程度しか今、企画部長の方から聞いていないわけですから。聞いておりませんから、この有効利用についても、確かにこの多摩平支所を、市民の皆さんの犠牲になっていただいて、この土地を利用するというわけですから、やはり一部の人が納得して、協力できるようなものであってはならないと思うのです。この地域の多くの皆さんから賛同いただけるようなものをつくるということが大切じゃないかと、このように私は思うわけです。

そういう面で、ぜひこれらのものをもっと具体的に考えていただきたいなということを、強く要望しておきます。

また病院問題でありますが、今、市長がこの病院に対しては市が責任を持つのだという形の答弁があったわけです。責任を持つということは、要するに赤字の病院については、当然責任をとらなければいけないでしょう。そしてこれらの二つの病院をつくることによって、それら莫大な日野市の財源をここに動員しなければならないわけであります。

そういう面で、私は少なくとも市立病院の建てかえとしてつくる建物に対しては、やはりベッド数があるでしょう。しかしながら、そのあたりを厚生省や東京都の方によく要請に行きながら、病院経営をする上において、赤字が出ないような、黒字に転化のできるような形のものを確保するということが、一番大切であると思うわけですが、そういう面でぜひ私は、これらの問題に対しても、確かに市立病院の院長初め病院関係者、一生懸命やっていただいておるわけです。そして市立病院建てかえ担当の企画部の参事

の大崎さんも、一生懸命やっていてくださるわけです。そういう面で、私は彼らの意見を十分に生かしながら進めていただきたい、このように思うわけであります。

そして今、私が申し上げたようなことが少なからず実行していただけるならば、日野市は他市と比較しても、十分能力のある町になると、このように思うわけであります。私はこの時期に来まして、急激に事を進めなければならない、こういう状況の中で、ひとりの実力ある、能力のあるような方であっても、やはり限られておると思うのです。そのためには、まず日野市の職員の中で、知識のある人はたくさんあると思うのです。そして経験を積ませることによって、当然、仕事をやる意欲を持つ職員が出てくると思うわけであります。

そういう面で、これらの問題を解決するには、並みたいていなことじゃないと思うのです。東京都へ行ったり国に行ったり、この目的達成のためにはどういう形でも対応していく、そのような仕事をするところの熱意がない限り、今私が申し上げたようなことはできない部分があると、このように思うわけであります。

そういう面で、あめとむちではありませんけれども、やはりまず市役所の職員の意欲と、仕事に取り組むところの自信、どういうことでもやり抜くのだというような強い意思を養っていただきたい、このように思うわけであります。そしてぜひ日野市の基本構想の見直すべきところは見直していただいて、立派なものをつくり上げていただきたいということを要請いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって17の１、市内の街づくりの進め方は長期的な展望に立て！の質問を終わります。

一般質問18の１、戦没者追悼式は平和を祈念し終戦記念日に開催をされたいの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐藤洋二君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから戦没者追悼式は平和を祈念し終戦記念日に開催をされたいについての、一般質問をいたします。

この一般質問の趣旨は、日本社会党・市民連合の日野市予算要求の一つでありまして、既に昨年の暮れに市側に提出してございます。ぜひ趣旨を理解していただきまして、できるだけ早い時期、可能であればことしより式典が趣旨に沿って実施できますよう、冒頭、お願いいたします。

広島の原爆碑に刻まれています、「安らかに眠ってください。過ちは繰り返しませぬから。」この言葉は、太平洋戦争の犠牲となり、尊い命を失った同胞に対しまして、幸いにも生き残った国民の大多数がずっと抱いてきた純粋な感情であり、心であります。

毎年８月の原爆の日から、終戦の日につながる日々は、その誓いを再確認し、平和を推進する決意を新たにする機会であり続けてきました。ことしもそうでなければなりません。しかし、この願いと決意はこれからも確かに守られていくのか、過ちを繰り返すような方向に大きく踏み出す危険性はないのか、この点に強い懸念を感じさせる事柄が、我が国で相次いで起こってまいりました。

あの湾岸戦争が始まったとき、ドイツのコール首相は、実に痛ましいことであると、戦争の悲惨さを訴え、湾岸戦争を否定するコメントを発しました。一方、日本の海部首相は、米軍を中心とするいわゆる多国籍軍の武力行使を全面的に支持するという、国民世論を軽視、否定する、戦争肯定、戦争を美化するコメントをしました。

かつて第２次世界大戦での同じ敗戦国同士であるというのに、なぜこうまでもコメントなり、あるいは考え方が違うのでしょうか。また、時を前後しまして、自衛隊が武器を携えて海外派兵が俎上にのり、国会の内外で物議をかもし出しました。このことも、つい先ごろのことでありました。

いかなる戦争もの無残さと悲惨、そして苦しさと悲しみを、私たちは日本の首相の危険な発言と、その裏づけ、証左となる自衛隊の海外派兵という、平和憲法が脅かされているときだけに、平和への認識を改めて強めていかなければならないときだと思います。

そこで平和への再認識という立場から、さきの大戦、推定死者1,683万人、負傷者2,672万と言われた、第２次世界大戦の概略について、触れさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、この戦争は1939年、昭和14年から1945年、昭和20年まで、日本、イタリア、ドイツなど、枢軸側９カ国と、アメリカ、イギリス、フランス、ソ連、中国など連合国51カ国との間で戦われた、史上最大の戦争でありました。

1929年、昭和４年に始まった世界恐慌による不況の中で、各国はブロック経済で自給自足体制を固めるとともに、持てる国と持たざる国との対立が深まり、持たざる国日本、イタリア、ドイツでは、現状打破を叫ぶファシズムの勢力が台頭して、政治・権力を獲得、対外侵略を開始しました。日本の満洲、中国本土への侵略、イタリアのエチオピア侵略に次いで、1938年、昭和13年、ナチスドイツのオーストリア併合によって高まった危機は、ミュンヘン会議によって一時的に回避されましたが、ドイツはさらにチェコスロバキアを解体し、独ソ不可侵条約を結ぶと、ポーランドに侵略しました。

1939年、昭和14年９月、ついにイギリス、フランスは対ドイツ宣戦を布告し、戦争に

突入しました。続いて昭和16年12月、日本の対アメリカ宣戦布告によって、全世界を巻き込む大戦に発展していったわけであります。

大戦初期、ヨーロッパでもアジアでも、枢軸側は圧倒的に優勢であったわけでありますが、連合国側の本格的な反撃が始まると、昭和18年、1943年、まずイタリアが降伏、続いて昭和20年、1945年５月にベルリンが陥落してドイツも降伏、日本は８月６日、あの痛ましい、人類史上最初の原子爆弾が広島に投下され、さらに３日後の９日、今度は長崎で原子爆弾を被爆、これを転機に戦争集結への道が開かれ、ポツダム宣言を受諾した翌日、日本が降伏しまして、６年間にわたった大戦は終結しました。

この大戦で日本が失ったものは、人的被害、先ほど述べました広島、長崎への原爆の投下、まさに第２次大戦中の最も残虐な殺りくにより、一瞬にして約40万の人の命を犠牲に、戦死者、行方不明を合わせますと、総数で実に330万人以上の尊い命が無残に奪われました。

戦災によります経済的被害も非常に大きく、戦場となり、経済、文化の中枢が根こそぎ破壊された沖縄の被害は全くといってよいほどわからず、敗戦直後の経済安定本部の調査によりますと、一般国富の物的損害総額は、当時の価格で653億200万円、土地などを除いた設備、建造物、財貨等の資産的国富の４分の１以上が失われました。

また軍事国富の損失は、約700億円と記されております。戦争に費やされた戦費は実に7,558億円に達し、終戦年次、昭和20年の政府財政の経常歳出が、戦時中最高の74億円弱でありましたから、大ざっぱに言って、平時財政の100年分以上を戦争に費やしたことになります。この途方もない乱費の結果、国民が得たものは、今述べました悲惨な数字であります。

終戦の時、私は３歳になったばかりでありました。戦争に関してみずからの記憶がありません。また、両親や当時の学校の先生、あるいは周りの大人たちも戦争のことはほとんど話してくれず、ただ戦争というものは人が人を殺すことなんだから恐ろしい、二度とあってはいけないことという観念だけは持っていて、詳しいことは何も知りませんでした。

そんな自分にとって、ある１冊の本との出会いは大変幸運でした。この一般質問をするに当たりまして、もう一度その本を読み直してみました。その中で、次の１節があります。

山をよじ、川を渡って、そこに草むすかばね、水漬くかばねを葬りながら、私はつくづく疑念に苦しめられました。一体この世には何ゆえにこのような悲惨があるのだろう

か。何ゆえにこのような不可解な苦悩があるのだろうか。我らはこれをどう考えるべきなのか。１節の紹介で、この本のタイトルを思い出された方もおられると思います。竹山道雄の「ビルマの竪琴」です。

この本の中で、主人公の水島上等兵は、異国の地で悲惨にも散っていった戦友の霊を慰め、守るため、ビルマに僧として残る心境を、こう述べています。反戦、平和を訴える名作、名画は他にもたくさんありますが、「ビルマの竪琴」のような徹底した平和主義の名作が、敗戦直後の日本の陰湿な世相、社会の中にあって、広く愛読されたことが、当時の日本人がどんな考えを持ち、何を志向していたかを、はっきり示しています。

46年前の1945年、昭和20年８月15日、国民はせみしぐれの中で終戦告知の放送を聞きました。漢語調の勅語は、すぐにはぴんとこなかったことでしょう。国民の大多数が、何の放送であるかを知るのに、時間もかかったことでしょう。やがて敗戦を知った人々は、涙なしでいられなかったことでしょう。そして悲しさ、くやしさ、虚脱感、解放感を味わった後、だれもが心に深く刻んだのは、これからは平和に生きたいという願いであったはずです。

こうした平和を願う国民共通の気持ちは、平和憲法を初めとする国の基本路線に取り入れられ、また島国という地理的幸運もあって、戦後の日本は他国と武器を取って争うことをしない、世界でもめずらしい国家としてやってこられました。

日清戦争、日露戦争、第１次世界大戦、満洲事変、上海事変、日中戦争、そして太平洋戦争へと、ほぼ50年の間で息つく暇もなく戦争、侵攻、侵略を続けてきた歴史を考えると、戦後46年の平和の重さ、尊さを改めて痛感するところであります。

以上のような趣旨に立ちまして、質問をいたします。

日清戦争以降の激しい戦いのため、国の内外地で亡くなった軍人、軍族を初め、動員学徒、一般市民の多くの犠牲者の霊を慰め、平和への祈りも新たに、日野市は昨年戦没者追悼式を10月９日火曜日、日野慰霊塔でその式典を営みました。10月９日という日が、日野市の戦没者追悼式とどのようなかかわり合いがあるのか、またどうしても10月９日でなければいけなかったわけをお示し願いたいと思います。

次に、戦争を体験し、終戦の８月15日を迎えられた方々にとって、あの虚脱の１日が生々しく思い出されたことと思います。しかし、その記憶も年ごとに遠いものになっていくのではないでしょうか。若者が酒の席で、詩の意味を解さずに、興味本位で、いとも簡単に軍歌を歌う。また、昔の戦争など何の関係もないと言い捨てる若者がいます。戦争の苦しかった思い出を美化しようとする戦前派もおられます。330万という尊い命

が犠牲になった歴史の教訓が、いとも簡単に忘れ去られようとしている感さえあります。

終戦記念日には全国戦没者追悼式、あるいは１分間の黙禱が捧げられていますが、それをお座なりの平和行事にしてしまってはなりません。我々は戦没者の霊にどんな弔意をあらわし、何を誓うのか。我々は戦没者の霊にどんな弔意をあらわし、何を誓うのか。それが明確にされなければなりません。人間らしく生きることを許されなかった時代の犠牲者として戦没者を悼む、そしてそんな暗黒の時代を二度と再びもたらさぬと誓う、戦没者の霊をよく慰めるのは、この意味の追悼式であり、黙禱であり、祈りであります。

そこで、終戦記念日に市庁舎に、日野市のシンボルの日野市市旗の半旗を掲げることを、提案をいたします。

さて、最後になりますが、終戦から数えてことしで46年、日本人にとってどうしても忘れることのできない日を迎えます。８月15日は敗戦という事実を確認することによって、日本人が最も強く国を意識した日であります。そして軍国日本が崩壊し、二度と戦争は繰り返してはならないと、胸に刻んだ日であります。この言葉こそ、日本が戦争によって得た、たった一つの勲章なのであります。

日野市戦没者追悼式をお座なりの年中行事にしてしまわないためにも、８月15日に式典を営むことを提案をいたしまして、この一般質問の趣旨を終えます。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　毎年実施されております、日野市戦没者追悼式におきましては、過ちを二度と繰り返さない、平和の誓いを込め、厳粛の中にとり行われているところでございます。

この戦没者の追悼式でございますが、国におきましては、日本武道館において、また東京都におきましては、東京戦没者霊園ですか、ここにおきまして、終戦記念日の８月15日にとり行われているところでございます。

この追悼式には日野市の遺族会の方、役員あるいは一般の方を交えまして、多数会員の方々が参列されているところでもございます。したがって、各市においてもこれ以外の日程を組み、実施しているのが現状でございます。日野市といたしましても、遺族会等と十分協議した中で、参列者の容体あるいは気候条件等を考慮した中で、秋に実施しているところでございます。

春には遺族会の主催の追悼式がございます。また８月15日の終戦記念日でございますけれども、この日には遺族の方があの矢ノ山公園にございます慰霊塔に追悼されているというのが実態でございます。とりわけ10月９日、その日に特別の意義があるというこ

とではございません。このような事情から、10月の気候のよろしい時期に実施しているというのが現状でございます。

それから２点目の提案でございますが、８月15日の終戦記念日に市のシンボルである市の旗、半旗を掲揚したらというような御提案でございます。各市等の実態等もよく調査いたしまして、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

最初の質問に対しましては、市の遺族会の方々と、そして一般の遺族の方々、十分協議を行って、気候のよい10月の中旬に行っている、こういう御回答でありました。また、終戦記念日に日野市のシンボルの市旗を半旗として掲げてほしい、この提案につきましては、各市の実態を調査しながら検討を加えていきたい、こういう御回答でありました。

それから戦没者追悼式を８月の15日にしてほしい、こういう提案につきましては、当日中央の方で、東京で国が武道館、それから東京都が東京戦没者霊園でそれぞれ営まれ、日野市からも遺族会の役員あるいは一般の遺族の方々が参列をしているという御回答でありました。

そこで再質問をさせていただきたいと思いますけれども、これは私の基本的な考え方を市側にただすわけであります。今、私は、戦没者追悼式は平和を祈念し、終戦記念日に実施してほしい、この趣旨で訴えました。８月15日に実施できない理由がさまざまあったにしても、私の主張した趣旨が市側に理解をされたのか、あるいは理解できなければ、どこに無理があり、どこに隘路があったのかのお示しをいただきたいと思います。

それから二つ目には、先ほどの御答弁で、８月の15日のいわゆる行動についての御説明がありました。皆様それぞれ御自分の御意思で武道館なり、あるいは東京戦没者霊園に行かれているわけでありますけれども、逆に遺族会の役員なり、一般の遺族の方々の中で、地元でぜひ行ってほしい、こういったふうな御意見はなかったのでしょうか。もしあったとすれば、東京であるいは日野でやるという調整を、どういう形でまとめてこられたのか、その御説明をいただきたいと思います。

それから日野市の市旗の関係でありますけれども、人間が人間らしく生きることを許されなかった時代の犠牲者として、戦没者の霊を悼む弔意として、そして二度と過ちを起こさないという不戦の誓いのあかしとして、また革新市政の今日までの歴史的な経過の中で、半旗を掲げるということは、無理のないことだと私は考えております。そういう意味で、この３点の再質問をいたしますので、御回答をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　再質問について、答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　御提案の戦争の災害のことを反省をし、いわゆる終戦記念日をもっと国民的意思の表明のできる、そういう扱いにすべきではないか、これはまさに私どもも同感でございますし、いわゆる終戦の意味、戦争が敗戦で終わったあの当日の国民的な感情を反省するということは、平和を将来にわたって恒久化するために、極めて大切な要件であるというふうに考えます。

ただ８月の15日、いわゆる終戦の日というふうにはされておりますが、当日正午を期して、天皇がラジオを通じて国民に敗戦の意味を伝えた、こういうゆえをもって、８月15日が終戦の日というふうに言われておりますが、日本の国としての扱い、あるいは国民としての意思決定、８月15日を、戦を繰り返さない大切な記念日として位置づけておるということは、明確にはないような感じがいたします。

戦勝国ではどのような扱いをしているか、このこと等もあわせ考える必要があろうかと思っておりますが、アメリカが12月８日をパール・ハーバーを奇襲攻撃をされた記念日として、国民的な記念日にしようという意図のあることを、近ごろ我々も情報によって知ることができております。

終戦記念日をまたどのように国民の意思の統合された形として、例えば官庁や公共的な団体が意思を表明するかということも、明確になっていないというふうに思っております。したがいまして、佐藤議員が国民的な記念日にせよ、そうしてもっと有意義な１日の公的行事を組め、こういうふうな御趣旨で国に対して、あるいは国民に対して意思表明をされる、我々はこれに対して全く同感でございます。自治体だけの対応で済む問題ではない、このようにも言えると思っております。

遺族あるいは日野市の今までの慰霊祭の扱い方は、福祉部長が御説明したような形式でやってまいっております。私もまた、過去の記憶では、市の公式行事に自衛隊の部隊を招いて、そうして剣のついた銃をささげつつをした、こんなことすら過去にはありましたが、このことは私どもも指摘をいたしまして、形式をすっかり変えていただきました。

それからまた別の過去のやり方では、仏式と言いましょうか、僧侶をお招きをして、読経の形式をとったり、今言いましたような自衛隊の参加を求めた、こういうような過去の形式もありますが、今の形式は一番、自治体の行う公式慰霊祭の仕方としては手頃なやり方ではないか、こんなふうに考えております。

御提言は確かに理解するわけでありますが、よりこれを国民的な地位に置かなければ

なりませんし、革新市長であるから行事として行うということではなくて、恒久的に行われるというものでないと、本来の趣旨に合わないのではないかということもあろうかと思っておりますので、いろいろな方法でそのことを提言をする、あるいは行動に何らかの形で移す、こういうことにこれから取り組むべき課題としての指摘ではないか、このように受けとめておるところでございます。

弔旗の場合も同様でありまして、日本国民全部がそういう意識で半旗を掲げる、しかしどの旗を使うかということになると、これまた問題が出てまいります。そういうこともあわせ考えまして、検討課題にさせていただきたいとお答えをした理由であります。

○副議長（福島敏雄君）　　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　　ありがとうございました。

実は今から12年ほど前の1979年８月13日に、森田市長が庁内ニュースの第113号で、このようなことをコメントしております。余り長くありませんので、ちょっと御披露させていただきます。

憲法を守り、発展させようと努力する側と、憲法を空洞化して中身を変質させようとする側に分かれる今日の日本の政治地図は、恐らく戦争と新憲法制定の基礎を忘れ、民主主義を不都合とする人たちの言節が国民を惑わしているその結果である、と私は考えざるを得ません。憲法擁護の宣誓を行って、自治体職員となっている市職員の皆さんにも、国の歩みを誤らせないようにともに考えてもらいたいということです。

これが13年ほど前に市長が庁内ニュースで出されたコメントであります。今、市長からも私の提言については理解するところである、あるいは日野市のシンボルの市旗の半旗についても検討していく、こういうお答えをいただきました。ぜひ、ことしは無理としましても、来年以降、私の主張、提案が実践できるように、市側の御努力を期待するものであります。

これをもちまして、この一般質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって18の１、戦没者追悼式は平和を祈念し終戦記念日に開催をされたいの質問を終わります。

一般質問18の２、市職員への障害者採用の促進についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○９番（佐藤洋二君）　　この一般質問も、日本社会党と市民連合の1991年度日野市予算要求の一つであります。ぜひ趣旨を御理解されまして、障害者の市職員採用促進に向けての、さらなる御努力をお願いを申し上げます。

今、世界の人口は約50億と言われております。このうち、心身に障害を持たれる人たちはおおよそ５億人と推定をされています。50億の５億、人口の10％ということになります。また、日本における障害者、これは身体障害者、精神薄弱者、精神障害者、難病その他の障害者の方々でありますが、おおよそ500万人くらいだと推定されております。しかし正確な数値は調査が難しく、例えば関係します各法律によって、障害者の定義や範囲が異なることや、障害の種類により、調査時点が異なることからも、特定の時期における把握が困難であるということであります。

今、日本の人口は約１億2,000万ですから、障害者は全人口の4.15％、つまり人口1,000人当たり約4.1人が何らかの障害を持っていることになります。

そうした中で、就労対象年齢となる18歳以上の身体障害者の実態は、1951年、昭和26年以来７回の実態調査が厚生省によって実施されていますが、最近実施された1987年、昭和62年の調査結果によりますと、全国の身体障害者数、これは在宅になりますが241万3,000人と推定され、人口1,000人当たりに対し26.7人という比率になっております。

このほかにも社会福祉施設に入所している身体障害者は約５万3,000人おりまして、我が国の18歳以上の身体障害者は、両者を合わせて246万6,000人となっています。全体の障害者数500万人のうち、18歳以上の方が約246万人も占めている要素には、高齢化社会に伴う脳卒中や、成人病による後遺症、医学の進歩により、障害を残しながら余命を延命されている方、あるいは労働災害、交通事故における不具廃疾も含まれておりますので、いわゆる先天的によるもの、薬事による障害者と言われる方々の数値は、かなり減じられることになります。

数字で御理解されたと思いますが、私たちの周囲には、たくさんの障害を持つ人たちがともに生活をしていることになります。こうした障害を持つ人たちの願いは、この地域社会の中で普通の生活がしたいということであります。特別につくられた環境の中ではなく、家族や友人とともに、ごく当たり前の普通の生活ができることを、強く望んでいます。

さて、障害を持つ方の雇用は一体どうなっているのでしょうか。身体障害者及び精神薄弱者の雇用対策については、従来、身体障害者雇用促進法という法律があり、この法律に基づいて実施されておりました。これが1987年、昭和62年、国会で改正され、名称も障害者の雇用の促進等に関する法律に改められ、この法律によって進められています。先進諸国の多くがそうでありますように、我が国も割り当て雇用制度をとっています。

日本の場合、一般の民間企業は1.6％、一定の特殊法人は1.9％、国、地方公共団体等

の非現業的機関は2.0％、そして現業的機関については1.9％の身体障害者を雇用しなければならないという義務雇用をとっており、雇用率に達しないときは、１人当たり月額４万円の雇用納付金を納付しなければならないことになっております。

こうした雇用納付金は年間おおよそ150億から200億近く納付され、これを財源として既に雇用率を達成している企業に調整金、報償金として支給されるのを初め、雇用の促進と安定を図るための各種助成金の制度がとられています。

民間企業の雇用率の推移を調べてみますと、義務雇用になった1977年、昭和52年、これは身体障害者雇用率の施行年になるわけでありますが、1.09％、それから国際障害者年のころ、これは1981年前後でありますけれども、雇用がかなり進んで1.18％になりました。その後1987年、1988年と1.25％と停滞しています。また同年時点で半数近くの企業が雇用率を達成してないという状況にあります。

企業規模別に見ますと、近年、1000人以上の大企業で著しい改善が見られておりますが、依然企業規模の小さいところで実雇用率が高く、大きいところで低いという傾向が見られます。障害を持つ方の雇用形態は、中小企業を中心に主に第２次産業の製造部門で進展をしてきました。一般雇用が第３次産業のサービス部門で大幅に増加しているように、障害者の雇用も第３次産業での進展を図っていく必要もあります。

また、日本の近代的技術はエレクトロニクスを初め、大変に進んでいます。そうした技術を十分活用して、新しい職域の開発を図っていく必要もあります。また、従来は仕事に人を合わせるという画一的な考え方でありましたが、障害者の持つ能力にあわせて職場環境の改善をどんどん行っていくという、思い切った発想の転換も必要だと思います。

我が国も共同提案国となった国際連合の決議による障害者の権利宣言において、障害者は、その能力に従って雇用を保障される権利を有する、と述べられています。障害者の雇用が権利として保障され、大きく発展するよう、行政の一層の御努力をお願いし、以下、質問をいたします。

今も述べました国連決議、障害者はその能力に従って雇用を保障される権利を有するとあります。障害者ということで、その能力が生かされないのは大変残念なことであります。体に障害のある人でも、能力のある人は市職員として積極的に採用すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

次に、国、地方公共団体等の雇用率は法律によって義務づけられております。この場合、市役所のような地方自治体も当然そのカテゴリーと理解しますが、どうなのでしょ

うか。お伺いいたします。また採用されたそういう方々の職場の受け入れ体制、例えば職場環境は十分なのでしょうか。お伺いいたします。

最後に、年次ごとの雇用数と現在の雇用率について、お示しをいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

障害者の方が職業的自立の意欲を持ちながら、心身に障害があるということだけで雇用の場に受け入れられないということは、大変残念なことだと思います。

この障害者の雇用促進確保につきましては、特に国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律、これは通称障害者雇用促進法と言っております。この法律に基づきまして、社会全体、とりわけ一般の民間企業に対し、率先垂範すべき立場にあるとともに、十分承知しております。

この法律の中では、国及び地方公共団体の法定雇用率は2.0％、一般の民間企業につきましては1.6％でございます。

さて、本市における障害者の雇用状況でございますが、昨年の調査では法定雇用率を達成しております。法規上の問題はないわけでございますけれども、しかしながら先ほど申し上げましたように、自治体の責任といたしまして、民間における障害者の雇用促進の気運を高めるためにも、一層の雇用促進を図る必要があるというふうに考えております。

そこで市といたしましては、今後、採用候補者名簿に登載された障害者につきましては積極的に採用するとともに、法定雇用率を下回るような事態になった場合には、特別枠によりまして採用試験を実施し、雇用の促進を図っていきたいというふうに考えております。

障害者が働く場合の受け入れ体制、例えば職場環境の問題でございますけれども、これには一つは人間関係の問題、それから施設面があろうかと思います。

特に施設面につきましては、その職員に合った施設整備を行い、日常勤務その他の行動に支障がないよう、努力をしているというところでございます。

それから本市における障害者の雇用状況でございますけれども、昭和63年６月１日現在で、障害者の雇用者数17人でございます。全体職員に対するところの雇用率でございますが、1.93％でございます。平成元年６月１日現在で18名、2.03％でございます。平成２年６月１日現在で18人、1.99％ということになっております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

障害者の雇用の確保あるいは促進につきましては、国及び地方公共団体は障害者雇用促進法で社会全体、とりわけ一般の民間企業に対し、率先垂範するべき立場にあり、日野市も自治体の責務として、民間における障害者の雇用促進の気運を高めるためにも、一層の雇用促進を図る必要がある。

私の質問の趣旨に沿って御回答をいただき、その考え方を大きく評価するとともに、やはり福祉を重んじる革新市政であると、つくづく思ったところであります。

今の部長の御説明の中で、もう一度お伺いしたいところがありますので、お答え願いたいと思います。いわゆる採用者の数の中で、昭和63年６月１日が17人で1.93％、それから平成元年が18人で2.03％、それから平成２年が同じく18人で1.99％というふうに私は聞きましたが、そのように発言されたでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　数字はそのとおりでございます。要するに障害者18人に対しまして雇用率が1.99％に下がっているわけでございますけれども、これは全職員数、分母が大きくなっているために、この数値が少なくなっているということでございます。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　わかりました。ありがとうございました。

身体障害者の雇用率につきましては、御承知のとおり、５年ごとに見直すことになっています。最近では３年前の1988年４月に、就業実態にあわせて雇用率をそれぞれ0.1ポイントずつ引き上げられました。先ほども私が述べたように、あるいは答弁にもありましたように、国、地方公共団体等の雇用率は非現業的機関で2.0％、そして現業的機関では1.9％となっております。

そこで再質問でありますけれどもこの2.0％、あるいは1.9％という数値は、それぞれの雇用率の下限であり、それをスタートにさらにポイントの上乗せを、いわゆる雇用の拡大、あるいはまさに一層の雇用の促進ということになっていくのですが、上乗せを図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、今日までの日野市の中で、退職等の関係で一時的にもこのポイントを下回ったことがあるのかないのか、この２点について、もう一度お尋ねします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

先ほどから申し上げましたように、地方自治体につきましてはいわゆる下限が2.0ということでございますので、市の指導的な立場からいきますと、最低限度のパーセントをキープしているということでございますので、今後一層障害者の雇用につきましては、努力をいたしたいというふうに考えております。

それから過去の数字の、いわゆる雇用率の問題でございますけれども、昭和63年以降につきましては先ほど申し上げたとおりで、それ以前につきましてはちょっと持ち合わせございませんので、また後日、文書で御報告をいたします。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

先ほど述べました国連決議が、日野市でも生かされることを最後にお願いいたしまして、この問題についての一般質問を終わりますが、最後に市長の方から、簡単で結構ですから、この問題に対するコメントをいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　我々が障害者の問題を考えます場合に、10年くらい前になったと思いますけれども、国連決議に基づく障害者年というのがありました。国連はそういう形で、広く人類の課題の解決のために、何々年という扱い方で、世界各国にその関係の運動を拡大をするきっかけをつくっているという役割になっていると思います。そのことに準じまして、日野市でも国際障害者年以降、障害者福祉に対しまして、かなり積極的な施策を具体的に進めてまいりました。日野市国際障害者年協議会というふうな、障害者に参加していただいた協議会等におきまして、いろいろな提言を具体化してまいりました。今日のつばさ学園等もその一環でございます。

しかもテーマは完全参加と平等、社会に完全参加し、また平等ということが趣旨でございますので、原則としては差別がない。したがってハンディもそのまま残すということはしない、こういうことになろうと思っております。そのハンディをなくするためには、一層の社会的な配慮も大切だと思いますし、生活の関係あるいはまちづくりの関係、いろいろな面で配慮をする努力は、むしろ今日の社会的な義務である、このような認識でございます。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　どうもありがとうございました。

それではこれをもちまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって18の2、市職員への障害者採用の促進についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時　閉会

6月19日　水曜日　（第7日）

平成3年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第15号）

6月19日　水曜日　（第7日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	簇野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成3年6月19日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時15分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問19の1、統計資料の数字についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（夏井明男君）　それでは、第1問目の統計資料の数字についてと題しましてお話をお聞きしたいと思います。

各日野市のデータは、日野市の事務報告書に詳しい内容が掲載されるわけですけれども、それを土台にしまして統計資料等が作成されてくるというふうに理解をしております。ここでは統計資料という表題ですが、事務報告書の中身についてお話を承りたい。特に、その中の数字の集計方法につきましては、さまざまな観点からやり方がありますので、そのやり方の違いによっては数字が非常に変動してまいります。そういうことを踏まえますと、一概に事務報告書というところで活字になった数字もその限界性があるわけでして、その辺を明らかにしていただきたいというのが質問の主なねらいであります。と申しますのは、このような数字が一つの基礎データになりまして、さまざまな日野市の事業計画の中に反映してまいりますので、その辺を確認をしたいというのが主な中心ねらいであります。特にここでは、公共施設の利用者数を中心にしまして、この問題を提起をしたいというふうに思います。

詳しい公共施設につきましては、サンプルを8点ほど質問報告の中で通知をさせていただいておりますが、それに従って話をさせていただきたいと思います。事務報告書の142ページで、地区センターの利用状況の表がございます。この中では、使用件数と使用人員が掲載されておりますが、使用件数におきましては地区センターを管理てしいる管理人の方に申請書を提出いたしますので、その都度、件数についてはその使用枚数を数えれば、件数が具体的に出てまいりますから、かなり精度の高い数字であろうと思います。しかし、その地区センターを利用される使用人員につきましては、どのように集計方法を行っているのか、その点が第1点であります。

引き続きまして、生活・保健センターについての問題提起でありますが、ここでは温水プールの利用者数も掲載——144ページですが、温水プールについての利用者数が掲載されております。これにつきましては、入場券を支払いますので、それを数えればかなり精度の高い利用者数が出てまいりますが、そのほかの会議室、講座室、練習室等が

ございます。ここにも具体的な使用者数が掲載をされておりますが、これはどのように計算をされてくるのか、という点であります。

それから、日野の市民会館であります。事業報告書で申し上げますと154ページ以下でございますが、ここでも市民会館の利用率ということで入場者の数、それから利用頻度等が月別に掲載を見ております。各入場券が発行されて、入口で入場券を徴取して行うというふうな内容の行事であれば、それを数えれば具体的に出てまいりますから、精度の非常に高い利用者数が出るわけですが、そのほかのものにつきましてはどういうふうな方法でこの数字を把握されているのか、その辺のお話を承りたいというふうに思います。

七生公会堂についても同じ趣旨でございます。

次に、婦人センターであります。婦人センターの利用もかなり講師、それから参加人数ということで掲載がありますけれども、自主教養講座ですとか、学習会ですとか、そういうものもあります。相談等もございます。中には婦人相談ということであれば、これはかなり正確にわかるわけですけれども、そのほかについての人数の把握というのはどういうふうにされてこの事務報告書に掲載をされてくるのか、お尋ねをしたいと思います。

その問題ですが、次にとよだ市民ギャラリーであります。最近、とよだ市民ギャラリーも利用率が低くなってきたというふうなお話でありますが、その辺、具体的にどういうふうに利用者数を把握をされているのか、という点であります。ギャラリーの行事によりましては、かなり高いものと低いものというふうに出てまいりますけれども、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、体育館でありますが、ここでもかなり事前参加が予測される団体につきましては、何名がうちの団体からまいりますというふうな形のものはかなり利用者数の数の把握としては、精度の高いものとして理解できますけれども、例えば南平体育館の利用者数等におきましては、それほど高い精度のものが把握しにくいのではないかというふうに思うわけですが、その辺どうなのか。また、学校開放も、中学校と小学校でも行われていますが、この利用者数についての把握をどういうふうにされているのか、という点であります。

同じく公民館が利用が非常に高いわけですが、行事によりましては、公民館の自主事業ということで比較的人数の把握がしやすいものもございますし、自主的に使われるような内容のものですと、その把握というのは非常にしにくいんではないかというふうに

外から見て考えるわけですが、その辺、公民館を運営される側としてどういうふうにお考えになっているか、お尋ねをしたいと思います。

それから、図書館でありますが、図書館におきましては、本の貸し出し数につきましてはかなり正確に把握ができます。しかし、事業報告書の306ページにありますが、この延べ利用者総数等の中には、単に閲覧といいますか、図書館に入って、本は借りないけれども中で本を見ているという数も、私は含まれているように思いますけれども、これはどういうふうに具体的に把握をされているのか、お尋ねをしたいという点であります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは、生活環境部関係の施設につきましてお答えしたいと思います。

まず、地区センターでございます。地区センターにつきましては、使用に際しましてお出しいただいております使用申請書、それに記載されております人数をもって計上しておるということでございます。あるいは実態と、この申請書にあります数値との差はいささかあろうかというふうには理解しておりますが、これは申請書の数字によって計上しておるということでございます。

次に生活・保健センターでございますが、まず、プールを除きます有料で御使用いただいている部分につきましては、使用申請書に記入されたその数値をもちまして、同じく計上しておるところでございます。プールにつきましては、これは入場券を購入していただいておるということで、実数をもって報告しておりますので、この点については、全く実態と一致しておるものでございます。しかし、有料貸し出しをしておりますそれ以外の施設につきまして、この数値の中には市が行います保健、衛生業務での来館者、あるいは展示室におきます、あるいは生活の広場におきます、市が行う行事での来館者数は含まれてはおりません。

次に市民会館の方でございます。これにつきましては、第１表にあります利用率の関係でございます。これは申請書の集計をもってしておるものでございまして、２表の方の利用者数につきまして、これは実際にお使いいただく中で事後にお知らせいただいている、あるいは係員によりましての目視によって把握しております数値を計上しております。したがいまして、実態と一致しておるというものでございます。

七生公会堂についても同じ扱いでございます。

それから婦人センターでございますが、これについては、実際にお使いいただいた後で御報告いただく中で、実数を計上しておりますので、実態と一致しているものでございます。

それからとよだ市民ギャラリーにつきましても、これはお越しをいただいて日誌を記載していただく扱いになっております。したがいまして、これは実数そのものは計上されてきておるということでございます。

私どもの所轄する施設としては以上でございます。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、社会教育部関係につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、南平体育館の関係でございますが、個人の入場者は、券を売りますのでその券によって把握をいたしております。それから団体の使用につきましては、申請書に記載された人数をもって把握をしております。

それから、市民大会等の市主催の場合の事業等につきましては、プログラム等の参加人員によって把握をいたしておるものでございます。

それから、学校開放につきましては、管理員によって開放日誌に記載された人数をもって把握をしてございます。

それから公民館につきましては、公民館も申請書に申請するときに記載された人数をもって把握をしているわけでございますが、記載されたときの人数によります、実際にはそれを前後した人数が実際には使われているかもしれませんが、一応、把握は申請書に記載された人数をもって数えております。

それから図書館でございますが、図書館は、利用登録者数の中で実際に利用した人数、例えば平成２年度におきますと、まあ事務報告書は元年度になっておると思いますけれど、平成２年度におきますと３万8,416名の登録者が利用されたわけでございまして、これが１人の人が２回利用されても１回に数えてございます。したがいまして、延べ利用者数の中には、１人の人が10回借りたというふうな数え方で、延べということになっております。そういう数え方でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、ここで質問いたしてますのは、数字のことですから、正確を期するということであれば、かなり厳密にした方がいいわけですけれども、それは何

のためということになりますから、それはむやみに精度が高ければそれでいいんだということにはならないということも、私も重々承知いたしております。

今、ちょっとざっとお話を聞いていますと、申請者の書類に、何名利用いたしますとあらかじめ予約をするときに、大体の人数の枠はどれぐらいですか、というふうに運営をされている方から聞かれるわけですが、そのときに、大体何名というふうな形で皆さん概算で書かれるのが通常だろうと思います。で、こういうふうな申請書主義といいますか、申請書に記載された数字の内容を重ねてそれをデータとして事務報告書に掲載をするという形のものが主流のようであります。

もう一つ、今伺ったお話では、市民会館の運営の中では目視する――目で数えるというふうに私は理解をしたんですが、そういうふうな運営の方法でもされているようなお話を聞きました。

それから、開放日誌ですか、運営日誌といいますか、例えばとよだ市民ギャラリーですと、日誌にはどなたが書くのかわかりませんけれども、恐らくそれを利用された方が日誌に記載をするんだろうというふうに理解をしますが、職員の方がそこに記載をするのか、ちょっと細かいことですが、確認をさせてください。要するに、運営側の方で、きょうは何名来られたということで記載して帰る、そういう日誌の形態なのか、職員の方が、把握をされた日誌の数をデータとして集めてこられるのか、その辺のお話であります。

それから、体育館の方で今、南平体育館ということで一つ今出させてもらいましたけれども、体育館ではかなりいろいろな施設がありますし、野外での運営形態もございますから、非常に正確的には把握をしにくだろうというふうに思っておりますので、南平体育館ということで今特定をさせていただきましたが、その中でも団体であれば、申請書に記載された内容の数値というお話と、あらかじめプログラムに参加人数何名というふうな記載があれば、それをもとにして数値を計算をしていくというふうに理解をいたしました。

このように、個々にねらいによって違うわけですが、さらに誤差をどの辺までに見積もって、上下関係を見積もって生のデータをここで私今、集計をして出されているというふうに理解をしましたけれども、そうではなくて、誤差率を勘案をしてやっておられる部署もあるのかどうか、また、それ以外に、例えばふるさと博物館等もそうでしょうが、場合によっては無料、有料という所もありますし、有料であれば当然券を買うわけですが、無料ということであれば変わらないということもありますが、そういう点を含

めますと、何か工夫をしている点があるのかどうか。生活環境部の方でもその数値の把握についてはさらに工夫をしている点があるかどうか、その辺、ありましたら、結構ですのでお話をしていただきたい。それが第１点と、先ほど申しました誤差率等含めた数値を勘案をして出してくるのか、申請書の内容の数値そのまま生でデータとして載せられておるのか、その辺が２点です。

第３点としまして、先ほど答弁の中で再度お聞きした、目視するというのは目で数えるということを意味するのか、さらに、日誌ということがありますが、とよだ市民ギャラリーでは日誌ということがあるけれども、これは要するに、具体的に言うとどういうことなのか。もう少し詳しくお話ししていただきたいという点であります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは、まず第１点の、工夫ということでございますが、特に現段階ではしておりません。

それとまた、誤差率というお話でございますが、これについても、現在の扱いとしては、申請書に出てきております数値をもってしております。それは特に、地区センターは御存じのとおり、自治会長さんの方に管理をお願いしている部分がございますものですから、その辺、申請書で出てきております数値をもって把握せざるを得ない事情がございます。そういうところでしておりますので、御理解を賜りたいところでございます。

また、市民会館の目視ということでございますが、おっしゃられるとおり、目でもって確認しておるということでございます。ホール等におきますれば、きちっとした固定されたいすに着席なさっておられるということもございますので、そういったことも可能ですし、また、貸し出し施設の方につきましても、係員が携われるところについては赴きまして、カウントするということもしておるところでございます。

それから、ギャラリーの方の日誌でございますが、これは使用者側で記載する日誌でございます。市側の係員が行ってするということではございません。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、若干答弁足らずのこともございましたので、なお知らせ申し上げたいと思いますが、先ほど公民館につきましては、申請書に記載された人数をもって把握しておりますので、実際に利用された方の増減は多少あるというふうに思っておりますが、南平体育館の方では、申請書に記載された人数をあらかじめ

掌握しておりますが、実際に使われた後、おたくの団体では何名でしたかという数字をさらに確認しておりますので、より確実な線に近いというふうに考えております。

それから、何か工夫をしておるかというようなことでございますけれど、ふるさと博物館につきましては、赤外線によります自動カウンター機が設置されておりまして、これによって人数を把握してございます。それで、有料入場者数は券でわかりますので、それを差し引くと無料の入場者数がわかるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今のお話で、再度細かい部分でわかったわけですが、私はこの利用者の数の把握につきましては、原則としてそこで利用される方の申請の内容で、まあ申請という言葉が適当かどうかわかりませんが、利用される方の自主的な判断で記載された数字を信用して、それをデータをもとにして原則として運営されるという点では賛成であります。本来、公共施設を気持ちよく使っていただくわけですから、その辺は大いに自主性を尊重してするというのが大事だろうというふうに思いますから、その点は、現在の運営方法としては、私は基本的には賛成であります。

で、私がここで問題点として指摘をいたしましたのは、これが具体的に事務報告書の中に数字となって、活字となって出てまいります。それをもとにして統計資料等が全部組み立てられてくるわけです。先ほどの生活環境部長のお話ですと、生のデータを修正をしてそこでやるということはしないで、そのまま掲載をするという方法であります。

前に私は決算委員会で、公務災害についてお聞きしたことがありますが、ある年度から公務災害が急に飛躍的に多くなった。しかも、それは教育委員会の中に公務災害が突出して何年も続いたというデータを見まして、指摘をしたことがございます。そういう話がそこで問題点として浮かび上がってきたのは、データの数え方、それから公務災害の申請のあり方等に問題があったということで、特に教育委員会が突出して公務員の仕事中の事故ということで、それほど具体的な指摘を受けるほどのものではなかったというふうな指摘でした。私はそのときに、要するに先生が、校内暴力ということも含めて、そういう方のけがが非常に多かったのかなということを考えたんですが、そうではなくて、学校の給食の調理員の調理場における大半が事故だったということで、安心した経緯があります。

これは一つの数値のとらえ方ですけれども、その辺、企画財政部としては活字になって数字がそこに掲載されますと、それが一人歩きをいたします。それが統計資料にも全

部掲載されてくるということがございますので、できるだけその辺については、利用者数の頻度については企画財政あたりがさまざまな角度から研究をして、より実態に近い数値の工夫ということは、される責任が私はあると思いますが、その辺、どういうふうにお考えになっているか最後に１点、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

企画財政部としても、「統計ひの」を毎年発刊しているわけでございます。もちろん、事務報告との整合性の問題も関連するわけでございますが、全体的な中で「統計ひの」につきましては、企画の中の統計係のおのおのの統計資料が中心でございます。ただ、まだ事務報告とのダブりもかなりあるわけでございますが、基本的には事務報告と「統計ひの」とのダブりを少なくし、「統計ひの」については、統計もの１本にしていきたいというのが基本的な考え方でございます。しかし、今質問者の中にもありましたように、各部署での資料等の問題等は、今後の問題として私の方でも精査をしながら調整をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　この問題につきましては、これからも市のさまざまな公共施設等が利用されるときには、必ず担当の方も、厳密に考えればより難しい問題として最終的にはある線で引くというふうなことを考えて運営をされていると思いますが、できるだけ基礎資料としての価値を持つわけですので、その辺十分考えていただき、できればこのデータは括弧付きにしまして、内々の申請者の主義による資料であるというぐらいの参考程度の解説があっても、私はよろしいんではないかということを思います。それを希望しまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって19の１、統計資料の数字についての質問を終わります。

一般質問19の２、日野市の水は安全かを問うの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　ここでは特に、地下水の汚染度を中心にして、どのぐらい汚れているのか。特に、日野市では、地下水を水道の飲料水として使っている実態があると思いますので、特にお尋ねをしたい。

特に、ここで指摘をしたいのは、多摩市で構成されております市長会がございますけ

れども、ここで東京都の環境保全局に対する要望書が出ております。ここでは63年度の地下水の汚染状況を指摘をされて、平成２年の予算要望の中で組み立てられております。そこでは特に、地下水の広域汚染調査をしてほしい、それから地下水の広域汚染の対策を図ってほしい、というふうに東京都に要望しているわけであります。特に多摩地域においては、トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物――化学物ですか――化学物質の地下水の汚染によって市民の間に不安が高まっている、大きな問題になっているという状況であります。汚染の広域化と、汚染源調査の難しさから、多摩の各市はその対応に苦慮している。で、平成元年10月に施行された水質汚濁防止法の改正によって、トリクロロエチレン、それからテトラクロロエチレンの２物質も有害物質として追加をされた。で、地下水への浸透も禁止されることになっているが、現在、汚染防止対策に有効な手段が見出せない状況である。ついては、地下水実態調査地点数の調査地点の個数ですが、これを多くしてほしいということと、地下水脈部の調査を含めて、広域的な汚染調査の究明に努めてほしいということであります。

63年の調査結果がここに掲載されておりますが、ここでは多摩地域の調査井戸55カ所を調べているわけですが、その中でトリクロロエチレンというのが検出をされたのが52カ所、その中で法の基準以上に検出されたのが17カ所であります。それから同じく多摩地域ですが、テトラクロロエチレン、これが55の井戸から調べて検出されたのが33カ所、その中で法定基準以上になったのは、超過数が12カ所であります。これは日野市ではございませんが、ある市で、出てはいけない有害物質が出たということになりまして、そこの担当の方もかなり苦慮して、非常に調査がしにくい。原則的には任意の調査ですから、相手方の承諾を得なければできないという地点もあるようであります。強制的な立入調査というのもあるわけですけれども、それに至るまでの状況証拠を把握をして行うということも必要になってまいりますから、非常に難しいという状況も聞いております。多摩市のこの調査井戸55カ所を調べて、トリクロロエチレンが52で検出をされている。テトラクロロエチレンが33カ所という実態がありますので、それでは日野市ではどうだろうか。特に、飲料水として３割ですか、場合によっては４割というふうに井戸水を混入して使っておりますから、その辺、日野市の調査結果はどういうふうなデータになっているのか、それが第１点であります。

それから、調査方法にも非常に苦労されるという点がありますので、現在日野市では、地下水等に関する調査をどういうふうな手続で、段階でおやりになっているのか、その辺を詳しく御報告をしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（日野義人君）　それでは、今御質問がありました件につきまして逐次御回答申し上げたいと思います。

まず最初に、市長会の環境保全局に対します要望事項の関係でございますけれど、ただいま御説明ございましたように、この要望事項につきましては、トリクロロエチレン、それからテトラクロロエチレンの数値が出されているわけでございますけれど、これは調査結果の年度といたしまして63年度の調査結果が出されているわけでございます。それで、この東京都環境保全局の調査は、水質汚濁防止法、これは昭和45年に制定された法律でございますけれど、この水質汚濁防止法に基づきまして調査を行っているというふうなことで、特に一般家庭等の井戸、いわゆる浅い井戸――浅い井戸といいますと、水道法の上では、一応目安といたしまして30メーター以下の井戸、あるいは30メーター以上の井戸ということで、浅い井戸、深い井戸という形で分けているようでございますけれど、この30メーター以下の一般家庭等の井戸を中心に、多摩地区で55カ所で調査をされたという結果が出されているわけでございます。

それで、東京都の水道局は、これは水道法の水質基準に基づきまして調査を行うわけでございますけれど、この環境保全局の調査結果で高い数値の検出された井戸周辺の水道汚水源についての調査を行うと。特に、高い数値の出た所には、特に注意をしての調査を行うという形で実施しております。

それで、日野市における状況でございますけれど、この平成元年度分では、後ほどちょっと説明をしたいと思いますけれど、この特に地下水の水道水で使っております井戸につきましては、深井戸、日野市の場合には水源が19カ所あるわけでございますけれど、150メーターから200メーターの深さの地下水を使うというふうなことで、私どもの方の調査したデータといたしましては、この深井戸に伴います調査を行っているというふうなことで、この調査については、今後も、特に調査については徹底をしていきたいというふうな考え方でおりますけれど、日野市の使っております地下水の状況でございますけれど、平成２年度の送配水量が1,944万3,700立方で、１日の平均配水量に直してみますと、５万3,270立方を使っております。それで、この数量につきましては、先ほどもお話ししましたように、日野の場合には、深井戸が19本ございますので、その配水量が１日平均１万2,900立方で、送配水量の24.3％に当たる。これは多少、年度によって使用割合は変動が出てきますけれど、平成２年度につきましては24.3％であったというふうなことでございます。

それで、御指摘のございました、この地下水の水質状況でございますけれど、東京都水道局では、当然のことですけれど、常に衛生的で安全な水を供給するという努力をしているわけでございますけれど、水質管理上、法令によりまして水質基準が定められておりますので、その項目に応じまして水質検査を行っているわけでございます。

その水質検査の方法でございますけれど、一つは、毎日行っている。それで、この毎日検査では、各給水区域ごとの給水栓で、水温ですとか、外観異常の有無ですとか、あるいはＰＨ値、あるいは残留塩素等の調査を行っている。それからもう一つは、月例の定期検査がございます。この月例の検査では、各浄水場の原水、それから浄水、それから給水区域ごとの給水栓の３カ所で、通常変化を起こさない項目、例えばフェノール類ですとか、銅、鉄、あるいは六価クロム等の12項目の検査項目を除きました内容を実施しているというふうなことでございます。それから、さらにもう一つは、年間検査と申しまして、各水源別、19カ所の水源につきまして、水質基準の全項目について実施しております。この年間検査につきましては、年２度行っております。それから、この定期的な年間検査に合わせまして、厚生省の指導によりまして、有機系塩素化合物、当面は厚生省で定めております制御目標値でありますソウトリハロメタン、それから暫定水質基準対象物でありますトリクロロエチレン、それからテトラクロロエチレン、それから1･1･1トリクロロエタン等の調査を19カ所におきまして年２回実施しているというふうな調査を行っております。

それで、この水道法で定めております水質基準でございますけれど、これは昨年の11月15日号の市の広報の中でも、「日野の水道水」というテーマで市民の方にもお知らせしておりますが、水道水は衛生的で安全なものでなければなりませんが、水質管理上は無色透明で、見た目にきれいなこと、異臭味がない、飲んでおいしいこと、それから三つ目としまして、病原菌や有機物質を含まず、衛生的に安全なこと等を基本に置きまして、現行の我が国の水質基準といたしましては、厚生省が定めました54年４月１日の26項目の基準と、それからもう一つは、昭和56年３月26日に定めました制御目標値、それからさらに、59年２月18日に定めました有機系塩素化合物、３項目の追加された項目を同時に調査を行うというふうな形をとっております。

それで、この追加された項目でございますけれど、一つはソウトリハロメタン、これが１立方当たり年間平均で0.1ミリグラム以下、それからトリクロエチレンが１立方当たり0.03ミリグラム以下、それからテトラクロロエチレンが１立方当たり0.01ミリグラ

ム以下、それから1・1・1トリクロロエチレンが0.3ミリグラム以下というふうな水質基準が現在定められております。したがいまして、これらの基準につきまして、地下水の検査を行っているわけでございますけれど、先ほど御紹介いたしました平成２年度11月15日号の市の広報のデータにつきましては、平成３年度の結果でございましたが、近時点では平成２年度の結果が、ソウトリハロメタンにつきましては、大坂上浄水場で0.001ミリグラム、それから多摩平の浄水場では0.007ミリグラム、それから三沢の浄水場では0.013ミリグラム、それから南平はゼロ、それからトリクロロエチレンにつきましては、大坂上浄水場、それから三沢、南平ではゼロ、多摩平の浄水場で0.02ミリグラム。それからあとのテトラクロロエチレン、それから1・1・1トリクロロエタンにつきましては、各浄水場ともゼロというふうな結果でございました。

それから、それらの水質結果に伴います今後の対応でございますけれど、確かに御指摘のように、調査が非常にしにくいということと、それの原因の把握が非常に難しいというふうなことが言われておりまして、一応国では、これらの微量化学物質に関する水道水の安全性を確保するために、平成元年度の10月から水質汚濁防止法に基づき、これらを含む水の地下水への浸透を禁止するとともに、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、これらを含む産業廃棄物について管理体制の強化を行うこととしておりまして、これらを担保するために、必要に応じては工場、事業所等への立入検査や、あるいはこれに基づく改善指導を行っていくというふうなことで、今後もこうした制度の運用の一層の徹底を図る方針でいるというふうなことでございます。

したがいまして、それらに応じまして日野市におきましても、都の水道局を中心にいたしまして、関係機関と連携を密にしながら、水質検査、あるいはその水質管理について万全を期して対応していきたいという考え方でおります。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　非常に詳しい御答弁をいただきましてありがとうございました。

今のお話でも、有機塩素系の化合物が検出をされております。結果的にはそれを今飲んでいるわけですが、今の御答弁にもありましたとおり、深井戸の調査ということの性格からも、水質の汚濁が広域化されており、非常に調査もしにくい、いわゆる日野市だけというふうなものではないということが、実態が出てきたわけでありますが、そういう点からも、市長会で東京都への要望ということで出ているわけですけれども、ぜひ、日野市におきましても、一番最新の精度の高い機械もあるようです。独自の調査でさらに詳しい調査を引き続きしていただいて、最終的にはこの問題は国の問題であり、東京都の問題ですけれども、その実態を正確に把握をしておく、摘出をしておくという作業は市町村でも予算を東京都からもらうまで、国からもらうまで待つという姿勢ではないと思いますので、ぜひ、その辺の実態の把握には、正確に把握をして東京都、国へ強力に働きかけていただきたいということを最後に要望しまして、質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって19の２、日野市の水は安全かを問うの質問を終わります。

一般質問19の３、多摩平支所の廃止案についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　この廃止案の中身につきましては、前回の議会で古賀議員が、果たして必要かということで議論を展開されてますし、今回の一般質問でも社会党の名古屋議員が、支所の廃止案についての疑点をえぐっているわけでございますが、私も目と鼻の先にございますので、この両者の方の声を聞くわけであります。そういう点を踏まえて、ぜひ御答弁をいただきたいというふうに思います。

一つは、前の質問の中でも実態が明らかになりましたが、多摩平支所が過去の役割を果たした施設ではない、ということが明確に浮かび上がっております。多摩平支所の所管の管内人口、世帯を見ましても、市全体の25％の人口の地域であり、世帯で言えば、市全体の26％の方の管内区域であるわけであります。また、税収等の取り扱い件数、金額を見ましても、件数でも市全体の23％を扱っております。金額でも17％という大きな比率を占めております。それだけではなくて、母子健康手帳の交付の件数が21％、国民健康保険関係でも10％、年金関係でも６％というふうな形が示されております。事業の取り扱い件数におきましても、かなり大きな形が占めているわけであります。

具体的に申し上げますと、住民異動届け等受け付け発行件数等ですから、住民票関係、印鑑登録関係、戸籍謄本関係でございますが、これでも年間６万6,365件の方が平成元年度に利用されております。日野全体が31万8,000として約21％、２割強の方が利用されているという実態が出ているわけであります。これをあえて廃止をするという理由を聞いておりますと、一つは、役割が終わったという点であります。陸橋ができたんで、神明のこの本庁まで健康も兼ねて歩いてきていただきたい、というふうに答弁されている。第２点は、多摩平支所の廃止のかわり、郵便局で手続ができます、というふうにおっしゃっています。これは私たちがほかの他府県に手続をすると全く同じでして、要するに自分で封筒を用意して、送信、返信用の切手を入れて、手数料を入れて、自分で名前

を書いて、何々市役所殿というふうにして、郵送して出す、それが後日届くというだけです。

で、郵便局でじゃあ何が用意してあるのかというと、要するに申請書書く書類だけが用意してあるというだけですね。利用者とすれば、御承知のとおり郵便局が狭いですし、忙しいし、混んでいる。従来どおりの利用なんていうのは到底、実態をよく見ておられる方であれば、今の多摩平郵便局は筆頭ですが、どういうふうな状況かということはよく把握ができると思うんです。そういう点を含めても、実質的には、細かい話かもしれませんけれど、124円の値上がり。さらに手続が自分で全部やる。さらに混んでいて、ずっと待つという実態が出てます。実際に利用された方はいるんですが、やはり不便だとおっしゃっています。

ですから市長も、豊田の駅の北口の所に、代替案としてそれをつくります、というふうに発表されたわけですね。それがこの間の名古屋議員のお話の中にもありましたけれども、断ち切れになってそのまま、代替案なし、こういう状況であります。これでは、私は代替案にならないというふうに全く思います。これは詭弁だと思います。ですから、代替案としてそれを出されるのはおかしい。要するに、市民の方に間接的に私はうそをついたことになると思いますから、代替案として出すのは、私はおかしいと思います。

それから、第３点目に、市長がおっしゃってますが、市は今９名の職員が張りついていると。で、スクラップ・アンド・ビルドで、新しい行政部門にそれを振り分けていきたいんだ、要するに９名の職員はもったいないんだ、それが行政改革の趣旨であり、市の職員定数の管理のあり方でもある、というふうな答弁をされております。それはそれとして一つの物の見方でありますし、私も全面的に否定するものではありません。しかし、それによって出てくる弊害ですね、具体的には、これは古賀議員もおっしゃってましたが、要するに市民サービスの低下ということをしてはいけないんだ。むしろ、きょうは昼の窓口はあけますよ。昼の時間でもやりましょう。また、通勤、共稼ぎの方がいれば、それに合わせたような形のものを行政として窓口に置きましょう、そういうふうに全国的にも行政というのは前へ前へ地域の近くの方へ、というふうに進んでいる。それが日野市では、２割強の人が使っている状況を全部廃止して本庁にどうぞ、というのは、代替案もなくやるのはおかしいではないかというのは、もう説得力のある十分な話です。

私は一つ、折衷案といいますか、出しておりますのが、それならば、正の職員の方を２人、そこに責任者として配置をしていただき、あと６名か７名の方を市の、特にそういうふうな窓口業務をずっと扱ってこられたベテランの方を定年退職をした後に、その窓口で臨時職員といいますか、そういう形で来ていただいてやっても、私はぜいたくな話ではないというふうに考えているわけですが、どうかというふうな点であります。

それから、これは市長が最近、非常に力説をされている視点でありますが、要するに多摩平のあの支所を廃止する大きな理由は、もっと住民の地域の方が有効に使っていただける、もっと喜んでいただける施設をつくるんだということを今、お話を始めております。要するに多摩平支所を廃止した跡の全体的な計画の中で、地域の方が喜んでいただける施設をさらに発展的にやっていくんだ、だから文句はないじゃないか、というお話であります。ところがこれについては、今般の沢田議員からもお話ありましたけれども、この廃止するかどうかということは、旭が丘の人たちにも聞いたのか、多摩平団地自治会の役員だけの同意を得て進めるというのはおかしいじゃないか、というふうに、私は話を受けてもっともだというふうに思いました。

特に、この多摩平支所の管内人口、管内事務の取り扱いを見ますと、、多摩平の証明だけではないんですね、利用している方。日野台でもかなり多くの方が利用されていますし、旭が丘はもちろんであります。豊田、東豊田の方も、非常に多くの方が利用されている。だから２割以上の人がここで具体的に使ってもいるわけです。それをあえてその不便を押してどれだけのものをじゃあつくるのかという計画を見ますと、これは私も前に予算委員会で、これはたたき台かどうか、たたいたら壊れるかどうかということで企画財政部長にお話ししましたら、壊れても結構でございます、という議論のあった代物でありますが、要するにこれですね、平成２年３月の43ブロックの整備調査報告ということは、これは急遽出たわけですけれども、これは一番後ろの所に、じゃあ何をつくるのかという話であります。で、社教センターはそのまま残すということ。要するに、実際にじゃあ、何を我々に喜んでつくってくれたかといいますと、地域集会施設をつくります。地域で集まる、集合的な集まる場所をおつくりします。あともう一つは、市民図書館をつくります、それから児童館を二つつくります。それは幼児教育センターをつくります、それから喫茶店、レストランをつくります、それから屋上庭園をつくります、こういう話なんです。そうしますと……（「幼稚園、保育園もある」と呼ぶ者あり）これは今幼稚園、保育園とおっしゃってましたけれども、これはもう既存の施設ですから、これはもう当たり前のことで、言うに及ばない話です。

で、この中で児童館をつくる、一つは第五小学校の所につくったわけですね。児童館のかなり大きな機能的なものは学童クラブの運営がありますから、あれは第五小学校の

所についこの間つくりました。私は狭いと思いますけれど、つくりましたね。児童館二つもつくることないんですよ。これ一つつぶしても、多摩平支所の入るだけのスペースはあります。それから、地域集会施設をつくりますというお話ですけれど、これ、社教センターの建物の中で十分あるんです。社教センターの中に今実際に市政の図書館の分館があるんです。今利用されているんです。で、社教センターは、これはこのままで維持をしていきます、とお話ししているんです。あの中には集会施設もあるし、体育館もあるし、図書館の分館的なものもあるんです。その上にあえて児童館を二つ、何階ですかね、これ。3階、4階につくるわけですね。かなり大きなスペースです、見ますとね。それからギャラリーをつくるという話なんですよ。ギャラリーというのは、多摩平のいわゆる物納で納めていただいたあそこにあるわけですね。これは非常にずさんな計画でして、どこがずさんかといいますと、この間の市民意識調査の地域の方の意識調査をしております。

それを具体的に見ていきますと、具体的な要望はもっと違うところが随分あります。これは市長も読まれたら、企画財政部で中心になってつくっているでしょうから、これはわかっていることだと思うんですけれども、要望があります。喫茶店、レストランをつくってくださいという要望はないんですね。あの辺には喫茶店もありますし、レストランもあるんですよ。それから地域集会施設も、これは沢田議員のお話じゃありませんが、どの辺までの地域の人が利用ができる規模の、どの辺までの地域の方に喜んでいただける、利用していただけるものかということを計算をしたものではないんですね。だから、我々も使えるんですか、という声が出てきます、これは当然。

それから私は非常に詭弁だと思いますけれども、企画財政部長、温水プールということを言い始めています。これ、図面の中に温水プールなんてどこにも出てきませんよ、実際に。これは詭弁ですよ。どこにこの図面の中に温水プールの敷地があります。これは企画財政部でつくったんでしょう。そんな敷地なんてどこにもありませんよ。それを有効利用で温水プールをつくりますということを、そういううそをついちゃいけませんね。うそをついちゃいけないと思いますよ。やっぱり正確に市民の方に聞き苦しい話であっても、苦い話であっても、話をしなければいけないところは、私は話をしなきゃいけないと思います。しかし、これはうその話ですよね。恐らく企画財政部長が話をしているのは、今の社会教育センターも、あそこは本当に古いと思いますよね。気の毒なぐらいだと思います。市長は、他人様の建物について言うのは失礼だという話ありますから、私も言いませんけれども、恐らく企画財政部長の頭の中には、あそこの社会教育セ

ンターが建っている建物しか敷地がありません。どう見たって、図面引いたって。あそこをおっしゃっているのかと思うんですよね。その辺が要するに、わからない。要するに一番わからないのは、今市長は、多摩平支所を廃止する、その廃止する不便はあるけれども、それ以上に喜んでいただける施設をつくるんですから、という話あるけれども、具体的に喜んでもらえる施設かどうかということを検討しますと。これまでして多摩平支所を廃止するなんていう必要はない。もっと言いますと、多摩平支所は、この児童館を二つ建てないで、1カ所だけとればいいんですよ、つくれば。スペースあるんですもの。これ、建築課の方で面積を調べ、今多摩平支所のスペースを調べますと、自動的に出てきます。見た目だけだって、かなり大きいですよ。1個つぶせばいいじゃないですか。喫茶店とレストラン廃止して、ここに多摩平支所を残したらどうですか。それの方を私は市民の方は喜ぶと思いますよ。人件費の問題をおっしゃるなら、私のような方法を採用されたって、十分とれるというふうに思いますよ。非常に市の考え方とすれば、説得力が薄いというふうに思うんですね。

以上、私お話申し上げましたが、その点踏まえて御答弁をいただきたい。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　この質問には私が答える必要があると思っております。

今、御質問の中で、市民にうそを言うという言い方を使っておられますけれど、うそを言うつもりは全くございませんし、また、詭弁でもない、このように思っております。既にある市民施設をなくするということは、それだけのサービスにマイナスが生ずるということは言うまでもないわけでありますから、そのことを十分承知をしております。その上で、より自然体の行政サービスの発展と、それから行財政改革に合わせて、よりメリットを高めようということが発想のきっかけであり、また、61年当時に行財政調査会からも指摘をされた、そういう経過でございます。

この質問の中に、児童館を二つという発言がありますが、児童館を二つつくるということは、ないわけでありまして、五小、六小、2校に合わせて対象にする児童館をつくるというのが、日野市の児童館方式になっております。その場所に充てたいという考え方はございます。

それから、プールのことも言っておられます。プールは、これまで2回広報に書きました。記事の中にも、社教センターと協議をしてプールを設けると、つまり社教センターの現在使用している敷地の中に設けたいという考え方であります。これは過去にそうい

う運動もございました。それを実現しようということであります。そして、確かにまた、代替措置、つまりデメリットをいかに少なくする対策ということが必要であることは言うまでもありません。そのことにつきましても、十分交通条件の整備、あるいは今御指摘の、仮の受付窓口をということも考えられないわけではありませんが、できれば、おいでになる方を当分はなるべく市役所にお運びする、そういうことを実現をしたいということも、あわせ考えておるわけでありまして、まず第１に、一番我々の課題になっておりますのは、幼稚園、特に保育園の建てかえの問題であります。つまり、休業をしないで建てかえをするということになりますと、仮設で別の場所に設けるか、あるいは別の用地を充てるかということでありまして、支所自身も既に老朽化しております。この支所は、かつて住宅都市整備公団、当時の住宅公団の多摩平開発事務所を日野市はもらったというものでありまして、もう三十数年近い、かなり老朽していることも事実であります。そのこともあわせ考えまして、特に幼児施設、幼稚園、保育園の２施設の建てかえをしなきゃならない。それにもやはりスペースが欲しいわけであります。頭で描いてみても空き地をつくるという必要が出るわけでありまして、そういう一つの建てかえのサイクルをやりたい、こういう考え方もあわせ伴っております。つまり、住民に対するサービスのより理解されるということがなければ、確かに機能の置きかえということも困難であることも承知しております。

そして、集会施設という言い方をしておるわけでありますが、これからの市民の集会施設、ある程度の規模を持たせ、そして文化活動のできる場所をつくりたい。そのまた使用者の範囲でありますが、これは別段特定するものではありません。身近なところから便利が伴うということにはおのずからなるわけでありますが、なるべく広域に使える施設にしたい。このことも一つの納得をいただく手だてになるということは当然であります。行政は、日々現実の問題を抱えておるわけであります。また、あわせて一定の将来を展望しながら、年次年次の前提をつくっていかなければならない、このように思っております。

そういう意味で、今回、多摩平支所を本庁に統合するということにあわせまして、それに伴う後々の利用計画、これを実施していきたい、こういうことでございまして、一番大切なのは、交通不便を少なくするということだろうと思いますので、今の車の運行の倍増ぐらいは図りたいということ、なおもっと細かく言えば、その今の運行の倍増ということは、ちょうど多摩平管区の全域に及ぶように思っております。それから、もっと具体的に多摩平支所に行政の窓口事務に来られた方に、なるべく細かい、本庁にお運

びする手段、つまり連絡バスというふうなものをあわせ考えるということを申し上げておるわけでありまして、プラス・マイナスなかなか説明が難しいわけでありますが、私は将来を展望すれば、この事業はやっぱり、いつのときかにやらなければならない、そのように考えてもいるわけであります。そのような理解をいただければ幸いでございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、市長の方から御答弁いただきましても、かなり私は苦しい御答弁だと思います。で、市民の方にうそをついてはいけないということ、私はうそはついてません、というお話なんですけれど、今始めて出たんですね。今の社会教育センターの敷地の中を、そこに温水プールをつくるんです。だからこの図面は、決してうそではないと。また、市民の方に、温水プールをつくるということについてうそをついてない。私はうそをついているという形、ちょっと話がきついかもしれませんけれども、うそを結果的についているというのは、実は、この多摩平支所の廃止の部分と、社教センター建てかえませんから、敷地は全然別なんです。ですから多摩平支所を廃止することと、温水プールをつくるということは全く別な話なんです。これは当たり前のことですね、図面見てもわかるとおり。ですから要するに、多摩平支所を廃止しますよ。その見返りに温水プールをつくりますよ、という話じゃないんです。これが第１点です。

それから、その児童館、今市長の方にも図面お渡ししましたけれども、それはこれの図面のコピーですからわかると思いますけれども、二つなんですね。３階、４階につくる。この建物を見ますと、今の社会教育センターよりもかなり大きな建物がこっちの何というんですか、今の第一幼稚園の敷地内に４階建てでかい建物が建ちます。今の社会教育センターよりもはるかにでかい建物が建つんです。で、これの３階、４階を全部、あのフロアを全部児童館の施設が占めますから、かなりでかいものが二つ中に入るんですね。２階に幼児教育センターと、その並びに喫茶店とレストランをつくるわけです。はるかに多摩平支所の現状の敷地を見ますと、ちょっとお借りすりゃ、入る敷地なんていっぱいあるんですね。それからさらに、今の第一保育園の側にも、ほぼ社会教育センターと同じ建物が建ちます。これの１階が市民図書館であり、ギャラリーであり、情報センターだって言うんですね。その２階に中央集会施設をつくるというんです。ですから、この施設の１カ所をつぶせばいいんじゃないか。なぜつぶす、要するに変えればいいんじゃないかというんです。なぜ変えるかといいますと、現在社会教育センターで機能しているんです。何が機能しているかというと、図書館関係が機能しているんです。

それから体育館関係が機能している。それから集会施設が機能しているんです。ですからこれ、二重になるんです。同じ施設のものを同じにつくるんです。ここのところをよく検討されてないで図面かかれていると思います。

それからこの辺の地域は、御承知のとおり、図書館の分館をつくってほしいというのは、旭が丘地域の方面なんですね。そちらにつくってほしいという請願が出ました。温水プールをつくってほしいという希望率は――希望ですね――意識調査によると、多摩平でもそうですし、平山の方でも三十何％というデータが出てます。ですから、ここで温水プールをつくるというのは、市民の要望にかなえているんだということは、かなり言えると思います。でもこれは、何も多摩平地域ではなくて、いわゆるほかの地域でも希望は高いです。今の生活・保健センターにあります市の本庁中心では、確かに若干、温水プールをつくってくださいという希望は少し低いです。これは当然ですね。地域にあるわけですから。こういうふうなデータがあります。ですから、社会教育センターで機能している部分の建物を、何も同じものをつくることはないじゃないですか。

あともう一つ、今市長がおっしゃった、不便をかけない代替案として、これは冗談としかとれないんですが、市の庁内の車でも派遣して、住民の人を運ぶぐらいの意気込みがあってもいいじゃないか。それは意気込みはいいです。ですから、その意気込みは大事にしていただいて、何もそこまでするんならば、今の現在の体制で、おやりなって十分いいんじゃないかというふうに思います。

あと、行財政検討委員会の中身というお話ありましたけれども、これが過去に労をとられた方に対する失礼になってはいけませんけれども、実際に少数意見、多数意見で、むしろ少数意見がこんなぶ厚くなって、全体的にまとまったやつが薄っぺらになっちゃったというのが、あれの調査会の性格を物語っているじゃないですか。ですから、どの辺まで詰めて、指摘をされたから、ということは、私は入ってないと。特に、職員の８名、９名を張りつけてやるのがむだであるという発想があるならば、むしろそこによってどこにしわ寄せがくるかといえば、市民の人にくるわけですから、25％近い人が、利用している人がくるわけですから、それならばなぜ……。用務員の指摘があります。正の職員で２人で対応している。学校の機能の変化がある。三多摩の各市では、１人は臨時職員で対応している時代に入りました。これは監査報告でも指摘をされています。もう大分前にされている。そういう組合関係で反対を受けるから、そういうとこでは手をつけない。最終的には市民の方に、直接市民の方に目が向いてくるというのは、私は逆だと思いますよ。むしろそういう方面の監査でも指摘されているぐらいのところをきちっと

手をつけて、それでこれだけ毅然たる姿勢を示して、ここまで市では内部的にやってますということがあって、市民の方でもここのところは多少負担してください、というんだったら説得力がありますけれど、それがないんですよ。こういう姿勢では私はいけないと思うんです。いろんな角度から市長のおっしゃっている意味は、私は全面的に否定するわけじゃありません。

しかし、つぶさに具体的に社教センターがある、多摩平団地の建てかえがあるときには、恐らくそこには公団としても全体的な施設を考えるときも出てきます。そういうことも含めて私は検討されていないから、なぜ２割以上の人が利用している中を、そんな不便をかけてまで、何万件という数字の人の申請を無視してまでやる必要があるのか、もう少し柔軟にお考えになってもよろしいんじゃないですか、ということでお話を聞いているわけです。最後にもう１問残しておりますが、市長どうでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　言われる意味も、よくわかるわけであります。この言われる意味はわかる上になおまた、必要性ということは変わらないというふうに、私の気持ちでは答えざるを得ません。つまり、支所機能は本庁でなるべく統合して、そして全市民に公平な条件サービスをするということも大切だと思っておりますし、日野市の今日の自治体の形成は、過去、日野町と七生村で合併があった、こういう経過から、多摩平がまたちょうど新しい地域社会としてできた当時に、この支所の必要があった。こういうことは、おのずからの当時の要件だったと思っておりますが、今日の情勢からすれば、多摩平を本庁に統合し、そのあとにより有効な行政サービスの拠点を設け、そして１年１年、一歩一歩といいましょうか、市全体の総合的な発展を図る、こういうことが行政の発展そのものである、というふうに考えております。

あった施設をなくするということは、当然伴うマイナスもあるわけでありますが、そのマイナスを超えるより大きいメリットをつくり出す、そして市民にも喜んでいただく、こういうことが当然、時によってとらざるを得ない、こういう時期もあるだろうと思っております。その時期がちょうど到来しつつあるということもあります。用地の確保ということは、いろんな意味で大きな転機をつくる、そういう展開であります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市長が今、御答弁いただきましたけれども、ぜひ、一つの当初の考えに固執されないで、私も一番初めの考えに固執する癖のある方ですが、ぜひ固執

をされないで、柔軟に市民の方の考えを聞いていただきたいというふうにお願いをしまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって、19の2、多摩平支所の廃止案についての質問を終わります。

一般質問19の４、日野台一丁目地域の緑地確保をはかれの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　残りわずかな時間で、非常に答弁される市長には申しわけないんですが、５分ほどですが、質問させていただきます。これはもう、再三議会で質問されておりまして、市長も熟知されておりますので、一言だけ簡単に触れさせていただきます。

去年の議会でも、この日野台一丁目の地域は人口密度が高い上、かつ、子供たちも多い。その子供たちも、23区内と同じように道路の中で遊んでいるという状況がある。この中には児童公園、緑地が全くないという地域であります。工業地域ということを含めて、これを業者が目いっぱい建物を建てているという状況がある、というお話をさせていただきました。で、今回、詳しい具体的な話が土地の状況として生まれてきている状況があります。

市長のこの間のお話ですと、今建てようとしている業者が、建物をつくるのを断念をしたという状況があります。市長の先日のお話ですと、業者の方から売ってもいいよという申し出があるならば、何とかその辺を考えていきたい、というお話がありました。その辺含めて、業者の方の側から、市長御存じのとおりでありますが、長谷工が建てようとした、同じであります、請願も出ている話でありますが、業者の方から、ぜひ買っていただきたいというふうな状況が、非常にいい状況だと思いますが、ありますれば、ぜひ積極的に対応して、日野台一丁目の地域に緑地を確保していただきたいというふうに思いますが、一言その辺に関する市長の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。あと２分少々です。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問は、日野台一丁目２の27、モリタ興産跡地1,380平米、実測。こういう工業地域の場所であります。この場所を長谷工マンション企業が事業を始めようとしたわけでありますが、周辺の反対があり、また、日野市としても同意できない、こういう事情がありますために、建築物を思いとまって、その跡地があいてきた、こういうことであります。そのときの持ち主は名鉄不動産であります。きのうもこのこ

とにつきまして、地域の住民の方の陳情を受けました。私のお答えをいたしましたのは、確かに日野台一丁目のこの地域は、広場がなくて、大変地元で生活上の御苦労が多い。結論といたしましては、マンション企業の後始末をしたという形をとらない形で市が確保するという手順をこれから進めていきます、というふうにお答えをしておきました。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　大変にありがとうございました。ぜひ、日野台一丁目の地域に緑地を確保するという観点をぜひ継続して、執念を持って取り組んでいただきたいということを要望しまして終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって19の４、日野台一丁目地域の緑地確保をはかれの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時45分　休憩

午後１時25分　開議

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問20の１、車いす使用の単身者にも市営住宅を！の通告質問者下村　功君の質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

○８番（下村　功君）　車いす使用の単身者にも市営住宅を！ということで一般質問をさせていただきます。

今、表題にありましたように、まさにしゃべる話なんかほとんどないわけで、車いす使用の単身者にも市営住宅をつくっていただければいい、という結論なんですが、実はこの話を私がしようと思いましたのは、先般、重度の身体障害を持つ方から、市営住宅に申し込みをしようとしたところ、単身者の場合は申し込みができません、というように言われたという話をお聞きしたわけです。この方は、両下肢が不自由で、車いすを常用されておりますけれども、民間のアパートで単身で生活しておられまして、炊事などの家事も実に巧みにこなしておられる方でございます。

そこで、私も議員ながら不勉強で申しわけなかったんですが、単身者用の車いす住宅

というものが、今まで公営住宅、まあ市営だけじゃなくて都営も含めてですけれども、なかったのかというところで、まず市営住宅の入居基準がどうなっているんだということで、日野市の市営住宅条例というのを読んでみました。第５条に申し込み資格が定められており、その第１項に、「現に入居し、又同居しようとする親族があること」とあって、確かに単身者には入居資格がないとされておるわけですが、続く第２項には、「高齢者、戦傷病者、被爆者などと共に、身体障害者についても障害の程度によって単身者であっても市営住宅の申し込みができる」と書かれているわけです。要するに「一定の条件の者には、単身者でも市営住宅の申し込みが可能である」というふうに書かれております。ただし、身体障害者の場合は、「常時の介護を必要とする者は除く」という規定もありまして、やや制限された形にはなっておるわけですが、私が先ほど述べた方は、まさに常時の介護を必要としておられないことは明らかであるわけです。また、同じ条例の第３項に、単身者用の住宅について書かれております。「居室数が２室以下、又はその住戸専用面積が29平方メートル以下の規模とする」という規定になっております。じゃあ、国の方の、多分、市営住宅条例が準拠したんだろうと思いますが、公営住宅法という法律がありまして、そこにもどうなっているかと申しますと、ほとんど同じ内容の記載があります。

以上のことから、平たくまとめますと、公営住宅を申し込める人は、一般的には同居人を必要とする。しかし、障害者の場合、一定の障害の程度で常時の介護を必要としない身体障害者は、単身者であっても申し込みをすることができる。しかし、この場合の市営住宅は単身者用に限る、という体系となっていることがわかるわけです。したがって、単身の身体障害者が市営住宅に申し込める場合は、単身者用の住戸が現にあるかないかということにかかってくるわけです。さらに、今問題としております車いすを常用されておられる方、この場合には、公営住宅、あるいは市営住宅といったもののエントランスや玄関、そうした段差のある部分をスロープ化していくという、まあ一般的な住居よりもやや手を加えるといったことが必要となってくるでしょう。また、居室内についても、水回りなどで、どうしても床上げをしなければならないところについても、一定の配慮をしてフラットな構造にしていくということも、必要ではないかと思われます。すなわち、車いす使用者用住宅といったものが必要となると思います。

以上のことを、法体系では以上のようになっているわけですが、そのことを踏まえまして、幾つか質問をしてまいりたいと思っております。

まず、今市内に、心身障害者の方が約2,000人おられると聞いております。その中で、

単身者で車いすを使用さている方が何人ぐらいおられるかを、市の方ではつかんでおられるのか、それをまず、第１問としてお聞きしたいと思います。

それから、これはないということなんですが、過去に日野市では、そうした車いす用の住宅、これは世帯向けでもいいんですが、そうしたものをつくろうという計画を過去にしたことがあるのかないのか、検討されたことがあるのかないのかについても、お答え願いたいと思います。

また、今後、これからですが、供給する計画がおありなのかどうか、また、計画がある場合には、一体何戸ぐらい、そうした車いす用住宅をつくっていく計画なのか、以上を担当部長さんからお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　下村　功君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

まず、１点目の、車いすを利用している方で、いわゆる単身者の数でございますけれども、ちょっと今数字を持っておりませんので、後刻回答いたしたいと思います。

それから２点目の、車いすを使っている方のいわゆる市営住宅の建設の計画はあったかということでございますけれども、これは今、下村議員さんからもお話がありましたように、公営住宅の建前というのが、第１は、いわゆる世帯用であるということでございます。それから２点目に、特例のような形で老人及び身体障害者の入居資格ということで、単身者につきましては、まず60歳以上、これは女性については50歳以上というもの、それから身体障害者福祉法第15条に規定するところの、これは１級から４級までの方でございますけれども、こういう方に該当する。それから３番目は、戦傷病者特別援護法というのがございまして、この法律に該当する者ということになっております。

したがって、この単身者についての都営住宅なり、市営住宅の建設というのは、特別には今まで行っていなかった。既存の29平方メートルでございますか、以下の住宅を一応単身者対象住宅といたしまして、道を開いているということでございます。この単身者も、今お話がございましたように、前提は今三つほど申し上げましたけれども、これも常時介護を必要としない者、ということで、非常に入居の幅が狭められているということでございます。

こういうようなことを踏まえまして、今後日野市がどうするかということになるわけでございますけれども、十分私どもも、この法律なり、それから市がどう対応したらいいのか、これは市の住宅政策の中で、これから市の施策も出てきております福祉住宅も含めて、いま少し体系的に整備をいたしまして、市の施策として打ち出すことができる

のかどうか、今後検討してみたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　ありがとうございました。

まず、市内に車いす常用の単身者が何人おられるか。これは担当セクションが総務部ということで、福祉部とやや異なっておりますのでつかみづらいという点はあるかと思いますが、ちょっとお伺いしたいんですが、福祉部長の方では、その辺はおわかりになっていないのかどうかお聞きします。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　平成元年度でございますけれども、肢体不自由者ということで、恐らく正確な数は把握してございませんけれども、障害の程度、等級によりまして、比較的重度の方、１級、２級の方で約500名ほどいらっしゃいます。この中に車いすの方が含まれていると思われますけれども、実際、正確な数字は把握してございません。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　この問題については、いろいろプライバシーの問題とかいろいろありますんで、正確な数字を出すということはなかなか難しいということは理解するところです。ただ、昨日の佐藤議員の質問の中で、市長がお答えになったんですが、「心身障害者の福祉については、社会への完全参加と平等が目的であり、生活とまちづくりに配慮するのは当然である」ということでございます。これは日野市の基本計画第４節に書かれておる内容だと思いますが、この日野市基本計画第４節、参加と平等を目指す障害者福祉には、「心身障害者への施策は、社会参加と平等を実現することが基本です。すなわち、障害を持つ人も持たない人も、ともに生きることが普通である社会を実現することです」と書いてあります。

この市長も昨日言われた平等という精神を考えていけば、車いす用の住宅でなければ入居できない車いす使用者が現におられるわけですから、そうした車いす利用者、常用者にも、市営住宅ないし公営住宅をつくっていくということが目的の一つとして入ってくることは当然だと思われます。

それでここに、最近、ごく最近ですが、この６月５日から６月12日まで募集が行われた都営住宅の、これは何というんですか、入居者のしおりといいますか、申し込みのしおりがあります。これによりますと、住宅のタイプがこの都営住宅の場合ですが、母子世帯向け、老人世帯向け、心身障害者向け、低所得一般世帯向け、そしてそれに加えて、

車いす使用者世帯向けという形で限定されておる。その中に車いす使用者も入ってきております。そしてこの特徴ですが、これは日野市でも行われていると思いますが、抽選という形ではなくて、申込者の困窮度合いによって入居順位を決めていくという、いわゆるポイント方式という入居募集の方法で行われているということです。これは、今申しましたように、都営住宅はまだ車いす使用者世帯向けということでありますが、少なくとも既に都では、車いす使用者への住宅を供給し始めているということです。

日野市は昨日、市長も胸を張っておられたように、日野市の福祉が大変進んでおるというように言われてきましたけれども、少なくとも市営住宅の問題、そして身障者向けの住宅の問題については、残念なことだなと言わざるを得ないわけです。そこでやはり日野市が、福祉のまちとしてこの日野市基本計画で述べられたような「参加と平等」ということを基本としてやっていくならば、当然ながら現存される単身者の車いす使用者、この方への住宅サービスといったことも、今度は都に一歩先んじて計画されてもいいのではないかと、そう思っておるわけです。その点についての考えをお聞きいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　車いす生活という、確かに機能にハンディを持たれる方も割合では現実にあるわけであります。その車いすというのは、いわゆる障害者のハンディを補う装具ということでありまして、別にこの障害者の基準はあるわけでありまして、だから単身車いす生活の方を住宅の法規に合わせて考えるということではなくて、福祉政策として考えるということの必要は当然あるわけでありまして、既に日野市の市営住宅でも、高幡の市営住宅に入居者のために構造を改造して、そして住んでおられるという状態はあります。

ただ、公営住宅法というのは、非常に現実に沿わないぐらい厳しい条件がありまして、所得の上限、あるいは下限、それから今の単身者が該当できない家族構成、それから住宅の緊要度、これらがすべて合ってないと、応募者になり得ない、こういう内容であります。福祉の条件整備を一層緻密に進める、当然の社会性からいきまして、単身者であり、また障害者であるということに対しても、一定の住居の保障をするという考え方は大切なことだ、というふうに考えております。具体的にその事例が発生した場合に、特に差別をしない。単身者では今のところ、なかなか市営住宅の提供が不可能のようでありますが、条件にかなってたまたまその立場に立たれたという方には、住まいの内容を改造して、そして屋内の居住条件を直していくということは、可能だというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　　下村　功君。

○8番（下村　功君）　　再々御質問をして申しわけありませんが、今市長が言われましたようなことだろうとは思いますが、現に市営住宅条例、また公営住宅法ですか、それには2次的であろうと3次的であろうと、単身者の入居についても書かれているわけで、さらにその場合の単身者用住宅の規定についても、かなり具体的に書かれていると思われますけれども、要するに、それが現実にできていない。世帯向けについては、今都営住宅でもこうして、先ほど申しましたように始まりましたから、それについて今ここでは取り上げませんが、単身者用住宅といった条例だとか法で規定されているものについても、今非常につくりづらいようなお話をお聞きしたわけですが、その具体的な事由、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　大変難しい質問でございますけれども、先ほども市長から申し上げましたように、公営住宅法に基づきまして市営住宅等を建設するということになりますと、いわゆる国、都の財政負担がかなり高率でございますし、また、その市が負担をするところの財政負担も起債という形で高率のいわゆる起債を、簡単にいいますと市の一般財源はほとんど要らないような形で住宅ができる、そういう形になっておりまして、非常にその基準についても厳しいわけでございます。例えば、市の市営住宅条例につきましても、条例の改正等がありますと、その条例の内容を東京都に報告するような、そういう住宅法の中での定めもある、そんな背景もあるわけでございます。

現在、日野市がつくっております公営住宅につきましては、世帯用を中心にしてつくっておりますので、1戸当たりの占める床面積が、公営住宅法に定める面積でかなり大きいわけでございます。この住宅をストレートで単身者用に回すということは、非常に効率からいきましても悪いし、法律の趣旨からいきましても合わないわけでございまして、仮につくるということになりますと、いま少し面積の少ない単身者用住宅という形でつくらなきゃいけないというふうに考えております。

ただ、その場合でも、今問題提起は車いすということになっておりますけれども、それ以外の障害者の単身者ということも、一つ施策の中では検討の中に入れなきゃならないわけでございます。したがって、先ほど私から申し上げましたように、少し幅を広げ、深さを深くした中での検討をいたしまして、方向づけをしなきゃいけないというふうに感じているところでございます。

○議長（小山良悟君）　　下村　功君。

○8番（下村　功君）　　どうも、よくわからないといいますか、いわゆる市長がおっしゃってます、この身体障害者の参加と平等を目指す障害者福祉といったものと、市が行います住宅サービスとの観点がややずれている話が先ほどからぐるぐるめぐっているのではないかなと、そういふうに思われて仕方がないんですけれども、現に先ほどから何回も申しますように、単身者の方がおられる。車いす用住宅を私が特に申しているのは、何もほかの単身者の方々の住宅がいいということではなくて、特に車いすを使用されている方には、特段の配慮をしないと、いわゆる住宅のサービスにならないといったことが前提としてありますので、申し上げているわけです。ですから、ぜひともその辺を配慮した市営住宅の今後の築造計画、そうしたものをつくっていっていただきたい、そうお願いしているわけでございます。

お答えについては、それ以上多分、出ないんでしょうけれども、身体に障害を持つ方というのは、そのために所得の面でもハンディキャップを背負っておられますし、また、中には不本意ながら単身で生活をせざるを得ない状況の方もおられます。こうした方々に光明を与えていく、そして健常者とのハンディキャップを極力なくしていく努力こそ、いわゆる日野市が目指しています、市長も再三おっしゃいます「参加と平等を目指す障害者福祉」の具体的な施策の一つだと思います。

ぜひとも、今後計画される市営住宅の中に、そうした単身者用住宅、そして特段、車いす使用者の単身者の方にも光を与えられる市営住宅建設の計画をお立てになるよう心からお願いを申し上げて、この質問を終わらさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　　これをもって20の1、車いす使用の単身者にも市営住宅をの質問を終わります。

一般質問20の2、心身障害者緊急一時保護制度の見直しを！の通告質問者、下村　功君の質問を許します。

○8番（下村　功君）　　心身障害者緊急一時保護制度の見直しを！ということで質問を続けさせていただきます。

これも先ほど申しました、日野市の基本計画「参加と平等を目指す障害者福祉」の中に掲げられているわけですが、その具体的な事業計画として「心身障害者在宅緊急一時保護事業の実施」と述べられています。

この心身障害者緊急一時保護事業というのは、今までの障害者自体に力点を置いた従来の障害者福祉といったものを一歩進めまして、障害者を日常的に介護されておる家族や保護者の方、そうした方々の突発的な出来事、例えば親族に不幸があったとか、その

保護者や家族の方、本人の病気だとか、そうしたときに、一時的に施設や在宅で障害者の世話をしてくれるという制度として、非常に評価されていると思っているわけです。

ところが最近、この問題について、この緊急一時保護制度について、障害者を持つ家族・保護者の方から、「実際にはとても利用しづらいんだ」という声を聞いております。

その大きな理由としては、在宅介護の場合、即座に介護人となってくれる人がなかなか見つからないんですよというのが一つ、それも、特に重度の障害者を持っておられる方についてこの傾向が強い、というふうにお聞きしています。また日野市の制度として唯一施設保護を依頼できる島田療育園、ここも定員が１名ということであって、なかなかうまいぐあいに預かってもらえない、ということを言われる方もあります。

さらに、ある精神薄弱児の施設においての話ですが、また、どなたが指示をなさったのか私は存じませんけれども、各父兄にお互いの子供の特徴をよく知っておくように、という指示があったというふうに聞いております。要するに、なかなか介護人のなり手がないから、その母親たちの間で相互に介護人になってやれよということだと聞き及んでいるわけです。

さらに、この心身障害者緊急一時保護の実施要綱第４条第３項に、「障害の程度が重度又は特異であって、特別の技術と設備を必要とするもの」については、この緊急一時保護の対象外というふうに定められている点についても、不満が幾つか出されています。

以上の点を踏まえて質問をしてまいりたいと思いますが、現在、この心身障害者緊急一時保護に、これは登録制となっているようですけれども、何人の方が登録されておるのかということが第１問。

それから、在宅の介護人として登録されている人が何人いるのか。

そして、この１年間でこの制度を利用した件数が何件か。

それから、先ほど申しました島田療育園に入所保護を依頼した件数は何件あったのか。

そのうち、入所保護できなかった件数は何件か。

そして、こういう声が挙がっているさなかでありますけれども、福祉担当部局として、現行十分な制度の運用がなされているとお考えなのかどうか。また、不十分だと思われるならその問題点をお示しいただきたいと思います。

以上、お答えをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　下村　功君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ただいまの御質問につきまして、御回答いたしたいと思っております。

在宅の心身障害者の介護につきましては、保護者が疾病または出産、または事故等によりまして、一時的な介護ができなくなったときに、あるいは近親者の冠婚葬祭、これらによって特に一時保護が必要とされるものが対象となっているわけでございます。

これらの心身障害者の緊急一時保護制度は、障害の種類、程度によって、現段階のところ、四つの制度で運用されているところでございます。現行の制度につきまして、若干説明させていただきたいと思います。

第１には、都の制度による施設の単独緊急一時保護、これは短期の措置入所事業でございます。重度の精神薄弱者が対象となっております。保護の期間は、大体３カ月から５カ月ということでございます。この施設は、八王子、あるいは七生福祉園等五つの施設がございます。定員は26名でございます。措置入所ということでございますので、所得に応じた保護者の負担がございます。この昨年の利用状況でございますが、３人の方が５回、３カ月程度の利用をしているところでございます。

それから二つ目でございますが、これも同じく東京都の制度でございます。一般の緊急一時保護事業でありまして、これは11施設ございます。定員は19名でございます。保護期間は７日から３カ月、負担といたしましては、これは措置入所じゃございませんので、食事代相当額として大体1,060円、そういうようなことで利用できるわけでございます。ちなみに昨年の利用状況でございますが、３人の方が３回、おおむね各１カ月ぐらい利用しているんじゃないかというふうに思われます。

それから第３番目でございますけれども、これは市の事業として、緊急一時保護事業として今御指摘のとおり、島田療育園との契約によりまして１ベッド、これは１年分365日確保してございます。保護期間は原則として１カ月以内ということでございます。自己負担はゼロでございます。昨年の利用状況でございますが、延べ４人の方が、約100日利用しているところでございます。

それから第４でございますが、これはいわゆる在宅での緊急保護事業でございます。これは東京都の制度によりまして、日野市で要綱を制定いたしまして実施しているところでございます。これは原則として１日単位、日帰りでございます。これは私ども、月５回まで利用できるということでその利用券を発行しているところでございます。ただし、ただいま御指摘ありましたように、介護人、これは本人が見つけるといいますか、推薦する、そういうものを市が登録して、必要の都度、介護を依頼するものであります。

本人が見つけなければならないこの理由は、障害者、特に重度の精神薄弱者ということで、そういう特殊性から、家族が家をあけるわけでございます。そのようなことから、

家族、あるいは障害者との相当の信頼関係が必要だということで、また、重度の障害者の取り扱いについても、非常に難しい面があって、なかなかだれでもできるような介護でないわけでございます。そういうようなことから、東京都においても、やはり介護を必要とする人に見つけていただくというような制度になっているわけでございます。

したがって、これらの制度は、制度が発足して比較的まだ歴史も浅いわけでございます。まだ不十分な面もあろうかと思っております。介護のできる人の確保、これが一番重要ではないかと思っておりますが、あるいはまた、在宅での宿泊の介護等についても、御指摘の点についても合わせて検討を加え、だれもが、いつでも簡単な手続で利用できるような制度に向けて研究をしていきたい、というふうに考えているところでございます。

ただいま質問のございました、介護人の登録でございますが、その都度登録していただくというようなことですので、多分、五、六名の方だと思いますが、正確な数字は把握してございません。申しわけございませんが、そのようなことで。

それから、この介護の必要とされる方の件数でございますが、昨年は11名の方で、延べ回数400日でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　ありがとうございました。

一時保護に登録しておられる方、昨年が12名であったということで、かなり少ない人数なんで私も驚いておるわけですが、さらに介護人として登録されている方が５人か６人であると。この辺も、その都度と言ってもかなり厳しい数字ではないか。そういうところから、日常的な保護者や家族の不満といったものが上がってきているのかなと、そういうふうに思っております。

いろいろ今、福祉部長からお伺いしたわけですが、せっかくこの緊急一時保護制度がありながら、利用しづらい、という声があるわけなんで、自分なりに第１の要因といったものを探ってみますと、いろいろな四つの事業が挙げられておりましたけれども、特に在宅緊急一時保護事業の場合、機動的に対処できる介護人あるいは介護施設といったものが少な過ぎるのかなと感じました。

さらに、介護人について言えば、これは常々私が思っていることですけれども、我が国の福祉に関する介護人についての認識、これがまだ慈善事業だとかボランティアといった概念の域にあって、やってみれば非常に大変なことだということは、今福祉部長から

も御発言があったわけですが、大変なことなんですね。しかしながら、そうした介護人の報酬とか、あるいは地位とかそういった問題が定まっていない、評価も低いといった点に原因があるのかなと思っております。

この際、例えば介護人の報酬といったものを、その公費負担を思い切って引き上げていってはどうかと。そして介護人に十分な地位を保障していけば、一つのこの問題の解決策につながっていくのではないかなというふうに思います。

したがいまして、将来に向けて、こうした介護人の報酬や地位の問題、そうしたことをぜひ検討していただきたい、検討なさらないものかということについてお尋ねしてまいりたいと思います。

さらにもう１点、障害者を持つ家族、保護者にも、やはり当たり前の生活といったものがあるわけです。例えば、障害児と健常児とを持つ親の場合、夏休みなどは普通の家族であれば、海や山へ出かけていく、そうした行楽が行われることが当然だと思っておりますが、そうしたことが非常に困難であると聞いております。だれの罪でもないわけなんですが、いわゆる障害児と健常児を持つ親の悩みといったものは、その健常児に対して与えてあげられる、ささやかな楽しみが与えてあげられない、犠牲になってきてしまっている、ということだそうであります。

障害者を持つことそのことについて、家族の犠牲を少しでも少なくしてやる。それもやはり福祉の大きな目的の一つだ、そう思うわけなんですが、もう一歩踏み込んで、家族や保護者にもささやかな当たり前の生活を与えてあげる、そうしたささやかな楽しみの時間も与えてあげるということを、行政施策によって生み出していくことができるとすれば、今あります心身障害者の緊急一時保護、この緊急という言葉のかなり緩やかな解釈によってこそ、可能になるんではないか、そう考えておるわけなんですが、その点２点について、市長からのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の趣旨は大いに理解するところであります。緊急一時保護制度をこれまでいろいろと工夫をして、一応の体制づくりはできておりますけれど、なかなかそれが具体的に活用できない。特に、障害児あるいは障害者、それぞれの個性もありますし、一時保護いうことは、別の社会といいますか、別の環境に依頼することが多いわけでありまして、在宅のままヘルパーによってその介護ができれば、比較的環境の変化はないわけでありますが、体ぐるみ、環境の変化に耐えるということは、障害者の場合も、大変困難なことだろうと、いつも推測をしております。

また、当事者によりましては、医療も必要とするというふうなことも当然ありますので、これまでたどりました経過は――経過といいましょうか、経過、市立病院に一時保護の制度を受け入れてもらったことがありますが、１人も利用者はなかった。それから百草の療護園に、これも専門的な医療能力のある施設でありますけれど、名目的に１ベッド確保ということになっておりますけれど、どの程度利用された経過があるか、私も正確には知りません。島田療護園に委託をするという形で一応了解ができておるわけでありますが、これも何といいましょうか、支障なくということではないと思います。経験的にといいましょうか、市内の障害者の方々の周辺に支援をする、あるいはヘルプするグループができておる方もあります。これが私は一つの一番理想に近い姿ではないだろうか、こういう感じがいたします。

しかし、この組織されたというわけでもありませんが、一つの経験的にといいましょうか、あるいは仲間づくりがうまく成功して、ボランティア的な仲間で日常生活が支えられてあるという形は、大変いい姿だというふうには思っております。これをしかし具体的に、何名がどの程度の時間給、あるいは謝礼によって成り立たせるかということになりますと、かなり露骨な問題が、露骨といいましょうか、影響は伴うわけでありまして、今後、御提案の中にもありました、いわゆる賃金を補償する形で、しかもそれもかなりな謝礼をする形で行うべき仕組みをつくる必要がある、このように思います。

最近、高齢化社会の進行に伴いまして、いわゆる家庭で介護される方に対し、日野市でも看護手当という形で１カ月の給付の額を少しふやしたわけでありますが、せめて１週間に１日の休暇をとれる、その代替のヘルパーを送れる、こういうことを完成させることが、この仕組みの目標でなければならない、こう考えております。それに類似する形で障害者の場合も、機能化を図っていくということをこれから具体的に目指したい、こう考えております。

最近、内部で検討してきておりますのが、このいわゆる社会参加、ごく意識的には、何か世の中に役立つことがあれば、あるいはボランティア活動もしてみたいという意識は、在宅婦人の６割以上の方にもあるぐらいでありますが、よりそれを具体的に賃金の体系化、あるいは専門職の把握、これらのことも合わせて、むしろ公的に広報で公募をして、発表する資料じゃありませんけれど、内部的には人材が確保できている、こういう状態をつくり出したい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　まさにそういうことだろうと私も思いますが、聞くところによ

りますと、西欧の方では、かなりボランティアといいますか介護者、介護人の地位も高いし、報酬の額もいいというような話を聞いております。もうそうなると、ボランティアという域を脱するのかもしれませんが、そうしたことで少しでも介護人の数をふやしていく、なってくださる方をふやしていくという必要は、当然ながらあるのではないかと思っております。

もう１点、この心身障害者緊急一時保護、やはり、利用者が少ないというお話もありましたけれども、１人でも利用希望者があった場合は、それがスムーズに受け入れられるといった体制がやはり必要なわけですから、断られてしまったりすることのないようなシステムの検討といったことが必要となってくるんじゃないかなと思います。

それから、先ほど市長からお話もありました、ヘルプするグループが一部にはあるというお話をしましたけれども、どうも私が知る限りでは、なかなかそういうグループをつくるということは、障害児ないし障害者をお持ちの保護者、家族の方々ではなかなか難しいということもお聞きしておるわけです。

今お話も出ましたように、今後は高齢者福祉を初めとしまして、ますます福祉が行政の重要なポイントを占めてくるだろうというふうに思われるわけです。それと同時に、福祉といったものの中身も多様化し、複雑になってくると思われます。そのためには、まず行政が福祉を受ける立場の生の声をもっと聞いて、障害者やその家族の立場になって社会参加と平等の真の施策を追求していただくよう、この心身障害者緊急一時保護制度の見直しも含めてお願いして、私の質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって20の２、心身障害者緊急一時保護制度の見直しを！の質問を終わります。

一般質問21の１、（続）高幡駅周辺の区画整理事業及び総合病院建設について再度問うの通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔26番議員　登壇〕

○26番（市川資信君）　ただいま議長からの発言をお許しいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

（続）高幡駅周辺の区画整理事業及び総合病院建設計画について再度問うわけでございます。

昨年、３月定例議会に同一質問をさせていただきまして、種々質問をいたしましたが、時間の制約、またその間、表題にかかわる請願が提出され、慎重審査の上、去る３月定例議会におきまして、賛成多数で採択されました。また、同区画整理地内においても、

１年有余の間に市有地の確保等、多少の変化もありましたので、その後の市の対応、変化の見通しをお尋ねしてまいりたい、かように存じます。

まず、前回の質疑の概略をひもといてみます。平成２年度当初予算に日野市立総合病院建設積立基金10億円計上の行政姿勢を示された努力は評価するものでございます。森田革新市政17年間、ソフトの面の施策にはきめ細かい行政の手が、特に福祉関連につきましては評価するものでございます。

ただ、ハードの面に至りましては、道路、下水道、運動場等を含めた大幅な立ちおくれ、多くの議員が指摘されておりますように、まことにお粗末な数値でございます。特に道路整備、運動場の確保などは、地価の異常な高騰と相まって、整備を完了した自治体と、これから建設する自治体との財政的損失ははかり知れない格差が生じたとあえて指摘しております。

しかし、高くともこれからでもお金を出せば、それらはできるわけでありますから、仕方がないと我慢するとして、事病院については、そうはまいりません。森田市長は17年間に日野市立病院20床増床しただけだということは、私はかつて何度も指摘してまいりました。

ここでちょっと、私は訂正、おわびを申し上げますが、前回は10床と申し上げました。市長のお答えも含めまして、調査報告書を再度よく点検いたしましたところが、20床でございました。おわびいたします。それも市内に大手病院、大学附属病院等があって基準数値の病床が確保されておるのならば理解を示すところでありますが、昭和62年３月出された「日野市立総合病院整備基本計画」の報告書によれば、一般的医療基準として、人口１万人当たり70ベッドが必要だと書かれております。ところが、市内のすべての一般病床を合計しても、現在538床。日野市の人口16万人といたしますと、1,124床が基準数値に当たるわけでございます。現状が半数にも満たないのが日野市の医療の実態の姿であります。

森田市長は、医療行政に関しては17年間、現在の市立病院の20床増床したのみでありますが、16万市民の命と健康を守る最高の責任者としてどのような指摘を受けてもやむを得ないのではないか。

まして以前、市立病院隣接地の売却の意向を打診された折、幾多の人が買収の勧めをされたのにもかかわらず、断った責任者としての見通しの甘さ、今日になってみれば、一層重くのしかかってくるのではないかと思うのでございます。

またさらに、南部地域に総合病院建設計画にいたしましても、私に言わせれば、お粗

末な、本当に市長は本気で総合病院建設計画の心意気を疑いたくなるような経過を繰り返してきたわけでございます。

長くなりますので、中間は大きく省略させていただきますが、前回にも申し上げましたように、南平におけるいわゆる病院建設計画の、そしてそれが挫折するや、高幡区画整理地内に急遽浮上いたしまして、御存じのように高幡区画整理事業は、減歩も仮換地も既に決定され、事業はどんどん順調に進んでおる。事業計画案どおり進むならば、平成４年度、来年度には完成を目途に今日まで参ってきたわけでございます。

ところが、平成元年３月、市当局は突如として、病院建設用地として300坪以上所有する一般地主４％、役員地主８％、有償減歩の提供を申し入れてきたわけでございます。地主会は早速、臨時総会を開いた結果、病院建設に協力することにやぶさかではないが、当初計画の中に算入し、我々の理解あっての申し入れならばまだしも、換地も決定し、また大きな減歩により大きな代償を払って、やっと事業の著についた矢先に、たとえ有償減歩とはいえ、この申し入れに協力することは不可能である旨、市長に申し入れたわけでございます。

この計画は、市有地を１カ所に集め、さらに提供用地をプラスして、保健所東側のいわゆる用途地域、準工業地帯に2,000坪の用地を確保しようとの計画でございます。が、一度決定された換地も御破算になり、道路設計も変更する、減歩の見直しも図る、大混乱となり、事業はその時点でストップ同然となったわけであります。

さらに、平成元年11月９日、東京都知事鈴木俊一氏あてに陳情書が提出されました。内容は、この混乱の一日も早い仲裁の労をとってほしい、という内容でございます。その後、平成２年初頭から、高幡区画整理南側部分の市有地700平米余りを保健所東側との等価交換を図り、2,000坪の集合換地を図ろうと提案されました。この案には、今度全地主のみならず、商店会、住民も含めた、御存じのように平成２年３月、日野市議会議長あてに請願が提出され、平成３年３月、定例議会において採択、可決されたことは御存じのとおりであります。いかに区画整理法が強権法といえども、憲法で定められた請願権が、議会において採択され、これらを踏まえて、市当局も当然計画の見直し等迫られるものと思うわけであります。

これまでが、私が昨年３月定例議会においていたしました一般質問の粗筋のアウトラインでございます。

さらに、新しい質問の内容を申し上げ、さらに質問いたしました市長の答弁をこれからちょっと読まさせていただきます。

新病院建設――私はこの質問で、４カ所のこれらの混乱を一日も早く修復といいますか、実現するために、４カ所の病院建設要旨を具体例を挙げて市長の見解をお聞きした次第であります。

まず１点目は、多摩動物公園、程久保緑地でございます。市長の以下は答弁でございます。これは調整区域として開発をしない区域であるということは言うまでもありませんし、日野市の中核緑地として今後子孫のために、まちづくりの中の大切な緑の拠点として残していきたい。こういう施策はもう、伝統的に日野市民の中に理解して固まっておるというふうに感じておる。東京都でも動物園の拡張用地として目されており、また我々がその地域の一部分を目指して都立美術館の誘致の予定に充てておる。したがって、病院予定地には該当できないという結論であります。これが、程久保におつくりになったらいかがでしょうか、という質問に対する市長の答弁でございました。

２点目、農林省淡水魚試験場跡地ですね、淡水区でございます。このお答えは、用地が万願寺区画整理地域の浅川に面する民地として、あるいは二番橋のこの北側の取り付け場所として存在することは周知の事実であります。面積は、換地後も２ヘクタール、２万平米であります。この用地は十数年以前から、将来、日野市の東部に人口増に合わせて必要を生じてくる中学校用地としたい。第一中学校は多摩川に近い甲州街道以北に位置するわけでありまして、この万願寺地域の中学生たちも今のところ、一中が学区となっております。距離としても遠隔でありますし、日野市の将来の発展を、特に万願寺は、区画整理事業を行うことによって、一応の人口の定着は8,000人ぐらいと予測はされておりますけれども、私は場所がよいだけに、もっともっと人口の定着があり得ると。また、そういう条件に今の建物は高度化するような環境からいっても、人口が大きくふえるというふうに将来を予測すべきだと思っております。したがいまして、学校の需要は、現在はすぐというわけではありませんが、将来10年、20年たつと、必ず大きな需要になってくるに違いありません。そのときに、学校用地を持っているか、持っていないか、大きな日野市の教育行政の中でも問題になる性格のことであります。従来どおり、学校用地としてかなり先には見通しを持つべきだ、こう感じております。ただ、せっかくの国有地を、区画整理を行いまして大きい区画として残っておりますし、国有地のまた管理に置かれておりますので、当面の用途として、複合、他目的の市民グラウンドということに用途を変更して、管理当局、つまり国有財産を管理される御当局と具体的な借地、あるいは長期な買い取りというような形で話が進めば適切である、というふうに感じております。特に、スポーツグラウンドは、スポーツの施設はこれからの市民の要

望に大変高い位置を持つものでありますので、なるべく早く日野市内にある淡水区跡と国有地をぜひ確保したいということを、先般の行政報告の中にも申し上げた記憶がございます。こうなっております。

次に３番目です。全農の農地です。御承知のとおり、潤徳小学校のすぐ西側の農地ですね。御承知のとおり、高幡駅北側の面積は8,000平方メートルだと思っておりますが、これは全農の所有地として古くから使われておりましたが、ここ10年ぐらいは南平高校の建設中の仮開設をした位置として、あるいは潤徳小学校の隣に当たりますので、全農からは借りて地元開放しておるというような性格の土地であります。全農はこの土地の利用を一時、不動産事業、つまり高層建築をして一部を社宅に使い、一部を賃貸だか処分だかは知りませんが、そういうことを考えておられましたが、そのことはお断りをしたことがあります。つまり社宅でお使いになるということは、ちょっと社内事情でやむを得ないものがあるかもしれませんが、事業として高層建築をつくり、不動産事業をなさるということは、本来の性格ではないんではないでしょうか、全農の言う、公共機関の性格ではないんではないのでしょうかということを申し上げて、その考えを断念していただきました。その際、向こうの言い分としては、しかるべき替え地があれば、日野さんと協議に応じる、こういうことになっております。いずれにいたしましても、１万平方メートル近い用地を確保するということは、今日の土地価格にしてみれば、大きい金額を要するということは言うまでもありませんし、先ほど、100億の試算は何かと言われましたが、これは全農の場所ではなくて、淡水区跡の国有地は２ヘクタールでありますから、6,000坪仮に百数十万という単価を坪で換算すれば、100億近い、あるいは100億を出る価格になるということを試算の根拠としたものであります。結論といたしまして、他の国有地にせよ、民有地にせよ、一定規模のある用地はとても確保することが困難、ないしは不可能に近い、こういう結論であります。御意見なり御指摘なり、これから十分いろんな形でお知恵をいただいたり、提言を受けたりしたいと思っておりますが、今までの経過はそういうことでございます。

質疑というか、私の質問に対する市長のお答えは以上のようなやりとりでございました。

そこで冒頭にも申し上げましたが、まだ十分納得できなかった点、また、質問いたしましてから１年余り経過しておる。特に請願が提出され、採択された当局としても、その間、いろいろとお考えになられたことがあろうかと思います。それらを含めまして、これから私は質問してまいりたい、かように存じます。ちょっと前段が長くなって恐縮

だったんですけれども、いましばらくお待ちになってください。また、質問を最後にまとめてするつもりでございますが、一応質問をするという形の中でこれから申し上げたい、かように存じます。

日野市立病院等対策特別委員会の中間報告にも示されておりましたように、現在の市立病院を他の場所に移設しても、将来の医療施設の拡充を見るならば、もっとゆとりのある場所を見つけて建設することが望ましい、と報告されたわけでございます。大変精力的に取り組んでいただき、内容ある報告に感謝するものでございます。

しかし、市長構想は、二眼レフ構想であります。現在地、市立病院建てかえ250床計画、南部病院建設計画150床、確かに日野市の地形、交通体系から見て、また浅川による寸断状態等かんがみるとき、理解できないわけではございません。しかし、現状の市立病院の置かれた状況は、用地約6,000平方メートル（2,000坪）、そして現状のベッド数162床、駐車場スペースは今さら申し上げるまでもない実情であります。１ベッド当たりの面積が36平米、最近建設されている病院の１床当たりの面積は、50平米から60平米。そして日進月歩の医療機器の発展、成長は著しいものがある。いわゆる先般市立病院に入れましたＣＴスキャンはもう、既に時代おくれになった。ＭＮＲ、これは磁気だそうですけれども、等が大学病院、もうアメリカでは十数年ぐらい前からそれが普及しているそうですが、これなどは完全遮断、別棟をつくらなければならない。で、先般運用を開始した人工透析の増設等も、当然また図らなければならない。限りない医療拡張業務は、好むと好まざるとにかかわらず、波のように時代の流れに沿って必要性を迫られてくるものだと思うのでございます。

このような時の流れを背負って再建されようとしている市立病院用地は、現状のまま用途地域も、現状のままの中で162床から250床へ駐車場スペースも望めない、建設時には付近住民の同意を取りつけなければならない等、大変難しい構想のように考えられるのであります。二眼レフ構想でありますから、高幡区画整理地内建設構想も、大体同一のような病院運営形態だと思うのであります。まして病院の公立経営は、お聞きしたところによると、450床から500床ぐらいが効率性が高くなると聞いておりますが、それらも考えあわせてみますのに、果たして二眼レフ建設構想堅持でよいのかどうか。市長並びに病院長にこの点についてお伺いしたいわけでございますが、きょう何か病院長が出席できないということでございます。大変残念でございますけれども、ぜひ病院長にかわって、病院事務長なのかどなたかわかりませんが、ひとつ病院長になったつもりで、心意気でお答えをいただきたい、かように存じます。

次に、土方英世さんから貸与された用地は、市長は将来、日野市の高齢化時代を迎えての福祉施設建設用地として利用を図りたい旨の発言がありました。また、土方英世さん本人からも、目的を持った使用条件を申し出られたとのことで、覚書を交わされた由でございます。土方英世さんは、古くから石田の開業医でありまして、また息子さんは御存じのように市立病院の内科の先生でもあるわけですが、これは私の推測するところでございますが、日野市にまことに貴重な申し出に、現状の医療体制の不備にこの際一肌脱いで、崇高な理念のもとに日野市民のために活用を図ってもらおうと決意されたのではないか、と感じるのでございますが、日ごろ病院内で接触されております病院長に本来はその点をお聞きしたかったわけでございますが、事務長もし、その点等、あらかじめ質問事項は提出してありますので、病院長からお聞きになったと思いますので、特段、御答弁をお願いするものでございます。また、相談、打診等はなかったので……。

次に市長にお尋ねいたしますが、前回の私の一般質問の答弁の中で、国有地にせよ、民有地にせよ、一定規模のある用地はとても確保することは困難ないしは不可能に近いという結論であります。先ほども朗読いたしましたが、また、100億円積算根拠を質問した折、農水省跡地は２ヘクタール6,000坪、坪100万円以上と換算すれば100億円になるというお答えをいただいたわけでございます。それが今回は、夢のような話が転がり込んできたわけでございますから、市長この場所に、病院建設計画をされたらまことに結構な話だと考えるのでございますが、いかがなものでございましょうか。

ゆとりあるスペースの中で将来展望もできます、また、市長のおっしゃっていられます高齢者福祉施設を十分見合うものが建設できると思うのでございます。また、それが土方英世さんのこの篤意にもかなうものではないかと思っております。また、現在、交通の便等、確かに多少の難点はあるわけでございますが、多摩川べりでもあり、環境は申し分ないというふうに思うのと、また交通もやがてあそこには1・3・1が入る場所でもあります。またモノレール事業もあの近くを通るということを考えますと、将来展望は十分に望める所と考えるわけでございますが、市長のお考えをお聞かせいただきたい、かように存じます。

次に、農林水産省試験場跡地の問題の質疑の市長答弁に納得できない点がございますので、これを再質問させていただきます。

万願寺区域は、一中学区であり、また遠隔であります。将来区画整理が完了したとき、先ほども申し上げたんですが、8,000人ぐらい居住します。10年先、20年先の予測を立てておきませんと、教育行政の中でも重要です。私もこのことはもっともだと理解いた

します。また、重要だと思っております。ただ、病院問題は、きょうの問題だと思うのです。あすの問題ではないと私は思っております。今の小学校の児童の減少は、深刻な状態でありますし、先日も執印議員も指摘されておりましたが、ついに出産率1.53ということで、やがては何校かは既に近い将来、活性化等が失われて、学校機能が失われて、統廃合の時代が訪れるのではないか、かように思うわけでございます。

先般、私は一般質問のときにも申し上げましたが、かつて1,500、1,600あった潤徳小学校が今、三百四、五十だと。やがて300を切る時代が来るというようなことも指摘されているわけでございますけれども、もちろん、10年先、20年先の学校用地の確保ということも大切です。もちろん、大切に決まっておりますが、病院建設構想にも用地確保の見通しがやはり私は欲しかった。これら一連の病院建設に取り組む姿勢に、確たる一貫性が感じられないのが、ただ残念に思う。この点について、市長のお考えをお聞かせいただきたい、かように思うのでございます。

次に、高幡区画整理事業も当初は順調だったわけでございますが、工事の進捗状況も突如とした病院建設用地取得計画から混乱し、今日まで満足な審議会、委員会も開設されぬまま来ているのが実態であります。その間、同地内地主さん複数の方から、遺産相続絡みで日野市に売却した用地がほぼ合計いたしますと2,000坪を超えたとのことでありますが、その辺の状況を教えていただきたいと思います。

また、集合換地を図るつもりなのか。もし集合換地を図る計画だとすると、場所等の変更はあるのかどうか。それから、請願が採択された件で、市は現状、現在どのようにこの問題を受けとめていられるのか、お尋ねしたいと思います。

その次でございますが、その後の区画整理事業の進捗状況はどのようになっておるか、お聞かせいただきたい。

それともう１点、駐車場法に基づく高幡駅前の地下駐車場建設基本調査の結果が出たやに聞いておりますが、それがわかりましたらお教えいただきたい、かように存じます。

次にモノレール事業、その後の推移はどうなっておるのか、進捗状況をお聞かせください。

次に、最後の質問でございますが、収益事業負荷通知、いわゆるもう区画整理というのは、人様の土地を市はお預かりして、基本計画どおり進んだところからどんどん地主さんに返して、それを使用して結構ですというものでございますが、大変おくれているようでございますが、その点どうなのか。

以上でございます。私の質問についてお答えいただきたい、かように存じます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　まず、おわびとお断りを申し上げたいと思います。

実は、院長かねてより、慶応大学の医局との医師の派遣の問題につきまして、きょう午後打ち合せございまして、その関係上、出席要請ございましたけれども、欠席ということで大変申しわけないと思います。

また、院長にかわってという、おこがましいわけでございますけれども、その御質問の中に、院長のコメントを申し上げるならば、いわゆる経営規模の大きいほど、それだけ高度特殊医療が可能になるということと同時に、一般医療機関では満たし得ない質的な水準の高い、例えばがん対策、集中治療、あるいは成人病等に対する高度な器械、あるいは設備を用いまして特色のある、経営規模が大きければ大きいほど、医療行為が可能である、というようなことを申し添えているわけでございますが、このたびの御質問の中には、経営規模の大小以外は、地域医療対策の視点というふうに身受けられますので、そうなりますと、政策的な分野に移りますと、これはお答えの分野でございますけれども、１月１日以降、正式に企画財政部が病院構想に移りましたので、そちらの方から答弁するのが筋かと存じます。

また、500床以上は黒字であるという議員さんの御質問でございますが、手元に全国の自治体病院は976病院ございます。そのうち赤字病院と申し上げますか、いわゆる収支比率の100以下のところは763、全体の78％がほとんど赤字だと。ますます黒字では213でございますけれども、これとても赤字に転落していく、いわゆる自治体病院の使命と役割がございまして、不採算科目でもやらざるを得ないという中においての自治体の病院の姿でございます。

また、500床以上の黒字じゃないかという御質問でございますが、確かに全国で17カ所が黒字ですけれども、71カ所が赤字と。大体100床以下がほとんど、185床ございまして、黒字がわずか21。当病院の場合、100床か200床の間でございますけれども、139カ所が赤字、62カ所が黒字というふうに数字的に、統計的に出ておりますけれども、これとても年々、人件費の高騰、あるいは高度医療の器械導入等々において赤字になる使命にあるということだけ申し添えております。

それから、くどいようですけれども、病院構想につきましては、企画財政部に移りましたので、そちらで答弁することをお許し願いたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○**都市整備部長（鈴木栄弘君）**　それでは……（「都市整備部長、病院問題を最初に質問しておりますので、質問している順序でお答えしていただいた方がよろしいんじゃないかと思うんですが。順を追ってお願いいたします」と呼ぶ者あり）

○**議長（小山良悟君）**　企画財政部長。

○**企画財政部長（長谷川暢男君）**　今、病院の前回の質問に関連しての問題があるわけでございますが、病院との関連で申し上げますと、過去も何回かお話ししております。病院の構想につきましては、企画の大崎参事が担当で、幾つかの素案について検討を重ねているところでございますが、基本的な考え方は、過去議会の中にお話ししているとおり、その基本に沿って考えているところでございます。

１点目の、先ほどの病院事務長の方からも話がありましたが、一つは現行の病院の場所に250床を建てるという計画につきましては、平成２年７月でございます。病院の開設等に関する事前相談の受け付けが、東京都の衛生局長から市に依頼があり、病院事務長、企画財政部長、あるいは生活環境部長、助役を中心として４者で、病院の現行の敷地の中でどの程度可能かということで、結論的に面積あるいは建ぺい率、そういったものの状況を踏まえた中で、250床の積算をしたということでございます。ただ、250床につきましては、質問者の中にありましたとおり、１床当たりの数字の55床等の要望等もあるわけでございますが、多少はその基準が低いということの中では、議論があったわけでございます。一定の協議の中で250床の目標を出して、東京都に提出した経緯がございます。

以上でございます。

○**議長（小山良悟君）**　都市整備部長。

○**都市整備部長（鈴木栄弘君）**　先ほどは大変失礼しました。それでは、区画整理関係の、都市整備部関係の５番からちょっと御説明申し上げます

まず、その後の高幡の用地の状況でございます。この平成元年のときの換地設計図で申しますと、市有地、これが全体で4,633平米ございました。その後、平成２年に1,109平米さらに買収をいたしております。結果、全体で換地面積でまいりますと5,742平方メートル現在市の用地があるわけでございます。それからそのほかに、この地区の中に保留地として3,008平米ございます。これが土地の状況でございます。

それから集合換地の件でございます。先ほど申しました市の用地でございますが、現在は14カ所に分散しておるわけでございます。一番小さい面積が175平米、大きい方で1,105平米、こういうことでございまして、公共用地としての利用を考えますと、効率上

からも集合換地をし、将来、有効利用を図れるようにしていきたいというふうに考えて、現在関係権利者に理解を求めるよう努めておるところでございます。

なお、集合換地の位置でございますけれども、通称中島道路と言いますけれども、この中島道路の東側を今考えております。現在のところは、まだ権利者の理解は得るに至っておりませんけれども、今後とも審議会の方々と、また権利者の御理解をいただくような話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、請願の関係でございますけれども、請願につきましては厳粛に受けとめておるところでございます。そういうことから、当初考えていました集合換地の方法を一部見直しをし、改めまして審議会または権利者の皆さんによく説明をして、理解を求めるようこれから努力してまいりたいというふうに考えております。

その後の区画整理の進捗状況でございますけれども、予算ベース、事業費ベースでまいりますと39％、これは平成２年度の決算でございます。

それから区画街路でございますけれども、道路の状況は約60％できております。水路の出来高は約80％できております。それから建物関係でございますけれども、46％という形になっております。

次に駐車場の関係でございます。高幡の駅前広場、これは3,500平方メートルあるわけでございますけれども、この地下を利用して面積約2,700平米でございますが、収容台数約200台程度の公共駐車場を今検討しております。

事業費、概算でございますけれども、約22億円ぐらいを予定をしておるところでございます。今後は、この法的な手続が、都市計画決定する必要がございますので、そういう手続を進めると同時に、資金的な面につきましても、今後、関係権利者等の協議を進めていく予定をしております。今のところ、都市計画決定等の日程はまだ定まっておりません。

それからモノレール関係でございますけれども、モノレールにつきましては、第１期分は平成４年、それから第２期分は９年度完成という形でスタートしましたけれども、現在、この全体を見直しをされまして、全線を平成９年度で一応完成するという見通しを、計画を持っております。

それで、事業認可でございますけれども、第１期分でございます――立川－上北台ですね――この１期分につきましては、軌道法による認可が２年の６月26日にされております。また、もう既に起工式も平成２年に行われておるところでございます。２期分につきましては、都市計画法による認可は、平成２年６月にもう受けておりますけれども、

軌道法による認可にまだなっておりません。予定としては近日中になるというふうに考えております。

それから、この状況でございますけれども、用地の確保の状況でございますが、第1期分として35%、それから2期分では約30%の用地の確保の率ということになっております。

また、高幡の踏切関係のところでございますけれども、これは大部分が区画整理の区域の中でございますので、用地の確保は70%確保されておるということでございます。

なお、これらの詳細な設計、そういうものにつきましては、平成3年度から4年度にかけてされて、4年度から一部工事に着工するという予定になっておるところでございます。

それから、使用収益の関係でございますけれども、京王線の北側で、通称中島道路という道路の東側は、大部分がもう仮換地の指定をされておるわけでございます。この一帯につきましては、前段で申し上げましたとおり、集合換地を今予定をいたしておるところでございます。その場合に、換地の変更等が予想されますので、まだ返事をしていないということでございます。したがって、使用収益が当然できないわけでございまして、関係する権利者の皆さんには大変御迷惑をおかけしているという状況でございます。できるだけ早く返事をするような方法で今後は努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市立病院の建てかえ問題と、南部地域の病院の住民要請について、どのように考えるかということで、ここ長い間、頭を痛めておるところであります。市立病院は、たしか昭和38年のころ、多摩平団地の入居に伴って、医療機関が乏しいというところから、たまたまあの場所にありました市有地に市立病院を20床という規模で発足をさせたという当初経過があるわけであります。そしてその後、人口増加に伴って、あるいは医療事業といいましょうか、病床の拡大、つまり増床のことを前の市長当時から地元の医師会と協議を重ねてまいっております。

したがって、非常に継ぎ足し継ぎ足しという形で今日の162床に到達をしておる、こういうことでありまして、本来、私もかねがね申しておりますとおり、自治体が公立病院を経営をしなくてはならないという義務設置ではありませんが、一たび公立病院を持ったからには、それを守り立てて、なるべく住民要望にこたえられる施設あるいは建物、

それから内容ともに整備を進めていくというのが当然の順序だというふうに考えております。その際に、現在の市立病院の用地の限度ということもありますし、それから増床の可能な限度ということも伴っておりますので、そこで南の方には病院用地の確保ができないかなということを、かねがね思いをめぐらしてまいりました。

そういう結果、たまたま万願寺区画整理事業の、まあ川の向こうということになるわけでありますが、高幡の区画整理事業を施行しておりますので、その高幡区画整理事業の事業地の中に相当規模の用地の確保をできないかということをいろいろと工夫をしてまいりました。そのことが、区画整理がかなり進んだところにその課題を持ち込んだ形になりまして、地権者の方々にも迷惑をかけたということにはなるわけでありますが、日野市の土地も市有地が相当量ありますので、それらを集合換地をするということは、また市民にかわって市が管理しております地主の立場から、有効に使える公共用地の取りまとめをしたいということを願っておるところであります。

予定しておりました保健所に近い部分に、特に地主さんが将来計画を持っておられるという状況もありまして、請願という形で異論が申し立てられたという経過があります。また議会でも、全会一致ということではなかったようでありますが、それも採択をされております。そのことも尊重しなければなりませんので、今この区画整理事業に施行者として期待をしておりますのが、じゃあどこに用地をまとめたら、皆さんに御納得がいただけるんでしょうかということを問い直しなさい、というふうに指示をしておるところであります。したがって、病院用地に将来充てる、それから充て得ないということが仮にあるといたしましても、市有地は確保して、公共用地として将来十分役立つようにしておく必要がある、こういう見解でございます。

それから、現在地が手狭なために、理想像を描く、つまり数百床、400床前後というふうな規模で、どこか適切な用地がないかということもいろいろ点検をしてみておりますけれど、その見込みはいまだに持ち得ておりません。そこで発想いたしましたのが、必要な病床を二つの構造に分けて、そうして公的性格を持つ病院の経営を現実問題として取り組めないだろうかということになったわけであります。それが高幡に適当な病院をつくりたいという考え方の一翼をなすものであります。

そして現在、御承知のとおり、地域医療計画という病床規制があるわけでありまして、この日野市は、現在の病床数で、今南多摩医療圏は既にある既成病院の病床数で必要なベッドは足りておる、こういう判定であります。日野市としてはそれに対しまして、将来に対し、日野市民の医療を保障するためには、せめてもう300床ほどふやしたい。こ

れは公設、民設にかかわらず、その程度はぜひ欲しい、こういう考え方であります。

たまたま土方英世さんが、所有地の２ヘクタールもある用地を、将来の高齢化社会に必要な老人医療総合施設のために使う計画があれば提供してもいい、協力してもいい、こういうことでありました。病院をその場所にある程度考え方を検討することは、もちろん可能ではありますが、土方さんの土地もこれはいずれしかるべき代償を払って、そうして公有化するということになるわけでありまして、今考えて、今まで説明をしてきております現在の病院の所在地、あるいは高幡の市有地というものを活用する範囲におきましては、土地代は要らないわけであります。

それから土方英世さんの土地にも、特別養護老人ホーム、きのうおととい、どなたかの質問にも触れたわけでありますが、東京都が10億円程度までは補助するということであります。行政の場合も、その半額は補助が得られます。そういう意味で、土地を都の支援のもとにぼつぼつと能力のあるステップをたどって、そうして将来にわたって確保していくと。いずれは土方さんの方のお考えも、相続等の場合にも、いわゆる税に必要なときに払ってくれれば、おおむねそういう方法でいいということでありますから、そういう方法ならば、市としても何とか財政的にたえられるんではないだろうかというのが、土方英世さんの用地に対する大きな期待であります。

その部分にいわゆる老人保健施設、これらもいずれ建てたい要素でありますので、老人病院ができると、一般病床数をある程度代理できる、こういうことは見通せるわけであります。

こういう経過を今たどって、ちょっと行き先がまだ不明確でありますが、現在市立病院を建てかえるというこの建てかえ事業に関しては、東京都のいわゆる当局の認可のベッド数というのは現在数であります。162床プラス御承知のとおりの、３市で一部事務組合を設けております東部共立病院のベッドが50床あります。それを合わせたものが今病床計画を、改築計画並びに病床計画を出すには認められる数だろうと、こう思っております。

そのやり方を、高幡区画整理事業の中で用地を確保できて、そして今の病院を休まない状態で仮病床をつくる。その仮病床を将来使えるものにつくると、こういうことを考えておりますのは、ちょうどその時期には、今の病床規制が見直されるこういう時期にちょうど当てて、そして増床申請をしながら、将来二つの病院の病床の確保ができる、こういう、多少政治力めいた考え方も伴っておるわけであります。

今一番困難といたしますのは、改築計画をどこに出すか、そのことが第一であります。

そのための用地はどこにするか。病院を休んで建てるというわけにはまいりませんので、やっぱりかわるべき仮病棟をどこにつくるか、このことが一番スタートの課題になっておる、こういうことであります。

全部をまだ図面にかいたような公表はできかねるわけでありますが、その手だてをとりながら、将来の日野市の病院の姿と、医療事業に対する一定の２次診療を可能にするそういう姿、それからそれを実施する一定のプロセスが私は順序を適切に進めるならば、用地費は使わない形で、つまり建設費と内部の設備費、一度、100億円程度ということを申し上げたことがありますが、そういうことで具体化できるんではないか、こういう考えでおるということでありまして、御理解がいただければ、一歩前進することができる、このように思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　私の質問の仕方の順序もちょっと悪かったのかもしれませんが、飛び飛びのようなお答えで、今承ったわけでございますけれども、順次再質問をさせていただきたいわけでございます。

まず、二眼レフ構想、今市長の答弁によれば、現在の、まあ前から言っている言葉ではございますけれども、市立病院を当面は老朽化したんで、これは南部に建てかえ病棟をつくって、そこで市立病院に現在地のものを取ってかわってしながら、現在地をさらにふやしていくんだ。それには、現在では増床許可といいますか、見通しが立てられないんだということですね。そうなりますと、それがいわゆる二眼レフ構想だということなんですが、ちょうど日野市の現在ある市立病院の用地も、先ほども申し上げましたが2,000坪、6,000平米。それから高幡に現在、先ほどお答えいただいたあの用地を集合換地すると2,000坪。そして、現在市立病院の病床が162床。それを今度、市の現在の構想ですと250床にする。で、高幡150床で申請しておると。

それと現在ちょうど、市立病院の規模でございますけれども、事のよしあしは別としましても、いずれにしまても、150床の2,000坪のいわゆる病院計画というものは、用地がもうそこで枠がはめられているわけですから、将来の拡張計画、本当に高度医療計画等を伴う病院戦略というんでしょうか、構想というものがなかなか立ちにくい。

冒頭にも私、申し上げましたように、二眼レフという言葉もございますが、一眼レフという言葉もあるわけです。二眼レフ、私は専門家でございますから、二眼レフも一眼レフも同じようなものなんですが、のぞくところが１カ所で、レンズが一つが一眼レフ、

のぞくところが一つで見える部分と写る部分が二つのレンズがあるのが二眼レフと言うんで、経営は一つなんだ、こういう意味で市長はおっしゃっていられるんだろうと思うんですが、そこには大きなプララックスというもの、誤差というものがあるんですから、余り二眼レフ構想というのは、私ども専門家から見ますとありがたい言葉じゃないんですが、言ってる意味はわかりますから、私はあえてここでそんなことをやりとりする時間がありません。

やはり冒頭にも私述べましたように、市長のおっしゃられる構想を決して私は反対とかなにかじゃなくて、理解はできるんですけれども、現在の市立病院をまず想定していただければ一番、単純明快にわかることじゃないかと思うんです。あの狭隘な廊下、それから空調——まあ空調等は、新しくなれば——もちろんなるんですが、いずれにしても、162床であの現状なんですね。すると、高幡は今度150床ですから、同じ坪ですから、やはり同じなわけです。事と次第によっては用途地域が違いますから、今度もっと厳しくなるんではなかろうかと思うんですが、それではやはり、市民の要求する経営効率にしても、あるいは診療科目にしても、医療機器施設にしても、限界があるんではなかろうか。

場所がないというんならば、私はあえてこれもやむを得ない、かぶとを脱ぐわけですが、冒頭申し上げましたように、程久保はいかがですか、とこう言ったら、程久保は緑地として市民から親しまれて、一つの方針が固まっておる。動物園拡張用地とか、あるいは美術館建設用地だとか、緑地保全として。それも私は理解できてる。前回も申し上げましたが、程久保はそっちへ置いておいて結構です。

ただ、淡水区試験場跡地、それから今回貸与された土方英世さんの用地が図らずも6,000坪なんですね。淡水試験場跡地は、当面、将来は第一中学の分校用地として10年先、20年先を読んで学校用地として、当面は多目的グラウンドとして使用するんだ。10年先、20年先読むのは、行政の基本ですから大いに結構なんですが、冒頭にも申し上げましたように、やはり病院はあすの問題じゃないんですね。きょうの問題なんです。

で、私が申し上げておりますように、小学校のこの児童の減員というんでしょうか、本当に目を見張るものがある。いわゆる学校規模として活性化が失われつつある学校も現に出ておる。私どもの回りにはそれが幾つかあるわけですが、必ず小学校の統廃合は迫られてくるだろう。

先般の私のこの議事録を読ませていただいて、きょうはお体の都合で出席されておりませんけれども、教育長の答弁によりますと、平成７年まで児童は減り続けて、それか

らはふえるのかと思ったら、横ばいが当分の間、続くというお答えなんですね。教育委員会の教育長の見解は。横ばいなんですね。平成７年まではまだどんどん児童は減っていくそうです。日野市内のことですけれども。そういうようなときに、お金の問題ももちろんあるかもしれませんが、私は淡水試験場跡地あたりに四、五千坪のところに400ないし500床の病院計画を立てたならば、南部病院の問題も一挙に解決できるでしょうし、また、今の市立病院だって、何らかの形で診療所等のような形で残すということもできるでしょうし、一極集中を図ることが、病院経営効率を高めるし、また市民の要求する近代医療施設機器を充実させる大きな要素、キャパシティーになっているわけですから、常にそういうものを見通した病院経営効率というものが必要ではなかろうかと思うわけです。

高いお金がかかるんで、というふうに前回おっしゃられましたから、それを理解したつもりでいましたが、今回は図らずも土方英世さんの、この市に、本当に図らずも広大な用地が提供された、貸与された。ましてその理念、意思というものが、私もあるところでちょっとお尋ねしたんですが、できることならば、病院をつくっていただきたい、こういう理念なんだそうですね。私は初めてそのことを知ったわけですが、しかし、市とのやりとりの中で福祉施設というようなことになったんだそうですが、私も初めてそのことを知ったわけですが、いずれ土方さんの用地も買わなければならないというようなことを市長おっしゃられたんですが、そういうことを考えると、やはり教育も10年先、20年先を見通した行政を行わなければならないけれども、事命、健康に関しては、私はその教育の前よりも必要な問題ではないか。それを、やはりつけ焼き刃的にとらえていくのは、本来の為政者としての最高責任者としていかがなものだろう、こう思うわけであります。市長にあえて私は発想の転換をしていただけないものなのかどうか。まあ高幡でもいいと思うんですね。

ただ、最近、森久保医院も診療所形式で何部門かの病院を開設したこと等考えると、果たしてあのところに、次元が違うわけですが、つくってもいいのかなあという考えもちょっとちらっと考えられますが、市立病院と同じになるようなものを高幡につくるというこは、どうしても私は、理解できないといいますか、それでも来てください、来てください、どうぞ、どうぞこちらですというんならまだいいけれども、先ほど申し上げましたように、区画整理事業がどんどん進んでおる。

先ほど、都市整備部長のお話によると、どうもあの請願採択から、保健所東側からちょっと場所をかえて、八小ですか、の方面に移られたようでございますけれども、まだそれ

確認をしておりませんが、そのようなお答えいただいたんですが、もっと条件は悪くなるんじゃないですかね。建てるとしたら、あの保健所東側ですと、準工地帯ですから建ぺい率もなにもできると思うんですが、向こうへ行った場合には、第一種住居専用地域ですから、当然建物の規制――病院は許可になるのかなあ。そこら辺はちょっとまだわからないんですが、そこら辺のところを後ほどちょっと答えてください。第一種住居で病院の許可、ちょっと私は疑問に思うんでございますが、そこら辺も含めてお答えいただきたいと思うんですが、いかがなものでございましょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在の市立病院の所在地も、二種住居地域と。住居地域に間違いありませんし、前面道路の幅員によって、７階程度のものを建て直すことができますから、したがって、今の面積の３倍程度のものは確保できるだろうと、こういう試算は可能であります。

それから、高幡区画整理地域に今市有地を集合換地をする場所におきましても、行政当局の認可は必要でありますが、そのことを、手続を行うことによって可能である、というふうに判断をしております。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、第一専での病院ということでございますけれども、その前に、現在、当初計画いたしました保健所の裏でございますけれども、この地域も、今回変更しようとする地域、これも現在の都市計画上は全く同じでございます。第一専という形になっている区域でございます。準工の区域には、当初計画の病院の用地は入っておりません。

それから２点目の、一専の中では病院は許可で申請に基づいて建てられるということでございます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　今私は、最初の冒頭にもちょっと申し上げておるんでございますけれども、区画整理審議会が現実問題として、この問題を提起されてから開会ができない状態が続いている。異常事態が続いておる。そしてことしの３月だったでしょうか。１年半か２年ぶりに審議会を開いたわけでございますが、そのこととて、本庁舎では開かない。現場で、あのプレハブのところで審議会を行いましょう。それも現場の進捗状況を見るだけだ、こういう前提のもとに開かれたのが実態でございます。

で、私どもの耳に入ってくるものによりますと、もし集合換地する場所が保健所の東

側からあるいは八小の方に移ったと仮定しても、今さら何だ、こういうふうに言ってる。感情論ですね、もう。私はそう思うんですよ。それで、当初ならば、そういう計画があったならば理解もするけれども、今になって一体なんだと。こういうようなことだけに、私は市も2,000坪の用地を単独で確保できる見通しができたというようなことの中で、今後の対応を一体それではどういうふうにして軌道に乗せていこうとしているのかどうか。現実問題として、その対策を都市整備部長なり市長なり、何かひらめきといいますか、そういったものをお持ちなんでしょうか。その点もし、重要なポイントでございますので、次の質問に移るのにちょっとその心意気、見通しというのがあったら、お聞かせいただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　同じく採択をされた請願に、生活権を守ってほしい、という請願があったことを承知しております。これはむしろ、商店街の方から出された請願のようでありまして、多分、その意図は、線路の南、つまり駅前の広場に近い所に、先ほど言われた700平米ぐらいですか、何平米になっておりますか、市有地があります。私は、この市有地を北に換地すれば、価格評価では２倍も３倍もなる、というようなことをうかつに言ったものですから、そのことが大変何といいましょうか、南の市有地に期待をしておられた。そのことは多分、駐車場にしてほしいとか、あるいは将来の地元の繁栄のために、何かの施設にしてほしいとかいうようなことがあっただろうと思うわけでありまして、そういうことを一つのお話の材料にいたしまして、今は、つまり南のものは、南の市有地は北に移すということはもう、考えないことにいたします。別途に何か地域に役立つことを考えたいと思っております、ということで、もう少し具体的な地元の発展のために、両々相まって、市民の利用にこたえられる。何か狭い意識で高幡にお願いをしているわけではないわけでありまして、日野市の南部、日野市の人口の40％にも相当する地域、特に程久保という無医村の状態の地域、この地域になるべく近い場所に、その京王線を利用して通院をできる場所に病院をつくることは、私は日野市として、どなたが市長になられても、やっぱり一考される課題である、このように感じております。

地元にはいろいろと理解をいただく努力をして、そうしてその実現を協力していただける状態を早くつくり出したい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　市長、ちょっと私の質問に対して、感情的になっている面があ

るような気がするんですけれども、南のいわゆる700平米の等価交換のことでございますが、このことは冒頭にもくだりで申し上げましたように、地主のみならず、そのときには、商店会、一般市民も含んだ請願署名になった、このように言ったんであって、今度は当然、そういう形になれば、商店会、一般住民は、あの請願からは、私は外れるだろう。当然、このいわゆる集合換地にかかわる地主のみの問題であろう、このように理解私もいたしますし、市長も恐らく理解しているものと思ったんですが、今の答弁ですとそうではなくて、南のいわゆる700平米のことの答弁をされたんですが、恐らくそのことによって、商店会、いわゆる一般住民を含めての請願だったものが、それが外れたというふうに私は理解しております。恐らく市長も理解しているんではなかろうか、かように思うわけでございます。

今、市長が答弁で、全く南部の病院の無医村状態が近いということは、病床等を見ればお粗末きわまりない。だからこそ、市議会で「市立病院等対策特別委員会」をつくって、その問題を解決しようと唱えたゆえんではないでしょうか。ようやく重い腰を上げてくださった。我々が希望する病院とは、やはり手近にあれば一番越したことはないけれども、今のような、本当に内田議員も先般一般質問でおっしゃっていられましたが、今の市立病院の実態ということ、私はね、自分ごとは言いたくないですよ、本当のことを言って。内田議員の先般言われたことは、身にしみているんです。去年の４月なんです。

あえて私はここで申し上げれば、私の女房のおやじが、市立病院に入院しておりました。病院長の前で言いたかったんですけれども、何をいいぞと思ってか出ていただけないのは残念でございますけれども、それも脳軟化、痴呆性だったんです。元気なんです、すごく。で、田中医院に入ってたんですが、やはり元気過ぎて手に負えないということで、市立病院に入れさせていただいたわけです。６人の中へ入ってたんですが、やっぱり元気ですから、夜も動いたりなんかするもので、付添専門についてたわけなんですが、すぐ隣の人が肺炎だったんです。当然隔離すればいいものを、隔離しなかったものですから、それがうつってしまった。あれよあれよという間に衰弱して、去年の４月に亡くなっちゃったんですよ。

でもね、あの空調を本当に病院の実態を見れば、大変なことなんですね。私が前にも、予算委員会のときにもそのことはちょっと、まだ生前だったんですがことしの３月、指摘したことありますけれども、いずれにしましても、150から200床の病院をつくるには、今の用地ではあの程度のものきりできないんだという……。

あそこの1・3・2は事業計画道路ですから、ちょっと今度の高幡の用地とは同じ住専でも意味が違うと思うんですよ。建ぺい率も違ってくるでしょうし。もしつくるんならば、本当に将来を見通した駐車場スペースも確保できた、将来の近代医療機器に備えられるものをつくってほしいというのが、市議会挙げての総意ではないでしょうか。だから私は、あえて続なんていう一般質問を、前回時間がないから、この際はぜひひとつ、もし高幡なら高幡へつくるんならば、それはそれで結構です。見通しがあるんならつくっていただいて、やはり本格的な、市でできなければ他の病院を誘導というんですか、例えば多摩市で三井記念病院がだめになっちゃったですね。あれ500床。これを増床計画ということは大変、恐らく三井記念病院があれがカットされたのは、病床計画の失敗なんですね。あれは議会を挙げて、市を挙げてやろうとしたけれども、現実問題として増床はできなかったわけです。増床ができなかった。病院がだめだったんじゃないんですね。やはり、市が今現在、市立病院が250、高幡150、400やっているけれども、この許可条件というのは大変だろうと思うんです。これは知事が許可するわけじゃありません。医師会、知事の諮問機関である東京都医師会が最終決定するわけですから、それは大変な努力だろうと思うんですが、せっかくそういう中をかいくぐってつくるんならば、やはりきちっとした位置づけのものをつくっていただきたい。そして市民にこたえなければならないんではないか、かように思うわけです。

前回もかみ合わなかったんですが、今回もどうも余りうまくかみ合ってくれないんで残念に思いますけれども、最後にちょっと一、二点お聞きしたいんですが、現在要求しておるベッド数は確保できる見通しがあるんですか。ちょっとその点について、お聞かせください。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　現在の医療計画につきまして、先日お答えしたところでございますが、都の方でも日野市の現状把握をしてございます。ぜひ、それを発展してほしいという気持ちを添えて、過去から現在に至るまで、国への働きかけもしていただいております。そういう中で、今現在そのものは、間違いなく確保できるというところまではいっておりませんが、何がしかの希望を持って現在おるところでございますし、私どもといたしましても、病床確保のために全力を尽くして、今後も引き続き働きかけをしていきたい、そのように思い、またそういう覚悟でやっております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　理解はしているけれども、まだその確たる見通しは立てられない中で、努力されていることに対しては感謝いたしますけれども、市長の一連のこの病院建設にかかわる姿勢というものに対して、どうも不信といいますか、私はいまひとつこう、はっきり流れがあるんですね。と申しますのは、やはりこの病院に取り組む姿勢というものが、南平から発想して高幡へ移って、本当にそれも場当たり的といいましょうか、継ぎはぎといいましょうか、長期計画に基づかない、急に、まあ言うならば、悪い言葉で言えば選挙があるから。いや、議会がうるさいから。つけ焼き刃的な発想で来ている。そうじゃないですか。議会が委員会をつくってから、動き出したんじゃないですか。

そして、程久保にしても、緑地も大切です。また、淡水試験場の跡地の学校建設用地も大切です。そして現在、市民の多目的グラウンドとして使用するのも結構です。けれども、命はそれに勝るとも劣らない大きな問題ではないかと思うんです。その立ちおくれた、冒頭にも申し上げましたように、日野市の16万市民をあの調査報告書の基準によれば、1,120ベッドなければならないものが565ベッドですか、約半数の基準値だと。で、南多摩総合医療圏でとらえてみれば、ベッドは上回っている。だから、日野市以外の他市は医療に満たされている、ということも示されるわけです。そのために、日野市の市民は医療の犠牲になっているということも逆に置きかえられると思うんでございます。

私は何回も申し上げますように、ぜひこの辺で、本当に日野市民が心から要望する病院建設計画に市長の――市長まだ若いですよ、本当に。若いですよ。まだ老人ぼけなんかしてないと思いますので、まあ鈴木さんも元気でしたから、ひとつ発想の転換ということを強くお願い申し上げまして、この一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって21の１、（続）高幡駅周辺の区画整理事業及び総合病院建設について再度問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時48分　休憩

午後４時20分　開議

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の１、職務給への是正について其の後の取り組みを問うの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔25番議員　登壇〕

○25番（古賀俊昭君）　それでは若干の時間をいただいて、一般質問を行います。

一昨日、森田市長はこの議場に、日野市行財政調査会が昭和61年４月にまとめました「日野市行財政の調査検討について」の最終答申のコピーを配布いたしました。

そのねらいとするところは、12ページにあります「多摩平支所の見直し」の箇所を強調することにあったわけでありますが、むしろ私は、その同じページの職員給与についてをぜひ熟読していただきたいと思うのであります。

そこには、「現行の準通し号俸制は、原則としてすべての職員が一律に年功序列で昇給する仕組みであり、職員の意欲と能力の向上の観点からも問題があるので、職務の責任、専門性に応じたものに改めるべきである」と書かれております。この最終答申をまつまでもなく、地方公務員法第24条では、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とあります。現行の日野市の給与制度のうち、準通し号俸制の給料表は、はっきりとした地方公務員法違反の代物であります。

市議会でも再三是正を求めてまいりました。昭和58年６月議会での退職手当等を含む日野市の給与制度の是正を求める決議、昭和62年12月議会では、一部職務給らしきものに是正は行われましたが、その折に給与条例の改正案を附帯意見をつけて可決をいたしました。内容は、「今回の職務給は第一段階である。今後、係長職等への導入をはじめ、すべての職員にわたる、あるべき職務給制度へ可及的速やかに到達するうよう市長以下一丸となって努力されることを強く要望する」、これが議会の附帯意見であります。さらに、市長自身が決定をした給与改定計画では、「昭和61年度中に通し号俸制は廃止をする」となっていることを、ゆめゆめお忘れではないと思うのであります。

昭和63年第４回定例会における私の一般質問に対する答弁で、市は職務給のあるべき到達目標を発表いたしました。その内容は、行政職を①と②に分け、医療職については、①医師、②といたしまして薬剤師、医療技術職員、③は保健婦、助産婦、看護婦の三つに分かつという、現在の市立病院の医師を含み、二つの給料表から今度は５種類の給料表へ是正を目指すというものであります。以後、約３年がたつわけであります。

そこで、質問を行います。この職務給導入のための作業は、現在進められているのかどうか。わかりやすい質問ですので、簡単にわかりやすくお答えいただきたいと思います。

次に、全体の見直しにさらに時間を要するのであれば、医療職についてまず実施することを考えてはどうかと、幾たびとなく提案をいたしております。これについての見解を改めて求めます。

３番目の質問、先日、６月14日、６月期の職員の期末勤勉手当、つまりボーナスが支給されました。支給率2.2カ月、支給総額11億3,000万円であります。今回はここで、昨年12月期から実施されております加算措置について伺います。

昨年の人事院の給与勧告に基づき、「係長職以上に役職加算の措置をすること」となっているものですが、実際には市長の判断で、非役付の職員にも対象が広げられてまいりました。そのことの是非は別として、昨年の12月時点での市の答弁では、日野市一般職の職員の期末手当及び勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案の説明を述べたのでありますが、市の説明は、「役職に応じた加算」という趣旨の説明がございました。

ところが、今回の６月期のボーナスについてこれを見てみますと、変更がされております。例えば10％の加算は――10％ふやすんですね、ボーナスを――従来は課長補佐職でありましたが、今回は48歳以上の非役付全員が対象となっております。そして今回は、さらに７％加算が新設をされているわけであります。この対象は、33歳以上で46歳未満の係長職ということであります。これは非常な矛盾だと思います。役についてる職員に10％加算をするということであればわかりますが、役についていない職員に10％の加算を行い、係長には７％ということには、何とも理解しがたいことであります。

人事院の勧告は、民間との給与の格差を埋めるために、ボーナスでは役職については加算措置を設けるということで、当分の間、こういった措置をとることを求め、国も東京都も行っているわけでありますが、今指摘をいたしました係長が７％で、役についていない人が10％の加算をする。今まで給与制度の中でいろいろな矛盾を指摘いたしましたが、これは条例ではないんですね。規則でこういうことを組合との間で決めていく、これは問題だと思います。この点について、役職に応じた加算措置だと従来説明をしてきた市の説明の内容を覆すものでありますが、なぜこのような措置の改悪を行ったか、その理由を説明していただきたいと存じます。

なお、今回の加算の、つまり割り増しの対象者は全体で全職員の何％程度になるのか、これもあわせてお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それではお答えをいたします。

職務給の導入につきましては、昭和63年５月から、課長補佐以上に導入いたしまして、その後につきましてのあるべき給与制度、つまり職務と責任に応じた給与体系の整備に向け、職員組合と交渉に鋭意努力をしてまいったところでございます。再三申し上げておりますが、職員の給与に関しまして、次の３点が課題となっております。

第１番目には、係長級の給与表を職務給の給与表に改めることでございます。２点目は、一般職の５ないし６等級の給与表を一般行政職と技術労務職に分けることでございます。３点目は、ただいま御指摘がありました、医療技術職、看護婦等の２種類に分けた給与表にすることであります。

しかしながらこの問題は、職員組合といたしましても、職員の身分の保障と並びまして、基礎的な権利でありますし、特に生活水準を左右するものでございまして、この職務給の導入交渉には時間を要するのが現状でございます。

そこで、当面取り組むべき方法といたしまして、医師を除く医療職につきまして、職務給の導入に必要な国及び都の給与表の調査検討を行っているところでございます。したがって、この検討結果を踏まえまして、諸準備を進め、できる限り早い時期に職員組合に提示し、成案をまとめる予定でございます。いずれにいたしましても、職務給導入に向け努力する考えでありますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

それから、３点目の役職加算でございますけれども、まず、加算対象者の率でございますが、64.3％ということでございます。参考までに昨年の12月期が62.8％でございます。これは、若干年齢が上昇しているというのが原因でございます。

それから、この役職加算でございますが、これは大きな問題として東京都の給与表につきましては10級までございます。これは日野市とは逆でございまして、１級が主事で、10級がいわゆる局次長及び部長クラスということになっております。この中で主事からいわゆる主任クラス、係長クラス、課長補佐、課長、それから部長、局次長ということで、この等級を割り振りをしております。

日野市の等級は御承知のように、６等級でございますから、当然この都のやり方を準用するということになりますと、非常に無理がくるわけございます。ちなみに東京都で申し上げますと、課長クラスがどこに入っているかといいますと、まず、普通の課長は７級でございまして、８級につきましてはいわゆる業務を困難とする課長が８級。さらには、部を統括する課長、これが９級になる。この９級は部長クラスになる、そういうような形で、なかなか市の今の給与表の中では整理し切れない問題がある、というのが

第１点でございます。

それから、そういうことも踏まえまして、市のこの役職加算でございますけれども、役職ももちろん重要でございますけれども、現在のいわゆる末端の地方自治体の仕事といいますのは、非常に難度といいますか、仕事も難しく、また厳しくなっているわけでございます。したがって、役職者ももちろん大変でございますけれども、経験を経た職員もそういう職務に携わるわけでございますので、今回のこういう制度を一部導入をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　職務給を導入するために、何もしていないということではないということはわかりました。成案を得たいということで、一定の取り組みはなされているということはわかりましたが、何せ計画では、もう昭和61年度中にはやっておかなきゃいけないことだったんですね。議会も再三、早くやりなさいということを求めております。これが今、組合といろいろ話をやっておりますから、ということでこの四、五年、同じ答弁の繰り返しで来ているということは非常に遺憾であります。

なお、まず、市立病院の医療職から医師を除いて職務給をまず導入したらどうかということについては、検討をしているということで、これも早い時期に提案をしたいということでありますので、まず全部を一度にやることができないということでギブアップするよりは、少しでも実現の実を上げていただきたいと思うわけです。

日野市の広報にも、市立病院の前の通りにも、看護婦さんがいませんから助けてください、という看板がいつも出ております。これは再三お話ししておりますように、看護婦や助産婦、国家試験を１度２度受けて、それなりの資格を持った人が、何も資格を持ってない人と同じ給料表で処遇されているということがひとつ問題があるということは、再三申し上げてまいりました。

私どもの視察をいたしました宝塚市、それから松江市、小松市の市立病院では、看護婦不足はないということでありましたし、給料表はすべて、看護婦は別の給料表を使用しております。まず、こういったことを手がけることによって、看護婦さんが足りませんからということでさまざまな問題を惹起することのないよう、今の答弁が早く実を結ぶようにお願いをしておきたい、このように思うわけであります。

それから、給与制度の是正は組合の基礎的な権利、というふうに今部長おっしゃったんですが、こういう管理運営事項というわけですね。給与はそれに含まれるわけですが、

これは組合が合意しなくても、市の市長の決断、理事者の判断で、また議会の判断で独自にできるわけです。違法でも何でもないことです。組合の権利行使が何か当然のことのように、この職務給への移行ができないことの理由に挙げられておりますが、それは誤りであるということを指摘をしておきます。

それから加算措置、これは私たちには、部長20％、課長15％、課長補佐10％、係長と一般の非役付の人は、市長が認めた者については５％、４段階で非常にわかりやすかったんです。ところが今回は、このときは、役が上の人はそれだけの責任もあるし、仕事上の重い、いろいろな仕事上の問題も背負っているわけですから、それなりにアップしていくというのは、これは当然のことだと思います。民間でもやっていると思います。しかし、今回、役職についてない人が10％で、係長よりも困難な仕事をしている場合がある、ということなんでしょうが、役付が７％、市長と助役の給料がひっくり返ったようなものですね。これはちょっと、私、理解できないですね。これが議会にもなにも諮られずに、規則ということで市長の判断で行われている。このことについて、市長はどうお考えですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいま御質問いただいております職務加算の問題につきましては、昨年度、人事院からの勧告を受けて、昨年の12月に導入を図ったわけでございますが、当初、組合の方は、これについては差別支給だということで反対をしておりました。しかし、国・人事院によって勧告が出されたということで、東京都の方もその制度を導入してほしいということで、一応の標準的な加算の仕方ということで、一応の基準が示されまして、私どもとしては、昨年度ですか、その最も標準的な加算の方式に従って、導入をいたしました。

先ほど、総務部長が説明しましたように、国及び東京都等では、我々のところと大分組織的な違いがございまして、例えば国の場合で言うと、いわゆる役付という形でいろんな名目での役がついているのがあるわけですが、その役付という部分だけでも、職員構成の中で大体六十数％は加算措置に該当するというような状況がございました。

それから実際問題として、昇格の基準その他を、国及び東京都について調べてみますと、先ほども部長が報告しましたように、例えば部長相当職の等級に課長相当職が位置づけられるというようなことも、当然あるわけでございます。そういったような措置については、12月時点では私どもとしては、いろいろ詳細な検討を経ないと踏み込めないということで、12月段階ではごく単純な形で出発をさせていただいたわけですが、いず

れにしろ初めてということで、東京都の実施状況、あるいは23区の実施状況、そういったものを踏まえた上で、必要ならば見直しをするということで、12月はそれで出発したわけですが、その後、各市の実情等も出てきたわけでございまして、今回、そういう意味で、例えば課長職の一部については部長相当職の加算措置、それから課長補佐職の一部については課長相当職の加算措置、それから係長の一部については課長補佐の加算措置、というような形で、一応、相当な知識と経験を経て現在その職務に当たっている人については、一つ上の加算措置をとるというような形に改正をさせていただいておる。

したがいまして、先ほど御質問があったような措置が出てきているということでございます。これについては、現在日野市の状況でいいますと、40を過ぎないとなかなか係長になれない。課長も、50を過ぎないとなれないというような状況がございまして、そういった中で、実際問題として、一番働き盛りの時期に、それぞれやっぱり熱意を持って仕事に当たっていただくということがございますので、そういった分も含めまして各市とも、東京都も含めまして、その今回の加算措置については一定の配慮をしているということもありますので、私どもも、東京都の地方課その他とも相談をしながら、日野市の実情に合わせて、職員が熱意を持って一応のサービスに当たってもらえるように、そういったような加算措置をとらせていただいたというのが趣旨でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　縷縷理由はおっしゃいましたが、私にはちょっと理解できないですね。係長といえども役付ですね。それなりの責任を持ち、しかも部下もいるわけです。この人が役職加算だということで今まで説明されてきたものが覆るような、係長は７％で部下が10％の加算を受ける。どう考えてもこれはちょっとおかしいと私は思います。新たに７％が今回新設されましたので、普通なら常識的に考えて、20％部長、15％課長、課長補佐10％、７％を係長にして、一般の非役付の人は５％、これが非常にわかりやすいんじゃないですか。

従来、いろいろな逆転現象がありました。役についていない一般の職員の人の方が、課長や部長よりもボーナスが多い、というケースがずうっと長く続いたんですね。私どもが役職加算の実施を求めて、やっと逆転がなくなってきた。普通、一般の役についてない職員の人よりも部長の方がボーナスはたくさんもらっているだろう、とだれでも思うわけですね。ところが、実はそうでない例がたくさんあった。それが少しずつ改められてきたところにもってきて、今回、こういうことを組合の主張する傾斜配分という考

え方を入れて、この加算措置、これを逆転させる。幾ら説明を私聞いても、理解できません。

こういうことは本来は条例で決めるのが妥当なのかもわかりませんが、市長の判断、市長が鉛筆をなめるだけで決めることができる。組合と合意したからこれでいいんだ、ということかもわかりませんが、私は改悪であったと思いますし、今後、どの程度の期間この加算措置が続けられるかどうかわかりません。民間の給与動向も見ながらこの加算の措置はとられていくと思いますので、ぜひ――恐らく職員の人たちも納得している方は少ないんじゃないかと思うんですね。合意が得られるような是正をぜひ求めておきます。

この給与のことについては、市長からは今回、今何も答弁ありませんでしたが、あえてお聞きもいたしませんが、私の言ってることはそれほど間違っていることではないと思うんですね。極めて市民感覚、市民常識から見て当然のことを再三取り上げて、市に改善を求めていると思いますので、市民の声に耳を傾けるつもりで、ひとつ実現に努力をしていただきたい。とりあえず、資格を持つ国家試験に合格をしている医療職については、資格を持たない人との間に給与の差を設けるというのは当然のことだと思うんですね。それをやらずして、看護婦さんが足りません、というのは、理由にならないというふうに思います。ぜひこの点だけでも改善に向けて努力をされ、この加算措置についてもきちんとした説明ができるようにしていただくように求めて、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の１、職務給への是正について其の後の取り組みを問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問22の２、日野台一丁目の公園建設について其の後の対応を問うの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君）　去る３月議会でも私は通告質問をいたしました。内容は、日野台一丁目に公園の建設を（モリタ興産移転跡地の活用を視点に入れて）ということで、市長の考え方をお聞きをし、また、住民の要望の実現について努力していただくように

お願いをしたわけであります。

今回、同じことをまたお聞きをしてお願いをするわけでありますが、３月議会では市長はこのように答弁をいたしました。「日野台一丁目の場合、現状、広場が欲しいという気持ちはわかる。機会をとらえて確保し、地域要望にこたえるつもり」。このような内容の答弁でありました。

御承知のように、市民施設として地域に不可欠の広場、公園というものが日野台一丁目には存在してない、ということは、御承知のとおりであります。今回、千載一遇の機会として、マンション建設計画が今行き詰まりを見せている状況の中で、にわかにこの公園実現の可能性が高まってきたということであります。

先般、６月８日に、公園の実現を求める各自治会、それから関係者集まりまして、「日野台一丁目公園を実現する連絡会」というものを結成をいたしました。まず、この会の目的を定めました。この連絡会は、「日野台一丁目に私たちの希望する公園を実現することを目的とする」というふうにうたっているわけであります。連絡会の運営についても協議をし、代表者を決めて事務局を設置することも決定をいたしました。さらに、具体的な取り組みとして、森田市長に重ねて要請書を提出をして、重ねてお願いをしようということで、要請書の案文の検討も行ったわけであります。参加しております日野台一丁目に存在をしておりますこの連絡会の構成団体は、日野台一丁目自治会、これが一番大きな主導権といいますか、大きな役割を果たしている自治会組織であります。さらに、日野台一丁目のほたる自治会、それから日野台ハイツというマンションがありますが、このマンションの自治会、それからニューライフマンション日野台の管理組合、また、最も切実に長年公園の建設、広場の確保を求めてまいりました若葉子供会育成会もこの団体に加わり、以上５団体で「日野台一丁目公園を実現する連絡会」を組織しているわけであります。

市長に重ねて要請書も手交されたというふうに承知をいたしておりますが、今の時点での用地確保に向けての見通しと、３月議会以降の市の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　このことにつきまして、去る３月の議会では、板垣議員並びに古賀議員から、また今回の議会では、午前中夏井議員から、地元の要望に立っての促進というお立場で質問をいただいております。

昨日、地元の公園促進運動をされております関係自治会の代表の方が、陳情にお見えになりました。その際にお答えをしたことをけさ方の夏井議員の御質問にもお答えをしたとおりであります。

当該地はたまたまマンション建築企業の長谷工が着手をしようとしたわけでありますが、地元の反対もあり、また日野市に対しての子細打ち合わせ等に関しましては、開発不可能という判断をせざるを得ない、こういう情報はかねて聞いておりました。長谷工は、これはマンション建築企業であります。地主は名鉄不動産株式会社、こちらからも先般書類をつけて日野市に対し、買収の要請が出ております。この状況の中で、まだ庁内で都市計画的に公園とか、それからあるいは地域の区画整理とかという前提の中で進める状況には到達をしておりませんが、現実に当該地域が極めて工業地域の中にありながら、過密状態であり、道路は狭く、公園広場は現実に存在しない、こういう日野市としては一番言い方によっては後進性の地域でもありますので、この機会をとらえて市民要求におこたえをする、そういう施策をとりたい、というふうにお答えをいたしております。

手順がございますのと、それから、つまりマンション企業が失敗をしたから、その跡地の救済という形で対応するわけにはまいりませんので、多少の時間と手順をとりながら、協議がかなえば、用地を確保し、普通財産の広場として提供したい、このように考えております。

また、市の回答的な対応はいたしておりませんが、考え方といたしましては、そのような措置で臨みたいと考えております。という意味は、市の財政事情、それから市が提示するその買収の時期、価格、これらが異存なく了承されるという前提のもとで、用地の確保に進みたい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長から今、市民要求におこたえしたいということで、その姿勢を明らかにしていただきました。いろいろな手順、経過を踏まえて、今後、実現に向けて確実に進展をしていくものだというふうに確信をいたしました。

このマンション建設が行き詰まったということで、私どもはやみ夜に光明を見たような思いで、この機会をとらえて何とか実現をしてもらいたい、広場をつくってもらいたいということで、今、地域、今申し上げました各組織団体が一丸となって市の方にお願いをしております。ひとつ、切実な問題として理解していただいていると思いますので、今後、公園があれば、と今まで長い間、そういう気持ちでこの地域で子育てをしてきた皆さんも大勢いらっしゃいます。ぜひ、これらの願いが比較的早い時期に実現するよう

に重ねて市長の取り組みをお願いして、質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の２、日野台一丁目の公園建設について其の後の対応を問うの質問を終わります。

一般質問22の３、豊田南地区土地区画整理事業についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君）　昭和61年８月25日事業決定を見ました豊田南土地区画整理事業は、昨年10月29日から11月11日にかけて仮換地案の供覧をやっと行うところまでこぎつけました。仮換地案に対して提出された281通の要望、異議に対する回答が先般示されまして、また、これに基づく２次供覧が５月20日から29日まで行われたところであります。

このように、当初計画と比べておくれてはいるわけでありますが、事業の計画は順次進められおりまして、平成３年度も道路築造工事や、新しく建物移転工事も開始される予定が発表されております。

こうした中で、この区画整理事業区域内に居住あるいは営業活動を行うなど、実際に生活の場としてこの地域にかかわりを持っている人たち、この豊田南土地区画整理事業についての、本来であれば、事業の概要等を知り得て当然の立場の人たちに、現在まで一度たりとも説明が行われていない、そういう人たちが現に生活しておられます。それは具体的に申し上げますと、豊田駅南口を中心に、66の店舗から成ります豊田商店会がございます。そのうち、借家人としてお店を構える約20の店舗の方々であります。飲食店、塗装店、青果店、印刷屋さんに看板屋さん、メガネ屋さん、洋品店、お菓子屋さん、お寿司屋さんもございます。多士済々いらっしゃるわけです。これらの人たちは、過去、市による区画整理事業の説明を聞かされておりません。全く市の方からあいさつがないものですから、ここまで事業が進捗してまいりますと、不安や意見が表面化するのもけだし当然のことだと私は思うわけであります。

具体的には、例えば借家、つまり建物を借りて商売をしている人の意見も当然聞くべきではないか。また、大家さんが持っている建物が、減歩により狭くなった場合、店舗を貸してくれなくなるのではないか。さらに、事業期間中、営業が休止した場合――休業した場合ですね――何かの補償というのはあるのかどうか。また、店舗も自宅も借家の場合、一体自分は区画整理事業によって、どうなるのかということも全くわからないという方もいらっしゃいます。それから、区画整理審議会がございますが、この区画整理審議会や、事業を行っております市に対して、意見や考えを述べるということは、こ

うした人たちの場合には一切できないのかどうか、そういう仕組みはないのかどうか、こういった疑問も出されております。また、区画整理が行われた後、家賃や敷金はどのように変わっていくのだろうか。こういう疑問も持っておられるわけであります。さらには、具体的にそれでは、立川駅などでは商店街を含む区画整理事業が行われたけれども、この地域では、自分と同じような立場の人たちはどのように処遇されたのか、どのような結果になっているのか、こういうことも知りたい。いろいろな意見が出されているのが現状であります。

そこでお尋ねをいたしますが、これらのいわゆる借家で営業している人、借家店舗といいますか、そういう形態の営業を行っている皆さんの立場を市ではどのように考えているのか。まず、その基本的な考えについてお尋ねをいたします。

２番目に、区画整理事業の説明会を開催してもらいたい、こういう強い声があるわけです。これにこたえることはできないのかどうか、この点も２点目の質問としてお伺いいたします。

３番目の質問は、去る３月議会で請願２の27、高幡土地区画整理事業地域内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願が採択をされました。平成３年３月29日の採択であります。この内容は、そのまま豊田南区画整理事業区域内の、今申し上げました人たちにも当てはまるものでありますが、市にこの請願採択を受けて、何らかの対応策を現在検討しておられるのかどうか、その点についてもお伺いをいたします。

最後の質問であります。区画整理審議会委員の選任について伺います。区画整理審議会の役割については、殊さらここで申し上げませんが、現在15名の委員の任期が平成４年２月１日をもって切れることになっております。つまり改めて選挙、つまり改選が行われるということであります。豊田南の場合には、12名の選挙で、実際には選挙やりませんでしたが、選挙で選んだ、つまり決めた委員。残り３名は、学識経験者としてこれは市長が選任をすることになっております。

そこで提案でありますが、借地権を有する人には、法律の定めにより、審議会に参画することが可能であります。しかし、おうちを借りて住んでいる方、また営業活動を行っている人、つまり商売をやっている方です。こういう人には全くその機会が与えられておりません。ですから、市長が決める３人については、せめて１名についてだけでもこういった借家で営業ないしは生活をしている人を加えることを考えてはいかがかと思うわけであります。

以上４点について、回答をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、借家に対する基本的な考え方でございますけれども、御承知のとおり区画整理事業の権利者となるのは、先ほども御質問者の内容にもございましたとおり、所有権者と借地権者という形になっておるものでございます。したがって、前段としてこの方たちの合意のもとで換地が決まり、そういうものが決まってくるということでございます。現在、その換地を先ほどのお話にもございましたとおり、昨年からことしにかけて発表をいたしておるという状況でございます。

また、あわせまして、この地域は駅前を抱えておりますので、まちづくりとして駅前広場の設計、それから地下駐車場、それから南北のデッキの設置、それから再開発等、こういうものも並行して調査し、今検討をしておる段階でございまして、これらを今年度中に方向を一つ出していきたいという考え方でございます。

そこで、この借地者、借家の方たちに対する説明でございますけれども、当然、前段で換地が一つ決まるということが一つの条件になってまいりますので、換地が固まったころにこういうまちつぐりも含めて占有者に御説明を申し上げていきたいというふうに考えておるわけでございます。所有者、借地権者だけでこのまちはよくなるものではございませんので、今後は、この借家人の方たちに十分説明し、また意見も聴取していきたいというふうに考えております。

それから、今日まででございますけれども、市の方から正規に借家人を集めての説明会という方法はとっておりませんけれども、この地区に商店会が、今先ほど言われました商店会がございます。この商店会には、今までも何度かこの区画整理事業、それからいろんな換地とか減歩、それから補償、こういうものについてのお話し合いは何回かしておるところでございます。いずれにいたしましても、今後、この借家のこういう方たちに対しては、換地が決まった後、このまちづくりを含めまして積極的に説明会、そういう話し合いを持っていきたいというふうに考えております。

それから、高幡の方でございますけれども、高幡につきましては、方法としては同じでございます。換地が決まりました後、占有者の皆さん方に、やはり同じ話し合い、説明を行っておるところでございます。それで高幡の場合は、たまたまこの地区は高幡土地区画整理対策協議会というのがもう組織されております。この組織を通じて市の方から必要に応じて話し合いを行っておるというのが状況でございます。さらにこれを充実していきたいということで、現在、代表者に定期的にこういう意見交換、また話し合いをしていきたいということで、今提案している段階でございます。まだ結論には至っておりませんけれども、そういう考えでございます。

それから、審議会の方でございますが、御承知のとおり、審議会そのものは、法律の定めるところによりまして、所有権者、それから借地権者、それから学識を持っている学識経験者という方から成っておるわけでございます。先ほどの御質問の、その学識経験者に借家人の方を、ということでございますけれども、学識経験者といいますと、直接学識があるか、または経験を有する者を現在市長が選任しておるということでございます。さらに、地元から信頼が厚く、公正な立場で調整役として判断ができる、こういう方が今現在のところ、学識経験者として市の方で選任しているという状況でございます。したがって、これらに該当する方がいらっしゃれば、これは別でございましょうけれども、これらに該当しない場合は、なかなかちょっと難しいのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の、かくていずれも区画整理事業の経過の中で、説明がなかなか行き届かないということで、不満や不安をおかけをしておる。こういうことは一番大切な対応をしなければならないということを、文字どおり示しておるというふうに伺っております。

いわゆる地権者と言われます所有権者並びに借地権者、それにまた建物を借りて事業の経営をしている、あるいは住まっている、この方も、この法の建前の中では、余り明確ではございませんが、権利のあることはもう言うまでもありません。補償の対象にもなるわけでありますし、また不利な状況で処遇されるということは、あってはいけないことだということであります。

したがいまして、意見の申し立て、結局、民法が適用されて、その借地——借地というよりも借家の方、この方々には、確かに説明不十分ということが往々に生じ、場合によっては、補償の場合にも、配慮に欠けたということがなきにしもあらずでありますので、それらのことにつきましては、むしろその方々を対象とするまた説明が必要だということでなければいけないと思っております。発言の機会がないから、損を強いたということであっては、これは区画整理が成功したということにはならないわけでありますので、できるだけ100％、それぞれの御満足の中で事業が完成するということが一番望ましいことでありますので、極力その状態をつくり出すための関係の努力は、もうすることは言うまでもないことでありますし、また、それを知らなかったから放置したとい

うことで意外に損をしたということは、これは建前としてはないわけでありますが、なおひとつ入念に十分理解をしていただき、償うべき権利並びに家主さんとの調整、こういうことは十分意を注いでいかなければならない、こういうことでございます。

もう一つ、審議会の委員に云々ということでありますが、状況によりましては、そういうことも配慮すべきことかもしれませんので、十分地域の方々の御意見を聞きながら、対応していきたい、こう考えます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　わかりました。

私が懸念をしておりましたことは、率直に認めていただきましたし、今後、事業の進展のために、説明会等の開催、また、ちょっとこれは難しいかなとも思ったんですが、区画整理審議会に、今申し上げたような借家の立場の人たち、営業活動を行っている人を含めて、状況によっては考えてもいい、という市長のお答えがありましたので、この点はぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

今いらっしゃる学識経験者の人が、地元の信頼が厚くて、調整役に向かないということじゃ、私は決してそんなことを言ってるわけじゃないんです。たまたま地元にいらっしゃる、しかも駅前でいろいろ、今後駅前は一体どうなるのかということで営業活動を続けてこられた方が、以前には申し出換地の政策を市がとったこともあったり、それから再開発が同時に考えられているということで、頭の中はごっちゃになりまして、この先自分たちはどうなるのかということを、本当に暗中模索の状態で、特に借家人の場合には、そういう状態でございます。今御答弁あったことを私は是とさせていただいて、事業の進展に合わせて今の御答弁が実行していただけるよう期待をして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の３、豊田南地区土地区画整理事業についての質問を終わります。

一般質問22の４、より優れた防災情報センターの建設をの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君）　最後の質問です。活発な火山活動を続けております長崎県雲仙岳の主峰普賢岳の地獄跡火口に、現在日本じゅうの目が注がれております。ちょうど２世紀前の寛政４年、1792年に噴火した折には、津波も発生をして犠牲者は１万5,000人にも達し、島原大変と呼ばれ、我が国での火山史に残る最悪の災害をもたらしたものとして記録をされております。

雲仙岳の噴火に伴う溶岩の崩落、火砕流の発生のニュースに、住民の不安が高まるさなか、島原市の市議会議員選挙が６月２日、投票の日程で行われているニュースを、テレビで見ました。候補者は防災服姿で選挙カーを走らせて支持を訴えておりました。既に犠牲者は36名に達しているとのことでありますが、被害を受けた市民に対する今後の補償、まちの復旧問題は、今後島原市の最大の政治課題として取り組まれることだと思います。私はこのニュースに接するたびに、島原市並びに近隣自治体の緊急無線システムは、どの程度整備されていたのであろうか、並み並みならぬ関心を持ちました。

我が国が地理的、気象的に大きな自然災害を受けやすい自然条件下にあるわけでありますが、大規模な災害、例えば大地震等が発生した場合に、被害を可能な限り最小限に抑えるための強力な味方となるのが、高度な通信技術を駆使した防災行政無線であるからであります。

そこで、現在日野市で検討が進められつつあります日野市の防災無線システムの構築に当たっては、できるだけよりすぐれた防災情報センター並びに同システムを完成していただきたいとの願いを持ってこの質問を行うものであります。

日野市は平成５年度の完成を目途に今、緊急無線システムの整備事業に着手をしているということは申し上げました。具体的には、固定系無線――同報無線とも呼ばれております――ものと、地域防災系無線、この二つが柱となっております。固定系無線、同報系はもう御承知だと思いますが、災害時に情報不足から混乱を防ぐ、そういうことを目的に市内各所に取り付けました、高いのっぽのスピーカーを通じて、正確な情報をより早く伝える無線設備であります。地域防災系、これはちょっと難しいわけでありますが、市役所を中心に、市役所の各出先機関、また市の車、各行政機関、また公的性格を有する施設、こういうものが相互に音声だとか画像、それから文書などを含めた総合的な情報を自在縦横に受信、発信できるシステムを言うわけであります。

去る３月に、日野市緊急通信システム第２次基本設計が、委託先の会社から日野市に提出されましたので、その内容を見せていただきました。専門的な大変難しい言葉や図面等がありましたので、理解するのにはほど遠い面もあったかもわかりませんが、私なりに消防委員会で無線のいろいろシステムを検討したり、何回も質問をさせていただく過程で、専門書等、解説書等を見ましたので、私なりにこの報告書を一生懸命読んだつもりであります。

そこでこの報告書の内容のうち、報告書概要と、さらには、ちょうど隣の多摩市ですね、このお隣のまちが今年度までに同報無線を完成させて、既に運用を開始しておりま

すので、この多摩市の施設を視察してまいりましたので、これらを踏まえて4点の質問をいたします。

まず、報告書にあることなんですが、地域防災系の中継局、この中継局は市役所の本庁舎に置き、統制局は新設されます防災情報センターに別々に置かれることになっております。市の庁舎は、いろいろ手狭であったり、それから先に東京都が無線塔の建設を求めた折にも、市長がやはり、市の庁舎は無理だということでお断りになったこともありました。こういう経過がある中で、なぜ、別々にこういった無線の中継所等統制局を置かなければならないのか。その理由が、私にはちょっとわかりません。お聞かせをいただきたいと思います。

それから、この報告書の中には、音声系、つまり音ですね、音のシステムの報告が縷縷書かれております。しかし、映像系システムが全く触れられておりません。私が多摩市に参りまして、この多摩市の同報無線のシステムを完成させたということは申し上げましたが、多摩市では、同報無線のまだ段階なんですが、この後地域防災系に取り組むわけでありますので、この防災対策室という部屋がありますが、そこには42インチの大画面のプロジェクターを設置して、既に活用しておりました。この大画面にさまざまな情報の絵を映し出すことが可能なわけです。東京都の防災無線と連結すれば、画像もここに映すことができる。もちろん、テレビ画面ですから画像なんですが、そういった東京都のとらえた災害状況等、またいろいろな図面等もこの画面で見ることができるということで、既に防災無線の固定系の段階でありますが、地域防災系の導入を予定をして、こういう大きな画面のテレビ画面ですね、これを既につけております。私はぜひ、的確に、迅速に判断を行っていくためには、最も有効と言われる映像系システムを導入すべきだと考えるわけでありますが、市の見解を伺いたいと思います。

3番目の質問です。多摩市の防災対策室の隣は無線室になっております。この無線室に入りますとすぐ右側に、同報無線に連動した地震計が設置されておりました。震度4程度以上の地震が発生したときには、自動的にこの同報無線から市民に対して情報提供ができる、そういう性能を持ったものであります。私も当然、こういうものは日野市の報告書の中にあるのかなと思って、一生懸命探してみました。しかし、日野市の報告書の中には、地震計というのはどこを読んでも出てきておりません。私はやはり、最も皆都民が心配しております大きな地震に備えて、地震計に連動した同報無線を考えておいた方が、よりすぐれた防災無線システムと言えるのではないか、このように考えるわけです。多摩市の場合には、そういうものを既に完成させておりますので、この点、お尋

ねをいたします。

それから、防災情報センター建設用地の件であります。これが最後の質問です。神明一丁目11番地に所在する1387平方メートルでありますこの土地、いまだに民間アパートが所在をして、入居者もある状態が続いております。この間、ちょっとこの点についてお伺いしましたら、いや、もう大丈夫だという旨の答弁があったわけでありますが、ここで改めてこの用地については平成3年度の予算が修正されるということもありました。記憶に新しいところです。ですからもう見通しが立ちました、ということだけでは、ちょっと私も事情がつかめませんので、用地及びアピア神明アパートの取得に向けて、現状はどういう状態にあるのか、答弁をいただきたいと存じます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは、順次お答え申し上げたいと思います。

まず第1点目の、地域防災系の中継局の所在といいましょうか、位置につきましてでございます。今御発言にありましたとおり、今回のこの情報センターを市民会館の道を挟んだ反対側の所に、ということで進めてきてまいってきておりますこと自体が、本来的に本庁舎が手狭のため、統制局といいましょうか、情報センターとしての機能を集中させ、機能させるものといたしまして、大変この庁舎内では不適当という観点から、他の場所へ情報センターを建設することになったわけでございます。が、これを今報告書にありますとおり、報告書の上では、中継局をこの上にという形態で出てまいっておりますが、中継局ということで絞って実施しましても、本庁舎は非常用の電源に余裕がございません。また、中継局に必要な機器を設置するスペースの余裕もございません。ましてや、統制局が別にべったりでございますので、保守点検等におきましても、大変不都合を生ずるところでございます。やはり中継局は情報センターに設置することが望ましいと考えておるところでございます。これにつきましては、やはり技術的に相当高度なものを要求する部分があるやに聞いておるわけでございますが、既に他の自治体におきましては、電気通信管理局の検査に合格して、導入しておるという実態もございます。そういう現状もございますので、今後、中継局をセンター内に設置するという方向で進めていきたい、そのように考えておるところでございます。

第2点の映像系でございます。確かに、災害時には状況を正確に把握することが、災害対策本部での重要な役割となってまいります。個々のデータを集約して、映像としての加工を施し、映像情報を受けることは何よりも情報を総合的に、また正確に把握しやすいところでございます。したがいまして、的確な判断が下せることにもなるわけでご

ざいます。今後、十分な検討を行いまして、導入していきたい、そのように考えておるところでございます。

第３点目の、同報無線に連動した地震計ということでございます。防災といたしまして、災害の一つであります、その地震に対しましても、当然に情報収集をする必要のあることは言うまでもございません。地震計の感知いたしました一定以上の震動に対しまして、同報無線と連動させまして、感知即自動的に震度を伝えるシステムにつきましても、センターへの導入を現在検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　４点目につきまして、お答えをいたします。

この建物に入居しております居住者の立ち退きにつきましては、いろいろと御心配をいただいたわけでございますけれども、おかげさまをもちまして、見通しが完全についたわけでございます。この建物には、当初10戸入っておりまして、昨年の末までに３居立ち退きをいたしました。残る７戸につきまして、きょう現在、７戸のうち４戸につきましては立ち退きが完了しております。１戸につきましては、今月中に立ち退きをするという約束になっております。残る２戸につきましても、立ち退きの契約が既に済んでおりまして、７月の上・中旬に行うということになっております。この立ち退きが済み次第、建物、土地等を確認をいたしまして、引き継ぎをするということに、いわゆる引き受けるということになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　あえて再質問をすることもないようなお答えだったと思います。私は全くの素人でありますので、無線の専門家ではありませんが、いろんなパンフレットや、実際に東京都の防災無線、今多摩市を申し上げましたが、ほかの自治体の無線も幾つか見てまいりました。きのうまで最新式のものであったものが、やはりもう何年かたつと、きょうには過去のものになる。そういう日進月歩、大変速いスピードで技術が進んでおります。ですから、少しでもこういう島原の大きな災害を見るにつけ、万が一の折には、できるだけ手厚く、高度なそういった支援の施策システムを持って、少しでも災害を和らげる、少なくするということで、ベストなものをぜひ導入してもらいたい、こういうふうに思うわけであります。

中継局は防災センターの方に設置することが望ましいというふうに考えておられるようですし、これもせっかくつくる建物ですから、そこに中継局をつくるのは当たり前だと思うんですね。技術的なことの云々ということがあったのかもわかりませんが、市の庁舎の方は手狭だということがかねがね言われておりましたので、さらにこの建物を使って何かというよりも、新たに設置をする防災情報センターという立派な専門の建物に設置していただくのが、よりベターだと思います。

それから、映像系のシステムの導入も、今後検討して導入していきたい、というふうにお答えになりました。当然だと思うんです。東京都の場合には、もっと大きな大画面がありまして、ヘリコプターなどから災害状況がリアルタイムで送られてくる。それが大画面に映るわけです。それをまた、東京都の防災無線システムで各市も見ることができる。テレビ画面がないと見れないわけです。その映像系というのは、もはやこれから主流になっていくというふうに言われております。多摩市のものも、現在はまだ災害現場からの多摩市の映像はとれないそうですが、アマチュア無線のクラブがありまして、そこにカメラと画像送信装置を市が今後買い与えて、要するに使ってもらう。そうすると、例えば聖蹟桜ケ丘の駅前で何かビルが倒壊したとか、何か大きな災害があると、それが多摩市役所の中で即時見れるわけです。そういうものを既に準備をしております。地域防災系を導入する前に、同報無線、ラッパから音を出すシステムをつくる段階で、もうこういうものを取り入れているわけです。ああ、なるほどなあというふうに思いました。ぜひ、これからは映像系が主流だ。スピーカーでガアガア音を出すというのは、むしろこれからはもう主流ではなくなるということであります。拡声器使うのは街頭演説ぐらいになってくるんです。そういう状況にありますので、この映像系の導入についても、ぜひ行っていただきたい、これが私の主旨でありましたが、同様の考え方を示されましたので、よろしくお願いをいたします。

それから、地震計、これはもうあって当たり前だと思います。ぐらっと揺れたときに、棚のものがおっこちる、本箱がひっくり返るというようなときに、すぐ自動的に同報無線の音声でもって住民に知らせる。せっかくこういうシステムをつくるんであれば、最も可能性のあるこういった震度４程度の地震でも住民に不安を与えないようにシステムが既にあるわけでありますので、ぜひこれは、報告書にはありませんが、導入をしていただきたいと思います。東京都の防災無線の担当者も、多摩市の方も、それから区部の方もちょっと行ってみましたが、地震計はやっぱり、当然設置されるのが当たり前でしょう、というふうに大体大方の方は、おっしゃっておりました。検討していただくということでありますので、これもぜひ実現していただきたいと思うわけであります。

それから、防災情報センターの用地については、いろいろ紆余曲折はありましたが、やっとここで見通しがついたということであります。予算の方は、用地購入費等が予備費に回っておりますので、７月に全部、入居者が立ち退くことがもう決まっているということでありますので、早い時期にまた予算措置等も行わなければならないと思います。そのために、前回も約束した立ち退きの期限が破られたといいますか、守られなかった経過もあってこういうことになったわけですので、一度あることは二度あるなんていうことのないように、きちんと対応していただきたいと思います。

今月は――６月ですが、情報通信に理解を深める多くの行事が全国で行われております。これは昭和25年に電波法が制定をされ、電波が一般国民に開放されたことを記念して、６月１日を「電波の日」と定めているからであります。現在、平成２年末で、電波管理局の免許を受けて開設されている無線局、これが全国に625万局、大変な数です。終戦直後は約2,600局でありましたから、その急速な伸びがうかがえるわけであります。今日では、野球のグラウンドでも電話機を持っていって「もしもし」ってひとり言言ってるのかなあと思いますと、電話で話をしている。駅のホームでもぶつぶつひとり言言ってる人がいると思うと、電話機でお話をしている。家庭にありましても、コードレス電話で子供まで当然のことのように電話機を使う。電波がこれほど広範に一般家庭まで入ってきて、対応されている時代であります。多額の税金を使って構築される防災行政無線システム、こういった高度情報化の時代にあって、日野市にふさわしい、また市民の生命や財産、生活を守る十分な機能を備えたものにつくっていただきたい、そういう思いでこの質問を行ったものであります。

早い時期の完成を目指して取り組んでおられると思いますが、ぜひ今申し上げました指摘をした点については、導入していただく、取り入れていただくことを確信しておりますが、重ねてお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の４、より優れた防災情報センターの建設をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時38分　散会

６月20日　木曜日　（第８日）

平成３年
第２回定例会　**日野市議会会議録**　（第16号）

６月20日　木曜日　（第８日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成3年6月20日（木）
午前10時開議

日程第　1　一般質問

（議案上程）

日程第　2　議案　第53号　日野市乗鞍高原安曇（あづみ）荘設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　3　議案　第54号　浅川右岸第五処理分区(3−1) 工事請負契約の締結について

日程第　4　議案　第55号　浅川右岸第六処理分区(3−5) 工事請負契約の締結について

日程第　5　議案　第56号　日野第一旭が丘処理分区(3−1) 工事請負契約の締結について

（請願上程）

日程第　6　請願　第3−7号　ＪＲ線・黒川踏切の拡張に関する請願

日程第　7　請願　第3−8号　黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願

日程第　8　請願　第3−9号　（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願

日程第　9　請願　第3−10号　学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情

日程第　10　請願　第3−11号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願

日程第　11　請願　第3−12号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情

日程第　12　請願　第3−13号　平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情

日程第　13　請願　第3−14号　集会所設置に関する請願

（付託替え）

日程第　14　請願　第2−24号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願の付託替えについて

日程第　15　請願　第2−25号　中ホール建設に関する請願の付託替えについて

本日の会議に付した事件
日程第1から第15まで

午前10時18分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員22名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問23の１、高齢化社会に対応するため今後の行政のまちづくりとボランティア活動の活性と活用についての考えを問うの通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（高橋徳次君）　それでは、議長のお許しが出ましたので一般質問をさせていただきます。

高齢化社会に対応するため、今後の行政のまちづくりとボランティア活動の活性と活用についての考えについて伺います。私が、今回申し上げますのは、主に高齢化社会の福祉に対応する社会といっても、ハードな面は除きまして、ソフトな面で一般的にボランティア活動、その他を中心として伺ってみたいと思います。

この高齢化社会に対する問題は、ハード・ソフト含めて今議会でも多くの議員の方からいろいろ質問が出ております。もう皆さんだれでも御存じのように、急速な高齢化への進行に伴い、福祉のニーズの複雑多様化によりまして、社会福祉の状況は、大きく揺れ動いているのが現状でございます。特に老人福祉の問題が深刻な生活課題となって、すべての人にかかわる問題として、その対策と対応が問われております。

高齢者や障害者を締め出したままの社会ではなくて、すべての人がともに生き、ともに考えるということを定着させることが大切だと考えます。最近の社会福祉行政は、国の方においては国の責任を踏まえつつも、また、各地方自治体ごとに、その方針や内容を考え決定して推進するという方向に変わってきています。それとともに、国の方では、厚生省はもちろん、文部、労働、水産、法務、経済企画という各省にわたっておいても、福祉の見直しをして種々の制度も考えられております。特に、在宅ケアの促進が大きく取り上げられております。その中で必要となってくるのが、ボランティア活動の対策と対応が重視されてまいりました。

今日の状況を踏まえた上で、ボランティアへの、または実際に活動しているボランティアに対する世の中の評価というものは、決して高く買っていないのが実情ではないかと思います。せっかく、人のために努力するという人たちに対して、善意だから、当たり前だから、無償の奉仕がボランティアであるからと、打ち捨ての感がなきにしもあらずでございます。ボランティア活動のおかげで得た貴重な体験もなかなか生かされません。

というよりも、生かすすべに戸惑っているというのが実情でございます。地域の福祉については、市の方でも懇談会が２月27日ですか、生活保健センターでありましたが、日社協のボランティア活動ですか、これが行き詰まっているんじゃないかというような意見が出たり、また同じ個人でボランティア活動をしている人たちの口からも、一応、そのようなことも耳にします。日社協のボランティアセンターも15年以上の歴史があります。登録者の数ははっきりしませんが、今、約200名ぐらいが登録しているということのようですけれど、実際に活動しているのは、その４分の１程度ということで、需要があって、連絡が来るまで待っていなければなりません。また、急なとき、また日時のかみ合わぬとき等のもどかしさも感じているようです。自主的に活動をしているボランティアの人たちに、そしてボランティアセンター、老人会、婦人会、子供会、自治会等、横のつながりのネットワークづくりをして、地域の弱者の人々がすぐ利用できる。また、需要に応じられるよう把握できる状態のコミュニケーションの活動の拠点を、市内のところどころにつくる必要があるんではないかと思います。

それには、やはり行政もボランティアだからということで、突き放さないで、また行政と社協、その他すべてを包括するような側面の援助が必要ではないかと思います。今、市内にはいろいろなグループが活動として、個々の福祉の問題を、また時には老人福祉の問題等、取り組んでいますけれど、また、一方行政側では福祉事業団の在宅ケアですとか、家事だとか等を含めたことも行っておりますけれど、それらも含めて老人の福祉のネットワークづくりはできないものか。

今、日本では15歳以下の総人口より65歳以上の老齢人口の方が、その数がふえている。御存じのとおり、2000年超した暁には、４人で１人の老人を養うと言われています。しかも、出生率は、この今議会で、前にもちょっと出ましたけれど、平成２年には5.32、平成元年には5.7であったものが、１年で5.3というふうに減少しております。その上、また、一家にあっては親子関係の断絶、また今後の老人社会を取り巻く環境は、一層厳しいものとなっています。今から、高齢者福祉のネットワークづくりに心がけて、ボランティア精神の涵養に務めるべきではないかと思います。そして、福祉のまちづくりを考えるべきでしょう。

現在、各市においてボランティア参加による福祉のまちづくり運動も、最近、活発になってきていると言われています。練馬を初め、中野、武蔵野、三鷹、町田、狛江、東村山、国立、秋川。日野においても、五、六年前ですか、ボランティアのまちづくりとして、都から指定され３年間活動したことがあります。これらを受けてか、最近、日野

でもボランティアセンターを中心に福祉のまちづくり、ネットワークづくりに取りかかるべく、一部の人々からの声も上がっていると聞いております。

これには、やはりボランティア個々の人に任せるとかということでは、どうしてもなかなかまとまった力が発揮できません。それには、やはり行政の側面からの協力、市民の積極的な理解と参加、協力等が不可欠ではないかと思います。市民が年齢、立場、分野の違いを越えて語り合って夢で終わらせないような構想を、行政、各団体、保健、医療、教育、企業、社協、ボランティアを含め、行政の理解と協力がぜひ必要だと思います。

そこで、福祉のまちづくりの案として、具体的には、社協やボランティアセンターを中心に、まず地域ケア活動として、ケアチームの組織化、それには各ボランティア活動者に地域担当職を、例えば、ケースマネージャーのようなものを置き、地域の拠点の開発と確保に務めなければならないと思います。福祉のまちづくりについて、積極的な市では、人の集まりやすい駅前等に市の施設以外で、市の補助で借り上げて援助し、市内全体に四、五カ所ないし五、六カ所と、多い中野区あたりでは15カ所も区の援助で借り上げて、そこをその地域の拠点としてボランティアの運営を図っているようです。

また、どうしても必要になってきますのは、ボランティアリーダーの養成と確保と、またケアチーム相互の連携と協力が必要です。また、ボランティア推進委員会のようなものを設置して、ケアチームに対して、専門的見地から側面援助をするということも必要でないかと思います。福祉の教育の促進を目的に保育所、幼稚園、小・中学校または公民館、図書館等、社会教育と連携、協力によって、社会教育事業の活動に展開、そして、最近では、大手の企業内においても、このボランティア教育の促進を図っておると聞きます。もちろん、企業の場合には、あくまでも企業の利益に沿ったものということで、その企業内でボランティアを地域に派遣することによって、その地域の実情をつかみ、また地域との対話をつくり、企業の発展を図っていくということだと思いますけれど、そういった意味で、最近、企業もだんだんだんだんとこのボランティア活動について取り入れているようです。

これからの高齢者福祉には、きめの細かな地域の相談機能が必要になってくるでしょう。経験豊富な優位なボランティアを発掘し、そのような優位な人材を地域ごとに配置し、その人を核としてグループをつくり、最近のボランティア活動は施設活動が多くなっていますが、それは、その施設や機関が活動を把握し責任を持ってくれる点が大きいということです。日野市においても、社協の中にはボランティアセンターがあり、このセ

ンターを核として、地域、地域に枝葉を伸ばしていくことを図るべきではないかと思います。そして、ボランティアを広く育成していくべきだと思います。これからの高齢化社会の福祉に対応する、地域の福祉活動の強化と活性化を進める必要がますます必要になってきます。それには、現在、戸惑いがちな個々のボランティア活動に対し、行政の方としても教育、そして行政自体の各制度を挙げて、その内容を評価し協力して援助をしていかなければならないと思います。長い今までの歴史の中でボランティア自体の力では、どうしてもこれ以上の活性化は難しいのではないかと思います。

一方、もう皆さんも御存じのとおり、高齢化はどんどん進んできておりますし、また施設もどんどんふえていくでしょう。また、そういった中で、そこに収容される人、そこには当然、またボランティアも必要になってくると思います。しかし、まだまだ施設に収容されるボランティアの数、これは約37%の人が収容されるぐらいで、残りの63%は自宅介護という形になっております。そういった中で、また自宅で介護をするということは、その家庭のプライバシーの問題にもかかわってきますので、またこの点、非常にボランティアの個々の活動としては、難しいのではないかと思います。

そういった意味を含めまして、まず市の福祉の方からは、ボランティア活動を含めた福祉の見解を伺いたいと思います。また、社会教育、学校教育、もちろんもういろいろとやっているでしょうけれど、その内容とまた今後の進み方について伺いたいと思います。

まず、その三者からのお答えをお願いします。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。御質問の内容全体をとらえまして、お答えをしていきたいと思っております。

高齢社会におきます高齢者の対策につきましては、施設福祉サービスあるいは在宅福祉サービスの両面から取り組んでいかなければならないことは、当然のことでございます。住み慣れた地域社会の中で、安心した生活を続けていくことは、だれしもが願っているところでもございます。したがいまして、これからの在宅福祉サービスを基調とした福祉を目指しましていかなければならないと考えておるところでございます。しかし、これら福祉サービスは、行政のみでは、到底十分な対応は困難であると同時に、サービスの提供にはどうしても人の手が不可欠でございます。また、これらサービスは、必要、即応、継続性を基本とすることから、あるいはいろいろのニーズに対し、だれでもいつでもどこでも受けられることの必要性から、多元化したサービスの提供が必要となってまいります。このため、行政はもちろんその他の団体、例えば社会福祉協議会あるいは福祉事業団、婦人事業協会、シルバー人材センター、日赤奉仕団、ボランティアあるいは近隣住民がいろいろのシステムを通じまして、一人でも多くの方たちが少しでも老人とかかわり合っていくことが必要であり、またそのような風土づくりが必要ではないかというふうに考えております。特に、社会福祉協議会におきましては、さきの社会福祉事業法の改正によりまして、地域活動の中核と位置づけられているところでございます。このことは、まさにボランティアを中心とした地域活動が重要な役割とされ期待されているところでもございます。

また、社会福祉協議会では、これらボランティア活動を主体とした地域の福祉活動計画の策定が急がれているところでもございます。社会福祉協議会におきましては、これらボランティアあるいはコーディネーターの育成を図るべき、過去四、五年にわたりまして、ボラントピア事業ということで取り組んでまいっております。着々と、その体制づくりが進められているところでございますが、ボランティアの性格上、組織化された体制にもっていくことは、非常に難しさがあるわけでございます。また、体系化においても同じく難しさがございます。行政といたしましても、その活動あるいは体系化には、正面から協力していく考えでございます。また、その他の団体あるいは個人と行政とのネットワークづくり、あるいはボランティアのケアチームの組織化、地域ごとの拠点づくり、こういうものにも取り組んでいきたいと考えております。

ボランティアが活動しやすいよう、例えば拠点、場所等の提供あるいは財政の援助、行政と社会福祉協議会等連携をさらに深めて、今後検討を進めてまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、社会教育の立場から、高齢化の福祉ボランティアに対しましての考え、対応につきまして、お答え申し上げたいと思います。

生涯学習時代という言葉に象徴されますように、人々の求める豊かさは、物から心の豊かさへと移りつつあります。そこで、自主的な活動を通じて、積極的な自己実現を図りたいという意識の高まりを背景といたしまして、文化、スポーツ、ボランティアなどのさまざまな活動が活発に展開されておるところでございます。来るべき高齢化社会を生き生きと心豊かな社会とするためには、これらの活動を積極的に支援し、その環境を整備することが最も重要な課題であると考えております。とりわけ、ボランティア活動

の振興は地域の連帯や世代間交流を深めるとともに、地域の活性化に連動し、高齢者や障害者などの社会参加と生きがいづくりに不可欠なものであると考えております。このための対応といたしまして、現在、社会教育、学校教育、福祉などの連携のもとに、高齢者が持つ昔からの遊びなど伝統的な技術や知識を子供たちとの触れ合いを通じて伝承する伝承文化の教授や、高齢者触れ合いレクリエーションなどの、いわゆる世代間交流事業、また障害者を対象とした訪問学級、青年学級、少年学級などの障害者との交流、さらには、青少年対象のリーダーの講習会や中学生、高校生などのボランティアスクール、青少年体験活動など、そうした活動の場の確保を初め、市民の参加意識の高揚、人材の養成、研修などの事業に、現在取り組んでいるところでございます。

これからもボランティア活動の一層の普及、促進を進めるためには、青少年の早い時期から各種の社会活動に参加し親しむ必要があると考えますので、今後とも多様な機会を提供できるようさらに努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　続きまして、学校教育関係についてのお答えをいたします。

小・中学校におきます教育は、個人の能力を引き出し伸ばすという意味と、奉仕の心ある人間に育てるという意味があります。御指摘のとおり、学校教育においても、生涯を通じて学び続け奉仕性の高い人間を育成することが求められております。また、新学習指導要領には、道徳教育を進める上で勤労生産や奉仕的行事、奉仕的なクラブ活動など、体験の場を設定することにより自然との触れ合いを深めたり、人や社会のために働く喜びを味わわせることなどを工夫することが求められております。既に小学校では生産体験学習を進め、地域の方との触れ合いを深めているところであります。中学校では、学校周辺のごみ、空き缶拾いなど奉仕的活動や目の不自由な方との触れ合いマラソンなどボランティア活動を進めているところであります。また、市内の小・中学校では、社会や道徳などの副読本として、福祉副読本「ふれあい」「ことぶき」を活用した授業や教員の意識を高めるための研修会を実施しております。児童・生徒が高齢化社会が進む中で、自然に溶け込み対応できる青少年の育成を目指し、高齢者の方との触れ合いや手を差し延べる方法などを考えさせたり、ボランティアとして何ができるかを考えさせ、実践するきっかけとなるよう活用を図っております。

各学校において、今後、さらに奉仕的行事やボランティア活動、また心身に障害のある人との交流や福祉副読本の活用を図り、奉仕性の高い人間を育成するよう努めたいと考えております。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　どうもありがとうございました。

今、それぞれの立場から、今後のボランティアのまちづくりということを伺ったわけですけれど、外から見ている範囲において考えられることは、まだ行政また社協、ボランティアセンターまたボランティア活動の方々それぞれが、皆、自分の城に閉じこもっているのではないかなという感を受けるんですけれど、これからの高齢化社会は、先ほど申し上げたように、非常に多様化してまいります。そういった中で、個々の行政の施策、またボランティアの活動では、とても対応し切れないのではないかなという気がします。今から十分にその辺を整理し、お互いに連絡、協力し合って一つのネットワークづくりを進めていっていただきたい、とこのように思います。とにかく、ここで御返答をいただいて、それで事が済みましたということではなくて、難しいことかもしれませんけれど、今後の一層の努力をお願いしたいと思います。

高齢化社会の増加に伴って、昔は向こう三軒両隣というような組織もございましたけれども、今はほとんど孤立化しておるというような中で、行政のきめ細かい配慮、またボランティアの活性化、そしてその両方がお互いに力を合わせることによって、この高齢化社会を乗り切らなければいけないのではないかな、とこのように考えています。簡単なことではないかもしれませんけれど、ひとつそれぞれの立場でお互いによく連絡をとり、また考え、そのネットワークづくりと活性化に特段の努力をお願いしたいと思います。

そういった意味での福祉のまちづくりについて、最後に市長のお考えを伺います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　福祉社会を前進させるために、御指摘の内容につきましては、全く同感でございます。豊かな人間性をつくることを本市の教育目標としておるわけでありますが、その豊かな人間性とは、人のことを思いやれる。つまり自分のことだけではなくて、人のことが考えられる。こういう人格の形成、あるいは自己実現である。このように日ごろ感じております。また、そのために教育委員会、また我々の行政、いろいろと努力、工夫を重ねておるところであります。

私は、福祉の風土づくりという言い方で、つまり、地域社会が思いやりの心が空気のごとく土壌のごとく水のごとく、よく地域で耕されている。こういう状態をつくり出す

ことが、とりもなおさず、福祉の風土づくりを目指すところでありますが、なかなかその心を持っておられる方々を社会に参加をしていただいて、どのような組み合わせで、その実現を可能ならしめるかということは、なかなか難しい仕事であります。そこで、社会福祉協議会は、いわゆる行政の補完機関として、市民の方々の大きな御参加、この仕組みをつくっていただきたいということをお願いをしております。

また、我々の行政は、福祉事業団等も含めて、制度化されたその内容をますます高めていく、実現をしていくということに努力をする仕組みでなければならない、とこう考えております。具体化するために、この間もちょっとお答えをしたと思っておりますが、これをマンパワーという言い方が正確かどうかちょっとわかりませんが、いわゆるいろんな形でヘルプするマンパワーが、大変必要であります。そのことをより積極的に広報等で常時、公募をして、そして、具体的なネットワークの仕組みをつくるということに、一歩踏み出していきたい。このようなふうにお答えをしたわけでございました。一層いろんな御支援、お知恵をいただきながら努力をしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　どうもありがとうございました。

いずれにしても、この高齢化社会に対応するためのまちづくり、これには非常に大変な努力が必要と思います。しかし、これは我々も、また行政もすべての人が自分のこととしてとらえてやっていかなければならないと思います。そういった意味で、せんだって15日の広報の２面にもでかでかと出ておりましたけれど、あらゆる機会をとらえて、このまちづくりとボランティアがもっともっと活性化が図られますよう、行政からも何らかの方法でボランティアを育ててやってもらいたいと思います。

もちろん、そうすることによってボランティアをやっている方々の社会的信頼、これをますます深めてやることが、そういった無償の奉仕をしている方に報いる手段ではないかと思います。そういったことで、行政のますますの力添えをいただいて、私の質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって23の１、高齢化社会に対応するため今後の行政のまちづくりとボランティア活動の活性と活用についての考えを問うの質問を終わります。

一般質問24の１、長寿社会へ向け「福祉・医療・保健」の連携による福祉新時代をの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

来るべき21世紀には、日本国民の４人に１人が65歳以上の高齢化社会を迎えようとしているところであります。そうした高齢化社会に備えて、昨年「高齢者保健福祉10カ年戦略」では、1999年度までにホームヘルパーを10万人、ショートステイを５万床、デイサービスを１万カ所、在宅福祉支援センターを１万カ所に整備拡充することが発表されているところであります。地域における新しい社会福祉システムの構築を目指して、その基盤整備としての老人福祉法等の関係８法案の改正が、衆・参両院におきまして、全会一致で可決されたところであります。改正の主な要旨としましては、21世紀の本格的な高齢化社会の到来を目前に控えて、高齢者の保健福祉の推進を図るため、住民の最も身近な市町村で在宅福祉サービスと施設福祉サービスが、きめ細かく一元的に、また計画的に提供されるよう、体制づくりを進めるための在宅福祉サービス及び施設福祉サービスの市町村への一元化、さらには市町村等の老人保健福祉計画の策定などの改正でありました。

東京都におきましても、21世紀を展望したこれらの社会福祉は、在宅福祉を基調として地域福祉を総合的に展開することが重要であり、その計画的な推進を図るため「地域福祉計画」の必要性の提言を昭和61年、東京都福祉審議会の答申を受け、検討委員会等で重ねてまいりまして、平成３年１月に東京都地域福祉推進計画を発表しているところであります。東京のあすゆとり型社会を福祉の視点から具体化するものであります。このような状況の中で、何点か質問をさせていただきます。

第１点目としましては、高齢化に伴い、在宅福祉を中心として老人保健、施設の整備充実を柱といたします、また医療、保健、福祉の連携によります地域福祉計画の策定の今後の日野市の予定、並びに平成５年度を最終年度とします基本計画、実施計画の次の三次基本計画の策定及び整合性について、まず１点としてお伺いします。

２点目としましては、保健・医療・福祉の連携を初め、福祉関連施策を総合化した地域福祉が求められている地域福祉計画推進の上からも、市民部の保健年金課と生活環境部の健康課を福祉部に統合して、事業推進を図るべきかと考えるわけでございますが、この組織替えについての今後の方針について、お伺いいたします。

第３点目としましては、65歳以上の老人人口の1.47％が特別養護老人ホームのベッド数と、東京都の方で言われているところでございます。現在、平成３年の１月１日では、老人人口が１万3,287人で、195床の必要性があります。また、平成17年になりますと、

2万5,721人で370床が必要とされているところであります。長年住み慣れた自分の家で家族とともに住むことが精神的な安らぎもあり、一番よいということは当然のことであります。家庭の介護の能力が核家族化等に伴いまして低下していることもあり、病院と家庭、特別養護老人ホームと家庭の中間にあります老人保健施設であります中間施設につきましては、必要性が大変叫ばれているところであります。

日野市が、今後予定しております特別養護老人ホームの二つ目と並行しての緊急課題であります中間施設を、今後の日野市の行政においての計画、また促進についての端的なお考えをお尋ねいたします。

4点目としては、在宅福祉の中核となりますホームヘルプサービスを「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」では、平成11年度までに10万人達成を目途に進められているところでございますが、在宅介護の最前線では、どんなに使命感と情熱を持って活動しても、社会では家政婦程度しか見てくれないなど、いろんな問題も、現在は指摘しているところであります。

また、先ほどの高橋徳次議員並びに何人かの方も、マンパワーについて質問されているところでございますが、この辺の日野市における状況を教えていただきたいと思います。特に、介護に伴うマンパワーの確保のためには、不十分な社会的評価の問題、また処遇の問題など、改善をしなきゃいけないのはたくさんありますし、また今後のＰＲの問題、また将来的な人員不足がさらに多くなっていくことは予測されておりますので、この解決をするためにも、このマンパワーへの環境整備を積極的に取り組むことは、当然なことでありますので、答弁のほどよろしくお願いします。

以上4点について、お願いします。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ただいま御質問の第1点でございます。地域福祉推進計画の策定でございます。

ただいま御指摘のございましたように、昨年、老人福祉法等の改正がございまして、この推進計画の策定が義務づけられているところでございます。もちろん、この策定につきましては、国におきます福祉推進10カ年戦略あるいは東京都の地域福祉推進計画、これらと整合した中で、日野市の地域の福祉計画を策定するわけでございます。この計画につきましては、現在、厚生省の方におきまして、いろいろこの策定に当たりますところのマニュアルについて、検討を加えられておるところでございます。これから、そのマニュアルあるいはこれからこれら策定していくための職員の研修等も予定されているところでございますが、いずれにいたしましても、平成5年の4月1日に改正されました老人福祉法等の施行がされますので、それまでに策定していきたいというふうに考えております。もちろん、この策定と並行いたしまして、日野市の第三次の基本計画、これらと整合した中で策定していきたいというふうに考えております。

この策定に当たりましては、ただいま御指摘のございました保健、医療との連携、これらを十分取り入れた中で計画を進めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の御質問でございます組織体制づくりでございます。これから福祉の中心となりますのは、やはり在宅サービスが中心となっていくものと思われております。もちろん、これに対しましての施設福祉サービスでございますが、特養老人ホームの整備、拡充、これも当然欠かせないことがらでございます。それの中で、これから在宅福祉が中心となっていくためには、その拠点となる在宅福祉サービスセンター、この設置が必要でございます。もう既に設置が進められているところでありますが、これからこの整備を拡充していきたいというふうに考えております。これは、地域の在宅福祉サービスの拠点となるところでございます。そこからヘルパーの派遣あるいはショートステイあるいはデイホーム、これらが中心となりまして、入浴のサービスあるいは食事のサービス、デイホーム等を行っていくわけでございます。

そういうようなところから、これとサービスセンターに併設いたしまして、介護支援センター、これは必要となってまいります。この介護支援センターからは、緊急の場合の介護あるいは介護指導、そういうものもあわせてやっていかなければならないんではないかというふうに考えております。そのためには、現在の組織も見直していく必要が生じてくるんではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、医療関係あるいは保健関係、福祉と三本の連携が必要と思われます。

それから、今後、整備拡充していきます3番目の問題でございますが、特別養護老人ホームあるいは中間施設と言われております老人保健施設でございます。特養老人ホームにつきましては、これはもう最優先しなければならない課題だと、そういう認識を持っているところでございますが、中間施設につきましても、これからは必ず必要になってくる施設でございます。特に、寝たきりをつくらないためにも、この中間施設というものが必要になってまいります。特に、寝たきりになる原因と申しますと、ほとんどの方、大部分の方が病気等で病院に入院されまして、退院したときには、いわゆるリハビリができていないために、寝たきりになってしまうというのが大部分でございます。そうい

う意味で、病院と家庭との中間的な施設ということで位置づけされますこの老人保健施設でございますが、ここで十分リハビリをして、それから家庭に帰るというような経過施設として必要になってまいります。これらについても時期等はまだまだわからないわけでございますが、将来、必ず必要となってくる施設ではないかというふうに考えております。これから十分検討を加えていきたいと思っております。

それから、ホームヘルプサービスでございますが、これは、やはり在宅サービスの中でも介護等に要する一番必要な部分でございます。福祉の場合には、人が人を見るということでございますので、どうしても人材確保が必要でございます。そのために、国では現在３万7,000人ほどのホームヘルプサービスがあるわけでございますが、これを10万人に達成しようということでございます。これにつきましては、病院の看護婦さんの問題等々、いわゆる身分あるいは処遇の問題で、まだまだ改革していかなければならない問題が山積しております。これらについても、今後努力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

じゃあ何点か再度またお尋ねしたいと思いますけど、まず第１点の地域福祉計画につきましては、確かに今答弁がありましたように、厚生省におきまして、今現在マニュアルをつくっておりまして、それができた段階の中で各市町村におきまして、そのマニュアルに従いまして推進計画を策定していくというような流れは、よく承知しているところでございますが、ただ、ここで日野市の基本計画が、最終が平成５年度が最終目途になっておりますし、またこの関係上、当然平成４年、５年におきましては、この日野市の第三次の基本計画というのを当然策定しなければならない。そのために、やはり福祉の地域福祉計画というのが、厚生省の言われているマニュアルができてから策定では、なかなか難しさが出てまいりますので、厚生省のマニュアルとは別に、東京都の三相というのがあるんですね。都が策定する地域福祉推進計画、市町村がつくります地域福祉計画、そして、社協等が中心となります地域活動計画と、この三本の三相によって、東京都が推進していこうというふうに考えておりますので、この東京都の三相のうちの市町村が責任を持って行います地域福祉計画というのは、もうこれは早急に推進しながら、基本計画と合わせてやっていかないと、基本計画との整合性というんですかね、がなかなか難しくなるかなと思うんです。

ですから、この辺をもう今から早急に準備をしながら対応する必要があるんじゃないかと思います。この辺について、また企画部等のお考えをお聞きしたいと思うし、またあわせて東京都の、いわゆる三相に従っての基本地域福祉計画の策定、この辺の方向性をもう少しお考えをお伺いしたいと思います。

既に、狛江市なども策定の過程の中に、市民の幅広い意見を吸い上げながら、また、市長を初め担当部課長が出席して、福祉の関係者なりまた市民の方が参加いたしまして、市民懇談会を開催しながら地域福祉計画を推進しているということも聞いております。ですから、これもやはり、今後は市民参加ということも当然踏まえながら策定ということが、非常に大事になってこようかと思いますので、これについて、また基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

それから、２点目の組織改革につきましては、やはり福祉部長も必要性をということで答弁があったかと思いますけど、今後の新しい地域福祉計画を策定し、来るべき高齢化社会へ向けての施策をするためには、十分、現状に即した組織改革をしながら、その方向性を見出していただきたいと思いますので、これも随分先になって組織改革をするのではなく、できることなら、この地域福祉計画の策定の段階ではもう必要になってまいりますので、これも早急の課題になろうかと思いますので、これも早急に対応ということになるかと思いますので、これについて、再度内容をお伺いします。

それから、３点目の中間施設に関してですけど、この中間施設も非常に重要な部分でありますし、今の答弁の中でも、これから必ず必要になってくるんだというような趣旨の答弁でありました。ただ、今の状況になりますと、浅川苑ができている。そして、今度二つ目の特養老人ホームといたしまして、土方英世氏の土地の部分に100人程度の規模の施設をつくるということも、行政の方ではお考えになって、今検討もしているところでございますが、その今度施設が完成したら、また次の施設がすぐ必要になってくるというふうに、非常に高齢化が急速に進展してまいりますので、施設希望者というのが、非常に多くなってきている。ですから、非常にそういう意味では、どんどんどんどん施設づくりが要求されてまいりますので、やはりこの特養老人ホームを二つ目をつくると同時に、これは中間施設を早急に対応していきませんと、なかなか高齢者の対応に追いつかない。やはり、その中間施設は、当然先ほども説明させていただきましたように、病院に入って退院して出てくる。ところが、実質的には病院に入院していますと、やっぱり寝たきり状態になってしまったり、在宅においてなかなか難しい部分が出てまいります。そこで、その中間施設に入りまして、リハビリをしていく。そして、在宅に十分

可能なような対応をしていく。また、特養老人ホームと在宅との中間的な役目も果たしますので、そういう意味から、非常にこの中間施設の整備というのは、非常に急務になってきます。そうすれば、寝たきりにならないで在宅で家族に見守られながら生活が可能になってくるということになります。

昨年ですか、我が会派で伊丹市の老人保健施設というのを、行政視察をさせていただきました。その中で、伊丹市の老人保健施設が定数が50床であります。日常の生活、動作を中心としたリハビリテーション、レクリエーションなどを実施いたしまして、早期に家庭復帰が図れるように努めている。これは、経営主体が社団福祉法人になっているということでございます。で、対象者としては70歳、寝たきりの方の場合は65歳以上ということでやっておるところでございます。この内容的な状況から見ますと、例えば、常に寝たままの状況で、この中間施設、老人保健施設に20.9%の方が入所しているわけです、20.9%の方が寝たきりの状況で。で、この方が今度3カ月等を経まして出ていく場合、7.3%の方が寝たきりのままで退所をしていく。ということは、非常に寝たきりの数多くの方が、実際歩ける状況、もしくはベッドで起き上がったりできる状況の中で出てまいりますので、非常に老人の方も自分自身で生活ができる状況にかなりの部分がなっていく。また、室内歩行が不可能な方が、約32.7%の方が入所されます。そして、出られる場合は16.4%の方まで減少していく。そういう効果が出てきたわけです。そういう意味で、この特養老人ホームとあわせながら、この中間施設というのは早急に整備していきませんと、今回、厚生省なり東京都が、今進めております在宅福祉ということが、非常にやりやすくなるということですから、この辺は、早急に対応が迫られてくるんじゃないかな。

今の特養老人ホームだけをつくっていきますと、特養老人ホームができ上がっても、またすぐ次をつくらなきゃならない。それでも足りなくなるというのが現状になると思いますので、もう少しその辺の状況を踏まえながら、この中間施設の考え方、早期にこの計画を推進しながら対応していきませんといけないのかなと思いますが、これについても、もう少しお話を伺いたいと思います。

それから、マンパワーについても、非常にこれはもう一つの社会的ないろんな問題になっているところでございますし、これを当然早急に深めていかなきゃいけないし、ただ、大事なことは、こういう一つの大きな高齢化社会を迎えての大きな施策の中で、やはり地域性というのは、非常に重要視されてまいります。要するに、コミュニティーを乗り越えた地域の福祉なんだというようなとらえ方になっているような感じがします。

ですから、この地域の中でお互いに助け合っていく。また、地域の中で介護ができる。また、地域の中で年を召しながら将来、閉じられていくというかね、そういう地域性。ある程度の地域のブロックの中で共存共栄しながら障害者も高齢者も健常者もなく一緒になって、そこで生活できるような、これを今、厚生省も東京都も目指しているわけですから、そうしますと、今の日野市の基本的な考え方におきましては、どうも住民参加、また市民の皆さんにいろんな啓発をしながら、市民の皆さんにいろんな認識をしていただいて協力していただくというのが、非常に日野市は上手にできてない。どっちかというと、日野市が単独にやって物をつくってしまう。

この辺をもう根本的に見直して、地域の住民の皆さんとともに一緒に行政というふうなシステムに変えなきゃいけないのかなということを、ますますコミュニティーを乗り越えて、もっと国と都は進んできている。ところが、日野市はそのコミュニティーすら対応が他市に比べても、大変に劣ってる。また、そういう考え方がまだまだでき上がってないということは、非常に残念だなというのが、今の率直な感じであります。この辺もあわせて、再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　1点目の御質問につきまして、私の方からお答えしたいと思います。

今、質問者の方からお話がありましたとおり、第二次基本計画も平成5年が最終でございます。当然、6年以降、第三次基本計画を樹立しなければならない時期に来ているわけでございますが、今、長寿社会に向けてという表題の中での、まず福祉問題が取り上げられたわけでございます。おのおの関係部局の中では、6年以降の基本計画の中では、かなり急務を要する問題も幾つかあるわけでございます。平成3年の後半から、やはり4年、5年の前期にかけて企画が中心になって、各部のヒアリングをあるいは協議をしなければならないというふうに、現在は考えております。

具体的な施行としては、第二次基本計画を樹立したときの考え方を基本にしまして、各部局のヒアリング等を進める中で、5年の前半にまでに煮詰めていきたい。今、御質問の中にもありましたとおり、当然、各部の東京都の動向、国の動向、市のこれから現状、考えている地域福祉計画等を含めまして、これらの動向を含んで、やはり各部のヒアリングをし協議した中で、基本計画の中で樹立していくべきだろうというふうに、現在、考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　お答えいたします。

中間施設の整備の関係でございますが、たしか第２の特別養護老人ホームをつくっても、またすぐ第３の特養老人ホームをつくっていかなければならないんではないか。そのためにも、中間施設等の必要性というのがあるんではないかという御指摘でございます。確かにそうでございます。これからのこういう施設福祉サービスについても、相当加速した展開がされてくるんではないかというふうに考えております。この中間施設につきましては、現在、老人福祉協議会――日野市の老人福祉協議会に石田の土地の土地利用計画、この中で土地利用計画の基本部分について諮問してるところでございます。そういうふうな中で９月ごろには、答申が得られるんではないかというふうに考えております。また、その答申が得られました中で、また内部でも十分検討を加えて、ぜひ実現の方向で進めていきたいというふうに考えております。

それから、マンパワーの関係でございます。これにつきましても、ただいま申し上げましたいろいろな施設ができまして、いろいろな展開がなされるわけでございますが、その機能の展開となりますと、やはりマンパワーでございます。そういうようなことで、このマンパワーの確保が本当に重要な課題になってくるということは、認識しているところでございます。特に、地域のそういう方たちとのネットワークづくり、そういうものも、これから十分考慮した中で在宅福祉サービスの充実に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　２点目の組織の関係でございますので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

前段では、福祉部長の方から考え方を示されました。長寿社会あるいは高齢化社会に向けて、医療と福祉の関係の組織ということでございます。必要性につきましては、十分考えております。やはり、全体的な組織の中で市民部の健康課の問題、福祉部の関連、どうしても福祉部の組織がかなり膨大になるというような議論も、過去には経過がございます。しかし、ここへ来ては、そういう時期ではない。また、今後各部の事情を聞きながら調整をし、新しい組織の全体的な中で考えていくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　　どうもありがとうございました。

それぞれの答弁いただきまして、それらの政策を進めていただきたいとこでございますが、特に、この辺は市長の考えをお聞きするような形になると思いますけど、一つ目の地域福祉計画に当たりまして、もう少し具体的に市長自身としては、どんな方向で具体的に福祉計画を策定するプロジェクトなり進めていくのか、その辺ですね。

それから、基本計画の平成６年以降の基本計画につきましても、今、企画財政部長から答弁いただきましたが、もう少しその辺は市長としては、どういう方向の中で具体的に、平成３年、４年の中では進めていきたいんだという企画財政部長の答弁でございますが、やはり、この今までの基本的な基本計画とは今回、随分変わってくるのかなという気がするんです。なぜ変わってきますかというと、福祉の概念が随分、この法案改正に従いまして非常に変わってきてる。東京都もトータルとして、すべてが福祉なんだ。その中にすべての施策があるんだという大枠の、今概念に変わってきたわけです。発想の原点が福祉であり、すべてが福祉につながっていく。社会そのものが福祉なんだという極端にいきますと、そういう大きな福祉との位置づけの中で、今までの見方から随分変わってきてますので、その辺の方向転換を市長自身も多くしていただきながらこの策定をしていただきたい。

ただ、今も企画財政部長が言われました企画中心という言い方も一面では必要なんですけど、特にこの地域福祉計画につきましては、あくまでも、これは福祉部が基本となりながら、その辺は非常に明確にしていきませんと、いろんな不都合があります。それと同時に、いかにこれを策定する中に、やはり広く住民の、市民の声を吸収していくのか。その辺をどういうふうな、今後プロセスを経ながら対応していくか。この辺も、今までとは変わったシステムを設けませんと、そろそろいけない時期に来たのかなと思うんです。その辺についても、市長の考え方をお伺いいたします。

質問２点目の組織改革についても、大体この質問１点目に合わせまして、大体いつごろまでその辺の方向性を見出していくのかということをですね。

それから、中間施設につきましても必要性ということは、また今後、老人福祉協議会の中で諮問して、９月にはその答申として出てきますけど、この中間施設について、これは最重点課題の一つになりますので、この辺の市長自身のお考え、それからマンパワーにつきましても、何人の方からも御質問があったわけでございますが、特にマンパワーだけではなく、地域住民の福祉という視点から共存共栄していくという、そういう大き

な変化をどう行政が地域住民にそういう情報を提供しながら、そういう流れに、ある程度の時間はかかりますけども、社会そのものをそういう流れに変えていくのか。その辺についての、この4点についての市長のお考え方をお伺いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なかなかお答え切れるかどうかわかりませんが、今、国の取り組み方針、それから東京都のこれからの展開の仕方、一応理念的には出そろったという感じであります。そして、数のこともあるわけでありますから、いわゆる在宅福祉ということで、地域社会あるいは家庭を中心にして、福祉の展開を図っていく。そのまた、在宅を機能化させるといいましょうか、目的を果たす、そのために特別養護老人ホームの施設、それから、普通の老人ホームの施設、今、指摘されておりますところの中間施設、つまり老人保健施設、こういう総合的な体系化ということが、だんだんと我々も理解できる方向に進みつつあります。今、それをどのように実現するかということが、いわゆるマニュアルの作成であり、マンパワーの動員であり、そのなお具体的な名前がホームヘルパーの人材確保であります。

それらの仕組みを、また日野市は日野市として、具体的に第三次基本計画に反映をさせるということになるわけでありますが、幸いにということにまたなるわけでありますけど、一番問題になる用地が、それらの展開の第一歩、第二歩あたりまでの用地の確保ができた。また、その用地の確保に対しては、都なり国なりの援助が制度化されるということとともに、ますます行政としての実現が具体的に前進できるということであります。したがいまして、石田の土地に次の、二番目の特養老人ホームをつくることとあわせて、保健施設、中間施設と言われる老人保健施設、このこともむしろ並行させるぐらい発足をさせるべきではなかろうかと、こう感じております。

したがって、地域地域で家庭に出向いてサービスできる部門、あるいは老人給食でありますとか、ごくショートステイ、短期のショートステイ、これらのことはこれからできるホームの中にその機能を併設いたしまして、そうして、コミュニティーといいましょうか、地域に対する具体的なサービスを可能にする仕組みをつくる、とこういうことだと思っております。

また、第3、第4が余り損ねないために、その中間施設はもちろん必要であります。あわせて、リハビリのできるあるいはある期間の入院回復を図る。これが中間施設でありますから、それの役割をなるべく早く施設として設けて、そして在宅を中心とする総合的な老人福祉体系を整えていく、このようなことが、ようやく頭の中で構想できる。

こういうふうな時期になった、とこう考えております。御指摘のとおり、まさに地域ぐるみでマンパワーを補っていかなければなりませんし、その背景に、また家庭における在宅介護あるいは看護、それらのことにつきましても十分な知識や、それから能力や、そういうことがあわせ必要である。このようなことにならなければいけない。このように思っております。

したがいまして、行政としての基本計画は、それなりの見通しをもって実施計画として定める必要もありますし、先を十分見極めながら、一つ一つの具体化を図っていく。そういう考えでありまして、当面の浅川苑につきましては、一応のスタートを切っておりますが、まだまだいろいろ経験すべき課題も多いわけであります。今後、やっぱり施設中心ではありませんが、施設もあわせつくることによって、全体の体系を前進をさせていく。また、施設をつくることが、在宅の介護をより可能ならしめる。こういうふうに考えたいと思っております。

必ずしも質問どおりなっていないかもしれませんが、基本的にそう考えておるところでございます。（「組織づくり、組織について」と呼ぶ者あり）

組織とおっしゃいますのは、庁内の組織のことだと思いますが、御指摘にありました、つまり生活環境部健康課を福祉部に組織替えをするということも一応検討しましたが、福祉に対します膨大なこの量が伴うもんですから、内部的な連絡機能によって、現状のままで当分はやらざるを得ないと、こういう状況でございます。しかし、確かに健康行政が、これはまさに福祉の仕事であるという認識はそのとおりでございますので、より機能のできる仕組みを考えていきたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

組織の改革につきましては、当分の間はこのままになる。しかし、その必要性は認識しておるという形だと思うんですけど、ぜひこれはできることであれば、地域福祉計画、また第三次の基本計画、あわせてその策定の段階の中に十分機能が果たせるようにして、組織の改革もあわせてお願いしたいと思います。

それで、あとこの地域福祉計画を具体的にいつごろから検討を始めていくのか。その辺、できればもう少し具体的に教えていただきたい。それに、厚生省が進めています段階では、今後マニュアルをつくりまして、そのマニュアルができた段階で、市町村ヒアリングを行って、そして具体的には平成5年度以降となってしまうというのが、今、厚生省の地域福祉計画の策定の流れだと思うんですね。ところが、日野市においては、平

成５年度までが第二次基本計画だと。そうすると、どうもこれ難しさがあるということであります。そうなると、やぱは東京都の三相の流れをくんで、これ平成４年、５年には、この基本計画とあわせて並行しながら進めながらいきませんと、この整合性の問題が、ちょっと難しさが出てくるかなという気がするんですね。確かに、今、問題になっているのは、東京都と厚生省ではちょっと内容が一部違うのは、東京都の場合は、障害者とかそういう部分も入っておりますので、若干厚生省のやり方と違ってくるんでしょうけど、それは各市何市か、府中市はもうでき上がっています。で、何市か狛江市にしても国分寺市にしても、もう既に着手をしているというのが現状であります。

ですから、少なくとも平成４年、５年では、この地域福祉計画をつくり上げていかなきゃならない。つくる場合も、やはり職員の皆さんの各関連部署のプロジェクトを設けまして、大枠をその方向性を決めながら、また検討委員会等を、今度多くの一般市民の方とか、また専門家の方とかいろんな方を踏まえながら考えていく。大変非常に今後、重要であります。どうしてもそういう作業をしますと、少なくとも２年の歳月は要するのかなと思うんです。ですから、もうその準備に何らか入っていきませんと、なかなか難しくなる。また、その短い時間の中で短兵急にやりますと、内容的に非常にそういう部分になってしまいます。特に、今後は大きな流れが、変化がありますから、非常にその辺については通常とは違った感覚のいろんな意見も聞かなきゃいけないだろうし、特に地域性というのが強くなりますから、その辺も新しい視点の中で問題をとらえていきませんとできないのかなと思うんです。ですから、なおさら時間的な部分ということもできますし、また、日野市の場合、なかなか基本計画がありましても、ある日突然、急転直下にいろんなものが入ってくるということです。そういう特質な部分があるんです。

ですから、今後、こういうような一つの大枠として、こういう福祉計画なり、または基本計画つくりました。それに従って国と都の補助金をもらえるだけもらいながら整備をしていきませんと、途中でいろんなカーブがあったりドロップがあったりいろんなことをしながら、変化球が入ってきますと、またまたいろんな不都合が多くなってまいりますから、そういうことがないように十分に論議もし審議もして、この基本計画、また福祉計画を進めていかなきゃいけないのかなという気がするんですよ。

ですから、この辺平成４年、５年にはもうつくらなきゃいけませんので、その辺、ちょっと市長自身のまたお考えなり認識なりお伺いしたいと思うんです。ちょっと一つ、お伺いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　我々は既に高齢者福祉協議会という専門家も委員に参加をしていただいた仕組みの中で、老人福祉の体系化という諮問をいたしまして、その体系化が一応答申という大げさな形ではありませんが、できております。そしてまた、その体系化の特に国の施策、都の福祉計画、それに我々の石田の土地の計画、これらのことを具体的に今検討していただいております。したがって、全く資料がないというわけではありませんし、既に考え方はほぼ方向づけができている。８月末ごろというふうに言っておりますが、そういうことでございますので、何かおくれをとるということはないというふうに申し上げておきたいと思います。

あわせて、いわゆる日野市の第二次基本計画から三次に移行する、このこともありますので、そのことにも整合性は整えていかなければならない、とこう考えております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長、少し違うんですね、方向がね。

今、諮問しているのは、特に石田の土地の活用ということをメインにしているわけです。当然、その活用の過程においては、このような国なり都の方向性を当然踏まえながら考えるのは当然なんですよね。ところが、やはり大事なことは、この福祉計画をつくる、策定するに当たってはもう少し庁内のそれらの担当のプロジェクトをつくりまして、まずそこで大枠としての方向性を見出していく。それに基づいていろんな諮問をしていく。その方向性がないと、どういう方向で何をするかというのが、やはり行政の中で方向性を見出しませんと、諮問された方も困りますし、また諮問する内容の方向性が、この国や都の流れ、また日野市特有のものを踏まえたものでありませんと、このできた基本計画が――福祉計画が大幅に変わってしまうわけですね。そうなると、またあそこが不都合、ここが不都合、またいろんな市長特有の急転直下のような政策が出ちゃうわけですよ。

だから、そういうことがないように、今後福祉社会になれば、当然、経済的な負担も多くなるし、また勤労者の数も今後減っていくであろうし、そういう意味で税金の問題もありますから、限られた財源をいかに効率的に効果的に運用していくかということが、非常にこれからは重要な部分になってきます。その辺ももっと踏まえていきませんと、せっかく一つの新しい方向の中で十分機能しなくなってしまう。これは、市長だけの問題でなくて、日野市民の将来の問題にかかわるんですね、市長。だから、その辺の認識を変えていただきたいんですよ。そういう状況では、今後、今までの状況と何ら変わらない一番危惧している方向になってしまう。そういう大きな、今懸念、疑惑が出てきま

した。

この問題については、また次の視点がありますので、またほかのときに質問をさせていただきます。非常に、その辺の市長の感覚の軌道修正を早急にしていただきながら、今後の対応を考えていただきたいと思います。

それでは、次に病院の問題を若干取り上げさせていただきます。今まで、病院については、多くの方から質問をされているところでありますし、昨日、市川議員の方からもいろんな角度から病院問題について、取り上げているところでございます。いろいろと市長の言われていることを要約しますと、一つは、南部地域の請願が全会一致で採択された。ですから、この請願にそって病院をつくっていかなきゃいけないんだということで、土地の買収がない高幡の区画整理地域の中で建物を建てていきたい。そして、同時に建てかえをする場合も、現在の病院の業務を遂行しながら、とめることなくするためには二眼的な方向が一番いいという視点の中で、大枠この三つの視点の中から、市立病院の建てかえをしていくんだというふうに考えられるのかなというふうに、今までのいきさつから考えられます。

それと、昨日の市川議員の質問の中で、市長の答弁に何点かちょっとよくわかりにくい部分がありました。それについて、ちょっとまずお尋ねしたいと思うんですよ。

一つは、高幡区画整理事業内の請願が採択されたことは、もう承知のとおりですけど、この請願の採択をされた内容的に、どうも市長は何か誤解されて、生活圏云々というような視点から、ちょっと話があったような気がするんですけど、現状の中では、当初予定していた集合換地の場所を中島道路の東側の方に場所をかえ、現在、その集合換地を進めているんだというような感じなんですけど、この辺の請願の件についてどう認識されているのか、一つはお尋ねしたいと思うんです。

２点目としては、その高幡区画整理区域内に分院を建てる場合、その土地を購入しないでお金がかからないでできるんだ。そのためには高幡なんだというような論点ですよね。本当に、お金が一銭もかからない。土地購入にお金がかからないのか。その辺は、市長の答弁ではお金がかからないという視点、お持ちのようですから、それについてお考えをお伺いいたします。

それから３点目としては、将来、病床のベッド規制が緩和された段階で、それを見込んで二院制をするんだと、この辺の認識ですけど、この辺ちょっともう少し具体的な形でお話を伺いたいと思います。

それと、最初話しました３点、あわせてまず市長の基本的なお考えについてお伺いし

ます。

○議長（小山良悟君）君）　市長。

○市長（森田喜美男君）君）　南部に医療機能が希薄だということは、日野市全体の一つの欠陥でもありますので、何か南部に地域が一応の満足のできる医療施設を満たしたい。こういう考えは基本的にあるわけでありまして、そのもう一方に、現在の市立病院を建てかえる必要がある。この二つの課題を統一をして、市民に便利のいいところに一点集中できれば、これは望ましいことでありますが、その一点集中をする用地というものが確保できてない、見通しもないと、こういうことでありますので、それでは二元的な考え方で、その用を満たすということが、次の考え方に出てくるわけでありまして、たまたま高幡の区画整理事業の中に市有地をある程度持ち得ておりますので、それらを集合換地することによって、場所を確保しそこに当面、市立病院の建てかえということで、現在の病床数を中心にした、そういう仮設病院を開くと。その現在地をあけて、その跡地に本式の市立病院の改築を図る。病床規制をクリアーできなければ、南の病院は、これは開設できません。代替病院ということでは可能でありますが、現在の病院が改築できて、そして、もとに戻る場合は南の病院は使えない。これは病床規制がその間に承認を受けとく必要がある。こういう課題を伴っております。

それでも、今御質問の用地を買わないで市の現在持っている土地を活用することによって可能である。こういう一つのメリットがあります。高幡の区画整理に2,000坪、6,000平米余の用地を集合換地で確保したいということをお願いをしとるわけでありまして、若干の区画整理保留地をつけ加えることによって、そのことが可能であるという状況に、現在ございます。地元の御意向がありまして、つまり請願の採択等がありましたので、今、私の気持ちとしてお伺いしておりますのは、区画整理の範囲でどこならば、そのことを認めていただけるでしょうかと、こういうことを担当者を通じて、多分中島道の方ならば、あるいは受け入れてもらえるかもしらんということで、その内意をお伺いをしておると、こういう状況であります。

大変回りくどいもんですから、なかなか御理解が難しいわけでありますが、現在の病院の建てかえ問題と、それから病床規制、ベッド数を今規制がありますので、日野市が認めてもらうには、なお努力を要します。その間の時間が何年かはあるはずでありますから、そういう今、都の衛生局とのヒアリングを受けたり協議をしている中では、日野市の事情はおおむねわかるということは、もう既に言葉としていただいております。これを現実のものにするという努力が、これからの課題でもある。こういう二つの大切な

要素のかかわりがあるということでございます。

○議長（小山良悟君）君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）君）　もう全然認識が違うんですけど、まず第１点は、市長は高幡区画整理内に建てる場合であれば、土地を買わなくていいんだと。いずれにしても認識が違うのかなという気がするんですよ。きのうの市川議員の質問の中の答弁にありましたように、市有地が5,742平米ある。そして保留地が3,008平米なんだ。この市有地についても、従前市として、また土地開発公社なりが、これも買ってきてるんですよね、土地をね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そしてまた、保留地も、これは本来であれば、公募なりして売却するわけですよ。これを集合換地するということは、この3,008平米については、最終的には日野市が買うんじゃないですか。（「そうだよ、全く同じだ。国有地より高いんだよ」と呼ぶ者あり）これ随分、市長の言われていることと違うんじゃないですかね。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

それから、あと言えることは、この高幡区画整理事業の請願の趣旨というのは、随分はき違えているのかなという気がするんですよ。ちょっと文面の一部を読ませていただきますけどね、平成元年３月１日、市当局から突然、総合市立病院建設計画があるので、300坪以上の土地所有の一般地主４％、役員地主、審議委員に８％の土地有償提供の申し出がありました。これを受けて地主は臨時総会を平成元年３月16日開いた結果、既に大きな減歩があり、仮換地も決定され事業も進行する中で、この市当局の要望には応じることができない。こういうふうに言われてるんですね。それから、その後、また日野市は700平米の市有地の北側と等価交換等、いろんな意見が出てきたわけです。でも、最終的にはこの突然の市の提案には、我々は絶対反対であります。こういうふうな大枠の内容になっているわけですよ。

ですから、市長が言われますように、この高幡の区画整理のほかの地域の中でどこかいいとこがありませんかなんていう感覚じゃないんですよね。市の突然の、それも既に区画整理が進行してる中で、換地が決まってきてる。それを突然市当局が集約して、市立病院建てる。これについては反対なんだ。病院に反対するんじゃなくて、そういうこの区画整理地域の地主さんというか、権利者の皆さんの、その気持ちを無視した行政の対応について反対してるんですよ。ですから、ほかのとこが云々というのは、この請願の趣旨に反するのかな。そして、確かにこれは全会一致ではございませんでしたが、委員会並びに本会議で採択されたわけですよ。ですから、もう議会の方向も無視というふうにも、一面ではとれるんじゃないですかね。この辺、もう少し同じ請願であっても、

片方は南部地域については随分、それについては上手に市長自身も活用してやっているわけです。同じ請願も見方によっては、使い方が違うんです。これは矛盾ですよね。ですから、二つの請願を同時に両方大事にしていくというのが当然の姿ではないですかね。そういう余りにも市長という行政のトップにいるものとして、ちょっと物の対応が違うんじゃないですか。

それから大きな問題点は、このベッド規制なんですよ。このベッド規制は、昭和60年に医療法が改正されたわけですよ。それに基づきまして、東京都では昭和63年の７月までにはベッド数の増床ができたんですよ。ですから、もうこのいろんな流れを見ますと、既にかなり前からこのベッド規制ということは、もうそういう業界というか、そういう病院関係者の中ではもうささやかれてきてるんですね。突然ある日、これ降ってわいてきたわけじゃないんですよ。ですから、今さらベッド規制ができないから云々なんて、これは行政のミスだ、ミス。（「静かになさい」と呼ぶ者なり）もう少し行政のトップの人が、国の状況、東京都の状況を踏まえて、どうそういう中で日野市の市民にサービスを提供していく。また日野市の皆さんが安心して生活できる環境づくりをしていくかが行政なんですよ。その基本的な国の流れ、都の流れを十分見極めないで、今ごろベッド規制が云々なんてことは、これは行政マンのトップとして恥ずかしいですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）その辺のもっと認識していただきたいんですよ。（「興奮しないで静かに言いなさい」「興奮してるのはそっちだ」と呼ぶ者あり）

市長ね。もう少し……（「市長は穏やかじゃないですか」「市長は黙ってるだけだ」と呼ぶ者あり）もう少しその辺の認識をしていただきたいんですよ。どう見たって、これはおかしいですよ。

で、二眼構想。二眼構想でね、やはりこの日野市みたいに小さな面積の行政の中で、二つも市立病院があるなんていうのはあり得ないですよ。それは規模が大きい範囲であれば、本院があって分院がある。それも、分院はあくまでも本院とほぼ同じレベルではなく、分院なんですよ。日野市はほぼ似通ったベッド数の二眼構想、これはもう少し基本的なことを市長考えてくださいよ。これでは、やはり市民に対してマイナス面が多くなりますよね。

先ほど、土方英世氏の約２ヘクタールの土地の活用という観点の中で、市の方でも考えておりますけど、先ほど、老人福祉施設について質問させていただきました。今、諮問もされていると。市長自身もこの必要性については認識しているようであります。で、我々、伊丹市の保健施設を見にいってまいりまして、その中でこの院長は医者なんです

けど、この院長が言うのに、単独で老人保健施設をつくりますと、なかなか十分機能ができないんだ。やはり、できれば病院と併設して23病院と併設することによって、この機能は非常に効果的に発揮できるんだということを言われておるんです。この伊丹市の老人福祉施設の少し離れたところに市立病院があるんです。ですけど、老人保健施設の所長が「一緒に建てればよかったな」と悔やんでるんですよ。

今、東京都が積極的に老人保健施設を建てようと計画してるんです。ところが、病院と併設するというのはなかなかないんですね。現在、聞くところによりますと、山田禎一さんですかね、その方が病院と併設して建てるというのが、東京都では唯一というふうに聞いてるんです。

一方、考え方をちょっと変えますと、市長の計画のなさが今回、幸いしたのかなという一面もあるんです。なぜかというと、計画的に今までいったならば、もう市立病院はかなり進んで工事中であり、もしかしたらでき上がってるかもわかりませんね。でも、時を幸いというか、新しい保健、医療、福祉というこの三つのネットワークというか、連携というこれからの重要な部分、出てきたわけですよ。そうなると、今後この新しい方向性の中で最大に活用するためには、市立病院と、この老人保健施設が一緒になっていく。また隣接をすることによって、今後、日野市の多くの市民はすごい恩恵にあずかれるんですね。これは大変なことだと思うんですよ。これを、今、日野市が打ち出したら、東京都はもう諸手を挙げて応援してくれますよ。こういうケースは、行政においては東京都ではないんですから。これは、市長はさすがだなというふうに、市長の名前、響いてくるんじゃないですかね。（「乗鞍高原悠悠荘」と呼ぶ者あり）

そういうふうに市長も確かに過去いろんなことがありましたけど、もう一つの社会的な流れの中に勇気を持って方向転換をしていただきたいんですよ。そのことによって、多くの市民の人は、市長選における公約とは違うとかなんとか、そういうことは出てこないなという気がするんですね。市長が言う、より価値のある方向に見出すという形ですね。

それと同時に、病診連携というんですかね、中央の市立病院を核として、まちの開業医の皆さんと連携をしていく。そして今後、そういうまちの開業医のいないとこについては、例えば市として土地を貸してあげながら、そういうお医者さんを誘致していく。何かいろんな方法をとりながら、やはりホームドクター制、厚生省がうたってるホームドクター制を導入することが、ますます今後の高齢化福祉社会の中では重要になってくるわけですよ。そうすると、訪問医療ということが非常にやりやすくなってくる。それ

ぞれの中学校単位、当分４カ所なり、次８カ所というように福祉センターができてくる。また、そういう中で非常に連携をとりながら、地域のお医者さんがそういう地域の中の訪問医療をしていく。非常に、その連携がうまくいっていく。

そして、今の傾向としては、どうしても大病院に集中しやすくなる。そうすると、大病院が持っているいろんな高度医療、また優秀な医師のノウハウを十分活用することなく、そういうちょっとした風邪なりいろんなもんでも対応してしまうということで、非常に持ってる高度医療なり高資質を十分活用できないで終わってしまう。これは非常に無駄になってしまいますから、本来の医師の特質にあったような入院患者を全面的に応援できるようなシステムというかね、そういう連携した医療体制が、今後の高齢化の中には非常に求められている。それが、今、日野市はそういう意味ではできる瀬戸際にきてる。市長のちょっとした認識を変えていただきまし、より価値のある方向に方向転換すれば、十分できるわけですよ。で、南部地域についても、もっと民間の中病院なり、また開業医さんも、もっと積極的に誘致をしていく。そして、大きな土方英世さんの土地の中に、手つけにはベッド規制がありますから、すぐできなければ、当面として、例えば300床、400床の将来規模を踏まえた中で、今のベッド基準に合わした建物をつくればいいわけですよ。でも、医療の内容については、300床なり400床の内容をすればいいんです。ベッド数だけ、それに合うようなベッド数にして、ベッド緩和ができた時点で、また増築すれば十分対応ができるんですよ。そうすると、市長が言われた今、３点についてはすべてクリアーするんですよ。

そういうふうに、やはり新しい時代の変化の中にどう時代の変化を先取りし活用し、そして市民サービスを提供していくか。これは、やはり行政の仕事なのかなと思うんですね。ですから、市長の言われる二眼構想をいつまでも温めて主張するんじゃなく、その辺をもう少し勇気ある決断をしていくことが、今の時期かな。そうしますと、多くの市民の人もさすがだなというふうになるんですね。ちょっとこの辺の市長の考え方をまたお伺いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それはこれまで何回もお答えをしているわけでありまして、御提言あるいは御指摘等には、もちろん耳を傾けて検討材料にはさせていただきたいと思いますけど、今までの考え方にそう大きく変えなきゃならないという根拠は、まだ感じておりません。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　検討する一つにはしたいけど、大きく変わらないと。随分、市長も世間で言う何とかですね。もう少し、そういう年齢とともにそういうそこに固まらないで、やはりもう少し、行政のトップである以上、どう市民サービスしていくんだと。まして高齢化社会云々という視点の方向転換をしていただきたいですね。そうしていく中で、安心して暮らしていける日野市の行政ができるんですよ。

今考えますと、日野市の中で本当に誇れるものは幾つあるのかな。考えるとむなしくなっちゃうんだよね。（「最初のころ与党だったでしょう」と呼ぶ者あり）それで、考えてくださいよ。多摩市見てください。緑もすごいです。まちづくりもすごい新しい施設動員してます。（「変わるわね」と呼ぶ者あり）いろんな面で、社会がどんどん変化に伴ってそれぞれ行政が競っていろんなものを導入しながら市民サービスを進めているわけです。残念ながら、日野市はそういうのが、なかなか難しいんですね。何でしょうね、市長ね。これは、やはり市長自身の変革をしなければ、なかなか日野市の行政が本当に誇れるまちづくりというのにはほど遠いな。まして、また新しい高齢化社会の動きの中で、また日野市がおくれをとってしまうのかな。そういう危惧も出てきちゃうんですよ。

そういうことがないように、最後、市長の余り大きくは変わらない。その辺をぐっと変えて、新しい方向になれるように、今後、市長の方向性の転換を期待しまして、この問題を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって24の１、長寿社会へ向け「福祉・医療・保健」の連携による福祉新時代をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時18分　休憩

午後１時35分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問25の１、道路整備についての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔15番議員　登壇〕

○15番（藤林理一郎君）　議長さんからお許しがいただけましたので、一般質問させていただきます。私、ありふれた質問でございますけども、よろしくお願いいたします。

（「頑張れ、大事なことだ」と呼ぶ者あり）

道路が道路法に基づきまして、道路路線として認定または指定される。それによって決定された道路管理者によって、道路の区域の決定がなされる。築道要するときは、道路が新設され、さらに供用が開始されるということになっておるようでございます。公道には、高速自動車道、一般国道、都道、府県道、市町村道、４種類に分かれております。これらの道路は、道路法５条によって指定され、道路としての条件も各個に規定されておるようでございます。道路法上の道路は、一般交通に寄与されている道路と自動車のみの一般交通の用に供する道路も含まれる。道路法上の道路は、道路本体と道路の附属物から構成されているようでございます。道路の附属物は、道路の公道保全、安全かつ円滑な道路の交通確保、その他、道路の管理上必要な施設、または工作物が必要であります。これらは、具体的に道路法２条２項に、同法施行令34条の３項に挙げられております。道路の柵、並木、街路灯、道路標識、道路情報管理施設、道路に接する道路の維持管理、道路に接している自動車駐車場、共同側溝、防雪または防砂のための施設、カーブミラー等の施設が必要とされております。または、国家賠償法２条にかかわる裁判中で一番多いのが、道路に関するものだと言われております。それは、自動車の増加とともに道路整備のギャップから生じたものだと指摘されております。

我が国の道路行政の貧しさをあらわしております。または、道路の建設、環境破壊にもつながるということでございます。交通公害という問題を伴っている状態でございます。

次に、道路公害という言葉が常にうたわれておる次第でございます。それは、交通公害は、道路新設することが、環境破壊につながるとして、これらも含めた意味で用いるところがあり、交通公害とは何かと申しますと、大気の汚染、騒音、振動であります。ところが、交通という考え方は、昭和45年道路法の一部改正されたときに導入された同法２条１項23号に交通公害とは、道路の交通に起因して生ずる汚染の騒音及び振動のうち、総理府令で定められておって、人の健康、または生活環境にかかわる被害が生ずること。道路を通行する自動車から排気ガスが、往々にして道路また周辺にまき散らかしているのが現状でございます。自動車通行に伴って発生する騒音、振動、その区域において、人の健康を保護、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいということであります。

その問題点、騒音、振動、その中心的なものであります。またその対策は、東京都環状７号線の交通振動、騒音公害も問題になったことがございます。東京都大田区南駒込

１丁、２丁目付近の環状７号線沿線においても、昭和51年実施した調査によりますと、１日、約５万台の自動車公害、発生させていることが判明していることでございます。日野市においても、新道工事がなされてまいりました昭和50年八王子バイパスの整備が行われ、今現在の日野駅より日野坂を右折し、八王子工業団地に向かう道路でございます。50年の10月供用開始になっております。または、昭和56年12月に日野駅南側通り供用開始されました。これは、南側通りとも申しております。そのときに、旧甲州街道でありました道路、つけかえ道路になったため、踏切の閉鎖、56年12月ごろだったと記憶しております。平成３年３月、立日橋の開通に伴ったことであります。そのため、日野橋、多摩大橋等は幾らか渋滞が緩和されておりますが、日野市内甲州街道が、時には渋滞となっております。特に日野本町四丁目、日野駅前の周辺が信号待ちに車の排気ガスによる汚染、騒音、振動に悩まされている状態でございます。そこで、私は栄町一丁目から五丁目に通ずる道路が、一日も早く計画を立て完成ができますよう努力していただきたい。

前座が長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

日野市内に通ずる国道、都道、市道について、例えば道路舗装工事がなされ、何年ぐらいの期間が有するのか質問が１点。

よく道路に公共下水道、水道管、消火栓、ガス工事等、ふたがなされております。または、工事がされた後、後日、舗装工事がなされております。その後、段差がひどくできます。その段差によって、車が通るたびに騒音、振動が激しくなっております。住民に迷惑をかけているのは、皆様も御存じのことと思います。時には、工事をなされる方によっては、道路面と平面にやってくださる工事の施行者もございます。そこで、各工事について、工事をされる方は警察または行政担当部関係に申請、許可を得ることになっていると思いますが、その時点において、どんな指導をされているのか、それをひとつお聞きしたいと思っております。それが２点目でございます。

次に、横断排水路と申し上げますか、今、グレーチングというふうに呼んでおられるそうでございます。それよく見受けますが、住民側の方からグレーチングの音が出るようにも聞きますが、音が出ないような設備ができるかできないのかお尋ねいたします。

３点目、先ほども触れましたが、日野坂信号を右折したところの道路の横断排水路、グレーチングでございます。横断排水路のところを何回か整備を行っておるところを私も見ておりますが、私も毎日のように、この場所を通りますけれども、騒音、振動が出ます。

それから、もう一つでございますけども、旧甲州街道、これはもとの旧甲州街道ですね、今は踏切が閉鎖されております。そのところの踏切の際のところに、グレーチングと段差がございます。この段差の設備について、お尋ねいたします。

４点でありますが、以上でございます。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　ただいまの御質問を集約いたしますと、道路の仮復旧並びに本復旧に段差が生じることと、その騒音と安全対策の問題というふうな御質問だと思います。一括してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、市内全体で各企業及び工事店の占用工事の申請が、年間約1,200件ほどあります。市が占用許可の条件といたしますと、その条件の中の一つとしては、復旧する場合においては、舗装を盛り上げたり段差が生じないように、現況に復旧するようにと指導をしているところでございます。また、工事に対しては、工事をやる場合、着手届け、それから竣工届けの提出をいたしまして、その担当の職員の指示に従うということを義務づけております。また、竣工届けの提出のときには、工事の着手前、それから中間、完了後の写真の提出及び工事現場におきましては、各企業が埋設しましたところをマーキング、要するに目印をつけなさいということを指導しております。これらの処置は平成２年度から実施しております。また、復旧に対しての責任でございますけども、占用した企業並びに小売店については、１年間の責任期間を設けさせております。

それから、道路管理者の立場から、復旧の立ち会いをしなければならないということになっておりますけど、現状いろいろの問題等もございまして、立ち会いのできないという場合もございますけども、その場合においては、提出されました写真による確認、またはパトロール車がございますもんで、その施工した現場のところをパトロールいたしまして、問題点があった場合は、再度占用申請を行った業者に対して、復旧のやり直しをするという指導をしております。このような形で、御指摘のような段差の騒音、振動がないように、担当の方では今、努力しているところでございます。

それから、御質問の３点目になると思いますけども、グレーチングに音の出ない方法があるのかないのかという御質問でございます。これについては、技術的には二つの方法があります。一つは、そのグレーチングのところに、ゴムパッキンによって音を防ぐ方法、それからまたは、構造上の問題でありますけども、グレーチングにボルトで閉めまして、そのふたが上がらないような形の工法、この二つがございます。そのグレーチングを敷設しました上の自動車の通過のタイヤの音というのは、これは技術的には、い

まだ改良されていないというのが、実態でございます。

それから、御質問の４点目に入ると思いますけども、４点目の中では２カ所御指摘がございました。まず一つは、国道20号線、日野坂を上がりまして、日野坂の途中から市立第三小学校の方へ通ずるバイパスでございます。これは、路線名を申し上げますと、市道幹線１の17号線でございます。ここに右折したところに１カ所、横断のグレーチングがございます。それから２点目でございますけと、日野駅の南側になりますけども、旧道でございます。市道Ｂの30号線でございます。地番を申し上げますと、日野本町三丁目の５番地付近でございます。この２カ所については、担当者も私も、現場のもう調査を終わっております。この２カ所については、いずれも道路の横断部分のグレーチングと道路の表面とに段差がございまして、車の通行時にそういう騒音が出てるということでございます。これについては、早急に対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　ありがとうございました。

最後の４点目の２カ所ですね、三小通りというんですか、それから閉鎖された旧甲州街道の踏切のところの、この２カ所については、担当者に今、回答をいただきましたが、現場を見て承知しております。できるだけ早いうちに解決したいという回答をいただきまして、ありがとうございます。

もう一度触れさせていただきますけども、この各住宅の中で、よく新築、建てかえ、そして開発されて住宅ができる。そのときに、よく水道またはガス、それと最近、下水道のふたですね、消火栓のふた、こういうもののふたがされた後、今、部長さんが言われたように、工事によっては音が出るというような答弁いただきましたけども、その辺のところが、よく苦情が私の方に参りますし、私もよくそういうような、商売柄通ります。通ってみますと、よく自分の車でさえ、軽自動車でございますけども、それでさえ音が出るような場所でございます。これは、本当によくないことで、やっぱりあの音がその周辺の住民にしてみれば、非常に大変なことだと思います。小さい車でさえ出るくらいでございますから、大型のトラックが走ると、特にひどい音が出てるんじゃないかと思います。

そういうようなところから、今、その道路についてパトロールのようなものがなされているとは思いますけども、その辺のところ、やっぱり私道であっても、こう言っちゃ申しわけございませんけども、何らかの形で税金も払っていただいてるししますから、

私道それから都道、国道、そして公道についても、やっぱりきめ細かなところを考えていただきましてやっていただきたいと思います。その辺についてどうでしょうかな。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　今、御指摘の中で出ておりました国道、都道、これは管理者はみんな違います。市道については、私の方の管理になっております。例えば、国道でそういう騒音が出たとか、都道で騒音が出たということが市内であれば、そういう道路管理者の方へ、そういう出てることについての通告することはできますから、そういうものは、今後も努力していきたいと思います。

それから、その中で私道的なものも出ておりました。確かに、私道というのは、我々の管理からすればはずれておりますけども、市民本位という形になれば、そういう苦情があった場合については、また我々の方でも検討できるというふうな形で、今後前向きに進んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　ありがとうございます。

最後に、市長さんに、私、今まで申し上げましたことについて、何か御答弁があるようでしたら、ひとつ市長さんに答弁していただきたいと思います。なければ結構です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、建設部長がお答えをしておりますとおり、市内のあちこちの不備な点は、なるべく早く改造手段を講じていくということで、お答えにさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　ありがとうございます。

市長さんの方も極力御迷惑をかけないようにやってまいりますという答弁いただきました。

本当に、簡単な質問でありましたけども、これをもちまして私の質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって25の１、道路整備についての質問を終わります。

一般質問26の１、高齢者への家賃補助制度を多摩平団地など公団住宅居住者と障害者にも適用するよう検討をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、ただいまから一般質問を行わせていただきます。最後でございました。もっと遅い時間かと思いまして、大変心配いたしましたが、早い時間になりましたので、しばらくの間、御協力のほどお願いを申し上げます。高齢者への家賃補助制度を多摩平団地など公団住宅居住者と障害者にも適用するよう検討をというタイトルで質問をさせていただきます。

今、高齢者の問題、実態がどうかと、日本の中でのいろんな状況を考えてみますと、住宅難が一番大きな問題で、やはり安心して住み続けられる、こういう状況でないというのが、高齢者だけでなくて一般的にもあるのではないでしょうか。地価の暴騰によって、住宅の価格や地代、家賃が高騰して、また地上げや開発によって住んでいたところを追い出されてしまう。また、家や土地も奪われてしまうという、こういう状況が、今、日本のいたるところ、特に東京などはこれが集中的にあらわれているというふうに、私は思っております。東京でも、大企業の投資や乱開発によって地上げや立ち退き、地価高騰でお年寄りや低所得者が住まいを追われて、そして高い家賃などで大変頭を悩めていらっしゃる方も多いわけです。東京の港区のひとり暮らし老人、約2,000人の調査をやりますと、木造賃貸住宅の住民のうち27％、およそ３人に１人が立ち退きを迫られたり、もうあすにでも追い出されるという、こういう状況が出てきております。

また、日本の65歳以上の高齢者の世帯の３割はひとり暮らしの世帯であり、そして夫婦２人のこういう世帯です。そして、民間の借家に住んでいるひとり暮らしの老人の９割が収入が200万円以下という、こういう所得の中で、民間アパートに住んでいらっしゃる。こういう方が多いわけですから、大変住宅問題は深刻だというふうに思います。

私は、老人問題の住宅とかあるいは給食、それから市営住宅の障害者の入居、こういう問題などを過去にも何回か取り上げてまいりました。特に、老人アパートの問題では、53年の３月、今から数えて14年前、このときとそれから59年の６月、それから同じ年の９月、このときも２回とも老人のアパートの問題を取り上げてまいりました。

そのときの一番最初の市長答弁のときには、まだ今ほど住宅が深刻な状況でないときに、私が取り上げたわけですが、そのときも、市長は「日野市にも多年にわたって社会に尽くしてこられた方がたくさんおられまして、また、活動される意欲のある方には、高齢者事業団などで対策を行う。それから、ひとりで暮らしているお年寄りあるいは寝たきり老人、こういう非常に寂しい立場におられる方に、社会として愛情の支えをすることは、自治体としては当然であるというふうに考えております。」という答弁をされて、そして、この私の質問に対しましては、「庁内でもいろいろと検討を重ねたけれども、まだそこまで施策には至っていない。したがって、そういう立場にある方がどれくらいおられるのか。単なるもうこれはぎりぎりの住まいの問題であって、数日間、家を離れて気晴らしなさるような施策でも、これは必要である。そして、こういう一定の観点を持ちまして、検討をしなければならない。そういうふうに現在も思っております。さらには、独居老人、寝たきり老人、寝たきり老人をひとり住まいのまま放置することは、これは人道上からも放置できないことであります。」と、このように答弁がされております。

それから59年の６月、これももう７年前になるわけでございますが、このときも「老人のアパート、特に借り上げで本当に困っておられる方を収容というか、住居を提供できる。そういう借り上げアパート方式が、貸してもらえるところがあれば、一番手近だというふうに思っておりますが、多少、これまでそれらのことについても心がけてまいりましたけれど、なかなかうまくいっておりません。御趣旨は極めて具体的。できるようになお検討を進めてまいりたい。」と、このように答弁をされているわけでございます。

私が問題提起をいたしましてから14年たち、そして、その前７年、ようやくこの日野の中でも老人アパート、高齢者アパートというふうに言われておりますが、高齢者アパートもできまして、大変お年寄りの方たちにも喜ばれております。さらには、今回は、高齢者のアパートに入れないあるいは市営住宅に入れない方には、家賃の補助をやるというこういう制度も行われまして、大変、これはこれからの高齢化社会を迎える中では、評価できる中身だというふうに思います。

今、家賃補助をやっている自治体、東京都内と三多摩に限って申し上げますと、21区、それから若い夫婦向けの家賃補助も６区でやっております。高齢者の借り上げアパート、これが21区で行われて、三多摩ではちょっと１年前ですので、アパートが13市でアパートの借り上げ方式、これが行われて、私ども共産党市議団いろんなところで、全国でこうした老人アパートをつくりなさい、家賃補助をやりなさいというこういうことが、今、具体的な施策となってあらわれているわけでございます。

特にそして、私は安心して住んでいけるには、住宅条例、これをつくって本当に市民を守っていく。こういうことが必要ではないかというふうに思います。後から、私はこの問題についても述べてまいりたいと思いますが、住宅条例制定、これが五つの区で行われております。先般の議会、３月の議会では、我が党の米沢議員団長も、この問題を取り上げてまいりましたが、私はぜひ安心して住み続けられるためには、こういうこと

をぜひ条例を制定していただきたいというふうに思います。

日野市の高齢者生活調査報告書が昨年の10月にまとめられまして、私も何回か老人の質問に対したときに、老人の実態調査をやりなさいという、こういう提案を行ってまいりました。今度、この提案を受けまして、中身大変濃い内容の中身で、日野市におけるお年寄りが、今どのような生活をして暮らして住宅はどうなっているか。そして、家族との触れ合いがどうであるかとか、さまざまな角度でこの問題が取り上げられております。私はこの中の住居の問題に、ちょっと注目したわけでございますが、やはりこれ質問との関連でございますが、民間借家一戸建てと、民間賃貸マンション、民間アパート、この住宅に住んでいらっしゃる方も大変多く、その中で家賃が高いとか立ち退きを迫られているとか、こういうことが、本当に今、深刻な数字としてあらわれております。民間の借家で、一戸建てでも立ち退きを迫られている方が20%、民間アパートでも12.5%の数字が出てきております。また、高齢者の集合住宅への入所希望者、この数も大変多くて、高齢者住宅を建てた場合には、お住みになりますかという、こういう質問に対しても、ぜひ住んでみたい。できれば一緒に住んでみたいという、こういうパーセントが13%、そして、ひとり暮らしの高齢者でも、ぜひ住んでみたいが８%、できれば住んでみたいという方が15%で、22.7%の方が高齢者の集合住宅の入居希望が出ているわけでございます。

そして、今、東京都が盛んに進めておりますシルバーピア住宅、このことについても大変関心が多くて、このことについて非常によいことだと思うという方、まあよいことだと思うという方が82%にもなっているわけでございます。そして、高齢者用の公共的な集合住宅があれば将来住んでみたいですかという、こういうことについても、住んでみたいという数が15.3%、それからあんまり住みたくないという方、この方が13.5%ありますので、私はこの点について、余り住みたくないということはどういうことなのか。これから、日野市においても高齢者住宅を建てる場合には、いろいろとこういう状況がどこにあるのかということをつかんで、これからの参考にしていただきたいというふうに思います。

私は今まで述べてきました中に、やはり国の住宅政策、ここに問題があるのではないかというふうに思います。国の政策はなかなか公共住宅を建てない。そして、お金を貸しつけて持ち家を持たせるというこういう状況があって、そしてまた、そのためにローンが支払われなくて、もう「去るも地獄行くも地獄」という、こういう言葉が出るくらい深刻な状況が生み出されております。私は、やはり外国の例にあるように、公共住宅

をたくさん建てて、そして安い住宅、これは国が用地費や建設費の補助をすれば、必ずできる中身であるわけです。そういうことをやらないから、もう家賃払うのであったならば、うちを買った方がいいと、こういうところにいくわけです。ぜひ、こういう点については、国の公共賃貸住宅をもっと建てて、そして多くの方が安い家賃で公共住宅に入れるようにお願いをしたいというふうに思うわけです。

そういう中で、日野市の老人アパート、これができまして、さらには家賃の補助がそれにも加わるということで、家賃の補助は、私は大変評価できることであり、またまだまだ民間住宅に依存する方が多いわけですので、これに対する補助をもっと適用の範囲を広げていく必要があるのではないかというふうに思います。

それで、具体的な質問にただいまから入らせていただきます。

一つ目については、４月から実施されました家賃補助、これは何人くらいの方が補助を受けられるようになったか、数字をお示しいただきたいと存じます。

２番目には、多摩平団地など日野市には高幡台、百草団地、こういう住都公団の団地がございます。住都公団の団地家賃補助、高齢者に対する家賃補助も行っておりますが、この限度額が非常に高いために受けられないというこういう状況があるわけです。私は、もちろん公団がやるべきだというふうに思います。何が何でも自治体がこれに肩がわりをしてやる。そのことについてもいろいろ考えることもございますけれども、特に多摩平団地などにおきましては、高齢者が多い。こういう状況の中では、ぜひいろんな状況を調べながら、ことしの10月から、また家賃が約１万円近く値上がりするという、こういう状況の中では、ぜひこれについても御検討をお願いしたいと思います。

三つ目には、障害者、そしてひとり親家庭、こういう方への家賃の補助、これもお願いをしたいと思うわけです。過去の質問の中でも、障害者の市営住宅の入居の問題、それから母子家庭の市営住宅の入居の問題、これも取り上げてまいりました。昨年、市営住宅の入居募集があったときに、お年寄りの方、母子家庭の方から、募集しているけれども入れるかどうかという、こういうことでいろいろ御相談を受けました。きちっと申告をして当選なさった方もありますし、落ちた方がいらっしゃって、落ちましたということで、私も「残念でしたね。」と言うしかなかったわけでございますけれども、やはりひとり親の、特に母子の方たちは、お子さんを育てながら、今のこの物価高の中で大変苦労をしながら子供を育てております。私の身近にも、高校生の男の子一人育てながら、本当に必死で朝から夜まで働いていらっしゃる。こういう方もいらっしゃるわけですので、ぜひひとり親家庭と、それから障害者の方たちも住居がきちっと保障されて、

一人で自立して生活できる。こういう方もいらっしゃいますし、親御さんと一緒の方もいらっしゃる。いろんな形の住むこともあるわけですので、この障害者に対する家賃補助もお願いをしたいと思います。

最後に、高齢者のアパート。今回２棟建てまして、平成３年度の予算の中にも予算化されておりますが、今後の計画がどの辺にまた具体的にあるかどうか。もし御検討であれば、お尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　高齢者に対します家賃助成事業につきましては、民間アパート等の居住する低所得者の高齢者世帯に対しまして、家賃の一部を助成することになり、高齢者の居住の安定を図る目的で、平成３年度から実施しているところでございます。民間アパート等に入居されている方たちは、公共公営住宅に比較いたしますと、居住環境はもちろん、家賃等が一般的に高いということが言えます。高齢者となりますと、新たになかなか貸してもらえないというような状況もあります。あるいは、契約の更新をしてもらえず、暗に立ち退きを要求される等、また高齢者ゆえに、住みかえにおいても大変難しくなってきております。低所得者、高齢者の生活を圧迫するとともに、非常に居住の安定が脅かされているというのが現状でございます。

今回の申請者の家賃を見てみますと、平均いたしますと、大体４万2,000円でございます。大体２万5,000円から６万9,300円という幅になっております。これら家賃を多摩平公団と比較いたしますと、正確かどうかちょっと自信がないんですけども、居住の規模あるいは環境、設備等、あるいは総合的な観点から見ても、まだ相当の格差があるんではないかというふうに考えられます。したがいまして、この制度につきましては、当分現状の制度で実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

そこで、質問でございますが、第１点目の家賃の補助の件数でございますが、これにつきましては、先ほど、質問者の方からもお話ございましたけども、昨年、日野市高齢者生活調査報告書ですか、これによりまして、お年寄り等の居住の状況等を把握したところでございます。高齢者の居住状況でございますが、ひとり暮らしのお年寄りにつきましては、民間アパートあるいは一戸建ての借家、これらに住んでいる方が、全体の31.4％ということで、これを人員に分けますと、ひとり暮らしの老人で、この民間アパート一戸建ての貸家に住んでいる方は158人というような数字が出てまいります。また、高齢者夫婦世帯数でございますが、これも民間アパート、一戸建ての貸家、これらを見

てみますと、7.5％、124世帯というような数字が出てまいります。

そこで、現在でございますが、まだ補助申請の途中でございますが、現段階では90件弱の申請が出ているところでございます。これからもまだ申請がなされるんではないかというふうに考えているところでございます。

それから、多摩平地区についても家賃の補助をしていくべきだという御指摘でございますが、今申し上げましたとおり、公営公共的住宅と一般の民間アパート、貸家等の家賃とはまだかなりの額の差あるいは設備、環境、居住条件等の差がありますので、総合的に見ても、かなりの差があるんではないかというふうに考えております。もちろん、今御指摘のありましたように、本来基本的にはは公共的住宅、公営住宅については、住宅政策の中で家賃の軽減等を図るような考慮をしていくべきではないかというふうにも考えられているところでもございます。

それから、３点目の障害者及びひとり親家庭でございます。御指摘のとおり、これについても、やはりひとり暮らしのお年寄りあるいはお年寄りのみの世帯と同じような同一のレベルで検討していかなければならないんではないかということで、今後十分検討していきたいというふうに考えております。

それから、４点目の高齢者アパート、シルバーピアでございますが、現在２棟32戸建設されて、大変入居された方からは喜ばれているところでございます。これも平成３年度も引き続き１棟18戸、現在、地主さんと協議中でございます。できれば、若干でも世帯用の居室も確保していきたい。

それから、これからの見通しでございますが、およそ10年を目指しての目標でございますが、シルバーピア的、いわゆる一部ケアつき住宅ということで170戸、これらが先般の地域高齢者住宅計画ですか、この中で策定されているところでもございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

一番目の問題につきましては、約90人の方が申請してるということで、これは、申告制になりますので、まだ老人のこの生活調査報告書の中に入っております数字から比べますと数も少ないですので、いろいろな点で民生委員とか、それから地域の方々との協力を得ながらやってると思いますが、この趣旨をもっと徹底させて、多くの方が申請を受けられるように、具体的にどのようにされようとしているのか。そのことを１点目に

お尋ねしたいと思います。

それから、２点目の障害者の入居の点についても、ひとり暮らしのお年寄りと同じような状況でやってくださるということですので、ぜひこれも早く、私やっていただきたいというふうに思います。

それから、ひとり親家庭の場合には、お年寄りや障害者の方と比べて生活して子供たちを育てていかなければならないという、こういう状況の中では、収入が多いと思いますので、収入の基準を上げていただかないと、限度額ですね、受けられる限度額を上げていただかないと受けられなくなりますので、その点については、どのようにこれから検討して大体いつごろ実施する方向であるのか。特に私は、今待てないこういう状況なんですよね。一日も早く、私はやるべきだというふうに思いますので、ただ検討いたしますということで、どれくらいからされるのかということも無理かもしれませんけれども、ぜひいつごろからというのを、もし御回答できたら、このことをお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、私は多摩平団地の問題で、部長もおっしゃったように、公団住宅がやるのは当然だというふうに思っております。東京都の方でもかなり高齢者とか、それから公害患者であるとか、ひとり親、そういう方たちへの特別の減免措置、こういうものをやっておりますので、こういうふうに公団がやればいいわけですけれども、公団の方は住宅の扶助の限度額が５万900円を超える部分ということで、５万900円ですと、多摩平は今度また10月に値上げをされて、これに該当する人がかすかに出てくる。こういうことにもなるんじゃないかというふうに思います。でも、公団住宅が値上げされる。それから、都営住宅や公社住宅が値上げをされると、民間の家賃も上がるという、こういうのが今までの繰り返しなんです。ですから、私どもも全国自治協を通じて、公団家賃の値上げを阻止するこういう活動や、あるいは住宅扶助の限度額をもっと上げていかなければ、あってもこれが利用できないのではないかという、こういう提案もやってきてるわけです。国会への要請行動などもやってきておりますので、ぜひこの点については、私も本当にこのことについては、市の方たちの苦労もわかりますけれども、ぜひ多摩平というセクトではないんですけれども、高齢者が多いというこういう状況の中で、また家賃が値上げされるというこういう中で提案をいたしましたので、これについては、また今後ともぜひ御検討をお願いをしたいというふうに思います。

公団住宅の家賃の滞納が非常にふえてきているんですね。1986年の資料ですから、ちょっと古いですけれども、滞納者が約10万世帯で滞納金額が900億円近く。１年以上の滞納

している方が1,000世帯にも及んでいるという、こういうことになっております。それから、分譲住宅は大変安いというふうな、一般的なもうけ本位の住宅から見れば、公団住宅は安いというふうに言われておりますけど、それでもまあ高いんですけれども、この分譲住宅を買ったある支社でも滞納が非常に多くなって、これも昭和61年の例でも2,800件をおいて、率でも5.2%、約13億円という金額で１年以上の滞納が300件を超えて、こういうことで住宅を追われますと、家族、子供、みんな含めての本当に生活がもう破綻するというこういう状況にもなりますので、こういう点などもぜひ配慮しながら、公団住宅の問題については、私は御検討をお願いをしたいというふうに思います。

それから、私はやはり住宅政策をきちっとやっていく上では、先般、米沢議員が申し上げましたように、自治体でも住宅条例というものをつくっていかなければならないんじゃないかというふうに思うんです。普通の状況の中で社会が平和であればいいわけですけれども、今、地価が高騰して、そこに安心して住んでいけないという、こういう状況の中では、やはり自治体で住宅条例をきちっとつくって、そこで安心して住んでいけるそのまちをつくっていく。このことが、私は必要ではないかというふうに思います。

今まで世田谷、中央区もありましたが、今度は新宿で住宅条例、これは直接請求で住宅条例制定を求める新宿区民の会という、この会がつくられまして、条例を出したわけですけれども、議会の方では条例よりももっといい中身で、この居住に関する権利も含めたものが実施されました。この第２条の中では、良好で健康、文化的な住生活を営むこと。健全なコミュニティーを維持、発展させること。及び魅力的なまちづくりを進めることは、区民生活における基本的な権利であり、この権利はすべての区民に平等に保障されなければならない。区は区民の居住に関する権利の実現に向け、住宅水準の整備、向上及び住環境の維持、向上を図るように努めなければならない。居住に関する権利としてうたい、年齢、国籍などによる居住差別の解消、民間賃貸住宅居住者に対する家賃補助、公共の基盤整備で開発事業者が得た利益を住宅施策の財源として還元させる。こういうことを盛り込んで、本当に画期的な中身であるわけです。

東京都も今度は住宅政策懇談会が提言いたしました都の住宅基本条例、これを今、進めているというふうにも聞いておりますし、私はこういうふうに、今本当に市民がこの日野の中でも公害に関する紛争、あるいは住宅に関する請願なども非常に多くなって、建設委員会の中で審議が進められておりますが、自治体でこういう住宅条例をきちっとつくっていけば、本当に住民の権利も守られていくのではないかというふうに思います。今回の３月議会のときの米沢議員の提案に対しまして、都市整備部長の鈴木部長が、

「条例につきましては住宅政策の基本的なことで、今後、一つの研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。」という、こういう答弁がされております。私は、これをぜひ市が率先してつくっていただいて、なぜこれを提案いたしますかと言いますと、思い出すのは老人医療の無料化の問題です。東京都が革新都政のときにお年寄りの医療費の無料化をやって、本当にたくさんの方たちに喜ばれました。これが全国に広がって、そしてお年寄りの命の問題や健康の問題が全国的に大きく運動としても発展したし、そして守られたという、それが今は崩されてきているわけです。私の老人問題に対する質問のときに、森田市長の回答の中でも、私が「ぜひ老人医療の無料化についても、国の方に働きかけていただきたい。」という、この質問についても、市長がこれは「やっていきます。」というふうにおっしゃっておりましたし「よもや国の方はそんなことを有料にするようなことはないでしょう。」というふうにおっしゃったんですけれども、見事に国は老人医療を切り捨ててしまいました。

そういう意味で、私たちは自分たちでこの住んでるこのまちで住宅条例をつくって、市民を守っていく。そして、この中にも民間賃貸居住者に対する家賃の補助の問題を、これは具体的にちゃんと決めていかなければならないと思うんです。外国の例ですと、かなり国の方できちっと住宅条例をつくって、そして家賃の補助が行われる。公共住宅をたくさんつくって、普通の一般の住宅に住んでいかなくてもいい。アパートが安いから持ち家など要らないという、こういう外国の例がたくさんございます。フランスなどでは、同じ高さのアパートがずうっと並んでおりますし、それは見事でもあるわけですし、イギリスでも家賃の補助制度がありますし、西ドイツでも住宅手当の制度もあり、フランスでも住宅手当制度があるわけです。私は、これからは国の方がこういう形でどんどん今まで大企業な大手不動産がもうけるような、こういうことから、市民の暮らしを守っていく。こういうところに自治体が進むべき道があるのではないかというふうに思いますので、この点について住宅条例をつくったらいかがかという提案をさせていただきます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　第１点目でございますが、私の説明足らずで申しわけございませんでした。

先ほど申し上げました数字は、日野市全体の中でのひとり暮らしの老人158人、あるいは高齢者のみの夫婦世帯ということで124世帯と申し上げました。これが、実際の数

字でございますが、今回の助成制度は所得制限を設けております。この所得制限につきましては、生活保護法に基づく基準額の1.5倍以内ということにやっておりますので、これら数字はありますけども、実際には、この半分ぐらいの方が該当してくるんではないかというふうに考えております。申しわけございませんでした。そのようなことでございます。

それから、２点目の障害者並びにひとり親家庭のいわゆる制度の拡大でございます。時期等について明確にお答えほしいということでございますけども、これから検討に入るわけでございます。この検討に入るときには、やはり障害者並びにひとり親家庭の実態の把握をつかまなければなりませんので、できるだけ早く実施をしたいということで、ひつと御理解をいただきたいと思います。

それから、３番目の公団、いわゆる多摩平、公共的あるいは公営住宅等の家賃助成でございますが、これにつきましては、先ほど私、いわゆる住環境からしても、一般のアパートあるいは貸家等と比較いたしまして、かなりのまだ格差があるというふうに申し上げましたが、ちなみに最近の都営住宅のこれは２種でございますけども、この使用料、いわゆる家賃については、規模等によりますけども、大体が２ＤＫあるいは３ＤＫでございます。これの２種の使用料が最低が３万1,400円。最高が３万7,400円ですか、こういうようなことからしても、新築であってもこれだけの使用料でございますので、これから見ても、かなり公営住宅と一般のアパートとの家賃の差が大きいということが言えるんではないかと思います。

したがいまして、これらについては、十分おっしゃることも理解できるわけでございます。課題として受けとめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　居住の問題は、これはまさに人権問題の一部分でありますので、居住の自由とか居住の安定ということは、憲法に言うところの、基本的人権の一条項であるというふうに言うべきだと思います。健康で文化的な最低限の生活を営む権利がある。これの該当できる課題でなければならないと思っております。

自治体が住宅条例を$_{23}$多分住宅基本条例、自治体の住宅に対する理念を定める条例の制定が、特に緊密度が高いといいましょうか、あるいは人口が減り出したといいましょうか、区部の幾つかの区で行われているということを承知しております。人口の維持の困難な区あるいは若い世帯が住めないほど家賃の高い区、これらの区が補助制度を設け

て、そして若い人にも住んでもらえる。そのことが、また幼児施設あるいは小学校・中学校、つまり健全な人口構成によって、人間らしい暮らしのできるまちが維持できる。こういう発想によるものだと思っております。それから、新宿区あたり都庁の移転等によって、特に土地の異常高騰が甚だしくなり、どんどんいわゆる既存の下町的住宅街が高層ビルに置き変わっていく。そこに地上げ屋の仕組みが、いわゆる追い出しという形をつくり出している。こういう現実は、確かにあるだろうと思います。

そこで、人権保障の立場からも、住宅基本条例が必要だという発想になってくると思っております。私どもの市の現在の環境では、住宅に対します行政の役割といいましょうか、私はときどき住宅政策ということを申し上げてまいりましたが、公共住宅をなるべく賃貸という形で立地してもらう。あるいは市営住宅も代用市営住宅のような発想も入れて、そして一定の確保をしていく。これらはすべて、やっぱり人口構造に将来かかわりを持つことでもありますので、なるべく住宅政策を積極的に行って、いろいろな配慮、措置のもとに健全な地域社会を形成する一番の基本を定める必要があるというふうには、理念的には感じておるところであります。

よその基本条例がどのような内容を持つか。このようなこともよく調査をいたしまして、日野市としての取り組むべき姿というものをより明確に推して、条例の制定のことにつきましも検討いたしたいと、このように今伺ったところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

今、老人アパートとか、それから家賃補助制度など23区とか二十今度七市になりますか、でやっておりますが、ぜひこの場合、私、国立の住宅条例助成のこの中身、要綱を見せていただいて、日野市の要綱とも合わせてみますと、大体同じ中身です。つくる場合には、みんな同じような形でつくるというふうに思いますが、ぜひ国立の心身障害者の住宅費助成事業についても要綱がございますが、助成額についても老人の家賃の補助と同じように１万円ですけれども、所得金額が違うわけです。こういう点でいろいろと他市の例などもぜひ参考にしながら、いい要綱をつくっていただいて、一日も早く障害者もひとり親家庭も、そして先ほどから多摩平団地とそれから一般住宅との違いがかなり強調されております。私もそれは承知の上なんですけれども、やはり同じお年寄りでございますので、その辺も考慮をしていただいて、御検討をぜひお願いしたいというふうに思います。

今、自治体の責任でやらなければならない仕事も大変多いわけですけれども、憲法の第25条にもちゃんと明記されてるように、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。こういうふうになっているわけですけれども、なかなかこのようにならないのが、今の自民党政治であるわけです。

東京の一極集中で、お年寄りがそこから追い出されて、本当に長いことそこで、地域の中で暮らして、これは多摩平団地の建てかえ問題にも私はあてはまるのではないかというふうに思うんです。たくさんのお友達ができて、まちをつくってふるさとをつくって、そしてそこから追い出されてしまうという。で、子供たちも同じです。ふるさとを失うということになりますので、ぜひ日野市においても、この憲法第25条のこのことによって、日野市民の生活を守っていただきたいというふうに思います。

以上でございます。（拍手）

○議長（小山良悟君）　これをもって26の１、高齢者への家賃補助制度を多摩平団地など公団住宅居住者と障害者にも適用するよう検討をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時45分　休憩

午後３時37分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第53号、日野市乗鞍高原安曇（あづみ）荘設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第53号、日野市乗鞍高原安曇（あづみ）荘設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、題名、本則及び別表中にある施設の名称を、「日野市立乗鞍高原悠悠荘」に改めるため、日野市乗鞍高原安曇（あづみ）荘設置条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　関係部長から詳細説明を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　　それでは、議案第53号、日野市乗鞍高原安曇荘設置条例の一部を改正する条例の制定について詳細御説明申し上げます。

まず、改正の理由について御説明申し上げます。

現在建設中の日野市乗鞍高原安曇荘の名称について、近隣する施設の名称に類似するものがあり、今後の施設の管理運営や使用上に混乱を来すことが予想されることと、既存の施設に対する道義上の問題から名称を改めるものでございます。その類似する施設とは、信州大学が管理を委託しております文部省共済組合乗鞍高原保養所安曇荘でございます。

それでは、議案書の内容につきまして御説明申し上げます。

4ページ以下の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず設置条例の題名を日野市乗鞍高原安曇荘から日野市立乗鞍高原悠悠荘と改めるものであります。次に、本則中の第2条の施設の名称及び第3条中の日野市乗鞍高原安曇荘とあるを日野市立乗鞍高原悠悠荘と改め、以下第3条中括弧書き、第4条中、第5条中、第7条中、第11条中及び第13条中の安曇荘を悠悠荘と改めるものでございます。さらに別表（第7条関係）の日野市乗鞍高原安曇荘を日野市立乗鞍高原悠悠荘と改めるものでございます。

以上、改正の理由につきまして御説明申し上げましたが、設置条例を御提案申し上げた際、他の施設の名称等につきまして調査が不十分であったことをおわび申し上げ、御理解ある御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　　お尋ねをいたします。ただいまの趣旨説明で理解をするところでありますけれども、数点、市民の立場に立って質疑をさせていただきたいと思います。

私たち、6月の7日に午前11時から代表者会議が行われまして、この件につきまして御報告を受けた次第でございます。それと、もう1点は、議会運営委員会でも追加議案として上程をされるということで、御説明もいただいております。そして、代表者会議で配付されました資料によりますと、この文部省共済組合信州大学の支部長さん、信州大学の学長から、平成3年の5月8日付でこの名称変更についての要望が届いてるようでございます。そして、教育委員会といたしましては、5月の10日に受け付けをしているところでございますけれども、こういった内容に基づきながら、昨今の6月15日広報「ひの」によりますと、市立安曇荘7月20日開設ということで、既に市民の皆さんには公表されてるようでございますけれども、この名称変更することによって、市民の皆さ

んがまたいろいろなことで混乱をするんではないかと考える次第でございます。

もう1点、私も一昨日、何人かの市民の皆さんから、この市立安曇荘が開設されるということで、この広報を目を通したことをうかがう中で、大変その後の議案上程ということも存じていたわけでございますけれども、その審議の過程を見ていかなければ、その名称の変更等の状況もお知らせすることができないということで、その場では黙していたわけでございますけれども、こういったふうに5月10日付で教育委員会が受理をし、また市長さんもお目を通して、そしてこの議案の上程をされたと思いますけれども、こういった過程の中で、第一段階といたしましては、青年の森安曇荘ということで提案をされ、それが修正されまして日野市乗鞍高原安曇荘というふうに、名称改正をされてきたわけでございますが、これで3回目の名称改正になるわけでございますが、その点、広報「ひの」に先立って載せました、申し込み時期等の関係もおありかと思いますけれども、この辺を、また市民の皆さんにはどのように御説明されるのか。その辺をお伺いいたしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　　ただいまの御質問のとおり、広報におきまして募集をいたしましたところは、まだ名称が乗鞍高原安曇荘という名前が生きております。新しい名前でまだ決まっておりませんので、当然、今の条例が生きている名称で募集をいたしたわけでございます。

なお、今後新しい名称が決まりますれば、混乱なきよう、また広報等を通じまして市民には説明を申し上げたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　　それでは、この広報が発行されるに当たっての時期的な問題があると思いますが、日野市の広報の編集のことについてでございますが、毎月1日と15日号で原稿締め切りをされまして、1日号は前の月の15日まで、15日号は前の月の月末までということの慣例になってるようでございます。例えば、その6月15日号を発行するに当たりましては、段取りの中でいろんな手順があると思いますけれども、その辺の手順を踏まえた上で、この広報に載せられたかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　不手際ということになるけでございまして、この点は、大変市民の方にも申しわけないというふうに思います。しかし、本名が議決によって定めら

れておりますので、改正をするまでは本名をまだ使っていくというのも、事柄の性格上、やむを得ないわけでありまして、議会で決定をいただくまでは、今の現行の名前が生きてるということでございますので、その間の筋道を立てて、市民にもまた改めて御理解をいただく、こういう経路をとらざるを得ないわけでありまして、６月１日号には現行の条例どおりの名前で記事を発表する、とこういう事情でございます。これは、やむを得ない経過ということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　もう１点伺いますけれども、この変更についての要望書の中の最後のところに、折り返しこの要望書に対する御回答をいただきたくお願いしますということになっておりますが、もう数日というか、１カ月以上受理をされてからたってるわけでございますけれども、この辺の御回答はどのようにされていらっしゃるんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　この件につきましては、信州大学の経理課というところが窓口になっておりまして、経理課長とは再三電話連絡を申し上げまして、向こうからも名称の変更につきまして、どのように決まったのかというような催促の電話も来ますし、私どもといたしましては、議会に提案するにもいろいろなルールがございまして、会期中の27日が最後の決定のときでありますので、その間、変化がありますれば電話等で御連絡を申し上げます。最終的に決まるのは27日でございますというような返事をしてございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは１点、要望という形になると思いますが、例えば、この記事を議会の議決を経た後の７月の１日号に載せられたとしますと、その辺で、例えば広報課の方で記事を載せるに当たっては、議会の議決を受けた後の７月１日号に載せるということは、段取りとしては可能でございますでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　１日号には間に合いません。したがいまして、その後、名前の変化は次の機会に説明を加えて公表するということになると思います。そういう経過はやむを得ないことを承知をして、あえてお願いをしておるということであります。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　私、文教委員で誠心誠意この議案というか、それに携わった者として、改正の理由の中で道義に反するといったようなお言葉がありましたが、確かに委員会として、現地へ行って安曇荘という名称があるかないかという調査をしなかったことについては、大変不手際だったと思います。しかし、改正の理由に、その議案に参画した文教委員会を含めた意味の御提案だと思うんですけれども、道義上、改正するんだと。その道義ということは、簡単な字引を見ますと、人の踏み行うべき正しい道となっているわけです。そうすると、これは不注意というか、要するに調査がちょっと足りなかったといったことで、相手がどう出たということもありましょうけれども、人の踏み行うべき正しい道を外したといったようなことを言われたんでは、やはりちょっとすとんとこう落ちないんですね。同じ名前があるからということを申し出られたとすると、白樺荘なんていう名前も浮かんだというふうに仄聞いたしますけれども、これもまたあったという話で、そうなると、ユウユウ、カンカンというそれからすると、東京都からまた文書が来るんじゃないかなという心配もありますけれども、後半の東京都から文書がというのはつけ足しですけれども、人の踏み行うべき正しい道に反したというような表現は、お取り下げいただくことにはなりませんか。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　道義上ということは、決して文教委員会の皆様方の名称を決めたことに対する道義上ということではなくて、この文書が参りましたときに、顧問弁護士等とも相談いたしまして、商標登録等いろんな改正をしなければならないものかどうかの相談をした際に、そういう法律的な面での問題はないけど、一応、先にそういう名称があるならば、道義上の問題があるとして改正した方がよろしいでしょうというふうな指示を受けたものですから、そういう意味で申し上げたわけで、決して文教委員会の皆様方の決定に対して申し上げたことではございません。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　そうしますと、顧問弁護士がそういう言葉を使ったからということで、その道義上云々というのは、むしろウエートは市と信州大学、国と23国が言ってきてるんだからということはないんですね、市の考えの中に。国が文書で言ってきてるのをけるわけにはいかない、とそういったような卑屈な態度はないんでしょうね。

この提案で、文教委員会もかかわっているわけですから、道義上というのを引っ込めてもらわないと、私はちょっと審査するのに商標登録とか云々ということも出ましたよ、確かにね。問題になってから。しかし、悪いことをしたというふうに思ってないんです

よ。悪いことをしたと思ってないんです、私は。で、世間通念上とかね、おつき合い上とか、そういう言葉ならまあ納得できないことはないんですけれども、文教委員会が審査したものを道義上どうこうと言われて、「はいそうですか。」というわけにはいかないんですよね。どうですか、その辺。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおりであります。道義上ということは適切でありません。社会通念に沿ってという程度で御理解をお願いしたい思います。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　２点お聞きしたいんですが、１点は、この安曇荘という名前がなぜいけないかということなんですけれども、安曇村に建てた山荘に安曇荘とつけても、僕は何ら問題はないと思うんですね。これが、例えば文部省の方で練りに練って特殊な名前をつけて、例えば快適な山荘だということで、快適荘とか、そういったような奇抜な案でつけた場合に、日野がまた快適荘とつけた場合には、その名前をまねしたということになるかもしれませんけども、安曇村に安曇荘とつけたんですから、これはつける方が当たり前と言われてもいいぐらいなもんだと思うんですね。日野市が日野という名前を使うのは同じで、ですから、この点がダブることは全く問題ないと思うんですね。しかも、頭に日野市と文部省の違いがありますし、保養所というのが入ってる入ってないという問題があるんですね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これだけはっきりした違いがあって……（「そうだ」と呼ぶ者あり）似てると言えば似てますけれども、全く違うもんだと思うんですね。

聞くところによれば、郵便配達する場合に間違うんじゃないかと。これで間違ったら、日野市はどうやって配るんですか。同じようなとこで、たくさんあるわけですね。それでもちゃんとやってるわけです。ですから、僕は基本的にはそんなに大きな問題はない。ただ、そういった抗議が来たから、その抗議に対してやはり検討するという姿勢はいいと思うんですけれども、権威ある日野市議会でも検討した経緯があるわけですから、もう少しこの名前に固執をしていただけなかったのかどうか、その辺をまずお聞きしたいと思うんです。

それから２点目が、この悠悠という名前なんですが、どこからこの悠悠が来たのか。パンダでも住んでる森ならともかく、どうもこの悠悠というのはピンと来ないんですね。この点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の御質問でまさにそのとおりと言いたいくらいであります。実は、以前に、村当局にも御相談をしました際に、信州大学の施設は信大寮というふうに、通称してるもんだから、安曇荘という名前だということは、余りまちでは使われてなかったというようなことで説明をいただきまして、先ほど申し上げましたとおり、人が来られ、文書をよこされ、普通社会通念といたしまして、先に既に既成事実というのを尊重し、後から名前をつけた側が少し退いて変えた方が、将来のためにもいいだろう、とこういう見解でございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　悠悠荘の名称をどう決めたかというような御質問でございます。

当然、教育委員会の社会教育部を中心として、開設準備チームのプロジェクトも持っております。これは、企画が中心になって建築、生活環境部、おのおの係長を中心にして名称の検討を重ねてきました。16ほど候補を挙げまして、村とも一応協議をいたしました。この協議につきましては、安曇村の意向を聞いたということで、この悠悠荘云々ということではありません。考え方は、やはり村としては安曇村の中にない名称を使ってほしいというのが、村の理事者の意見でございます。そういう中で、最終的に協議した中で、庁内のプロジェクトあるいは社会教育部と調整をして、この名前に決めさせてもらった経過がございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　大体経過はわかったんですけれども、それにしてもなぜ変えるのか余りぴんと来ないんですね。要するに、クレームをつけられたからいろいろ問題あってはいけないということで変えるのだな、とそんなふうに理解するわけですけれども、さらに、今度新しい悠悠という名前をつけた、今経緯は説明されましたが、なぜ悠悠なのかですね。僕はもしかしたら、安曇村字悠悠という場所があるのかと思ったんですよ。それだったらわかるんですけども、全く悠悠というのは、市民の人が見たって、何で悠悠って、こうなると思うんですね。しかも、その前に安曇荘という最も納得性のある名前つけて、それに変えて出てきたのが悠悠ということじゃ、なかなかこれ納得できないと思うんですね。しかも、この名前は、当市民クラブの代表が名づけ親ですよね。たしかこの議場で発言したと思うんですけども、ですから固執するわけですけども、もう少し変えるなら変えるなりの理由と、それよりこの方がいいんだという理由を説明してく

ださい。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいま御質問がございましたが、これは安曇村の同じ番地内に安曇荘という名称が二つ存在するということで、それが社会通念上、いろいろ混乱も起こるというようなことで、現に、実際に工事中もいろいろ混乱もあったというようなことでの御指摘がございまして、社会通念上、そういう場合は避ける。しかも、同一番地ということで、この点については、私どもの方の準備過程でその辺のところが十分に調査ができなかった点、大変申しわけないと思ってるわけですが、今新しく御提案申し上げてる名前につきましては、中部山岳国立公園内で周辺の自然と状況と十分に適合する名前ではないか。この辺については、皆さんの御判断を仰ぎたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうも答弁の迫力がないよね。もう少し自信をもって説明してもらわないと、とてもじゃないけど納得できないんですけれども、先ほど、悠悠荘の説明についてもどなたが答えるのかと思えば、大分時間かかってから企画財政部長が答えてるし、恐らく企画財政部長も答えたくなかったと思うんですね。もっとよく理由を知ってる人がいるんじゃないんですか。（「そうだ、そうだ」「そうだ」と呼ぶ者あり）なぜこれにしたか。つけたかったか。（「名づけ親」と呼ぶ者あり）だれかいるはずですよね、言い出しっぺが。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　先ほど、企画財政部長もお答えしましたように、たくさん候補になる名前がございまして、それを絞っていく過程で、最終的にこの名前で御提案を申し上げてるということで、名前についてはそれぞれ受け取り方がお一人ずつ違うことがあると思いますが、いずれにしましても、あの大自然の中に位置する保養施設でもございますので、それについては御理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　私の聞いてるのは経過じゃなくて、何で悠悠荘かなんですよ。例えば、過去にある人が新婚旅行行ったときに、悠悠荘というのがあった。その名前がすごく気に入ってるんだ。今でも好きだということで私は使ったという、それを提案したら通っちゃったという、それでもいいと思うんですよね。何かその、思いつきでだれ

かがちょっと言ったのが通っちゃったのかどうか、その辺を聞きたいんですよ。何かだれか言ったのは、これ根拠があるはずなんですよね。（「安い辞書でよく調べてみなよ」と呼ぶ者あり）それをもう少し聞きたいんですよ。（「ゆったりとしたありさま」「あるかね」「あるって」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　先ほど、プロジェクトあるいは協議経過を申し上げました。助役からも話がありましたが、やはり議論の中では乗鞍高原という広いところでございます。悠悠という意味では、辞書を引いておわかりだと思いますが、意味は何点かあるわけでございます。悠悠として大地でというような意味もありますし、のんびり、そういうものを含んで議論は重ねた経過でございます。そういう結論の中で、自然環境に恵まれた場所だということを含みまして決めさせていただいた経過でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　今の答弁でしたら、字が違うんじゃないでしょうか。（「字が違う」と呼ぶ者あり）恐らく字が違うと思うんですね。

それから、今の答弁する前に、恐らく共産党の方ですか、何か答弁してたみたいですけども、共産党議員の方に何か関係あるんですか。（「関係なんかないですよ。辞書に載ってあることを言っただけですよ」と呼ぶ者あり）これを理事者の方から聞きたいんですよ。答弁する人は理事者の方からお願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私はこの名前はふさわしいというふうに感じております。中国の李白の詩には「悠悠として南山を見る」。あるいは国内では悠悠自適というふうな意味合いもございますので、ちょうど適当な名前ではないかと、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　これ以上やっても時間がかかりますので、この辺にしたいと思いますけれども、いずれにしても、これ委員会の方に付託するんじゃないかと思うんですが、委員会の中では、今までのこの答弁のやりとりも参考にしていただきまして、十分検討していただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。市川資信君。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

○26番（市川資信君）　私はどうも皆さんより感覚が鈍いのかもしれませんけれど、あんまりかっかしてないんですけど、信州大学さんのおっしゃられることもある程度理解できるんですよ。もっと私は単純に考えるのに、代表者会議でもちょっと御指摘申し上げたんですけれど、安曇という名前は固有名詞ですから、使っても一向にこれは何人と言えども指摘はできないわけですね。問題は「荘」なんですよ。（「そうだ」「そうだな」と呼ぶ者あり）そうじゃないかと思うんですけども。（「95点」と呼ぶ者あり）

それで、日野市民の家安曇とか、私、一ノ瀬副議長と一緒に安曇村へ、例の用地問題で行ったときに、安曇村と安曇野のことがよくわからなかったんで、向こうの議長に、安曇野さんとはどういう、ちょっとそれに関連する質問をしたら、安曇野というのは、まだできて歴史の浅い非常に新しいまちなんだ。安曇村というのは、大変古い歴史を持ったところでというようなことを得々と説明聞いたんですね。で、安曇野というと、今は歌の文句ではないんですけど、みんな知ってるんですよ。安曇村というのは、私、勉強不足なんですけれども、上高地も安曇村にあるというのは知らなかった。上高地というのは、また何かほかの上高地という、また字じゃなくて名称かと思ったんですね。そしたら、安曇村上高地なんですね。非常に、安曇というのはごろもいいし歴史もあるし、安曇村に日野の家が、青年の家にしろ市民の家にしろできるということは、非常にうれしいことですよ、いずれにしても。ですから、安曇という名前は残してほしいですよということは申し上げておいたんですね。ところが、今回悠悠荘となって、悠悠荘では、本当にどこにあるのかわかりませんね。大成荘のようなもんで、八ケ岳で悠悠荘だっていいし、どこだって日野だって悠悠荘、そこの旭が丘にあるかしの木荘だって悠悠荘だっていいわけですけど、むしろそっちの方がいいかなというぐらいで、そういう中で16個固有名詞が挙がった、と先ほど企画財政部長が言われたんですが、安曇という名前の入ったものはそのとき出たのか出ないのか、ちょっとその辺をお聞かせいただきたいんです。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

先ほど16というふうに申し上げました。安曇という問題につきましては、何点か出ました。しかし、この出た問題につきましては、村等の意見もいろいろ聞きまして、これは全く聞かない前のプロジェクトチームの個人的な意見を出してもらったという中には何点かあります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　安曇という名称も何点か出たということでございますが、村に問い合わせたら、安曇という村の入った名称はどういう返事だったんですか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　やはり、村の方でもいろいろ協議をしてたように伺っております。その中では、やはり安曇という安曇荘だけでなくして、基本的には乗鞍高原は、市としては使いたいという意見も申し上げました。そういう中では、安曇荘だけでなくして、できれば安曇というものをなくしてほしいというのが、村からの意見でございます。よってそれを採用しないで、一本にこれに絞ったということでございます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　村から安曇という名称も紛らわしいから使わないでほしいというのは、ちょっと私は、安曇村の指摘は行き過ぎだと思いますね。安曇は、本当に先ほども申し上げましたように、特にこの議員は、浅間温泉で研修会を開いたことがあるんですが、そのときに白骨温泉のいわゆる安曇村の元校長先生をやっておられた歴史に非常に詳しい方の講習会というんですか、勉強会を開いたんですよ。そのとき、あの当時の安曇村の古い歴史、いきさつ等を調べた。造詣、かなりこの30名深いと思う。新しい人は何人かいらっしゃいますけども、本当に深いと思うんですよ。そういうことを考えたときに、本当に安曇の名前がつくことを、大変いいなというふうに思うんですね。

それを向こうが否定してくる。安曇村につくるのに安曇という名前がつくことを否定するということは、あの村も今後、あの地域はまだどんどん開発されると思いますね。というときに、安曇という名前のついたものは、これからどんどん出てくると思うんです。そのときに、日野市だけが悠悠荘で、安曇という名称がないということは、ちょっと寂しいような気がするんですよ。

で、議会からの要請もあるんだというようなことで、できることならば、安曇という名称の入った一つの名前にすることが、私はむしろあれだけ立派なものをつくるんだったら適当ではないかなという感じしたんで、これは文教委員会ですね、文教委員会でその辺のところを御検討いただければありがたい。

以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第53号、日野市乗鞍高原安曇（あづみ）荘設置条例の一部

を改正する条例の制定の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

これより議案第54号、浅川右岸第五処理分区（３－１）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第54号、浅川右岸第五処理分区（３－１）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、浅川右岸第五処理分区（３－１）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億4,358万2,000円で熊谷道路株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　議案第54号、浅川右岸第五処理分区（３－１）工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

まず契約金額でございますが、１億4,358万2,000円でございます。契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。工期でございますが、契約の翌日から平成４年３月17日までございます。契約の相手方でございますが、東京都新宿区新小川町８番27号、熊谷道路株式会社、代表取締役、牧田新一郎でございます。

次のページでございますが、入札の経過につきまして御説明を申し上げます。

現場説明を６月４日に行いまして、入札を６月17日に執行いたしました。その結果、熊谷道路株式会社が１億3,940万円で落札をしたわけでございます。

工事の概要でございますが、３ページでございます。管布設工。管の直径が250ミリで、延長が1,862.6メーターでございます。開削工事でございます。工事の位置につきましては、下欄のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第54号、浅川右岸第五処理分区（３－１）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号、浅川右岸第六処理分区（３－５）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第55号、浅川右岸第六処理分区（３－５）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、浅川右岸第六処理分区（３－５）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億1,536万円で笹島建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　議案第55号、浅川右岸第六処理分区（３－５）工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約金額でございますが、１億1,536万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期でございますが、契約の翌日から平成４年３月17日までございます。契約の相手方でございますが、東京都港区南青山二丁目22番３号でございます。笹島建設株式会社、代表取締役、笹島信義。

入札の経過でございますが、現場説明を６月４日に実施いたしまして、入札を６月17日に執行いたしました。入札の結果、笹島建設株式会社が１億1,200万円で落札をいたしました。

工事の概要でございますが、３ページでございます。管布設でございますが、管径250ミリでございますが、延長1,473.6メーターでございます。工事の方法は開削でございます。工事の位置につきましては、この図面のとおりでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第55号、浅川右岸第六処理分区（３－５）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号、日野第一旭が丘処理分区（３－１）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第56号、日野第一旭が丘処理分区（３－１）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野第一旭が丘処理分区（３－１）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億4,677万5,000円で株式会社、清水組が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　議案第56号、日野第一旭が丘処理分区（３－１）工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約の金額でございますが、１億4,677万5,000円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成４年３月17日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都日野市大字石田410番地の６、株式会社、清水組、代表取締役、清水保雄でございます。

入札の経過でございますが、現場説明を６月４日に実施いたしまして、入札を６月の17日に執行いたしました。入札の結果、株式会社、清水組が落札をいたしまして、１億4,250万円で落札をいたしました。

なお、このナンバー８の馬淵建設株式会社の入札辞退でございますが、昭和61年３月でございますけれども、馬淵建設株式会社の社員が横須賀市で発注をいたしました工事の入札を妨害をいたしまして、競売入札妨害罪で起訴されまして、平成３年３月５日に有罪が確定をいたしました。建設大臣が平成３年６月10日から５日間の営業停止命令をしたわけでございます。この業者の指名につきまして、私ども調査がちょっと不十分で指名をしてしまったわけでございます。入札の６月17日に、会社からただいま申し上げました理由をもちまして、入札辞退の申し入れがあったということでございます。今後、このようなことがないように、私ども十分指名に際しましては、会社の内容につきまして調査をいたすことをお約束を申し上げます。

工事の概要でございますが、３ページでございます。推進工でございますが、管の直径は800ミリでございます。延長が329.0メーター、刃口推進でございます。位置につきましては、下記の図面のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第56号、日野第一旭が丘処理分区（３－１）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第３－７号、ＪＲ線・黒川踏切の拡張に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－７号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第３－８号、黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願、請願第３－９号、（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－８号、請願第３－９号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第３－10号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－10号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第３－11号、日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願、請願第３－12号、拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情、請願第３－13号、平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情、請願第３－14号、集会所設置に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－11号、請願第３－12号、請願第３－13号、請願第３－14号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより日程第14、請願第２－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願の付託替え、日程第15、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願の付託替えの件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

日程第14及び日程第15の２件については、文教委員会に付託しておりましたが、文教委員長の申し出により、厚生委員会に付託替えをいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第２－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願の件は、厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は６月27日、木曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時30分　散会

6月27日　木曜日　（第9日）

平成3年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第17号）

6月27日　木曜日　（第9日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	簇野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成3年6月27日（木）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1　議案　第85号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2　議案　第29号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3　議案　第30号　日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4　議案　第39号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5　議案　第40号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6　議案　第41号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7　議案　第42号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8　議案　第43号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9　議案　第44号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案　第45号　日野市農地課税審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議案　第52号　日野市立大成荘改築工事請負契約の締結について（総務・厚生・建設）

日程第12　議案　第47号　平成3年度日野市一般会計補正予算（第1号）（文教委員会）

日程第13　議案　第87号　日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議案　第53号　日野市乗鞍高原安曇（あづみ）荘設置条例の一部を改正する条例の制定について（厚生委員会）

日程第15　議案　第46号　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について（建設委員会）

日程第16　議案　第48号　平成3年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17　紹介議員の取り下げの件（総務委員会）

（請願審査報告）

日程第　18　請願 第 3－14 号　集会所設置に関する請願
（厚生委員会）
日程第　19　請願 第 3－6 号　美浜原発２号機重大事故に関する陳情
（建設委員会）
日程第　20　請願 第 3－7 号　ＪＲ線・黒川踏切の拡張に関する請願
（継続審査）　（総務委員会）
日程第　21　請願 第 2－29 号　市内連絡バス（ミニバス）の路線の一部変更を求める請願
日程第　22　請願 第 2－32 号　無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願
日程第　23　請願 第 3－11 号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願
日程第　24　請願 第 3－12 号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情
日程第　25　請願 第 3－13 号　平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情
（文教委員会）
日程第　26　請願 第 3－2 号　２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願
日程第　27　請願 第 3－10 号　学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情
（厚生委員会）
日程第　28　請願 第 2－20 号　日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願
日程第　29　請願 第 2－24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願
日程第　30　請願 第 2－25 号　中ホール建設に関する請願
日程第　31　請願 第 3－8 号　黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願
日程第　32　請願 第 3－9 号　（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願
（建設委員会）

日程第　33　請願 第 2－4 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願
日程第　34　請願 第 2－5 号　帝人高層独身寮建設反対に関する請願
日程第　35　請願 第 2－11 号　中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願
日程第　36　請願 第 2－28 号　大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願
日程第　37　請願 第 2－30 号　（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願
日程第　38　請願 第 3－1 号　大坂上二丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情
日程第　39　請願 第 3－4 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願
日程第　40　請願 第 3－5 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願
（継続審査議決）
日程第　41　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　42　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　43　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　44　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（議案上程）
日程第　45　議 案　第 57 号　浅川右岸第六処理分区(3－3）工事請負契約の締結について
日程第　46　議 案　第 58 号　浅川右岸第六処理分区(3－4）工事請負契約の締結について
日程第　47　議 案　第 59 号　浅川右岸第六処理分区(3－1）工事請負契約の締結について
日程第　48　議員提出議案第６号　長崎県雲仙・普賢岳火山噴火被災に対する住民への見舞いに関する決議
日程第　49　議員提出議案第７号　公団家賃の値上げに反対し、公団家賃改定方式の

再検討を求める意見書

日程第　50　議員提出議案第８号　自衛隊の海外派兵に反対する意見書

日程第　51　議員提出議案第９号　老人保健法の一部「改正」案の撤回と老人医療費の無料制度復活を求める意見書

日程第　52　議員提出議案第10号　小選挙区制の導入に反対する意見書

日程第　53　議員提出議案第11号　借地・借家法「改正」に反対する意見書

（緊急質問）

追加日程第１　庁舎食堂の業者選定に於ける疑義ついて

本日の会議に付した事件

日程第１から第49及び追加日程第１まで

午後４時37分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時38分　休憩

午後９時41分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。庁舎食堂の業者選定に於ける疑義についての件につき内田　勲君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際、緊急質問を日程に追加し発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって内田　勲君の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。

内田　勲君の発言を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（内田　勲君）　ただいま議長より緊急質問のお許しが出ましたので、ただいまより質問をさせていただきます。

また、この質問に対しまして、皆様方の貴重な時間をいただくことになりましたけれども、御協力大変ありがとうございました。

それでは、庁舎食堂の業者選定時における疑義について、質問をさせていただきます。

御承知のとおり、パート職員の雇用をめぐるトラブルから閉鎖状態になっていた日野市役所の庁舎食堂が、今月の24日から、約２カ月ぶりに再開をいたしました。今回「株式会社一冨士」と契約を結びましたけれども、この業者選定における疑義についてお伺

いいたします。

今回のこの契約の当たりまして、理事者側はどの程度の情報の入手のもとに決めたかについてお伺いしたいと思いますけれども、私が調査したところによりますと、今回、契約しました「株式会社一冨士」は、過去10年間において大変大きな食中毒事故を起こしております。このことについて、行政は知っていたのかどうか。この点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

日野市が市役所の食堂に入店を許可しておりますのは、「株式会社一冨士」でございます。ただいま御質問のありました中毒事件につきましては、２件とおっしゃいましたけれども、その１件は「株式会社ジャパン・グロサリー」、社長は冨依鈴子でございます。これは平成３年３月６日に中毒事故を発生させたという業者でございます。

あと一つは、10年前とおっしゃいましたけれども、昭和55年11月22日でございますけれども、「一冨士食品パイオニアランチ青梅店」、これは会社名ははっきりしませんが、そういう名称の、いわゆる食堂でつくった弁当によって中毒が発生したということでございまして、この10年前につきましては、もちろんかなり古いわけでございますし、また先ほど申し上げました「株式会社ジャパン・グロサリー」につきましては、社名も全く違いますので、業者選定のときには存知していなかった、知らなかった、ということでございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　ありがとうございました。

ただいまの総務部長の答弁によりますと、過去10年の間に二度の食中毒事故を起こしているという答弁がございましたけれども、55年に食中毒を起こしました会社の名前が「パイオニアランチ」、そして経営者が冨依利正さん。それからことしの３月に食中毒を起こしました会社が、今、部長の方からお話がありましたように「ジャパン・グロサリー」、この経営者が冨依鈴子さん。一見、社名も違いますし経営者も違いますけれども、いろいろ調査してみますと、この10年間において業者が事故を起こしました地域は三多摩地域に限られておりますので、特に昭島であるとか、五日市であるとか、こういった地域でございますので、管轄の保健所が青梅の保健所でございます。再三にわたる青梅の保健所の改善命令に対しましても、なかなか応じようとせず、「株式会社一冨士」という名前があるんですけれども、巧みに社名を変えまして、さらには経営者が夫だったり妻であったり、ただいま言った２社の経営者は夫婦でございます。本来ですと奥様の方は「一冨士」の専務という役職でありながら、本来の業務は財務が主たる仕事だそうです。しかし、保健所のいろんな指摘に対してかいくぐるために、先ほど言ったような社名を変えたり代表者の名前を変えたりしているわけでございます。

そういったことで、行政の方も気がつかなかったということですけれども、これからは夏に向かいまして、非常に食中毒の多く発生する時期でございますけれども、市民の利用も大変多い食堂でございます。もちろん職員も大変利用しております。こういった背景の中で、果たしてこういった事実があった中で、こういった業者を使っていくことが果たしていいのだろうかと私は大変心配するわけでございます。この点につきまして、行政の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

私ども「一冨士」に市役所の食堂の経営をさせるということの決定をいたしましたのが５月27日でございます。匿名によりまして市役所に送られてきた投書が、６月18日に来たわけでございます。したがって、５月27日から「株式会社一冨士」は市役所の食堂を経営すべく準備に入っているということでございます。

18日の投書を受けまして、内容を十分、庁内で精査をすると同時に、いわゆる３月６日に起きました中毒事件につきまして、所管でございます青梅の保健所に内容の照会をまずいたしました。この件につきましては、保健所といたしまして、内容の公表にかなり限界があるような様子であった、ということでございます。しかしながら、内容でありますとか、あるいは青梅保健所がとりました行政指導の内容、行政処分、それから営業再開に至るまでの経過、原因、こういったものを聞いたわけでございます。

簡単に申し上げますと、３月６日に事故を発生し、いろいろ東京都の行政指導あるいは営業停止処分、こういったものを経まして、内容の改善等を行いまして、保健所のいわゆる改善命令等を遵守しまして、４月２日に営業を再開しているということでございました。これは、先ほどからお話がございますように、この「パイオニアランチ青梅店」で弁当をつくりまして、青梅市内の会社従業員に配布をしている、そういう形態でございます。

一方、日野保健所に対しましても、今後この「一冨士」が市役所の食堂に入った場合の行政指導なりそういうものをどうするか、いろいろ協議もいたしました。

結論的には、平成３年３月６日のこの「一冨士」の系列会社であります「ジャパン・

グロサリー」の問題につきましては、一応行政的にも決着がついているということで、その後、営業も開始をしているということでございます。

それで、私ども６月24日の開業を控えておったわけでございますので、この投書があった間、この会社の営業部長をとりあえず、これは社長を呼んだわけでございますけれども、社長が不在でこられませんので、営業部長を呼びまして、事実確認と、それから今後市役所の食堂を行う上での決意でありますとか、それから市から厳重注意をいたしました。その上で、同日でございますけれども――失礼しました。投書がありましたのは６月13日でございます。それで18日に営業部長を呼びまして、先ほど申し上げましたような処置をとると同時に、食堂の業務委託契約を締結したということでございます。

それから６月24日、開店の日でございますけれども、社長を呼びまして今後の食品衛生の管理を厳格にするように、それから、もちろんこういう事故といいますのは従業員も関係するわけでございますから、従業員からのそういった事故の起こらないような、そういう万全の措置をとるように注意をしたわけでございます。さらには、日野の保健所の方に私みずから、今後、この「一冨士」の営業についての指導を徹底して行っていただきたい、という要請も行いました。

先般、ちょうど同日でございますけれども、保健所におきまして、日野市内の集団給食業者を集めまして、夏に向かっての食中毒の防止の説明及び徹底を行ったということでございます。

また、個別に特に保健所の方からも、この食堂業者に対しまして強力な行政指導をするように、お願いをしたところでございます。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　「一冨士」の関係会社ということでございますけれども、55年の事故が、実際に食中毒にかかった人が147名でございます。ことしの３月に起こりました事故につきましては、169人の方が食中毒になられたわけでございます。これだけの大きな事故を起こした業者が、「今後、気をつけます」と言って、果たしてそれで信用できるんでしょうか。

今回、この庁舎食堂の中でも仕出し弁当を用意するということを伺いますけれども、こういうことを聞きますと、なおさら心配になるわけでございます。この２件の業者は、いずれも仕出し弁当だったそうですけれども、その弁当は同じ工場でつくっているそうでございます。今回、庁舎でも始めますこの仕出し弁当は実際どこでつくるんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　現在、庁内の食堂につきましては、庁内の付属する食堂で食べるのと、それから差し当たっては本庁内の各課に弁当を配布をする、そういう今計画になって、実施をしております。その弁当につきましては、当然のことでございますけれども、市役所内の厨房で作製をするというものでございます。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　それでは、もう少しお伺いしたいんですが、今回、庁舎内の食堂の厨房でいろんな準備をするんだと思いますけれども、それぞれいろんな材料の入手だとか、あるいは実際にそこで働く人たちが果たしてこの庁舎だけなのか。その他、関係会社の方との交流といいますか、行き来があるのかどうか。その辺はいかがでございましょうか。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　これは「一冨士」の正職員と、それからいわゆる臨時で雇用した職員でございまして、この食堂との作業を他の施設と、かけ持ちをするということはございません。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　それは契約の中ではっきりうたっているんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　そこまではうたってございません。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　それでは、その内容については契約はしてないということですけれども、確認はしているんですね。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　内容の確認はしております。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　果たして今までの答弁で、この業者を入れて心配ないと言い切れるかどうかなんです。そこが一番心配なんですけれども、先ほどの話ですと、営業部長を呼んでいろいろ注意したとか、今後、日野保健所に対しても指導を依頼したということでございますけれども、あえて、これだけの事故を起こした業者を、たとえ注意したからということであえて使う必要があるのかどうかです。ほかには業者が全くいなかったのかどうか。その点はいかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　業者選定につきましては、当初、１年前になりますけれども、ジューキ食品sを選定するときに、いろいろ各市役所とか、あるいは企業、学校等に食堂業者として入っている会社を選択をいたしまして、それで日野市の市役所の食堂で市が提示をした仕様に基づいて営業をする意思があるかないか、その計画の内容を示してほしいという、そういう調査をいたしました。今回、それらの資料をもとに業者選定をしていったということでございます。

その資料では、全部で５社ございまして、総合的なことを考慮いたしまして、いわゆる途中で撤退をいたしました「ハーベスト」にまず当たりまして、「ハーベスト」につきましては、種々な経過で撤退ということになったわけでございます。

それで、その二番手といたしまして「一冨士」を選定をしたということでございます。この「一冨士」につきましては、市役所の隣の実践短期大学の食堂にも入っている実績等があるということで、その辺も信用した一つの要因ではあるということでございます。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　５社が対象になったということでございますけれども、「ハーベスト」につきましては、御承知のような経過で辞退をされてしまったんで、これは対象外だと思うんですが、その他の業者から、あえてこの「一冨士」に決めたという背景が、いまひとつわからないんですけれども、普通、考えて、「ハーベスト」が契約を断ってきたという背景には、一つ、パート職員の問題があるんだと思うんです。今どきパートの職員を抱えて、しかも10人にも満たない職員が事あるごとに、例えば座り込みやるぞとか、そういったような体質の社員だと思えば、普通業者はもう来ませんよね。そんなにこういったところの食堂ですと、効率もいいわけじゃないんですから、なかなか利益を出すということも難しいわけです。そこへ来て、さらに職員がそういう体質でしたら、普通は逃げるわけです。そこをあえて「一冨士」がそういった職員も雇用しますということで契約を結んだということで、私が、これは何かあるんじゃないかなと思ったんです。調べたら、こういった背景があった。なるほどと。この３月にこういった事故を起こせば、相当、仕事は減っているはずなんです。ですから多少の条件はのんでいても、何とか仕事をとりたいというのが「一冨士」の心境じゃないかと思うんです。

また、行政側としましては、そういった職員も何とか抱えた上で契約をしてくれる業者がいれば丸く治まる、という背景もあったと思うんです。そういった両者の恐らく気持ちがうまく合いまして、今回の契約になったのじゃないか、こんなふうにも思えるんですけれども、業者がたとえ決まっても、その背景に食中毒の心配があっては何にもならないと思うんです。多少、閉鎖した期間が長くなっても、やはり安全に、おいしいものが安く食べられる業者を探すことに努力するのが筋じゃないか、とこういうふうに思うんですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　先ほどからお答えをしているように、最終的な判断といたしましては、青梅で起こしました事故の問題についての保健所の見解、それから今後「一冨士」に市役所の食堂を経営させた場合の、今後のいわゆる事故防止等の問題、これは、特には日野保健所との問題でございます。当然のことながら、いわゆる「一冨士」の業者について、保健所がいいとか悪いとか言う立場ではございませんから、そういう話にはなりませんけれども、私どもは日野保健所といろいろ協議をし、今後の対応を考えたときに、「一冨士」で十分注意をすれば、こういった事故の防止はできるだろう、そういう判断をいたしまして契約をした、そういうことでございます。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　市長にお伺いしますけれども、本当に市長、今後はこの業者で安全に食堂の営業ができるとお考えでしょうか。市長、お伺いします。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私もその情報を今週の初めに聞きまして、少々懸念を抱いたところでございます。

給食業者の一番致命的な部分といえる衛生上のことで前科があるということは、非常に不名誉なことだと言わざるを得ません。契約そのものには若干の情報不足というようなことで、あと、保健所の御指導、それから当事者の責任にまつということでありますが、十分、状況を見極めまして、なるべく――工場を持っているとしましても、市の食堂は半製品を持ち込まないぐらいな当分の誠意は求めていかなければならないんじゃなかろうか、というふうなことも感じております。衛生思想に経営者が最も鋭敏であるべき責任でもありますし、業者としてのこれからの誠意を十分見極める必要がある、こういうふうには感じておるところであります。

長い間、不便をかけ、またその上に余り芳しくない情報がございまして、大変恐縮には思っておりますが、一応契約をしたことでもございますし、十分、直接の誠意を私も追求し、それから特別な感覚を求めて、本来、一番信頼されるべき庁舎の食堂などに不名誉なことがあってはならないということを厳重に対策していかなければならない、こ

のように感じております。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　市長の方から今の答弁をいただいたわけですけれども、少々懸念があるということでございますけれども、先ほど言いましたように、多くの患者を出してしまったわけです。こういった話を聞けば、少々懸念が残る程度じゃ済まないと思うんです。もう少し行政の長としてはシビアな判断をしていただきたい、とこんなふうに思うわけですけれども、これを聞いて、さらに市長の方から、例えば「一冨士」の工場を担当者に見に行かせるとか、そういったようなことはしたんでしょうか。

それから、10年前の昭和55年の事故につきましてはともかく、ことしの３月に起こりましたこの事故について、原因が何だったのか、それでその原因に対してどんな対策が具体的にとられたのか、そういうものを聞いた上で安心しているのかどうか、それについて指示も出したのかどうか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　自前の工場というものまで調査したかどうかは、私も正確には存じませんが、御指摘のとおり、関係の給食事業の背景も十分、工場も含め、また衛生観念のことも含めて、もう一遍調査もし、また保健所の所見も伺って、心配のない対応を必ずしなきゃいけない、このように感じております。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　私の聞いたのは、報告を聞いたとかどうかじゃなくて、指示をしたか。工場を見に行ってこいと。この情報を市長が聞いてから、そういった指示を部下に出したかどうかです。市長がみずから行く必要もないと思うんです。実際に現場を見てこということで、指示を出したかどうか。

それから、今言いましたように、そのときの原因と対策がどうなっているかというのも確認したかどうか。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私どもの知識といたしましては、庁舎の食堂で、いわゆる給食事業を行うわけでありますから、場所を指定をして庁舎の中で作業をやりなさい、というふうに考えておりますし、どこにどういう工場を持っているというところまでは、私も情報として承知しませんでしたから、そこまでの指示はしなかったということであります。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　これは日常の市長のいろんな行政の中での施策を決定の際、市長の指導力が相当発揮されているというふうに聞いているんですけれども、こういったときこそ市長の方からトップダウンで、やはり市民の命にかかわることですから、もっとシビアな指示を適切に出していただきたい。今回、それが全くされていないんじゃないかと思うわけてですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　そう言われれば、御指摘のとおりであります。これから十分、責任を持って対処しなければならないと感じております。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　総務部長に最後にお伺いしますけれども、今、市長に聞きました質問どおり、そういった調査をしたかどうか。

指示を出してないということですけれども、実際にそういったことをしたかどうか。

この２点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　ただいまの御質問でございますけれども、その辺の作業につきましては、いわゆる部長である私の職務であるわけでございます。これは、社長は冨依利正氏でございますけれども、この社長と、いろいろ市の食堂の経営について話し合った中で、できるだけ半製品は使わない、自然のできるだけ無公害な素材を生かして、この庁舎の厨房で調理をしてサービスをいたしたい。そういうことになりますと、当然のことながら従業員の数も増してくるけれども頑張る。

それから、この社長は管理栄養士の資格を持っておりまして、食堂の技術的な問題も含めまして、みずから指導もする、そういうこともおっしゃっておりました。

したがって、他の工場を見るというところまでは考えなかったわけでございまして、営業の開始に際しましても、社員教育ということで事前のミーティングないしは、また当日の朝でございますけれども、従業員に注意を与えるということで、やっていたわけでございます。したがって、ただいまの御質問のように、現地、要するに今作業をしております工場の調査ということは、いたしておりません。

あと一つは、青梅保健所の件でございますけれども、これは保健所の行政指導の分野でございますので、そう細かいところまで第三者に知らせるということは、なかなか不可能なようでございます。しかしながら、先ほどちょっと概略申し上げましたけれども、事故の中毒の実態でありますとか、想像といいますか、完全に断定はできなかったらし

いんですが、一応予測される病原菌であるとか、そういうことについては調査をし、把握をしております。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　ありがとうございました。

今の市長並びに総務部長の答弁を聞いている限りでは、大変それなりの努力はされたと思いますけれども、やはり今回の契約するに当たっては軽率な面があったんじゃないか、こう言わざるを得ないんじゃないかと思うわけでございますけれども、一応契約をして食堂の方も再開しているわけでございますから、不幸にして食中毒事故が起きてしまったということのないように、ぜひ今後、厳しい指導をお願いしたい。

同じ食中毒を起こしても、全くそういった過去に汚点のない業者を選んで、そして今回たまたま出してしまったということで起きた場合でしたら、市民もそれなりにその責については理解をするところだと思いますけれども、過去にこれだけの事故を起こした業者を使って、それでまたこの庁舎内でそういった事故を起こしたとなれば、市民感情的に見ても大変な責任問題になると思いますので、ぜひ厳しい指導をしていただきまして、こういった事故がこの庁舎内で置きないように要望しまして、この質問を終わりたいと思います。

大変貴重な時間、ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　　これをもって緊急質問を終わります。

これより議案第85号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　　それでは、議案第85号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務委員会の経過と結果について申し上げます。

本議案は、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を変更する条例の制定でございます。

本議案は、平成２年12月７日に付託されたものであり、継続、継続となって今議会でも慎重に審議をいたしたものでございます。

日野市の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものであり、第８条中、半日を１時間に改めるものであり、休暇は、１日を単位として与

える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、１時間を単位として与えることができる、というものでございます。

資料として、職員の服務規程の一部改正案の新旧対照表、その他６点の資料が提出されたわけでございます。いろいろ多くの議員から質問等がなされました。ところが、この実情に合わない、というようなこともおっしゃった者がございましたけれども、これらに関しては、また、改正する場合もあるというようなこともおっしゃられたわけでございます。この件につきましては、原案可決の場合で、前にも継続ということになっておりましたので、今回もその準備期間等も含めまして、期日を指定していつでも組合等々と合意ということもありますけれども、それらについては、やはりどうなっているかというようなことも質問として出たわけでございます。

やはり遅刻等については、ペナルティーも設けるべきだということもありますけれども（「了解」と呼ぶ者あり）はい。

多くの質問がなされました。総務委員会といたしましては原案可決と決しましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第85号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　　議案第29号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定でございます。

慎重審査の結果、全会一致これを原案どおり決しましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第29号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　議案第30号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例は、日野市の支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例でございまして、慎重に審議をいたしました。一部の方が、この市長構想はプラスの点もあり、またマイナスの点もある、市民によく説明すれば納得するだろう、廃止後、足の便をよく窓口で住民に意見も具体的にこのようなことを説明したならば、また廃止してもよいというようなことも言われるのではないかということで、継続が意見として出されたのでございます。

慎重に審議をいたしました結果、原案に対しまして賛成少数でございました。つきましては、これは原案否決と決しましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ただいまの委員長報告で、継続を主張した考え方もあったということでございます。日本共産党市議団の立場でございますので、一言、なぜ継続を主張したかということを明らかにしておきたいと思います。

多摩平支所の件については、その今後のまちづくり構想と含めまして、市長から本定例会で詳しい説明がありましたので、この点は省略をいたしたいと思います。

私どもは、この市の構想というものは、住民にいろいろと話し合いをしていく中で、

将来、必ず全市的な立場で住民も考えなければいけないときが来るだろう。また、あるいは市の構想が市民に納得がいくこともあるであろう、というふうに考えております。

しかし、現在、この条例提案の中では、住民への説明等が非常に不十分であるということが明らかとなったわけでございます。関連地域の住民団体、あるいは自治会、こういうところに具体的な説明をし、あるいは意向等を調査することが必要である。また、その際には、委員長報告でも発表がありましたように、もし多摩平支所を廃止したときに、それにかわる代替案、こういうものについても、はっきりとしたものをもって市民の合意を図っていかなければいけない。そのポイントは、一つは足の便であろう、という点を指摘したわけでございます。

もう一つは、新しいまちづくりが完成するまでの間の暫定的なあの地域周辺における市役所窓口、こういうものの設置も必要ではないか、こういうことなどを指摘いたした次第でありました。

御承知のとおり、この多摩平支所の廃止、これが打ち出されたのは、今の多摩平保育園の改築、こういうことをするに当たって、多摩平、あの周辺のまちづくりをどうしようかというところから出発したようでございます。

そしてまた、日野市では、日野市行財政調査会というところが、昭和61年に森田市長に答申をしております。その中身は、多摩平支所については、現在の状況の中で存在を見直すべきである、廃止する方向を打ち出しているわけでございます。

私はこの答申に全部賛成するわけではございませんけれども、この中には、座長の肥後先生、芦沢先生、そして大原光憲先生などが入っておられます。柴田先生も入っておられます。また、日野地区の労働組合の代表なども入っているわけでございますので、これをやっぱり一つの判断材料にすることも必要ではないか、ということも考えた次第でございます。

そういうことで、これは、この本会議場においても継続をしてもっともっと市民の意向を調べていくべきではないか、このように考えておりますので、以上、継続の理由を申し上げた次第でございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　私は、この否決案に対して、現在のもろもろの背景からしますと、これもやむを得ないというふうな判断をいたします。

今、竹ノ上議員から指摘された事項とは若干違いますけれども、ただ、行政改革という言葉も出ましたけれども、そういう視点から見たときには、長期的に見て、やはり多

摩平支所のあり方というものをもっともっと検討していく必要があるだろう、というふうに考えます。

そこで、現在、この多摩平支所ということを中心にして、当然テーマがこれですから、それを中心にして論議をするのは結構なんですが、ただ、4－3ブロックの扱いの問題だとか、あるいは病院との絡みだとか、あるいは市民全体のサービスとか、そういったことを、日野市全体の発展ということを見たときに、その辺を絡めて検討していかないと、この支所のあり方だけの論議であったかどうか、十分確認をしておりませんけれども、ちょっと近視眼的な部分が感じられなくもないという、ちょっと失礼かもしれませんが、そんな感じがしてなりません。

例えば、バス路線の問題なども、今、平山城址公園の方まで行くバスは70分に1本という内容です。これなども、もっともっとふやしてほしいという大きな市民要望があるわけです。多摩平支所を、例えば廃止あるいは縮小ということを考えたときに、この70分に1本を、例えば15分に1本とか、20分に1本とかというようなバス路線に改定していく。そうなれば、これは多摩平地域だけの問題ではなくて、この範囲、エリア全体が改善をされる、そういうことにもなるわけですから、そういう視点で、再度、今回の否決を十分受けとめていただいて、そしてトータル的に行政改革、また市民サービスをしていくにはどれがいいのかということを、より真剣に検討していただきたいということを意見として申し上げたいと思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は否決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって議案第30号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は否決されました。

これより議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第40号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第41号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第42号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第43号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第44号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　審査報告を申し上げます。

議案第40号、41号、42号、43号、44号は、ただいま議長が申し上げた議案のとおりでございます。

この議案は、外国出張の適用のため、費用弁償の処理及び額は市長の旅費の例による、というものでございます。

また、この費用弁償の額は、市長の旅費相当額、これは別表第2関係に見られるものでございます。

また、内外出張適用のため旅費の種類及び額は市長の旅費の例による、ということでございます。

さらには、職員の関係もありまして、これは別表の2の関係、日当、宿泊料、食事料を改正するものである、ということを申し上げておきます。

慎重に審議をいたしました結果、全会一致、原案これを認めることにいたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本５件について採決いたします。本５件に対する委員長報告は原案可決であります。本５件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第40号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第41号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第42号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第43号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第44号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第45号、日野市農地課税審議会条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　議案第45号、日野市農地課税審議会条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例は、税法の改正に伴い条例を改正するものでございます。これは昭和51年、宅地並み課税が実施されまして行われたものであり、57年には長期営農農地に変わったものでございます。そのようなこともございまして、税法の改正によってこのような審議会が必要となくなるということで、廃止でございます。

賛成多数で原案どおりこれを決しましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　議案第45号について、反対を表明する立場から、一言意見を申し上げたいと思います。

日本共産党は、国会における新生産緑地法の法制化に伴いまして、修正案を対置いたしまして農業者の利益を守るために頑張ってまいりました。残念ながらこの修正案は通らなかったわけで、結局、新生産緑地法が誕生したことになります。それに伴って農地

課税の審議を一々市段階でしなくてもいいということになったわけではございます。

しかし、もともとこの農地課税審議会条例が廃止になった背景が、新生産緑地法の誕生でございます。今回の新生産緑地法は、30年以上、確信を持って農業を続けるという人には農地として認めるけれども、それ以下の人は普通の宅地並みの課税を農地に対してもいたしますよ、という法律でございます。

私どもは、５年でも、あと10年でも20年でも続けたい、こういう農業者に対して、政府あるいは地方自治体も支援策を持つべきである、ということを主張をいたしました。一般質問で詳しく私から申し上げたとおりでございます。新生産緑地法に関連する条例でございましたので、日本共産党市議団、反対をいたすものでございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって議案第45号、日野市農地課税審議会条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号、日野市立大成荘改築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　議案第52号、日野市立大成荘改築工事請負契約締結についてでございます。

慎重に本委員会におきまして審査をいたしたわけでございます。特に、この財源内訳等につきましては、当初予算に5,000万計上し、一般財源とし、平成４年度、12億円以上を予算計上したいということでございます。国庫補助金の対象にはならないということであり、都補助金、保養所は対象ではないということでございます。振興交付金でこの財源補完をするということで都に申請を要望している、ということでございます。額が大きいので予算編成上苦しいけれども、起債を申請をして２年間にわたる事業でやっていくんだ、こういうことでございます。

慎重に審議をいたしました結果、本工事契約の締結については原案どおりこれを決しましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第52号、日野市立大成荘改築工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

本件については３常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　　議案第47号、平成３年度日野市一般会計補正予算第１号の審査報告を行います。総務委員会に付託されたのは、歳入全般と、歳出のうち総務費でございます。

主な質問を申し上げますと、この安曇荘開設記念事業バス借上料の10台分の内訳につきましては、なぜこの事業が必要なのか、だれを連れていくのか、等が出されたわけでございます。

これらに対しまして、９月以降の平日の市民を募集して、１回１台ずつ10回、施設へ案内をする事業で、バスを市が用意するものでございます、こういうことです。

また、落成後の予約状況は、予測できなかったこと、広報にて募集する予定である、等の回答があったわけでございます。

また、修正案を考えてみたいので６月27日に採決を延ばしてほしい、との意見も出されたわけでございます。６月27日の午前９時半に委員会を開きました。本日、委員会を開き、奥住議員のほか４名から、お手元に配付されております修正案が出されたのでございます。

修正案の内容は、歳出の企画調整費の乗鞍高原安曇荘開設記念事業関係費の359万8,000円を減額し、これに見合う額を歳入の繰越金から減額をするものでございます。

慎重に審議をいたしました結果、採決をいたしました。賛成多数で修正案が可決されたのでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　　厚生委員会の審査報告を申し上げます。平成３年度日野市一般会計補正予算第１号、歳出のうち民生費について、審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

民生費の補正額は、2,070万円でございます。主なものは、老人福祉施設費の中で、湯沢福祉センターの駐車場の設置の工事、これを住都公団より道路をお借りいたしまして９台を設置すること、さらに学童クラブ、学童クラブは二小学童クラブが区画整理事業の中で仮移転をする、その工事の費用と、物置を購入する費用でございます。

慎重審査を行いまして、意見もなく、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　　議案第47号、平成３年度日野市一般会計補正予算第１号の歳出のうち、建設委員会に付託されました土木費についての審査報告をいたします。

道路橋りょう費につきましては、道路改良としての用地購入費、高幡地区自転車駐車場新設工事費、都市計画費におきましては、生産緑地法の改正による事務経費などの補正によるもので、土木費の補正額は６億6,771万3,000円で、総額を88億8,913万8,000円とするものであります。

主な質疑としましては、高幡不動駅周辺の自転車対策、自転車駐輪場の苦情整理などへの対応、潤徳小学校南側用水路を整備し、自転車駐車場への設置等の質疑がありました。全会一致可決と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長の報告について御意見があれば承ります。下村　功君。

○8番（下村　功君）　簡単に申します。修正案に賛成し、原案に反対する立場で、一言意見を申し述べたいと思います。

予算案が市長の提出権限であることは十分承知ではありますけれども、しかし、やはり検討に当たっては多数の市民の良識といったものを踏まえた上で考えていかなければならないと思います。そういう点において、ここに提案されました乗鞍高原安曇荘の開設記念事業バス借上料につきまして、やはりこの夏に4倍程度の申し込みがあったということが第1点。

それから、公募という形ですけれども、やはり、例えばそれを老人団体、福祉団体等への特定団体への記念事業のバスの借り上げという形でやればどうだったんだろう、ということも検討課題として挙げられたと思います。

また、毎回毎回、職員が帯同していくことについては、定数等について非常に厳しい折、こういうことが果たしてどうなのかという疑問もあります。

以上の3点のような結果において、原案に反対し、修正案に賛成する意見とします。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　安曇荘へのバス借上料、この件に関して、日本共産党市議団を代表いたしまして意見を申し上げます。

現在、日野市におきましては、市民への交通費補助等という制度がいろいろとあります。例えば、夏は「沼津海の家」を利用した方、夏とは限りませんけれども、1泊1人2,000円の補助をいたしております。また、そのほか広島等への平和行事への参加、あるいは青少年の海外派遣、あるいはまた福祉でも、さまざまなものがあります。母子家庭の旅行等への全額補助、こういうものなどもあるわけでございます。

そういう中で、一般家庭の人たちが、そのような形の税の還元を受けるといいますか、そういう制度がある程度はあってもいいのではないか。その一例として、この9月から冬にかけまして、バス代だけを補助する、宿泊費は自己負担という形で、安曇荘の宣伝も兼ねてだと思いますが、そういう予算が組まれたものであり、この程度は私は市民に還元していいものではないか、こういう立場から、原案に賛成をいたしたわけでございます。

もちろん今後の運営については、公募、あるいはまた福祉団体とも相談をして実行していく、ということを願っていた次第でございますが、原案が否決をされてしまいました。日本共産党市議団の立場を、以上申し上げます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は厚生委員会と建設委員会は原案可決でありますが、総務委員会は修正であります。よって総務委員会の修正部分を含めた本件について採決いたします。

総務委員会の修正部分を含めた本件について賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって議案第47号、平成3年度日野市一般会計補正予算（第1号）の修正部分を含めた本件は修正可決されました。

これより議案第87号、日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第53号、日野市乗鞍高原安曇荘設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（高橋　徹君）　それでは、議案第53号、文教委員会に付託されました日野市乗鞍高原安曇荘設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

委員会といたしまして、大変慎重に審議をいたしました。この名称のことでありますけれども、準備委員会がいろいろな名称を挙げられていたわけでありますけれども、その数が計39の名称であります。その中より、お手元に配付してあります資料のとおり、修正案を委員会として、計8名の委員の中で委員長を除く6名より「日野市立乗鞍高原

日野山荘」という名称で提出をされました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　委員長にお伺いします。

２点あるんですが、１点は、この委員会の中で、前回、私が質問しました内容に対して、企画財政部長の方から、安曇あるいは安曇村というような名前は使わないでほしいと現地の方から言われた、というような話がありましたけれども、これはいつ、だれからそういうことを言われたのか、その辺の質疑があったのかどうか。

もう１点は、新聞で見た限りでは、これまた私の質問に対して市長が答弁しました「悠々として」というところが、どうも勘違いをされていたというようなことも、新聞を見て知ったんですけれども、この辺についての質疑があったのかどうか。もしありましたら、その経過を御報告願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　文教委員長。

○文教委員長（高橋　徹君）　安曇という名称につきましては、安曇村の行政サイドから、名称について紛らわしさを除くために、できる限りその名称については違う名称に変更をしていただきたい、という要望はありました。そのような説明が、説明員よりございました。

もう１点の、悠々という名称につきましては、新聞にもいろいろ出ておりましたが、市長の当初の説明につきまして、若干の間違いがあったように委員会の中でも論議がされました。そのような意味合いにおきまして、日野市民に一番わかりやすい名称はないものかということで、今私が冒頭に申し上げましたように、準備委員会でお互いにその中に出された資料の提出をお願いしたわけであります。その資料の中に、乗鞍高原日野山荘という名称がございまして、日野市のいろいろな建物の中で、今、生活課の方でも名称の変更をしているようでございますけれども、日野市立日野山荘、日野というのが一文字の中に２カ所あらわれているわけですけれども、日野市民が乗鞍高原に行って「日野山荘はどこですか」と尋ねたとき、「日野山荘というのは、日野さん、あそこですよ」と指差してすぐにわかるような、こういうように大変に親しみやすい名前ではないかということで、委員会の方で修正どおりなされたわけであります。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　大変申しわけないんですが、委員長のお許しを願えれば、企画財政部長並びに市長の方にお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょう。（「結構です」と呼ぶ者あり）

それでは、企画財政部長にお伺いします。

前回の私の質問に対しまして、今、委員長から報告がありましたような答弁が確かにあったわけですけれども、いつ、だれからこういうことを確認したのか、その点をまずお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今、いつ、だれから、というふうに質問されました。日にちは、私も文教委員会の方に要請があって明確に答えましたが、ちょっとその日にちはここに記録してありません。相手は助役さんでございます。私の方も一定の名称を考える中で、幾つか考えました。その中での助役さんとの取り合わせをして、できることであれば安曇ということについては考えてほしい、そういう意味でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　私も昨日、安曇村の役場の方に電話で確認してみたんですが、そのときの答弁ですと「特に安曇村あるいは安曇というのを使わないでほしいという考え方はない」というふうに聞いているんですけれども、この事実が企画財政部長が言っていることと私が確認したことによっては、この名称を考えるに当たって、安曇村というのを使った上で直すかどうかということにも、大変大きな影響があると思うんです。その点で、まず、いつ企画財政部長が確認したのかも、お聞きしたいんですけれども。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　６月14日というふうに文教委員会でお答えしたかと思いますが、確認したのは助役さんです。

なお、文教委員会のやりとりの中で、その後も社会教育部長あるいは助役の方から、先方の助役の方にも連絡しておりますので、私だけでなくして御確認いただけるかと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　例えば、日野市の場合、日野市の中に工場だとか営業所だとかつくる場合に、果たして日野という名前を使った場合に、「紛らわしいから使わないでほしい」という言い方をするかどうかなんです。常識的に考えて、安曇村にできた山荘について、安曇村という名前をつけるには全く不自然でないし、常識的にはむしろその

村から言わせればＰＲにもなりますし、僕自身はそういうことを、本当にそういうことを言うかと大変疑問に思うんです。確かに日野の中でも、日野事業所、日野営業所とかという名前がたくさんあるでしょう。それで何か問題が起きたことがあるんですか。

だから、安曇村に安曇荘という名前があったって、山中湖に山中荘という名前があっても問題ないと思うんです。そのくらいの反論をしてもよかったんじゃないですか。まして僕が聞いたら、そういう先ほど言ったような答弁が返ってきているんですよ。

僕が聞きましたら、当時の助役が昨年の11月に辞めまして、その後、空席になっていて、今度は村長になられたということです。そういう変化もありますし、今、村長がかわり、助役がかわっているんです。その辺のところで何か間違いはないのかどうか。

この安曇村を使うか使わないかによって、随分違うと思うんです。恐らく文教委員会の中では、はなから安曇村は使わない名前で行こうということでスタートしていると思うんです。安曇という名前を使う上での変更だったら、もっと考え方もあると思うんですよ。いかがですか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　確かに、今、議員さんからの質問の中で、前の村長さんが４月16日付だったと思います。過去の助役さんが村長に、過去、教育長でありました方が助役ということで、現在は私は６月になってからの確認ですから、現助役の確認でございます。今言われたことも申し上げましたが、村としては大きな、安曇ということについてはできるだけ避けてほしいということで、私はお答えしたつもりでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　委員会の中でも、その辺の話は出たと思うんですけれども、そのときに確認した先方の助役さん、当時わからなかったんですが、助役か村長さんが、統一地方選のためにかわっちゃったんで、今確認してもわからないというような話はなかったですか。

○議長（小山良悟君）　文教委員長。

○文教委員長（高橋　徹君）　特にそのことにつきましては、委員会の中で助役に確認という過程は実施をいたしませんでした。あくまで説明員の方からの説明に間違いなかろうということで、それを基本に審議を進行したわけであります。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　長くなって申しわけないんですが、やはり企画財政部長に言いたいんですけれども、質問に対して、先ほどの日付は答えなかったし、再度聞けば日付が出てくるわけです。もう少し答弁を丁寧にやってほしいんです。そうすれば、きょうあたりこんなことを言わなくてもいいんです。僕は何回か企画財政部長にも質問をしたことがありますし、ほかの方の質問したときの答弁を聞いていても、いつも誠意があると思えないんです。もう少し誠意ある答えを出してほしいんです。この件はこのくらいにしたいと思います。

次に、市長にお伺いします。新聞の記事は事実なんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も新聞の記事を後で読みました。委員会で、なにか、そういうお話が出たのかなというふうに感じました。記憶違いということもございまして、失礼をしたと思っております。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　この件について「失礼しました」じゃ済まされないんです。僕は、なぜ「悠々荘」なんですかと言いましたら、「中国の言葉にこういう言葉があります」という御答弁だったわけですから、これがそうじゃなかったということになると、どういうことになるんですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、単独で「悠々」という言葉は、例えば今度「八ヶ岳高原大成荘」ということと対置して、適当な言葉だというふうに思っておりましたし、悠々は、字引も引いておりますけれど、単独で「ゆったりした姿」というふうな解釈を示されておりますから、語源という意味に問われたものですから、たまたま記憶違いだというふうに、あんな結果になっておるわけでありますが、単独の言葉で私は決して見劣りのしない言葉だというふうには感じております。

私、失礼しましたと言いましたのは、記憶違いの点を指摘されたということで、失礼しましたというふうに申し上げております。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　そういうふうに市長は言うわけですけれども、やはり答弁のときに、古い中国の言葉に云々という言い方をされますと、そのときに全く知らない言葉が出ても、そうかなと思っちゃうんですよ。そして後になって「いや、あれは勘違いでした」では困るんです。もう少し、答弁する場合には、事実に基づいて答弁していただ

きたいと思います。

以上です。どうも貴重な時間をありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ただいま議題になっております点について、原案賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

今回、市の方で、日野市立乗鞍高原悠々荘設置条例ということで、修正の提案が出されているわけでございますが、要するに、悠々荘という施設名をつけたい、ということであったわけでございます。この提案についてのいきさつを、今、事細かく説明があったわけでございますが、それらを踏まえて、私はこの悠々荘という言葉が、ただいま市長からも話がありましたけれど、あの乗鞍高原の中で、非常に自然とのマッチした名称ではないか、こう判断をしたわけであります。

私が申し上げるまでもなく、悠々というのは、ゆったりとしてあわてない様子だ、というふうに辞書には出ておりますし、例えば、これも市長が申したことなんですけれど、悠々自適という言葉もある。これは「自分の思うこと、心静かにそれらをやりながら毎日を過ごす」――大体こういうような意味のことがどこの辞書にも書いてある、ということでもあるわけでございまして、こうした言葉は広く日本人のだれでもが大体知っているというふうに言っても差し支えないわけだと思います。

そして、先ほど申し上げましたように、安曇の自然の中で、この施設が本当に名称どおり市民の保養施設として利用されるということを、私は想定いたしますと、この悠々荘という名称がぴったりの名称ではないか、こういうふうに感じたわけでございます。大成荘との対置については、今、市長が申し上げたとおりでありますので、私もそれを是とするものでもあります。

なお、委員会で提案された際の、日野山荘というふうに名称を変えるという理由の一つに、例えば、もっと悠々という言葉に置きかわるようなポピュラーなものとして考えた、というふうな理由もございました。私は、先ほど申し上げましたように、悠々という言葉は、より私は多くの方々、市民の皆さんに知られているし、親しみを持っているという点では、日野山荘と何ら劣るところはない、このように考えているわけでございます。

もう一つ、先ほど委員長も報告の中に申し上げておりましたように、一つの条例名で

「日野」という言葉が二つ入っているというのは、ほかにはないと思うんです。（「あります、幾らでもあるよ」と呼ぶ者あり）ですから施設の名前で、こういうような二つ入るというのは、ほかにあったとしても、仮にあったとしてもです、私は改めてここでつけることはないんじゃないかということを感じているわけでございます。

よって、この修正は、さしたる名称変更をするだけの合理的な理由にはならないんじゃないか、このように思いまして、私は原案賛成、修正案に反対の立場を明らかにしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　簡単に申し上げます。

市民クラブとしましては、原案に対して反対、それからただいまの委員長の報告に対しても、日野山荘という名前から来るイメージが、浅間山荘というイメージにもつながるということもありまして、この部分についても反対をしたいという立場でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　修正案が委員会で可決されておりますのに、修正案に賛成の意見がないというのは、日野市議会の形としては、ちょっと問題だろうと思いますので、簡単に修正案賛成の意見を申し上げます。

公共施設の名称の命名に当たっては、平易かつ明快な名称をつけるのが最も妥当であろう、というふうに思います。そういったことを留意して名称をつけるとすれば、日野山荘、極めて妥当な名称だと思います。現地の皆さんからも、日野の施設として日野山荘という名称で親しんでいただけると思いますし、日野から現地を訪れる人たちにも非常にわかりやすい。日野の施設ということで、これからも親しんで使用していただける名前だと、確信をいたしております。

なお、市長の提案理由の折にお話がありました、「悠々として南山を見る」という李白の詩は、世界じゅう探しても、地球上には存在いたしません。これは陶淵明という、李白とは330年以上開きのある中国の詩人が詠みました「悠然として南山を見る」という漢詩の語源が正しいわけでありまして、市長の提案理由の折の説明は明らかに誤りであります。そういったことを踏まえて考えますと、ここで悠々という言葉は漢詩にもありませんし、悠然というのは、強いて探せば存在をするということで、こういったことを根拠に命名するということは不適切だということで、先ほど申し上げましたような理由をもって、名称の変更を修正という形で提案をさせていただいたわけであります。

私が聞くところによりますと、市民の皆様には非常に好評のようであります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって議案第53号、日野市乗鞍高原安曇荘設置条例の一部を改正する条例の制定の件は修正可決されました。

これより議案第46号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　議案第46号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定についての委員会の審査報告を申し上げます。

この条例の改正は、市立なかい地区広場、この土地所有者より返還を求められましたので、年度末にこの土地の返還をしたことと、名称が「市立」だけでございましたので、「日野」と、それから「大字」の文字を２カ所入れた、このためでございます。

質疑といたしましては、地区広場がなくなってしまうと今まで利用していた方が困るけれども、その後の対策はどうかということで、今、検討している、ということでございました。

採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第46号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件

を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　議案第48号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号の委員会におけます審査報告をいたします。

歳入は、繰入金の５億8,811万8,000円、及び繰越金の１億円であります。

歳出は、管理費及び建設費で、６億8,811万8,000円を計上しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億4,120万とするものであります。歳出のうち管理費は、２人の増員に伴う増額と、多摩平処理場の全面委託に伴い、３人の減によります減額、及び委託料が不足するため増額するものであります。

建設費は、東京都新都市建設公社の委託分につきまして、一部工法の変更によります工事費の不足分の補正と、建設省により制定される土木請負工事積算基準が改正され、経費率の引き上げによります増額分の補正によるものであります。

主な質疑としましては、雨水管の工事をどうやっているのか、汚水管を利用して雨水管を設置できないのか、入札不調等の状況はどうなっているか、等々の質疑がありまして、全会一致可決するものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第48号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第17、紹介議員の取り下げの件を議題といたします。

請願第２－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願の件については、紹介議員、鈴木美奈子君より、紹介議員の取り下げ願いが提出されております。

お諮りいたします。鈴木美奈子君の申し出のとおり紹介議員を取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって鈴木美奈子君の申し出のとおり紹介議員を取り下げることに決しました。

これより請願第３－14号、集会所設置に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　請願第３－14、集会所設置に関する請願でございます。請願者は、高幡556番地１－301、福嶋知代子ほか78名でございます。

本請願は、市営住宅に住んでいる方が、古い市営住宅を建てかえる場合には、ぜひ新しい高層住宅の中に集会所をつくってください、ということでございます。ただいま使用しているのは、福祉施設である浅川苑でございます。浅川苑は、福祉施設である関係上、敬老会が優先でということになっており、さらに30日前に申し込みをしないと使えない。また、さらには日曜日等が、また平日であっても敬老会が使っておりまして、しかも１年間の予約というような場合もあるそうです。

総務委員会におきましては、慎重に審査をいたし、全員一致これを採択と決しましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－14号、集会所設置に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第３－６号、美浜原発２号機重大事故に関する陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　請願第３－６号、件名は、美浜原発２号機重大事故に関する陳情でございます。

陳情の代表者の方は、日野市高幡711番地の６、ミヨシ高幡ビル503、日野生活者ネットワーク代表、中村敏子さんほか29名でございます。

この文面につきましては、皆様のところにもう既にお配りしてございますので、ぜひこれもごらんになっていただきたいと思いますが、美浜原発２号機で大事故が起きまして、これに対する不安の中から、また、事故が発生した後、報告が非常に１時間４分後ということで、このことについての不安なども述べられておりまして、通産省、関西電力、関係省庁にぜひ意見書を送っていただきたいということと、日野市としても省エネあるいは節電ＰＲ、自然環境や健康に害のないようなエネルギー対策への転換を進めていただきたいという、こういう中身でございました。

主な質疑といたしましては、多くの方々から資料の提出が求められまして、資料が出されまして、主なものは、日本の原子力発電所の今回の事故と、二つの外国の事故例とは同じレベルのものなのか、それから、二つの事故を教訓にして対策を立てていかなければならない、あるいは、事故が発生したときの市民への知らせ方は慎重にしないとパニックが起きる場合もある、また、国への働きかけをどうするのか、省エネ対策や節電を日野市としてはどうやっているのかという、こういう質疑が出されまして、担当の方より、日本と外国との違いはあるけれども、はっきりと資料をもって違うということは答えられない。また、国の方では、その土地より10キロを超えたところでは防災をやる必要はないといわれている。また、事故が発生したら、国や東京からの情報、指示により対応を立てていく。さらには、国、都へも働きかけをし、市も環境を守る立場でＰＲや省エネなどもやっていくという、こういうことでございました。

意見といたしましては、２月の事故なので、一致できるところでは、表現なども考慮しながら採択したらどうかという御意見と、この文案の中には、運転停止や２号機の廃炉なども入って、また、表現上も認められない点もあるので不採択だという、こういう御意見もございました。

その上で採決に入りまして、賛成少数で請願は不採択と決した次第でございます。これから、このことについて、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　それでは、努めて完結に、この陳情を採択すべきであるという立場で、意見を申し上げます。

美浜２号機と同じ形の加圧水型原発は、現在、日本に17基あります。この原発は、蒸気発生機の中に細い管を約3,000本から１万本、逆Ｕ字型をして組み込んでおりますけ

れども、実にたくさんの補修を重ねて使っているのが実情です。２センチ強の管を内側からさらに細い管を入れ込んだり、栓をして全く使用しないようにするという、非効率的で無理のかかる補修のやり方をしております。高浜２号機は46.1％の補修、玄海１号機は48.1％も補修をしています。金属疲労など、人間の想像の及ばない出来事に、補修を重ねた細管がどこまで耐えられるのか不安なところです。

次に、美浜２号機の配慮についてです。現在、美浜２号機は蒸気発生機の部分をすべて取りかえるという方針で、運転停止の措置がされております。私も廃炉が適切と考えますが、なぜかといいますと、今回の事故で、高温高圧の炉にＥＣＣＳという冷却装置が働いて、温度の低い水が入ることによって、炉の耐久性が落ちたのではないかと考えられるからです。そうでなくても、常々放射能にさらされているわけですから、こうした衝撃が加わることで、さらに炉がもろくなったと考えるのは、素人でもわかることではないでしょうか。炉の状態といい、細管の補修の状況といい、大変不安なところです。お弁当でも、一度事故が起こりますと不安に思うのが人の気持ちというものです。

実は、今から４年前、アメリカのノースアンナ原発で、美浜と同じようなギロチン破断の事故が起きています。ノースアンナでは、健全だった管が定期検査の２カ月後に何の前触れもなく破断しました。金属疲労が原因とされています。しかし、このとき、徹底的に原因究明をせず、破断管をプラグでふさいで運転を再開してしまいました。その結果、２年後に別の管で破断する事故が起こりました。そして、私が本当に困ったことだと思うのは、このとき、日本の通産省や原子力安全委員会が何の検討もせず、日本ではノースアンナのような事故は絶対に起こり得ない、と断言をしたことです。世界に冠たる技術力を持つ日本ですが、日本では絶対起こらない、と説明されたことが、２号機で起こったのです。そして、原発事故は起こるはずがないから防災体制も不必要というのは、何とも空恐ろしい話です。

元来、原発の事故に限らず、起こらないかもしれないけれども、もしも起こったときのためにつくるのが防災体制です。地震、火事、火山の噴火などについては防災体制があるのに、原発についてだけ、なくても安全というのは、素朴に考えても大変不自然なことです。

省エネルギーのＰＲについては、当然、必要なことだと考えます。私たちは子供のころ、親や年寄りから「使わない電気は消せ」と教えられてきました。しかし、現在はだれも使っていない部屋に電気がつけられていたり、ライトアップなどと、必要もないのに夜中じゅう電気がつけられています。節電を主としてＰＲするのは当たり前のことと

考えます。また、省エネ、代替エネルギーの促進というのは、時代の流れでもあります。

チェルノブイリ以降、世界各国で脱原発が進み、アメリカでは原発の新規発注はありません。イタリアでは、国民投票により脱原発が決められました。オランダは新規の２基の原発計画を凍結し、スウェーデンは国民投票で12基の原発を2010年までに段階的廃棄を決定をいたしました。日本と並んで最後の原発推進国といわれたフランスでさえ、1991年、今後、原発などへの新規投資を減らす、新規の発電所を天然ガス、石油、火力などに切りかえる、企業などの自家発電を促進する、廃炉原発を火力に転換する調査を行う、という方針を打ち出しています。

また、昨夜、たまたまＮＨＫのニュースで、原発の労働者被曝について、特集が組まれておりました。その中で、労働者のインタビューも放送されましたが、不安を訴える声が大変多く聞かれました。

また、近ごろ原発で働く労働者が少なくなってきており、求人の際も経験不問という採用条件がふえているということです。画面に登場しました元原発の現場監督は、素人が寄ってたかってつくっているのが原発であると発言をし、確かに設計の段階では、日本の科学力の粋を集めた原発であったとしても、その部品が全体の原発にとってどう大事なのかが確認されないまま仕上げられていく原発の実態が、浮き彫りにされていました。

さらに、核廃棄物は保管の問題があります。長いもので、プルトニウムの半減期が２万4,000年です。子々孫々までさわれない、燃やせない、流せないごみを残してまでエネルギーを使い続ける今の生活に疑問を抱くのは、私だけではないと考えます。原発に対しての市民の不安はどうなっているでしょうか。総理府の世論調査によりますと、1987年８月に増設反対23％だったものが、1990年９月には30％、削減を訴えるものが、1987年５％が９％、全廃２％が３％となり、チェルノブイリの事故の全容が明らかになるにつれ、原発を忌避する世論が進んでいることがわかります。日本の原発は絶対安全だと声高にＰＲされても、暮らしの中で感じる不安はぬぐい切れないということだと思います。

世界の脱原発のきっかけとなった５年前のチェルノブイリ事故ですが、これは二度にわたる爆発で吹き上げられた放射能が、8,000キロ離れた日本にも降り注ぎました。その数字は、研究所が驚いて、機械が壊れたかと思ったほどだったそうですが、事故から６日後の５月２日の朝日新聞によると、科学技術庁が国民に向かって「放射性物質、日本到達の可能性低い」――その中で、「放射性物質が日本に到達する可能性はごく低い、

と見ています。」これが、国が国民に対して発表した事故の状況です。

しかし、その後、日本各地で放射能汚染の実態が報告されました。例えば、５月４日、岡山で水道水から、５月７日、福井で空気のちりの中から、５月８日、茨城でホウレンソウから、５月18日、島根で牛乳の原乳から、放射能が検出されています。原発事故や放射能に詳しい一部の科学者や国民などは、しばらくの間、生野菜を口にしない、牛乳を飲まないなど、自己防衛をしたようですが、本当のことを知らされないほとんどの国民は、放射能に汚染された国内産の食物を体内に取り入れました。

私が加入しております生協でも、セシウムが227ベクレル検出されたということで、三重県産のお茶が一部供給停止になりました。国の基準値が370ベクレルですから、基準値内ではありますが、この基準値そのものが絶対安全という数字ではなく、我慢値であり、タイやフィリピンやシンガポールのように、日本より数十倍厳しい基準を定めている国もあるのです。国が安全だというから安全、国が発表しているから、それがすべてとは言えないということを、チェルノブイリの事故を通し大勢の市民が悟ったことが、先ほどの総理府の調査にもあらわれているのではないでしょうか。

今、出生率が1.53と取り沙汰されておりますが、フィンランドでは4,000人の女性が、当時、1990年までに原発をとめないと子供を産まない、とデモをしたそうです。日本のこの出生率低下は、日本の女性たちの静かな抗議だと私には思えるのですが、市民の声に耳を傾け、大切に生かし、足りない部分を国に主張していくことが、地方議会の大切な仕事だと考えますので、そういった意味でも、今回の陳情は採択すべきだと訴え、私の意見を終わります。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　本陳情につきまして、日本共産党市議団の立場を明確にしておきたいと思います。

若干、ニュアンスの違うところも感じるんですけれども、陳情分の要旨に大方、賛成する部分がありますので、この陳情は採択すべきであるというふうに思います。

蒸気発生機の損傷、ＥＣＣＳの作動ということで、蒸気発生機細管のギロチン破断という大きな事故が、美浜原発２号機において起こったわけでございます。

日本共産党は、この件に関しまして、一貫して蒸気発生機は加圧水型炉の最大の弱点として心配もし、警告も公表をして、関係機関に申し上げてきたことでございましたが、ついに現実のこととなってしまいました。

アメリカのスリーマイル島の原発事故後、12年がたっております。また、ソ連のチェルノブイリ原発事故から５年目に、ことしは当たっているわけでございます。本事故に関しまして、日本共産党は事故原因の徹底解明を強く要求して、今、闘っているところでございます。そして、その全仕様を公開して、国民の公正な批判にゆだねようと主張をしてまいっております。

そして、施設の、原発の総点検を、重ねて強く今、要求をいたしております。国民の９割が、今、原発に不安を感じているという世論調査もございます。日本共産党のこの立場を実現することが、国民の安全を守る道であるというふうに確信をいたしております。

若干のニュアンスの違いはありますけれども、私たち日本共産党は、原発への将来についての考え方の違いがあっても、それを乗り越えて原発の危険から国民の安全を守るの一致点での、国民の統一した運動の発展を強く望んでいる次第でございます。そういう立場から、本陳情に賛成をいたします。お静かに聞いていただきたいと思います。

簡潔に述べたいと思いますが、以下、日本共産党の賛成の立場を明確に申し上げたいと思います。

政府や電力会社が、電力が足りないと盛んに宣伝をしております。しかし、日本での史上最高の最多消費電力は、去年の夏場の８月７日、１億4,270万キロワットでございました。そして去年の最大発電能力は、１億7,219万キロワットだったわけです。3,000万キロワットの電力が余っております。もちろん、夏場はいろいろの状況がありますが、これは夏場の火力発電などの夏場の点検、こういう時期をずらしたり、各電力会社間の融通体制を適切に行うことなどによって、今の電力で乗り切る道もあるわけでございます。

しかし、なぜ日本の政府が原発を急ぐかという背景に、エネルギー問題におけるアメリカへの従属した姿勢がある、というふうに私は指摘したいと思います。この点を追及して明らかにしなければ、真の原発問題の解決はないというふうに私は思いますので、この点をはっきりと主張をしておきたいと思います。

日本共産党は、原発問題について、30年前です、1961年に綱領を確定いたしました。そのときも相当の論議を行いまして、綱領においても明確な立場をいたしております。原子力の軍事利用に反対し、自主、民主、公開の原子力平和利用三原則の厳守、安全優先の立場から、原子力開発政策の根本的転換と、その民主的規制を要求する。

原発問題は、御存じのように、軍事利用と平和利用という、互いに対立する深刻な二面性を持っているわけでございます。そういう点を考えながら、私どもは原子力問題に

ついて、原子力の発見自体は人類の英知の所産と考え、原子力の平和利用の可能性を探究する方向を当然としながら、自主、民主、公開の原子力平和利用、３原則を原子力関連機関が厳守することを求めつつ、当面、原発の危険に反対し、国民の安全を守るために全力を挙げている次第です。この見地から、私ども日本共産党は、原子力の軍事利用について一貫して反対をし、国内だけでなく、国際的にも核兵器廃絶、核戦争阻止の先頭に立って頑張っている次第であります。

そこで、当面の原発問題についての私どもの政府等への要求、これを数項目挙げまして、意見にしたいと思います。

第１番目は、原発の新増設は一切行わないこと。

２番目は、青森県の核燃料サイクル施設、北海道の放射性廃棄物貯蔵施設などの建設計画は、即時中止すること。

３番目、米ソ二大原発事故の教訓を組み入れて、安全基準を科学的に信頼できるものにつくり直し、新しい基準ですべての施設原発の総点検を行い、それに住民代表も参加させること。その結果に応じて永久停止、回収、出力低下などの緊急措置をとること。

４番目、その任務に当たるための必要な権限と十分なスタッフを持った安全審査委員会をつくること。この委員会は、政府からも電力会社からも、原子炉メーカーからも独立したものでなければならない、と主張しております。

５点目は、原発事故の際の防災避難対策を住民参加で再検討し、定期的な訓練を行うこと。この対策は、原発が立地している自治体だけでなく、立地点から一定の距離にある全自治体を含むものとすること。

６番目に、輸入食品の放射能汚染検査を強化すること。

７番目に、これも大事です。最後ですが、原発安全神話は、真剣な安全対策を推進する上での最大の障害であります。原発関係者の間からこれを一掃するとともに、非科学的な安全宣伝を打ち切ること。

以上を要求いたしましております。以上で、陳情に賛成の立場としたいと思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって請願第３－６号、美浜原発２号機

重大事故に関する陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第３－７号、ＪＲ線・黒川踏切の拡張に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　請願３－７号、ＪＲ線・黒川踏切の拡張に関する請願について、委員会の審査報告をいたします。

請願者は、浜井市太郎さんほか835名であります。請願要旨は、黒川踏切は幅員が３メートルと狭く、踏切が設置された当初と異なり、電車の通過量及び交通量が増加するため、事故防止のため踏切拡張の請願であります。

委員会では、６月21日、現地調査を行い、審査を行ってまいりました。主な質疑としましては、ＪＲにもっと踏み込んだ交渉促進について、踏切を統合して小さな踏切をなくそうとしている状況について、ＪＲと行政との費用負担等について、の質疑がなされました。

全会一致、採択と決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－７号、ＪＲ線・黒川踏切の拡張に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第２－29号、市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願、請願第２－32号、無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願、請願第３－11号、日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願、請願第３－12号、拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情、請願第３－13号、平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本５件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第３－２号、２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願、請願第３－10号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－20号、日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願、請願第２－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願、請願第３－８号、黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願、請願第３－９号、（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本５件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－４号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第２－５号、帝人高層独身寮建設反対に関する請願、請願第２－11号、中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願、請願第２－28号、大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願、請願第２－30号、（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願、請願第３－１号、大坂上二丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情、請願第３－４号、区画整理の諸点についてご配意下さいの請願、請願第３－５号、まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本８件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第41、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたしま

す。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第42、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第43、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第44、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第57号、浅川右岸第六処理分区（３－３）工事請負契約締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第57号、浅川右岸第六処理分区（３－３）工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本議案は、浅川右岸第六処理分区（３－３）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億3,266万4,000円で、小松建設工業株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、議案第57号の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、契約金額、契約方法、工期、契約の相手方でございますが、記載のとおりでございます。

次の２ページでございますが、入札の経過でございますが、入札の執行を６月25日に行いました。その結果につきましては、表のとおりでございます。

工事概要につきましては、３ページのとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第57号、浅川右岸第六処理分区（３－３）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第58号、浅川右岸第六処理分区（３－４）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第58号、浅川右岸第六処理分区（３－４）工事請負契約の締結について。

本議案は、浅川右岸第六処理分区（３－４）工事の請負契約を締結するもので、さきの議案のとおりの理由で提案をするものであります。

入札の結果、１億1,330万円で株式会社日野大野が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　議案第58号につきまして、御説明を申し上げます。

１ページでございますが、契約の金額、契約の方法、工期、契約の相手方でございますが、記載のとおりでございます。

２ページでございますが、入札の執行につきましては、６月25日に行いました。その結果については、表のとおりでございます。

工事概要につきましては、３ページのとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第58号、浅川右岸第六処理分区（３－４）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第59号、浅川右岸第六処理分区（３－１）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第59号、浅川右岸第六処理分区（３－１）工事請負契約の締結について。

本議案は、浅川右岸第六処理分区（３－１）工事の請負契約を締結するもので、前議案と同様の理由をもって提案するものであります。

入札の結果、9,960万1,000円で、吉原建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、議案第59号につきまして、御説明を申し上げます。

契約の金額、契約の方法、工期、契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

入札の内容でございますけれども、執行を６月25日に行いまして、内容につきましては表のとおりでございます。

工事概要につきましては、３ページのとおりでございまして、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第59号、浅川右岸第六処理分区（３－１）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第６号、長崎県雲仙・普賢岳火山噴火被災に対する住民への見舞いに関する決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。市川資信君。

○26番（市川資信君）　　議員提出議案第６号、長崎県雲仙・普賢岳火山噴火被災に対する住民への見舞いに関する決議でございますが、お手元に配付されました案文のとおりでございます。特段の御協力をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第６号、長崎県雲仙・普賢岳火山噴火被災に対する住民への見舞いに関する決議の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第７号、公団家賃の値上げに反対し、公団家賃改定方式の再検討を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　　第７号、公団家賃の値上げに反対し、公団家賃改定方式の再検討を求める意見書でございます。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第７号、公団

家賃の値上げに反対し、公団家賃改定方式の再検討を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後11時58分　休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　小　山　良　悟

署名議員　　一ノ瀬　　隆

署名議員　　板　垣　正　男